

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月23日

【事業年度】 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・スト
リート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合および下記の注記2に従う場合を除き、本書において「当行」、「親会社」または「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZ」、「ANZグループ」、「当グループ」、「当銀行グループ」または「連結会社」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において、「ANZニュージーランド」はANZバンク・ニュージーランド・リミテッドを意味し、「ANZニュージーランド・グループ」はANZニュージーランドとその子会社を意味する。
2. 疑義を回避するため、当行の個別財務書類（「第6 経理の状況－1 財務書類－(2)個別財務書類」を参照のこと。）においては、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「当行」および「ANZ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「当グループ」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
3. ANZの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2020年9月30日に終了した事業年度は2020年度と言及され、2019年9月30日に終了した事業年度は2019年度と言及され、2020年9月30日に終了した半期（半年）は2020年9月終了半期と言及され、その他の事業年度および半期（半年）についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
4. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「豪ドル」、「オーストラリアドル」または「セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル＝78.69円の換算率（2020年12月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨を指し、「ユーロ」とはユーロ圏の公式通貨を指す。
5. 本有価証券報告書の情報の一部は、当行およびANZグループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」である。本有価証券報告書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。ANZは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
6. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
7. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「本書」とは本有価証券報告書を意味する。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下はオーストラリアの2001年会社法および当行の定款の概要を含む。以下の事項をより徹底して理解したいと希望する読者は、元となるこれらの文書を参照すべきである。

当行はその他のオーストラリアの銀行および会社と同様、2001年会社法（「会社法」）に従い、会社法により規制される。会社法は制定法であり、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）が管理している。

オーストラリア連邦の諸法律（「豪州法」）は当行のオーストラリアにおける業務運営の様々な局面に影響を与えている。会社法に加え、特に当行に関係のある重要な豪州法は、1959年銀行法（「銀行法」）、1998年オーストラリア健全性規制庁法、2001年オーストラリア証券投資委員会法および1998年金融部門（株式所有）法を含む、現行の銀行諸法から構成される。当行は上場公開会社であるため、オーストラリア証券取引所（「ASX」）が管理する上場規程による規制も受ける。

当行に適用のある会社法の主要規定の概略は以下の通りである。

上場会社は会社内部の経営および株主の権利を統治する定款を持たなければならない。当行は2007年12月18日に開催された株主総会において当行の株主により承認され、2010年12月17日および2018年12月19日に開催された株主総会において変更が承認された定款（「定款」）を採択している。

定款には、会社の業務、運営、権利および権限ならびに株主、取締役、その他の役員の権利および権限に関して、豪州法の規定と一致する規則のみを含めることができる。定款は、決議に関して議決権を有する会社の株主の最低75%の投票をもって決議される場合のみ改定することができると会社法により規定されている。

定款は通常、以下の事項に関する規定を含む。

- ・ 会社の株式に付随する権利および義務ならびに会社の株式の譲渡。
- ・ 株主総会の投票および運営方法。
- ・ 取締役の人数、権限、義務および任免ならびに取締役会会議の運営方法。
- ・ 会社秘書役の任命および社印の使用。
- ・ 会計および監査。
- ・ 株主への通知。
- ・ 会社の清算に際しての資産の分配。

会社法は、当行に対し、その取引、財務状況および業績を正確に記録かつ説明し、真正かつ公正な財務書類の作成および監査を可能にする、書面による会計帳簿を保持することを要求している。

会社法は当行に対し、その事業年度ごとに財務報告書を期限前に作成し、監査を受けることを要求している。財務報告書は、（i）財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および持分変動計算書ならびに財務書類の注記を含む。）ならびに（ii）財務書類および注記についての取締役の宣誓書から構成される。財務報告書はオーストラリアの会計基準および会社法に規定されているその他の関連規則を遵守しなければならない。財務書類および注記は当行の財務状況および業績につき真正かつ公正な見解を表示しなければならない。当行はグループ内の親会社であるので、当該事業年度を通して随時、当行が支配している会社との連結財務書類の作成も要する。会社法に基づき、当行の監査人は企業もしくは個人（どちらの場合でも会社法に基づく登録を行っている会社監査人でなければならない。）または（会社法に基づく公認監査会社である）会社でなければならない。監査人は、毎事業年度の当行の財務報告書の監査を実施し、当行の年次財務報告書に関して以下の事項について意見を述べる義務を有する。

- ・年次財務報告書が会社法およびオーストラリアの会計基準に従い作成されているか否か。
- ・年次財務報告書が当行の財務状況および業績について真正かつ公正な見解を示しているか否か。
- ・監査人は、監査の実施につき必要なすべての情報、説明および支援を得ているか否か。
- ・当行は年次財務報告書の作成および監査を可能にするため十分な会計帳簿の記録を保持しているか否か。
- ・当行は会社法の要求するその他のすべての記録および登録簿を保持しているか否か。

ただし、年次財務報告書に関する監査報告書は、上記の最初の2項目のみを明示的に言及している。

財務報告書中のあらゆる欠陥もしくは不正または上記の最後の3項目に言及される事項に関する不備、不履行もしくは不足についての詳細は監査報告書に記載されなければならない。

当行の取締役は、会社法で特定された一定の事項に関して、当行の株主宛てに事業年度ごとの取締役会の報告書を作成しなければならない。これらの事項にはとりわけ、事業年度中支払われた配当額、事業年度中推奨されたが支払われなかった配当額、事業年度の業務運営およびその業績結果の検討、事業年度中に行われた当行の主要な業務についての記載ならびにこうした業務の性質の重大な変更、事業年度における当行の経営状態の重大な変化、および当行の業務運営、業績または経営状態に重大な影響を及ぼした、もしくは今後の事業年度において及ぼす可能性のある、当該事業年度以降に生じる当行の事項や状況が含まれる。

ASXに上場されている企業としての当行の取締役会報告書にはとりわけ、（取締役および特定の上級経営陣を含む。）当行の主要経営陣の報酬の性質および額の決定またはそれらに関する取締役会の方針の検討、ならびにかかる方針と当行の業績との関係を含めなければならない。

当行は、ASICには事業年度末から3か月以内に、またASXにはASICへの提出と同時におよびいかなる場合でも事業年度末から3か月以内に、年次財務報告書の写しを提出しなければならない。当行の株主全員に対して、株主がかかる報告書を受領しないことを特別に希望しない限り、年次株主総会から21日前まで、または当該事業年度末から4か月後のいずれか早い方までにかかる報告書の写しを送付しなければならない。半期報告書はASICには半期終了から75日以内に、またASXにはASICへの提出時までおよびいかなる場合でも半期終了から2か月以内に提出しなければならない。半期報告書を株主に送付する義務はないが、半期報告書はASXに提出され、ASXのウェブサイトで公衆の縦覧に付され、当行のウェブサイトにも掲載される。

定款は、当行の取締役会が、特に、当行が配当を維持する能力に関連する定款の一定の規則および会社法の規定に従って、適切と考えるいかなる配当の支払いも決議し得ることを定めている。会社法は、以下の場合を除くと、会社は配当を支払わなくてもよいと規定している。

- ・配当が宣言される直前に会社の資産がその負債を上回っており、その超過が配当の支払いに十分である。
- ・配当の支払いが会社の株主全体にとって公平で妥当である。
- ・配当の支払いによって、会社がその債権者に支払う能力に重大な損害を与えない。

株主

会社法の規定に従い、株主総会は暦年ごとに少なくとも1回、当行の事業年度の終了から5か月以内に開催されなければならない。この総会は、年次株主総会と称される。年次株主総会の主な機能は通常、取締役の選任、取締役報酬額の決定ならびに財務書類および報告書の審議である。これに加え、取締役または一定比率の当行の株式を保有する株主は、その他の株主総会を随時招集することができる。この総会は、単に株主総会と称されている。

当行の株式に付随する議決権は、株主総会におけるその行使方法とともに、定款に定められている。

当行株主総会への出席権および議決権を有する株主は、代理人を立てて株主総会に出席することができる。この場合の代理人は当行の株主たることを要しない。定款には、当行のあらゆる株主総会の定足数およびその議長の任命等に関する規定が含まれている。

定款に従い、株主総会の決議は、通常、普通決議により、すなわち株主総会に出席し、かつ決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の過半数による多数決によって、採択される。しかし、特定の事項（例えば定款の変更）については、会社法または定款によって、特別の決議方法、すなわち総会に出席し、かつその決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の75%以上の多数による決議承認を経ることが必要とされている。

1998年金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社（当行を含む。）の全議決権の20%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。しかしながら、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、20%超の持分がある者が保有することを承認することができる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度—証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

2019年財政改正法（相互改革）に従い、金融部門の会社の保有比率の上限は、2019年4月6日に15%から20%に変更された。

経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役によって運営されることが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上15名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、当行の取締役は取締役会として行為しなければならない。取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、当行の取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。当行の取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上の取締役またはその他の者に委任することができる。

公開会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

- (a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。
- (b) 株主総会を招集すること。
- (c) 会社法および定款に規定されたその他の事項または取締役の解任または不再任決議を可決すること。

定款によって付与された権利および権限を行使するに際しては、当行の取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

株式の発行

当行の未発行株式はすべて当行の取締役の管理下にあり、当行の定款、会社法および上場規程に従い、取締役会が適切と判断した条件によりこれら株式を発行することができる。

定款の詳細および抜粋については、下記の「（2）提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下には当行の定款から抜粋した情報が含まれており、かかる定款はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルンにおいて平日（土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）の通常営業時間に閲覧可能である。

本（2）に記載の定款の抜粋は、参考の便宜上、適宜言換えがなされており、またかかる抜粋に使用されている定義済の用語は、定款において与えられた意味を有する。定款に定められた規則を完全に理解するためには、定款の写しを全文で読む必要がある。

取締役会

取締役の人数（代理取締役は数に入れない。）は、取締役会が決定することができるが、5名以上でなくてはならない。上限は、15名あるいは取締役会が定めるそれより少ない人数を超えてはならない。

会社法、定款、および上記の人数制限に基づきその時々には確定される取締役の上限人数を条件に、取締役会は随時、取締役となる者を任命することができる。このように任命された取締役は、次の年次株主総会において自動的に退職することとなり、かかる株主総会で行われる選挙の有資格者となる。

定款、適用法令、および上記の人数制限に基づきその時々には確定される取締役の上限人数を条件に、当行は普通決議により取締役を選出することができる。

(a)取締役は自身が選出または最後に再選されてから3回目の年次株主総会において、その職位から退任しなければならない。(b)取締役は前記(a)の規定により要求される時点より前に年次株主総会において退任し、再選を目指すことを選択することができる。ただし、年次株主総会の少なくとも45営業日前（または取締役会が決定するその他の期間以前）に、取締役は取締役会に自身の意向を通知しているものとする。取締役がかかる通知を行う場合、取締役は当該年次株主総会において退任しなければならない。(c)取締役の選出は各年次株主総会において行われなければならない。定款に基づき年次株主総会において取締役の選出が予定されていない場合、年次株主総会において取締役が1名退任しなければならない。(d)前記(a)、(b)または(c)の規定は、マネージング・ディレクター（または2名以上の場合、（もしいれば）定款に基づき任命された1名）およびその代理取締役には適用されない。(e)定款に基づき退任する取締役は再選資格を有する。(f)選出されたが、適用法令に基づき取締役として行為することが認められない者（会社法および銀行法を含むが、これらに限定されない。）は、90日以内に適用法令により取締役として行為することが認められようになった場合のみ、取締役の職に就くことができる。90日以内にかかる者が適用法令により取締役として行為することができなかった場合、選出されなかったとみなされる。

会社法を条件として、上記(c)の規定に基づき退任する取締役は、前回の選出または任命から最も長く職位に就いている者とする。在任期間が同一の取締役が2名以上いる場合には、かかる取締役の間で合意により退任者を決定することができる。合意に達しない場合には、退任者決定の抽選が行われる。

取締役の退職は、その取締役がかかる年次株主総会において再選されない限り、その株主総会の終了時に有効となる。

取締役の任命期間が明示的に特定されているか否かにかかわらず、会社法に従い、当行は普通決議をもって取締役を解任することができる。

取締役の数が上記の人数制限により要求される最少人数を下回ることとなる場合、残っている取締役らは、(a)最少人数を満たす数までの取締役の任命、(b)株主総会の招集、および(c)緊急事態についてののみ、取締役会として行為することができる。

取締役会会議

取締役はいつでも取締役会会議を招集でき、また、秘書役は取締役からの要請ある場合は必ず取締役会会議を招集しなければならない。

取締役会が別段に定めない限り、取締役会会議の定足数は取締役2名とし、この定足数がかかる会議の終始、常に出席していなければならない。取締役を兼任している代理取締役、または複数の任命権者の代理取締役となっている者は、定足数に1回のみ数え入れる。

株主総会の招集

当行は年次株主総会を会社法により要求されている通りに開かなければならない。

株主総会は、取締役会がいつでも招集でき、また会社法もしくは会社法に基づく命令により要求される時に取締役会が招集しなければならない。

株主総会の通知は、会社法に則り行われなければならない。会社法および上場規程を総会の通知において遵守しなければならない。また、会社法が許可するあらゆる方法を用いて通知することができる。

会社法を条件として、取締役会は、

- (a) 株主総会を延期することができ、または、
- (b) 株主総会を中止することができ、または、
- (c) 株主総会の会場を変更することができる。

その書面による通知を、

- (d) オーストラリア国内の日刊新聞 1 紙において掲載する。または、
- (e) オーストラリア証券取引所に通知する。または、
- (f) 会社法および上場規程を条件として、取締役会において決定するその他の方法により通知する。

議決権

当行の株主が誰であるのか、ならびに株主総会で投票する権利があるのは誰であるのか、および保有する株式数は何株とするのかを決定するにあたり、当行は、

- (a) 総会の招集者が、総会の通知が配布される前に会社法に基づいて特定の時点を選定した場合、その時点で有効な株主名簿のみを参照しなければならない。または、
- (b) 定めていない場合には、総会の48時間前もしくはASX決済業務規則が要求するそれ以降の時点において有効な株主名簿のみを参照しなければならない。

会社法、定款の規定および株式発行の条件を制約とし、

- (a) 挙手に際して、
 - (i) 株主が議決権行使代理人を2名任命している場合は、いずれの議決権行使代理人も投票できない。および、
 - (ii) 上記(a)(i)の規定に従い、本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している各株主である出席者は、1票を有する。
- (b) 本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している議決権を持つ株主は、書面投票に際して、
 - (i) 全額払込済み株式1株につき、1票を有する。および、
 - (ii) 下記(c)の規定を条件として、各一部払込済み株式については、その株式の発行価格全体に対する払込済み額の割合に等しい比の端数票を有する。
- (c) ただし、一部払込済み株式の保有者が持つ端数票の計算において、
 - (i) 上場規程に基づき認められていない限り、かつ
 - (ii) 株式発行の条件が別途定めていない限り、当行は、
 - (iii) 払込請求に先立って払込まれた金員を勘定に入れてはならない。または、
 - (iv) 一部払込済み株式に対して、現金または現金相当による当行への支払いを伴わずに貸記されている金員は勘定に入れてはならない。

株主総会の議長には決定票がない。ある決議の賛成票および反対票が同数である場合、かかる案件は否決されたと裁定する。

株式

会社法および定款を条件として、取締役会は当行に代わり、取締役会が決定する任意の者に対して任意の条件および時期において、未発行株式の発行、オプション付与、その他の処理を行うことができる。

当行は、優先株式（償還義務のある優先株式を含む。）を発行することができる。優先株式には、

- (a) 定款に提示されている、もしくは従い決定される権利、または
- (b) 会社法に従い認められているその他の権利が付されている。

当行が異なる種類の株式を発行する場合、もしくは発行済み株式を異なる種類に振分ける場合、あらゆる種類の株式に付される権利は、下記の場合に限り、（会社法を条件として）変更または取消することができる。

- (a) 影響を受ける種類の発行済み株式の75%の保有者から書面による同意を得た場合、または
- (b) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者による個別会議において特別決議が可決された場合。

株式発行の条件を制約として、ある種類の株式に付された権利は、かかる既存の種類と同じランクの株式を追加して発行することにより、当行の利益および資産への参加に関して変更されたとはみなされない。

優先株式に付されている権利

- (a) 取締役会は、定款を条件として、発行に先立ち取締役会が決定するあらゆる権利（外国通貨で表示された権利を含む。）が付された優先株式を発行することができる。かかる方法で定められた権利は、その時点で発行されている優先株式に付されている権利と同じである必要はない。
- (b) 優先株式は、1シリーズもしくは複数の異なるシリーズで発行することができ、各シリーズは取締役会が定める方法により識別する。

配当請求権

- (a) 定款に基づく取締役会の権限を制限することなく、あらゆる優先株式の割当ての前に取締役会は、下記の事項、またはこれらの事項を決定する際の方法を定めなければならない。
 - (i) かかる株式に対して支払われる（もしあれば）配当金の率または金額
 - (ii) かかる株式に対する配当金の支払いの時期または状況
 - (iii) 配当金が支払われる期間
 - (iv) その他の種類の株式との関係でかかる株式の配当金支払いの優先順位
 - (v) かかる株式に累積配当の権利があるのか、非累積配当の権利があるのか、および
 - (vi) 分配できる利益がある場合に、かかる株式はさらにそれに参加する権利があるのか否か
- (b) 優先株式の発行の条件にはさらに、以下の規定を盛り込むことができる。
 - (i) 税金またはその他の国庫賦課金、あるいは課税控除またはインピュテーション税額控除、もしくはそれら双方を考慮に入れて、もしくは参照して、配当金額を調整する基準（もしあれば）、および、
 - (ii) 優先株式の保有者に支払われるはずであった（発行の条件においてであるが）配当金の額が、配当金以外の方法で当行が優先株式の保有者に支払う金額の程度まで、削減されるもしくは消滅される旨。

配当金支払いの優先順位

取締役会が割当ての前に定める以下の配当金支払いの優先順位に関する規定（すべてまたは一部）が、あらゆる特定の優先株式について適用される。

- (a) 当行はその優先株式の配当金を下記の通り、支払うものとする。
 - (i) 普通株式に対するあらゆる配当金の支払いより優先し支払うものとする。
 - (ii) 利益への関与に関して、同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の配当金と同等に支払うものとする。および、
 - (iii) 利益への関与に関して、優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の配当金より劣後して支払うものとする。

- (b) 償還または清算に際して、優先株式の保有者に累積配当の権利がある場合には、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までの未払い配当金または配当滞納金（宣言されたか否かを問わない。）に等しい額を支払わなければならない。
- (c) 償還または清算に際して、優先株式の保有者が非累積配当の権利を有している場合、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までに宣言されたが未払いの配当金に等しい額を支払わなければならない。

清算時の優先順位

- (a) 優先株式の割当てに先立ち、取締役会は、当行清算時の資本の払戻しに関する各優先株式の優先順位および残余資産への株主の参加の権利（もしあれば）を決定するものとする。
- (b) 割当てに先立ち取締役会がかかる決定をした場合、優先株式の保有者は、当行の清算に際してかかる優先株式につき払込済みまたは払込済みとして貸記された金額と同額の支払い、および配当金ならびに発行の条件に従い保有者に権利が与えられているその他の金額の支払いに対する権利を以下の通り有する。
- (i) 普通株式に対する支払いより優先して支払われる。
- (ii) 清算に際し当該優先株式と同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の保有者に対する支払いと同等に支払うものとする。および、
- (iii) 清算に際し、当該優先株式より優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の保有者に対する支払いより劣後して支払うものとする。
- ただし、当行の剰余金、もしくは当行の利益または資産のその他の分配には参加しないものとする。

2【外国為替管理制度】

為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 2011年独自制裁法（連邦）に基づき、かつ2011年独自制裁規則（連邦）に従い、禁止の中で特に以下のもの：

- (a) ミャンマー、クリミアおよびセヴァストポリ、ロシア、イラン、シリア、ジンバブエまたは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への「制裁されているサービス」供与の禁止。財政援助、特定の種類の金融サービスまたは軍事活動もしくは一定の輸出認可品目（武器または関連物資等）を支援もしくはそれらに関連して供与されるその他サービスを含む。
- (b) 北朝鮮、旧ユーゴスラビア共和国、イラン、リビア、ミャンマー、シリア、ジンバブエもしくはウクライナまたは関係大臣が当該人物もしくは団体が大量破壊兵器の拡散に関与していると納得する地域向けの、関係大臣により指定された個人または団体に対し、直接的もしくは間接的に、資産を利用させることまたはそれらの利益のために資産を利用させることの禁止。

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁。当該個人または団体は以下におけるものを含む。

- (a) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁－コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (b) 北朝鮮（国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則、国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）2017年文書および国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）（贅沢品）2017年文書）を参照）
- (c) スーダン（国連憲章（制裁－スーダン）2008年規則を参照）
- (d) イラン（国連憲章（制裁－イラン）2016年規則および国連憲章（制裁－イラン）（制裁対象輸出品）2016年制裁リストを参照）
- (e) イラク（国連憲章（制裁－イラク）2008年規則を参照）

- (f) アルカイダ（国連憲章（制裁－アルカイダ）2008年規則を参照）
- (g) ソマリア（国連憲章（制裁－ソマリア）2008年規則を参照）
- (h) レバノン（国連憲章（制裁－レバノン）2008年規則を参照）
- (i) マリ（国連憲章（制裁－マリ）2018年規則を参照）
- (j) リビア（国連憲章（制裁－リビア）2011年規則を参照）
- (k) タリバン（国連憲章（制裁－タリバン）2013年規則を参照）
- (l) 中央アフリカ共和国（国連憲章（制裁－中央アフリカ共和国）2014年規則を参照）
- (m) イエメン（国連憲章（制裁－イエメン）2014年規則を参照）
- (n) 南スーダン（国連憲章（制裁－南スーダン）2015年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない。現金取引は1人の人物から別の人への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1. 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準（下記のとおり、一時的に改定されている。）を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

・1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の20%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の20%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

2020年3月29日以降、外国投資審査委員会（FIRB）の承認を必要とする買収の範囲が広がったことを受けて、金額の基準が0ドルに引き下げられた。これは、COVID-19のパンデミックの拡大に対応するためにFIRBが実施した一時的な措置である。上記の20%および40%の閾値ならびに貸金業の免除などの現行の免除を含む外国買収法のその他の側面は引き続き有効である。2021年1月1日に、より高い金額の基準が再導入される予定であるが、「機密性の高い国家安全保障に関する事業」の利益については0ドルの閾値が維持され、これらの種類の資産には貸金業の免除が適用されなくなる可能性がある。「機密性の高い国家安全保障に関する事業」の定義の範囲はまだ公表されていないが、規制案に基づく、重要なインフラ、電気通信、防衛およびデータ関連資産が含まれると予想される。また、政府は、重要なインフラ資産の定義の範囲を拡大しており、「機密性の高い国家安全保障に関する事業」の範囲に含まれることになる（現在のところ2021年半ばまで行われない予定である。）。

2. 1998年金融部門（株式所有）法

1998年金融部門（株式所有）法は、1名の者（関係者がいる場合は共同で）、または取決めに基づく2名以上の者が、その者が（関係者と共同で）20%を超える会社持分を保有することになる場合、金融部門の会社の株式を取得することを禁止する。しかし、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、20%を超える持分をある者が保有することを承認することができる。当グループの株式について、かかる承認が与えられたことはない。

2018年財政法改正法（金融部門規制）に従い、金融部門の会社の保有比率の上限は2019年4月1日に15%から20%に変更された。

3. 2001年会社法

企業において議決権株式を取得する者は誰でも、会社法第6章に記載の株式取得条項の制限に従う。特定の例外を除き、会社法第606節は、取引を理由として、ある者もしくはその他の者のある会社における議決権が(i) 20%以下から20%超へ、または(ii) 20%超90%未満から、増加する場合、その者が当該会社の議決権株式の権益を取得することを禁止する。

第606節の例外の1つは、ある者が取得前の6か月間を通して当該会社の最低19%の議決権を保有していた場合、その者が追加で3%の議決権を取得することを認める。

会社法の目的上、ある者のある会社における議決権は、議決権株式に付属する投票総数であり、かかる議決権株式につきその者およびその関係者(広く定義される。)が当該会社の全議決権株式に付属する全投票数の比率に応じて「関連持分」を有している。広く言えば、特定の資格に従い、ある者が証券の保有者である場合、その者は証券の「関連持分」を保有し、証券に付与された議決権を行使する権利もしくは行使を支配する権利を持つ、または証券を処分する権利、もしくは処分する権利の行使を支配する権利を持つ。

さらに、会社法に基づき、当行の実質的な持分の保有を始めるもしくは保有をやめる、またはある者が既に実質的な持分を持っておりその持分に少なくとも1%の変動がある場合、かかる者は当行およびASXに特定の規定情報(氏名および住所、ならびに当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。)を知らせる通知を行う必要がある。かかる通知はおおむね、その者が情報を知った時から2営業日以内に行うものとする。

上記1から3に記載の制限は、ANZの預託銀行により米国において発行される米国預託株式を表章するANZの米国預託証書(ADR)の所持人にも適用される。

3【課税上の取扱い】

本「3 課税上の取扱い」において、「本サムライ債」とは、ANZが発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、「本売出張債」とは、ANZが発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売出張債を意味し、また「本社債権者(サムライ)」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者(売出し)」とは本売出張債の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売出張債に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者(サムライ)および本社債権者(売出し)は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売出張債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求されるまたはFATCA(以下に定義される。)のためにもしくはそれを理由として行われる場合を除く。かかる場合、慣習上の例外(FATCAのためにもしくはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の場合を含む。)を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者(サムライ)および本社債権者(売出し)が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

「FATCA」とは、以下を意味する。

- (i) 合衆国内国歳入法(または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法)第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、
- (ii) 合衆国内国歳入法にかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定のいずれかを実施することに関連して、政府間で締結された合意に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務、または
- (iii) 米国内国歳入庁、米国政府またはその他の法域の政府機関もしくは税務当局との、上記(i)または(ii)の実施に従う合意。

「合衆国内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の修正を含む。）を意味する。

本売債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

- (a) 本売債の場合、随時補足および／または更新される、2020年11月20日付オーストラリア・ニュージーランド銀行60,000,000,000米ドル・ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムのベース・プロスペクタス「税制—オーストラリア」。
- (b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々に出した訂正発行登録書または発行登録追補書類の「第一部—第1—1—摘要—I.(12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

4【法律意見】

当行のオーストラリアの法律顧問であるアレンズ法律事務所により、当該法律意見書に記載の一定の前提および限定に基づき、上記「第一部—第1—1、2および3」に記載されたオーストラリア連邦の法的事項に関する記載はすべての重要な点において真実かつ正確である、との法律意見書が提出されている。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

	(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。))) (－はマイナスを示す。))				
	9月30日終了年度				
	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
収入 (2) (3)	28,014 (2,204,422)	35,523 (2,795,305)	35,797 (2,816,866)	33,643 (2,647,368)	34,350 (2,703,002)
税引前利益 (2) (4)	5,516 (434,054)	8,920 (701,915)	9,895 (778,638)	9,233 (726,545)	7,653 (602,215)
税引後利益 (非支配持分を除く) (2) (4)	3,577 (281,474)	5,953 (468,442)	6,400 (503,616)	6,406 (504,088)	5,709 (449,241)
発行済株式総数 (普通株式)	2,840,370,225	2,834,584,923	2,873,618,118	2,937,415,327	2,927,476,660
株主資本 (非支配持分を除く) (4) (5) (10)	61,287 (4,822,674)	60,783 (4,783,014)	59,265 (4,663,563)	58,959 (4,639,484)	57,818 (4,549,698)
資産合計(4) (9)	1,042,286 (82,017,485)	981,137 (77,205,671)	943,182 (74,218,992)	897,326 (70,610,583)	914,869 (71,991,042)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本(4) (10) (単位：上段 ドル、下段 円)	21.58 (1,698)	21.44 (1,687)	20.62 (1,623)	20.07 (1,579)	19.75 (1,554)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)	60 (47)	160 (126)	160 (126)	160 (126)	160 (126)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 セント、下段 円) (2)	130 (102)	222 (175)	246 (194)	218 (172)	190 (150)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 セント、下段 円) (2)	121 (95)	213 (168)	234 (184)	209 (164)	183 (144)
当行株主に帰属する普通株式1株当たり正味有形資産 (単位：上段 ドル、下段 円) (4) (6) (9)	20.04 (1,577)	19.59 (1,542)	18.47 (1,453)	17.66 (1,390)	17.13 (1,348)
資産合計に対する非支配持分を除く株主資本(4) (9) (10)	5.88%	6.20%	6.28%	6.57%	6.32%
平均株主資本に対する純利益 (損失) (7)	5.9%	10.0%	10.9%	11.0%	10.0%
配当性向 (8)	47.6%	76.2%	72.1%	73.4%	81.9%
営業活動によるキャッシュフロー	52,284 (4,114,228)	-4,550 (-358,040)	10,566 (831,439)	24,047 (1,892,258)	10,841 (853,078)
投資活動によるキャッシュフロー	-11,465 (-902,181)	-206 (-16,210)	166 (13,063)	-12,830 (-1,009,593)	-14,410 (-1,133,923)
財務活動によるキャッシュフロー	-12,434 (-978,431)	-2,761 (-217,263)	2,620 (206,168)	-6,742 (-530,528)	1,958 (154,075)
現金および現金同等物の期末残高	107,923 (8,492,461)	81,621 (6,422,756)	84,964 (6,685,817)	68,048 (5,354,697)	66,220 (5,210,852)
期末現在従業員数 (フルタイム換算) (FTE)(単位：人)	38,579	39,060	39,924	44,896	46,554

注：(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル＝78.69円の換算率（2020年12月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。

(2) 2018年度中において、富裕層オーストラリア部門の一部ならびにTS0およびグループ・センター部門は非継続事業に分類された。これに従って、2017年度の比較情報は修正再表示されている。2016年度の比較情報は修正再表示されていない。2017年度から2019年度にかけての数値および比率は、継続事業ベースで表示されている。

- (3) 受取利息、その他営業収入、資産運用収入および保険収入純額ならびに関連会社投資の持分利益を含む。支払利息および大手銀行税は考慮しない。下記の2つの修正再表示がその他営業収入およびその他営業費用について行われた。
- － 2018年10月1日におけるAASB第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。これに従って、比較情報は修正再表示され、その結果、2018年度の収入は1億5,300万ドル（約120億4,000万円）増加した（営業費用もそれに対応して増加した）。2017年度および2016年度の数値は修正再表示されなかった。この会計方針の変更の結果、2017年10月1日現在の期首残高で、その他資産が3,200万ドル（約25億1,800万円）、繰延税金負債が1,000万ドル（約7億8,700万円）、利益剰余金が2,200万ドル（約17億3,100万円）調整され、従来AASB第118号の下では認識されなかったが、AASB第15号の下で即時認識の対象となる収益が認識された。
 - － 2017年度、一部の未払手数料の分類が変更された。当該項目は、項目の性質をより正確に反映するため、その他営業収入からその他営業費用に分類替えされた。比較情報はこれに沿って修正再表示された（2016年度：1,700万ドル（約13億3,800万円））。
- (4) 当グループは2019年10月1日にAASB第16号「リース」を適用し、その結果、資産合計が16億ドル増加、負債合計が17億ドル増加、期首利益剰余金が8,800万ドル減少、繰延税金資産が3,700万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。
- (5) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2020年度612億9,700万ドル（約4兆8,230億円）、2019年度607億9,400万ドル（約4兆7,840億円）、2018年度594億500万ドル（約4兆6,750億円）、2017年度590億7,500万ドル（約4兆6,490億円）および2016年度579億2,700万ドル（約4兆5,580億円）。2017年度および2016年度の数値は修正再表示されなかった。
- (6) 正味有形資産は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差引いた金額に等しい。
- (7) 純利益（損失）は、優先株式配当を差し引いた税引後法定利益と定義される（非支配持分を除く）。平均株主資本は、当該年度についての平均株主資本（非支配持分および優先株式を除く。）と定義される。
- (8) 支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。配当性向は以下の配当支払いに基づき計算されている。

（単位：百万ドル）
（下段は円換算額(百万円)）

	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
中間配当	709 (55,791)	2,267 (178,390)	2,317 (182,325)	2,349 (184,843)	2,334 (183,662)
期末配当	994 (78,218)	2,268 (178,469)	2,295 (180,594)	2,350 (184,922)	2,342 (184,292)
合計	1,703 (134,009)	4,535 (356,859)	4,612 (362,918)	4,699 (369,764)	4,676 (367,954)

- (9) 2018年9月30日現在のオフ・バランスシートの信用関連コミットメントに起因する信用減損に係る一括評価引当金5億ドルおよび個別評価引当金2,600万ドルは、当期の表示との比較可能性を高めるために、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金からその他引当金に組替えられた。2017年度および2016年度の比較情報は修正再表示されていない。
- (10) 当グループは、2019年9月30日終了年度において、AASB第9号「金融商品」を適用した。当グループは、2018年10月1日より、金融資産の減損について予想信用損失法を導入し、一定の金融資産の分類および測定も変更した。その結果、当グループは2018年10月1日現在において期首利益剰余金を通じて貸倒引当金を8億1,300万ドル増加させた。比較情報は修正されていない。

2【沿革】

ANZの歴史は、1835年において特許状に基づきバンク・オブ・オーストラレーシアがロンドンにおいて設立された時まで遡ることができる。バンク・オブ・オーストラレーシアは当初、1835年にオーストラリアのシドニーにおいて、および1838年にはメルボルンにおいて開設された。

1951年、バンク・オブ・オーストラレーシアは、ユニオン・バンク・オブ・オーストラリア（1837年設立）と合併し、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク・リミテッド（ANZ銀行）となった。1970年には、現在の組織であるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドを形成するために、ANZ銀行がイングリッシュ・スコティッシュ・アンド・オーストラリアン・バンク・リミテッド（1852年設立）と合併した。ANZは1969年に英国において設立され、同年にオーストラリア証券取引所に上場された。1977年、設立地がオーストラリアに移転された。

3【事業の内容】

(1) 概 要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、またニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。当グループのウェブサイトはwww.anz.comである。同ウェブサイト上の情報は本書を構成するものではない。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小規模企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2020年9月30日現在、当グループの資産合計は1兆423億ドルであり、非支配持分を除く株主資本は613億ドルであった。当グループは、銀行グループのうち資産合計の面で、2020年9月30日現在オーストラリアで第1位⁽¹⁾、2020年9月30日現在ニュージーランドで第1位⁽²⁾であった。

ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所（ASX）である。ANZBGLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。2020年9月30日の取引終了時点において、ANZBGLの時価総額はおよそ488億ドルであり、これはASXに上場されている会社で第8位であった⁽³⁾。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2020年6月30日終了事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2020年9月30日終了事業年度に関する業績発表。ウェストバック・バンキング・コーポレーションの2020年9月30日終了事業年度に関する業績発表。
- (2) 出典：2020年9月30日終了の四半期に関するニュージーランド準備銀行の銀行財務力ダッシュボード（<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>）。
- (3) 出典：IRESS

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケティング事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A. 当半期の経営成績の要説－(4)非継続事業」に記載の売却完了日までは、当グループは、大部分が非継続事業に分類された保険、退職年金および資産運用サービスの提供を通じて、富裕層業務から収益を得ていた。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人ローンならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益－当グループが貸付業務で得た受取利息と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 受取手数料（純額）－貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。資産運用収入を含む
- ・ 関連会社投資の持分利益－当グループが支配はしていないが重大な影響力を有する事業体に係る当グループの持分利益を示す。
- ・ その他収入－保険ソリューションの提供で得た収入、マーケティングにおけるセールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額ならびに経済ヘッジ損益ならびに収益および費用ヘッジ損益を含む。

(3) 戦 略

当グループの戦略は、顧客の財政的安定を改善することに注力しており、そのために、傾聴・学習・適応する適切な人材を有し、かかる人材に最良の手段と洞察を与え、顧客に真に価値をもたらすと当グループが考える少数の物事に注力するとともに、最初から適切にそれらに対応している。

とりわけ、当グループは、次のことを支援したい。

- ・ 顧客が貯蓄をし、住み心地のよい住宅を購入および所有すること
- ・ 顧客が事業を開始または買収して成長させ、持続可能なビジネス手法を取り入れること
- ・ 顧客が地域内で資本および物品を流通させ、持続可能なビジネス手法を取り入れることかかる支援を行う中で、当グループは、顧客、人材および地域社会が生涯を通じて資金を最大限に活用するための支援をすること、環境の持続可能性を高める家計手法、ビジネス手法および財政手法を支援すること、ならびにオーストラリアとニュージーランドのすべての人々にとって適切で無理なく購入できる住宅の選択肢が広がるようにすることによって、顧客、人材および地域社会の財政的安定を改善することを目指している。

目的				
当グループの目的は、人々および地域社会が繁栄する世界を作り上げることにある				
戦略的要請	戦略			利害関係者への創出価値
より簡素で、より自己資本を充実させ、よりバランスのとれた銀行を作り上げる	以下の顧客の財政的安定を改善する			株主に対する適正な利益
当グループの人員および顧客がデジタル時代において競争できるよう優れた経験を構築する	貯金して家を購入・所有しようとする顧客	事業を開始・買収し、成長させようとする顧客	地域内で資本や物品を移動させようとする顧客	豊かな顧客経験
当グループの努力を、当グループが優位に立てる分野に集中させる	傾聴し、学習し、適応する人材とともに		最良の手段と洞察をもつて	適応力のある有能な従業員の確保
当グループの目標および価値主導の変革を推進する	より低いコストによって卓越した顧客経験を支える柔軟で強靱なデジタル・インフラストラクチャーを利用して			顧客および地域社会にとって、より安定した財政状態と、より持続可能な住宅および環境をもたらす

(4) 当グループの主な活動

当グループは、オーストラリア・リテールおよび商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにTS0およびグループ・センター部門の5つの継続部門からなる部門構造で事業を営む。本書で開示される財務情報に影響を与える主要な変更の詳細については、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A. 当半期の経営成績の要説」を参照のこと。

当グループの部門に影響を与える多数の事業売却が行われた。それらは「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」に詳述されている。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高経営意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

2020年9月30日現在、5つの継続部門の主要な活動は以下のとおりである。

オーストラリア・リテールおよび商業

オーストラリア・リテールおよび商業部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「リテール」は、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイト、ANZシェア・インベスティングおよびデジタル・バンキング）、外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供することに加えて、従業員であるフィナンシャル・プランナーによるフィナンシャル・プランニング・サービスを提供する。
- ・ 「商業」は、オーストラリア地方部の中・大規模商業顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、政府、世界中の機関投資家および法人企業に、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンス、マーケットツという3つの商品群にわたってサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザリーを提供する。
- ・ 「マーケットツ」は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

2020年9月30日現在、ニュージーランド部門は、リテールおよび商業の事業ユニットから構成されていた。

- ・ 「リテール」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供した。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供した。
- ・ 「商業」は、非上場の中規模から大規模の企業、農業事業セグメント、政府および政府関連機関に特化した専任のマネジャーを通じて、従来のリレーションシップ・バンキングや高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供した。

2020年11月、ニュージーランド部門は、以下の3つの主たる事業セグメントに再編された。

- ・ 「個人」は、個人顧客向けのあらゆる銀行サービスを提供する。ANZニュージーランド・グループは、インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリストならびにコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「ビジネス」は、非上場の小企業、中規模から大規模の企業ならびに農業事業セグメント、政府および政府関連機関に特化した専任のリレーションシップ・マネジャーを通じて、従来のリレーションシップ・バンキングや高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。
- ・ 「富裕層」は、デジタルチャネルおよびプライベート・バンカーを通じて、個人向けの様々なウェルス・マネジメント・サービスおよびプライベート・バンキング顧客向けのあらゆる銀行サービスを提供する。

2020年度財務書類は2020年9月30日現在の既成の構造に基づいて作成された。上記の変更は同財務書類に影響を与えない。

パシフィック

パシフィック部門は、個人、中小企業、法人顧客、パシフィック諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、消費者に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

TSOおよびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループ・オペレーションズ、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、グループの事業分離の残留事業、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。

コロナウイルス（「COVID-19」）

現下のCOVID-19のパンデミックは、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界中の多くの事業部門にわたり広範囲に影響を及ぼしていると共に、地域社会の医療と経済活動に大きな混乱を招いている。さらに、当グループの多くの顧客は、COVID-19のパンデミックの影響を受けている。よって、当グループは、2020年中、最長6か月のローン返済猶予の選択肢を含む、オーストラリアおよびニュージーランドのリテールおよび商業部門の顧客に対する支援策を開始した。当グループは、通常の支払いに戻すべくCOVID-19に影響を受けた顧客と引き続き協力しており、状況によってはローン返済猶予の期限をさらに延長する。顧客支援および返済猶予制度の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記13を参照のこと。

COVID-19は、当グループの事業に影響を与え、その影響はなお継続している。当グループは、可能な場合には、職員を在宅勤務体制へ移行させ、チームを分割し、不可欠な職務のために出勤する職員についてはオフィスで広い間隔を確保している。在宅勤務の職員数は、状況の変化および関連する政府による制限により引き続き変動する。出勤が必要な職員については対策を講じており、銀行支店での保護設備の設置や社会的距離の確保、主要なビルでの体温測定などを実施している。

規制当局および政府は、COVID-19への対応として財務の安定性を促進する幅広い措置を実施している。オーストラリアおよびニュージーランドの政府および規制当局が実施している措置には、以下が含まれる。

- ・ オーストラリア連邦政府は、一時的な雇用維持補助金「JobKeeper Payment」（COVID-19により深刻な影響を受けた適格な企業は、適格従業員への支払いを継続するために、オーストラリア政府からの補助金を利用できる。）および「コロナウイルス中小企業（「SME」）保証制度」（オーストラリア連邦政府は、SME向けの新規の短期無担保貸付を支援するために、貸主に対して50%の保証を提供する。）を発表した。
- ・ オーストラリアの銀行システムのためのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）により、オーストラリア準備銀行（「RBA」）は、公認預金受入機関（「ADI」）に対し、0.25%の固定金利で3年間の資金調達枠を提供している。
- ・ RBAは、日々の公開市場操作を通じて、オーストラリアの金融制度に多大な流動性を供給する。
- ・ APRAは、銀行自己資本比率を「問題なく強固」のベンチマークで維持しているADIに関する期待を一時的に変更し、ADIに対して、配当の支払いを含む資本分配を計画するにあたり引き続き慎重になるよう忠告した。
- ・ ニュージーランド政府およびRBNZは、COVID-19の経済的影響を受けた住宅所有者および企業向けの金融支援パッケージを実施し、ANZニュージーランドは、他のニュージーランドの銀行と共に当該パッケージへの参加に同意している。当該パッケージには、住宅ローン返済猶予制度、法人顧客向けの事業融資保証制度および小規模企業向け融資制度が含まれる（詳細は、「－(6)監督および規制－ニュージーランド－ニュージーランドの規制上の動向－COVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。）。
- ・ RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の自己資本改革に伴う銀行資本の引上げの適用開始日を2022年に延期した。自己資本改革の一部は、資本商品に関する新しいルールを含め、2021年7月1日から実施される。移行期間の終期は2028年7月1日である。実施の日程は、2021年に状況に応じて修正される可能性がある。

- ・ RBNZは条件IDを追加し、ANZニュージーランドに対し、AT 1 資本商品の所有者に支払う裁量的支払いを除き、配当その他の分配金の支払いを最短でも2021年3月31日まで制限する。
- ・ RBNZは、BS11遵守について、2023年10月までの12か月の実施をはじめ多数の他の規制上の取組みを延期した。

現下のCOVID-19のパンデミックにより、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の作成において見積りの不確実性が増大している。

見積りの不確実性は、以下の決定に関与する。

- ・ ウイルスのまん延を封じ込めるための政府、企業および消費者の行動から生じる事業の途絶の範囲および期間。
- ・ 予期される景気後退（ならびにGDP、雇用および住宅価格などの主要な経済要因に関する予測）の程度および期間。これには、資本市場の混乱、信用の質の低下、流動性への懸念、失業の増加、消費者支出の減少、需要の減少による生産の縮小ならびにその他の組織再編活動が含まれる。
- ・ 企業および消費者がこの混乱および景気後退から抜け出せるよう支援するための、政府および中央銀行によりこれまでにとられた措置および今後実施される措置の有効性。

当グループは、経済情勢の予測に基づき、連結財務書類において、2020年9月30日現在の予想および仮定を反映しこの状況下で合理的であると当グループが考える、将来の事象に関する様々な会計上の見積りを行っている。これらの見積りの作成には相当程度の判断が必要となる。基礎となる仮定も、当グループの管理が及ばない不確実性にさらされている。よって、予想していた事象が見込みどおりに生じない場合が多いため、実際の経済情勢は予測とは異なる可能性が高く、それらの相違の影響は、2020年度連結財務書類に含まれる会計上の見積りに多大な影響を及ぼす可能性がある。

これらの予想および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失、公正価値測定および非金融資産の回収可能価額に関連している。

見積りの不確実性は2020年度連結財務書類全体にわたっているが、主に当グループが2020年9月終了年度に27億ドル（税引前）の貸倒引当金繰入を認識した予想信用損失、当グループが2件のアジア関連会社に対する投資に関して8億1,500万ドルの減損損失を認識した非金融資産の公正価値測定および回収可能価額の評価、ならびに7,700万ドルののれんの減損損失に関係している。これらの見積りの不確実性に関する詳細は、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記1を参照のこと。

COVID-19の問題は引き続き不透明であり、パンデミックの影響またはその期間を予測することは、引き続き困難である。

当グループの会計上の見積りに与えるCOVID-19のパンデミックの影響は、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類に詳述されている。

(5) 最近の進展

2020年9月30日から本書日付現在までに、重要な進展はなかった。

(6) 監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループは、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国に焦点を当て、当グループに適用される規制上の状況の概要を示す。

オーストラリア

APRAの健全性および規制の監督の概要

1998年7月1日以降、APRAが、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含むオーストラリアの公認預金受入機関（「ADI」）の健全性および規制の監督に責任を持っている。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および支払システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、様々なAPRA健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関連会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥ったとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め、）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年オーストラリア金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、オーストラリアにおける担当大臣が宣告した場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などにそのような譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のため、または当該契約に基づく債務の繰上げのため、当該契約に関する取引の終了のため、もしくは当該契約に基づく担保の実行の根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会議により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するのに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役は確認する。

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「パーゼル3」として知られる枠組みに基づいてパーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

パーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産相当額について先進的計測手法を使用する認可を受けている。

2013年1月1日より、APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改正の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。バーゼル3改正は、普通株式等Tier1（「CET1」）資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2016年1月1日から全面的に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1（「AT1」）およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規制に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。その他の変更には、カウンターパーティー信用リスクのための自己資本要件および大手の規制されていない金融機関に対するエクスポージャーに関する資産価値相関の引上げならびに以下に記載する金融制度審議会（「FSI」）の結果による変更を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「オーストラリアの規制上の動向」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会リスク委員会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会リスク委員会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻度水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、2015年1月1日付でオーストラリアで実施された流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのバーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。LCR要件への適合の一環として、ANZBGLはRBAに流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアの市場における高品質な流動資産の不足の解決策として設けられ、RBA適格の流動資産の代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額は、APRAによって少なくとも一年に一回は設定される。2020年1月1日から、ANZBGLのCLFは357億ドルである（2019暦年末：480億ドル）。

さらに、当グループは、2016年12月に安定調達比率（「NSFR」）の最終の基準が公表された後、2018年1月1日より、APRAのNSFR要件を満たしている。2020年9月30日において、当グループのレベル2 NSFRは124%であった（2019年9月30日：116%）。

ANZBGLは、APRA健全性基準APS第210号が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および自己資本比率ならびに流動性

当グループの自己資本管理および自己資本比率、流動性ならびにAPRAの規制環境に関する詳細は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(14)流動性リスク－非継続事業を含む」および同「(17)レバレッジ比率－非継続事業を含む」を参照のこと。

銀行役員説明責任体制

2018年財政改正法（銀行役員説明責任および関連施策）により、「銀行役員説明責任体制」（「BEAR」）が創設された。BEARの下でのANZBGLの義務は、2018年7月1日に開始した。

BEARは、ADIグループにおける最も上級かつ影響力のある取締役および役員に関する責任および説明責任のフレームワークの強化を目指している。BEARの下で、

- ・ ANZBGLは、一定の上級役員または取締役の任命に際して、任命される個人を事前にAPRAに登録し、その者のADIグループにおける役割および責任を示した図を整備してAPRAに提出しなければならない、また、各上級役員または取締役について個人の役割および責任を詳述した説明責任文書をAPRAに提出しなければならない、

- ・ ANZBGLならびにその登録された上級役員および取締役が説明義務を果たさない場合には、APRAは裁判所の命令なしにそれら個人の上級役員または取締役としての資格を奪う権限を与えられ（ただし、銀行法第6編に従った行政審理の対象となる。）、
- ・ ANZBGLは、取締役および上級役員について、報酬の一部繰延べを含むBEARの要件に適合した報酬決定方針を定めなければならない、
- ・ ANZBGLは、BEARの義務を遵守しない場合には、相当な金額の罰金を支払う義務を負う。

2020年1月、オーストラリア政府は、BEARを金融説明責任体制（「FAR」）に置き換える予定であると発表した。FARは、説明責任を高めるために、APRAの他の規制対象事業体ならびに取締役および上級役員も体制の適用対象とすることを提案するものである。FARは、APRAおよびASICにより共同で管理され、違反行為に対してより重い民事罰を課す可能性がある。

危機管理

2018年金融部門法改正法（危機解決権限および関連施策）は、規制対象事業体（およびその子会社）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進するAPRAの権限を強化した。当グループに影響を与える可能性がある追加的権限には、過年度はAPRAの規制対象となっていなかったANZBGLおよびその他の当グループの法人との関係での監視、管理および監督権限の強化、当グループ内の規制対象事業体に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための変更（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる（特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の）法令、発行者の定款、発行者が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置のモラトリアムが定められている。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）、オーストラリア情報コミッショナー事務局（「OAIC」）および様々な証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受入および信用の取扱および助言を行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、2009年オーストラリア国家消費者信用保護法が定める消費者に対する責任についての基準等にライセンスが適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICが監督する市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国家のインフラ・サービスを監督する。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確保することである。

AUSTRACは、オーストラリアの金融情報機関であり、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の規制当局でもある。2006年オーストラリア・マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより運用されている。

OAIC は、オーストラリア司法長官の所掌する独立機関である。OAICの主な役割は、プライバシー、情報公開および政府の情報政策であり、調査の実施、決定の見直し、不服の処理ならびに指導および助言の提供などを担当する。

オーストラリアの規制上の動向

COVID-19に対する規制当局の対応

オーストラリアの規制当局およびオーストラリア政府は、COVID-19のパンデミックへの対応として、広範な措置を講じてきた。その多くは、当グループに影響を与えている。かかる措置には、以下の措置が含まれる。

- 2020年3月、AUSTRACは、COVID-19による混乱の期間中、ANZBGLなどの報告事業体がマネーロンダリングやテロ資金に関与するリスクを管理するため、それらの事業体と建設的に協力していくと発表した。この協力には、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法を適用する際に、報告事業体の状況を考慮することが含まれる。AUSTRACは、深刻な金融犯罪およびテロリズムからオーストラリア国民を守るために、中核機能を維持し報告事業体とともに業務を継続することを可能にするための事業継続計画を策定したと述べている。
- 2020年3月、RBAは、銀行システムのためのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）を創設した。ADIは、その与信残高（ADI毎に、関連する3か月間の与信全体の平均により測定される。）の3%を上限として当初割当てを受け、またADIが企業、特に中小規模企業への貸付を増やした場合は追加の資金供給割当てを受けることができる。
- 2020年9月、RBAは、2020年10月1日から2021年6月30日まで利用できる補充的な資金供給割当てを発表し、ADIの企業向け貸付に基づく追加の資金供給割当ての引出期限を2021年3月31日から2021年6月30日に延長した。補充的な資金供給割当ては、ADIの与信残高（ADI毎に、関連する3か月間の与信全体の平均により測定される。）の2%に設定されている。

2020年10月1日現在、ANZBGLは、TFFの当初割当てから120億豪ドル全額を引き出しているが、44億豪ドルの追加割当てからはまだ引出しを行っていない。2020年11月、RBAは、TFFに基づきADIが840億豪ドル近くを引き出していること、および、当初900億豪ドル、2020年8月には1500億豪ドルであった資金供給割当ての総額が、約1900億豪ドルになったことを報告した。

2020年11月、RBAは、キャッシュ・レート目標を0.1%に引き下げること、3年物のオーストラリア政府債の利回り目標を約0.1%に引き下げること、TFFの下での新規引出しの金利を0.1%に引き下げること、および、RBAの銀行決済残高の金利をゼロに引き下げることを発表した。

2020年3月、RBAおよび米国連邦準備制度理事会は米ドルの流動性を供給するために一時的なスワップラインを設定した。このスワップラインにより、RBAは、豪ドルと引き換えに最大600億米ドルを調達することが可能となる。オーストラリアで営業する金融機関は、RBAとのレポを通じて、この米ドルを利用できる。

RBAは、オーストラリアの金融システムに実質的な余剰流動性を流入させている。

- 2020年3月、APRAは、特に以下の事項を発表した。
 - APRAは、COVID-19の影響に対応するため、計画されていた政策および監督イニシアチブの大部分を停止した。これには、重要な公衆からの意見聴取、ならびに、健全性基準および報告基準に関する協議など、健全性枠組みの改正の最終化に向けて現在進行中ないし目前に控えていた活動が含まれる。2020年8月10日のアップデートにおいて、APRAは、限られた件数の優先度の高い政策イニシアチブは別として、その他の事項については協議を2020年内に再開する予定はないと発表した。APRAの2021年の政策プログラムは現在の環境に照らして見直しが行われる。
 - ADIが銀行自己資本比率を「問題なく強固」なベンチマークに維持することへの期待の一時的な変更。APRAは、COVID-19による混乱の期間中、オーストラリア経済への継続的な貸付を促進するには、現在の大規模なバッファが必要となる可能性があることから、ADIがこのベンチマークを満たしていなくとも問題ないと述べている。

- COVID-19によるローン返済猶予の対象となる適格な小規模企業向けローンおよび住宅ローンについて、銀行が自己資本の算定上「滞納」または「条件緩和」として扱う義務の免除。APRAは当初、この自己資本処理の免除を2020年3月からの6か月間につき与えていたが、2020年7月にAPRAは、それ以降のローン返済猶予期間についても、猶予期間の合計が10か月となるときまたは2021年3月31日のいずれか早い方までの延長を認めた。返済猶予の取決め（および関連する自己資本処理）の延長は、所与の環境下における特定借主につき延長または猶予の更新が適切であるかにつきADIが適切な信用評価を行うことを条件とする。

詳細については、「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2) 主なリスクおよび不確実性－法制的および規制上のリスク－16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

- ・ 2020年3月、ASICは、COVID-19のパンデミックによって生じた課題に規制上の取組みを集中させると発表した。少なくとも2020年9月30日まで、これ以外でASICが優先的に対応することを予定していたものは、重大な消費者被害のリスクがある事項、重大な法令違反がある事項、市場の廉潔性リスクがある事項、および緊急を要する事項である。ASICは、緊急を要さない目先の活動の多くを直ちに停止した。これらの活動には、ASICの緊密的かつ継続的なモニタリング・プログラムなどの、協議、規制上の報告およびレビューが含まれる。2020年5月、ASICは、モーゲージ・ブローカーの最善の利益義務および報酬改革、ならびに設計および分配義務の開始日を、6か月延期し、それぞれ、2021年1月1日および2021年10月5日にすると発表した。2020年8月、ASICは、COVID-19のパンデミックの影響、ならびに規制環境における長期的な脅威および危害に対応するためのASICの取組みを概説した2020年から2024年までのコーポレートプランを発表した。ASICは、すべての業務において、オーストラリア経済の長期的な回復をどの程度支援しているかが重要な考慮事項であると述べている。COVID-19のパンデミックに対応したASICの戦略的優先事項には、以下が含まれる。(i)脆弱性が高まっている時に消費者を被害から保護すること、(ii)金融システムの回復力および安定性を維持すること、(iii)オーストラリアの企業がCOVID-19のパンデミックの影響に対応するのを支援すること、(iv)最も有害な行為を特定し、混乱させ、執行措置を取り続けること、ならびに、(v)有事においてもASICの組織能力を構築し続けること、である。
- ・ 2020年3月、ACCCは、2020年のコンプライアンスおよび執行の優先順位を維持する一方で、COVID-19の影響から生じる競争および消費者問題に最も関連性の高い分野に優先して取組みを集中させると発表した。さらに、ACCCは、オーストラリア銀行協会およびその参加銀行（ANZBGLを含む。）がCOVID-19の影響を受けた個人や企業への救済パッケージの提供に向けて協力するための認可を与えた。

ニュージーランドにおけるCOVID-19のパンデミックへの規制上の対応については、「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向－COVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

COVID-19のパンデミックが、当グループなどの金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行に与える具体的な影響は、依然としてきわめて不確実であり、本書日付現在、予測は困難である。

オーストラリアの連邦政府および州政府は、COVID-19の勃発を受けて、数々のウイルス拡大防止策および経済対策を実施している。オーストラリア政府ならびに州政府および地方政府は、旅行、催事および会議その他多くの日常的活動に対して、COVID-19に起因する広範な制約を課し、差止めおよび制限を行い、または勧告を行い、また、大規模かつ費用を要する金融介入および財政介入を行った。ヴィクトリア州政府は2020年8月に一時的な「災害事態」を宣言して企業、家庭およびその他の活動に幅広い制限を課した（その多くは現在は緩和されている。）。経済対策の一例として、オーストラリア連邦政府は、一時的な「雇用維持助成金」（COVID-19により深刻な影響を受けた適格な企業は、適格な従業員への支払を継続するために、オーストラリア政府からの補助金を利用できることとするもの）、および「コロナウイルス中小企業（SME）保証制度」（オーストラリア連邦政府が中小企業向けの新規貸付において最大400億ドルを支援するために、貸主に対して50%の保証を提供するもの。）を発表した。オーストラリアの連邦政府および州政府は、当面の間、さらなる措置を実施、延長および導入する可能性がある。本書日付現在、これらの措置が当グループに与える影響の全容は、不明である。

自己資本管理に関するAPRAのガイダンス

COVID-19への対応として、2020年4月、APRAは、自己資本管理に関するガイダンスを定め、これにはADIが適切な配当水準の決定の延期を慎重に検討することへの期待が含まれていた。2020年7月、APRAはガイダンスを改訂し、この改定には、ADIが配当に関して慎重な姿勢を維持し、2020暦年内はADIが資本分配に関する決定を行う場合に収益の少なくとも半分を維持することへの期待が含まれた。2020年12月、APRAはさらにガイダンスの改訂を行い、それに従い2021暦年からAPRAは銀行について収益留保の最低水準を設定することはなくなるが、ADIは引き続き周到で注意深い資本管理計画を求められる。APRAは、収益、資本および経済情勢の見通しを考慮して持続可能な配当率を注意深く検討する責務は、取締役会が負うと述べている。

当グループの2020年の中間配当は1株当たり25豪セント（2020年9月30日に株主に支払済み）、2020年の最終配当案は1株当たり35豪セント（2020年10月29日に当グループが発表済み）であるが、これらは、上記の2020年7月のガイダンスを考慮したものである。

RBNZの自己資本要件に関するANZBGLの最新情報

2019年12月5日、ANZBGLは、RBNZの最終的な自己資本要件の発表による影響について、最新情報を提供した⁽¹⁾。RBNZの最終決定に関する詳細については、「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーRBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

RBNZの最終的な自己資本要件のうち、主要な要件は、以下のとおりである。

- ・ ANZニュージーランドのTier 1 資本要件はRWAの16%であり、そのうち2.5%まではAT 1 資本で構成することができる。Tier 2 資本要件は、依然としてRWAの2%である。
- ・ 償還可能な優先株式はAT 1 資本として認められている。ANZニュージーランドは、既存の内部AT 1 証券を外部の取引先にリファイナンス可能であると予想される。
- ・ 内部格付手法（「IRB」）を用いる銀行のRWAの増加を、バーゼルの標準測定アプローチ（「標準アプローチ」）により算出された数値の約90%に引き上げる。
 - IRBを用いる銀行の信用リスクRWAに、85%のアウトプット・フロアを適用する。
 - IRBを用いる銀行の信用リスクRWAに適用されるスカラーを1.06から1.2に引き上げる。
- ・ 7年の移行期間（当初の始期は2020年7月）

COVID-19のパンデミックへの対応として、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の自己資本改革に伴う銀行資本の引上げの適用開始日を2022年に延期した。自己資本改革の一部は、資本商品に関する新しいルールを含め、2021年7月1日から実施される。移行期間の終期は2028年7月1日である。実施の日程は、2021年に状況に応じて修正される可能性がある。

当グループへの正味の影響は、7年の移行期間にわたる約21億豪ドルのCET 1 資本の増加である（当グループの2020年9月30日現在の貸借対照表に基づく）。この金額は、RBNZの最終的な要件を満たすためにANZニュージーランド・グループがすでに保有している自己資本を考慮に入れたものである。この正味の影響は、2022年5月に予定されている5億ニュージーランドドルの強制転換永久劣後証券（「キャピタル・ノート」）の当グループの普通株式への転換により、約5億豪ドル減少する。

詳細については、「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーRBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

(1) RBNZは、2018年12月14日、「自己資本レビュー報告4：どれだけの自己資本があれば十分か？」と題した協議文書を公表した。

RBNZの分配および資本商品の制限

2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を変更し、（特に）AT1資本商品の保有者に対する裁量的な支払を除いて、ANZニュージーランドによる分配を認めないこととした。かかる制限は、ニュージーランドで設立されたすべての登録銀行に適用され、COVID-19のパンデミック下における金融システムの安定性を支援することを企図している。この変更により、ANZニュージーランドは、ANZBGLに対して配当を支払うことができない。

RBNZはまた、ANZニュージーランドその他のニュージーランドで設立された登録銀行に対して、現時点では資本商品の償還を行わないよう通達した。これにより、ANZニュージーランドは、5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートについて、その利札の支払は継続できる（一定の条件に服する。）ものの、2020年5月に償還することはできなかった。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月にキャピタル・ノートの転換オプションを行使しなかった。キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL株式に転換されることを定めている（一定の条件に服する。）。この転換により、当グループのレベル2のCET1資本は、約12ベシス・ポイント増加する予定である。

RBNZは、金融システムの安定性を支え続けるために、2021年3月31日（または、必要に応じてそれ以降の日）まで上記の制限を継続すると述べている。

詳細については、「(5)最近の動向」および「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーCOVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

王立委員会

王立委員会は、オーストラリア政府の行政部によってのみ招集され、権限委任条項によってのみ指示を受ける正式かつ公式な審議会である。銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会（「王立委員会」）は、金融サービス事業体（ANZBGLを含む。）の行為が違反行為または社会の水準および期待を下回る行為となっていないかを調査し、報告するよう指示された。王立委員会はまた、かかる行為の原因、特に文化、ガバナンス、報酬およびリスク管理慣行の果たす役割、監督機関の実効性、ならびにそれらに応じた方針の勧告を検討する任務を課せられた。

王立委員会の最終報告書（「最終報告書」）は、2019年2月に公表された。最終報告書において、王立委員会の委員は、違反行為または社会の水準および期待に満たない行為にあたる可能性があるANZBGLを含む金融サービス事業体の行為を特定した。

最終報告書には、銀行業、金融助言、退職年金、保険、文化、ガバナンスおよび報酬、ならびに監督機関をはじめとする複数の事項にわたる76の勧告が含まれる。

2019年2月、オーストラリア政府は王立委員会に対して回答し、当該回答には、王立委員会の勧告のすべてについて措置を講じるための公約、および最終報告書で提起された問題について対応するための追加の公約が含まれた。2019年8月、オーストラリア政府は、当該回答を実施するためのロードマップを公表した。APRA、ASICおよび業界はまた、自らを対象とする多数の勧告を実施し、または実施のプロセスを開始した。2020年12月、オーストラリア議会は、王立委員会の多数の勧告を法制化した。2020年12月、政府はまた、別途の4の勧告対応するための個別の法案をオーストラリア議会に提出した。

王立委員会の勧告の結果として生じた、または生じる可能性が高いより重要な変更には以下が含まれる。

- ・ 金融サービス法違反の自己申告制度が調整され、信用法違反について同等の制度が導入されること。
- ・ 金融サービス法および信用法への違反の疑いがある場合、ASICが、当該違反を防止または対応するために、指示を出すことができるようになること。
- ・ 承認された業界規範の特定の条項への違反に民事罰を課すことにより、ASICが金融サービス業界の規範を執行することが可能となり、金融サービス業界のために執行力および強制力のある行動規範が確立されること。
- ・ 金融商品の訪問販売（または押し売り）の禁止が改正されること。

- ・ 最終補償制度が導入されること。
- ・ ガバナンス、文化、報酬および説明責任について、APRAがより注力し、方針を変更すること。かかる注力および方針変更はすでに開始され、これには銀行の上級役員への報酬支払の変更案が含まれる。
- ・ BEARを、ASICおよびAPRAが共同で管理し、個人にも罰金が課され、企業にはより高い罰金が課されることとなる金融説明責任体制に置き換えることが提案されていること。

上記で取り上げていない王立委員会のその他の勧告に関連して行われる措置も、当グループのポジションに影響を与える可能性がある。

2019年2月、ANZBGLは、王立委員会の多数の勧告やコメントに対応するための16個の誓約を発表した。当該誓約は、オーストラリアのリテール顧客、小規模企業および農家の待遇改善を意図しており、とりわけ、救済、報酬、説明責任、文化およびガバナンスならびに監督機関に関する誓約が含まれる。2020年8月21日現在、ANZBGLは、16個の誓約のうち11個を完了している。ANZBGLは、王立委員会の勧告への対応を進める中で、オーストラリア政府、監督当局および業界との連携を継続している。

具体的な勧告に加えて、王立委員会の結論により、監督機関は、当グループを含む様々な金融サービス事業体の調査を開始し、または開始する可能性があり、その結果として行政措置または強制措置が講じられることがありうる。また、勧告および政府の公約により、当グループの監督機関は既存の方針および慣行を改正中であり、規制権限を拡大するための法案が可決されている。

王立委員会はまた、APRAまたはASICに対して、検討を求めるために違反行為の可能性のある調査未了の事例を紹介している。これらの事項が当グループに関係する場合、当グループ企業に対して民事訴訟が提起される可能性があり、その結果として当グループに民事罰または刑事罰が科せられる可能性がある。

王立委員会は、コストの増加につながっており、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為などの潜在顧客エクスポージャーを含むさらなるエクスポージャーをもたらすこともありうるとともに、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。これらのエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

王立委員会はまた、ニュージーランドの金融業界への政治上または規制上の監視の強化をもたらす可能性がある。

フレームワークおよび実務の自己評価

2018年5月1日、APRAは、すべての規制を受ける金融機関はガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務の自己評価を実施することにより恩恵を受ける旨、ならびに当グループのような大手金融機関についてもその取締役会により見直され承認された評価書を求めていく旨を述べた。APRAがこのように述べたのは、他の主要なADIに関する健全性調査についての最終報告書で特定された論点に鑑みたまものである。この健全性調査は、他の主要なADIグループのガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務を調査するために創設された。2018年11月30日、ANZBGLはAPRAに対して自己評価書を提出した。2019年8月22日、ANZBGLは、自己評価書の中で提起された問題に対応するためのANZBGLの取組みの状況（「ロードマップ」の進展を含む。）を詳述したANZBGL会長の論説を公表した。ANZBGLのロードマップは、5つの注力領域（文化、ガバナンスおよび説明責任、オペレーショナル・リスクの管理、救済、ならびに簡素化）が設定された、複数年にわたる計画である。

金融制度審議会

オーストラリア政府はオーストラリアの金融制度に関する総合的調査を2014年に完了した。これには、規制上の自己資本水準に影響を与える可能性のある多数の主要な提言が含まれていた。FSIを支えるためのAPRAによる施策は、以下のとおりである。

- 2017年7月、APRAは、当初は2014年12月にFSIの最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加資本に関する調査をまとめた情報文書を公表した。APRAは、「4つの主要なオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）の場合、この追加資本は、現行の自己資本比率のフレームワークの下では、2020年1月1日以降、ベンチマークとなるCET1資本比率が最低でも10.5%であることと同義である」と述べた。
- ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性を向上させるための自己資本フレームワークの全体的な設計に対する調整。2018年8月、APRAは検討文書を公表した。この提案の焦点は、ADIの自己資本力水準を認識しつつ比較を容易にする自己資本比率の表示および金融ストレス時における監督の柔軟性を高める方法にある。
- レバレッジ比率要件。APRAの「レバレッジ比率」は、Tier1資本をAPRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー指標」（パーセンテージで表示される。）と比較するものであり、現在のリスクベースの自己資本要件に対する非リスクベースの補完または補強として設計され、銀行業界における過度なレバレッジの積み上がりを禁止している。2018年11月、APRAは、エクスポージャー指標算定の他の変更に加え、IRBを選択しているADIに対する最低レバレッジ比率を3.5%に設定することを提案する健全性基準の草案を公開した。これらの変更は、当グループに重大な影響を及ぼさないと予想している。
- 2020年12月、APRAは、ADIの自己資本フレームワークの変更案に関する協議文書を発表した。当該変更は、自己資本の「問題なく強固」な水準を織り込み、当該フレームワークの柔軟性を高め、ADIの資本力の透明性を向上させることを目的としている。これらの提案は、ADIの自己資本フレームワークの変更案に関連して、2018年および2019年にAPRAが発表した過去の一連の協議文書に置き換わるものである。APRAが2020年12月に発表した直近の提案の重要な側面は、以下のとおりである。
 - 国際的に合意されたバーゼル基準との整合性を向上させる。
 - 住宅ローン貸付について、よりリスクに敏感なリスク・ウェイトを適用する。
 - IRBを用いるADIのRWAを、標準アプローチによりRWAの72.5%以上に制限するバーゼルII資本フロアを導入する。
 - カウンターシクリカル資本バッファ（「CCyB」）のデフォルト水準をRWAの100ベース・ポイントとすることにより、自己資本フレームワークの柔軟性を高め、IRBを用いるADIの資本保全バッファ（「CCB」）を（250ベース・ポイントから400ベース・ポイントへ）150ベース・ポイント引き上げる。
 - IRBを用いるADIに対して標準アプローチによる自己資本比率の公表を求めることも含め、ADIの自己資本比率の透明性および比較可能性を向上させる。
 - IRBを用いるADIの最低レバレッジ比率を3.5%とする。

APRAは、上記の提案によりIRBを用いるADIのRWAが10%減少する可能性があるが、規制上のバッファへの資本配分の増加により相殺されると述べている。さらにAPRAは、ADIは現時点で「問題なく強固」のベンチマークを満たしているため、ADIに対して追加資本の調達を要求することはAPRAの意向ではないことも述べている。よって、APRAは、現行の自己資本フレームワークに基づき、ADIに対する既存の「問題なく強固」の自己資本ベンチマークに業界レベルで一致させるべく、ADIについて提案されたドルベースの自己資本要件の調整を図っている。しかし、これらの変更案が個々のADI（ANZBGLを含む。）に及ぼす影響は、APRAが適用する最終的な要件によって異なる。

上記に関するAPRAの協議は、継続している。しかし、COVID-19の混乱による厳しい経済環境に対応するため、APRAは以下のとおり行動した。

- ・ ANZBGLなどのADIに関して、銀行の自己資本比率をCET 1の「問題なく強固」なベンチマークである10.5%に維持するという予測を一時的に変更することを発表した。COVID-19の混乱期間中、APRAは、オーストラリア経済への継続的な融資を促進するためには現行の大きなバッファが必要となる可能性があるため、ADIがこのベンチマークを満たしていても問題ないと述べている。
- ・ ADIのリスク加重の枠組みおよびレバレッジ比率の要件について、予定されていた変更の実施を1年延期した。自己資本改正の大部分は、当初は2022年1月1日に実施される予定であったが、現在では2023年1月1日に変更されている。この延期には、ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性の向上に関するAPRAの提案も含まれている。

APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、FSIによる最終的な結果は、APRA健全性基準へのさらなる変更または当グループに対するその他の影響があるかを含め、依然として不明である。

APRAの総損失吸収力要件

2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従いANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBに対して2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%までに増加させることを求めることになる。2020年9月30日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約75億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、オーストラリアのD-SIBが主にその他Tier 2資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後の4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。

レベル3 コングロマリット（「レベル3」）枠組み

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、当グループのようなパンカシュアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

2016年8月、APRAは、FSIの提言ならびに進行中の国際的な施策から生じる最終的な自己資本要件を待つため、コングロマリット・グループへの自己資本要件を延期することを確認した。APRAは、未だ変更を実施する日程を提案していない。

グループ・ガバナンス、リスク・エクスポージャー、グループ内取引ならびにその他リスク管理およびコンプライアンス要件に関するレベル3枠組みの自己資本以外の構成要素は、2017年7月1日付で有効となった。これらの要件により当グループの自己資本ポジションおよびANZBGLの子会社の資金調達のいずれにも重大な影響は生じていない。ANZニュージーランドを含む関連会社に支援を提供する能力へのレベル3枠組みによる影響に関する詳細は、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

関連会社の枠組みの変更

2019年8月、APRAは、APS第222号「関連事業体の関与」（「APS第222号」）を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」）に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす。APS第111号の修正が現在提案されているとおりに実施されるとすれば、かかる上限の引下げが当グループに重大な影響を及ぼすことは予想されない。2021年1月1日の実施予定日は、APRAにより、2022年1月1日へと延期された。詳細は、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」の修正

2019年10月、APRAは、APS第111号に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1のADI（または同等の海外事業体）および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZBGLのレベル1のCET1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億ドル（約70ベシス・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZBGLは、そのような結果となる見込みはなく、経営陣の行為により自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができると考えている。これらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率には影響を及ぼさない。これらの変更の実施予定日は、（2021年1月から）2022年1月に延期される見込みである。

2020年11月、APRAはさらに、修正後APS第111号が最終化され施行されるまでの間、銀行子会社および保険子会社への新規または追加のエクイティ投資の総額がADIのCET1資本の10%を上回る場合は、ADIの親会社のレベルで自己資本により当該投資についての資金調達が完全になされることを要求すると発表した。この取扱いは、ADIのCET1資本の10%を超える新規または追加投資の一部に適用される。

ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APS第222号は、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関してANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定するとともに、グループ内の財務上のエクスポージャーに係る上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZニュージーランドを含む。）に財政支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- ・ ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- ・ ANZBGLは、関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持つてはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- ・ ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項を締結してはならず、
- ・ 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1総資本基盤のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。

- (i) ANZニュージーランドなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで50%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で150%
- (ii) その他の関連会社に対し、
 - i 規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - ii その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - iii すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2019年8月、APRAは、APS第222号の最新版を公表した。ANZBGLがANZニュージーランドに対して提供できる財政支援の量および質に影響する変更は、以下のとおりである。

- ・ エクスポージャーの上限を設定するために用いられるレベル1資本基盤は、総資本からTier1資本に変更される。
- ・ ADIに対する個々のエクスポージャーの上限をレベル1のTier1資本基盤の25%に、エクスポージャー合計の上限をレベル1のTier1資本基盤の75%に引き下げる。

APS第222号に係る2021年1月1日の実施予定日は、APRAにより、2022年1月1日に延期された。APRAは、個別の事案に応じて、事業体ごとに移行措置や柔軟な対応を講じている。

さらに、2019年10月、APRAは、APS第111号の修正案について検討文書を公表し、この修正案は、ADI（または同等の海外事業体）および保険子会社に投資するANZBGLなどのオーストラリアのADIについて、レベル1資本の取扱いを上記「APS第111号『自己資本比率の測定』の改正」で概説したとおりに変更することを提案している。これらの変更の実施予定日（2021年1月1日）は、2022年1月に延期される見込みである。

この修正案が実施されれば、APS第111号のこれらの修正により、APS第222号に係る報告の目的でのANZBGLのレベル1のTier1資本基盤およびANZニュージーランドに対するエクスポージャーは削減されることになる。その結果、2022年1月1日時点のANZBGLのANZニュージーランドに対するエクスポージャーは、APS第222号の上限を遵守したものになると予想される。

しかし、APS第111号の変更が実施されずにAPS第222号の変更が発効した場合は、ANZBGLのANZニュージーランドに対するエクスポージャーはレベル1のTier1資本の上限である25%に近い水準となることから、ANZBGLは経過措置の適用を受け得るとはいえ、APS第222号に関連してAPRAが発表した変更の概要は、ANZニュージーランド・グループの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態、ならびに信用格付および事業を成長させる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、APRAは、2021年1月1日までに、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務（ANZニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZニュージーランド・グループに対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZニュージーランドの業務への偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係るAPRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みの一定の要件が、2017年7月1日に発効した（上記「レベル3 コングロマリット（「レベル3」）枠組み」を参照のこと。）。この枠組みはまた、当グループが子会社（ANZニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZニュージーランドを含む子会社に対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

住宅モーゲージ貸付実務

近年において、APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段をとってきた。一例として、

- ・ 2014年12月、APRAは、ADIの健全な住宅モーゲージ貸付実務を強化するため取る可能性のある追加の手順の概要を示し、より高リスクのモーゲージ貸付、不動産投資家向け貸付の伸び率（特に伸び率が年間のベンチマークである10%を大きく上回るか）および新規借入者へのローン返済能力テストを含む一定の関心分野について、特に注意を払うことを表明した。
- ・ 2017年3月、APRAは、ADIはとりわけ以下を期待される旨を概説した。
 - 新規のインタレスト・オンリー型（一定期間は利息のみ返済）貸付の金額を、新規の住宅モーゲージ貸付の合計額の30%に制限すること（「インタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマーク」）。ADIは、この制限の範囲内で、ローン資産価値比率（「LVR」）が80%以上のインタレスト・オンリー型貸付の総額について厳格な内部制限を設定し、LVRが90%を超えるインタレスト・オンリー型貸付の事例については確実に厳格な審査を行い正当化理由を確認することが期待される。
 - 不動産投資家向け貸付における年間の伸び率が、先述の10%のベンチマーク（「投資家貸付の伸びに係る10%ベンチマーク」）未満である状態を容易に維持できるように管理すること。

上記の期待に応え、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当グループは、数々の手段を講じてきた。これには、貸付基準の調整、および持ち家居住者と投資家向け貸付との間での異なる価格設定の実施が含まれる。これらのカテゴリーの範囲内で、異なる価格設定は、インタレスト・オンリー型の返済を行う顧客と元本および利息の返済を行う顧客との間にも適用される。

2018年4月および12月、APRAは、投資家貸付の伸びに係る10%ベンチマークおよびインタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマークはそれぞれ、今後一定の状況の下ではADIに適用されることはない旨を概説した。これらのベンチマークは、今後当グループには適用されない。

APRAは、住宅市場の状況をより広く緊密に監視し続けるが、これらのベンチマークの適用除外にもかかわらず、業界全体レベルで投資家向け貸付の急激な伸びが再来し、またはインタレスト・オンリー型貸付が再加速すれば、根強い懸念を生じさせる旨、またかかる環境は業界全体に対して措置を講じる必要性をAPRAに検討させることにつながりうる旨を示唆した。

2009年国家消費者信用保護法（連邦）（「NCCP法」）の附則1に含まれる国家信用規範は、参加者に対して許可および免許要件を課している他、信用業務従事者に対して情報開示および行為義務（「責任ある貸付」の一定の義務を含む。）を課している。

2020年12月、オーストラリア政府は、NCCP法の責任ある貸付要件の大部分をADIについて撤廃する法案をオーストラリア議会に提出した。ADIは引き続きAPRAの既存の基準により規制される。ADIはまた、引き続きNCCP法の情報開示および行為義務に服する。

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、与信申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。

- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の返済義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの返済義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細は、下記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2) 主なリスクおよび不確実性－16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

オーストラリア刑法典第102.6条および102.7条

オーストラリア刑法典第102.6条および第102.7条（1995年オーストラリア刑法典に含まれる）に基づき、ある者が意図してテロリスト組織から資金を受け取り、テロリスト組織に資金を提供し、テロリスト組織のためにもしくはテロリスト組織を代理して資金を調達し、またはテロリスト組織に支援や資源を提供する場合、その者が当該組織がテロリスト組織であると知っているかまたはテロリスト組織であるかについて無頓着であった状況では、それは犯罪となる。テロリスト組織とは、直接もしくは間接にテロリスト行為の実行に関与、準備、計画、幫助もしくは助長した組織をいい、かかる組織が1995年オーストラリア刑法典に基づいた規則においてテロリスト組織と規定されている。

2011年オーストラリア独自制裁法および2011年オーストラリア独自制裁規則に基づき、特定の国々と関連した一定の具体的に認定された人物、事業体、資産および船舶に対して制裁が与えられ、その名前の人物もしくは事業体が関わる一定の取引は、外務大臣からの特別な許可を得た場合のみ行うことができる。これらの制裁に違反することは犯罪となる。

ニュージーランド RBNZの監督の役割

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が以下の目的で、銀行登録および登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

銀行登録に係るRBNZの方針は、適切な地位および評判を持つ金融機関のみが登録銀行となることができることを確実にすることを目的としている。この要件を条件として、RBNZは、銀行業界内の競争を促進するために、新規登録銀行参入への障壁を最小限に保つ意向があると述べている。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の安定性および効率性を促進することを目的としており、個々の銀行の破綻防止や債権者の保護を目的としたものではない。RBNZは、市場に本来存在する規律を活用し強化することで、これを達成することを目指す。

RBNZは、財務成績およびリスク状況に係る情報を定期的に銀行が開示する要件ならびに取締役が一定の主要な事項を定期的に保証する要件を非常に重視している。これらの方策は、市場規律を強化し、銀行の健全性管理責任が、RBNZがその責任を行使するのに最もふさわしいと考える者、すなわち取締役および経営陣にあることを確実にすることを意図している。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。
- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ 準備銀行法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ 銀行のマネーロンダリング防止および対テロ資金要件の遵守の監視に係る指針を発行する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスクが適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本十分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の半期財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各事業年度末には全面的な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類が虚偽または誤解を招くとみなされる情報を含んでいた場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をRBNZのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者がそれらの銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成しない。場合によっては、それらの情報は、ANZニュージーランド・グループの連結財務書類上の表示とは異なる方法で分類および表示されている。

ニュージーランドで設立された登録銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたバーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZニュージーランドを含むニュージーランドで設立された登録銀行の大半に、最低比率を2.5%上回る保全バッファを維持することを求め、そうしなければ販売への制限を受ける。RBNZはまた、0から2.5%までの間の指針範囲で普通株式のカウンターシクリカルなバッファを適用する裁量を有しているが、正式な上限はない。バーゼル3を取り入れたカウンターパーティー信用リスク要件および追加の開示要件も存在する。これらの自己資本要件は、RBNZの資本改革の結果、2022年7月1日から変更される見込みである。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向—RBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

ニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13の要件は、ニュージーランドで設立された登録銀行に最低コア資金調達比率75%を満たすことを求め、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier1資本によって満たされることを確保している。しかし、2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、COVID-19のパンデミックへの対応としてANZニュージーランドの最低コア資金調達比率を50%に引き下げるために、ANZニュージーランドの登録条件を変更した。RBNZは、少なくとも2021年3月31日までは、コア資本調達比率は50%を維持すると述べている。

バーゼル3は、RBNZがBS13の意図と非常に類似していると考えた流動性方針を提案している。しかし、RBNZは、バーゼル3の流動性基準のある側面は、ニュージーランドで採用するのにふさわしくないと考えている。RBNZは、BS13の遵守についてのテーマ別レビュー（「BS13テーマ別レビュー」）を実施している。BS13テーマ別レビューの結果は、今後のBS13のレビューのために情報提供される予定である。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向—登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー」を参照のこと。また、RBNZは、全登録銀行に対し、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。

さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取り消し勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も特に以下の行為をしてはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始するまたは継続する。
- ・ 執行命令を出す、債務を差し押さえる、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行するもしくは執行することを求める。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じる
- ・ 当該銀行に対して相殺する権利を行使する。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

登録銀行への重要な影響力を取得する同意の申請を評価する際に、RBNZは、登録銀行としての登録申請を評価する際に関連するのと同じの事項を考慮に入ると述べている。同意を与える際、RBNZは、ふさわしいとみなす条件を課す可能性がある。

ニュージーランドの規制上の動向

COVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向

COVID-19が、ANZニュージーランド・グループなどの金融サービス・グループに対する規制および監督に及ぼす具体的な影響は、依然として不確実であり、本書日付現在、予測は困難である。

COVID-19のパンデミックへの対応として、RBNZおよびニュージーランド政府は、金融の安定化を促進し、また、外国為替市場、債券市場および金融市場の効率的かつ低コストでの運営の維持を確保するために、広範な措置を講じており、その多くはANZニュージーランド・グループに影響を与えている。本書日付現在、これらの措置がANZニュージーランド・グループに与える影響の全容は、明らかではない。

RBNZは、2020年3月に、規制上の取組みの大半について、対外的作業を延期すると発表した。また、RBNZは、その改正外部委託方針（「BS11」）への移行期間を2023年10月1日に延期し、予定されていた2003年信用契約および消費者金融法（「CCCFA」）の一部改正ならびにニュージーランドの金融助言制度の改正の適用開始に遅延が生じている。RBNZは、ニュージーランドで営業する銀行に対し、2020年12月1日までに公式キャッシュ・レートがゼロまたはマイナスとなるシナリオに備えて、システムおよび手順を確実に機能させるように勧告している。

RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の自己資本改革に伴う銀行資本の引上げの適用開始日を2022年に延期した。自己資本改革の一部は、資本商品に関する新しいルールを含め、2021年7月1日から実施される。移行期間の終期は2028年7月1日である。実施の日程は、2021年に状況に応じて修正される可能性がある。

RBNZは、COVID-19のパンデミックへの対応として、ANZニュージーランドの登録条件を以下のとおり変更した。

- ・ 2020年5月1日を効力発生日として、RBNZは、住宅ローン融資のローン資産価値比率（「LVR」）制限を撤廃した。従前のLVR制限は、ニュージーランドの登録銀行に対し、新規非不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが80%超となるものを、銀行の「非不動産投資である新規住宅モーゲージ貸付」（持ち家である居住用不動産のみにより担保される標準的な住宅モーゲージ貸付を意味する。）のドル価値の20%以下に抑えることを要求し、また、「不動産投資である住宅モーゲージ貸付」（非不動産投資である新規住宅モーゲージ貸付には該当しない標準的な住宅モーゲージ貸付を意味する。）のうちLVRが70%超となるものを、銀行の新規不動産投資住宅モーゲージ貸付のドル価値の5%以下に抑えることを要求する。
- ・ 2020年4月2日を効力発生日として、以下を含む様々な変更が行われた。
 - ANZニュージーランドが配当その他の分配金を支払うこと（AT1資本商品の保有者に対する裁量的な支払いを除く。）を制限したこと。
 - ANZニュージーランドのコア資金調達比率の最低要件を75%から50%に引き下げたこと。
 - 2020年4月付のBS11の改訂版を参照し、またBS11に基づく既存の外部委託契約についての移行期間を2023年10月1日まで延長したことを反映するために、更新したこと。

RBNZは、金融システムの安定性を支えるために、2021年3月31日（または、必要に応じてそれ以降の日）までは配当の制限を継続すると述べている。RBNZはまた、少なくとも2021年3月31日までは、CFRは50%を維持すると述べている。

RBNZはまた、銀行金融システムの安定性をさらに高めるべく、ニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）に対し、現時点では資本商品の償還を行わないよう通達した。RBNZは、資本商品の任意償還に係る制限は少なくとも2021年3月31日まで実施を継続するが、銀行が資本商品を同額以上の価額の資本商品と交換することは可能であると述べている。その結果、ANZニュージーランドが2020年5月に5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートに償還することは認められなかったが、利息の支払は継続して行うことができる（一定の条件に服する。）。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式にキャピタル・ノートを転換するオプションを行使しなかった。キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式への転換を規定している（一定の条件に服する。）。

2020年12月初旬、RBNZは、リスクの高い貸付について2021年3月1日を効力発生日として従前のLVR制限を再導入することに関して、協議を開始した。ANZニュージーランドは引き続き状況を注視し、RBNZのLVRの協議過程に沿って対応していく。

ニュージーランド政府およびRBNZは、COVID-19による経済的影響を受けた住宅所有者を対象とした金融支援パッケージ（「住宅ローン返済猶予制度」）ならびに企業を対象とした金融支援パッケージを導入しており、ANZニュージーランドは、他のニュージーランドの銀行とともにこれらに参加することに同意している。当該パッケージには、住宅ローン顧客、農業顧客および中小企業顧客向けの住宅ローン返済猶予制度が含まれる。住宅ローン返済猶予制度は、COVID-19による影響を受けたANZニュージーランドの顧客が対象とされている。住宅ローン返済猶予制度の下では、銀行と借主との間で合意された期間内であれば、当初は最長6か月まで返済を猶予することができる。住宅ローン返済猶予制度による返済猶予期間は延滞期間としては取り扱われず、返済猶予の付与は経営難としては取り扱われない。なお、ANZニュージーランドは、住宅ローン返済猶予制度に基づく貸付金の利息の資産化については、通常の手続きを踏む。2020年8月、RBNZは、住宅ローン返済猶予制度を2021年3月31日まで延長すると発表した。この延長は改定されたガイダンスに従うものであり、当該ガイダンスでは、新規の貸付についての返済猶予（または既存の貸付についての返済期間の延長）の付与は、明確な必要性が示されている場合にのみ行うことができ、デフォルト・オプションとして提供されてはならず、また、まずは返済期間の延長または利息のみの期間が検討された後でのみ行うことができることを規定している。貸主はまた、返済猶予の終了時に顧客が返済の再開について合理的な見通しを持っていることを評価しなければならない。貸付の返済猶予を、「貸付の履行」とする取扱いは、2021年3月31日に終了する。

金融支援パッケージには、COVID-19による悪影響を受けた雇用主が職員に給与を支払い続けることができるよう支援するための賃金助成金制度も含まれていた。この助成金は、当初12週間は一括して雇用主に支払われ、2020年6月に申請が締め切られた。資金助成金制度はその後、より厳しい基準の下で2020年9月まで延長された。2020年9月の期間満了後においては、一定のCOVID-19自己隔離基準に該当する職員への支払いを補助する休暇支援制度として、雇用主への補助が利用できる。

ニュージーランド政府および一部のニュージーランドの銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、年間売上高8,000万ニュージーランドドルまでの適格な中小企業に対して、COVID-19に起因する流動性需要の管理の目的において信用供与を支援するため、および今後の景気回復に向けた態勢整備を助成するために、事業融資保証制度（「BFGS」）を実施している。年間売上高が2億ニュージーランドドルまでで、かつニュージーランドの財務省が定めるその他の基準をみたすすべての企業に適格が認められる。1件の融資につき50万ニュージーランドドルの限度額が適用され、融資期間は最長5年となる。ニュージーランド政府が各ローンの信用リスクの80%を引き受け、残りの20%は銀行が引き受ける。この制度は、2021年6月30日まで申込可能である。

ニュージーランド政府はまた、COVID-19のパンデミックの影響を受けた小規模企業を支援するために、ニュージーランド内国歳入庁が10万ニュージーランドドルを上限に融資を行う小規模企業キャッシュ・フロー融資制度を実施している。利率は年3%であるが、2年以内に融資が完済されれば利息は課されない。融資の最大期間は5年であり、企業は最初の2年間は返済を行う必要はない。この制度では、賃金助成金制度と同様の適格性基準が適用される。企業は、存続可能な企業であること、および資金使途は中核事業の運営資金であることを宣言しなければならない。

RBNZは、BFGSの下での銀行貸付を支援するために設計された、銀行システムのための新たな長期資金調達制度であるターム貸付ファシリティを実施している。ANZニュージーランドを含むBFGS参加銀行は、参加銀行がBFGSの下で延長した貸付実行額に相当する担保付資金を、最長5年間、貸付実行日のRBNZの公式キャッシュ・レートによる固定金利で利用することができる。

RBNZは、適格な社債および資産担保証券と引換えに流動性を提供するための、週次の企業公開市場操作（「企業OMO」）の入札を実施した。このファシリティは、銀行が企業顧客への資金提供を継続し、市場機能を支えるための別のチャネルを提供することを企図している。週次の企業OMOは一時的なものと見られており、RBNZは、2021年3月に、または需要が減少した場合はそれより早く、運用を見直す予定である。

また、RBNZは、ターム入札ファシリティ（「TAF」）の入札を通じて担保付のターム物の資金提供を開始した。TAFは、企業OMOと類似した方法で日々運用され、銀行システムの流動性を支えることを企図している。RBNZは、その裁量により、提供される最低金利、数量および満期日を変更することができ、2021年3月に、または需要が減少した場合はそれより早く、このファシリティを見直す予定である。

RBNZは、最大1,000億ニュージーランドドルの大規模資産購入（「LSAP」）プログラムを発表した。このプログラムでは、2022年6月までにニュージーランド国債、ニュージーランド政府インフレ連動債および地方政府資金調達庁債を流通市場で購入し、銀行システムに現金を注入する。LSAPプログラムは、ニュージーランド経済へのさらなる支援の提供、信頼の醸成、および低金利の維持を目的とする。LSAPプログラムは、ANZニュージーランドを含む銀行が預金として利用できる、ニュージーランドの銀行システムで流通する資金の量を増加させる。RBNZは、LSAPプログラムの有効性をモニタリングし、必要に応じてさらなる調整および追加を行う。

RBNZはまた、融資資金提供プログラム（「FLP」）を実施し、銀行は、当該銀行の適格融資の4％に相当する直接の担保付きの資金提供を、借入期間中の現行公定歩合で3年間利用できるようになる。適格融資を増加させるための一定の要件を満たす銀行は、適格融資のさらに2％に相当する追加的なFLP資金の提供を受けることができる。FLPは、銀行に低コストの資金を提供し、ニュージーランドの企業および家計における借入コストの低下を促すことを企図している。

RBNZは、マイナスの公定歩合、金利スワップの受領、外国資産の購入など、将来的に展開する可能性のある追加の金融調節手段を検討している。

1993年会社法その他の法律が改正され、COVID-19事業性債務冬眠（「BDH」）制度の導入により、COVID-19による債務超過に直面している企業が存続可能な状態を維持できるように支援している。この制度の下では、適格な事業体（会社、パートナーシップ、社団法人その他の団体を含む。）は、債権者に対し、その事業性債務を「冬眠」状態にするための提案書を提出することができる。債権者は、事業体が会社登記所にBDHへの参加の意思を通知した日から1か月以内に、その提案について投票することができる。（頭数かつ金額で）50％の債権者が同意すれば、その提案は有効となる。会社登記所への通知後1か月間は、債務の強制執行が一時停止され、提案が同意された場合はさらに6か月間一時停止される。提案が同意された場合には、債権者との間で合意された条件に従うこととなる。BDH制度は、企業財産の全部または実質的に全部について担保を有する債権者の強制執行を制限するものではなく、一定の債務（従業員に対する債務を含む。）は、制度の対象から完全に除外される。2020年12月1日、ニュージーランド政府は、BDH制度を2021年10月31日まで延長した。

ニュージーランド政府はまた、企業を救済するために、多くの税制改革を行ってきた。その中には、損失の一時繰越制度（いずれ恒久的な制度に置き換えられる予定である。）が含まれる。この制度の下では、2019年から2020年までまたは2020年から2021年までのいずれかの所得年度に損失が発生することが予想される企業は、その損失を前所得年度の所得と相殺し、前年に支払われた税金の一部または全部の還付を受けることができる。遵法コストを削減するべく、暫定的な課税標準を2,500ニュージーランドドルから5,000ニュージーランドドルに引き上げるなど、中規模および小規模の企業を支援するために、複数の変更が行われている。

ニュージーランド政府は、2020年12月16日に、半期経済・財政アップデート（「HYEFU」）を発表した。HYEFUでは、121億ニュージーランドドルの当初支援パッケージおよび500億ニュージーランドドルのCOVID-19対応および復興基金（「CRRF」）を含む、ニュージーランド政府のCOVID-19対応のための財政支援措置が概説された。HYEFUの発表日現在、当初支援パッケージおよびCRRFのうち518億ニュージーランドドルは、貸金助成金制度およびその後の延長、BFGS、管理隔離施設に関する費用およびワクチンの購入などのイニシアチブに割り当てられている。CRRF資金の残りの103億ニュージーランドドルは、HYEFUの時点では割り当てられていない。

RBNZの自己資本要件の見直し

2019年12月5日、RBNZは、ニュージーランドの銀行に対する自己資本要件を発表した。最終的な自己資本要件には、以下が含まれる。

- ・ ANZニュージーランド等の内部格付手法（「IRB」）を用いる銀行のリスク加重資産（「RWA」）については、BS2Aに準拠した標準アプローチ（「標準アプローチ」）により算出された数値の約90％に引き上げられる。
- ・ 国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）（ANZニュージーランドを含む。）のCET1資本要件については、RWAの13.5％（RWAの9％の健全性資本バッファを含む。）まで引き上げられる。
- ・ D-SIBのTier 1 資本要件は、RWAの16％まで引き上げられる。
- ・ D-SIBの自己資本合計は、RWAの18％まで引き上げられる。

COVID-19のパンデミックに対応するため、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行に対する自己資本要件の見直しに伴う、銀行の自己資本要件の引上げに係る開始日を2022年に延期した。自己資本要件の見直しのいくつかの点は、資本商品に関する新しいルールを含め、2021年7月1日から実施される。

移行期間は2028年7月1日に終了する。実施スケジュールは、状況により必要であれば2021年に変更される可能性がある。2020年11月、RBNZは、自己資本要件の見直し（自己資本基準に盛り込まれる詳細な規制上の要件を含む。）の実施に関する協議を開始した。RBNZは、自己資本に関する銀行の健全性要件の最終版を2021年7月1日までに公表する意向である。RBNZの自己資本の見直しにより、標準アプローチにより運用されているニュージーランドの登録銀行の自己資本要件は大幅に引き上げられ、IRBアプローチを使用しているニュージーランドの登録銀行（ANZニュージーランド等）の自己資本要件はそれより大幅に引き上げられるが、RBNZが発表した自己資本比率要件を満たすために必要な新たな自己資本の額は、現時点で未定である。

これらの要件がANZBGLに与える影響については、「オーストラリアーオーストラリアの規制上の動向ーRBNZの自己資本要件に関するANZの最新情報」を参照のこと。

登録条件の不遵守

以下に記載の内容は、ANZニュージーランド・グループによるその登録条件の未解決の不遵守事例および最近の不遵守事例である。

登録条件1BーBS2Bの遵守

ANZニュージーランドのRBNZの自己資本要件の遵守状況に関するレビューが準備銀行法第95節に基づき実施され、2020年4月に完了した。ANZニュージーランドはこのレビューで特定された改善事項を受け入れ、そのプロセスの是正に取り組んでいる。RBNZは、ANZニュージーランドは問題なくその問題を解決すると確信していると述べ、ANZニュージーランド・グループは引き続き健全で資本力が高いことを強調している。

ANZニュージーランドは、RBNZから承認されていない格付モデルおよび手続への変更の実施に関して、登録条件1Bを遵守していない。2019年9月30日現在の関連するエクスポージャーに、RBNZが最後に承認した手法を適用すれば、RWAは合計で4,700万ニュージーランドドル（0.05%）減少するはずであるが、報告された自己資本比率に影響を及ぼすまでには至らなかった。

関連するモデルおよび不遵守の始期は以下のとおりである。

- ・ 商業用不動産の一連のモデル（単一物件投資、複数物件投資、ホテル投資、特別目的資産投資、単一住宅開発、商業開発、再分割が可能な土地の事前開発）ー2011年
- ・ ノンバンク金融機関の一連のモデル（生命保険、損害保険、保険持株会社、金融会社、金融サービス会社、リアル・マネー・ファンド）ー2009年
- ・ プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンスー2009年
- ・ 銀行、国家およびソブリンー2008年

RBNZの自己資本比率のフレームワーク（内部モデルに基づくアプローチ）（「BS2B」）第1.3B節の下で要求されるANZニュージーランドのモデルの要約は、承認されていないこれらのモデル変更を含んでいたため、登録条件を遵守していないことが判明した。

2020年8月、改善されたモデルについて承認を得るため、モデル文書の第一回分がRBNZに提出され、2020年11月には第二回分が提出された。残りのモデル改善に関する文書は、2021年にRBNZに提出する予定である。

以上に加え、2020年5月にANZニュージーランドは、保証が提供されている場合にホールセール・リスクの等級を引き上げるANZニュージーランドのアプローチがBS2Bに準拠していなかったことを確認した。2020年3月31日現在の推定影響額は、RWAが2,600万ニュージーランドドル（0.03%）と過小評価されていたため、報告されている自己資本比率に影響を与えるには至らない。ANZニュージーランドは、RBNZに従い、2020年9月30日現在のRWAの数値を更新している。

登録条件1B－過去のBS2Bの不遵守

ANZニュージーランドは、2017年12月以降、BS2B第4.5項の定義に反して誤ってソブリンに分類されていた取引先を1社特定した。2020年3月31日現在の推定影響額は、RWAが3億8,300万ニュージーランドドル（0.38%）過小に計上され、ANZニュージーランド・グループの自己資本比率が0.05%過大に計上された。この問題は、2020年4月30日からRWAの算出においては是正され、この問題により、2020年9月30日終了年度において、ANZニュージーランドの登録条件の不遵守があったことにはなっていない。しかし、2018年12月31日までは、登録条件1Bは、あらゆる面でBS2Bを遵守することを求めており、その結果、2017年12月から2018年12月31日までの間、ANZニュージーランドはこの問題について登録条件1Bを遵守していなかった。

登録条件5－より有利な条件ではない関係者へのエクスポージャー（BS8）

ANZニュージーランドは随時、ANZBGLの顧客の債務に関して第三者に対する保証またはスタンドバイ信用状を提供している。ANZBGLは、その顧客の債務に関してANZニュージーランドの提供する保証またはスタンドバイ信用状に係る支払請求がなされた場合にANZニュージーランドがANZBGLに直接リコースできるよう、ANZニュージーランドに対して保証またはスタンドバイ信用状に対する念書を差し入れている。ANZニュージーランドは、このサービスについてANZBGLに手数料を請求している。しかし、内部レビューを通じてANZニュージーランドは、2014年1月以降この手数料を、同一のサービスを非関連銀行に対して提供する場合に請求する手数料よりも低く設定していたこと、およびその結果としてANZニュージーランドが登録条件5を遵守できていなかったことを確認した。

ANZニュージーランドは、2020年1月1日以降に締結するすべての新規取引のための新たな価格設定方式の策定を進めてきた。ANZニュージーランドはまた、ANZBGLに対する類似の保証またはスタンドバイ信用状に対する念書を差し入れたものを含め、2020年9月30日終了年度において有効であったすべての当該取引に新たな価格設定方式を遡及適用した。その結果生じた追加の純利益は、100万ニュージーランドドル未満であった。

登録条件13－流動性比率（BS13）

以下の事項につきBS13が遵守されていないことは、流動性比率の報告値に影響が出るほどのものではなかった。

- ・ 将来キャッシュ・フローの計算において、流動性比率の計算システムと、一部の社債債務および一部のスワップを計上するシステムとの間で差額が生じており、かかる差額は2017年以降について把握されていた。BS13を遵守した計算が確実に行われるようにするために、2020年1月31日を発効日として手続が更新された。
- ・ 2010年以降、ANZニュージーランドは、変動金利住宅ローンの次期のキャッシュ・インフローの計算において、インフロー計算のための実勢金利を用いずに、既成マージンを上乗せしたホールセール実勢金利を用いている。ANZニュージーランドは、適切なプロセスはBS13の解釈の問題であることから、当該事項についてさらなる指針をRBNZに求めた（下記「登録条件の潜在的な不遵守に関するその他の事項」を参照のこと。）。

登録条件21－外部委託（2020年4月に更新済みのBS11）

BS11は、ANZニュージーランドに対し、外部委託契約の情報を総括することを求めている。

- ・ 2020年9月30日終了年度において、ANZニュージーランドは、その統括に関連した次のデータ不一致の事例を確認した。データエラーが146件、20営業日以内に統括に至らなかった契約が10件、統括の際に契約について記録された情報が不完全であった事例が12件あった。当該事項は、RBNZによって比較的軽微であると評価され、2020年9月30日終了年度中にそのすべてが訂正された。RBNZに対する最近の発行日（2020年9月14日）現在、ANZニュージーランドの登録条件21の統括には是正後の契約が132件含まれており、データフィールドの合計は2,112であった。

BS11は、ANZニュージーランドに対し、外部委託の各契約について一定のリスク軽減策を適用することを求めている。

- ・ 2019年9月30日終了年度中、ANZニュージーランドは、ANZBGLの世界中の事業との間で、必要な指定契約条項を欠く2つの外部委託契約を交わした。これらの契約は2019年12月に是正された。

- ・ 2019年3月31日終了の6か月間に、ANZニュージーランドの独立第三者契約のうち1つが、代替契約締結の9日前に失効した。この9日間、関連する外部委託契約には所定の契約条件は含まれていなかった。
- ・ 2020年9月30日終了年度中、ANZニュージーランドは、ANZBGLの世界中の事業との間で、必要な指定契約条項を欠く1つの外部委託契約を交わした。この契約は2020年6月に是正された。

登録条件の潜在的な不遵守に関するその他の事項

(BS13およびBS13Aに基づく)流動性比率の計算や、(BS2Bに基づくがANZニュージーランドの登録条件遵守には影響がないと考えられる)住宅ローン商業顧客の安全性指数の測定など、レビュー過程にある事項がいくつかあり、その関連方針の文言または要件の解釈は一通りでない場合があり得る。ANZニュージーランドが採用した解釈について一定の不確実性がある場合は、当該事項についてより詳細な指針を適宜RBNZに求めてきた。ANZニュージーランドの現在の見解としては、別解釈の採用に伴う同比率の報告値への潜在的影響は大きくない。

第95節レビュー

2019年7月5日、RBNZは、準備銀行法第95節に基づく通知を発し、2名の外部レビューアー（ANZニュージーランドによるBS2Bの一定部分の遵守について1名、およびANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みの有効性について1名）を採用することを求めた。

- ・ 2019年12月に、取締役による認証および保証の枠組みのレビューが完了し、ANZニュージーランドは、示された提言の実行および提起された問題への対応に取り組んでいる。2019年12月11日、RBNZは準備銀行法第95節に基づき、ANZニュージーランドに対してさらなる通知を発し、ANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みに加えられた改善について外部レビューを受けるよう求めた。COVID-19のパンデミックの影響により、2020年5月、RBNZは、ANZニュージーランドが2021年3月現在の評価について外部の中間レビューを受けるとともに、ANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みの2021年9月現在の評価について最終レビューを受けることを条件に、取締役の認証についての提言に対応するための期間を延長することに合意した。
- ・ 2020年4月に、ANZニュージーランドによるRBNZの自己資本比率要件の遵守状況に関する報告書が完成した。当該報告書では、現在および過去の自己資本比率要件の不遵守事例が指摘された。ANZニュージーランドは、このレビューの結果を受け入れ、RBNZとともに指摘された問題の是正に取り組んでいる。RBNZは、ANZニュージーランドは問題なくその問題点を解決すると確信していると述べ、ANZニュージーランド・グループは引き続き健全で資本力が高いことを強調している。2020年5月には、モデルの提出に関する主要日程を含む詳細な改善計画が、RBNZに提出された。ANZニュージーランドはまた、第95節のモデル改善における重要なマイルストーンであるモデル文書の第一回および第二回分をそれぞれ2020年8月および2020年11月にRBNZに提出した。2020年10月、RBNZは、ANZニュージーランドに対し、2021年3月に評価される自己資本比率要件に関する報告書に関連する一定の改善活動について、（これらの改善と、取締役による認証および保証のために行われる改善の間の密接な関係を反映するために）外部の中間レビューを受け、また、2021年9月に評価される当該改善活動について、最終レビューを受けることを要求する旨を通知した。

第95節レビューは、これらのレビューでカバーされるANZニュージーランドのプロセスを改善するより幅広いプログラムの必要性を強調しており、かかるプログラムが進められている。

詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向—FMAおよびRBNZによる行為および文化のレビュー」を参照のこと。

ローン計算機の修復

2017年6月、ANZニュージーランドは、ローン計算機に関する問題をニュージーランド通商委員会（「通商委員会」）に自主的に報告した。この問題は、2015年5月から2016年5月までの間のANZニュージーランドの顧客の様々なローンの一部に影響を及ぼした。ローン計算機は、顧客が住宅ローン、個人ローンおよび事業ローンの異動を求めたときに顧客の返済額およびローン条件を計算するために使用された。この問題によって、影響を受けたローンについて一部の顧客が本来支払うべき金額よりも少ない金額を支払った。ANZニュージーランドは、2016年5月に計算機を修復した。ANZニュージーランドは、影響を受けた顧客に対して、影響を受けたローンを誤謬が生じなかったとした場合のポジションに戻すために、これまでに約840万ニュージーランドドルを貸し付けている。2020年2月、通商委員会は、ANZニュージーランドとの間で、ANZニュージーランドがこの問題によって影響を受けた一部の顧客に対してさらに2,940万ニュージーランドドルを支払うことで合意したと発表した。これらの支払は、まもなく完了する。

RBNZの改正外部委託方針

RBNZの更新された外部委託方針（「BS11」）は、ANZニュージーランドなどのニュージーランドで設立された大手銀行に対し、外部委託した機能を統制および実施するための法的および実務的な能力を備えることを要求する。BS11は、2017年10月1日以降に締結されたあらゆる新規の外部委託契約に適用される。RBNZは、2020年4月2日に発効する変更後の登録条件を、ANZニュージーランドに対して発出した。当該登録条件には、既存の外部委託契約についてBS11を全面的に遵守させるための移行期間を、2022年10月1日から2023年10月1日まで延長することが含まれている。

登録条件

BS11の要件はANZニュージーランドの登録条件の一部をなす。ANZニュージーランドが外部委託に関する登録条件をみたさない場合、RBNZは、ANZニュージーランドの外部委託利用に追加的な制限を付すなどの執行措置を講じることができる。

BS11の遵守プランの手順（Path to Compliance Plan）で概説されるとおり、ANZニュージーランドによるBS11の遵守の実現を担う公式プログラムが創設された。BS11を遵守するために、ANZニュージーランドは、同方針の狙いを他のANZグループ企業に頼らず単体ベースで達成できるようにならなければならない。同方針の狙いは以下のように定義される。

- ・ 日々の清算、決済およびその他の急を要する責務を継続的に履行する。
- ・ 信用、流動性および市場リスクのポジションを含む財政状態を監視および管理する。
- ・ 法定管理者およびRBNZが破綻銀行の管理にあたってとりうる選択肢を確保するために必要なシステムおよび財務データを提供する。
- ・ 流動性（基本的な銀行サービスで定義される預金と与信枠の両方へのアクセス）および入出金のレポートを含む基本的な銀行サービスを既存顧客に対して提供する。

遵守義務

BS11はANZニュージーランドに対し、継続的な法令遵守要件を多く課している。特に以下を列挙する。

- ・ ANZニュージーランドは、外部委託契約の一覧表を作成しなければならない。
- ・ BS11が適用されるすべての契約は、RBNZが契約およびサービスの詳細を閲覧でき、かつANZニュージーランドが法定管理下にある場合には業者側からの契約終了を認めない旨の所定の契約条項を含まなければならない。
- ・ 免除が適用される場合を除き、すべての新規外部委託契約（他のANZグループ企業とのものを含む。）についてRBNZが異議のない旨を表明しなければならない。

- ・ ANZニュージーランドは、ANZニュージーランドに法定管理者が選任される場合またはANZBGLとのグループ関係が解消される場合における、関係者向けの外部委託サービスもしくは機能の運営方法を記載したグループ離脱時のプランを定めなければならない。BS11に全面的に適合するグループ離脱時の確定プランは、2023年10月1日までに整備されなければならない。1年ごとに検証される。
- ・ ANZニュージーランドは、移行期間中は1年ごとに、それ以降は少なくとも3年ごとに、BS11遵守プラン（Path to Compliance Plan）の手順および新しい取決めの遵守に係る進捗状況の独立的な外部レビューを受けなければならない。

2019年金融市場（デリバティブ証拠金およびベンチマーキング）改革改正法（「FMRA法」）

RBNZおよびニュージーランド・ビジネス・イノベーション・雇用省により、ニュージーランドの財務省と共同し、また海外の規制当局とも協働して行われた業界協議の後、2019年8月にFMRA法が制定された。

ニュージーランドでは店頭（「OTC」）デリバティブについて法定の証拠金要件は存在しないが、いくつかの登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）のOTC業務は、外国法域下で実施される証拠金規制により影響を受ける可能性がある。FMRA法は、一定のニュージーランドの事業体（ANZニュージーランドなどの登録銀行を含む。）の外国のデリバティブ証拠金要件を遵守する能力を阻害するニュージーランド法上の問題（特に、破綻処理または再建制度における債権者の異議の一時禁止、および一定の状況下での債権者の順位付け）に対応するものである。これらのニュージーランド法上の障害により、ANZニュージーランドが非清算OTCデリバティブ取引を実施できる相手方の数は減少した。

FMRA法に基づく改正により、それらのニュージーランドの事業体とデリバティブを行う相手方は、デリバティブの他方当事者のデフォルト時に、証拠金に係る担保権を、不当な遅滞なく他の債権者に優先して実行できる（ただし、当該実行に先立ち、証拠金が、当該実行をしようとする相手方またはその代理人の占有下または支配下にあることを要する。）。より具体的には、この改正は、

- ・ それらのデリバティブの相手方が、法的管理および任意清算に通常適用される請求の一般的禁止にかかわらず、証拠金に対して執行することを認め、
- ・ それらのデリバティブの相手方が証拠金に係る担保権を実行する際に、被担保債権が、1993年ニュージーランド会社法および1999年ニュージーランド個人財産担保法に基づく他の潜在的請求権に優先することを確保する。

FMRA法はまた、2013年金融市場行動法（「FMCA」）を改正し、金融ベンチマークのアドミニストレーターに係る新たなライセンス制度を創設する予定である。これらの改正の目的は、金融ベンチマークに係るニュージーランドの規制制度（ニュージーランド・バンク・ビル・ベンチマーク・レートを含む。）が、ベンチマーク規則の目的における同等の要件を確実に満たすようにすることにある。金融ベンチマークに関連する改正は、遅くとも2021年8月30日までに施行される。

2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法の置き換え

ニュージーランドの金融助言制度の改正が進められている。ニュージーランドにおける金融助言の提供を規制する中心的な法令である2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法は、2019年金融サービス法制法（「FSLAA」）により置き換えられることになる。FSLAAにより、新しい金融助言制度の規定がFMCAの中に盛り込まれ、2008年金融サービス事業者（登録および紛争解決）法が改正される予定である。制度に対する主要な変更は、以下を含む。

- ・ 金融助言業者はライセンスを受けるよう要求すること。
- ・ 自然人のみが金融助言を提供できるという要件を撤廃する（ロボ・アドバイスを可能にする）こと。
- ・ 能力、知識および技能の最低水準を、リテール顧客に規制された金融助言を提供するあらゆる種類の者に拡大すること。
- ・ 規制された金融助言を提供するすべての者が、倫理的行動、行為および顧客対応の基準を遵守するよう要求すること。

- ・ 顧客に金融助言を提供するいかなる者も顧客の利益を優先し、顧客が助言の性質および範囲を理解することを確保し、所定の情報を開示しなければならないという要件を追加すること。
- ・ 規制された金融助言を提供できる者を限定すること。
- ・ 例えば金融助言業者の類型や提供可能なサービスを簡素化するなど、制度および用語を簡素化すること。
- ・ ニュージーランド金融助言業者登録簿への登録要件を変更し、悪用を防ぐこと。

金融助言業者は、新制度が発効する時点で仮のライセンスを保持していることが要求され、2年間の移行期間内に完全なライセンスの取得が要求される。新制度は2020年6月に発効することが見込まれていたが、ニュージーランド政府は、COVID-19のパンデミックの影響を考慮して、新制度の適用開始時期を2021年3月15日に延期した。ANZニュージーランド・グループは、現在の金融助言の過程および今後のFSLAAの改革に関する業務計画を実行している。

準備銀行法の見直し

ニュージーランド政府は、準備銀行法の見直しを行っている。見直しの目標は、ニュージーランドの金融および財政安定化政策の枠組みならびにRBNZのガバナンスおよび説明責任の設定を現代化する点にある。

見直しの第1段階は2018年に完了し、その結果、ニュージーランドの金融政策の枠組みにいくつかの変更を加える2018年ニュージーランド準備銀行（金融政策）改正法が制定された。第2段階では主に、金融政策に関する準備銀行法の規定の包括的な見直しが行われ、かかる規定には、RBNZの健全性規制および監督機能ならびに危機管理の枠組みに法的基盤を提供する規定を含む。また、RBNZの立法目的、より広範なガバナンスの仕組み、資金調達手法などの制度的な問題も検討される。第2段階では、3回にわたり公衆からの意見聴取を行う。

ニュージーランド政府は、預金受入機関の規制に関する原則ベースの決定を発表した。これには以下が含まれる。

- ・ 金融機関毎に、預金者1人当たりの保険上限額5万ニュージーランドドルまで、預金者の預金を保護する公的な預金者保険制度を導入する。
- ・ ノンバンク預金受入機関（「NBDT」）および銀行を、単一の健全性規制体制の下に置く。
- ・ 預金受入機関である会社の取締役の説明責任要件を厳格化する。
- ・ 監督業務の一環としての臨検実施権限など、RBNZの監督および執行の手段を拡充する。
- ・ RBNZの危機解決のための枠組みを明確化および増強する。この枠組みには、破綻した銀行を再建するための新たな仕組みとして、特定の無担保債務を「ペイルイン」（すなわち評価減や資本への転換を）する能力をRBNZに提供することが含まれる。

ニュージーランド政府は、準備銀行法に代えて、見直しでの決定事項を実施する2つの別個の法制（すなわち「ニュージーランド準備銀行法」と「預金受入機関法」）を敷くことを検討している。ニュージーランド準備銀行法は、RBNZのすべての機能にわたるガバナンスと説明責任の全般的な枠組みを定める。同法はまた、金融政策の枠組みを含むRBNZの中央銀行としての機能についても定める。預金受入機関法は、預金受入機関（銀行およびノンバンク預金受入機関）向けの2つの異なる法制を統合し、また預金保険制度を創設する。

ニュージーランド準備銀行法案（「RBNZ法案」）が、2020年7月にニュージーランド議会に提出された。RBNZ法案は、RBNZの目的および機能、ならびにそのガバナンス、説明責任、透明性および資金調達の取決めを定めている。RBNZ法案はまた、金融システムを所管する公的機関の間の調整を強化し、新たなRBNZ理事会に金融政策の権限を与えている。RBNZ法案は、準備銀行法の一部を削除し置き換えるものである。準備銀行法の残りの部分は効力を維持するが、1989年銀行（プルデンシャル監督）法に改称されている。

政府は、預金受入機関法および預金保険制度についての最終方針を2020年後半に決定し、その後、立法を進める計画である。

モーゲージ債担保の基準のRBNZによるレビュー

RBNZは、RBNZが将来においてモーゲージ債（住宅モーゲージ・バック証券やカバード・ボンドなど）をRBNZの貸付業務のための担保として受け入れる態勢を整える際の条件について協議を行い、新たな住宅モーゲージ債（「RMO」）の基準を提案している。RBNZは、5年間の移行期間にわたり、国内住宅モーゲージ・バック証券に代えて段階的にRMOを導入していくことを提案している。

FMAおよびRBNZによる行為および文化のレビュー

オーストラリアの王立委員会の設置に続き、ニュージーランド金融市場庁（FMA）およびRBNZは、2018年および2019年に、ニュージーランドの銀行セクターにおける行為および文化に関するレビューを共同で行った。FMAおよびRBNZの業界に関する報告書は、行為および文化の問題はニュージーランドの銀行の間で蔓延しているようには見受けられないと結論付けている。業界全体において行員の不手際に関する問題は少数であり、システムまたは手続の不備に関する問題がより一般的であった。この業界に関する報告書では、FMAおよびRBNZが、銀行の事業上の行為の問題およびリスクの特定および治癒、ならびに行為のリスクの統制および管理における潜在的な不備を懸念していることを記している。

FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドを含むレビュー参加銀行との連携を続けている。2019年7月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに一定のフィードバック・レターを送付した。当該レターにおいて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画は当該レターおよび公表された報告書において指摘された関連する問題に対処しているようであると述べた。加えて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに対し、準備銀行法第95節に基づくレビューの結果、ANZニュージーランドは行為および文化の計画を修正する必要があるかもしれないと通知した。詳細については、「第95節レビュー」を参照のこと。

ANZニュージーランドは引き続き、自らの行為および文化計画についてFMAおよびRBNZに定期的な進捗のアップデートを提供している。

RBNZによる金融機関の監督方針

2019年6月、RBNZは、金融機関（ANZニュージーランドを含む。）への監督を強化する旨を発表した。RBNZは、金融機関が、より詳しいレビュー、取締役会および経営陣の監視の強化、違反時の制裁措置を含む、より介入的な監督を受けると予想される旨を明らかにした、

RBNZの違反の開示および報告制度

2019年9月、銀行による規制違反の報告および公表のための新しい枠組みが、RBNZによって発表された。新たな方針の下では、銀行は、規制上の要件への重大な違反または違反の可能性があったときには速やかにRBNZに報告し、また、6か月ごとにすべての軽微な違反も報告することが求められる。実際に重大な違反があれば、RBNZのウェブサイトで公表される。この方針は、2021年1月1日から発効する予定である。

ニュージーランドの銀行業界の販売奨励金体系に対するFMAによる見直し

2018年11月、FMAは、ニュージーランドの銀行業界における奨励制度の見直しの結果を公表した。

この業界に対する見直しにより、ニュージーランドの銀行業界全体における販売員への奨励金は特に売上げに焦点を当てたものであり、不適切な販売慣行が発生する高いリスクが存在すると結論付けられ、また、ニュージーランドの銀行業界全体にわたって奨励制度が大きく変化しつつあるとした。

2019年10月1日より、ANZニュージーランドは、すべてのフロント部門の職員について販売奨励金を廃止し、変動報酬および個人の実績が過度に重視されないよう報酬体系を変更した。リテールおよびビジネス・バンキングのフロント部門の職員については、個人の実績に基づいて支払われる奨励金（販売施策に基づく支払を含む。）は存在しない。その代わりに、職員は、ANZグループ全体の業績に基づく支払を受けられる。一部の職員は、ANZグループ全体の業績に基づく報酬要素と個人の実績に基づく報酬要素とを含む変動報酬の対象となる。ANZニュージーランドは、個人の実績に基づく報酬要素に伴うものとして、販売施策に連動した奨励金が生じないように留意している。

2019年7月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画についてのANZニュージーランドへのフィードバック・レターにおいて、ANZニュージーランドがその行為および文化計画で概説されている奨励金に関する方針を大きく変更しようとするときはFMAに対して書面により通知する必要があると述べている。

金融機関の行為規制案

2019年12月、金融市場（金融機関の行為）改正法案（「FMCIA法案」）がニュージーランド議会に提出された。FMCIA法案は、現在の内容で施行されれば、該当サービスを提供する金融機関（登録銀行、認可保険会社およびノンバンク預金受入機関を含む。）に対して以下を要求する。

- ・ FMCA第6部に基づく認可を取得する。
- ・ （顧客の利益を正当に考慮するなど、顧客を公平に取り扱うことを要請する）公平性原則を遵守する。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守する。
- ・ 奨励金に対する規制を遵守する。

金融機関および仲介業者は、様々な義務違反に対する民事上の罰金といったFMCAの遵守や実施の手段の対象となる。認可金融機関は、問責等の許認可に関する措置および行動計画の実施の対象となる。

これらの提案は広範な行為制度の基盤を形成することを意図しており、かかる制度は、時とともに拡大し、規制対象事業体に義務の拡大をもたらし得る。

2003年信用契約および消費者金融法の改正

2019年12月、信用契約法改正法案（「CCLA法案」）が施行された。CCLA法案が制定された後、CCCFAに以下を含む複数の重要な変更が加えられる。

- ・ 消費者信用契約上の債権者の取締役および上級役員の新たな義務として、当該債権者がCCCFAに基づく義務および責任を遵守することを確保するためのデュー・デリジェンスを実施する義務の導入。この義務の不遵守に対する措置の案には、遵守命令、民事上の罰金、法定の損害賠償および補償金の支払等が含まれる。
- ・ 貸し手の責任原則への違反に対する民事上の罰金および法定の損害賠償を含む強制規定の強化。
- ・ 貸し手に対する、責任ある貸付原則の遵守ならびに信用手数料およびデフォルト手数料の計算方法に関する照会記録の保存の要求。
- ・ 電子的開示に関する規定を含む、開示方法に関する規定の改正。
- ・ 債権回収業者に対する、債権回収行為の開始時における債務者への重要な情報の開示の要求。

CCLA法案に盛り込まれる一部の改正（電子的開示規則の変更および民事上の罰金の導入を含む。）は、CCLA法案に対する国王の裁可が得られた時点で発効する。COVID-19のパンデミックの結果、適合性認証に関するCCLA法第5A部の適用開始時期は延期され、現状では2021年7月1日に施行される予定であり、また、CCLA法の残りの条項および新たな規則の適用開始時期は、現状では2021年10月1日となる。ANZニュージーランド・グループでは、現在のCCCFAのプロセスおよび今後のCCLA法の改正に関する業務計画を実行している。

登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー

RBNZは、BS13遵守についてのテーマ別レビューを実施している。BS13のテーマ別レビューは、ニュージーランドの登録銀行がBS13の量的要件および質的要件を遵守しているか否かについての評価を提供するとともに、銀行業界の現在の流動性管理実務について有用な洞察を提供することをも期待されている。BS13テーマ別レビューの結果により、今後行われるBS13のレビューのために情報を提供することも企図されている。RBNZは、COVID-19のパンデミックへの対応として、BS13テーマ別レビューの対外的作業を延期したが、2021年の第1四半期末までにはレビューを完了させる意向である。ANZニュージーランドは、BS13テーマ別レビューについて、引き続きRBNZと協働している。

サイバーレジリエンスに関するガイダンスおよび情報共有の協議

2020年10月、RBNZは、サイバーセキュリティに関するガイダンスの草案を発表した。このガイダンスは、サイバーレジリエンスに関して、規制対象事業体（ANZニュージーランドを含む。）に対するRBNZの期待を示すために作成された。このガイダンスは、特に、取締役会および上級管理職のレベルで、金融セクターのサイバーレジリエンスに対する意識を高め、最終的にはその強化を図ることを目的とする。このガイダンスは、主要な国際的および国家的なサイバーセキュリティの基準およびガイドラインに依拠しており、原理ベースの高水準の推奨事項を事業体に提供することを意図している。RBNZは、2021年初頭に、最終的なガイダンスを発表する予定である。

RBNZはまた、国家サイバーセキュリティ・センター、ニュージーランド・コンピューター緊急対応チームおよびFMAを含む他の関連政府機関との間で情報共有を促進する計画を発表した。RBNZの情報収集および共有の計画の詳細は現在策定中であり、2021年半ばに、公衆からの意見聴取のために公表される予定である。

プライバシー法

2020年プライバシー法（「プライバシー法」）が2020年12月1日に施行された。プライバシー法は、プライバシー委員の役割を強化し、また（ANZニュージーランドのような）個人情報データを扱う組織による早期介入およびリスク管理を促進する。ANZニュージーランドに関係する主な変更点には以下が含まれる。

- ・ 重大な被害を引き起こす（またはその可能性がある）プライバシー侵害についてプライバシー委員および関係当事者へ通知する義務。これを履行しない場合は犯罪となり、違反1件につき10,000ドル以下の罰金が科される。
- ・ プライバシー委員の権限により発するコンプライアンス通知およびデータアクセス通知。これらに従わない場合は違反1件につき10,000ドル以下の罰金が科される。
- ・ 海外での情報開示に関する規制の導入。これには、ニュージーランド人の個人情報を受領する海外事業体がニュージーランドの事業体と同程度のプライバシー保護を備えていることの確認要件が含まれる。

プライバシー法は、ANZニュージーランドが顧客およびカウンターパーティーから受領する個人情報の取扱いに影響を与える。ANZニュージーランドは、プライバシー法による個人情報取扱手続の変更点を実践するための作業プログラムに取り組んでいる。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびにFRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（ANZBGLの場合では、当グループのレベルであるいはそのグアムおよび米国サモアにおける米国銀行子会社のレベルで）が「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、または、特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、制約の対象となる。FRBは、ANZBGLを含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGLは、1978年国際銀行法(「IBA」)を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁(「OCC」)の規制を受けることから、ANZBGLのニューヨーク支店(「ニューヨーク支店」)は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができず(法人預金および企業預金のみ受け付けることができ)、そのため連邦預金保険公社(「FDIC」)の監督対象ではない。グアムおよび米国サモアで営業する米国銀行子会社は、リテール預金を受け付けるため、FDICの監督対象である。

ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店の大半は、FRBの規制に基づき、預金に対する準備金要件の規制対象である。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録を当グループのものとは別に維持する必要がある、OCCが規定するような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、当グループの米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

当グループは、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(「ドッド-フランク法」)の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。現時点で、ドッド-フランク法を実施するための多くの法規制について、米国の規制当局が見直しを行っており、その結果コンプライアンスの枠組みが修正される可能性がある。以下の要約は、引き続きANZBGLに関係することが予想される主要な規制上の要件について述べたものである。

ドッド-フランク法の下で採用されたボルカー・ルールは、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを禁止し(ただし、引受け、マーケット・メイキング関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。)、一定の重要な例外および免除はあるが、プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドへの資金提供ならびに投資を制限する。2019年8月から10月までの間に、ボルカー・ルールの所管機関はボルカー・ルールを改正するための最終的なルール(「最終ルール」)を承認し、これにより自己勘定取引およびコンプライアンス・プログラムに関する一定の要件が明確化、簡素化および調整された。最終ルールの発効日は2020年1月1日、遵守開始日は2021年1月1日である。ANZBGLなどの銀行事業体は、発効日まで引き続き現行(2013年)のボルカー・ルールを遵守しなければならない。発効日から遵守開始日までの間における最終ルールの遵守は、許容はされるが要求されるものではない。2020年6月25日、ボルカー・ルールの所轄機関は、ボルカー・ルールの一部を修正する最終規則を採択した。この変更は2020年10月1日に発効し、主に対象ファンドに関連している。

その他のドッド-フランク法の規制は、未決済のスワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準OTCデリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、ならびにOTCデリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは、商品取引法および商品先物取引委員会（「CFTC」）規則に基づく仮登録スワップ・ディーラーである。さらに、当グループ内の他の関連会社は、米国人であるカウンターパーティーとのスワップ取引の水準次第で、登録の対象となる可能性がある。CFTCへの登録が必要とされなくても、そのような企業は、米国人であるカウンターパーティーとの取引に関連して、CFTCの規制要件の一部の対象となる可能性がある。CFTCは、近年クロスボーダー取引に関するルールを採用した。当該ルールは2020年11月13日に発効し、特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」を許容する。CFTCはこれまで、クロスボーダー取引に関するルールの採用前に自らが発行したガイダンスに基づいて、オーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、かかる決定は、新たなルールの下でも依然として有効である。かかる決定に基づき、ANZBGLは、非米国カウンターパーティーとの米国外での取引に関連するCFTC規則の一定の側面に関して代替的コンプライアンスに依拠することができる。米国の健全性規制機関およびCFTCは、決済されないスワップおよび証券派生スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服し、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した未決済のスワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を收取および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関およびCFTCの規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わりに非米国法域の適用ある法律を遵守し、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ドッド-フランク法はまた、ANZBGLが破綻処理計画をFRBおよびFDICに提出することも要求する。ANZBGLは、直近の米国破綻処理計画を2018年12月に提出している。ANZBGLはまた、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象にもなっており、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守の四半期ごとおよび年1回の証明を求めている。2019年10月、FRBおよびFDICは、外国の銀行組織の米国での事業規模およびリスク・プロファイル次第でそれらに適用される、破綻処理計画の策定について個別適合的な要件を適用する最終規則および強化された健全性基準の修正を発行した。最終規則の下では、ANZBGLは、2020年10月1日において依然として3年に一度の提出義務者であったことから、次回は2022年7月1日までに簡易な破綻処理計画の提出を求められることになる。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび／または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される可能性があるが、「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび／またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収税の賦課を受ける場合がある。さらに、当グループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴の適用がありうる。

当グループはまた、ANZBGLが営業を行う国が米国との政府間協定の最終化および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律（「愛国者法」）は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制を発表し、それはANZBGLの米国ブローカーディーラー子会社、ニューヨーク支店ならびにグアムおよび米国サモアで営業するANZBGLの銀行子会社などの外国銀行の子会社および支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

その他の監督機関

当グループは、普通株式をASXおよびNZXに上場しており、その他の持分証券および債券をこれらの証券取引所およびその他一定の海外の証券取引所に上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の様々な上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国銀行保険規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行うすべての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(7) 競争 オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2020年9月30日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストバック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行うADIのオーストラリアの貸付資産総額の約75%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に焦点を絞っており、リテール銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅ローン市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。ノンバンクのオリジネーターが近年活発化し、このことは、規制された市場に比して、大幅に低い市場シェアベースからではあるが、ノンバンクのオリジネーターおよび規制されていない市場の成長率に反映されている。大手銀行を含む住宅ローンの提供者は、新規貸付市場およびリファイナンス市場のいずれにおいても活発に競争しており、時には広告された料率を下回る大幅なディスカウントを行う場合もある。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

コーポレートおよび商業銀行業界においては、大手銀行、地域銀行およびその他の商業銀行全体で依然として競争が激しい。事業投資が引き続き低調であることから信用の需要は減少しており、このことは、顧客とのリレーションシップ維持および深耕のさらなる重視とともに、貸付利鞘への圧力をより高めている。

法人市場において、競合他社はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合他社は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに現地市場を超越している少数のアジア銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのブティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションへの需要は、特にリテール銀行業界において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

さらに、現在のCOVID-19のパンデミックおよび将来の経済状況は、当グループが中期的に事業を展開する市場における競合他社の数を減少させる効果をもたらす可能性がある（詳細については、「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性－3 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。ただし、中期的な競争水準の低下にはつながらない可能性がある。

(1) 出典：APRA2020年9月の月次公認預金受入機関統計（2020年10月31日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各銀行は、オーストラリアの大銀行の子会社または支店である。これらの銀行は、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業セクターにも存在する。キウィ銀行は、リテール・セクターにおいて活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。シティグループ、HSBC、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行となった。これらの銀行の重点は住宅ローンおよび事業貸付に置かれているようであるが、当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、依然として小さい。

金融サービス・セクターの競争は激しく、予測するのは難しい。ニュージーランドのリテール預金市場は、現在の低金利環境下で銀行が市場シェアの維持を目指しているため、引き続き競争的である。ホールセール向けの利率が低くなったことから、リテール定期預金の利鞘は増加した。2020年10月31日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどの海外市場と比較して低くなっている。このことは、ニュージーランドの銀行が他の海外市場の銀行と比較して地域社会をより肯定的に捉えているといった要素や、ニュージーランドでは顧客データの開示を義務付ける法律が限られていることによるものであろうと当グループは考えている。2020年9月30日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%を占めていた。

COVID-19がニュージーランドの競争に与える影響は依然として不透明であるが、今後数か月のうちには、より明らかになる可能性がある。ニュージーランド国民を支援するために、政府は、ANZニュージーランドを含むすべての主要銀行との提携による住宅ローン返済猶予制度および事業融資保証制度を発表した。住宅ローン返済猶予制度および事業融資保証制度の詳細については、「(6)監督および規制—ニュージーランド—ニュージーランドの規制上の動向—COVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行（例：シティバンク、HSBCおよびスタンダードチャータード）ならびに地域銀行（例：DBSバンク、CIMBおよびメイバンク）が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。特に法人部門における、当グループの最も活発な競合他社には、グローバルな投資銀行ならびに中国および日本の大手銀行が含まれる。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む。）への的を絞った集中により、地域を超えて競合他社との差別化が可能になると確信している。

競争は引き続き活発であり、多数の銀行がこの地域の成長機会を支援するためにバランスシートの一部を投じたいという意欲を示している。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純金利マージンよりも一般に低水準であることに寄与している。アジアにおける競争は、他の市場よりも強固な経済成長の予測を伴って活発化し続けることが見込まれ、このことはアジアへの継続的な投資を誘引すると当グループは考えている。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場における銀行となることは目指していない。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項なし。

(2) 被支配法人

当グループの主要な被支配法人（2020年9月30日現在）は以下のとおりである。

名 称	事業の内容	設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位：千ドル)	議決権の 所有割合
ANZバンク（ベトナム）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ベトナム	204,731	100%
ANZケーベル・コート・リミテッド	証券化マネージャー	オーストラリア	17,700	100%
ANZファンズ Pty Ltd	持株会社	オーストラリア	36,226,460	100%
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	キリバス	5,400	75%
ANZバンク（サモア）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	サモア	17,565	100%
ANZバンク（タイ）パブリック・カンパニー・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	タイ	766,717	100%
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	10,253,320	100%
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ニュージーランド	11,264,855	100%
ANZインベストメント・サービス（ニュージーランド） リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	#	100%
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽²⁾	ファイナンス	ニュージーランド	463	100%
ANZウェルス・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	115,814	100%
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	120,345	100%
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ⁽²⁾⁽⁵⁾	ファイナンス	ニュージーランド	#	100%
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	シンガポール	#	100%
ANZシンガポール・リミテッド ⁽²⁾	マーチャント・ バンキング業務	シンガポール	56,866	100%
ANZインターナショナル（香港）リミテッド ⁽²⁾	持株会社	香港	69,007	100%
ANZアジア・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	香港	56,122	100%
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽³⁾	銀行業	バヌアツ	20,637	100%
ANZカバー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	自家保険	シンガポール	92,699	100%
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス Ptyリミテッド	抵当保険	オーストラリア	398,296	100%
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト ⁽⁵⁾	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク （チャイナ）カンパニー・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	中国	1,121,161	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・ グループ（PNG）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	パプアニューギニア	40,288	100%
重慶市梁平ANZ農村銀行 ⁽²⁾	銀行業	中国	#	100%
シティズンズ・バンコープ ⁽⁴⁾	持株会社	グアム	40,692	100%
ANZグアム・インク ⁽⁴⁾	銀行業	グアム	66,590	100%
PTバンクANZインドネシア ⁽²⁾	銀行業	インドネシア	262,460	99%

500ドル未満。

注：(1) 帳簿価額＝当該被支配法人の直接の親会社であるANZグループ会社が保有する投資の帳簿価額。これは「第6 経理の状況－1 財務書類」の2020年度財務書類において報告されている被支配法人の純資産の帳簿価額ではない。

(2) 当グループ監査の一環として、または単体財務書類に必要であるため、海外のKPMGによる監査を受けている。

(3) ロー・パートナーズによる監査を受けている。

(4) デロイト・グアムによる監査を受けている。

(5) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

重要な被支配法人の変更

2020年9月30日に終了した事業年度に、当グループの重要な被支配法人について以下の変更があった。

- ・ 2020年1月、OnePath ファンズ・マネジメント・リミテッドおよびOnePath カストディアンズPtyリミテッドは、I00Fホールディングス・リミテッドに売却された。これらの持株会社であるANZウェルス・オーストラリア・リミテッドは現在重要な法人とみなされていない。
- ・ 2020年9月、UDCファイナンス・リミテッドは新生銀行に売却された。

(3) 関連会社

当グループの重要な関連会社（2020年9月30日現在）は以下のとおりである。

名称	事業の内容	主たる事業所 および設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位：百万ドル)	議決権の 所有割合
AMMBホールディングスBerhad	銀行業務および保険	マレーシア	1,056	24%
PT バンク・パン・インドネシア	個人および企業向け銀行	インドネシア	1,084	39%

注：(1) 関連会社に対するANZの出資の持分法による帳簿価額。

当グループの関連会社の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度財務書類の注記26を参照のこと。

5【従業員の状況】

2020年9月30日現在、ANZはフルタイム換算（FTE）基準で3万8,579名（2019年9月：3万9,060名）の従業員を雇用していた。

部門別	年度		
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	増減率
オーストラリア・リテールおよび商業	14,078	13,903	1%
法人	5,291	5,468	-3%
ニュージーランド	5,761	6,121	-6%
パシフィック	1,113	1,086	2%
TSOおよびグループ・センター	11,263	11,010	2%
継続事業におけるFTE合計	37,506	37,588	0%
非継続事業(1)	1,073	1,472	-27%
FTE合計	38,579	39,060	-1%
平均FTE	38,976	39,358	-1%

地域別	年度		
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	増減率
オーストラリア	18,689	18,874	-1%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	12,680	12,695	0%
ニュージーランド	7,210	7,491	-4%
FTE合計	38,579	39,060	-1%

注：(1) 非継続事業におけるFTEは、配賦法に従った売却事業に従事するスタッフの見積りに基づいており、当グループに留まって売却事業の買い手への移行に従事しているスタッフを含む。

労使関係

オーストラリア

オーストラリアにおいては、大半の非経営陣の雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

ANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）は、2015年12月29日に開始した。同協約は89%の大多数の従業員がこれを承認した従業員投票を受けて、公正労働委員会により承認された。同協約はANZ労働協約2013-2014年（オーストラリア）に代わり、ANZのオーストラリアのグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）のための雇用の最低雇用条件を定める。同協約はまた、2015年度および2016年度の業績・報酬検討に関する適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げの取決めも定め、これらの従業員に適用される給与の幅を含む。

2017年9月19日、94%の大多数の従業員が、同協約を1年間延長し、2017年度の業績・報酬検討に関する適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5およびグループ6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げを定め、かかる従業員の給与の幅を盛り込んだ同協約の修正案を承認した。公正労働委員会は、2017年10月31日にこの修正を承認した。同協約の賃上げ条項が現在は失効していることを受けて、2018年および2019年において適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げは同協約外で管理されたにもかかわらず、本書提出日現在、同協約は引き続き適用されており、今後も無期限に適用される。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2020年8月1日付で更新され、2022年7月31日まで有効である。

経営陣と労働組合との間でいかなる重要な紛争も存在していない。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

アジア太平洋、ヨーロッパまたはアメリカ地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

年金制度

当グループは世界中で多数の年金、老齢退職年金および退職後医療給付制度を設定している。ANZの老齢退職年金債務の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記30を参照のこと。

従業員株式

ANZは、ANZ従業員株式購入制度およびANZ株式オプション制度に基づき運営される多数の従業員株式およびオプション制度を運営する。ANZの従業員株式およびオプション制度の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記31を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況－3 事業の内容」および下記「2 事業等のリスク」を参照のこと。本項は本書の表紙（注）5.に記載の「将来に関する記載」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

2【事業等のリスク】

(1) リスク

2020年は、COVID-19のパンデミックをはじめとする様々な事象により外部的な事業環境に劇的な影響が生じ、その影響はなお広がり続けている。当グループの危機対応は、強固なANZのリスク管理の枠組みが支えている。これにより、健全なリスク管理慣行が維持されると同時に、急速に変化する環境に適応するための柔軟性が与えられる。

当グループのリスク管理の枠組み

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組み（RMF）を設定し、かつ監督する責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。

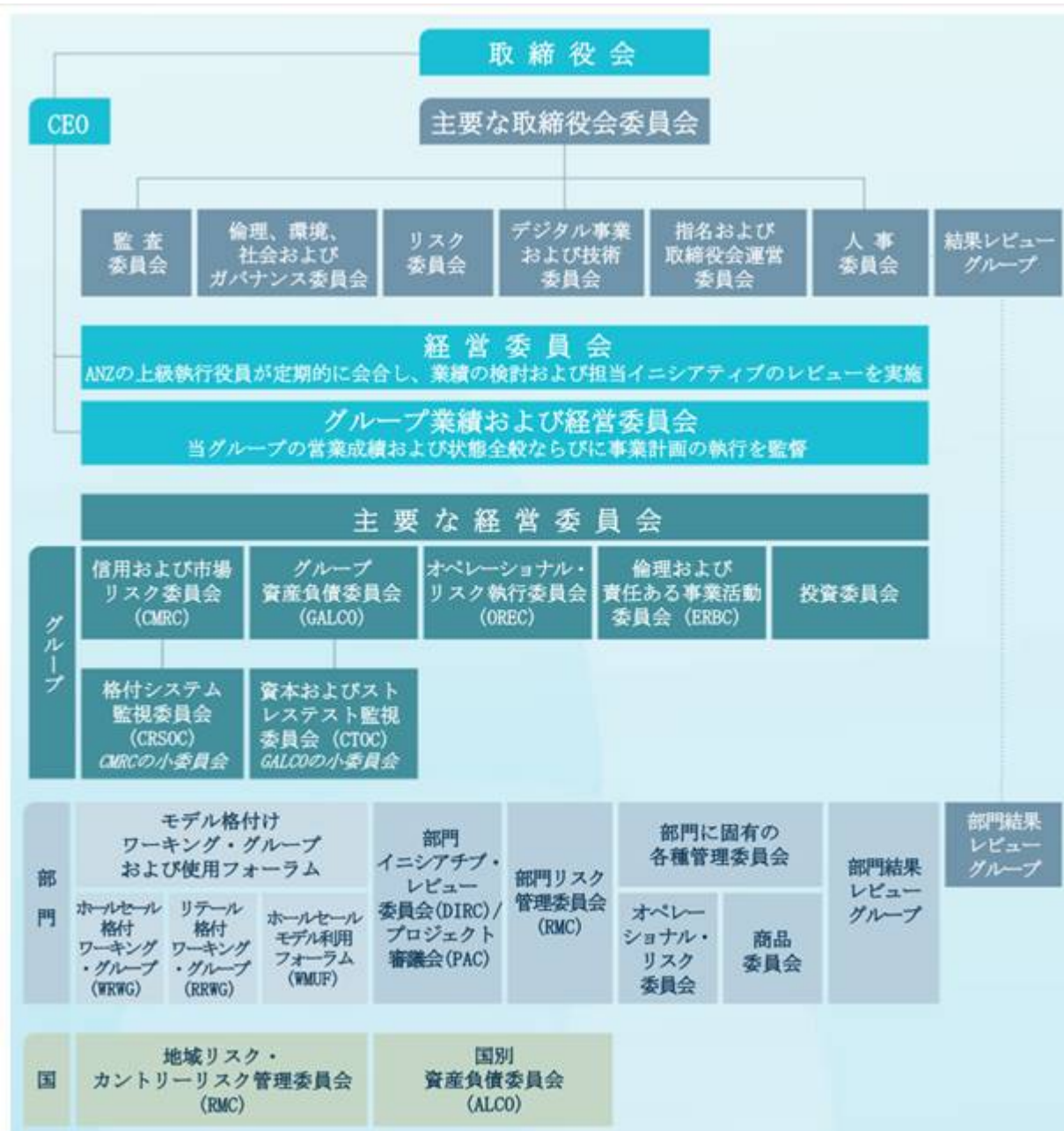
当グループのRMFの主柱となるものには以下が含まれる。

- ・ 当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れることができるリスクの程度に関する取締役会の予想を記載しているリスク選好報告書（RSA）。
- ・ 当グループのリスク管理戦略およびかかる戦略を実現するRMFの主要要素の概要を記したリスク管理報告書（RMS）。RMSには、重要なリスクそれぞれの内容ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した各リスクに対するRMFにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要なリスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびその後のそれらのリスクの管理または軽減の方法に関する情報も含む。

当グループは、全員がリスクの責任を負うという文化の定着を促すリスク管理に関する3つの防衛線モデルを採用している。1番目の防衛線としての事業においては、日常的にリスクと制御に当事者意識を持ち、自己のリスクの特定と管理に対して責任を負う。2番目の防衛線は当グループのリスク部門であり、リスク管理のための業務に対する厳密かつ独立した監視を行い、また、リスク管理の枠組みの構築および維持を担う。

最後の防衛線は内部監査であり、1番目および2番目双方の防衛線によるリスク管理手法の妥当性および有効性を評価して独立した保証を与える。

リスクのガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、当グループ全体にわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている（下図を参照のこと）。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。



主要な重要なリスク

当グループが直面する重要なリスク（当グループのリスク管理報告書による。）およびかかるリスクの管理の方法の概要は以下のとおりである。当グループのリスク管理戦略の年次レビューの一環として、主要な重要なリスクからレピュテーション・リスクが除外された点に留意すること。当グループは、レピュテーション・リスクを、主にその他の重要なリスクの結果であると認識している。そのため、レピュテーションの結果はその他の重要なリスクの適切な管理を通じて軽減される。

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実リスク	ANZの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準および構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、自己資本管理に対して積極的な取組みを進めている。
コンプライアンス・リスク	当グループの事業に適用される法律、規則、業界基準および規約、内部方針および内部手続きならびに最良ガバナンス原則の不遵守に関するリスクである。	当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みの一部としてコンプライアンス・リスクを管理する手法の主要な特徴には、以下のものが含まれる。 - 新たに発生するコンプライアンス・リスクの積極的な評価ならびに活発な報告および証明プロセスの実施を当グループに可能にすることを目的とした、主要な義務の中央管理ならびに規制環境および事業環境の変化の特定の重視 - 適時にインシデント／違反を特定、管理および報告する当グループの能力を向上させる独立の要素としてのインシデント管理の認識 - 内部告発者保護方針により、従業員および請負業者が会計、内部統制、コンプライアンス、監査その他の事項に関して秘密裡かつ匿名の届出が可能
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 - カウンターパーティーが債務履行を怠る、または - カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより財務損失が生じる。 信用リスクは、気候変動による、またはカーボン・プライシングおよび気候変動適応政策または緩和政策を含む法令の改正または政府もしくは規制当局が採用するその他政策の変更による影響を受ける可能性がある顧客に当グループが行う貸付に関連したリスクを含む。	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則および信用指針により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、例えば、取引構造、リスクのグレード化、初期承認、継続的な管理および問題債権の管理ならびに専門家の政策課題など、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 - 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 - 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分	当グループの流動性および資金調達リスクの管理における主要な原則には以下が含まれる。 - 短期から中期の期間のキャッシュフロー債務に対応するため、様々なストレス・シナリオ下における流動性の「維持可能期間」を達成するための当グループの能力を維持すること - 強固な構造を有する資金調達プロファイルを維持すること - ストレス下にある時に流動性の源泉として機能する質の高い流動性資産ポートフォリオを維持すること。

市場リスク	以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動	当グループの市場リスクの管理および統制の枠組みにより、当グループは独立リスク測定法を通じてトレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを測定する。これにより、可能性のある結果の及ぶ範囲、可能性のある期間および結果の生じる見込みを特定し、その後、これらの活動を支援する適正な額の資本の割当てを行う。
オペレーショナル・リスク	不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスクである。法的リスクおよび評判の損失のリスクまたは不適切もしくは機能不全の内部プロセス、人員およびシステムから生ずる損害を含むが、戦略リスクは含まない。	当グループは、オペレーショナル・リスクを管理するために、3つの防衛線モデルを採っており、効果的な双方向コミュニケーションおよびオペレーショナル・リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みが引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。
戦略的リスク	組織の事業戦略および戦略目標に影響を及ぼし、またはそれらによって生成されるリスク。戦略的リスクは、不適切な戦略による事業上の意思決定、決定の不十分な実施、不適当な資源配分または事業環境の変化への適切な対応の失敗により生じる可能性がある。	当グループは、取締役会の承認を経て、グループ経営委員会により管理された年間の戦略計画策定プロセスを通じて戦略リスクについて検討および管理を行う。戦略がその他の主要な重要なリスク（例えば、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）の増大につながる場合は、それらのリスクに関するリスク管理戦略により一次的な管理が行われる。
技術リスク	IT資産の機密性、整合性または可用性の侵害の疑いを含むIT資産に影響を与える不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスク	技術リスクは、ANZのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みに従い、オペレーショナル・リスク管理と整合的に管理される。

(2) 主なリスクおよび不確実性

序論

当グループの活動は、コロナウイルス（「COVID-19」）のパンデミック（世界的大流行）から発生するリスクを含め、当グループの事業、業務、業績、評判、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態（「当グループのポジション」と総称する。）に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないとみなしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。下記のリスク要因は、本書の表紙の(注)4.に記載の「将来に関する記載」と併せて検討されるべきである。下記のリスク要因は、本書の表紙(注)5.に記載の「将来に関する記載」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1. COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。

2019年後半に、「COVID-19」と呼ばれる疾患で、具体的にはSARS-CoV-2と同定された新型コロナウイルスが発生したことにより、世界各国の政府はウイルスの蔓延に対抗するための緊急対策を実施している。COVID-19の影響により、オーストラリアおよびニュージーランドを含む世界各国の政府は、旅行、イベント、会議その他多くの通常の活動に対する幅広い制限や停止を課し、助言を与え、主権国家や金融市場の安定化を目的とした大規模かつ費用のかかる金融介入および財政介入を実施している。各国政府は当面の間、パンデミックを抑制するための更なる政策を実施および導入する可能性がある。COVID-19の発生期間と影響の全容は、政府と中央銀行の介入の有効性と同様に、現時点では不明である。

地域社会における健康と経済活動の大きな混乱は、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界各地のほとんどの事業部門に広範囲にわたり悪影響を及ぼしており、この結果、当グループの製品およびサービスに対する需要に影響を及ぼし、当グループの信用ポートフォリオの質の低下をもたらしている。さらに、当グループの借り手の多くはCOVID-19のパンデミックの悪影響を受け、当グループは、特に以下の部門において借り手からの増大する信用損失リスクに晒されている：運輸（航空、海運、道路および鉄道を含む。）、港湾・観光・旅行（宿泊および飲食を含む。）、ヘルスケア、農業、教育、小売（物流活動の減少の影響によるeコマース（電子商取引）を含む。）、不動産（特にショッピングモールおよびホテル）、建設・請負業者の部門。本書の「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」に記載の2020年連結財務書類の注記1から注記13を参照のこと。

当グループは、COVID-19のパンデミックを受け、個人および法人の顧客を支援するための様々な対応策および措置を講じているが、これらの対応策および措置がさらなる困難を防止または軽減し、当グループの製品およびサービスの提供を確保するのに十分なものであるという保証はできず、また、当グループのポジションが重大な悪影響を受けるリスクが存在している。これらの対応策や措置は、当グループの顧客をサポートする一方で、当グループのポジションにマイナスの影響を与え、当グループの純預貸利鞘にマイナスの影響を及ぼし、通常の状態では受けるものより大きなリスクを当グループは負うことになる可能性があり、その結果、当グループのポジションが重大な悪影響を受ける可能性がある。

当グループの顧客サービス部門には、リテールおよび小規模企業顧客からの支援要請が多数寄せられている。危機が深刻化し、当グループが顧客への支援を可能にするために追加の資金提供やプロセスの変更に取り組む場合、これらの要求は増加すると予想される。当グループの貸付ポートフォリオのうち、どの程度の割合が影響を受けるかは現段階では不明である。より長期的には、多数のリテール顧客や法人顧客が投資を清算した場合、危機の最中やその直後において資産価値が悪化し始める可能性があり、あるいはこれらの資産に対する需要が減退により悪化する可能性がある。いずれのシナリオにおいても、ローン資産価値比率は影響を受けることが予想される。

世界的な経済活動の大幅な縮小により金融市場において大幅な変動性（ボラティリティ）がすでに生じており、そのようなボラティリティの発生は今後も続く可能性がある。COVID-19に対応するソブリンの財政の悪化により、ボラティリティがさらに高まり、信用スプレッドの拡大につながる可能性がある。また、COVID-19は、施設の閉鎖やアクセス制限、伝染病管理および渡航制限により、当グループの業務を中断または遅延なく継続させる能力に影響を及ぼしており、今後も影響し続けることが予想される。当グループの従業員もしくは請負業者の関連した病気もしくは隔離または当グループの支店、店舗もしくはオフィスの業務停止があった場合には、当グループのポジションに影響する可能性がある。

現在も続いているCOVID-19の影響は不確実性が高く、本書日現在、今後の流行の有無を含めてパンデミックのさらなる広がりや期間を予測することは困難である。上記のCOVID-19のパンデミックに関連したすべてまたはいずれかのマイナスの条件により、当グループの製品およびサービスに対する需要のさらなる減退、貸付その他の債権のデフォルト、不良債権および減損の増加、ならびに／または当グループの事業コストの増加が引き起こされる可能性がある。これらが発生した場合、当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックに対応して規制当局が講じた措置は、当グループに影響を与えており、引き続き影響を与える可能性がある。例えば、いくつかの海外法域の規制当局は、銀行が配当の宣言または自社株買いを行うことを防止するためにその権限を行使している。

ニュージーランドでは、RBNZが、金融システムの安定化を支援するために、2021年3月31日（または必要に応じてそれ以降）までニュージーランドで設立された登録銀行による普通株式の配当の分配を凍結している。このため、当グループの子会社であるANZニュージーランドは配当の支払いができなくなり、今後もこの状況は継続することとなり、当グループのレベル1のCET1資本比率にマイナスの影響を与えており、今後も与え続けることが予想される。

オーストラリアにおいては、2020年4月、APRAは、自己資本管理に関するガイダンスを定め、これにはADIが適切な配当水準の決定の延期を慎重に検討することへの期待が含まれていた。2020年7月、APRAはガイダンスを改訂し、この改定には、ADIが配当に関して慎重な姿勢を維持し、2020暦年内はADIが資本分配に関する決定を行う場合に収益の少なくとも半分を維持することへの期待が含まれた。2020年12月、APRAはさらにガイダンスの改訂を行い、それに従い2021暦年からAPRAは銀行について収益留保の最低水準を設定することはなくなるが、ADIは引き続き周到で注意深い資本管理計画を求められる。APRAは、収益、資本および経済情勢の見通しを考慮して持続可能な配当率を注意深く検討する責務は、取締役会が負うと述べている。COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに悪影響を及ぼし続ける範囲において、本「(2)主なリスクおよび不確実性」に記載されたその他のリスクの多くを強める影響を与える可能性がある。

2. 地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治および一般的な事業・経済情勢の変化は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務、取引または資金調達を行う主要諸国および地域（オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、英国、ヨーロッパおよび米国を含むが、これらに限られない。）（「関連法域」）における政治・経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。

当グループが業務および取引活動を行う市場における政治、経済および事業環境は、とりわけ国内外の経済事象、グローバル金融市場における進展、政治的な展望、見解および関連事象および自然災害による影響を受ける。

COVID-19のパンデミックは、オーストラリアおよびニュージーランドのみならず世界経済と世界市場に多大な影響を与えており、今後も続くことが予想されている。渡航制限、国境管理、ソーシャルディスタンス、検疫プロトコルおよびその他の封じ込め措置が課され、これが世界各地の経済状況の継続的な減速の一因となっており、これが継続する可能性があり、商品の需要を抑制し、世界中の多くの産業のサプライ・チェーンを中断させ、消費者の信頼を損なって企業収益および成長見通しを抑制する可能性があり、これらすべてが世界の金融市場の継続的なボラティリティの要因となる可能性がある。リスク要因1.

「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

世界的に深刻な景気後退が生じており、進行している。多くの国がウイルスの拡散の管理のために活動を制限したためGDPが大幅に減少しており、失業率が急激に上昇している。これらのGDPの減少は、ヨーロッパ、米国およびアジアの一部で発生しているようなウイルスのさらなる流行によって悪化する可能性がある。各国政府は、パンデミックの最悪の影響の少なくとも一部を相殺することを目的として、従来型および非従来型の金融緩和および規制緩和に加えて大規模な財政刺激策で対応しており、今後もその対応を続けていく。それにもかかわらず、このような刺激策がウイルスの拡散を食い止めることを目的とした広範な規制に起因する経済活動の低下を防ぐことはできていない。

このショックが信用損失および資産価値に与える影響は非常に不確実な状態が続いている。導入されている政策の多くは、パンデミックが収束したときに活動を再開できるように、経済の一部を様々な時期に「冬眠」させるよう企図されている。しかしながら、この冬眠の期間の長さ、危機が去った後の最適な経済の体制や将来における投資に対する信頼感への包括的な影響についてはかなりの不確実性が存在している。COVID-19による経済の混乱の影響およびそれに対する政府の対応は依然として不明であり、当グループは、世界的に、特にオーストラリアおよびニュージーランドにおいて、長期にわたる景気後退により重大な悪影響を受ける可能性がある。

また、2019年後半および2020年初頭のオーストラリアの森林火災は、農業部門への供給者である当グループの顧客ならびに火災の影響を受けた地域やコミュニティ内に居住する、および事業を運営している顧客のごく一部にも影響を与えた。2020年後半から2021年初頭の森林火災シーズンにさらなる森林火災が発生した場合、当グループの顧客への影響はさらに深刻化する可能性がある。

オーストラリアの森林火災およびCOVID-19が起こる前においてさえ、2007年の世界金融危機の影響およびその余波は地域および世界の経済活動、信頼および資本市場に引き続き影響を与えていた。健全性監督機関はかかる事象の再発のリスクを緩和する目的で規制の強化を実施したが、かかる規制が有効であるとの確証はない。世界金融危機はまた、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う主要な国々および地域を含む先進国経済の消費者および企業の行動に長く続く影響を与えていると当グループは考えている。近年では、所得の伸びの鈍化に際して消費者の貯蓄率は低下しており、他方企業は投資に消極的でインフレ率は低いままである。また、地政学的リスクが増大する可能性も消費者行動および企業行動の脆弱性の要因となる。大半の国において金融当局はゼロ金利に近い金利またはマイナス金利の導入で世界金融危機に対応し、主たる中央銀行は成長を支援し、インフレ率を引き上げるために慣例にとらわれない手段を取った。

このような政策の経緯は、COVID-19への政策対応の重要な先例となっている。さらに、消費者および企業の行動の変化、負債水準の上昇、金融政策面のバッファの縮小も、森林火災などの自然災害や新しい病気の感染から生じることのある混乱に対して、経済をより脆弱にしている。

世界経済に影響を与えている世界の政治情勢により、政治および経済の不確実性ならびに国際金融市場におけるボラティリティが長期にわたり増大し、継続していく可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。世界の政治情勢に影響を及ぼしている事象の最近の例には、その条件が依然として協議に付されている2016年における欧州連合（「EU」）からの離脱（一般的に「ブレクジット」と呼ばれる。）についての英国の国民投票や、とりわけ、オーストラリアおよびニュージーランドの重要な貿易相手国によるものを含め主要国による関税および課徴金の賦課または賦課されるおそれに関する国際貿易情勢の進展がある。また、米国の国内政治も二極化が近年進んでおり、これがさらなる不安定化の原因となる可能性がある。このような国際政治情勢は、経済の不確実性および国際金融市場におけるボラティリティの要因となり、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場における消費者および企業の活動に悪影響を与えており、それが継続していく可能性があり、あるいは当グループが遵守すべき新たな規制上の枠組みの導入につながる、および／または規制上の枠組みの相違を引き起こす可能性がある。

米国と中国など一部の貿易相手国との間の貿易関係およびより広範な地政学的局面における関係は依然として不安定である。オーストラリアおよびニュージーランドの主要貿易相手国および同盟国による更なる保護主義政策の実施は、オーストラリアおよびニュージーランドの輸出の需要に悪影響を与え、世界的な成長の低下につながる可能性がある。

ブレクジットを見越して、当グループは欧州における事業運営構造の変更を実施したが、英国の今後のEUとの貿易関係の条件が未だ不明で比較対象になる前例がないものであることから、ブレクジットによる金融、貿易および法律への影響は依然として定かでなく、その影響は予想以上に厳しいものになる可能性がある。この結果、当グループが行っている欧州における事業運営構造の変更が、ブレクジットの金融、貿易および法律への影響に対処するに十分である保証はなく、当グループはブレクジットの最終条件を受けてさらなる変更が必要となるリスクに晒されている。

政治および経済の不確実性はこれまで市場の流動性および活動水準の低下、市場の不安定化、利用可能な信用の収縮、金利の低下もしくはマイナス金利、経済成長の減速ならびに企業景況感の低下などを招いており、そのそれぞれが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる状況は、当グループが国際資本市場において中期または長期の資金調達を行う能力に悪影響を与える可能性がある。

紛争の可能性や実際の紛争を含む世界中で発生している地政学的な不安定化（例えばウクライナ、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、香港、シリア、エジプト、アフガニスタン、イラク、イラン、ニカラグア、ベラルーシなどで進行している騒動および衝突など。）ならびに現在のテロ活動の高い脅威もまた、世界の金融市場、全般的な事業および経済環境、ならびにそれらの結果として、影響を受けている国または地域において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これはさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行うの市場において厳しい経済状況が生じたり、または持続した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う国または地域における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪化のために、予想を上回るコスト（与信費用および資金調達費用を含む。）を負担する可能性がある。

上記の政治、事業または経済の状況の悪化のすべてまたはいずれかが、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少、ならびに／または貸付およびその他債権のデフォルトや不良債権の増加の原因となる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

3. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は非常に競争が激しく、一層競争が激化する可能性がある。

競争に影響を与え、当グループのポジションにマイナスの影響を及ぼす要因の例として下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループとは異なるレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが異なることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および／または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるなど、より競争力のある商品およびサービスの提供をかかえる事業体に可能にさせることがあり得る。
- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させており、新興の競合会社は、新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を目指している。
- ・ 伝統的な金融サービス部門以外の既存会社が、銀行業免許の取得および／または既存の提供会社との提携などを含め、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争することを模索することもあり得る。

- ・ 消費者および企業が、当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある（仮想通貨などの）新しい形態の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資を行う選択をすることもあり得る。
- ・ オープン・バンキング（以下に記載する。）により競争が増す可能性がある。（リスク要因16. 「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加する。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループは他の、より安定していないまたはよりコストが高い形式の資金調達により大きく頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックおよび将来における経済の混乱は、資金調達コストおよび引当金の増加、構造的な低金利、流動性の不足、事業継続計画の実施、事業戦略の変更ならびに一時的な規制上のセーフハーバーにより、中期的に金融サービス部門の競争に大きな影響を与える可能性がある。低成長環境下においては、競争の増大およびマージンの圧迫が起こる可能性が高い。

さらに、オーストラリア政府とその機関は、銀行およびノンバンクの双方に融資および資金調達のコストの低下を求めてきた。これらの措置は、当グループと競合する事業者にとっては支援となる可能性がある。

機能的で競争力のある銀行部門の重要性と、COVID-19のパンデミックにより生じた経済の混乱に対応して成長促進政策を推進するオーストラリア政府の現行の意向を踏まえると、長期的には金融サービスにおける競争水準が引き続きオーストラリア政府の重点分野であることが見込まれる。この分野における政策改革は当グループの主要市場における競争圧力の高まりにつながり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

4. オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の弱体化は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン

2009年以降、世界の主要な中央銀行は、前例のない金融政策による刺激策に乗り出した。その結果生じた利回りを求める資金はその影響により、依然として当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールおよび香港）の不動産市場を支える重要な牽引役となっている。しかしながら、2018年になるまで完成した賃貸用不動産の価値および居住用住宅の価格（特にオーストラリア・メトロ東沿岸都市圏およびニュージーランド市場）は安定的に上昇したが、2018年におけるオーストラリアの住宅価格の下落は世界金融危機以来最大であった。2019年後半から2020年初頭にかけて、オーストラリア全体で不動産価格は上昇に転じていたが、この傾向はCOVID-19によって中断された（リスク要因1. 「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。COVID-19のパンデミックの蔓延による社会のおよび経済的な影響ならびにそれを抑制するために実施されている関連対策は、とりわけオーストラリアおよびニュージーランドにおける失業率の上昇により居住用財産価格の大幅な下落をもたらす可能性があり、中期的には他の様々な潜在的要因とともに住宅価格の下落を引き起こす可能性がある。

オーストラリア、ニュージーランドおよび当グループが事業を行うその他の市場における不動産市場の継続的な低迷は、経済的影響を遅らせてきた政府の景気刺激策が打ち切られる可能性と合わせて、COVID-19のパンデミックのマイナスの影響により潜在的に悪化し、様々な形で当グループに影響を与える可能性がある。これらには以下のものが含まれる。

- ・ 商業用資産は、テナントの信用力の低下や、サービス性に影響し、借換えリスクを高める低金利でのリース更新、賃料引き下げ、インセンティブの強化およびテナントの債務不履行のため不動産のキャッシュフローの変動が激しくなることによる影響を受ける可能性がある。
- ・ 資産価格の下落は、顧客、カウンターパーティーおよび当グループがローンに対して保有する担保（住宅用不動産および商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性があり、これは顧客またはカウンターパーティーが債務不履行となった場合、未払金額を回収する当グループの能力に影響する可能性がある。また、評価の低下は借換えリスクの増加の要因となる。低金利環境にもかかわらず、評価は、賃料収入の減少と利回りの軟化（リスク調整後のリターンと暗黙の賃料成長）の複合的な影響を受けることになる。
- ・ 既存のローンが借換えられたり、既存のシニア融資のリスク選好パラメータの範囲内であるが低い評価額に対して新規のローンの融資が行われるために新たに発生する資本金格差によって流動性の懸念が生じ、オーナーまたはデベロッパーからの追加出資や代替の資金源が必要となる。これにより、借り手には追加のキャッシュフロー・リスクが発生し、ノンバンクの金融業者の銀行離れが起きる可能性がある。
- ・ 買主の価値低下に関する懸念による当グループの住宅貸付商品に対する需要の減少。これにより、潜在的な住宅所有者および投資家にとって当グループの貸付商品の魅力が減少する可能性がある。
- ・ 住宅用家屋の価格の著しい下落はまた、これらの住居の購入を事前に約定した顧客がその契約を履行できないもしくは履行を望まず、当グループがこれらの住居を損をして転売せざる得ない場合、当グループの住宅開発ポートフォリオに損失をもたらす可能性がある。

当グループの商業用不動産ローンのポートフォリオは、特に資産価格の下落、賃借権リスク（テナントミックスによる基礎的な収益の創出および空室率からなる。）、受渡しリスクおよび決済リスクの影響を受けやすく、これが貸倒損失の増加、借換えリスクおよび担保価値の悪化を招く可能性がある。商業用不動産の評価額の著しい減少または関連法域もしくは特定の部門の商業用不動産市場の著しい低迷の結果、新規貸付の機会が減るまたは回収率が低下する可能性がある。また、COVID-19の影響により、まだ当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリアおよびニュージーランドからなる。）の不動産市場の大きな落ち込みは明らかになってはいないものの、時間の経過とともにこのような落ち込みが発生することが予想される。これまでのところ、商業用不動産は、流動性支援が提供されているため、苦境下での販売を余儀なくされることはなかった。しかしながら、流動性支援の継続は保証されておらず、苦境下での不動産の販売が行われることになれば、評価額が著しく悪化する可能性がある。

市場は依然としてCOVID-19による現下の不確実性および混乱の影響に対処しており、一方でこれまでの間に、不況からの早い回復、高水準な流動性および現在の低金利環境下での需要増加の兆候により裏付けられる相対的な立ち直りを遂げている。現時点では、今後の潜在的な市場の落ち込みの時期や規模はまだ不明であるが、パンデミックが長引くほど影響は大きくなると予想されている。上記の住宅用不動産、地方不動産および商業用不動産ポートフォリオへの影響は、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少ならびに／または信用損失の増加によるコストの増加を招き、これが当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

5. ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場の不安定化を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、または自国の経済の一部を国有化するリスクである。

ソブリン・リスクは、米国、英国、中国、ヨーロッパ、オーストラリアおよびニュージーランドを含む多くの経済国において存在している。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。現在世界的に広がっているCOVID-19危機に関しては重大な不確実性が存在している。これらのCOVID-19関連の不確実性は、既存のソブリン・リスクと相まって、世界の金融市場を著しく不安定化させており、今後も継続する可能性があり、その結果、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19のパンデミックに関するリスクの詳細については、リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

6. 市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。金融リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19の結果、2020年3月には、市場のボラティリティが大幅に上昇したため、ほとんどの資産クラスにおいて市場の流動性が多大な影響を受けた。過去6か月間において市況は安定したが、とりわけヨーロッパの多くの国々およびアジアの一部ならびに米国においてさらなる大発生が起きているため、COVID-19が金融市場へ将来において与える影響は依然として不確実である（リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。

7. 為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、当グループの報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定しているが、当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、さらなる価値上昇は当グループの利益に好ましくない影響を与える可能性がある。

8. ベンチマーク・レートの規制、改正および代替は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）などの広範かつ長期に利用されているものを含めて「ベンチマーク」とみなされる金利、株式、外国為替相場およびその他の種類の指標は、国際的な規制当局による継続的な監視ならびに改正に向けた取組みおよび提案の対象となっている。かかる改正の一部はすでに発効しており、その他のものはまだ実施されていない。これらの改正により、ベンチマークが以前とは異なる働きをする、または完全に消滅する、または完全に予測することができないその他の影響をもたらす可能性がある。

また、提案もしくは実施されているベンチマークの改正のいずれも、またはベンチマークに対する規制当局による監視の一般的な強化は、ベンチマークの運営またはその他の方法による設定への参加およびベンチマークに関する規制もしくは要件の遵守におけるコストやリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者が一定のベンチマークの運営または関与を継続する意思を損なわせる影響力を持ち、一定のベンチマークの規則や手法の変更をもたらし、または一定のベンチマークを消滅させる可能性がある。これらの状況のいずれも、およびベンチマーク運営を規制、改正もしくは変更する将来の取組みは、当グループが発行、調達もしくは保有するものを含め、収益率がかかるベンチマークに連動するローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品の収益率、価値および市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

様々な規制当局、業界団体およびその他市場参加者により、一定のベンチマークに代わる代替レートの利用の開発、導入および促進への取組みが世界的に行われている。これらの新たなレートが市場参加者に受け入れられるもしくは広く使用される、またはこれらの新たなレートのいずれもの特性が代替が模索されているベンチマークと類似するもしくは経済的に同等の価値を生み出す保証はない。特定のベンチマークが廃止され、その代わりとなる代替レートの導入がうまくいかなかった場合、広範な金融市場の混乱につながり、証券、デリバティブその他の金融商品の価格の変動を生じさせ、資本市場活動を抑制する可能性があり、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。さらに、特定のベンチマークの代替レートへの移行は、かかるベンチマークに連動する金融商品と関連するデリバティブとの間のヘッジ会計関係に影響する可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすこと可能性がある。

2017年7月、LIBORを規制する金融行動監視機構（「FCA」）は、2021年の後は銀行にLIBORの算出のためにレートの呈示を促さない、または強制しないと発表した。2021年までまたは2021年以降におけるLIBORの算出および公表の有無について、または何を基準として算出および公表されるかに関しては定かでない。続く2018年7月の発表で、FCAは、市場参加者に対して、2021年末前までのLIBORからの移行の必要性を強調した。これらの発表は、現行ベースでのLIBORの存続は2021年より後には保証できず、また保証されないことを示唆している。今後、パネル行がLIBORの管理者にLIBORのためのレート呈示を継続するかどうか、およびどの程度の範囲で呈示するかを予測することはできない。その結果、LIBORのパフォーマンスが過去とは異なったものになる可能性があり、予測できない他の結果が生じる可能性がある。

巨額のローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品がLIBORによるベンチマークに連動しており、市場参加者や規制当局がLIBORに代えたベンチマーク・レートの導入およびLIBORの廃止に向けた有効な移行措置をうまく行えない場合は、金融市場の混乱、資本市場活動の抑制、訴訟申し立ての発生を引き起こす可能性があり、これらすべてが当グループのポジションおよび当グループが発行、調達または保有するLIBORに連動する証券その他の商品の価値にマイナスの影響を与える可能性がある。

当グループが当事者となっており、その代替のための確固たる規定なしに廃止されるベンチマーク・レートを参照している多数のローン、証券、デリバティブその他の金融商品は、代替のレートに参照先を移行する必要がある、および／または新興の市場基準に沿った確固たる契約上のフォールバック条項を取り入れる必要がある。2021年末前までにこのような大量の契約を移行させるプロセスには、当グループのオペレーショナル・リスクが伴う。

9. 買収および／または売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断しながら、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合（または分離）とともに、関連する従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係を管理することを含む。

統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。また、カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。さらに、いずれの買収（または売却）も、コストもしくはコスト節減、統合のための時間および全体的な業績に関して期待されたプラスの結果をもたらす保証はない。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。さらに、新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、カウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または関連規制当局もしくはその他の承認の取得などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形かまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの財政状態に関するリスク

10. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては破綻するようなケースが生じる可能性があり、これまでも生じている。

信用関連損失のリスクは、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行っている経済圏における金融情勢状況の悪化、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行っている市場における長引く高水準の失業率、他通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの下落によるオーストラリアおよびニュージーランド向けの輸入品の高騰、当グループの顧客またはカウンターパーティーの財務状態の悪化、当グループが担保として保有する資産価値の低下、当グループが有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因によっても増加する可能性がある。

全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な事業あるいは経済情勢、ならびに自然災害またはパンデミックのような事象の発生によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従った債務を履行できない可能性がある。

以下の部門のエクスポージャーに晒されている当グループの顧客およびカウンターパーティーの一部は、ますます脆弱化している。

- COVID-19のパンデミックおよび悪天候（例えば森林火災および干ばつなど）の影響を受ける産業、特に以下の産業：運輸（航空、海運、道路および鉄道を含む。）、港湾・観光・旅行（宿泊および飲食を含む。）、ヘルスケア、農業、教育、小売（物流活動の減少の影響によるeコマース（電子商取引）を含む。）、不動産（特にショッピングモールおよびホテル）、建設・請負業者。

- ・ 制裁、地政学的な緊張または貿易紛争のリスクがある産業（例えばテクノロジー、農業および通信）、および／または世界的な成長の落ち込み、世界的なサプライ・チェーンの混乱および気候変動に対する対処のリスクがある産業（例えばコモディティおよびエネルギー価格）。
- ・ 特に中国経済の景気後退の長期化に晒されており、天然資源価格の下落により大きくマイナスの影響を受ける可能性があるオーストラリアの天然資源部門。
- ・ 当グループが事業を行っている市場において裁量的支出に依存している産業は、支出水準の低下、失業率の上昇、ならびに住宅市場の落ち込み、低い賃金上昇率および家計債務の増加の組み合わせまたは消費者の信頼の潜在的な喪失に晒されており、これには観光、専門小売業、旅行、レジャーおよび自動車部門が含まれる。
- ・ 豪ドルおよびニュージーランドドルならびに米ドルの最近の変動に晒されている産業。

COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客に対して、一定の住宅ローンやローンの返済を一時停止または繰り延べするオプションを提供するという当グループの決定は、信用リスクに関連する損失の増加につながる可能性がある。当該期間の終了時に顧客がローンの返済義務を果たせるようになる保証はなく、信用リスク関連の損失が増加する可能性があり、これが当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。貸倒引当金繰入の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2020年度の連結財務書類の注記1および注記13を参照のこと。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

さらに、顧客および／またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客および／またはカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確であると証明された場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

11. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、RBNZならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の様々な規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRAおよびRBNZ（ANZニュージーランド・グループの場合）により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、(i) 収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、(ii) 資産の伸び増加、(iii) リスク加重資産または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変化、(iv) 事業戦略の変化（買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）ならびに(v) 規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

APRAおよびRBNZはバーゼル3に対応するための健全性基準を実施している。一定の他の監督当局は、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率をとりわけ強化することを目指す規制（バーゼル3を含む。）を実施しているか、もしくは実施の過程にあるが、これらの規制が意図された効果をすでもたらしている、または将来もたらすという確証はない。これらの規制は、規制変更（他の金融制度審議会（FSI）の勧告に対するAPRAの対応、APRAの「問題なく強固」な自己資本要件からのさらなる変更、BCBSの要件、RBNZの自己資本要件の見直しおよび（とりわけ、その他Tier1資本（AT1）商品の保有者に対する裁量的支払いを除く分配をANZニュージーランドに認めないことを目的とする）COVID-19のパンデミックを受けたANZニュージーランドの登録条件のRBNZによる修正から生ずるものを含む。）から生ずるリスクとともに、リスク要因16、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

12. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。また、格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付のアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付のアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付もしくは格付アウトルックの変更、本書に記載された1つ以上のその他のリスク、格付手法の変更またはその他の事象により、マイナスの影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付または格付アウトルックの格下げが行われる可能性がある。さらに、当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier1資本およびTier2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックを踏まえ、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）およびS&Pグローバル・レーティング（「S&P」）は当グループの格付および／またはアウトルックを以下の通り変更した。

2020年4月8日、ANZBGLは、フィッチが当グループを含むオーストラリアの主要銀行およびそれらのニュージーランドの銀行子会社の格付を変更し、当グループの長期発行体デフォルト格付（IDR）はAA-から1ノッチ下がってA+となったことを確認した。当グループの長期IDRのアウトルックは「ネガティブ」に据え置かれた。また、当グループの短期IDRはF1+からF1に格下げされ、当グループの劣後債務もA-に格下げされた。

2020年4月9日、ANZBGLは、S&Pがオーストラリア連邦の長期発行体信用格付のアウトルックを「安定的」から「ネガティブ」に修正したことを確認した。また、国家の格付の見直しの結果、S&Pは、当グループを含むオーストラリアの主要銀行およびニュージーランドの銀行子会社の信用格付のアウトルックを「安定的」から「ネガティブ」に修正した。S&Pは、当グループの長期発行体信用格付を「AA-」および短期発行体信用格付を「A-1+」に据え置いた。また、S&Pは、当グループが発行している債務（一般債務および劣後債務ならびにハイブリッドTier1資本商品を含む。）の格付をすべて据え置いた。

当グループの将来の信用格付または格付のアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、これが新規貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

13. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながる場合があり、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19が世界的に広がり始めた2020年3月および4月に経験したようなものやその他COVID-19の結果によるものを含む市場情勢の悪化およびボラティリティ、ならびに／または当グループに対する投資家の信頼の低下によって、満期を迎える債務を借り換え、（タイムリーかつコスト効率の良い方法で）資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。

COVID-19の経済的影響に対応して、オーストラリアおよびニュージーランドを含む主要な中央銀行は、量的緩和および当グループを含む関連法域の銀行に直接資金を提供するその他の特定の融資枠を含む代替的な金融政策手段の利用を実施または拡大している。これらの政策手段が予期せず撤回されたり、大幅に縮小された場合には、当グループは代替的な資金調達を見つける必要が生じる可能性がある。

代替的資金調達手段の利用可能性、および利用可能な条件は、そのときの市場状況および（オーストラリアおよびニュージーランドのソブリン信用格付に強い影響を受ける）当グループのその時点の信用格付等の様々な要因に依存する。たとえ利用可能であっても、これら代替資金調達手段のコストはこれまでより高いもしくは不利な条件であるかもしれず、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

14. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および／または資本に悪影響を及ぼし、結果として当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2020年度の連結財務書類の注記17に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は、市場参加者により決定される公正価値に影響を与えうる要因の影響を組み込んだ現在価値の見積もりもしくはその他の評価手法を基礎にする。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および／または資本に重大な悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

加えて、当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性および耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産についてテストする必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産を含むその他の貸付関連でない資産をテストする必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは利益倍率計算法を使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、収益の変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれず、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

また、上記の評価を行うにあたり、当グループは入手可能である関連ある内部および外部の情報を考慮する。これには、COVID-19の継続的な影響の評価ならびに当グループの資産の帳簿価額に対する政府、規制当局および企業による関連の対応が含まれる。COVID-19の期間および影響については非常に不確定であり、将来において当グループの資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性がある。

15. 会計方針の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針が、適用ある会計基準または解釈に適合するだけでなく、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これらの会計方針および方法の多くの選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。さらに、新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用により、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

当グループの2020年事業年度に初めて発効する新たな会計基準の影響については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1) 連結財務書類」中の2020年度の連結財務書類の注記1に概要が記してある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要がある、いずれの選択肢も関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法的小説規制上のリスク

16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。当グループは、事業を行うまたは資金調達を行う関連法域において業界の自主規制を含めて、相当数かつ増加しつつある法律、規則および政策に従っており、これらのそれぞれの法域において複数の異なる当局の監督対象となっている。オーストラリアおよびニュージーランドにおける金融サービス・グループの行為に関する地域社会の関心への対応を含め、当グループのような金融サービス・グループの規制および監督の変更の規模ならびにかかる規制および監督に対して割り当てられる資金、また、かかるグループに対する法の執行は、近年大幅に増加している。この結果、関連法域にわたり、当グループを含む金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに法の執行はますます広範囲に及んで複雑化し、費用も高くなってきている。かかる規制、監督および執行は絶えず進展を続けている。

当グループのような金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行に及ぼすCOVID-19の正確な影響は依然として非常に不確実であり、本書日付現在において予測することは困難である。オーストラリアおよびニュージーランドでは規制改革の実施が実際に遅延したり、遅延についての提案がなされており、執行の優先順位を含めた優先順位の再設定が行われている。世界各国の政府は、旅行、イベント、会議、その他多くの通常の活動に対して広範囲にわたる制限を課し、停止させ、または助言を与えており、主権国家と金融市場を安定化させるために大規模かつ多額の費用のかかる介入を行っている。各国政府は、パンデミックを封じ込めるための更なる措置をすでに実施および導入しており、継続させる可能性がある。

また、進行中のCOVID-19のパンデミックは、様々な点で当グループの規制当局との交渉を複雑にする可能性がある。特にCOVID-19の発生に起因する当グループの事業、業務、第三者の請負業者およびサプライヤーにおける混乱は、当グループが規制上の義務もしくはプロセスを満たすことができず、ならびに／または未解決の問題に対処することができないリスクを増大させる可能性があり、これが潜在的に、規制当局が当グループに対して不利な行動をとる可能性を高めている。銀行業界全体におけるローン返済猶予について、引き続き規制当局へ対応を行っており、また顧客に対して返済を再開できるよう支援を行っているにもかかわらず、当グループが規制上の義務を満たせない場合には規制措置を受ける可能性がある。

オーストラリア:

健全性規制に関する進展

健全性規則における進展は引き続き当グループに重大な影響を及ぼしている。現在APRAおよびRBNZとの協議に付されている複数の項目を考えれば、当グループへの潜在的な影響は依然として不確実な状態である。APRAまたはRBNZによる健全性基準のさらなる変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の負担が必要となり、および／または1つ以上の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性があり、これにはとりわけ以下のものを含む。

- ・ APRAはCOVID-19を取り巻く状況の変化の影響を受けている。一定の業務は直接の接触を制限するためにキャンセル、延期または再編されている。APRAは、監督チームのメンバーのオフィスへの出勤を制限している。主な関心分野には、資金調達および流動性、市場、オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱化）ならびに支払いへの影響がある。
- ・ 2019年10月、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」）に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1の各銀行子会社および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。
 - ・ ANZBGLのレベル1のCET1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
 - ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を引き続き検討している。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの2020年9月30日現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が行われない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億豪ドル（約70ベシス・ポイント）減少することを示唆している。これらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率に影響を及ぼさない。これらの変更の実施予定日（2021年1月1日）は、APRAが現在検討中であり、2022年1月1日まで延期されると予想されている。

- ・ 2019年8月、APRAは、APS第222号「関連当事者の関与」を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす可能性がある。これらの修正の実施は、APRAにより2022年1月1日まで延期（当初の実施日である2021年1月1日から12か月延期）された。
- ・ 2019年7月、APRAは損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従い、ANZBGLを含む国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に対して、2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%まで増加させることを求めることになる。2020年9月30日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約75億豪ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBが主にTier2資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。
- ・ ADIに対するAPRAの自己資本フレームワークの変更は、BCBSのパーゼル3自己資本改正およびFSIの勧告を受けたもので、今後数年にわたって実施される。しかしながら、COVID-19による厳しい経済環境を受け、APRAはCET1について「問題なく強固」な水準である10.5%の自己資本比率を維持しているADIに関し、その期待値を一時的に変更することを発表した。APRAはすべての銀行に対し、COVID-19の世界的流行によるこの混乱の期間中においては、オーストラリア経済に対する継続的な貸付を促進するために当面多額のバッファが求められる可能性があるため、銀行がこのベンチマークを満たせない場合であっても、引き続き他の最低自己要件を満たしていれば、APRAは問題視しない旨を通知した。
- ・ APRAは、時間と資源を割きADIの事業を維持し顧客をサポートするためのさらなる支援として、ADIのリスク・ウェイトの枠組みおよびその他の資本要件の変更（資本改正）の実施予定を1年延期した。資本改正の大部分は、当初2022年1月1日に実施予定であったが、現在は2023年1月1日に変更されている。APRAは、資本改正が実施された場合、リスク・ウェイトの変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、最終的な要件次第でADIごとに異なる可能性はあると発表した。2020年8月10日、APRAは、特定の政策改革（APRAの「問題なく強固」な自己資本フレームワーク、パーゼル3ならびに透明性、比較可能性および柔軟性の向上のための方策を取り入れたADIの資本改正を含む。）に関する公衆からの意見聴取を再開し、新規の認可の発行も段階的に再開することを発表した。
- ・ COVID-19への対応として、2020年4月、APRAは、自己資本管理に関するガイダンスを定め、これにはADIが適切な配当水準の決定の延期を慎重に検討することへの期待が含まれていた。2020年7月、APRAはガイダンスを改訂し、この改定には、ADIが配当に関して慎重な姿勢を維持し、2020暦年内はADIが資本分配に関する決定を行う場合に収益の少なくとも半分を維持することへの期待が含まれた。2020年12月、APRAはさらにガイダンスの改訂を行い、それに従い2021暦年からAPRAは銀行について収益留保の最低水準を設定することはなくなるが、ADIは引き続き周到で注意深い資本管理計画を求められる。APRAは、収益、資本および経済情勢の見通しを考慮して持続可能な配当率を注意深く検討する責務は、取締役会が負うと述べている。
- ・ 当グループの1株当たり25セントの2020年度中間配当（2020年9月30日に株主に支払済み）および1株当たり35セントの2020年度最終配当の提案（2020年10月29日に発表）は、上記の2020年7月のガイダンスを考慮したものである。
- ・ 2020年3月、APRAはCOVID-19の支援策の一環として返済猶予が認められたローンを、借り手が返済義務をその他の点で履行している範囲内において、規制上の自己資本処理の目的で条件緩和されたものとして扱われないことを確認した。上記の処置は当初6か月を期限として発表されていたが、2020年7月にAPRAは、返済猶予の開始から10か月後と2021年3月31日のいずれか早い方までを最長の期限として、当該アプローチを延長するよう勧告した。

- ・ RBNZは、ニュージーランドの登録銀行に関する自己資本比率のフレームワークの包括的な見直しを完了し、2019年12月に資本レビューの主要な要素に関する最終決定を公表した。当グループへの正味の影響は、7年の移行期間にわたる約21億豪ドルのCET 1 資本の増加である。COVID-19のパンデミックに対応して、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の自己資本改革に伴う銀行資本の引上げの適用開始日を2022年に延期した。自己資本改革の一部は、資本商品に関する新しいルールを含め、2021年7月1日から実施される。移行期間の終期は2028年7月1日である。実施の日程は、2021年に状況に応じて修正される可能性がある。2022年5月に予定されている5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートの当グループの新規の普通株式への転換に伴い、正味の影響額は約5億豪ドル減少することになる。
- ・ 2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を変更し、（特に）その他Tier 1 資本（AT1）商品の保有者に対する裁量的支払を除いて、ANZニュージーランドによる分配を認めないこととした。かかる制限は、ニュージーランドに設立されたすべての登録銀行に適用され、COVID-19の感染爆発下における金融システムの安定性を支援することを企図としている。RBNZはまた、ANZニュージーランドその他のニュージーランドで設立された登録銀行に対して、現時点では資本商品の償還を行わないよう通達した。これにより、ANZニュージーランドは、キャピタル・ノートについて、その利札の支払は継続できる（一定の条件に服する。）ものの、2020年5月に償還することはできなかった。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月にキャピタル・ノートの転換オプションを行使しない旨を発表した。当該キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式に転換されることを定めている（一定の条件に服する。）。この転換により、当グループのレベル2のCET 1 資本は、約10ベシス・ポイント増加する予定である。

ASICの規制に関する優先事項の再調整

ASICは2020年3月23日、COVID-19により生じた課題に規制上の取組みを集中させると発表した。それ以来、ASICは、重大な消費者被害のリスクがある事項、重大な法令違反がある事項、市場の廉潔性リスクがある事項、および緊急を要する事項に優先的に対応してきた。これには、ローンの返済猶予プログラムおよび困難に対処する顧客への重点的な取組みが含まれた。ASICは、緊急を要さない目先の活動の多くを直ちに停止した。これらの活動には、ASICの緊密かつ継続的なモニタリング・プログラムなどの、協議、規制上の報告およびレビューが含まれる。2020年4月、ASICは、COVID-19を踏まえた規制業務および優先事項の変更について、さらなる詳細を発表した。これには、市場の監視業務を強化することや、執行活動を継続することが含まれる。ただし、ASICは、COVID-19の影響を考慮に入れるために実施中である調査の時期および手続には変更があり得ると述べた。2020年5月、ASICは、モーゲージ・ブローカーの最善の利益義務および報酬改革、ならびに設計および分配義務の開始日を6か月延期して、それぞれ2021年1月1日および2021年10月5日にすると発表した。2020年8月、ASICは、2020年から2024年までのコーポレート・プランを発表し、その中でCOVID-19のパンデミックの影響ならびに規制環境におけるより長期的な脅威と危害に対処するためにASICが採っている措置が概説されている。ASICの重要な考慮事項は、オーストラリア経済の長期的な回復を支援することである。COVID-19のパンデミックを受けた戦略的優先事項には以下が含まれる。(i)脆弱性が高まった時期における危害からの消費者の保護、(ii)金融システムの回復力および安定性の維持、(iii)COVID-19のパンデミックの影響に対処するためのオーストラリア企業の支援、(iv)最も有害な行為の特定、阻止、それに対する強制執行措置の継続、ならびに(v)困難な時期におけるASICの組織の能力の構築の継続。

王立委員会

王立委員会は、法の改革、自主規制基準ならびにASICおよびAPRAの業務に関する76の勧告を行い、それらの勧告の中には既に実施されているものもある。オーストラリア財務省は、残りの勧告の大半は、2020年5月8日に財務省により発表された6か月間の延期を条件に、2020年から2022年の間に実施することが提案されていると述べている。さらに、王立委員会が主導し、規制当局が当グループを含む各金融サービス事業体の調査を開始しており、または今後調査する可能性がある。これらの勧告は、コストの増加につながる可能性があるとともに、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為等の潜在的な顧客に関するエクスポージャーを含む、さらなるエクスポージャーをもたらすこともありうる。また、かかる勧告は当グループの競争環境の調整をもたらす可能性がある。これらの潜在的エクスポージャーおよび変化の結果および関連する費用の総額は依然として不明であり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

競争に関する法律、規則および調査

金融サービス部門における競争の規制について重点的な取り組みがなされている。2019年10月、オーストラリア政府はACCCに対して、当グループを含むオーストラリアの主要銀行の住宅ローン価格設定の調査を直ちに開始するよう命じた。ACCCは、2020年4月27日の調査に関する中間報告書を公表し、金利設定に関する決定および抵当の価格設定に影響を及ぼす要因を検討したが、中間報告書には提言が盛り込まれていなかった。最終報告書は、2020年12月に公表されており、特定の支障に対応するために、オルタナティブ・レンダーに変更した借手の支障に焦点を当て、コスト効率に関する提言を示している。2019年7月、ACCCはデジタル・プラットフォーム調査に関する最終報告書を公表した。この報告書において、プライバシーおよび一定の消費者保護に対する改革が勧告された。2019年12月、オーストラリア政府は調査による主要な勧告を採用し、競争の促進および消費者保護の強化に重点を置いた改革を行うことを表明した。ACCCからの消費者向けロイヤルティ・スキームに関する最終報告書は、2019年12月に公表された。各報告書に応じて法律、規制または監督が変更されれば、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

製品に関する法律、規則および調査

当グループを含む金融サービス事業者が提供する商品の適合性について重点的な取り組みがなされている。責任ある消費者向け融資に関する規制政策は大きな進展を見せ、監督は大幅に強化されており、事業慣行の見直しと変更が引き続き推進されている。責任ある消費者向け融資に関する進展および監督の結果、さらに法、規制または政策が改正された場合、かかる変更は、当グループの将来における消費者向け融資業務の提供方法に影響を与えることがあり、これがかかる分野の当グループの業務に一部悪影響を及ぼし、結果的に当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。ASICは、2019年12月に責任ある融資に関する法律についての最新の規制ガイダンスを発表した。2020年12月に政府は、ADIの責任ある貸付に関する義務についての変更を含むオーストラリアの信用枠組みの変更を行うための法案を提出し、それによりAPRAは既存の基準に関連してADIの規制を引き続き行い、一方ASICは新基準に関連してADI以外の規制を行うことになる。金融商品および追加保険の繰延販売モデルに関連して、最近、より厳格に不招請勧誘を禁止する法律が可決された。金融商品および信用商品の設計および販売義務に関する法律では、特に当該商品の発行者および販売会社に対し、適切な対象市場を特定し、その対象市場にアクセスできるよう当該商品を販売するための要件を導入する。不遵守に対しては多額の罰金が科せられており、かかる法律の制定は将来における金融商品の発行およびマーケティングを行う当グループの能力に影響する可能性がある。金融商品の販売要件に起因する法令遵守コストの増加は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

監督権限の強化、企業に対する罰金の引き上げおよび規制当局のための財政的支援の強化

オーストラリアにおける法律違反に対する罰金が引き上げられ、規制当局の権限および規制当局による違反の訴えのための財政的支援が強化されている。強化の対象となった監督権限には、ASICの商品介入権限、ならびにASICの指示権限および情報漏洩通知義務法の拡大案が含まれる。オーストラリア消費者法が改正され、2018年9月よりオーストラリア消費者法違反に対する罰金が引き上げられた。この罰金の引き上げは、非良心的行為、商品またはサービスに関する虚偽表示または不当表示、不当営業行為、消費財、商品関連サービスおよび情報基準の安全性に関して行われた。2019年3月、オーストラリア政府は、執行、規制および監督を支援するための追加資金提供として、ASICに対して4億豪ドル超およびAPRAに対して1億5,000万豪ドル超が提供される旨を発表した。2019年財政法改正法（企業および金融部門に対する罰則強化）により、企業および金融部門による様々な義務違反に適用される処罰が大幅に強化された。当グループに対してかかる罰金が賦課された場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

上級役員の説明責任に関する法律および規則

銀行部門の上級役員に適用される罰金と特定の規則が強化されている。銀行役員説明責任体制（「BEAR」）がADIグループにおける取締役および大部分の上級役員に関する責任および説明責任の枠組みとして導入された。2020年1月、オーストラリア政府はBEARを金融説明責任体制（「FAR」）に置き換えることを発表した。FARは、説明責任体制の適用範囲を他のAPRA規制対象企業に拡大することを提案している。FARは、APRAとASICにより共同で管理され、個人を含むあらゆる違反行為に対してより厳しい民事罰を課す可能性がある。BEARの制定およびFARが当グループにもたらす潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに優秀な取締役および上級役員を誘因および維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。

その他の政府または規制当局による金融部門に対する介入

オーストラリア政府および規制当局によるオーストラリアの銀行に関する審議および介入が進行している。これらの審議は広範囲に及び、税金や賦課金によるものを含む当グループのポジションに悪影響を及ぼすおそれがある法規制の変更または措置につながる可能性がある。また、銀行の審査は、過去および継続中の2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）の違反の申し立てに関連して他のオーストラリア主要銀行2行に対して2017年および2019年にAUSTRACによる民事上の罰則手続きが開始された後に大幅に強化された。下記「18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

業界自主規制

リテールおよび小規模企業バンキングに影響する業界ベスト・プラクティスの指針および基準に対して重点的な取り組みが続けられている。業界規範および慣行の指針を含む自主規制商品における変更により、当グループではコンプライアンスの実施および監視のために多額の資金が必要となっている。新たなオーストラリア銀行業行動規範が2019年7月に発効し、一定のリテールおよび小規模事業者の商品ならびに手順に対するさらなる変更が2020年3月に導入された。また、影響を受けやすい顧客との業務に関する業界の指針が考案中である。かかる変更は、当グループが顧客に提供できる商品と交付に係る営業コストに影響する可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。法律には、金融サービス王立委員会に対応して、「強制可能な規定」とみなされその違反に対して民事罰を課す一定の業界規範規定（銀行業行動規範を含む。）が置かれる。

オープン・バンキング法

オープン・バンキングは、2019年8月に法律として制定されたオーストラリアにおける新たな消費者データに関する権利の一つである。確立された消費者データに関する権利は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させるものである。2020年7月1日より、個人顧客は、銀行に対し、預金および取引口座ならびにクレジットおよびデビットカードに関する自身のデータを共有するよう要請することが可能となっている。2020年11月1日からは、住宅ローンおよび個人ローンを含む追加商品に範囲を広げてかかる要請ができるようになった。追加データについてもかかる要請が可能となる予定である。また、オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁を削減することが期待されている。オープン・バンキングにより競争が促進される可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

サイバーセキュリティ

オーストラリア政府は、重要インフラのセキュリティおよびレジリエンスを引き上げてオーストラリアの必須サービスの保護に取り組むと表明している。2020年12月には2020年セキュリティ法改正（重要インフラ）法案が提出された。当該法案が可決された場合、オーストラリアの重要インフラに関する規制枠組みが拡充され、これに銀行が含まれる可能性がある。当該法案が可決された場合のANZBGLに及ぼす影響は、現時点では明らかになっていない。

オーストラリア以外：

ニュージーランドにおける進展

ニュージーランドの政府および規制当局は、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な法律上および規制上の変更の提案を行った。これらの変更には、とりわけ以下が含まれる。RBNZによる自己資本要件の改正、RBNZの改正外部委託方針（BS11）、ANZニュージーランドの登録条件の変更、2019年金融サービス法制改正法（FSLAA）の成立および2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法との置き換え、金融市場（金融機関の行為）改正法（FMCIA）案に基づく金融機関に対する行動規制案、1989年ニュージーランド準備銀行法の見直しおよび修正代替法案、ならびに2019年信用契約改正法（CCLA法）の成立。上記の変更は、ANZニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックに対応して、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の自己資本改革に伴う銀行資本の引上げの適用開始日を2022年に延期した。自己資本改革の一部は、資本商品に関する新しいルールを含め、2021年7月1日から実施される。移行期間の終期は2028年7月1日である。実施の日程は、2021年に状況に応じて修正される可能性がある。またRBNZは、BS11の移行期間を2023年10月1日まで延長し、CCLA法およびFSLAAの発効も延期している。

その他の国外における進展

その他の国外の規制上の進展には、米国金融規制（ドッド・フランク法に対する法改正およびボルカー・ルールの改正を含む。）の変更、シンガポール、香港および英国における上級役員の説明責任についての変更、ブ렉ジットに関連する英国および欧州法の変更、ヨーロッパにおけるさらなるデータ保護規制の導入、多くの関連法域における非清算OTCデリバティブの当初証拠金要件のさらなる段階の実施、銀行が欧州銀行間取引金利（EURIBOR）およびシンガポール銀行間貸出金利の改正に備えることへの要請ならびに無リスクレートへの移行によるLIBORおよびその他の銀行間オフワード・レートの廃止、が含まれる。

関連法域における当グループによる法律、規則または方針の不遵守は、規制上の調査、法律上もしくは規制上の制裁、財務損失もしくは評判の喪失、訴訟、罰金、刑罰、当グループが事業を行う能力の制限、関連する規制上の免許の取消し、停止もしくは条件の変更またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは合意（強制執行可能な約束など）につながる可能性がある、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業に対するCOVID-19のパンデミックの影響により、規制の変更または規制当局に対してもしくは公に行った確約への取組みに必要な措置の実施が遅延する可能性がある。いかなる遅延も、規制当局がその監督義務または法規制の変更について、どのように選択しその優先順位、時期および適用を調整するかにより左右される。

上記の不遵守が発生すれば、当グループは第三者（集団訴訟手続きによるものを含む。）からの訴訟リスクに晒されることになる。訴訟（集団訴訟手続きを含む。）の結果により、第三者への補償金の支払いおよび／またはさらなる救済行為につながる可能性がある。当グループの訴訟および偶発債務に関する情報については、リスク要因17、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」に記載の2020年連結財務書類の注記33を参照のこと。

17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2020年9月30日現在、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」に記載の2020年連結財務書類の注記33に概要が記載される事項に関する偶発債務を有していた。

注記33は特に以下の説明を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ ベンチマーク／金利に関する訴訟
- ・ 資本調達に関する訴訟
- ・ 消費者信用保険訴訟
- ・ Esandaのディーラー自動車ローンに関する訴訟
- ・ 王立委員会
- ・ 担保回収の訴訟
- ・ 保証および補償

近年において、当グループでは、規制当局とのやり取りを要する事案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよびグローバルの両方の金融機関に対し、規制当局による調査、監視および見直しの性質および規模、民事および刑事における執行活動（訴訟であるか否かを問わず）、公式および非公式の照会、規制当局による監視活動ならびに規制当局による罰金額が大幅に強化されている。当グループは業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として規制当局からの各種通知および情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示も行った。これらのやり取りの性質は広範囲にわたり、例えば現在のところ責任ある貸付慣行、規制上の貸付要件、商品の適合性および流通、利息および手数料ならびにそれらを課す資格の付与、顧客救済、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場における行為および金融取引、資本市場取引、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、報告および開示義務ならびに商品の開示書類などの一連の事項を含む。規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客に対するエクスポージャーも存在する可能性がある。これらにはクラス・アクション、個別請求または顧客救済もしくは補償行為が含まれうる。かかる見直しおよび可能性のあるエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止（AML）、対テロ資金（CTF）および制裁遵守は、近年、重要な規制上の変更および執行の対象となっている。当グループが業務を行う環境が複雑さを増すことによって、これらのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスのリスクが高まってきている。さらに、国内および世界の双方における金融機関によるコンプライアンス違反の結果ならびに関連する罰金および和解金額の透明性の向上は、これらのリスクが引き続き当グループが注視する分野であることを意味する。

近年、主要なAML/CTF規制当局による「報告事業体」（オーストラリアにおける「報告事業体」とは、銀行口座開設やローンの提供など少なくとも1つの「指定サービス」を顧客に提供する法人を意味する。）に対する措置が強化されている。AUSTRACは、オーストラリアの多くの報告事業体がAML/CTFのリスクの特定、軽減および管理のために必要なシステムと管理に十分な投資を行っていないとの見解を引き続き公に表明している。

2019年後半、2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法の過去の報告違反の申し立てに関連してオーストラリア主要銀行の1行に対してAUSTRACによる民事上の罰則手続きを開始した。本件は公表済みの合意された成果をもって法的手続がほぼ完了しており、その結果、オーストラリアで過去最高額となる制裁金（13億豪ドルであり、AUSTRACによる制裁金のこれまでの最高額の2倍近くに相当する。）が科され、AUSTRACが引き続き、AML/CTF規制体制の重要な不遵守に対して罰則を科していることが裏付けられた。さらに2018年以降、AUSTRACは、違反通知書を発行する権限を有しており、それに従って多大な罰則を科することができる。AUSTRACは、違反が比較的少数（100未満）であるものの、このアプローチを2回使用して報告事業体に対し違反通知書を発行している。さらに、AUSTRACその他の規制当局は、民事罰手続きの開始により、速やかにその強制執行権限を行使する意思を示している。

同様に、RBNZは、ニュージーランドの2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べており、他の規制当局（アジア太平洋地域を含む。）も自国のAML/CTF法の不遵守に対して措置をとる傾向が強まっている。

COVID-19のパンデミックが当グループが事業を展開する多くの法域で様々なペースで進行を続ける間、金融犯罪の程度および種類の綿密な監視を当グループ全体にわたって継続する。現在までに、犯罪者がCOVID-19を偽装に利用して脆弱な顧客を標的とする詐欺の種類に加え、個人情報の窃盗および虚偽の政府の支援への申請も変化している。潜在的なマネーロンダリングやテロリズムの資金調達活動に対する警告の管理については、リソースの可用性および／または作業体制の変更の双方とも原因となって遅延する可能性があるリスクが引き続き存在している。上記に関し、および情報や本人確認のために顧客へのアクセスが困難になる可能性に関し、規則またはガイダンスの一時的な変更を支持してもらうために当グループが事業を展開している様々な法域内の規制当局との協議が必要となる可能性がある。このことにより罰金や罰則のリスクが高まることは想定されていないが、当グループは、AML/CTF法を引き続き遵守するために適切な体制を確保する必要がある。

AML/CTFおよび制裁関連の法律の不遵守リスクは、当グループの規模および複雑性ならびにいくつかの必須の報告要件の透明性の欠如を考慮すると、引き続き高い。仮想通貨の発行者／交換業者およびウォレット・プロバイダーならびにフィンテックやその他のディスラプターを通じますます複雑化する送金の取決めなどの新興技術により、資金の流れを追跡し、関連取引の監視を進め、報告義務を満たす当グループの能力が制限される可能性がある。さらに、当グループの技術の複雑性ならびにAML/CTFおよび制裁遵守において機能するシステムの変更の頻度の増加により、当グループは、システムおよび制御への影響を誤って特定できないリスクに晒されている。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、テロ資金調達その他の重大な犯罪に対抗するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員にとって財務上、法的および評判上深刻な結果を招く可能性がある。

上記の結果、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、評判への損害および一定の法域で事業を行うことの制限などが発生する可能性がある。これらの結果によっては、個別または集団的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループの海外業務により、当グループを規制当局による強化された監視下に置かれ、法令順守コストが増加する可能性がある。

19. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。加えて、法域の一部では、通貨政策も、全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。

当グループが業務を行う法域において多くの中央金融当局は、政策金利の引き下げを積極的に行っており、異例な金融政策の採用を現在検討、実施または拡大している。RBA、米国連邦準備制度理事会およびRBNZを含む世界中の中央銀行が、経済成長の減速に対応して2019年において利下げを行い、2020年においてもCOVID-19による成長に対する新たなリスクに対応して再び利下げを行った。2020年11月3日、RBAは、オーストラリア経済に対するCOVID-19発生の継続的な影響に対応して、政策金利（キャッシュレート）をオーストラリアの過去最低金利となる0.1%まで引き下げた。また、RBNZは、2020年3月にニュージーランドのオフィシャル・キャッシュレート（政策金利）を過去最低の0.25%に引き下げた。RBNZは、少なくとも2021年3月までその水準のオフィシャル・キャッシュレートを保持することおよび将来にマイナス金利となる可能性が残っていることを述べている。低金利またはマイナス金利は、当グループの利ぎやを圧迫し、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性が高い。

かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

20. 法令順守コストの増加、（依然進行中である）グローバルな税務報告制度により課される重要な義務に関する罰金の拡大および継続中の規制当局の審査によるリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループを含めたすべてのグローバルな金融機関（「FI」）によるFATCA、OECDの共通報告基準（「CRS」）、およびこれらに類する租税回避対策制度を含むグローバルな税の透明性のための報告制度への遵守に関して、強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。これらには、グローバル税務報告制度の回避を封じ、不遵守を阻止、検出し、罰則を科すための、グローバル税務報告規則およびフレームワークの細目の執行および実施が含まれる。

FIとして、当グループは、取引量が大きくかつグローバルな相関関係のある業務環境において業務を行っている。このような状況下では、多様なグローバル税務報告制度に基づく義務の性質は高度に複雑かつ厳格であり、このことは当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを増加させている。これは、規制当局によるFI（当グループを含む。）への現行の監視の強化、FIによるコンプライアンス違反および不遵守に関する罰金の一般的な増加傾向と連動する可能性がある。そのため、グローバル税務報告制度の遵守は引き続き当グループの主要な関心分野となる。

OECD諸国の政府レベルでの相互審査およびその他の規制当局による金融機関のコンプライアンス審査要件の強化により、金融機関に対する監視は強められ、それが既存の義務のさらなる厳格化およびCRS遵守への重点的取り組みという結果をもたらしている。不遵守の防止および処罰のために罰金制度が十分であることを確保するよう各採択国は迫られている。

FATCAおよびその他米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するよう求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、かかるパートナー国家が実施を困難にするような基準を導入する可能性がある。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について現地の規制当局により多額の罰金が科されており、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の大きな違いに対処しなければならない。

- ・ 規制当局の取り組みの重点がCRSの当初の立ち上げからその効果的な実施へ移ったため、他のFIと共に、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。規制当局の関心が強まることにより、影響を受けた顧客に重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖を含む。）がもたらされる、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIが同様のことを履行していない場合には、重大な競争上の不利益を受ける可能性がある。

当グループの規模および複雑性は、他のFIと同様に、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不注意による不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。実施されたプロセスを上手く運用できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務および評判上の影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上制裁、民事上の請求、評判の毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。

COVID-19の問題は、世界的な規模で、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを制限しており、規制当局が期待するエラーのゼロ率の達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。企業自身の税務上の申告や納税に関連する当グループの国際的な税務上の義務も同様に影響を受ける可能性がある。世界の規制当局からある程度の寛容さを与えられることが予想されるが、規制上の義務を要求される質の水準までかつ期間内に履行するにあたっての不備や遅延の結果として、規制当局によるさらなる監督、関連する罰則および評判への影響が発生するリスクが増している。

これらの影響は、個別的または集合的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

21. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

内部統制、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスク

22. オペレーショナル・リスク事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび／または法の不遵守に関するリスクである。この定義には法的なリスクならびに社内手続き、人員、および／またはシステムの不適切もしくは障害から生じる評判の喪失または損害リスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスク事象には以下が含まれる：

- ・ 内部不正行為（例えば、従業員または請負業者に関連するもの）
- ・ 社外の詐欺（例えば、不正なローンの申請またはATMスキミング）
- ・ 雇用慣行、主要スタッフの喪失、不十分な職場の安全および雇用方針の効果的な実施の失敗
- ・ 顧客、商品および事業慣行への影響（例えば、顧客データの悪用または反競争的行為）
- ・ 事業の中断（システムの不具合を含む。）
- ・ 物的資産への損害
- ・ 遂行、提供および手続き管理（例えば、手続上の過誤またはデータ管理の失敗）

オペレーショナル・リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、評判の喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および／または情報の損失を含む。

COVID-19の問題は、世界的な規模で当グループの業務の行い方に多くの変化をもたらした。当グループは、組織の大部分において、在宅勤務ですべての機能が正常に働き続けることができるよう取り組んだ。しかしながら、実施されている手段が今後も適切であるかについて保証することはできず、また、発生する可能性のある混乱のレベルを当グループは予測できない。世界的にスタッフの大半を在宅勤務に移行するという決定により、従来の予定を大幅に上回るユーザー数をサポートできるように既存のシステムを更新する必要が生じた。在宅勤務のスタッフ数は、状況の変化および関連する政府による制限に従い変動し続けている。2020年11月30日現在、支店のスタッフを除くと、当グループのスタッフの約94%が在宅勤務となっている。

当グループが直面する可能性のあるその他の課題には以下のようなものがある。

- ・ システム、ツールおよび情報へのスタッフのアクセスの制限、ならびに／または顧客サービスの提供および規制上の義務を必須の期間内に履行することへの影響（組織の日常的な運営、財務報告、内部統制の管理および監督ならびに規制当局の勧告の解決および対処を含む。）
- ・ 支店もしくは営業所への物理的アクセスの喪失または健康上の問題により生じうる、必要な活動を行うためのスタッフの継続的な稼働率の確保

上記の影響のすべてまたはいずれかにより、生産性が低下し、重要な活動の完了が遅れ、または規制当局による監視が強化される可能性があり、それに続いて顧客への救済行為または罰金が発生する可能性があり、これらすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

23. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの実際のまたはそのようにみなされる行為および慣行の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局または格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判に関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかった場合、当グループは評判から生じる損害を被る可能性がある。これらの期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でも評判による損害を被る可能性がある。社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。さらに、当グループの評判は、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19の継続的な影響の範囲の全容はまだわかっていないが、当グループの行為が意図しない結果をもたらす可能性があり、それによって当グループに対する否定的な認識が生じる可能性がある。

また、一定の業務上の不履行および規制の不遵守または業務上の不履行および規制の不遵守とみなされることがレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 不適切な危機管理／危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）

当グループの評判に対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化、規制当局による強制措置、追加的な法的リスク、ならびに新規事業機会の獲得可能性への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判が損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

24. 行為に関連するリスク事象または行動は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、行為に関連するリスクを当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクとして定義している。

行為に関連するリスクは以下から生ずる可能性がある。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および／または助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 利益相反を適切に防止または管理することができないこと。
- ・ 販売および／または販売促進プロセス（販売促進、販売および／または助言提供に従事するスタッフのインセンティブおよび報酬を含む。）。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、信用の供与。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、金融市場における取引活動

世界的に、また、とりわけオーストラリアおよびニュージーランドにおいて、行為に関連するリスクに対する規制当局および地域社会の関心は増してきている。例えば、当グループは現在、様々な顧客救済プログラムを実施しており、そのうちのいくつかはこれまでの見直しから特定された行為に関する問題に関連しており、これらの見直しは継続されている。行為に関連するリスク事象は、当グループに対して、規制当局の措置、銀行業免許の制限もしくは条件および／または評判への影響をもたらすこともあり、それにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および／または当グループの費用の増加を招き、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックは、リモート勤務の従業員に急速な変化をもたらし、それが従業員の行動ならびに／または当グループのシステムおよびプロセスに影響を与える可能性があり、その結果、顧客の不利益につながり、市場の完全性に影響を与え、または当グループが地域社会の期待に応えられなくなる可能性がある。

行為に関連するリスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因16、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因17、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

25. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の活動およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は情報技術（「IT」）システムに大きく依存している。そのため、ITシステムまたは当グループが使用もしくは依存するサービスに混乱が生じた場合には、当グループが顧客のバンキング業務の要求に応えられない、およびそのコンプライアンス義務を履行できないリスクが存在する。

ITシステムに対する脅威は進展し続けており、サイバー上の脅威および攻撃リスクは高まっている。組織に対する攻撃は、単純なものから一般的にそれよりはるかに高度な国家によるものまで多岐にわたる可能性がある。攻撃に使用される技術は高度に複雑化され、また、攻撃を続ける者は十分な資金力を持っているため、当グループはサイバー上の脅威に起因する混乱を防止または最小化する効果的な措置を予想または実行できない可能性がある。

当グループは、ITシステムを維持し、IT資産のライフ・サイクル、IT資産のプロジェクト・デリバリー、技術のレジリエンス、技術のセキュリティ、第三者の使用、データの保持／復元またはビジネスルールおよび自動化などを含め、技術の利用に起因するリスク・エクスポージャーを特定し、評価し、および対応する責任を継続的に負う。これらのリスク・エクスポージャーへの対応が不十分であったときは、不安定もしくは安全でないシステムまたは当グループの顧客に対するサービス能力の減退、費用の増加、ならびに規制要件の不遵守を招く可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。例を挙げると、COVID-19のパンデミックに対応するため、当グループのスタッフおよび第三者である請負業者の多くは、遠隔地や代替の作業現場から作業する必要がある、このことが当グループの生産性に圧力およびシステムへのリモート・アクセスに負荷をさらに与えている。

当グループは、短期および長期の双方にわたる障害発生時にも重要なITシステムが稼働し続けることを確保するために、災害復旧・事業継続対策を実施している。COVID-19のパンデミックによる事象は、世界的なパンデミックのような大規模で思いも寄らない事象に向けてこれらの対策を対応させることが必要であり、また、重要な情報システムが長期間にわたり、複数の法域にまたがる多数の技術者やビジネスユーザーによってサポートおよびアクセスされることが保証されなければならないことを浮き彫りにしている。かかる対策が効果的に実施できない場合には、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、ANZニュージーランドを含むANZネットワーク内のすべての個々の国は、多くのITシステムおよびサービスの供給についてANZグループに依存している。当グループのシステムにおける不備がANZネットワーク内の各国に影響を及ぼし、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

26. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティにおいて最も注力される点とは、情報および技術システムを機密性、整合性または可用性の中断から保護することにある。銀行として、当グループは、事業を展開する複数の地域にわたり、その顧客およびその内部業務について相当量の個人情報および機密情報を扱う。かかる情報は、内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存される。当グループまたは第三者が行うセキュリティ管理のいかなる不備も、当グループの事業に悪影響を与える可能性がある。

システムおよび情報に対するリスクは、例えば政治的脅威またはテロリストもしくは犯罪組織による標的型サイバー攻撃が増大している一部の国においては本質的により高くなる。

当グループは、高度な持続的脅威、分散型サービス妨害、マルウェア（破壊工作ソフト）攻撃およびランサムウェアなどのサイバー攻撃の脅威が絶え間なく進展し、より洗練され、増加していることを認識している。COVID-19のパンデミックにより、長期にわたってオフサイト（現場の外）で働くスタッフの数が増加したため、当グループの情報セキュリティ・リスクが高まる可能性がある。サイバー犯罪者は、エンド・ポイント・セキュリティにおける弱点の追求、マルウェアの拡散およびフィッシング攻撃の増強を通じて悪用を試みる可能性がある。

当グループのサイバーセキュリティの方針、手続きまたは管理において不備があった場合は、重大な事業もしくは業務上の混乱、当グループの技術基盤に対する損害、顧客サービス提供能力の欠如、またはデータその他の機密情報の喪失（機能停止によるものを含む。）を招き、これらに関連した評判から生じる損害をもたらす可能性がある。これらの事象のいずれも、多額の財務的損失（顧客への通知または補償に関するコストを含む。）、規制当局の調査もしくは制裁の発動につながり、または当グループが顧客を維持および引き付ける能力に影響を及ぼす可能性があり、結果として当グループのポジションに悪影響が及ぶことがあり得る。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

27. 将来の気候関連事象、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気候関連事象に晒されている。これら事象には、暴風雨、旱魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇が含まれる。当グループおよびその顧客はまた、地質学的事象（火山地震活動または津波を含む。）、植物、動物および人間の疾病またはCOVID-19などのパンデミックなどのその他の事象にも晒される可能性があり、これらは当グループの事業およびその顧客に重大な影響をもたらしている。COVID-19のパンデミックは、オーストラリアやニュージーランドを含む多くの国の経済および金融市場に悪影響を及ぼし続ける可能性のある広範囲にわたる健康危機をもたらし、その結果、当グループおよびその顧客に影響が及ぶ可能性のある景気後退を引き起こした。COVID-19による様々な影響の詳細については、リスク要因1.「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

その深刻さによっては、これらの外因性事象は、当グループの支店もしくはビジネスセンターなどの一部地域のサービスまたは当グループによるサービスの提供を継続的に中断または制限する可能性があり、また当グループの財務状態または顧客に対して供与する信用ファシリティに関連する担保状況に悪影響を与える可能性があり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

28. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は、すべての当グループの活動にとって不可欠のものであり、当グループのリスク選好の特定および監視ならびに当グループのリスク・エクスポージャーおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。しかしながら、当グループのリスク管理の枠組みは、既存のリスクまたは当グループが予想もしくは識別しなかった新たなリスクを含むすべての事例において効果的に機能する保証はなく、これらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループの評判または規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループのリスク管理の枠組みの有効性は、適正な報酬体系により支えられる健全なリスク管理の文化の確立および維持にも関連している。報酬体系が有効に策定または実施されていない場合、当グループのリスクの文化および当グループのリスク管理の枠組みの有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスク（コンダクト・リスクを含む。）の管理および軽減のため追加資金を当グループ内で配分する。しかしながら、かかる取組みによって当グループにおける将来の不正の発生を防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという保証はできない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失および評判の低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

これらの原則が引き続き当グループのリスク管理の枠組みを支える一方、進行中のCOVID-19のパンデミックにより、従業員と顧客の双方に対するパンデミックの影響の管理のために当グループの業務活動が進化し続けるように、優れた慣行と強固なリスク管理の枠組みを維持し続けることが必要とされる。このような状況において、当グループのリスク管理プロセスまたはガバナンスに障害が生じた場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

29. 直接または間接に気候変動リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動に関するリスクは、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。気候変動リスクを予測に基づいて当グループのリスク管理の枠組みに組み込み、気候変動および低炭素経済への移行により生じたリスクと機会の双方の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候変動リスクは、その企業およびリテールの顧客に対する貸付に起因するもので、顧客が債務を返済できないもしくは履行を拒否するまたは担保の価値および流動性が影響を受ける結果発生した信用関連の損失を含めることができる。

顧客の信用関連の問題を通じた当グループのリスクは、直接に気候関連事象により、および間接に法律、規制またはカーボン・プライシング（炭素価格付け）および気候リスク適応策または軽減策などのその他の政策の変更により発生することがあり、これらは顧客のサプライ・チェーンに影響する可能性がある。これが顧客が債務を返済できないまたは履行を拒否することにより生じた信用関連の損失をもたらし、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、2019年10月1日から2020年9月30日までの年度に関するANZの「連結財務報告および配当宣言」（「経営成績発表」）および「第6 経理の状況－1 財務書類」に記載の2020年度財務書類から抜粋した情報に基づいている。注釈および参照のいくつかは、本報告書の規定の形式との整合性をとるために、省略、修正されている。

A. 当年度の経営成績の要説

(1) 新型コロナウイルス（「COVID-19」）

現下のCOVID-19のパンデミックは、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界中の多くの事業部門にわたり広範囲に影響を及ぼしていると共に、地域社会の医療と経済活動に大きな混乱を招いている。さらに、当グループの多くの顧客は、COVID-19のパンデミックの影響を受けている。よって、当グループは、当年度において最長6か月のローン返済猶予の選択肢を含む、オーストラリアおよびニュージーランドのリテールおよび商業部門の顧客に対する支援策を開始した。当グループは、通常の支払いに戻すべくCOVID-19に影響を受けた顧客と引き続き協力しており、状況によってはローン返済猶予の期限をさらに延長する。顧客支援および返済猶予制度の詳細については、「B. 当グループの業績－(6)信用リスク－継続事業」を参照のこと。

COVID-19は、依然として当グループの事業に影響を与えている。当グループは、可能な場合には、職員を在宅勤務体制へ移行させ、チームを分割し、不可欠な職務のために出勤する職員についてはオフィスで広い間隔を確保している。在宅勤務の職員数は、状況の変化および関連する政府による制限により引き続き変動する。出勤が必要な職員については対策を講じており、銀行支店での保護設備の設置や社会的距離の確保、主要なビルでの体温測定などを実施している。

規制当局および政府は、COVID-19への対応として財務の安定性を促進する幅広い措置を実施している。オーストラリアおよびニュージーランドの政府および規制当局が実施している措置には、以下が含まれる。

- ・ オーストラリア連邦政府は、一時的な雇用維持補助金「JobKeeper Payment」（COVID-19により深刻な影響を受けた適格な企業は、適格従業員への支払いを継続するために、オーストラリア政府からの補助金を利用できる。）および「コロナウイルス中小企業（「SME」）保証制度」（オーストラリア連邦政府は、SME向けの新規の短期無担保貸付を支援するために、貸主に対して50%の保証を提供する。）を発表した。
- ・ オーストラリアの銀行システムのためのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）により、オーストラリア準備銀行（「RBA」）は、公認預金受入機関（「ADI」）に対し、0.25%の固定金利で3年間の資金調達枠を提供する。
- ・ RBAは、日々の公開市場操作を通じて、オーストラリアの金融制度に多大な流動性を供給する。
- ・ APRAは、銀行自己資本比率を「問題なく強固」のベンチマークで維持しているADIに関する期待を一時的に変更し、ADIに対して、配当の支払いを含む資本分配を計画するにあたり引き続き慎重になるよう忠告した。
- ・ ニュージーランド政府およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）は、COVID-19の経済的影響を受けた住宅所有者および企業向けの金融支援パッケージを実施し、ANZニュージーランドは、他のニュージーランドの銀行と共に当該パッケージへの参加に同意している。当該パッケージには、住宅ローン返済猶予制度、法人顧客向けの事業融資保証制度および小規模企業向け融資制度が含まれる。
- ・ RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の所要自己資本の引上げ開始日を12か月延期した一方で、7年の移行期間は維持した。
- ・ RBNZは条件1Dを追加し、ANZニュージーランドに対し、AT1資本商品の所有者に支払う裁量的支払いを除き、配当その他の分配金の支払いを別途通知するまで制限する。
- ・ RBNZは、BS11遵守について、2023年10月までの12か月の実施延期をはじめ多数の他の規制上の取組みを延期した。

現下のCOVID-19のパンデミックにより、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の作成において見積りの不確実性も増大している。当グループは、経済情勢の予測に基づき、連結財務書類において、2020年9月30日現在の予想および仮定を反映しこの状況下で合理的であると当グループが考える、将来の事象に関する様々な会計上の見積りを行っている。これらの見積りの作成には相当程度の判断が必要となる。基礎となる仮定も、当グループの管理が及ばない不確実性にさらされている。よって、予想していた事象が見込みどおりに生じない場合が多いため、実際の経済情勢は予測とは異なる可能性が高く、それらの相違の影響は、連結財務書類に含まれる会計上の見積りに多大な影響を及ぼす可能性がある。

見積りの不確実性は財務書類全体にわたっているが、主に当グループが2020年9月終了年度に27億ドル（税引前）の貸倒引当金繰入を認識した予想信用損失、当グループが2件のアジア関連会社に対する投資に関して8億1,500万ドルの減損損失を認識した非金融資産の公正価値測定および回収可能価額の評価、ならびに7,700万ドルののれんの減損損失に関係している。これらの見積りの不確実性に関する詳細は、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記1を参照のこと。

COVID-19の問題は引き続き不透明であり、パンデミックの影響またはその期間を予測することは、引き続き困難である。

(2) 会計基準の適用

当グループは、2020年9月終了年度中にAASB第16号「リース」（「AASB第16号」）を適用し、2019年10月1日現在のリース料残高の現在価値に基づきすべてのリース（少額資産のリースおよび短期リースを除く。）を貸借対照表に認識するにあたり、修正遡及移行アプローチを採用した。それに応じて、当グループは2019年10月1日、17億ドルのリース負債、16億ドルの使用権リース資産、3,700万ドルの繰延税金資産の増加および8,800万ドルの期首利益剰余金の純減少を認識した。上記に係る主要件および影響についての詳細は、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記1を参照のこと。

当グループは、AASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の改訂－金利指標改革」を2019年10月1日より早期適用した。この基準は、一部のヘッジ会計に係る要求事項を修正し、金利指標改革により生じる不確実性の潜在的影響の救済措置を提供する。金利指標改革についての詳細は、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記1を参照のこと。

(3) IFRSに準拠していない情報

法定利益は、オーストラリア会計基準の認識および測定の要件に従って算定されており、この基準は国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠している。当グループは、連結財務報告および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）の規制ガイド230において提供された指針に従う。

現金利益

IFRSに準拠していない指標である現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示すものであり、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。現金利益を導くための調整項目は法定利益に含まれ、2020年度のANZ年次財務書類の外部監査人による監査において取り扱われる範囲で監査対象となる。現金利益は外部監査人による監査の対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

・ 法定利益と現金利益の調整

当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。法定利益と現金利益の調整については、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

・ 現金利益の重大／重要項目

当グループの継続事業による現金利益には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、提供される関連比較情報において透明性を確保し比較を容易にするため個別的に表示されている。重大／重要項目の詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

(4) 非継続事業

売却した富裕層オーストラリア事業の財務実績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結の影響は、財務報告の観点からは非継続事業として扱われている。当グループの損益計算書および包括利益計算書は、非継続事業を継続事業から切り分けて「非継続事業による利益/（損失）」の勘定項目で表示している。

・ IOOFホールディングス・リミテッド（「IOOF」）への売却

2017年10月に当グループは、OnePathの年金および投資事業（「OnePath P&I」）ならびに関連ディーラー・グループ事業（「ADG」）のIOOFへの売却の合意を発表した。ADG事業の売却は、2018年10月1日に完了し、OnePath P&I事業の売却は、2020年1月31日に完了した。

・ チューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリア（「チューリッヒ」）への売却

2017年12月、当グループは、生命保険事業をチューリッヒに売却することに合意したと発表し、この取引は、2019年5月31日に完了した。

「非継続事業による損失」には以下が含まれる。

- ・ 2020年9月終了年度に認識された売却完了コストに起因する1,800万ドルの売却損（税引後損失1,300万ドル）。2020年9月終了年度は、売却に関連する調整および償却、チューリッヒに売却した保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益調整額の戻入に起因する2,300万ドルの損失（税引後損失8,100万ドル）を含むが、それまで株式準備金に繰り延べていた利益の売却完了時におけるリサイクリングにより一部相殺された。
- ・ 顧客への返金予定および関連する救済費用に対する引当金を含む顧客救済。これは、不適切な助言または年金および投資ならびに生命保険事業で提供されなかったサービスに関係する。

	年度	
	2020年 9月終了	2019年 9月終了
	(百万ドル)	
顧客救済（税引前）	126	241
顧客救済（税引後）	96	207

[次へ](#)

B. 当グループの業績

(1) 現金利益

当グループの業績のセクションは、別段の記載がない限り、継続事業の現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関する詳細については、「A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	3,675	6,296	-42%
法定利益と現金利益の調整 ⁽¹⁾			
保険契約債務の再評価	-	77	-100%
経済ヘッジ	121	118	3%
収益および費用ヘッジ	(36)	(19)	89%
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(2)	(2)	0%
継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	83	174	-52%
継続事業による現金利益	3,758	6,470	-42%

注：(1) 法定利益と現金利益の調整の分析は、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

当グループの業績－現金利益

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	14,049	14,339	-2%
その他営業収入	3,703	4,690	-21%
営業収入	17,752	19,029	-7%
営業費用	(9,383)	(9,071)	3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	8,369	9,958	-16%
貸倒引当金繰入	(2,738)	(795)	大
税引前利益	5,631	9,163	-39%
法人税	(1,872)	(2,678)	-30%
非支配持分	(1)	(15)	-93%
継続事業による現金利益	3,758	6,470	-42%

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別現金利益／(損失)			
オーストラリア・リテールおよび商業	2,337	3,195	-27%
法人	1,854	1,828	1%
ニュージーランド	1,017	1,399	-27%
パシフィック	(62)	59	大
TSOおよびグループ・センター	(1,388)	(11)	大
継続事業による現金利益	3,758	6,470	-42%

重大／重要項目－継続事業

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目について、以下に説明する。

売却事業の影響

2020年9月終了年度および2019年9月終了年度において、当グループは、多くの事業売却を完了した。これらの売却事業は会計基準の下で非継続事業としての要件をみたさないため、継続事業の一部となる。これらの売却事業の財務的影響は、売却完了済み事業の事業損益を含め、以下のとおり要約される。

	事業売却による 売却益／（損）		売却済み事業の 事業損益	
	年度			
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	2020年 9月終了	2019年 9月終了
現金利益の影響	(百万ドル)			
ペイマーク	-	37	-	4
カンボジア合弁会社	-	10	-	31
OnePathライフNZリミテッド	-	204	-	14
パプアニューギニアのリテール、商業 および中小企業向け事業	-	1	-	9
UDC	(44)	-	79	95
税引前利益／（損失）	(44)	252	79	153
法人税ベネフィット／（費用）および 非支配持分	10	(47)	(22)	(50)
継続事業による現金利益／（損失）	(34)	205	57	103

- ・ **ペイマーク・リミテッド（「ペイマーク」）**

2018年1月、当グループは、ペイマーク・リミテッドの25%の持分をインジェニコ・グループに売却する契約を締結した。取引は2019年1月11日に完了した。当グループは2019年9月終了年度に3,700万ドルの税引後売却益（純額）を認識した。

- ・ **ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジア合弁会社」）**

2018年5月、当グループはカンボジア合弁会社における55%持分を、日本の多角的金融持株会社であるJトラスト株式会社に売却する合意に達した旨を発表した。この取引は2019年8月19日に完了し、当グループは、2019年9月終了年度において、1,000万ドルの税引後売却益（純額）（為替換算準備金からの繰入3,000万ドルが、売却完了に伴う配当源泉徴収税1,700万ドルおよび資産の減損処理費用300万ドルにより一部相殺された。）を認識した。

- ・ **OnePathライフNZリミテッド（「OPL NZ」）**

2018年5月、当グループはOPL NZをシグナ・コーポレーションに売却することで合意したことを発表した。この取引は2018年11月30日に完了し、当グループは、2019年9月終了年度に1億7,000万ドルの税引後売却益（純額）（内訳は販売済みの保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益の調整の戻入に係る利益1億1,500万ドル、売却益6,300万ドル、為替換算準備金からの繰入2,600万ドルおよび税金費用3,400万ドル）を認識した。

- ・ **パプアニューギニアのリテール、商業および中小企業向け事業（「パプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業」）**

2018年6月、当グループはパプアニューギニアにおけるリテール、商業およびSME向けのバンキング事業をキナ・バンクに売却する契約を締結したことを発表した。この取引は2019年9月23日に完了し、当グループは100万ドルの税引後利益（売却関連費用を控除後）を認識した。

・ UDCファイナンス（「UDC」）

2020年6月2日、当グループは、UDCファイナンスへの投資の戦略的見直しを行った後、UDCを株式会社新生銀行（「新生銀行」）に売却する条件付きの契約を締結したことを発表した。規制当局の承認取得後、当該売却は2020年9月1日に完了した。当グループは、2020年9月半期に3,400万ドルの税引後損失（処分損2,900万ドル、売却済資産の経済ヘッジに関する累積的な現金利益の調整の戻入に係る損失3,100万ドルおよび取引コスト600万ドルが、為替換算準備金からの繰入2,200万ドルおよび税額控除1,000万ドルにより一部相殺された。）を認識した。

その他の重大／重要項目－継続事業

・ 顧客救済

顧客救済には、顧客への返金予定額に対する引当金、救済プロジェクト費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟結果が含まれる。

	年度	
	2020年 9月終了	2019年 9月終了
	(百万ドル)	
現金利益の影響		
営業収入	(174)	(212)
営業費用	(209)	(373)
税引前利益／（損失）	(383)	(585)
法人税ベネフィット／（費用）および非支配持分	104	110
継続事業による現金利益／（損失）	(279)	(475)

・ 王立委員会への対応に係る法務費用

2019年2月に完了した王立委員会への対応に関連する2020年9月終了年度の外部法務費用は、1,000万ドル（税引後）であった。

・ 組織再編費用

当グループは、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門の事業および不動産の変更に関連して、2020年9月終了年度に1億1,500万ドル（税引後）（2019年9月終了年度：5,400万ドル）の組織再編費用を認識した。

・ リース関連項目

2020年9月終了年度において、当グループは、2019年10月1日に新たなリース会計基準を適用したことに伴う追加費用7,200万ドル（税引後）を認識した。新たなリース会計基準の適用により比較情報は修正再表示されていない。

・ アジア関連会社の減損

2020年3月半期において、当グループは、持分法適用投資2件につき、使用価値の計算に基づき帳簿価額を調整するため8億1,500万ドル（税引後）の減損を認識した（「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記26を参照のこと。）。AMMBホールディングスBerhad（「AmBank」）については5億9,500万ドル、PTバンク・パン・インドネシア（「PT Panin」）については2億2,000万ドルの減損となった。資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響はなかった。

・ **アジア関連会社のAASB第9号による調整**

当グループは、2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」を適用し、会計方針に合致させるため、期首利益剰余金を通じてPT Paninの移行時調整見込額を認識した。PT Paninは、当事業年度中にAASB第9号を適用し、利益剰余金の移行時調整額を認識した。税引後の6,600万ドルは、会計方針に合致させるために、2018年10月1日の当グループによる調整額を差し引いた移行時調整額の当グループの持分法による負担分である。資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響はなかった。

・ **ソフトウェアの加速償却**

2020年9月半期に当グループは、ソフトウェア償却に関する方針の適用を変更し、規制および法令遵守対象資産ならびに購入資産を含む、各種ソフトウェアの耐用年数の短縮を反映した。これらの変更は、引き続き資産が目的に適合していることを確保するために、急速に変化するテクノロジーおよびビジネスニーズならびに購入および内部開発したソフトウェアへの継続的な再投資を反映している。その結果、2020年9月半期において、当グループは、1億3,800万ドル（税引後）の加速償却費を認識した。資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響はなかった。

・ **のれんの償却**

2020年9月終了年度において、当グループは、以前パシフィック部門およびニュージーランド部門で保有していたのれんを7,700万ドル（税引後）償却した。

- ・ パシフィック部門—COVID-19はパシフィック部門の利益に多大な影響を与えており、その状況が回復するまでには時間を要することが予想される。2020年9月終了年度に同部門ののれんは5,000万ドル（税引後）減損された。パシフィック部門においては、帳簿価額のさらなる減損が必要なその他の資産はなかった。
- ・ ニュージーランド部門—経済環境および経済見通しの変化により、当グループは、2020年10月31日までに、ニュージーランドにおいてボーナス・ボンド事業（「ボーナス・ボンド」は合同運用投資商品である。）の清算手続を開始する意向を発表した。その結果、当グループは、2020年9月終了年度に2,700万ドル（税引後）の関連するのれんを償却した。

資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響はなかった。

現金利益実績

	年度						
	2020年 9月終了			2019年 9月終了			増減率
	2020年 9月終了	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	2019年 9月終了	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	重大／重要 項目を除く
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	14,049	(12)	14,061	14,339	51	14,288	-2%
その他営業収入	3,703	(965)	4,668	4,690	235	4,455	5%
営業収入	17,752	(977)	18,729	19,029	286	18,743	0%
営業費用	(9,383)	(769)	(8,614)	(9,071)	(544)	(8,527)	1%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	8,369	(1,746)	10,115	9,958	(258)	10,216	-1%
貸倒引当金繰入	(2,738)	(23)	(2,715)	(795)	(14)	(781)	大
税引前利益／（損失）	5,631	(1,769)	7,400	9,163	(272)	9,435	-22%
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	(1,873)	230	(2,103)	(2,693)	41	(2,734)	-23%
継続事業による現金利益／ （損失）	3,758	(1,539)	5,297	6,470	(231)	6,701	-21%

部門別現金利益／（損失）

	年度						
	2020年 9月終了			2019年 9月終了			増減率
	2020年 9月終了	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	2019年 9月終了	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	
	(単位：百万ドル)						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	2,337	(321)	2,658	3,195	(386)	3,581	-26%
ニュージーランド パシフィック	1,854	(76)	1,930	1,828	(24)	1,852	4%
TSOおよびグループ・ センター ⁽¹⁾	1,017	(64)	1,081	1,399	15	1,384	-22%
	(62)	(68)	6	59	(14)	73	-92%
継続事業による現金利益／ (損失)	(1,388)	(1,010)	(378)	(11)	178	(189)	100%
	3,758	(1,539)	5,297	6,470	(231)	6,701	-21%

注：(1) TSOおよびグループ・センターには、2020年9月終了年度および2019年9月終了年度の事業売却による売却益／（損）が含まれる。また、売却完了済みのUDCについては全表示期間、ペイマークについては2019年9月終了年度の売却事業の業績の構成要素も含まれる。

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2020年9月終了年度										
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目										
	売却事業 の売却 益／ (損)	売却 事業の 業績	顧客 救済	のれん の償却	組織再 編費用	リース 関連項目	ソフト ウェア の加速 償却費	アジア 関連 会社の 減損	アジア 関連会社 のAASB第 9号に よる調整	合計
(単位：百万ドル)										
現金利益										
純利息収益	-	134	(106)	-	-	(40)	-	-	-	(12)
その他営業収入	(38)	2	(68)	-	-	22	-	(815)	(68)	(965)
営業収入	(38)	136	(174)	-	-	(18)	-	(815)	(68)	(977)
営業費用	(6)	(34)	(209)	(77)	(161)	(85)	(197)	-	-	(769)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(44)	102	(383)	(77)	(161)	(103)	(197)	(815)	(68)	(1,746)
貸倒引当金繰入	-	(23)	-	-	-	-	-	-	-	(23)
税引前利益	(44)	79	(383)	(77)	(161)	(103)	(197)	(815)	(68)	(1,769)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	10	(22)	104	-	46	31	59	-	2	230
継続事業による現金利益／ (損失)	(34)	57	(279)	(77)	(115)	(72)	(138)	(815)	(66)	(1,539)

2019年9月終了年度						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
	売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績	顧客救済	王立委員会へ の対応に係る 法務費用	組織再編 費用	合計
(単位：百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	-	192	(141)	-	-	51
その他営業収入	252	54	(71)	-	-	235
営業収入	252	246	(212)	-	-	286
営業費用	-	(79)	(373)	(15)	(77)	(544)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	252	167	(585)	(15)	(77)	(258)
貸倒引当金繰入	-	(14)	-	-	-	(14)
税引前利益	252	153	(585)	(15)	(77)	(272)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(47)	(50)	110	5	23	41
継続事業による現金利益／ (損失)	205	103	(475)	(10)	(54)	(231)

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は、これらの項目の部門別実績に対する影響を示している。

2020年9月終了年度										
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目										
売却事業 の売却 益／ (損)	売却 事業の 業績	顧客 救済	のれん の償却	組織再 編費用	リース 関連項目	ソフト ウェア の加速 償却費	アジア 関連 会社の 減損	アジア	合計	
								関連会社 のAASB第 9号に よる調整		
(単位：百万ドル)										
税引前利益										
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	-	-	(270)	-	(89)	(68)	(31)	-	-	(458)
ニュージーランド パシフィック	-	73	(76)	(27)	(31)	(4)	(11)	-	-	(76)
TS0およびグループ・ センター ⁽¹⁾	-	-	(17)	(50)	-	(3)	-	-	-	(70)
	(44)	6	-	-	(24)	(4)	(117)	(815)	(68)	(1,066)
税引前利益	(44)	79	(383)	(77)	(161)	(103)	(197)	(815)	(68)	(1,769)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	10	(22)	104	-	46	31	59	-	2	230
継続事業による現金利益／ (損失)	(34)	57	(279)	(77)	(115)	(72)	(138)	(815)	(66)	(1,539)

2019年9月終了年度						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績	顧客救済	王立 委員会 法務費用	組織再編 費用		合計
(単位：百万ドル)						
税引前利益						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	-	-	(447)	-	(20)	(467)
ニュージーランド パシフィック	-	46	(49)	-	(16)	(19)
TS0およびグループ・ センター ⁽¹⁾	-	105	(75)	-	(8)	22
	-	-	(14)	-	-	(14)
	252	2	-	(15)	(33)	206
税引前利益	252	153	(585)	(15)	(77)	(272)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(47)	(50)	110	5	23	41
継続事業による現金利益／ (損失)	205	103	(475)	(10)	(54)	(231)

注：(1) TS0およびグループ・センターには、2020年9月終了年度および2019年度9月終了年度の事業売却による売却益／(損)が含まれている。売却完了済みのUDCについては全表示期間、ペイマークについては2019年9月終了年度の売却事業の業績の構成要素も含まれる。

(2) 純利息収益—継続事業

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
当グループ	(百万ドル)		
現金純利息収益 ⁽¹⁾	14,049	14,339	-2%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	862,882	813,219	6%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	679,336	638,380	6%
純預貸利鞘(%)—現金	1.63	1.76	-13 bps

当グループ（マーケット事業ユニットを除く）

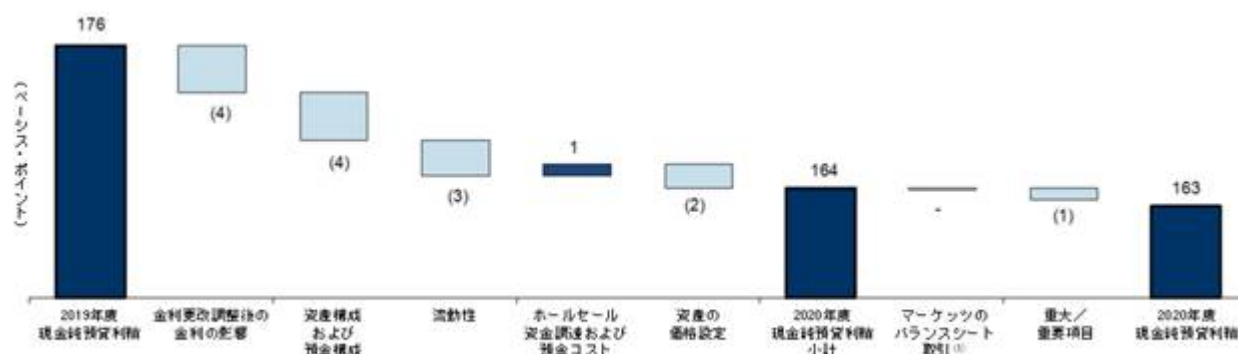
現金純利息収益 ⁽¹⁾	13,279	13,848	-4%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	578,514	565,282	2%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	490,740	460,120	7%
純預貸利鞘(%)—現金	2.30	2.45	-15 bps

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
主要部門別現金利益純預貸利鞘 ⁽¹⁾	(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業			
純預貸利鞘(%)—現金	2.59	2.59	0 bps
利付資産平均残高	305,953	311,944	-2%
預金およびその他の借入金の平均残高	215,816	203,781	6%
法人			
純預貸利鞘(%)—現金	0.76	0.82	-6 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	420,052	373,926	12%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	313,625	286,372	10%
ニュージーランド			
純預貸利鞘(%)—現金	2.26	2.33	-7 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	121,030	117,461	3%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	91,542	86,608	6%

注：(1) 2020年9月終了年度には-1,200万ドル（2019年9月終了年度：5,100万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」を参照のこと。また、2020年9月終了年度の大手銀行税-4億600万ドル（2019年9月終了年度：-3億6,300万ドル）が含まれている。

(2) 平均の貸借対照表の金額には、2020年9月終了年度に継続事業から売却目的保有に分類された資産および負債が含まれる。

当グループ純預貸利鞘 — 2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



注：(1) マーケットのバランスシート取引は、裁量的流動資産およびその他のバランスシート取引の影響を含む。

純預貸利鞘 (-13ベース・ポイント)

- ・ 金利更改調整後の金利の影響 (-4ベース・ポイント)：公定歩合の引下げによる低金利預金、資本収益および複製ポートフォリオ内の預金に対する影響(金利更改調整後)。
- ・ 資産構成および預金構成 (-4ベース・ポイント)：オーストラリアにおける顧客の利息のみ支払う住宅ローンから元利払いの住宅ローンへの変更、オーストラリアおよびニュージーランドにおける顧客の変動金利住宅ローンから固定金利住宅ローンへの変更、ならびに法人部門における貸付の割合の上昇による不利な部門別貸付構成に伴うオーストラリア・リテールおよび商業部門における無担保貸付の減少による商品構成上不利な影響。これは、通知預金の成長からの有利な預金構成により一部相殺された。
- ・ 流動性 (-3ベース・ポイント)：主としてシステムの流動性増加による流動資産の成長。
- ・ ホールセール資金調達および預金の価格設定 (+1ベース・ポイント)：有利な短期資金調達コスト。これは、預金の利鞘の圧縮により一部相殺された。
- ・ 資産の価格設定 (-2ベース・ポイント)：オーストラリア・リテールおよび商業部門における住宅ローンの競争。
- ・ マーケットのバランスシート取引 (0ベース・ポイント)：前年と比較した中立的影響。
- ・ 重大／重要項目 (-1ベース・ポイント)：前年と比較した重大かつ著しい変動の影響。

利付資産平均残高 (+497億ドルすなわち+6%)

- ・ 正味貸付金および前渡金の平均残高 (+181億ドルすなわち+3%)：主に法人部門の貸付の増加および為替換算の変動による影響に牽引された増加。
- ・ 売買目的有価証券および投資有価証券の平均残高 (+135億ドルすなわち+12%)：主にマーケットにおける流動資産および売買目的有価証券の増加、ならびに為替換算変動の影響に牽引された増加。
- ・ 現金およびその他の流動資産の平均残高 (+181億ドルすなわち+17%)：主に中央銀行預け金の増加、担保残高の増加および為替換算変動の影響に牽引された増加。

預金およびその他の借入金の平均残高（+410億ドルすなわち+6％）

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高（+410億ドルすなわち+6％）：全部門、とりわけ法人部門における預金の伸びおよび為替換算変動の影響に牽引された増加。

(3) その他営業収入－継続事業

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
手数料収入純額 ⁽¹⁾	2,215	2,493	-11%
マーケットのその他営業収入	1,884	1,286	47%
関連会社投資の持分利益	155	262	-41%
その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	(551)	649	大
継続事業による現金その他営業収入合計⁽³⁾	3,703	4,690	-21%

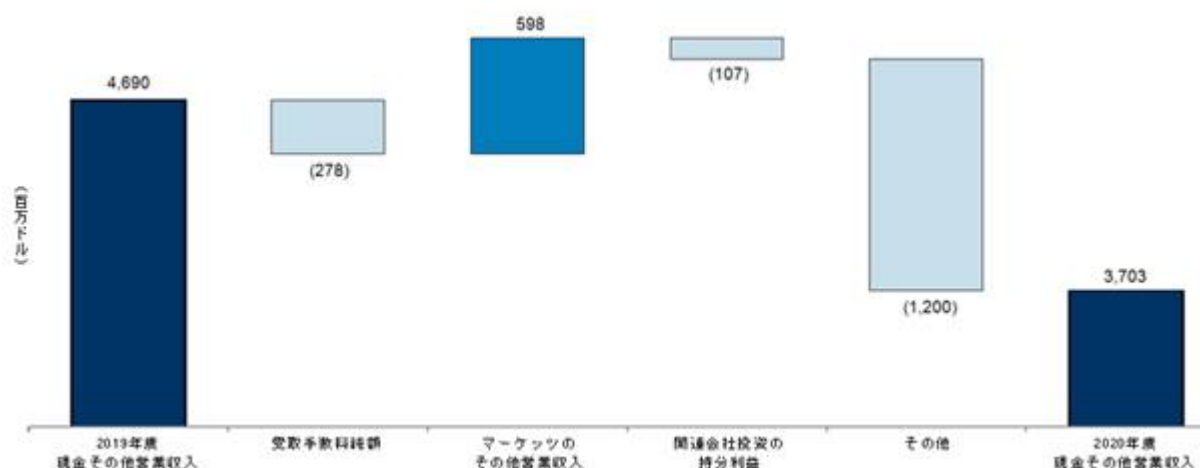
	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別その他営業収入			
オーストラリア・リテールおよび商業	1,161	1,347	-14%
法人	2,649	2,192	21%
ニュージーランド	473	580	-18%
パシフィック	84	104	-19%
TSOおよびグループ・センター	(664)	467	大
継続事業による現金その他営業収入合計⁽³⁾	3,703	4,690	-21%

注：(1) マーケット事業部門を除く。

(2) 為替差益、保険収入純額および2020年3月半期に認識したアジアの関連会社の減損を含む。

(3) 2020年9月終了年度には-1億2,700万ドル（2019年9月終了年度：2億3,500万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」の項目を参照のこと。

その他営業収入—2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
マーケットの収入	(百万ドル)		
純利息収益	770	491	57%
その他営業収入	1,884	1,286	47%
継続事業によるマーケットの現金収入	2,654	1,777	49%

その他営業収入 (重大／重要項目を除く)	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
受取手数料純額 ⁽¹⁾	2,250	2,537	-11%
マーケットのその他営業収入	1,902	1,283	48%
関連会社投資の持分利益	223	262	-15%
その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	293	373	-21%
継続事業による現金その他営業収入合計	4,668	4,455	5%

部門別その他営業収入 (重大／重要項目を除く)	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業	1,207	1,397	-14%
法人	2,662	2,173	23%
ニュージーランド	479	566	-15%
パシフィック	84	104	-19%
TSOおよびグループ・センター	236	215	10%
継続事業による現金その他営業収入合計	4,668	4,455	5%

注：(1) マーケット事業部門を除く。

(2) 為替差益および保険収入純額を含む。

その他営業収入は、9億8,700万ドル (-21%) 減少した。

受取手数料純額（- 2 億7,800万ドルすなわち-11%）

- ・ 主としてCOVID-19の影響および手数料の廃止によるクレジットカードおよび国際取引量の減少に牽引されたオーストラリア・リテールおよび商業部門における 1 億5,300万ドルの減少。
- ・ 主として手数料の引下げまたは廃止、ならびにCOVID-19の影響による関連手数料収入の減少および手数料の免除に牽引されたニュージーランド部門における9,300万ドルの減少。
- ・ COVID-19の影響による加盟店取引手数料およびローン・シンジケーション手数料の減少に牽引された法人部門の5,200万ドルの減少。
- ・ 2020年9月終了年度における顧客救済の減少による2,000万ドルの増加。これは、売却事業による収入の損失により一部相殺された。

マーケットの収入（+ 8 億7,700万ドルすなわち+49%）

- ・ 全資産クラスのフランチャイズ取引における 5 億6,600万ドルの増加。これは特に国際部門での顧客販売量の増加および取引状況の改善、ならびにデリバティブの有利な評価調整に起因する。
- ・ バランスシート取引における 2 億5,900万ドルの増加。これは、資金調達コストの減少および質の高い流動資産の価値の増加に起因する。
- ・ フランチャイズ販売における5,200万ドルの増加。これは、COVID-19に関連したヘッジソリューションに対する顧客需要に起因する。

関連会社投資の持分利益（- 1 億700万ドルすなわち-41%）

- ・ 6,800万ドルの減少。これは、2020年のAASB第9号「金融商品」適用による、PT Paninの移行時調整額の当グループの持分法に基づく負担分によるものであった。
- ・ 関連会社からの利益の3,900万ドルの減少。このうち2,400万ドルはAmBank、1,000万ドルはPT Paninに係る。

その他（-12億ドル）

- ・ 8 億1,500万ドルの減少。これは、PT Paninの減損（2 億2,000万ドル）およびAmBankの減損（5 億9,500万ドル）に起因する。
- ・ 3 億1,800万ドルの減少。これは、主として2019年9月終了年度におけるOnePathライフ（ニュージーランド）およびペイマークの売却益（2 億5,200万ドル）、2020年9月終了年度におけるUDCの売却損（3,800万ドル）、ならびに売却事業による収入の損失の影響（2,800万ドル）に起因する。
- ・ 法人部門における7,900万ドルの減少。これは、公正価値で測定した貸付金の信用スプレッド拡大の影響による。
- ・ オーストラリアのリテールおよび商業部門の3,800万ドルの減少。これは、保険収益純額の減少（2,300万ドル）および海外のキャッシュサービスによる収入の減少（1,500万ドル）に起因する。
- ・ TS0およびグループ・センター部門における3,400万ドルの増加。これは、外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加に起因した。これらは、当グループの他部門における不利な為替換算差額を相殺した。
- ・ 1,600万ドルの増加。これは、新たなリース基準の適用によるサブリース収入のグロスアップ（比較情報は修正再表示されていない。）によるものであったが、2020年9月終了年度における顧客救済の増加により一部相殺された。

重大／重要項目を除いた場合、その他営業収入は 2 億1,300万ドル（5 %）増加した。

(4) 営業費用－継続事業

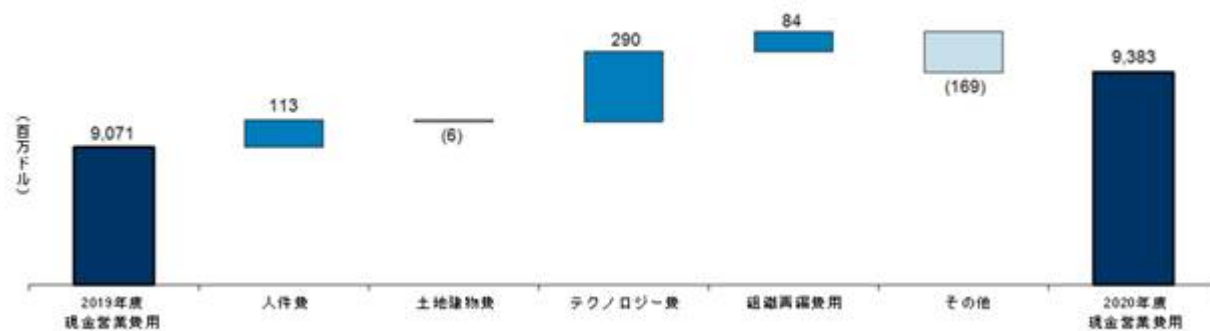
	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
人件費	4,878	4,765	2%
土地建物費	789	795	-1%
テクノロジー費（人件費を除く）	1,824	1,534	19%
組織再編費用	161	77	大
その他	1,731	1,900	-9%
継続事業による現金営業費用合計⁽¹⁾	9,383	9,071	3%
継続事業のフルタイム換算従業員（「FTE」）	37,506	37,588	0%
継続事業の平均フルタイム換算従業員（「FTE」）	37,728	37,480	1%

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別費用			
オーストラリア・リテールおよび商業	4,091	4,074	0%
法人	2,558	2,667	-4%
ニュージーランド	1,435	1,286	12%
パシフィック	205	150	37%
TSOおよびグループ・センター	1,094	894	22%
継続事業による現金営業費用合計⁽¹⁾	9,383	9,071	3%

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別FTE			
オーストラリア・リテールおよび商業	14,078	13,903	1%
法人	5,291	5,468	-3%
ニュージーランド	5,761	6,121	-6%
パシフィック	1,113	1,086	2%
TSOおよびグループ・センター	11,263	11,010	2%
継続事業のFTE合計	37,506	37,588	0%
継続事業の平均FTE	37,728	37,480	1%

注：(1) 2020年9月終了年度には5億100万ドル（2019年9月終了年度：5億4,400万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」の項目を参照のこと。

営業費用 — 2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
費用（重大／重要項目を除く）	(百万ドル)		
人件費	4,735	4,671	1%
土地建物費	751	788	-5%
テクノロジー費（人件費を除く）	1,560	1,526	2%
組織再編費用	-	-	該当なし
その他	1,568	1,542	2%
継続事業による現金営業費用合計	8,614	8,527	1%

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
部門別費用（重大／重要項目を除く）	(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業	3,762	3,743	1%
法人	2,479	2,575	-4%
ニュージーランド	1,278	1,219	5%
パシフィック	147	143	3%
TSOおよびグループ・センター	948	847	12%
継続事業による現金営業費用合計	8,614	8,527	1%

営業費用は、3億1,200万ドル（+3％）増加した。

- ・ 人件費は1億1,300万ドル（+2％）増加した。これは、主にニュージーランド部門およびオーストラリア・リテールおよび商業部門における投資費用の増加、顧客救済費用の増加（8,000万ドル）、賃金インフレ、ならびに不利な為替換算変動に起因する。この増加は、変動報酬および従業員休暇の発生減少を含む通常の事業費用の減少により一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、主に国際ネットワークにおける土地建物費の減少により、600万ドル（-1％）減少したが、新たなリース基準に伴う会計上の取扱いの変更（比較情報は修正再表示されていない。）により一部相殺された。
- ・ テクノロジー費は、2億9,000万ドル（+19％）増加した。これは、主にソフトウェアの償却に関する方針の適用変更 に起因する加速償却費（1億9,700万ドル）、新たなリース基準に伴う会計上の取扱いの変更（比較情報は修正再表示されていない。）、ならびに投資費用および顧客救済の増加（1,300万ドル）によるものであった。
- ・ 組織再編費用は、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門における業務および販売チャネルの変更に 関連して、8,400万ドル増加した。
- ・ その他の費用は1億6,900万ドル（-9％）減少した。これは主に顧客救済の減少（2億5,700万ドル）および出張費の減少によるが、パシフィック部門およびニュージーランド部門における投資費用の増加およびのれんの償却（7,700万ドル）により一部相殺された。

重大／重要項目を除いた場合、営業費用は8,700万ドル（+1％）増加した。

(5) ソフトウェアの資産計上—継続事業

2020年9月30日現在の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用10億3,900万ドルが含まれている。詳細は以下の表に表示されている。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
期首残高	1,323	1,421	-7%
当期中に資産計上されたソフトウェア	375	421	-11%
当期中の償却			
- 当期償却	(460)	(517)	-11%
- 加速償却 ⁽¹⁾	(197)	-	該当なし
ソフトウェア減損／償却費	(2)	(4)	-50%
為替換算変動額	-	2	-100%
継続事業の資産計上されたソフトウェア合計	1,039	1,323	-21%

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別正味帳簿価値			
オーストラリア・リテールおよび商業	147	260	-43%
法人	139	223	-38%
ニュージーランド	7	7	0%
TSOおよびグループ・センター	746	833	-10%
継続事業合計	1,039	1,323	-21%

	2020年9月終了年度				
	オーストラ リア・リ テールお よび商業	法人	ニュージー ランド	TSOおよび グループ・ センター	継続事業 合計
	(百万ドル)				
期首残高	260	223	7	833	1,323
当期中に資産計上されたソフトウェア	41	42	7	285	375
当期中の償却					
- 当期償却	(123)	(88)	(5)	(244)	(460)
- 加速償却 ⁽¹⁾	(31)	(38)	(2)	(126)	(197)
ソフトウェア減損／償却費	-	-	-	(2)	(2)
為替換算変動額	-	-	-	-	-
継続事業の資産計上されたソフトウェア合計	147	139	7	746	1,039

注：(1) 2020年9月半期において、当グループは、ソフトウェアの償却に関する方針の適用を変更し、急速に変化するテクノロジーおよび業務要件によって短縮した耐用年数を反映した。その結果、2020年9月半期中、当グループは加速償却費1億9,700万ドルを認識した。詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記20を参照のこと。

(6) 信用リスクー継続事業

下表は、当グループの貸倒引当金に関する情報を示している。

COVID-19のグローバル経済への影響およびその期間、ならびに政府、企業および顧客の対応は不透明である。よって、2020年9月半期の予想信用損失（「ECL」）および2020年9月30日現在のECL引当金は、COVID-19による当グループの信用エクスポージャーへの影響に関する経営陣の判断に一部基づいている。経営陣による判断および仮定は、内部および外部の様々な情報に加え、過去のストレス状況下でのポートフォリオの運用状況における当グループの経験に基づくものである。詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記1を参照のこと。

貸倒引当金繰入／（戻入）

部門	一括評価			個別評価			合計		
	年度			年度			年度		
	2020年	2019年	増減率	2020年	2019年	増減率	2020年	2019年	増減率
	9月終了	9月終了		9月終了	9月終了		9月終了		
	(百万ドル)			(百万ドル)			(百万ドル)		
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	1,051	7	大	596	705	-15%	1,647	712	大
ニュージーランド	373	10	大	321	(12)	大	694	(2)	大
パシフィック	248	12	大	97	75	29%	345	87	大
TSOおよび グループ・センター	45	(12)	大	7	11	-36%	52	(1)	大
	-	-	該当なし	-	(1)	-100%	-	(1)	-100%
合計	1,717	17	大	1,021	778	31%	2,738	795	大

2020年9月終了年度

2020年9月終了年度		一括評価				個別評価		
部門	ステージ	ステージ	ステージ	合計	ステージ3- 新規および	ステージ3- 回収および	合計	合計
	1	2	3		増加	戻入		
(百万ドル)								
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	228	805	18	1,051	965	(369)	596	1,647
ニュージーランド	203	178	(8)	373	451	(130)	321	694
パシフィック	20	190	38	248	147	(50)	97	345
TSOおよび グループ・センター	4	37	4	45	12	(5)	7	52
	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	455	1,210	52	1,717	1,575	(554)	1,021	2,738

2019年9月終了年度

2019年9月終了年度	一括評価				個別評価			
	ステージ	ステージ	ステージ	合計	ステージ3- 新規および	ステージ3- 回収および	合計	合計
	1	2	3		増加	戻入		
	(百万ドル)							
部門								
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	(35)	(26)	68	7	1,173	(468)	705	712
ニュージーランド	27	(13)	(4)	10	55	(67)	(12)	(2)
パシフィック	1	10	1	12	131	(56)	75	87
TSOおよび グループ・センター	(4)	(6)	(2)	(12)	16	(5)	11	(1)
	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)
合計	(11)	(35)	63	17	1,375	(597)	778	795

一括評価貸倒引当金繰入

一括評価貸倒引当金繰入額の17億ドルの増加は、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門での10億4,400万ドルの増加、法人部門での3億6,300万ドルの増加およびニュージーランド部門での2億3,600万ドルの増加によるものであった。全部門にわたる大幅な増加は、経済見通しの悪化によるCOVID-19のパンデミックの影響に関する将来予測の評価に加え、COVID-19が誘因となり信用の質が悪化するリスクを認識し、各プログラムの進行を支援するための経営陣による調整に起因した。

個別評価貸倒引当金繰入

個別評価貸倒引当金繰入額の2億4,300万ドルの増加は、主に法人部門における単一顧客の減損によるものであった。これは、無担保ポートフォリオの継続的な成長鈍化と共にオーストラリア・リテール部門ポートフォリオの債務不履行率の改善、および商業部門ポートフォリオにおける引当金の減少により、一部相殺された。

予想信用損失引当金⁽¹⁾

部門	一括評価			個別評価			引当金合計		
	期末現在			期末現在			期末現在		
	2020年	2019年		2020年	2019年		2020年	2019年	
	9月	9月	増減率	9月	9月	増減率	9月	9月	増減率
	終了	終了		終了	終了		終了	終了	
	(百万ドル)			(百万ドル)			(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業	2,845	1,795	58%	610	558	9%	3,455	2,353	47%
法人	1,513	1,169	29%	158	160	-1%	1,671	1,329	26%
ニュージーランド	570	374	52%	102	72	42%	672	446	51%
パシフィック	80	38	大	21	24	-13%	101	62	63%
TSOおよびグループ・センター	-	-	該当なし	-	-	該当なし	-	-	該当なし
合計	5,008	3,376	48%	891	814	9%	5,899	4,190	41%

2020年9月終了年度末現在

部門	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	597	1,886	362	2,845	610	3,455
法人	1,056	426	31	1,513	158	1,671
ニュージーランド	147	346	77	570	102	672
パシフィック	20	46	14	80	21	101
TSOおよびグループ・センター	-	-	-	-	-	-
合計	1,820	2,704	484	5,008	891	5,899

2019年9月終了年度末現在

部門	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	370	1,082	343	1,795	558	2,353
ニュージーランド	872	257	40	1,169	160	1,329
パシフィック	152	182	40	374	72	446
TS0およびグループ・センター	18	9	11	38	24	62
TS0およびグループ・センター	-	-	-	-	-	-
合計	1,412	1,530	434	3,376	814	4,190

注：(1) 正味貸付金および前渡金（償却原価で測定）、投資有価証券－負債証券（償却原価で測定）、オフバランスシートのコミットメント－未実行与信枠および偶発与信枠の予想信用損失引当金を含む。

長期損失率

経営陣は、個別引当金に係るモデル化された過去の長期損失率を開示することが、会計上の損失を用いることで生じる報告利益のボラティリティを除去することになるため、より長期的な貸付ポートフォリオの予想損失率の算定に資すると考えている。経済的利益に使用された長期損失アプローチは内部的な指標であり、AASB第9号「金融商品」の信用損失の認識原則に基づくものではない。さらに、過去の長期平均損失率に基づいていることを考慮し、COVID-19に関連する将来予測への潜在的影響を反映していない。

貸付資産総額に対する長期損失の割合	現在	
	2020年9月	2019年9月
オーストラリア・リテールおよび商業部門	0.27%	0.29%
ニュージーランド部門	0.16%	0.18%
法人部門	0.30%	0.25%
グループ合計	0.26%	0.26%

減損資産総額

	現在		増減率
			2020年9月 対
	2020年9月	2019年9月	2019年9月
	(百万ドル)		
減損貸付金 ⁽¹⁾	2,001	1,711	17%
条件緩和債権 ⁽²⁾	254	267	-5%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務 ⁽¹⁾	204	51	大
減損資産総額	2,459	2,029	21%
個別評価引当金			
減損貸付金	(851)	(791)	8%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	(40)	(23)	74%
減損資産純額	1,568	1,215	29%
部門別減損資産総額			
オーストラリア・リテールおよび商業	1,634	1,468	11%
法人	434	265	64%
ニュージーランド	347	245	42%
パシフィック	44	51	-14%
TSOおよびグループ・センター	-	-	該当なし
減損資産総額	2,459	2,029	21%
エクスポージャーの規模別減損資産総額			
1,000万ドル未満	1,713	1,593	8%
1,000万ドル以上1億ドル以下	339	247	37%
1億ドル超	407	189	大
減損資産総額	2,459	2,029	21%

注：(1) 減損貸付金ならびに不良債権を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、一括評価されたステージ3のECLをはじめとするエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティである。条件緩和は、利息、元本その他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新規ファシリティに対して一般的に提供される満期を大幅に超える延長からなる。

減損資産総額は、法人部門（1億6,900万ドル）、オーストラリア・リテールおよび商業部門（1億6,600万ドル）およびニュージーランド部門（1億200万ドル）に牽引され、4億3,000万ドル（21%）の増加となった。法人部門での増加は、主に2020年3月半期における少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損に関連している。オーストラリア・リテールおよび商業部門での増加は、住宅ローンにより敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入し、商業ポートフォリオの少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損と共に、2020年3月半期に90日超延滞しているエクスポージャーの増加による減損が生じたことに起因した。ニュージーランド部門での増加は、少数の単一顧客の商業エクスポージャーに係る減損によるものであった。

当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2020年9月30日現在で36.2%（2019年9月30日現在で40.1%）であった。

新規減損資産

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
減損貸付金	2,488	1,927	29%
条件緩和債権	70	42	67%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	231	38	大
新規減損資産合計	2,789	2,007	39%

部門別新規減損資産

オーストラリア・リテールおよび商業	1,645	1,631	1%
法人	768	78	大
ニュージーランド	361	278	30%
パシフィック	15	20	-25%
TSOおよびグループ・センター	-	-	該当なし
新規減損資産合計	2,789	2,007	39%

新規減損資産は、少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損に関連した法人部門での増加（6億9,000万ドル）を含む、7億8,200万ドル（39%）の増加となった。また、ニュージーランド部門での増加（8,300万ドル）は、商業ポートフォリオにおける少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損に関連していた。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析⁽¹⁾⁽²⁾

	現在		増減率
	2020年9月	2019年9月	2020年9月 対 2019年9月
	(百万ドル)		
1～29日	5,161	8,383	-38%
30～59日	1,028	2,255	-54%
60～89日	569	1,369	-58%
90日以上	3,844	3,744	3%
合計	10,602	15,751	-33%

注：(1) 2019年9月半期において、ANZは、オーストラリアでの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したため、延滞ではなく減損ローンに分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更による比較情報の修正再表示はなされていない。

(2) 2020年3月31日現在、6か月の返済猶予制度が適用され猶予されたまたは猶予手続中のCOVID-19の影響を受けた適格顧客を除く。30日以上延滞している顧客は、6か月の返済猶予制度の対象外である。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、顧客が2020年9月半期にCOVID-19返済猶予制度を利用したことにより、オーストラリア・リテールおよび商業部門において主に1～29日および30～59日の期間の住宅ローン・ポートフォリオに牽引され、51億4,900万ドル減少した。

ローン返済猶予および救済策⁽¹⁾

2020年3月以降、当グループは、COVID-19による顧客の借入債務の履行への影響に対応すべく、顧客へ様々な支援策を提供している。提供した支援策には、一時的な元利払いの猶予や元利払いから利息のみの返済への変更、ならびにローン返済期日の延長といった取決めが含まれる。

当グループは、他のすべての条件が同じとして顧客が最初に支援を受けた時期、信用リスクの著しい増大（「SICR」）の存在および引当金評価時点でのECLへの影響については考慮していない。顧客が支援を受けた場合、その後支援策の終了日が近づくと、顧客に連絡を取り利用可能な選択肢を話し合っている。顧客の財政状態およびローン返済の再開に関する追加情報は、顧客を各リスク区分へ分類する際に使用される。より高いリスク区分の顧客および猶予期間の延長を要請した顧客は、SICRを有するものとして分類されている。当グループは、支援策が停止された場合、顧客の借入債務に関する取決めについて、引き続き顧客と協力していく。

下表は、2020年9月30日現在で提供された支援策の種類および金額を示している。

支援策の種類	オーストラリア地域 2020年9月30日現在	ニュージーランド地域 2020年9月30日現在	合計 2020年9月30日現在
		(百万ドル)	
ローン返済猶予制度			
リテール	26,117	3,705	29,822
商業およびその他	8,989	193	9,182
利息のみの返済			
リテール	126	2,287	2,413
商業およびその他	33	494	527
ローン返済期日の延長			
リテール	3	611	614
商業およびその他	24	66	90
合計	35,292	7,356	42,648
リテール	26,246	6,603	32,849
商業およびその他	9,046	753	9,799
合計	35,292	7,356	42,648

注：(1) COVID-19ローン返済猶予制度は、顧客のローンの返済が30日未満延滞している場合にまたは延滞が90日未満であり2020年3月1日時点で延滞していなかった場合に利用可能である。

(7) 法人税—継続事業

	年度		
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		
現金利益に対する法人税	1,872	2,678	-30%
実効税率（現金利益）	33.2%	29.2%	

実効税率は、29.2%から33.2%へと上昇した。400ベース・ポイントの上昇は主に、2020年9月終了年度のAmBankおよびPT Paninに対する投資の損金不算入の減損（+435ベース・ポイント）によるものであった。

(8) 外国為替換算の影響—継続事業

下表は、外国為替換算変動の影響解消後の当グループの現金利益ならびに正味貸付金および前渡金を示す。比較データは、以前の期間の比較情報を当期の為替レートで再換算することにより、外国為替変動の換算の影響を取り除くよう調整している。

現金利益—2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

	年度				増減率	
	実際	為替 調整前	為替に よる影響	為替 調整後	為替 調整前	為替 調整後
	2020年 9月	2019年 9月	2019年 9月	2019年 9月	2020年 9月終了 年度対 2019年 9月終了 年度	2020年 9月終了 年度対 2019年 9月終了 年度
	(百万ドル)					
純利息収益	14,049	14,339	34	14,373	-2%	-2%
その他営業収入	3,703	4,690	72	4,762	-21%	-22%
営業収入	17,752	19,029	106	19,135	-7%	-7%
営業費用	(9,383)	(9,071)	(49)	(9,120)	3%	3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	8,369	9,958	57	10,015	-16%	-16%
貸倒引当金繰入	(2,738)	(795)	1	(794)	大	大
法人税引前利益	5,631	9,163	58	9,221	-39%	-39%
法人税	(1,872)	(2,678)	(17)	(2,695)	-30%	-31%
非支配持分	(1)	(15)	-	(15)	-93%	-93%
継続事業による現金利益	3,758	6,470	41	6,511	-42%	-42%
貸借対照表 正味貸付金および前渡金	617,093	615,258	(2,750)	612,508	0%	1%

(9) 収益に関するヘッジ継続事業

当グループは、適切であると考ええる場合、（主にニュージーランドドル建ておよび米ドル建ての）大規模な収益源に対し、経済ヘッジを設定している。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーはニュージーランド地域に関連し、米ドル建てのエクスポージャーはアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカに関連するものである。これらのヘッジの詳細は以下のとおりである。

	年度	
	2020年 9月終了	2019年 9月終了
(百万ドル)		
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ		
正味未決済ニュージーランドドル・ポジション（想定元本）		
(1)	2,276	3,451
収益に計上された金額（税引前法定ベース）(2)	(7)	10
収益に計上された金額（税引前現金ベース）(3)	6	(43)
米ドル建て経済ヘッジ		
正味未決済米ドル・ポジション（想定元本）(1)	453	769
収益に計上された金額（税引前法定ベース）(2)	48	(39)
収益に計上された金額（税引前現金ベース）(3)	(23)	(8)

注：(1) 契約レートによる豪ドル建て価値
(2) 未実現評価変動および満期または終了ヘッジからの実現収益
(3) 終了ヘッジからの実現収益

2020年9月30日現在、為替相場の不利な変動に対して将来の利益を一部ヘッジするために以下のヘッジが実行された。

- ・ およそ1豪ドル=1.05ニュージーランドドルの先物相場で24億ニュージーランドドル。
- ・ およそ1豪ドル=0.64米ドルの先物相場で3億米ドル。

2020年9月終了年度中：

- ・ 経済ヘッジ22億ニュージーランドドルが満期を迎え、実現利益600万ドル（税引前）が現金利益に計上された。
- ・ 経済ヘッジ5億米ドルが満期を迎え、実現損失2,300万ドル（税引前）が現金利益に計上された。
- ・ 経済ヘッジのニュージーランドドルおよび米ドル残高に対する未実現利益5,800万ドル（税引前）が、当年度中に法定損益計算書に計上された。これらは今後のニュージーランドドルおよび米ドル建て収益に対するヘッジであることから、この未実現利益は現金利益を算定する際に法定利益への調整として処理されている。

(10) 1株当たり利益—継続事業

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
継続事業による1株当たり現金利益（セント）			
基本的	132.7	227.6	-42%
希薄化後	123.7	218.1	-43%
現金利益調整後加重平均普通株式数（百万） ⁽¹⁾			
基本的	2,830.9	2,843.1	0%
希薄化後	3,201.1	3,089.8	4%
継続事業による現金利益（百万ドル）	3,758	6,470	-42%
希薄化後1株当たりの現金利益の計算に使用された継続事業による現金利益（百万ドル）	3,959	6,738	-41%

注：(1) 2019年9月終了年度の比較期間における現金利益調整後加重平均普通株式数には、以前富裕層オーストラリアの非継続事業が自己株式として保有していたANZ株式が含まれている。当該株式は非継続事業の売却に向けて2019年4月13日に実施された継承ファンドの移管の完了後に自己株式ではなくなった。

(11) 配当—継続事業

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
普通株式1株当たりの配当（セント）—継続事業			
中間配当 ⁽¹⁾⁽²⁾	25	80	
期末配当			
- 全額フランキング済 ⁽¹⁾⁽²⁾	35	-	
- 一部フランキング済 ⁽²⁾⁽³⁾	-	80	
合計	60	160	-63%
配当性向に用いられた普通株式配当（百万ドル） ⁽⁴⁾			
⁽⁵⁾	1,703	4,535	-62%
継続事業による現金利益（百万ドル）	3,758	6,470	-42%
普通株式配当性向（現金ベース）	45.3%	70.1%	

注：(1) 2020年度最終配当、2020年度中間配当および2019年度中間配当については、オーストラリアの課税目的において全額フランキング済（税率30%）。

(2) 2020年度最終配当における普通株式1株当たり4ニュージーランドセント（2020年度中間配当：3ニュージーランドセント、2019年度最終配当：9ニュージーランドセント、2019年度中間配当：9ニュージーランドセント）のニュージーランドのインピュテーション税額控除が付される。

(3) 2019年度最終配当については、オーストラリアの課税目的において70%が一部フランキング済（税率30%）。

(4) 当社の普通株式保有者に支払われた配当である。当グループの非支配持分保有者に対して子会社が支払った配当（2020年9月終了年度：0ドル、2019年9月終了年度：160万ドル）を除く。

(5) 配当性向は、配当基準日において発行済となる予定の普通株式の見込み数に基づく、提案された2020年度最終配当額9億9,400万ドルを用いて算出されている。2019年9月終了年度の配当性向は、実際の配当金支払額を用いて算出された。

35セントの最終配当は、2020年12月16日に適格なANZ全額払込済普通株式に対して支払われた。2020年度最終配当は、オーストラリアにおける課税の目的において全額フランキング済みとなり、普通株式1株当たり4ニュージーランドセントのニュージーランドのインピュテーション税額控除も付与された。

(12) 経済的利益—継続事業

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	3,675	6,296	-42%
継続事業による法定利益と現金利益の調整	83	174	-52%
継続事業による現金利益	3,758	6,470	-42%
経済的信用コスト調整	778	(619)	大
インピュテーション税額控除	1,092	1,151	-5%
継続事業による経済的リターン	5,628	7,002	-20%
資本コスト	(5,149)	(4,932)	4%
継続事業による経済的利益	479	2,070	-77%

経済的利益は、事業ユニットの業績を評価するのに利用されるリスク調整済みの利益指標である。これは内部管理目的のために利用されるもので、外部監査人による監査の対象にはならない。

経済的利益は、現金利益への一連の調整を通じて算出される。経済的信用コスト調整により、会計上の貸倒損失繰入額が、景気循環を通じたポートフォリオの年間長期平均損失率に基づいた内部予想損失に置き換えられる。インピュテーション税額控除の利益が認識され、オーストラリア税の70%で測定される。資本コストは、経済的利益の主要な構成要素である。ANZグループのレベルでは、これは、資本コスト率（現在は8.5%であり、比較期間にわたり適用される。）を乗じた平均普通株式株主資本（非支配持分を除く。）を使用して算定される。事業ユニットのレベルでは、資本は、規制資本に基づいて配分されるため、高リスクの事業には高水準の資本が計上される。この方法は、適切なリスク管理の遂行を支援し、事業リターンがリスクの水準と確実に一致するよう設定されている。対象としている重要なリスクには、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスクが含まれる。

経済的利益は、2019年9月終了年度に対して15億9,100万ドル（-77%）減少した。これは、現金利益の減少、資本コストの増加およびインピュテーション税額控除の減少に起因したが、有利な経済的信用コスト調整により一部相殺された。

(13) 要約貸借対照表—非継続事業を含む

	現在		増減率
	2020年9月	2019年9月	2020年9月 対 2019年9月
	(十億ドル)		
資産			
現金／ANZに対する未収決済残高／支払担保	129.7	100.3	29%
売買目的および投資有価証券	144.3	126.9	14%
デリバティブ金融商品	135.3	120.7	12%
正味貸付金および前渡金	617.1	615.3	0%
売却目的保有資産	-	1.8	-100%
その他	15.9	16.1	-1%
資産合計	1,042.3	981.1	6%
負債			
ANZによる未払決済残高／受取担保	31.5	18.8	68%
預金およびその他の借入金	682.3	637.7	7%
デリバティブ金融商品	134.7	121.0	11%
売却目的保有負債	-	2.1	-100%
発行済社債	119.7	129.7	-8%
その他	12.8	11.0	16%
負債合計	981.0	920.3	7%
株主資本合計	61.3	60.8	1%

- 現金／ANZに対する未収決済残高／支払担保は294億ドル（+29％）増加した。この増加は、中央銀行預け金の増加、翌日物銀行預金の増加および短期売戻条件付契約の増加によるものであったが、為替換算変動により一部相殺された。
- 売買目的および投資有価証券は、流動性資産の増加により174億ドル（+14％）増加したが、為替換算変動の影響により一部相殺された。
- デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債は、それぞれ146億ドル（+12％）および137億ドル（+11％）増加した。この増加は、金利および外国為替の変動の結果デリバティブの取引量が増加し公正価値が上昇した（特に金利スワップ商品および為替スワップ商品において）ことによるものであった。
- 正味貸付金および前渡金は、18億ドル（+0％）増加した。この増加は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+101億ドル）およびニュージーランド部門（+44億ドル）における住宅ローンの増加によるものであったが、法人部門（-41億ドル）およびオーストラリア・リテールおよび商業部門（-16億ドル）におけるCOVID-19の継続的な影響によるその他の商品の信用取引量の減少、COVID-19の継続的な影響による貸倒引当金の増加（-15億ドル）、2020年9月のニュージーランド部門におけるUDC事業の売却（-34億ドル）ならびに為替換算変動により一部相殺された。
- 預金およびその他の借入金は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+266億ドル）、法人部門（+118億ドル）およびニュージーランド部門（+78億ドル）にわたっての顧客預金の増加、ならびにRBAターム資金供給ファシリティ（「TFF」）の引出し（+120億ドル）により、446億ドル（+7％）増加した。これは、譲渡性預金の減少（-40億ドル）、発行済コマーシャル・ペーパーの減少（-27億ドル）および為替換算変動の影響により一部相殺された。
- 発行済社債は、シニア債の発行の減少により100億ドル（-8％）減少した。資金調達には、預金およびその他の借入金に分類されるTFFにより一部置き換えられた。

(14) 流動性リスク-非継続事業を含む

流動性リスクは当グループが預金者への払戻および満期が到来するホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を満たせないリスク、または当グループが資産の増加に対して資金を調達する能力が不十分であるリスクである。キャッシュフローの時期の不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループはこれを注意深く監視し、取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取組みは、2つの主要な要素を含む。

・ 資金調達源のシナリオのモデリング

ANZの流動性リスク選好は、取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なる持続期間および深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極度の市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること。
- ・ 適切な額の長期資産がより長期の資金で調達されることを確実にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること。

この枠組みの主要な要素は、APRAを含む世界中の銀行規制機関により義務付けられた深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCR要件への適合の一環として、ANZはオーストラリア準備銀行（「RBA」）に流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアにおける利用可能な高品質な流動資産（「HQLA」）の不足を相殺するために設けられており、偶発的流動性の代替形式を提供する。CLFは、RBAに担保として差入れ可能な資産（国内住宅モーゲージ・バック証券を含む。）により担保されている。適格公認預金受入機関（「ADI」）が利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2020年1月1日から、ANZのCLFは357億ドル（2019暦年末：480億ドル）である。

・ 流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、バーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻条件付契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻条件付契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列挙されたその他の適格証券

RBAは、COVID-19の経済的影響に対応して、2020年3月にターム資金供給ファシリティ（「TFF」）を導入した。TFFの下でRBAは、ADIに対してRBA適格担保により保証された3年間の資金提供を行っている。2020年9月半期において、TFFは当初引当金と追加引当金の2つの要素で構成されていた。ADIは、その裁量により引出しが可能な確約済の中央銀行ファシリティを示す未実行であるが利用可能なTFFを、LCRの計算にあたり流動資産として含めることができる。ANZの未実行であるが利用可能なTFFは、RBAへの差入担保として適格な資産である。

当グループは、規制上の要件および取締役会が設定したリスク選好に沿って、継続的に流動資産ポートフォリオの規模および構成を監視および管理している。

COVID-19は、資金調達市場を含む金融市場の通常の業務に影響を及ぼしている。しかしながら、世界中の政府ならびにRBA、RBNZおよび米国連邦準備理事会を含む中央銀行は、金融システムおよび金融市場全般に対して重要な流動性支援策を提供している。ANZの流動性指標は、当期間を通じて引き続き経営陣の目標を上回っている。

	年度平均		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	2020年9月 対 2019年9月
	(十億ドル)		
ディスカウント後の市場価値⁽¹⁾			
HQLA1	164.6	131.5	25%
HQLA2	9.9	9.5	4%
国内住宅モーゲージ担保証券 ⁽²⁾	35.3	34.5	2%
その他ALA ⁽²⁾	8.6	12.2	-30%
流動資産合計	218.4	187.7	16%
ストレス・シナリオに基づいてモデル化された キャッシュフロー			
キャッシュ・アウトフロー	203.0	176.6	15%
キャッシュ・インフロー	45.4	45.4	0%
正味キャッシュ・アウトフロー	157.6	131.2	20%
流動性カバレッジ比率⁽³⁾	139%	143%	-4%

注：(1) APRA健全性規制基準（APS第210号「流動性」）による規定に従って計算され、APS第330号の開示要件に一致している年度平均基準。

(2) 承認された枠限度までのCLFおよびTFFの担保として適格な資産およびRBNZの「流動性方針－別表：流動資産－健全性監督局文書BS13A12」に含まれる流動資産からなる。

(3) すべての通貨のレベル2のLCR。

当会計年度中、主に正味キャッシュ・アウトフローに寄与するものは、当グループのコーポレートおよびリテールの預金ポートフォリオに関連するモデル化されたアウトフローであったが、返済期限が到来する貸付からのインフローにより相殺された。デリバティブに関連するキャッシュ・アウトフローは重要であるものの、これらはデリバティブのキャッシュ・インフローにより効果的に相殺された。

当会計年度中の流動資産合計は、正味アウトフローを平均で600億ドル超過した。流動資産ポートフォリオは、主にHQLAである有価証券および現金で構成されている。当グループは、預金および資金調達基盤を投資家の種類、満期日、資金源および通貨別に多様化させ、不適切な集中を回避している。

(15) 資金調達－非継続事業を含む

ANZは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとの過度の集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。

当年度中に、132億ドルの期限付ホールセール債券（2020年9月30日現在の残存期間1年超）が発行された。さらに、当グループは120億ドルの当初TFF引当金を引き出し、2020年9月30日までの12か月間における長期資金調達合計は252億ドルとなった。

下表は当グループの資金調達合計の内訳を示す。

	現在		増減率
	2019年 9月	2018年 9月	2019年9月 対 2018年9月
	(十億ドル)		
顧客預金およびその他負債			
オーストラリア・リテールおよび商業	234.6	208.0	13%
法人	223.3	217.3	3%
ニュージーランド	91.0	83.4	9%
パシフィック	3.5	3.5	0%
TSOおよびグループ・センター ⁽¹⁾	-	(0.4)	-100%
顧客預金	552.4	511.8	8%
その他資金調達負債 ⁽²⁾⁽³⁾	8.9	9.6	-7%
顧客負債（資金調達）合計	561.3	521.4	8%
ホールセール資金調達			
発行済社債およびターム資金供給ファシリティ	110.6	113.1	-2%
劣後債	21.1	16.6	27%
譲渡性預金	32.5	36.6	-11%
コマーシャル・ペーパー	9.1	11.7	-22%
その他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	104.2	92.3	13%
ホールセール資金調達合計	277.5	270.3	3%
株主資本	61.3	60.8	1%
資金調達合計	900.1	852.5	6%

注：(1) 定期預金およびその他預金を含む。

(2) 未払利息、未払債務およびその他債務、引当金および未払法人税等（純額）を含む。

(3) 支払承諾債務は正味の資金調達を伴わないため、除く。

(4) 銀行借入金、買戻条件付契約に基づき売却された有価証券、デリバティブの正味残高、特別目的会社およびその他借入金を含む。

(5) 為替決済口座の現金残高により相殺されたRBAのオープン・レボの取決めを含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2の正味安定資金調達比率（「NSFR」）の内訳を示す。

	現在		増減率
	2020年 9月	2019年 9月	2020年9月 対 2019年9月
	(十億ドル)		
所要安定資金調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業、コーポレート向け 貸付（35%未満のリスク加重） ⁽²⁾	188.1	182.2	3%
リテールおよび中小企業、コーポレート向け 貸付（35%超のリスク加重） ⁽²⁾	174.7	180.7	-3%
その他貸付 ⁽³⁾	28.6	27.6	4%
流動資産	15.3	12.4	23%
その他資産 ⁽⁴⁾	38.6	40.0	-4%
所要安定資金調達額合計	445.3	442.9	1%
利用可能な安定資金調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業顧客預金	271.7	241.3	13%
コーポレート、公共セクター企業および オペレーショナル預金	104.3	93.5	12%
中央銀行およびその他の金融機関の預金	5.1	6.2	-18%
有期資金調達 ⁽⁵⁾	87.9	95.6	-8%
短期資金調達およびその他の債務	1.4	2.0	-30%
自己資本	80.9	76.9	5%
利用可能な安定資金調達額合計	551.3	515.5	7%
正味安定資金調達比率	124%	116%	8%

注：(1) APRA健全性規制基準のAPS第210号「流動性」に従ったNSFRを織り込んだ残高。

(2) APRA健全性規制基準のAPS第112号「資本十分性：信用リスクに対する標準的手法」に従ったリスク加重。

(3) 金融機関貸付、中央銀行貸付および不良債権を裏付けとする貸付を含む。

(4) オフバランスシート項目、デリバティブ純額およびその他資産を含む。

(5) RBAターム資金供給ファシリティ（「TFF」）の引出しによる残高を含む。

2020年9月30日現在の利用可能な安定資金調達額（「ASF」）の主な供給源は、ASF合計の49%（2019年度：47%）がリテールおよび中小企業顧客預金、28%（2019年度：32%）がその他のホールセール資金調達（2020年度のTFFを含む。）、15%（2019年度：15%）が自己資本であった。

2020年9月30日現在のANZの所要安定資金調達額（「RSF」）の大半は、RSF合計の48%（2019年度：47%）がモーゲージおよび33%（2019年度：34%）が非金融機関の顧客に対するその他貸付によるものであった。

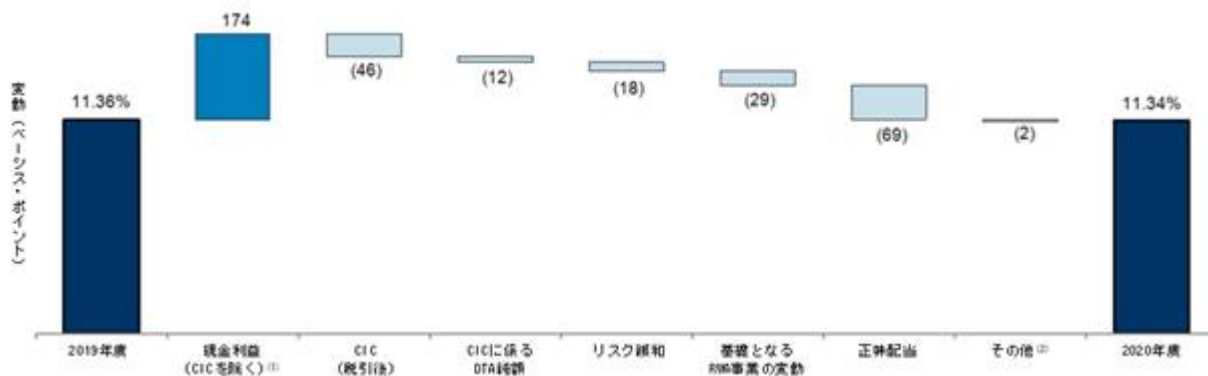
これらの資金は、直近の2020年度報告期間に関する当グループの2020年9月30日現在の年次財務書類に記載のとおり、当グループの事業戦略およびリスク選好と整合し、かつ、適用ある規制上の要件に従った方法により、当グループが配分し一般事業目的のために使用する。

(16) 資本管理—非継続事業を含む

	現在			
	APRAバーゼル3		国際的に比較可能な バーゼル3 ⁽¹⁾	
	2020年9月	2019年9月	2020年9月	2019年9月
自己資本比率（レベル2）				
普通株式等Tier 1	11.3%	11.4%	16.7%	16.4%
Tier 1	13.2%	13.2%	19.1%	18.8%
自己資本合計	16.4%	15.3%	23.3%	21.4%
リスク加重資産（十億ドル）	429.4	417.0	331.5	330.4

注：(1) 国際的に比較可能な方法論は、「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書と一致している。

APRAバーゼル3 普通株式等Tier 1（「CET 1」） — 2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



注：(1) 「その他」に含まれる規制自己資本管理を目的とする重大／重要項目および一時的要因を除く。ただし、資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響のないアジアの関連会社の減損、アジアの関連会社のAASB第9号による調整、のれんの償却およびソフトウェアの加速償却は例外とする。上記「(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」を参照のこと。

(2) 期間中の連結をはずれた法人の留保利益の増減、ソフトウェアの資産計上およびその他の無形資産を示す資本控除を含む。

ANZのCET 1比率は、当年度中に2ベース・ポイント減少して11.3%となった。CET 1比率変動の主要な要因は以下のとおりである。

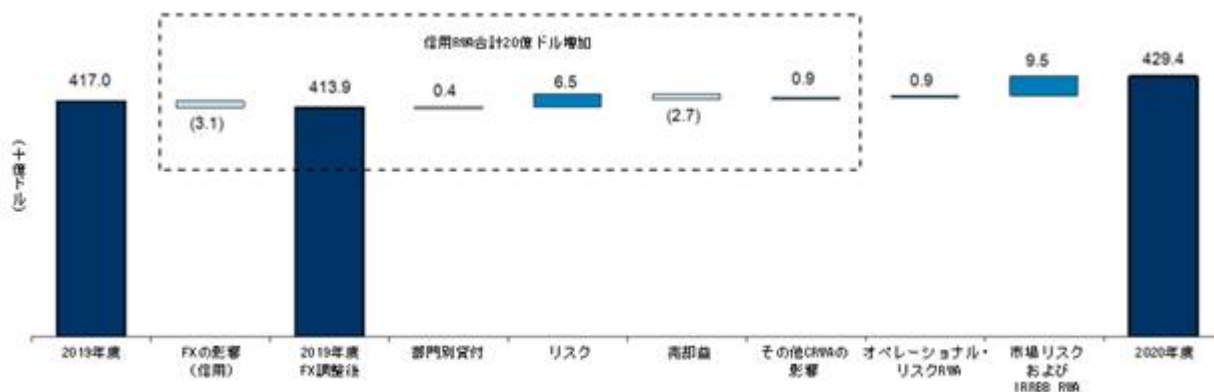
- ・ 正味現金NPAT（重大／重要項目、一時的要因および貸倒引当金繰入（「CIC」）を除く。）により、CET 1比率は+174ベース・ポイント上昇した。
- ・ ただし、その上昇は以下により相殺された。
 - ・ RWAリスク緩和の影響と共に、関連する繰延税金資産（「DTA」）の増加を含む貸倒引当金繰入の増加による影響は、合計で-76ベース・ポイントとなった。これらは、主にCOVID-19の影響によるものであった。
 - ・ 事業におけるRWAの利用増加（為替換算変動、規制上の変更、リスク緩和およびその他の一時的要因を除く。）は、主に非信用RWAの103億ドル（-28ベース・ポイント）の増加によるものであった。当年度中の基礎となる信用RWAは、2020年3月半期の成長が2020年9月半期の減少によって概ね相殺されたため、4億ドルの増加にとどまった。両半期の変動は主に法人部門において生じた。

- ・ 2019年度最終配当（ボーナス・オプション制度（「BOP」）による発行分および配当金再投資制度（「DRP」）の中立化を除く。）および2020年度中間配当（BOPおよびDRPによる発行分を除く。）の支払いにより、比率は69ベース・ポイント低下した。
- ・ -2ベース・ポイントのその他の影響には、資産売却（I00Fに対する年金および投資事業の売却ならびに新生銀行に対するUDCファイナンスの売却）の完了による資本上の利得（+30ベース・ポイント）が含まれるが、顧客救済、組織再編費用およびリースの影響による重大／重要項目の調整（-12ベース・ポイント）、資本控除（-8ベース・ポイント）、RWA賦課金の純増（-4ベース・ポイント）、CICに関連しない繰延税金資産の変動（-4ベース・ポイント）、非現金利益の変動およびその他の項目の変動（-4ベース・ポイント）により相殺された。

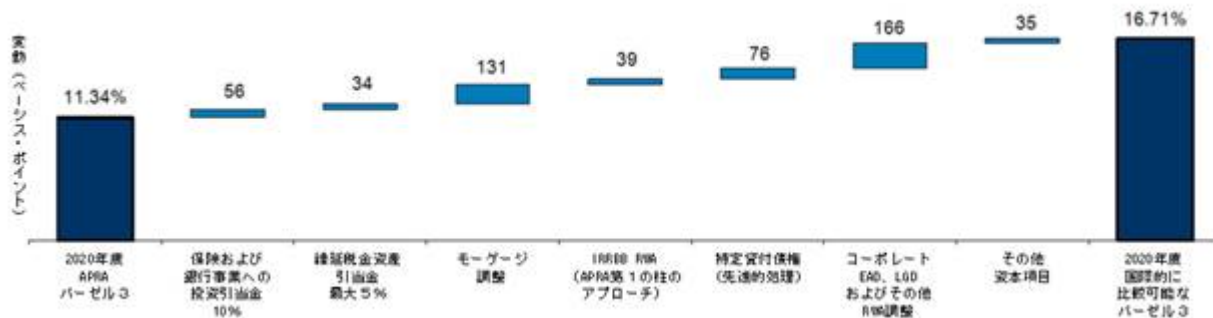
リスク加重資産合計

	現在		増減率
	2020年 9月	2019年 9月	2020年9月 対 2019年9月
	(十億ドル)		
信用RWA	360.0	358.1	1%
市場リスクおよび銀行勘定金利リスクを考慮した リスク加重資産（IRRBB RWA）	21.8	12.3	77%
オペレーショナルRWA	47.6	46.6	2%
RWA合計	429.4	417.0	3%

リスク加重資産（「RWA」）合計—2020年9月末対2019年9月末



RWA合計は、12.4億ドル増加した。外貨換算の影響および一過性の信用RWAの変動を除くと、基礎的な信用RWA（部門別貸付およびリスク軽減）は、主に法人部門におけるリスク緩和により6.9億ドル増加した。その他の信用RWAの18億ドルの減少は、資産売却による信用RWAの減少によるものであったが、RWA賦課金の正味影響により相殺された。非信用RWAの10.4億ドルの増加は、主に市場リスクRWA（変動性の増加）およびIRRBB RWA（市場変動性の増加および含み益の減少）における9.5億ドルの増加を反映している。

APRAと国際的に比較可能⁽¹⁾な普通株式等Tier 1（「CET 1比率」）－ 2020年9月30日現在

注：(1) パーゼル委員会刊行物「パーゼル 3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年 6 月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年 6 月）に記載された規制のANZの解釈。「国際資本比較研究」（2015年 7 月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

上表は、APRAのパーゼル 3 健全性資本基準に基づいたCET 1 比率を国際的に比較可能なパーゼル 3 基準に調整するものである。APRAはパーゼル 3 改正を最低要件とみなしており、そのため、パーゼル 3 規則で提案された譲歩のいくつかを含んでおらず、またその他分野でより高い要件を設定している。その結果、オーストラリアの銀行のパーゼル 3 により報告される資本比率は国際的な同業他社とは直接的には比較できない。国際的に比較可能なパーゼル 3 のCET 1 比率は、APRAと、パーゼル委員会のパーゼル 3 枠組み（2014年 3 月のオーストラリアでのパーゼル 3 実施に係るパーゼル委員会の規制上の整合性評価プログラム（「RCAP」）で特定された差異を含む。）およびその主要な海外の法域での適用双方との間の差異を含んでいる。

APRAのパーゼル 3 と国際的に比較可能なパーゼル 3 比率との重大な差異には以下が含まれる。

控除

- ・ 保険および銀行子会社への投資 — APRAは、CET 1 からの全額控除を要求している。国際的に比較可能な基準では、これらの投資は、控除が要求される前に譲許的基準額の適用がある。
- ・ 繰延税金資産 — 一時差異に関連する繰延税金資産（「DTA」）については、CET 1 からの全額控除が要求される。国際的に比較可能な基準では、これは、控除が要求される前にまず譲許的基準値の対象となる。

リスク加重資産（「RWA」）

- ・ モーゲージRWA — APRAは、住宅モーゲージの信用RWA計算に使用される景気後退期デフォルト時損失率（「LGD」）に 20%の下限を課している。国際的に比較可能なパーゼル 3 の枠組みで要求される景気後退期LGDの下限は10%である。さらに、2016年 7 月以降、APRAは、パーゼル枠組みを上回る相関係数を要求している。
- ・ IRRBB RWA — APRAは、CET 1 比率計算のRWAベース内に銀行勘定金利リスク（「IRRBB」）を含めることを要求している。これは、国際的に比較可能な基準では要求されない。
- ・ 特定貸付債権 — APRAは、特定貸付債権エクスポージャーの信用RWAの決定に、監督当局設定のスロットティング・アプローチを使用することを要求している。国際的に比較可能な基準では、これらのエクスポージャーのRWA計算の際に先進的内部格付手法の使用を認めている。
- ・ 無担保コーポレート貸付のLGD — ANZの無担保コーポレート貸付のLGDを、他の法域の銀行と一致させるために45%に揃える調整。45%のLGD率は、基礎的内部格付手法（「FIRB」）にも使用される。
- ・ 未実行コーポレート貸付のデフォルト時エクスポージャー（「EAD」） — 未実行コーポレート貸付コミットメントのANZの掛け目（「CCF」）を、他の法域の銀行と一致させるために（FIRB手法で使用される）75%に調整すること。

(17) レバレッジ比率－非継続事業を含む

2020年9月30日現在、当グループのAPRAレバレッジ比率は5.4%で、ANZを含む内部格付手法を選択しているADI（「IRB ADI」）についてAPRAが提案した最低3.5%を上回っていた。下表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	現在		増減率
	2020年 9月	2019年 9月 (百万ドル)	2020年9月 対 2019年9月
Tier 1 資本（資本控除を除く）	56,481	55,221	2%
オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブ および証券金融取引のエクスポージャーを除く）	841,830	810,644	4%
デリバティブのエクスポージャー	32,296	34,258	-6%
証券金融取引のエクスポージャー	58,416	36,923	58%
その他のオフバランスシートのエクスポージャー	114,128	107,400	6%
エクスポージャー測定額合計	1,046,670	989,225	6%
APRAレバレッジ比率	5.4%	5.6%	
国際的に比較可能なレバレッジ比率	6.0%	6.2%	

APRAレバレッジ比率は当年度中に18ベース・ポイント低下した。変動の主要な要因は以下のとおりである。

- ・ 当年度中に支払われた配当控除後の正味内部資本生成（主に重大／重要項目および一時的要因を除く現金利益による。）（+22ベース・ポイント）。
- ・ 主として2020年3月半期中の流動資産の増加によるオンバランスシートのエクスポージャーの増加（-21ベース・ポイント）。
- ・ レバレッジ比率を減少させた（-14ベース・ポイント）オフバランスシートのエクスポージャーおよび証券金融取引の増加。
- ・ -5ベース・ポイントのその他の正味影響。これは、繰延税金資産（-7ベース・ポイント）、重大／重要項目の調整（-5ベース・ポイント）およびその他の項目（-3ベース・ポイント）の増加による影響があった一方で、I00Fに対する年金および投資事業の売却ならびに新生銀行に対するUDCファイナンスの売却による利益（+10ベース・ポイント）が生じたことによるものであった。

(18) 資本管理－その他の動向

「第2 企業の概況－3 事業の内容－(6)監督および規制－オーストラリアーオーストラリアの規制上の動向」を参照のこと。

[次へ](#)

C. 部門別経営成績

(1) 部門別業績－継続事業

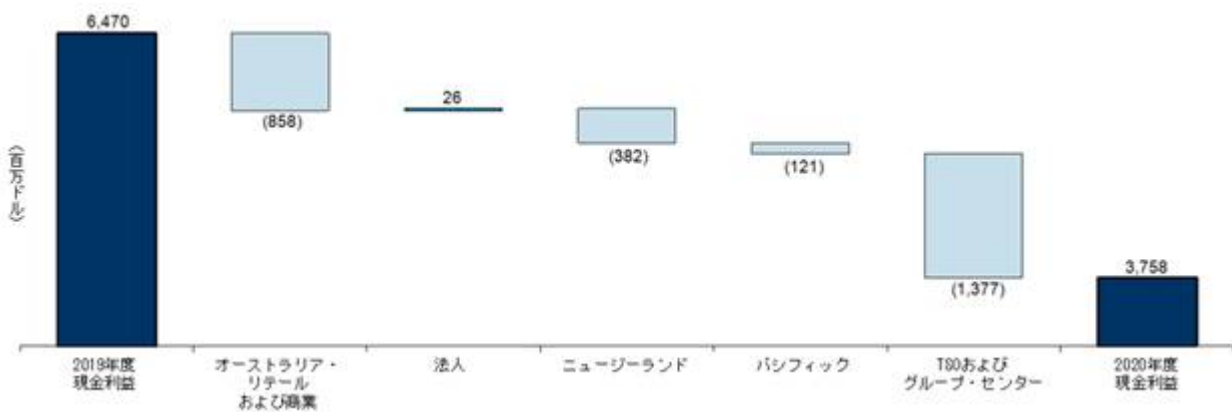
当グループは、「オーストラリア・リテールおよび商業」、「法人」、「ニュージーランド」、「パシフィック」ならびに「テクノロジー、サービス&オペレーションズ(TSO) およびグループ・センター」の5つの部門からなる部門構造で事業を営む。部門構成の詳細については、「第2 企業の概況－3. 事業の内容－(4)当グループの主要な活動」を参照のこと。

部門別経営成績のセクションは、継続事業について現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関する詳細は、上記「A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。

下記に報告される部門は、事業の最高意思決定者たる最高経営責任者に提供される内部報告のそれと一致する。

当会計年度に、法人向け商品群であるローンズおよび専門融資はコーポレート・ファイナンスに改称された。この変更は、当グループの構成に影響を与えるものではなかった。

部門別現金利益－2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



2020年9月終了年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	7,916	3,182	2,731	109	111	14,049
その他営業収入	1,161	2,649	473	84	(664)	3,703
営業収入	9,077	5,831	3,204	193	(553)	17,752
営業費用	(4,091)	(2,558)	(1,435)	(205)	(1,094)	(9,383)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	4,986	3,273	1,769	(12)	(1,647)	8,369
貸倒引当金（繰入）／戻入	(1,647)	(694)	(345)	(52)	-	(2,738)
税引前利益／（損失）	3,339	2,579	1,424	(64)	(1,647)	5,631
法人税および非支配持分	(1,002)	(725)	(407)	2	259	(1,873)
継続事業による現金利益／ （損失）	2,337	1,854	1,017	(62)	(1,388)	3,758

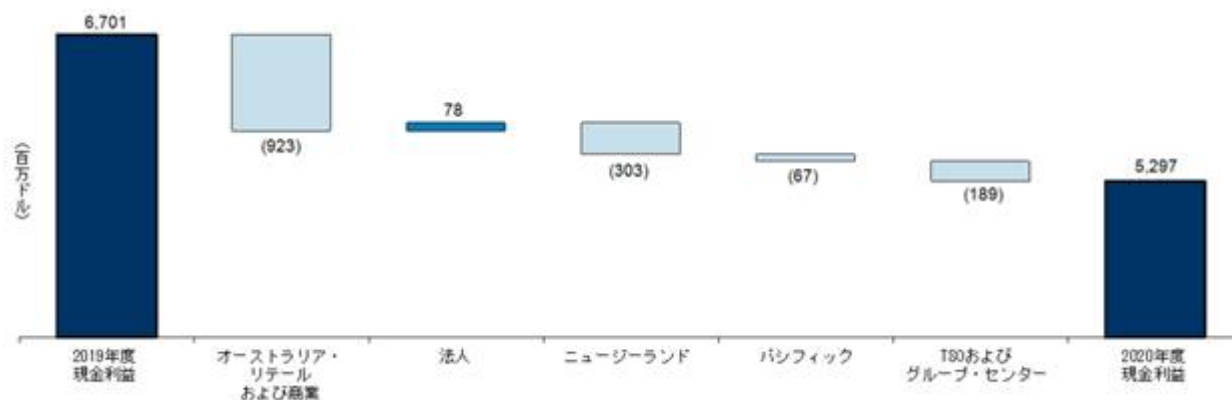
2019年9月終了年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	8,092	3,080	2,736	128	303	14,339
その他営業収入	1,347	2,192	580	104	467	4,690
営業収入	9,439	5,272	3,316	232	770	19,029
営業費用	(4,074)	(2,667)	(1,286)	(150)	(894)	(9,071)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,365	2,605	2,030	82	(124)	9,958
貸倒引当金（繰入）／戻入	(712)	2	(87)	1	1	(795)
税引前利益／（損失）	4,653	2,607	1,943	83	(123)	9,163
法人税および非支配持分	(1,458)	(779)	(544)	(24)	112	(2,693)
継続事業による現金利益／ （損失）	3,195	1,828	1,399	59	(11)	6,470

2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-2%	3%	0%	-15%	-63%	-2%
その他営業収入	-14%	21%	-18%	-19%	大	-21%
営業収入	-4%	11%	-3%	-17%	大	-7%
営業費用	0%	-4%	12%	37%	22%	3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-7%	26%	-13%	大	大	-16%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	大	-100%	大
税引前利益／（損失）	-28%	-1%	-27%	大	大	-39%
法人税および非支配持分	-31%	-7%	-25%	大	大	-30%
継続事業による現金利益／ （損失）	-27%	1%	-27%	大	大	-42%

部門別現金利益（重大／重要項目⁽¹⁾を除く）－2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

当グループの現金利益には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ以下の表からは除外されている。



注：(1) 重大／重要項目の詳細については、上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

2020年9月終了年度	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	7,999	3,189	2,621	121	131	14,061
その他営業収入	1,207	2,662	479	84	236	4,668
営業収入	9,206	5,851	3,100	205	367	18,729
営業費用	(3,762)	(2,479)	(1,278)	(147)	(948)	(8,614)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,444	3,372	1,822	58	(581)	10,115
貸倒引当金（繰入）／戻入	(1,647)	(694)	(322)	(52)	-	(2,715)
税引前利益／（損失）	3,797	2,678	1,500	6	(581)	7,400
法人税および非支配持分	(1,139)	(748)	(419)	-	203	(2,103)
継続事業による現金利益／ （損失）	2,658	1,930	1,081	6	(378)	5,297

2019年9月終了年度	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	8,178	3,025	2,648	135	302	14,288
その他営業収入	1,397	2,173	566	104	215	4,455
営業収入	9,575	5,198	3,214	239	517	18,743
営業費用	(3,743)	(2,575)	(1,219)	(143)	(847)	(8,527)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,832	2,623	1,995	96	(330)	10,216
貸倒引当金（繰入）／戻入	(712)	3	(74)	1	1	(781)
税引前利益／（損失）	5,120	2,626	1,921	97	(329)	9,435
法人税および非支配持分	(1,539)	(774)	(537)	(24)	140	(2,734)
継続事業による現金利益／ （損失）	3,581	1,852	1,384	73	(189)	6,701

2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-2%	5%	-1%	-10%	-57%	-2%
その他営業収入	-14%	23%	-15%	-19%	10%	5%
営業収入	-4%	13%	-4%	-14%	-29%	0%
営業費用	1%	-4%	5%	3%	12%	1%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-7%	29%	-9%	-40%	76%	-1%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	大	-100%	大
税引前利益／（損失）	-26%	2%	-22%	-94%	77%	-22%
法人税および非支配持分	-26%	-3%	-22%	-100%	45%	-23%
継続事業による現金利益／ （損失）	-26%	4%	-22%	-92%	100%	-21%

(2) オーストラリア・リテールおよび商業部門—継続事業

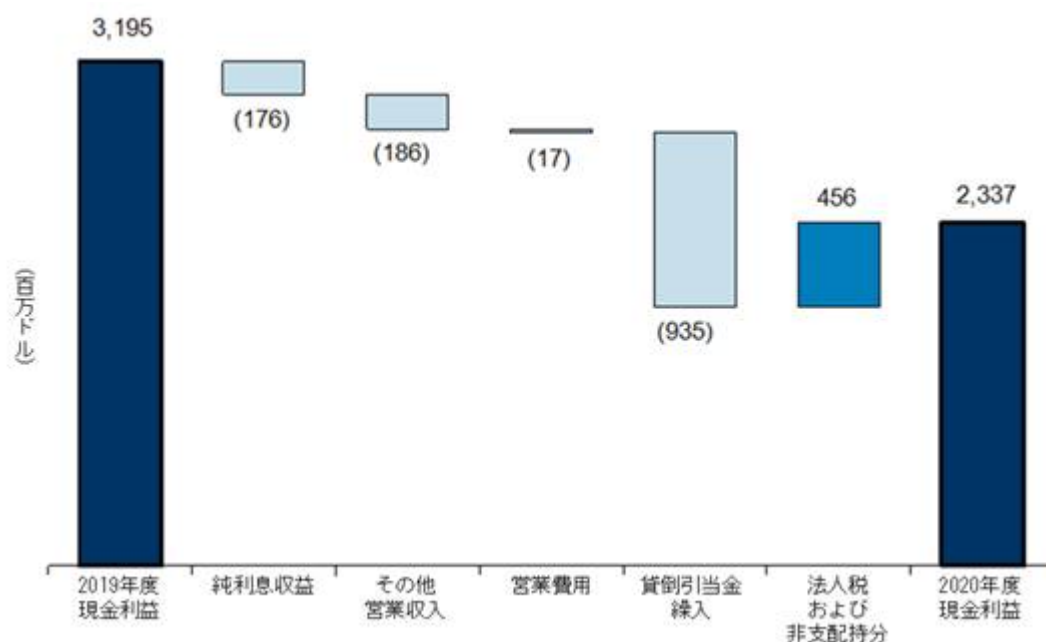
部門別経営成績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および本章「(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	7,916	8,092	-2%
その他営業収入	1,161	1,347	-14%
営業収入	9,077	9,439	-4%
営業費用	(4,091)	(4,074)	0%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	4,986	5,365	-7%
貸倒引当金繰入	(1,647)	(712)	大
税引前利益	3,339	4,653	-28%
法人税および被支配持分	(1,002)	(1,458)	-31%
現金利益	2,337	3,195	-27%
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	339,381	331,871	2%
その他外部資産	3,663	4,350	-16%
外部資産	343,044	336,221	2%
顧客預金	234,594	208,005	13%
その他外部負債	9,220	9,610	-4%
外部負債	243,814	217,615	12%
リスク加重資産	166,662	162,060	3%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	334,965	338,785	-1%
預金およびその他の借入金平均残高	216,699	203,781	6%
比率			
平均資産利益率	0.69%	0.94%	
純預貸利鞘	2.59%	2.59%	
営業収入に対する営業費用	45.1%	43.2%	
資産平均残高に対する営業費用	1.22%	1.20%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）額	596	705	-15%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に 対する個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽¹⁾	0.18%	0.21%	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入） 貸付金および前渡金の総額の平均残高に 対する一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽¹⁾	1,051	7	大
減損資産総額	1,634	1,468	11%
貸付金および前渡金の総額に対する 減損資産総額の割合	0.48%	0.44%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	14,078	13,903	1%

注：(1) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント—未実行債務および偶発債務に係る。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として2020年9月半期に増加したが、これは、財政・規制上の景気対策および低金利環境に伴う無担保借入への顧客需要の減少および顧客からの返済金により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、低金利顧客預金および資本収益に関する政策金利（オフィシャル・キャッシュ・レート）の引下げ、ならびに高マージンの無担保貸付と比べてマージンの低い住宅ローンが大きく成長してその構成比を高めるという不利な貸付構成が逆風となったが、これを住宅ローンの金利再設定の効果、資金調達費用の減少および預金構成の好転の影響が相殺した結果、前年並みとなった。
- ・ その他営業収入は、COVID-19の影響および手数料の廃止を要因としてクレジット・カードおよび国際取引の取扱高が減った結果、減少した。
- ・ 営業費用は、投資支出の増加、組織再編費用の増加、リース関連項目の追加費用、ソフトウェア・ポリシーの適用変更に伴う加速償却およびインフレの進行が、生産性の向上および救済費用の減少により相殺された結果、前年並みとなった。
- ・ 貸倒引当金繰入は、予想されるCOVID-19の影響による一括評価引当金繰入を要因として増加した。

現金利益—2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
リテール	311	381	-18%
住宅ローン	66	81	-19%
カードおよび個人ローン	233	291	-20%
預金および支払 ⁽¹⁾	12	9	33%
商業	285	324	-12%
ビジネス・バンキング	119	130	-8%
小規模ビジネス・バンキング	166	194	-14%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	596	705	-15%

一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
リテール	510	11	大
住宅ローン	483	84	大
カードおよび個人ローン	28	(73)	大
預金および支払 ⁽¹⁾	(1)	-	該当なし
商業	541	(4)	大
ビジネス・バンキング	328	(11)	大
小規模ビジネス・バンキング	213	2	大
プライベート・バンキング	-	5	-100%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	1,051	7	大

正味貸付金および前渡金

	現在		増減率
	2020年9月	2019年9月	2020年9月 対 2019年9月
	(百万ドル)		
リテール	282,292	274,797	3%
住宅ローン	274,825	264,981	4%
カードおよび個人ローン	6,710	8,958	-25%
預金および支払 ⁽¹⁾	35	69	-49%
助言	722	789	-8%
商業	57,089	57,074	0%
ビジネス・バンキング	42,264	41,275	2%
小規模ビジネス・バンキング	12,312	13,803	-11%
プライベート・バンキング	2,513	1,996	26%
正味貸付金および前渡金	339,381	331,871	2%

顧客預金

	現在		増減率
	2020年9月	2019年9月	2020年9月 対 2019年9月
	(百万ドル)		
リテール	133,536	120,880	10%
住宅ローン ⁽²⁾	33,161	27,078	22%
カードおよび個人ローン	237	265	-11%
預金および支払	100,138	93,537	7%
商業	101,058	87,125	16%
ビジネス・バンキング	23,944	19,731	21%
小規模ビジネス・バンキング	49,878	41,799	19%
プライベート・バンキング	27,236	25,595	6%
顧客預金	234,594	208,005	13%

注：(1) 預金および支払事業の正味貸付金および前渡金は、当座貸越の金額を表す。

(2) 住宅ローン事業の顧客預金額は、オフセット口座の残高を表す。

2020年9月終了年度

	リテール	商業 (百万ドル)	合計
純利息収益	5,489	2,427	7,916
その他営業収入	742	419	1,161
営業収入	6,231	2,846	9,077
営業費用	(2,801)	(1,290)	(4,091)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,430	1,556	4,986
貸倒引当金（繰入）／戻入	(821)	(826)	(1,647)
税引前利益	2,609	730	3,339
法人税および非支配持分	(782)	(220)	(1,002)
現金利益	1,827	510	2,337
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	311	285	596
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	510	541	1,051
正味貸付金および前渡金	282,292	57,089	339,381
顧客預金	133,536	101,058	234,594
リスク加重資産	112,915	53,747	166,662

2019年9月終了年度

純利息収益	5,513	2,579	8,092
その他営業収入	885	462	1,347
営業収入	6,398	3,041	9,439
営業費用	(2,874)	(1,200)	(4,074)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,524	1,841	5,365
貸倒引当金（繰入）／戻入	(392)	(320)	(712)
税引前利益	3,132	1,521	4,653
法人税および非支配持分	(1,000)	(458)	(1,458)
現金利益	2,132	1,063	3,195
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	381	324	705
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	11	(4)	7
正味貸付金および前渡金	274,797	57,074	331,871
顧客預金	120,880	87,125	208,005
リスク加重資産	109,168	52,892	162,060

2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

純利息収益	0%	-6%	-2%
その他営業収入	-16%	-9%	-14%
営業収入	-3%	-6%	-4%
営業費用	-3%	8%	0%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-3%	-15%	-7%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大
税引前利益	-17%	-52%	-28%
法人税および非支配持分	-22%	-52%	-31%
現金利益	-14%	-52%	-27%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	-18%	-12%	-15%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	大	大	大
正味貸付金および前渡金	3%	0%	2%
顧客預金	10%	16%	13%
リスク加重資産	3%	2%	3%

(3) 法人部門－継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

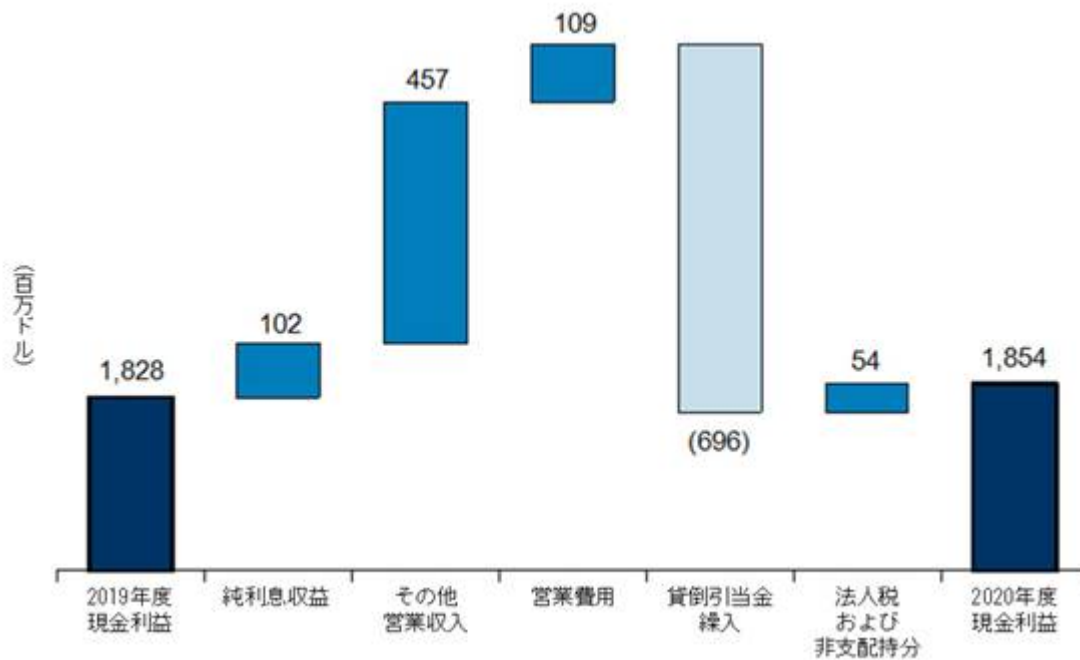
	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		(%)
純利息収益	3,182	3,080	3%
その他営業収入	2,649	2,192	21%
営業収入	5,831	5,272	11%
営業費用	(2,558)	(2,667)	-4%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	3,273	2,605	26%
貸倒引当金繰入／（戻入）	(694)	2	大
税引前利益	2,579	2,607	-1%
法人税および非支配持分	(725)	(779)	-7%
現金利益	1,854	1,828	1%
貸借対照表⁽¹⁾			
正味貸付金および前渡金	157,634	164,526	-4%
その他外部資産	391,862	346,094	13%
外部資産	549,496	510,620	8%
顧客預金	223,288	217,259	3%
その他預金および借入金	73,427	73,412	0%
預金およびその他借入金	296,715	290,671	2%
その他外部負債	183,318	157,505	16%
外部負債	480,033	448,176	7%
リスク加重資産	186,502	181,088	3%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	177,252	156,676	13%
預金およびその他借入金平均残高	313,625	286,372	10%
比率⁽¹⁾			
平均資産利益率	0.32%	0.38%	
純預貸利鞘	0.76%	0.82%	
純預貸利鞘（マーケットズを除く）	1.78%	2.05%	
営業収入に対する営業費用	43.9%	50.6%	
資産平均残高に対する営業費用	0.45%	0.56%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	321	(12)	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する個 別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽²⁾	0.18%	(0.01%)	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	373	10	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する一 括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽²⁾	0.21%	0.01%	
減損資産総額	434	265	64%
貸付金および前渡金の総額に対する減損資産総額 の割合	0.27%	0.16%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	5,291	5,468	-3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に係る。

- ・ 平均貸付高は前年から増加した。顧客預金は、トランザクション・バンキングで増加したが、これはその他の業務の減少により一部相殺された。
- ・ 純利息利鞘（マーケットスを除く。）は、主に預金の金利マージンの縮小の影響により減少した。
- ・ その他営業収入は、マーケットスの増収（後掲の「マーケットス営業収入の分析」を参照のこと。）により増加したが、これは、抑制的な国際通商環境におけるトランザクション・バンキング業務の関連手数料収入高の減少により一部相殺された。
- ・ 営業費用は、人件費、裁量支出、不動産の費用および救済費用が減ったことで減少したが、これは、ソフトウェア・ポリシーの適用変更に伴う加速償却およびリース関連項目の追加費用により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、予想されるCOVID-19の影響に関する一括評価貸倒引当金繰入の増加およびトランザクション・バンキングの個別評価貸倒引当金繰入の増加により増加した。

現金利益—2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



地域別法人⁽¹⁾

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア			
純利息収益	1,779	1,706	4%
その他営業収入	1,052	1,002	5%
営業収入	2,831	2,708	5%
営業費用	(1,197)	(1,207)	-1%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,634	1,501	9%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(279)	(10)	大
税引前利益	1,355	1,491	-9%
法人税および非支配持分	(413)	(448)	-8%
現金利益	942	1,043	-10%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	72	(12)	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	207	22	大
正味貸付金および前渡金	98,992	97,583	1%
顧客預金	89,369	75,973	18%
リスク加重資産	99,632	93,090	7%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ			
純利息収益	1,077	1,049	3%
その他営業収入	1,240	954	30%
営業収入	2,317	2,003	16%
営業費用	(1,174)	(1,257)	-7%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,143	746	53%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(381)	19	大
税引前利益	762	765	0%
法人税および非支配持分	(183)	(232)	-21%
現金利益	579	533	9%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	242	9	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	139	(28)	大
正味貸付金および前渡金	52,168	60,208	-13%
顧客預金	113,036	123,468	-8%
リスク加重資産	71,884	74,997	-4%
ニュージーランド			
純利息収益	326	325	0%
その他営業収入	357	236	51%
営業収入	683	561	22%
営業費用	(187)	(203)	-8%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	496	358	39%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(34)	(7)	大
税引前利益	462	351	32%
法人税および非支配持分	(129)	(99)	30%
現金利益	333	252	32%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	7	(9)	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	27	16	69%
正味貸付金および前渡金	6,474	6,735	-4%
顧客預金	20,883	17,818	17%
リスク加重資産	14,986	13,001	15%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	245	(9)	大
コーポレート・ファイナンス	77	(6)	大
マーケット	(1)	-	該当なし
セントラル・ファンクション	-	3	-100%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	321	(12)	大

一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	15	16	-6%
コーポレート・ファイナンス	358	(10)	大
マーケット	-	5	-100%
セントラル・ファンクション	-	(1)	-100%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	373	10	大

正味貸付金および前渡金

	現在		増減率
	2020年9月	2019年9月	2020年9月 対 2019年9月
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	14,192	19,495	-27%
コーポレート・ファイナンス	111,253	110,554	1%
マーケット	32,160	34,473	-7%
セントラル・ファンクション	29	4	大
正味貸付金および前渡金	157,634	164,526	-4%

顧客預金

	現在		増減率
	2020年9月	2019年9月	2020年9月 対 2019年9月
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	123,963	101,766	22%
コーポレート・ファイナンス	966	1,013	-5%
マーケット	96,464	112,471	-14%
セントラル・ファンクション	1,895	2,009	-6%
顧客預金	223,288	217,259	3%

2020年9月終了年度	トランザク ション・バン キング	コーポレー ト・ファイナ ンス	マーケッツ (百万ドル)	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	833	1,556	770	23	3,182
その他営業収入	686	59	1,884	20	2,649
営業収入	1,519	1,615	2,654	43	5,831
営業費用	(812)	(607)	(1,094)	(45)	(2,558)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	707	1,008	1,560	(2)	3,273
貸倒引当金（繰入）／戻入	(260)	(435)	1	-	(694)
税引前利益／（損失）	447	573	1,561	(2)	2,579
法人税および非支配持分	(162)	(154)	(392)	(17)	(725)
現金利益／（損失）	285	419	1,169	(19)	1,854
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	245	77	(1)	-	321
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	15	358	-	-	373
正味貸付金および前渡金	14,192	111,253	32,160	29	157,634
顧客預金	123,963	966	96,464	1,895	223,288
リスク加重資産	23,741	102,921	59,345	495	186,502

2019年9月終了年度⁽¹⁾

純利息収益	1,055	1,482	491	52	3,080
その他営業収入	724	149	1,286	33	2,192
営業収入	1,779	1,631	1,777	85	5,272
営業費用	(813)	(637)	(1,095)	(122)	(2,667)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	966	994	682	(37)	2,605
貸倒引当金（繰入）／戻入	(7)	16	(5)	(2)	2
税引前利益／（損失）	959	1,010	677	(39)	2,607
法人税および非支配持分	(264)	(274)	(208)	(33)	(779)
現金利益／（損失）	695	736	469	(72)	1,828
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(9)	(6)	-	3	(12)
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	16	(10)	5	(1)	10
正味貸付金および前渡金	19,495	110,554	34,473	4	164,526
顧客預金	101,766	1,013	112,471	2,009	217,259
リスク加重資産	26,120	97,361	57,373	234	181,088

2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

純利息収益	-21%	5%	57%	-56%	3%
その他営業収入	-5%	-60%	47%	-39%	21%
営業収入	-15%	-1%	49%	-49%	11%
営業費用	0%	-5%	0%	-63%	-4%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	-27%	1%	大	-95%	26%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	-100%	大
税引前利益／（損失）	-53%	-43%	大	-95%	-1%
法人税および非支配持分	-39%	-44%	88%	-48%	-7%
現金利益／（損失）	-59%	-43%	大	-74%	1%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	大	大	該当なし	-100%	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	-6%	大	-100%	-100%	大
正味貸付金および前渡金	-27%	1%	-7%	大	-4%
顧客預金	22%	-5%	-14%	-6%	3%
リスク加重資産	-9%	6%	3%	大	3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

マーケット営業収入の分析⁽¹⁾

	年度		
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		
事業活動別マーケット営業収入の構成			
フランチャイズ・セールス ⁽²⁾	984	932	6%
フランチャイズ・トレーディング ⁽³⁾	965	399	大
バランスシート ⁽⁴⁾	705	446	58%
マーケット営業収入	2,654	1,777	49%
そのうち：			
デリバティブ評価調整	155	38	大

注：(1) マーケット営業収入は、純利息収益およびその他営業収入を含む。

(2) フランチャイズ・セールスは、債券、外国為替、コモディティおよび資本市場などの中核的商品に関する直接的な顧客フロー事業を表す。

(3) フランチャイズ・トレーディングは主に、直接の顧客売上げフローおよび当グループの戦略ポジションの管理を表す。フランチャイズ・トレーディングはまた、デリバティブの公正価値を測定する際になされる評価調整（信用および資金調達の調整、呼値スプレッドの調整ならびに関連するヘッジなどを含む。）の影響も含む。

(4) バランスシートは、当グループの貸付および預金勘定ならびに当グループの流動性ポートフォリオ管理に関する金利リスクのヘッジを表す。

	年度		
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		
地域別マーケット営業収入の構成			
オーストラリア	842	604	39%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	1,413	897	58%
ニュージーランド	399	276	45%
マーケット営業収入	2,654	1,777	49%

市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

下表は、当銀行グループの主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準99%のバリュー・アット・リスク（「VaR」）によるエクスポージャーの合計を示している。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2020年 9月終了 年度末	2020年 9月終了 年度の 最高	2020年 9月終了 年度の 最低	2020年 9月終了 年度の 平均	2019年 9月終了 年度末	2019年 9月終了 年度の 最高	2019年 9月終了 年度の 最低	2019年 9月終了 年度の 平均
		(百万ドル)				(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
外国為替	2.0	6.1	1.2	3.1	1.4	9.5	1.2	4.1
金利	9.6	13.8	3.3	7.2	3.6	10.4	3.6	5.8
クレジット	13.9	17.1	1.8	8.6	5.1	5.4	1.2	3.1
コモディティ	3.0	4.7	1.3	2.6	1.6	3.9	1.4	2.2
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果	(10.9)	該当なし	該当なし	(8.0)	(5.5)	該当なし	該当なし	(7.2)
VaRの合計	17.6	31.9	5.7	13.5	6.2	13.4	5.1	8.0

トレーディングに起因しない金利リスク

トレーディングに起因しない金利リスクは、マーケットが管理し、市場金利の変動が当グループの将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動に基づくシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2020年 9月終了 年度末	2020年 9月終了 年度の 最高	2020年 9月終了 年度の 最低	2020年 9月終了 年度の 平均	2019年 9月終了 年度末	2019年 9月終了 年度の 最高	2019年 9月終了 年度の 最低	2019年 9月終了 年度の 平均
		(百万ドル)				(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
オーストラリア	60.8	60.8	18.8	33.4	22.7	22.7	16.4	18.9
ニュージーランド	26.3	26.3	9.4	15.2	9.6	9.6	7.1	8.0
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	29.4	30.2	17.4	24.2	17.6	17.7	12.9	16.1
分散効果	(61.4)	該当なし	該当なし	(29.5)	(17.8)	該当なし	該当なし	(14.8)
VaRの合計	55.1	58.3	31.5	43.3	32.1	32.1	25.2	28.2

1%の利率の変動が向こう12か月の純預貸利鞘収益に与える影響

	2020年9月終了年度末	2019年9月終了年度末
期末現在	1.25%	1.19%
最高エクスポージャー	1.61%	1.19%
最低エクスポージャー	0.52%	0.33%
平均エクスポージャー（絶対値）	1.01%	0.69%

(4) ニュージーランド部門－継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。（豪ドル建の）詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

以下は、「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」である。

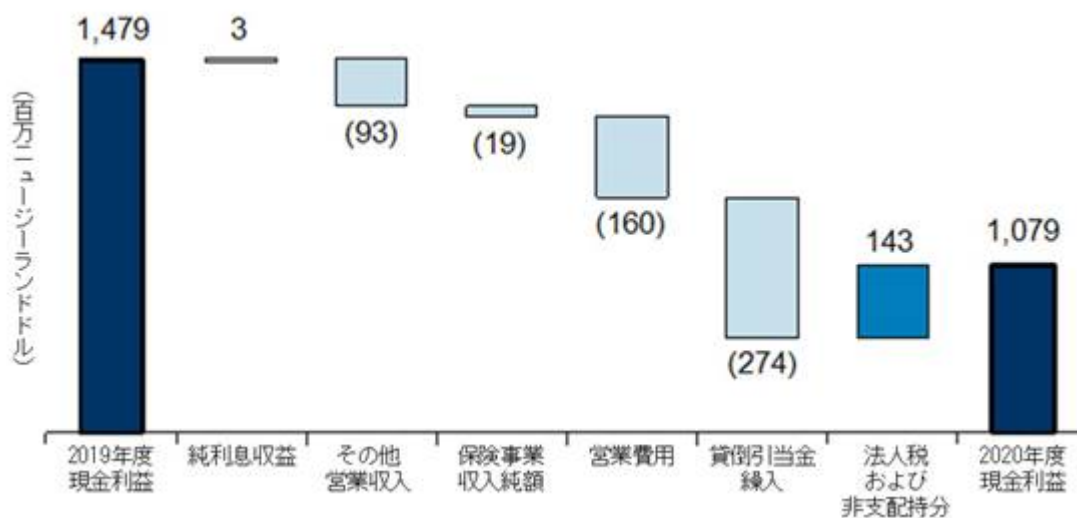
豪ドル建ての経営成績は、後掲の「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」に示す。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ニュージーランド ドル)		
純利息収益	2,895	2,892	0%
その他営業収入	501	594	-16%
保険事業収入純額 ⁽¹⁾	-	19	-100%
営業収入	3,396	3,505	-3%
営業費用	(1,520)	(1,360)	12%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	1,876	2,145	-13%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(366)	(92)	大
税引前利益	1,510	2,053	-26%
法人税および非支配持分	(431)	(574)	-25%
現金利益	1,079	1,479	-27%
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	125,981	125,991	0%
その他外部資産	4,400	3,983	10%
外部資産	130,381	129,974	0%
顧客預金	98,304	90,004	9%
その他預金および借入金	1,748	2,461	-29%
預金およびその他借入金	100,052	92,465	8%
その他外部負債	23,380	25,380	-8%
外部負債	123,432	117,845	5%
リスク加重資産	71,225	70,727	1%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	128,358	124,264	3%
預金およびその他借入金平均残高	97,032	91,565	6%
資産運用収入	219	222	-1%
運用資産	35,223	34,145	3%
運用資産平均残高	34,809	31,610	10%
比率			
平均資産利益率	0.82%	1.16%	
純預貸利鞘	2.26%	2.33%	
営業収入に対する営業費用	44.8%	38.8%	
平均資産に対する営業費用	1.15%	1.07%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	103	79	30%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に 対する個別評価貸倒引当金繰入／（戻 入）の割合 ⁽²⁾	0.08%	0.06%	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	263	13	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に 対する一括評価貸倒引当金繰入／（戻 入）の割合 ⁽²⁾	0.20%	0.01%	
減損資産総額	374	265	41%
貸付金および前渡金の総額に対する減損 資産総額の割合	0.30%	0.21%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	5,761	6,121	-6%

注：(1) 2018年11月30日に売却された被支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関する。
(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に関する。

- ・ 貸付は、当年度末のUDCの売却の影響を受け、前期並みであった。顧客預金の取扱高はすべてのポートフォリオで増加し、また当期中に運用資産が増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利の低下による預金マージンの圧縮を主因として減少した。
- ・ その他営業収入は主に、手数料の変更および関連する手数料収入高の減少ならびにCOVID-19の影響に対応した手数料の放棄を要因として減少した。
- ・ 営業費用は主に、規制遵守プロジェクトに関する投資支出の増加、ボーナス・ボンド事業に関するのれんの償却、ソフトウェア・ポリシーの適用変更に伴う加速償却および組織再編費用の増加を理由として増加した。
- ・ 貸倒引当金繰入は、予想されるCOVID-19の影響に関する一括評価貸倒引当金繰入を要因として増加した。

現金利益－2020年9月終了年度対2019年9月終了年度



個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	41	47	-13%
住宅ローン	5	1	大
その他	36	46	-22%
商業	62	32	94%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	103	79	30%

一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	年度		増減率
	2020年	2019年	
	9月終了	9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	102	(2)	大
住宅ローン	78	6	大
その他	24	(8)	大
商業	161	15	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	263	13	大

正味貸付金および前渡金	現在		増減率
			2020年9月 対 2019年9月
	2020年9月	2019年9月	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	86,648	82,527	5%
住宅ローン	84,270	79,475	6%
その他	2,378	3,052	-22%
商業	39,333	43,464	-10%
正味貸付金および前渡金	125,981	125,991	0%

顧客預金	現在		増減率
			2020年9月 対 2019年9月
	2020年9月 (百万ニュージーランドドル)	2019年9月	
リテール	79,867	73,866	8%
商業	18,437	16,138	14%
顧客預金	98,304	90,004	9%

2020年9月終了年度	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージーラン ド合計
		(百万ニュージーランドドル)		
純利息収益	1,814	1,073	8	2,895
その他営業収入	489	11	1	501
資産運用収入および保険収入純額 ⁽¹⁾	-	-	-	-
営業収入	2,303	1,084	9	3,396
営業費用	(1,214)	(303)	(3)	(1,520)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,089	781	6	1,876
貸倒引当金（繰入）／戻入	(143)	(223)	-	(366)
税引前利益	946	558	6	1,510
法人税および非支配持分	(273)	(156)	(2)	(431)
現金利益	673	402	4	1,079
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	41	62	-	103
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	102	161	-	263
正味貸付金および前渡金	86,648	39,333	-	125,981
顧客預金	79,867	18,437	-	98,304
リスク加重資産	38,303	30,839	2,083	71,225

2019年9月終了年度				
純利息収益	1,821	1,057	14	2,892
その他営業収入	578	17	(1)	594
資産運用収入および保険収入純額 ⁽¹⁾	19	-	-	19
営業収入	2,418	1,074	13	3,505
営業費用	(1,078)	(274)	(8)	(1,360)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,340	800	5	2,145
貸倒引当金（繰入）／戻入	(45)	(47)	-	(92)
税引前利益	1,295	753	5	2,053
法人税および非支配持分	(361)	(211)	(2)	(574)
現金利益	934	542	3	1,479
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	47	32	-	79
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(2)	15	-	13
正味貸付金および前渡金	82,527	43,464	-	125,991
顧客預金	73,866	16,138	-	90,004
リスク加重資産	36,645	33,153	929	70,727

2020年9月終了年度対2019年9月終了年度

純利息収益	0%	2%	-43%	0%
その他営業収入	-15%	-35%	大	-16%
資産運用収入および保険収入純額 ⁽¹⁾	-100%	該当なし	該当なし	-100%
営業収入	-5%	1%	-31%	-3%
営業費用	13%	11%	-63%	12%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-19%	-2%	20%	-13%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	該当なし	大
税引前利益	-27%	-26%	20%	-26%
法人税および非支配持分	-24%	-26%	0%	-25%
現金利益	-28%	-26%	33%	-27%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	-13%	94%	該当なし	30%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	大	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	5%	-10%	該当なし	0%
顧客預金	8%	14%	該当なし	9%
リスク加重資産	5%	-7%	大	1%

注：（1）2018年11月30日に売却された被支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関係する。

以下は、「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」である。

ニュージーランドドル建の経営成績は、前掲「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」に示す。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	2,731	2,736	0%
その他営業収入	473	562	-16%
保険事業収入純額 ⁽¹⁾	-	18	-100%
営業収入	3,204	3,316	-3%
営業費用	(1,435)	(1,286)	12%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	1,769	2,030	-13%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(345)	(87)	大
税引前利益	1,424	1,943	-27%
法人税および非支配持分	(407)	(544)	-25%
現金利益	1,017	1,399	-27%
構成：			
リテール	635	883	-28%
商業	378	513	-26%
セントラル・ファンクション	4	3	33%
現金利益	1,017	1,399	-27%
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	116,625	116,729	0%
その他外部資産	4,073	3,690	10%
外部資産	120,698	120,419	0%
顧客預金	91,004	83,387	9%
その他預金および借入金	1,618	2,280	-29%
預金およびその他借入金	92,622	85,667	8%
その他外部負債	21,643	23,512	-8%
外部負債	114,265	109,179	5%
リスク加重資産	65,936	65,527	1%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	121,096	117,537	3%
預金およびその他借入金平均残高	91,542	86,608	6%
資産運用収入純額	207	210	-1%
運用資産	32,608	31,633	3%
運用資産平均残高	32,839	29,900	10%
比率			
平均資産利益率	0.82%	1.16%	
純預貸利鞘	2.26%	2.33%	
営業収入に対する営業費用	44.8%	38.8%	
資産平均残高に対する営業費用	1.15%	1.07%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	97	75	29%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する	0.08%	0.06%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽²⁾			
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	248	12	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する	0.20%	0.01%	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽²⁾			
減損資産総額	347	245	42%
貸付金および前渡金の総額に対する減損資産総額の割合	0.30%	0.21%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	5,761	6,121	-6%

注：(1) 2018年11月30日に売却された被支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関係する。
(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に関係する。

(5) パシフィックー継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	109	128	-15%
その他営業収入	84	104	-19%
営業収入	193	232	-17%
営業費用 ⁽¹⁾	(205)	(150)	37%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	(12)	82	大
貸倒引当金（繰入）／戻入	(52)	1	大
税引前利益／（損失）	(64)	83	大
法人税および非支配持分	2	(24)	大
現金利益／（損失）	(62)	59	大
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	1,866	2,120	-12%
顧客預金	3,534	3,546	0%
リスク加重資産	3,357	3,400	-1%
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	1,113	1,086	2%

注：(1) 2020年9月半期におけるのれんの償却5,000万ドルを含む。

(6) テクノロジー、サービス&オペレーションズおよびグループ・センター—継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および本章「(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	
	(百万ドル)		
関連会社投資の持分利益	156	259	-40%
営業収入（その他）	(709)	511	大
営業収入 ⁽¹⁾	(553)	770	大
営業費用 ⁽²⁾	(1,094)	(894)	22%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	(1,647)	(124)	大
貸倒引当金（繰入）／戻入	-	1	-100%
税引前利益／（損失）	(1,647)	(123)	大
法人税および非支配持分	259	112	大
現金利益／（損失）	(1,388)	(11)	大
リスク加重資産	6,542	4,501	45%
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	11,263	11,010	2%

- 注：(1) 2019年9月半期の重大／重要項目9,600万ドル（2019年9月終了年度：2億5,200万ドル）を含む。重大／重要項目の詳細については、「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および本章「(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。
- (2) 2019年9月半期の重大／重要項目1億1,100万ドル（2019年9月終了年度：4,900万ドル）を含む。重大／重要項目の詳細については、「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および本章「(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

[前へ](#) [次へ](#)

D. 利益の調整

IFRSに準拠していない情報

当グループは、連結財務報告および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

(1) 法定利益と現金利益の調整

現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（詳細については、下記「E. 定義」を参照のこと。）。現金利益を導くための調整は法定利益（2020年度のANZ年次財務書類（公表時）の外部監査人による監査において取り扱われる範囲で監査対象となる。）に含まれている。現金利益は外部監査人による監査の対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

	年度		
	2020年 9月終了	2019年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	3,675	6,296	-42%
継続事業に関する法定利益と現金利益の調整			
保険契約債務の再評価	-	77	-100%
経済ヘッジ	121	118	3%
収益および費用ヘッジ	(36)	(19)	89%
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(2)	(2)	0%
継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	83	174	-52%
継続事業による現金利益	3,758	6,470	-42%
当行株主に帰属する非継続事業による法定利益	(98)	(343)	-71%
非継続事業による法定利益と現金利益の調整			
自己株式調整	-	(11)	-100%
保険契約債務の再評価	-	45	-100%
非継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	-	34	-100%
非継続事業による現金利益／（損失）	(98)	(309)	-68%
現金利益	3,660	6,161	-41%

(2) 法定利益と現金利益の調整についての説明－継続事業

・ 保険契約債務の再評価－OnePathライフ（ニュージーランド）

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定への影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。2019年9月終了年度にOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドの事業の売却を完了したことにより、以降はかかる調整は不要となっている。

・ 経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジ

当グループは、会計基準に沿った金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結しており、これにより、公正価値評価による損益は損益計算書内で認識される。ANZは公正価値調整を現金利益から除去する。なぜなら、ヘッジ取引から生ずる損益は、現金利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益とマッチさせるべく時の経過とともに戻入れられるからである。これには、会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品（主にニュージーランドドル建および米ドル建（および米ドル相関）の大きな外貨建の収益および費用の流れのヘッジを含む。）から生ずる損益、ならびに指定された会計ヘッジの非有効部分が含まれる。

経済ヘッジは以下で構成される。

- ・ 外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に転換するために利用されている、資金調達関連スワップ（主にクロスカレンシー金利スワップ）。これらのスワップはヘッジ会計に適格でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップの спреッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。
- ・ ヘッジ会計に適格でない特定のストラクチャード・ファイナンスおよびスペシャライズド・リース取引の経済ヘッジ。これらの公正価値調整の主要な要因は、オーストラリアおよびニュージーランドの金利の期間構成の変動である。
- ・ 指定された会計ヘッジ関係の非有効部分。

2020年9月終了年度において、現金利益から調整された経済ヘッジの損失の大半は資金調達関連スワップに関連するものであり、主に豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドルの通貨ペアに関するベース・スプレッドの縮小ならびに米ドルに対する豪ドル高に起因した。

2020年9月終了年度の現金利益から調整された収益および費用ヘッジの利益は主に、米ドルに対する豪ドル高によるものであった。

	年度	
	2020年 9月終了	2019年 9月終了
	(百万ドル)	
経済ヘッジ	169	164
収益および費用ヘッジ	(51)	(26)
税引前現金利益の増加／（減少）	118	138
税引後現金利益の増加／（減少）	85	99

- ・ ストラクチャード・クレジット仲介取引

ANZは、世界金融危機に先立ち、米国の金融保証会社8社との間で一連のストラクチャード・クレジット仲介取引を締結した。これは、特定の債務の仕組みに関するプロテクションとしてのクレジット・デフォルト・スワップ（「CDSs」）の売却および同様のストラクチャーに関するCDSプロテクションの買付けを含んでいた。ANZは、後に米国の金融保証会社6社との間のポジションは終了させ、また残り2つのポートフォリオについては監視し、ANZが特定の取引または相手方に関連して認識したリスクに費用効率性があると判断した場合にエクスポージャーを低減できるようにしている。

2020年9月30日現在の発行済み売り買いCDSsの想定価値は、3億ドル（2019年9月：3億ドル）であった。売りおよび買いCDSsのいずれも、損益を通じた公正価値で測定される。しかしながら、関連する公正価値の変動は、買いCDSsに係る信用リスクの影響が、信用スプレッドならびに豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドル為替レートの市場変動により決定されるため、完全には相殺されない。CDSsの公正価値（CVAを除く。）は1,800万ドル（2019年9月：1,900万ドル）であり、買いプロテクションに係るCVAは400万ドル（2019年9月：300万ドル）であった。

売り買いプロテクションによる損益は、早期に終了されたものを除き、その公正価値変動が将来の期間にゼロに戻ることに予定されている従来からの事業に関連しているため、現金利益への調整に含めている。

- ・ 減損デリバティブの信用リスク（税引後利益なし）

不履行および減損デリバティブのエクスポージャーに係るデリバティブ信用評価調整は、不履行および減損デリバティブの運用方法を反映するため現金貸倒引当金に再分類された。

(3) 法定利益と現金利益の調整についての説明－非継続事業

- ・ 自己株式調整

当グループが富裕層オーストラリア部門の非継続事業において保有するANZ株式は、会計目的上自己株式とみなされる。これらの株式からの配当ならびに実現および未実現損益は、法定報告の目的上収益として認識することが認められていないため剰余金に算入される。自己株式が損益計算書を通じて再評価される保険契約債務の原資とするために保有されていることから、現金利益を導く際には、その収益を当グループの利益に含めることとし、当グループの利益に非対称な影響を生じさせないようにしている。2019年9月終了年度にチューリッヒへの生命保険事業の売却を完了したことにより、当グループが富裕層オーストラリアの非継続事業において保有するANZ株式はなくなった。

- ・ 保険契約債務の再評価－富裕層オーストラリア部門の非継続事業

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定への影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。2019年9月終了年度にチューリッヒへの生命保険事業の売却を完了したことにより、以降はかかる調整は不要となっている。

- ・ 保険契約者の税額のカラアップ（税引後利益なし）

法定報告の目的上、保険契約者に代わって支払われる保険契約者の所得税およびその他の関連租税は、その他の営業収益と当グループの法人税の両方に含まれる。2020年9月終了年度における1億100万ドルの所得税還付（2019年9月終了年度：1,900万の所得税納付）のカラアップは、保険契約者の課税純額をベースに評価される事業の基礎的業績を反映しないため、非継続の現金ベースの業績から除外されている。

(4) 法定利益の現金利益への調整

2020年9月終了年度

	法定利益	法定利益への調整			
		自己株式調整	保険契約債務 の再評価 (百万ドル)	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
純利息収益	14,049	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	78	-	-	-	-
その他	3,510	-	-	169	(51)
その他営業収入	3,588	-	-	169	(51)
営業収入	17,637	-	-	169	(51)
営業費用	(9,383)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	8,254	-	-	169	(51)
貸倒引当金繰入	(2,738)	-	-	-	-
税引前利益	5,516	-	-	169	(51)
法人税費用	(1,840)	-	-	(48)	15
非支配持分	(1)	-	-	-	-
継続事業に係る税引後利益	3,675	-	-	121	(36)
非継続事業に係る税引後利益／（損 失）	(98)	-	-	-	-
税引後利益	3,577	-	-	121	(36)

	法定利益への調整			
	ストラク チャード・ク レジット仲介 取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	法定利益への 調整合計 (百万ドル)	現金利益
純利息収益	-	-	-	14,049
保険事業からの収入純額	-	-	-	78
その他	(3)	-	115	3,625
その他営業収入	(3)	-	115	3,703
営業収入	(3)	-	115	17,752
営業費用	-	-	-	(9,383)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(3)	-	115	8,369
貸倒引当金繰入	-	-	-	(2,738)
税引前利益	(3)	-	115	5,631
法人税費用	1	-	(32)	(1,872)
非支配持分	-	-	-	(1)
継続事業に係る税引後利益	(2)	-	83	3,758
非継続事業に係る税引後利益／（損 失）	-	-	-	(98)
税引後利益	(2)	-	83	3,660

2019年9月終了年度

法定利益への調整

	法定利益	自己株式調整	保険契約債務 の再評価 (百万ドル)	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
純利息収益	14,339	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	126	-	(7)	-	-
その他	4,320	-	115	164	(26)
その他営業収入	4,446	-	108	164	(26)
営業収入	18,785	-	108	164	(26)
営業費用	(9,071)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	9,714	-	108	164	(26)
貸倒引当金繰入	(794)	-	-	-	-
税引前利益	8,920	-	108	164	(26)
法人税費用	(2,609)	-	(31)	(46)	7
非支配持分	(15)	-	-	-	-
継続事業に係る税引後利益	6,296	-	77	118	(19)
非継続事業に係る税引後利益／（損 失）	(343)	(11)	45	-	-
税引後利益	5,953	(11)	122	118	(19)

法定利益への調整

	ストラク チャード・ク レジット仲介 取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	法定利益への 調整合計 (百万ドル)	現金利益
純利息収益	-	-	-	14,339
保険事業からの収入純額	-	-	(7)	119
その他	(3)	1	251	4,571
その他営業収入	(3)	1	244	4,690
営業収入	(3)	1	244	19,029
営業費用	-	-	-	(9,071)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(3)	1	244	9,958
貸倒引当金繰入	-	(1)	(1)	(795)
税引前利益	(3)	-	243	9,163
法人税費用	1	-	(69)	(2,678)
非支配持分	-	-	-	(15)
継続事業に係る税引後利益	(2)	-	174	6,470
非継続事業に係る税引後利益／（損 失）	-	-	34	(309)
税引後利益	(2)	-	208	6,161

E. 定義

「AASB」 — オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ADI」 — 公認預金受入機関

「ANZEST」 — オーストラリア従業員株式信託

「APRA」 — オーストラリア健全性規制庁

「APS」 — ADIの健全性基準

「AT 1」 — その他Tier 1 資本

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高（容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なものの）および3か月未満の買戻し契約（リバース・レポ）に基づき購入された証券からなる。

「現金利益」は、会計基準に従わないで作成された追加の業績指標である。現金利益は当グループの中核的事業活動の業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、下記のとおり、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。これらの項目は、プラスとマイナスの調整に違いを付けないよう、各期間を通じて一貫して計算されている。

損益は、それらが重要である、またはいずれかの期間で重要となる可能性があり、かつ以下の3つのカテゴリーのうち1つに該当する場合調整される。

1. 税、法律もしくは会計法制変更または当グループの中核的事業活動に関連しないその他非中核項目から生じた利益に含まれる利益または損失
2. 自己株式、保険契約債務の再評価、経済ヘッジの影響および将来の利益を通じて解消される時間的差異が内在する類似の会計項目
3. 保険契約者の税グロスアップ等、報告利益に影響を与えない個々の勘定科目間の会計上の再分類

現金利益は、現金主義会計ベースで決定されるキャッシュフローまたは利益の指標ではない。

「予想信用損失のための一括評価引当金」は、予想信用損失（ECL）に対応する。これらは将来予測に関する記載に盛り込まれるものとし、貸倒引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しない。

「コロナウィルス（COVID-19）」は、新型ウィルスを原因とする呼吸器疾患で、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に指定されたものである。COVID-19は、2020年3月11日に世界保健機関によりパンデミックと位置付けられた。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリコースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、ANZの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産（CRWA）」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、関連する救済プロジェクトの費用、ならびに規制上の要求、罰金および訴訟の結果を含む。

「デリバティブ信用評価調整（CVA）」 — デリバティブ商品の全期間を通じて、ANZは、モデルを用いて、取引相手の信用の質の影響を考慮に入れるために公正価値を調整する。この方法論は、金融商品の全期間を通じた予想損失の現在価値を、デフォルト確率、デフォルト時損失率、予想信用リスク・エクスポージャーおよび資産相関係数の関数として計算する。減損デリバティブもCVAの対象となる。

「配当性向」は、普通株式配当支払合計額を当行株主に帰属する利益で除したものである。

「総貸付金および前渡金（GLA）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介／モーゲージ実行手数料から未収収益を控除したものである。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するかまたは、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。金融資産は、報告日までに生じた損失事象の結果として減損が生じたという客観的な証拠が存在し、また損失事象が個別の資産もしくは資産ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに及ぼす影響を信頼性をもって見積もることが可能な場合、減損する。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「予想信用損失のための個別評価引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価値、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、ANZの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関係する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク — 全般的な金利水準および／またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク — 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションリティ・リスク — 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「国際的に比較可能な比率」は、バーゼル委員会の出版物「バーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

「レベル1」とは、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したオーストラリア・ニュージーランド銀行である。

「レベル2」とは、APRAの監督との関連で、関連会社、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いた当グループである。

「純預貸利鞘」とは、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、貸付金および前渡金の総額から貸倒引当金を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（NSFR）」とは、APRAが定める所要安定調達額（RSF）に対する利用可能な安定調達額（ASF）の比率である。利用可能な安定調達額は、1年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアの公認預金受入機関（ADI）の資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形資産」は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティから成る。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

「平均資産利益率」とは、当行株主に帰属する利益を平均資産合計で除した料率である。

「平均普通株主資本利益率」とは、当行株主に帰属する利益を平均普通株主資本で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」とは、各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高／ANZの未払決済残高」とは、決済される途上にある金融資産および／または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

「ターム資金供給ファシリティ（TFF）」は、オーストラリア準備銀行（RBA）が2020年3月19日に発表した、オーストラリア企業向けの低コストな貸付を支援するための3年間の資金供給を表す。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2020年度の開始日から本書提出日までの間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

5【研究開発活動】

当グループは継続して、バンキング、金融および資産運用に関連した商品およびサービスを研究し、開発している。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2020年度中、ANZはオーストラリア、ニュージーランドならびにアジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカにおける事業経営を支援するために、様々な土地建物、家具什器および技術機器を取得し、また様々な賃借物件の改良を行った。2020年度中、当グループの土地建物および設備機器の追加は4億2,500万ドルであり、また処分は8,600万ドルであった。

さらに、当グループはその他無形資産へ3億8,100万ドルの追加も行い、これには資産計上されたソフトウェアが含まれる。詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

2019年10月1日、当グループはAASB第16号「リース」を適用した。これは主に、従来オペレーティング・リースに分類されていたため貸借対照表に認識されていなかった当グループの不動産およびテクノロジー関連のリースに影響を及ぼす。AASB第16号に基づき、当グループは対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産（少額資産のリースおよび短期リースを除く。）として認識する。その結果、移行日において、当グループは16億ドルの当初ROU資産を認識し、それらは貸借対照表の土地建物および設備機器に計上されている。かかる変更の主な要件および影響の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記1および「第6 経理の状況－4 日本とオーストラリアとの会計原則の相違－(o)リース（借手の会計処理）」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

ANZはその事業目的でオーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を自由保有および賃借している。これら土地建物は、支店および商業用管理センターを含み、2020年9月30日現在の帳簿価額は18億9,900万ドル（従来貸借対照表に計上されていなかったROU資産12億2,300万ドルを含む。）であり、以下で構成されている。

不動産の数	2020年9月30日現在		2019年9月30日現在	
	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借
リテール（支店網）	8	656	7	783
管理およびオペレーション・センター	6	193	10	182
居住用	16	5	22	2
合計	30	854	39	967

ポートフォリオの主な建物（自己所有および賃借）は、以下に記載するものを含む。

- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート839
- ・オーストラリア、サウス・メルボルン、ドーカス・ストリート75
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート55
- ・オーストラリア、シドニー、ピット・ストリート242
- ・オーストラリア、ブリスベン、イーグル・ストリート111
- ・オーストラリア、パース、セント・ジョージズ・テラス77
- ・オーストラリア、パース、セント・ジョージズ・テラス240
- ・ニュージーランド、ウェリントン、フェザーストン・ストリート170-171
- ・ニュージーランド、オークランド、アルバート・ストリート23-29
- ・インド、バンガロール、ヴァーター・ホブリ、キャンパス5A、RMZエコ・ワールド

- ・インド、バンガロール、ナガヴァラ、マナヤタ・エンバシー・ビジネス・パーク、ユカリプタス
- ・インドネシア、ジャカルタ、Jl.ジェンド・スディーマンKav.33A、ANZタワー
- ・フィリピン、マニラ、マカティ・シティ、デラ・ローザ・ストリート130、ソラリスワン
- ・フィリピン、マニラ、ケゾン・シティ、E.ロドリゲスJr.アヴェニュー、MDC100タワー
- ・香港、セントラル、コンノート・プレイス8、スリー・エクスチェンジ・スクエア
- ・香港、クオリーベイ、キングロード979、タイクー・プレイス、リンカーン・ハウス
- ・中国、上海、浦東、華涇路2號3DU大廈
- ・中国、成都、天府ソフトウェア・パーク、E2大廈5階
- ・シンガポール、コルヤー・キー10、オーシャン・フィナンシャル・センター

3【設備の新設、除却等の計画】

ANZは定期的に世界中のリテール部門の不動産拠点を見直し、当グループの今後の営業モデルに沿わない賃借物件を除却している。

ANZのパースにおける本部は、2020年9月にセント・ジョージズ・テラス77からセント・ジョージズ・テラス240に移転し、9月30日にセント・ジョージズ・テラス77の返還が行われた。

ANZの富裕層事業のI00Fへの売却は2020年1月31日に完了し、これによりシドニー、ケント・ストリート347およびウロンゴン、キーラ・ストリート280の賃借権はI00Fに移転した。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2020年9月30日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	2,840,370,225	該当なし
合計	該当なし	2,840,370,225	該当なし

②【発行済株式】

(2020年9月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,840,370,225	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	普通株式(当行の定款 に定める条項に基づき 発行される普通株式)
計		2,840,370,225		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	普通株式資本金 増減額 (単位：百万ドル (百万円))	普通株式資本金 残高 (単位：百万ドル (百万円))	備考 (発行済株式総数 増減の理由)
2015年9月30日		2,902,714,361		28,367 (2,232,199)	
2016年度	24,762,299		398 (31,319)		配当再投資制度、ボ ナスオプション制度、 ANZ従業員株式購入制 度、ANZ株式オプショ ン制度に基づき株式が 発行された。
2016年9月30日		2,927,476,660		28,765 (2,263,518)	
2017年度	9,938,667		323 (25,417)		配当再投資制度および ボーナスオプション制 度に基づき発行された 株式が、市場での自社 株買戻しにより買戻さ れ消却されたため、一 部相殺された。
2017年9月30日		2,937,415,327		29,088 (2,288,935)	
2018年度	-63,797,209		-1,883 (-148,173)		市場での自社株買戻し により買戻され消却さ れた株式が、ボーナス オプション制度に基づ き発行された株式によ り一部相殺された。
2018年9月30日		2,873,618,118		27,205 (2,140,761)	
2019年度	-39,033,195		-715 (-56,263)		市場での自社株買戻し により買戻され消却さ れた株式が、ボーナス オプション制度に基づ き発行された株式によ り一部相殺された。
2019年9月30日		2,834,584,923		26,490 (2,084,498)	
2020年度	5,785,302		41 (3,226)		配当再投資制度および ボーナスオプション制 度に基づき株式が発行 された。
2020年9月30日		2,840,370,225		26,531 (2,087,724)	

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(2020年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
法人	130,199	530,434,534	18.67
個人	410,420	706,549,833	24.88
ノミニー	12,537	1,603,385,858	56.45
合計	553,156	2,840,370,225	100.00

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(2020年10月6日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
HSBCカストディ・ノミニーズ (オーストラリア) リミテッド	GPO Box 5302、 シドニー、ニュー・サウス・ ウェールズ州2001	711,409,499	25.05
JPモルガン・ノミニーズ・ オーストラリア・Pty・リミ テッド	ロックト・バッグ20049、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	431,679,959	15.20
シティコープ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド	GPO Box 764G、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	222,226,442	7.82
ナショナル・ノミニーズ・リ ミテッド	GPO Box 1406、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	90,831,873	3.20
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド(代理人貸 付配当再投資制度口座)	PO Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	44,015,726	1.55
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド(配当再投 資制度)	PO Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	33,012,594	1.16

2020年10月6日現在、上記の株主がANZの発行済株式総数の1%以上を保有していた。

2【配当政策】

ANZの取締役会は、当グループの財務実績と財務状態を基準にして、普通株式の株主への配当の金額と時期を決定する。

ANZには配当再投資制度（「DRP」）およびボーナスオプション制度（「BOP」）があり、2020年度の期末配当に関して運営された。2020年度の期末配当について、DRPおよびBOPに基づくANZの義務を果たすために新たなANZ普通株式が発行された。DRPおよびBOPに基づいて提供される株式数の決定に用いられる「取得価格」は、2020年11月13日から10取引日の間にASXおよびチャイェックスの通常の取引過程で売られた全ての全額払込済ANZ普通株式の日次出来高加重平均価格の算術平均を基準にして、セント単位に四捨五入して算出される。DRPおよびBOPに基づいて提供された株式は、既存の全額払込済ANZ普通株式と全ての点で同順位に位置する。適格基準がDRPおよびBOPへの参加に適用される。特に、取締役会が別途決定しない限り、DRPおよびBOPへの参加は、アメリカ合衆国、その準州もしくは属領またはカナダにいる、またはその居住者である（またはアメリカ合衆国、その準州もしくは属領またはカナダにいる、またはその居住者である法人もしくは個人を代理してもしくはその勘定でもしくはその利益のために行為する）いかなる法人または個人（ANZBGLの普通株式の法的または受益所有者を含む）も直接または間接に利用できない。

2019年期末配当は一部（70%）フランキング済で、2020年中間配当および2020年期末配当は全額フランキング済であった。配当は、2020年度中および本書提出日までに全額払込済普通株式について支払われた。

種類	1株当たりセント	配当金額 (単位：百万ドル) ⁽¹⁾	取締役会決議日	支払日
2019年期末配当	80	2,268	2019年11月27日	2019年12月18日
2020年中間配当	25	709	2020年9月10日	2020年9月30日
2020年期末配当	35	994	2020年11月25日	2020年12月16日

注：(1) 金額は、ボーナスオプション制度調整前である。

配当に係るさらなる詳細は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(11)配当－継続事業」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記5「配当金」を参照のこと。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

本「(1)コーポレート・ガバナンスの概要」は、以下「14. その他の補足情報」を除き、ANZの2020年度コーポレート・ガバナンス報告書（以下「本コーポレート・ガバナンス報告書」という。）に基づいており、これを抽出したものである。本コーポレート・ガバナンス報告書の基準日以降の取締役の状況については、「(2)役員の状況―①取締役」を参照のこと。

1. ガバナンスへのアプローチ

ANZの取締役会は、取締役会委員会の補佐のもと、ANZのガバナンス枠組みを監督することについて責任を負う。この枠組みは、効率的かつ責任ある意思決定をもたらすよう構想されており、もってANZの戦略と目標の達成を支援するものである。

本コーポレート・ガバナンス報告書は、以下を含む枠組みの主要部分を概説する。

- ・ 経験豊富で独立的な取締役会。これを補佐する取締役会委員会の体制は、取締役会の効率的な運営および価値の創出が継続的に確保されるよう定期的に見直される。
- ・ 取締役会および経営陣が担当する役割の明確な分掌。
- ・ 時機に即した偏りのない開示。anz.com (anz.com/corporategovernance) のコーポレート・ガバナンスのページを含む。
- ・ 包括的なリスク管理の枠組み。定期的に見直される。

取締役会の概要

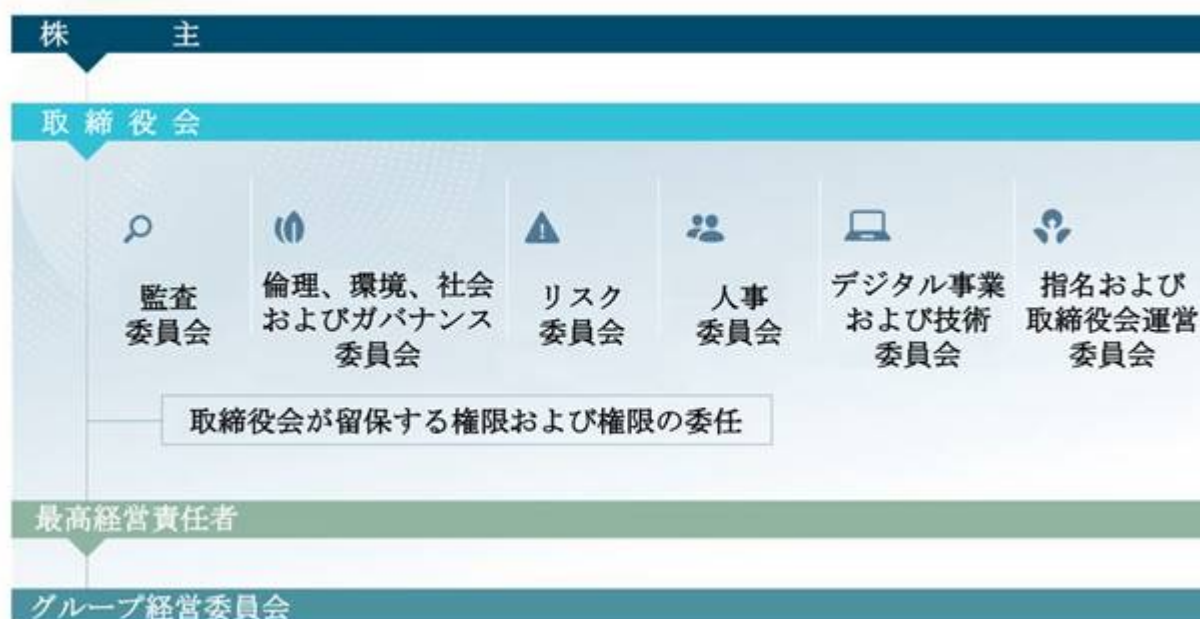
取締役会の構成

- ・ ANZの取締役会は、7名の非執行独立取締役（独立した会長であるポール・オサリバンを含む。）、および1名の執行取締役（最高経営責任者（CEO）であるシェイン・エリオット）により構成される。
- ・ 現在、ANZの取締役のうち3名が女性、5名が男性である。
- ・ 取締役の氏名および経歴の詳細は、ANZの社外における主な関連団体を含め、ANZのウェブサイト（anz.com/directors）（英文）および「(2)役員の状況―①取締役」にて参照可能である。

取締役会委員会

- ・ ANZの定款に基づき、取締役会は、そのあらゆる権限を取締役会委員会に委任することができる。ANZは、監査委員会（委員長：ポーラ・ドワイヤー）、倫理、環境、社会およびガバナンス（EESG）委員会（委員長：ポール・オサリバン）、リスク委員会（委員長：グレイム・リーベルト）、人事委員会（委員長：イラナ・アトラス AO（オーストラリア勲章オフィサー））、デジタル事業および技術委員会（委員長：ジェーン・ハルトン AO PSM（オーストラリア政府公共サービス・メダル））、ならびに指名および取締役会運営（NB0）委員会（委員長：ポール・オサリバン）の6つの主要な取締役会委員会を擁する。各委員会は、その役割および責任を定める独自の憲章を持つ。

コーポレート・ガバナンスの枠組み



2. 2020事業年度における取締役会の重点領域

取締役会およびその委員会は、毎年、戦略、ガバナンスおよび監視に係る主な活動に取り組んでいる。以下は、すべての事項の包括的なリストではないが、当年度中に取締役会が検討した主な事項の一部に対する洞察を利害関係人に提供するための説明である。

危機管理

当年度中、オーストラリアおよび世界は多数の危機に直面し、取締役会およびその委員会は、オーストラリアにおける山火事およびCOVID-19パンデミックを含む危機の影響およびそれらに対するANZの対応を監督するうえで、積極的な役割を果たした。

オーストラリアにおける山火事に関して、上記役割には、ANZの顧客救済対応、顧客、従業員および経済全般への影響、ANZの公的責務および貢献、ならびに現在および将来の災害の影響を受けるコミュニティの継続的な回復を支援するANZの次の取組みの見直しが含まれる。これに加えて、取締役会は、山火事マーケットプレイスに出席し、そこでは顧客らが商品およびサービスを販売したビクトリアにおける悲惨な山火事の影響を受けた小規模企業の顧客および同業者をANZがメルボルン本社において接待した。

COVID-19パンデミックに関して、取締役会は、取締役会自身における議論およびその委員会の範囲を活用した多面的な取組みを採用した。パンデミックの初期において、取締役らは状況の変化に関して毎週非公式な説明を受け、取締役会および委員会の議論よりも詳細な議論で補足された。

これらの議論の主な議題には、以下に関するものが含まれる。

- 顧客支援策、当該支援策への顧客の反応、ANZによる当該支援策の実施状況、および影響を受けた顧客との継続的なコミュニケーション
- パンデミックの経済への影響（国内・海外を問わず、パンデミックの直後の影響および長期的な影響の双方を検討）、様々な産業への影響、ならびにリスク選好度の設定を含む、これらの影響に対するANZのリスクアプローチ
- 資本要件および株主への配当金の支払いに関するものを含む、当グループの財務成績および財務状態に対するパンデミックの影響に関する議論

- ・ パンデミックのANZの従業員に対する影響、ANZが事業を行う法域において実施している異なる地理的対応、ANZが従業員の保護および支援、ならびに彼らの遠隔業務のために取り組んでいた準備および設備提供の措置（これが与える文化的影響の検討を含む。）

取締役会は、地政学的な事項およびそれがANZの事業に与える影響に関しても、多数の議論を行った。

リスク、規制およびイメージ形成

取締役会およびその委員会はまた、王立委員会からの教訓を学び、ANZの自己評価ロードマップに対する進捗ならびにANZの組織およびリスク文化の改善に対するANZの取組みを監督するために、経営陣が遂行している重要な職務を引き続き監督した。

また、取締役会は、問題発生時における当グループの顧客対応の重要性を強調し、予防および発見活動を監督しつつ、顧客救済を引き続き監督した。

取締役会およびその委員会はまた、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、オーストラリア取引報告・分析センター（AUSTRAC）、オーストラリア金融苦情申立機関（AFCA）、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）、ニュージーランド金融市場庁（FMA）およびシンガポール金融管理庁（MAS）を含む世界中の規制当局との交流に関して、詳細かつ定期的な最新情報の提供を行った。

取締役会およびその委員会はまた、ANZのコンプライアンス戦略、非金融リスクの管理に対する取組み、リスク選好度の設定、およびAPRA健全性基準第220号「リスク管理」の遵守に対するANZの取組みの3年ごとの独立のレビューの進捗に関して、多数の会議を開催した。

取締役会およびその委員会はまた、気候変動に対するANZの取組み、ANZのアップグレードされた炭素政策の見直しおよび承認、ANZの業界団体と気候政策との整合性を見直し、ならびに現代の奴隷法および人権法の変化を含む、主な環境および社会に関するリスク事項を議論した。

取組み

上記のCOVID-19パンデミックに関する非公式な説明、規制当局との会議および山火事マーケットプレイスへの出席に加え、取締役は、顧客、従業員および投資家との直接またはバーチャルによる会議に引き続き取り組んだ。

これには、事業に影響を与える話題の議論を目的とした、ANZの全国の長たちとのバーチャル会議の開催が含まれる。

取締役の一部は、年度を通して経営陣との会議に出席し、リスク選好度の設定と資本計画プロセスに情報を提供するために、深刻だが起こりうるストレス事象に対するポートフォリオのストレステストに対する取組みに積極的に関与し、挑戦するという積極的な役割を果たした。

パンデミック以前、取締役会は、顧客や従業員その他の利害関係人との交流を最大化するために、様々な地域において定期的な会合を開催していた。この取組みは、環境が許す限り継続する予定である。当年度中、取締役会は、メルボルン、シドニーおよびブリズベンで実際に会議を開催した。

戦略および将来

上記の取組みに加え、取締役会およびその委員会は、長期戦略に関する事項に引き続き注力した。取締役会は、取締役会および経営陣による当グループの戦略方針の設定を補佐するために、社内および社外の専門家にさらなる課題および異なる視点を提供させる年次戦略会議に参加した。

取締役会は、最高経営責任者（CEO）から当グループの戦略の実施に関する最新情報を定期的に受け取り、リスクおよび内部監査からは、戦略の実施に向けた経営陣の取組みに関するリスク評価についての最新情報を受け取った。

取締役会はまた、オーストラリア・リテールおよび商業事業のデジタル改革に向けた戦略的な取組みに関する多数の最新情報を受け取った。

最後に、取締役会は、2020年10月28日に退任したデービッド・ゴンスキーの後任として、ポール・オサリバンを会長に任命することで、会長の承継計画を実施した。

3. 取締役会

3.1 取締役

会長と最高経営責任者（CEO）の役割は別個のものである。ポール・オサリバンは、2020年10月28日から会長を務める。オサリバンは、2019年11月に独立非執行取締役役に任命された。デービッド・ゴンスキーは、2002年から2007年まで独立非執行取締役を務め、2014年5月から会長を務め、2020年10月28日に会長を退任した。シェイン・エリオットは2016年1月1日からCEOを務める。ASX上場規則により、CEOであるエリオットは3年ごとの再選を株主に求める必要はない。イラナ・アトラス AOおよびジョン・マクファーレンは、ASX上場規則に従い2020年度の年次株主総会で再選された。

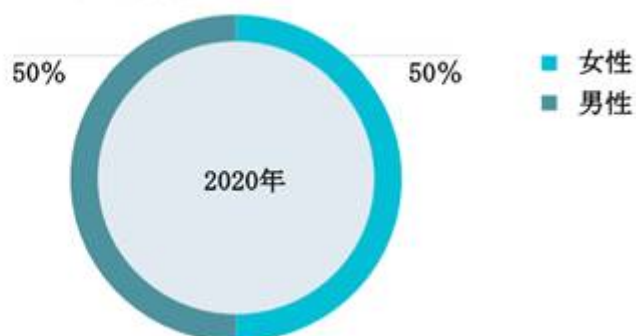
ANZの各取締役の氏名および任命に関するデータを以下に示す。

取締役	取締役就任	最近の選任日／再任日
ポール・オサリバン（取締役会会長、EESG委員会およびNBO委員会の委員長）	2019年	2019年
シェイン・エリオット（CEO）	2016年	該当なし
イラナ・アトラス AO（人事委員会委員長）	2014年	2020年度の年次株主総会で再選
ポーラ・ドワイヤー（監査委員会委員長）	2012年	2018年
ジェーン・ハルトン AO PSM（デジタル事業および技術委員会委員長）	2016年	2019年
RT Hon サー・ジョン・キー GNZM AC（ニュージーランド・メリット勲章ナイト・アンド・デイル・グラント・コンパニオン、オーストラリア勲章コンパニオン）	2018年	2018年
グレイム・リーベルト（リスク委員会委員長）	2013年	2019年
ジョン・マクファーレン	2014年	2020年度の年次株主総会で再選

取締役会の男女比



取締役会委員長の男女比



3.2 取締役および経営陣の役割

取締役会は、ANZの監視およびその慎重で健全な経営、ならびに憲章に定める一定の義務について責任を負う。

経営陣レベルでは、ANZの大部分の上級執行役員がグループ経営委員会を構成する。グループ経営委員会の委員はANZのウェブサイト（anz.com/exco）（英文）に掲載される。ANZは、CEOおよびその他の上級経営陣の構成員に委任される事項を明確に定める権限委任の枠組みを有する。

◎ 取締役会およびその主要委員会のそれぞれの憲章は、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

3.3 取締役の取締役会および委員会の会議出席状況

当年度中の取締役会会議および取締役会委員会会議の開催回数、ならびにそれらの会議への各取締役の出席回数を以下に示す。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		倫理、環境、社会およびガバナンス委員会		デジタル事業および技術委員会		取締役会特別委員会 ⁽¹⁾		指名および取締役会運営委員会		株式委員会 ⁽¹⁾	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
ポール・オサリバン	11	11	5	5			5	5			5	5			1	1		
イラナ・アトラス AO	14	14			8	8	6	6	5	5					1	1	1	1
ポーラ・ドワイヤー	14	14	7	7	8	8	6	6							1	1		
シェイン・エリオット	14	14															2	2
デービッド・ゴンス																		
キー AC ⁽²⁾	14	14	7	7	8	8	6	6	5	5	6	6			1	1	3	3
ジェーン・ハルトン																		
AO PSM	14	14					6	6	5	5	6	6			1	1		
サー・ジョン・キー																		
GNZM AC	14	14	7	7					5	5	6	5			1	1		
グレイム・リーベルト	14	14	7	7	8	8	6	6							1	1		
ジョン・マクファーレン	14	14	7	7	8	8					6	6			1	1		

A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。

B列は、会議に出席した回数を示す。会長は、デービッド・ゴンスキーが退任した2020年10月28日、リスク委員会、監査委員会、人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の職権上の委員になった。

上表は委員会会議に関する委員の出席状況を記録している。いずれの取締役もこれらの会議に出席する権利を有し、取締役は適宜、自らが委員ではない委員会の会議に出席している。

注：(1) 上表に記載の取締役会特別委員会および株式委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。

(2) デービッド・ゴンスキーは2020年10月28日に会長および非執行取締役を退任した。

3.4 最高経営責任者（CEO）および経営陣への権限委任

取締役会は、その憲章が定めるとおり、CEOおよびANZ上級経営陣の一定の構成員を任命する。取締役会はCEOに、およびCEOを通じて上級経営陣に、承認された戦略およびANZの財務目標を達成するための意思決定の権限および責任をANZの権限委任方針に従い委任している。本方針は定期的に見直される。

グループ経営委員会は通常、毎月会議を行い、人とコミュニティが繁栄する世界を作るというANZの目標を実施することについて責任を負う。グループ経営委員会は以下を重視してこれを行っている。

- ・ すべての主要利害関係人
- ・ ANZの文化および能力の形成
- ・ ANZの取組みおよび資源配分の優先順位付け

ANZにはまた、正式に設置された多数のマネジメント委員会があり、これらの各委員会は、定められた意思決定権限により、特定の継続的な課題に対処する。

銀行役員説明責任制度（BEAR）の要求により、ANZの説明責任対象者（ANZのすべての取締役およびグループ経営委員会（グループ執行役員（国際担当）およびグループ執行役員（データおよびオートメーション担当）を除く。）、ならびにグループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当））に関して個別の説明責任確認書が作成および維持されている。これらには、BEARに基づく説明責任義務に係る個別の責任および受諾の包括的な確認が含まれる。

さらにANZは、ANZの取締役会、取締役会委員会および主要なマネジメント委員会の目的を説明するBEARのためのアカウントビリティ・マップを整備している。当該マップには、説明責任対象者全体の管理およびガバナンス取決めにに関するマッピングも含まれる。

ANZ取締役会が留保する権限およびANZの権限委任方針が一体となって、ANZおよびその被支配法人のすべての従業員および契約者に対して適用される包括的な権限委任の枠組みを構成する。

3.5 取締役会の構成、選任および任命

ANZは、取締役会の構成を定期的に見直している。NBO委員会は2019年に設置され、その任務の1つは取締役会の構成の検討に関するあらゆる事項について取締役会を補佐することである。候補者となりうる者を評価し取締役会の規模および構成の見直しを実施するにあたり、NBO委員会は、取締役会の構成には以下のような項目を勘案した適切な混成比が反映されるべきとする指導原則を考慮する。

- ・ ANZの取締役会スキル・マトリックスで特定される主要分野のスキル／経験
- ・ 在任期間
- ・ 多様性

また、NBO委員会は以下の要素も考慮する。

- ・ 取締役会の構成に関する関連ガイドライン／法的要件
- ・ 取締役会憲章に明記された取締役会在職要件
- ・ ANZの戦略目標を含むその他の考慮事項

取締役会には少なくとも女性比30%以上の取締役会構成を維持するという目標があり、また取締役会単独で男女同数の代表構成にしていくという長期的な展望もある。

候補者となる可能性のある者について検討する際、取締役会は、多様性が非常に大きな広がりを持ち、年齢や文化的アイデンティティ（例えば、民族や母国）などのその他の事項を含む点にも着目する。同委員会はまた、候補者の個人的資質、コミュニケーション能力ならびに効果的な経営手腕、プロフェッショナルとしての名声および倫理的活動への取組みも考慮する。

同委員会はまた、必要に応じて、取締役会会長の後継者育成および選出手順の見直しおよび勧告を行う。

ANZの指名手順に関する情報の詳細は、ANZの「取締役会の構成、選任および任命（Board Composition, Selection and Appointment）」の資料に記載があり、これはANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）で閲覧可能である。

NBO委員会は、取締役会の規模および構成について見直しを行い取締役会に勧告し、また取締役に適任と考えられる者を特定して候補者を取締役会に推薦する職責を委任されている。

3.6 取締役会のスキルおよび経験

以下の表は、ANZの取締役会がその構成上確保したい主なスキルと経験、ならびにそれぞれのスキル／経験を備える取締役の人数を示す。

以下に列挙される多様な専門的スキルと経験を備えた個人を取締役に擁することに加えて、ANZの取締役会が確保したいのは、各自が事業の長期的成功を重視しつつチームとして機能し、また、異なる個性と視点を含めることにより、各自が敬意を持って対経営陣および取締役相互間で具申を行い、忌憚のない議論に参加し、新たなソリューションを得るため仲間と協力する体制である。

スキルおよび経験	取締役の人数
戦略および商業の見識 (商業的判断を活かして戦略目標の実現を計画および監視するための知識と経験)	8
銀行および／または金融サービス (ANZ以外の銀行業または金融サービス業界の重要要素における経験)	6
テクノロジー (重要技術、データ、技術関連イノベーションまたはデジタル・インフラストラクチャーもしくはアプリケーションを企業において適用および開発するための知識と経験)	4
大規模な組織におけるリーダー的役割 (上場企業または大規模／複雑な組織、または政府組織におけるCEOまたは上級職への就任経験)	8
職場文化および／または報酬 (職場文化の事項を管理または監督し、および／または報酬実務および上級職員の任命を監視するための上級職レベルの知識と経験)	8
コーポレート・ガバナンス、リスク管理／コンプライアンスおよび／または持続可能性 (コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント／コンプライアンスおよび／または持続可能性の枠組みおよびそれらに関連する実務の設計・適用における経験を含むが、これらに限定されない。これには、上場企業または大規模／複雑な組織または政府組織の取締役（理事）／執行役員としての経験が含まれる。)	8
規制／政府方針 (規制／政府／業界政策に関する事項を策定し、および／または重要な利害関係人のエンゲージメント／管理に関する経験)	8
国際ビジネスの経験	8
財務の見識 (財務および関連リスク管理の十分性を精査する能力を含む、大規模事業の財務書類に対する十分な理解)	8

3.7 取締役の独立性

ANZの取締役会憲章は、ANZの独立性基準を満たす非執行取締役が取締役会の過半数を占めることを要求する。かかる基準は取締役会憲章で定められており、NBO委員会がASXガバナンス原則、APRAの健全性基準およびその他の関連する要件に照らしてこれを定期的に見直している。2020年、NBO委員会は、ASXガバナンス原則の変更に対応するため、ANZの独立性基準の包括的な見直しを実施した。

監査委員会憲章が監査委員のための追加的独立性基準を定めており、これも考慮されている。

◎ かかる基準の詳細は、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に記載されている。

ANZの独立性テストは、ある取締役がANZと重要な関係があるか否かを基準とする。要約すれば、以下のことをするにあたり、取締役の意思に影響を与えるまたは与えられ得る現実かつ妥当な可能性があるANZの非執行取締役の地位にある合理的な人間が予想する場合、ANZとの重要な関係があるとみなされる。

- ・ 定期的に取り締役会または委員会の議題に上がる傾向にある事項について決定を行う。
- ・ 経営陣が提供する情報および助言を客観的に評価する。
- ・ ANZ全体にわたり一般的に適用される方針を設定する。
- ・ 一般的に取り締役としての自身の役割を実行する。

取締役は、ANZと個人的な取引関係を有する可能性があり、またはANZと取引関係がある会社その他の組織の取締役に就任する。こうした関係から独立性の問題が生じないように取決めが交わされる（第3.8項を参照）。

3.8 利益相反

独立性の問題を超えて、各取締役は、ANZの業務に関連する重要事項に関する潜在的または現実の利益相反を生じているか否かを判断する継続的な責任を負う。かかる状況は、外部の団体、利害関係または個人的関係から生じる可能性がある。

ANZは、取締役の利害開示規約および利益相反処理手続きを備えている。これは、現実のまたは潜在的な利益相反が存在する場合、取締役は取締役会に対して影響力を行使することができない旨を定める。

この規約は、利益相反を処理するためのANZの取組みに関するより多くの情報を含んでおり、ANZのウェブサイト (anz.com/corporategovernance) (英文) で閲覧可能である。

3.9 非執行取締役の社外コミットメント

すべての非執行取締役は、いかなる社外での新たな役職の任命についても、引き受ける前に会長に通知する義務がある。会長は、新たな任命の提案について検討し、個別に問題を考慮する。

この検討を行う際に会長が従う手順および考慮要素は、「非執行取締役の社外コミットメント (Outside Commitments of Non-Executive Directors)」の資料において定められており、これはANZのウェブサイト (anz.com/corporategovernance) (英文) にて閲覧可能である。

会長が社外の新たな役職を引き受けようとする場合、在任期間の最も長い非執行取締役が上記の検討および承認手順において会長の代わりを務める。

ANZは非執行取締役の各社外コミットメントについて問題はないものと思料している。

取締役会は各非執行取締役の独立性を検討し、各非執行取締役が独立的であるとの結論に達した。

4. 業績評価

ANZは非執行取締役、取締役会会長、取締役会および取締役会委員会の各々についての業績評価を実施している。

評価プロセスの内容について以下で要約しており、更なる詳細についてはANZのウェブサイト (anz.com/corporategovernance) (英文) に掲載されているANZの「取締役会改選および業績評価規約 (Board Renewal and Performance Evaluation Protocol)」で説明している。

4.1 非執行取締役

非執行取締役の評価のため、会長は、通常、非執行取締役の行動規範の遵守を含めた業績について各非執行取締役と1対1の会合を持つ。当年度は、外部の調整役が各取締役の業績に関するフィードバックを受けた。この情報は前会長にフィードバックされ、前会長は各取締役と議論した。

4.2 取締役会会長

通例は、ANZの最も在職期間の長い非執行取締役が、取締役会会長の業績評価を行う。これには、各取締役にインプットを求めることが含まれる。当年度は、外部の調整役が、各取締役から前会長に関するフィードバックを受け、この情報は前会長にフィードバックされた。

4.3 取締役会

定期的に、取締役会の業績は独立の外部の調整役を活用して評価される。ANZは当該外部評価をおよそ3年毎に行う予定である。当年度は、外部の調整役を利用した。

4.4 取締役会委員会

主要な取締役会委員会はそれぞれ、NBO委員会が承認した方法によって、当該委員会の業績の評価を目的として年次自己評価を行う。

4.5 上級執行役員

当グループがリスクおよびイメージ形成、財務および引締め、顧客ならびに人材および文化に関する基準につきどのように評価しているかを含め、最高経営責任者（CEO）およびその他主要な上級執行役員の業績の取締役会による評価方法については、「(2)役員の状況―③役員報酬の内容（報酬報告）」に記載される。

2020事業年度に関する主要な執行役員の評価は、この手順に従って行われた。

4.6 実施された2020年度の評価手順

当年度、取締役会は、取締役会および取締役の評価を補佐するために、独立の外部の調整役のサービスを利用した。これには、各取締役および上級経営陣の主要な構成員それぞれとの面談が含まれる。取締役会は、審査結果を議論し、取締役会およびその委員会の運営の改善可能性を議論している。

5. その他の情報

5.1 適格性チェックおよび銀行役員説明責任制度への適応性

ANZは、関連する上級職に任命された個人が、健全性に関する責任を適正に果たすために相当する適格性を有することを保証する手続きを備えている。

その枠組みは、ANZの「APRA規制対象機関のための適格性方針（Fit and Proper Policy for APRA Regulated Institutions）」に定められている。各取締役、関連する上級執行役員およびANZの外部監査人のAPRAの関与パートナーについて新規任命が行われる前に、評価を実施することが当該方針で求められている。取締役会はANZの非執行取締役の評価を実施し、人事委員会は、CEOおよび主要な上級執行役員を評価し、監査委員会はANZの外部監査人のAPRAの関与パートナーを評価する。評価には以下が含まれる。

- ・ 各人が証明を提供すること
- ・ 審査担当者が個人の重要な資格の証拠を入手すること
- ・ 例えば犯罪歴、破産歴および規制上の欠格といった個人の経歴を審査担当者がチェックすること

2020年度中、適格性の年次評価は、非執行取締役、最高経営責任者、主要な上級執行役員およびANZの外部監査人のAPRAの関与パートナーの各人について行われた。

この方針はまた、ANZの説明責任対象者がBEARの要件に従いその職責を担うにふさわしいか否かを取締役会および人事委員会が評価する方法を定める。

適格性方針の要約および枠組みに関する更なる詳細情報は、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

5.2 任命書類

新任の非執行取締役は各自、任命書とともに、補償、会社役員賠償責任保険、独立した個別の助言を受ける権利、機密保持に関する要件および情報へのアクセスなど多数の事項を網羅している取締役の証書を受領する。

任命期間を明示した正式な文書が上級執行役員に渡される。

5.3 取締役向け初任研修

ANZは、すべての新任取締役が参加する初任研修プログラムを整備しており、その中で参加者は上級経営陣の主要な構成員による説明を含む、当グループの事業のすべての面について情報提供を受ける。これに続いて、新任取締役の要求により、追加の会議または情報提供が実施される。

5.4 独立の助言を求める取締役の権利

取締役がその責務を履行する一助とするため、各取締役は、（会長の事前承認を受けて）ANZの費用負担において、その責務に関する独立した専門的助言を求める権利を持つ。

さらに、取締役会および各主要委員会は、ANZの費用負担において、会長の承認を受けて、その業務を支援するために必要とするあらゆる専門的助言も得ることができる。

5.5 取締役持株基準の充足

非執行取締役は、任命後5年以内にその基本報酬の最低100%と同額のANZ株式を保有するまで買い進め、以降はその保有を維持しなければならない。会長の要件はその基本報酬の最低200%である。

2020年9月30日時点のANZの株価に基づき、在任5年になるすべての非執行取締役は持株基準を満たした。過去5年以内に任命された非執行取締役は、持株基準を満たしているか、持株基準の充足に向けて買い進めている。

5.6 非執行取締役および上級執行役員の報酬

非執行取締役、CEOおよびその他の上級執行役員の報酬の仕組みに関する情報は、「(2)役員の状況—③役員報酬の内容（報酬報告）」に記載されている。

5.7 次の年次株主総会における選任

ANZの定款および2001年会社法の規定により認められている通り、取締役会は随時ANZの非執行取締役を任命することができる。しかし、同人は次の年次株主総会において退任しなければならない。

同人が取締役として継続を望む場合には同年次総会において株主による選任を受けなければならない。

5.8 取締役の任期および退任

ANZの定款は、非執行取締役としての役職の継続を望む非執行取締役が、3年毎に株主による再選を求めなければならない旨を規定している。これは、ASX上場規則に整合している。

さらに、ANZの「取締役会改選および業績評価規約」では、非執行取締役は、株主により最初に選任されてから連続3回の3年間の任期を満了した時点で退任することを求めている。

ただし、特別な状況において、取締役会は任期延長を非執行取締役に依頼することができる。

5.9 取締役向け継続教育

ANZの取締役は、正式な初任研修プログラムに加えて、取締役としての自己の職務および責任に関する幅広い研修および継続教育に参加する。

また各委員会は、独自の継続的な研修会を適宜開催し、また自己評価の要素項目の選定に努める。一例として、監査委員会は、会計基準の動向について定期的に説明を受けている。

必要に応じて、社内および社外の専門家が研修会の開催に関与する。

6. 会社秘書役の役割

取締役会はANZの会社秘書役の任命につき責任を負う。取締役会により、会社秘書役として2名が任命されている。ANZの会社秘書役のプロフィールは取締役報告書（2020年度年次報告書中）で確認することができる。

任命された会社秘書役のうちの一人はグループ・ジェネラル・カウンセルであるケン・アダムスである。アダムス氏はANZに対してグローバルに法務業務を提供する責任を負う。会長、取締役および上級経営陣と密接に連携し、会社秘書役室について取締役会に対し責任を負う。

会社秘書役であるサイモン・ボーデージは、会社秘書役室の業務運営に責任を負う。これには、取締役会および取締役会委員会会議の運営ならびにANZおよびそのオーストラリア子会社に対する取締役会のガバナンスに関する関連要件の管理、BEARに基づくグループ要件の管理、ANZの株式登録機関との関係の監視、ならびに分配の管理ならびに証券取引所および企業規制当局との情報の連絡およびこれらへの情報の届出などのANZの上場有価証券の管理が含まれる。

同氏は、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

同氏はANZのコーポレート・ガバナンス原則を発展および維持させるために取締役会の会長と緊密に連携する。

会社秘書役は、取締役会の適切な機能に関連するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

7. 取締役会委員会

7.1 委員および出席

各主要な取締役会委員会は、

- ・ 専ら独立非執行取締役により構成される3名以上の委員を擁し、
- ・ 独自の憲章を持ち、
- ・ 必要と思料される特別な調査を開始する権限を有し、また、
- ・ その委員のうち1名が取締役会により委員長に任命される。

取締役会は取締役会委員会の構成を毎年見直す。会長は、各主要取締役会委員会の職権上の委員となり、EESG委員会およびNBO委員会の委員長となる。CEOは、適宜、取締役会委員会の会議への出席を依頼される。もっとも、同人の出席は当然のものではなく、また自己の報酬が検討または討議される場合には出席しない。非執行取締役は、すべての委員会のあらゆる会議に出席することができ、また出席することが推奨され、すべての会議資料の提供を受ける。

各取締役会委員会は、その責任の範囲内で、憲章に基づき、その責務を実践するために関連があると思料する経営陣および従業員に無制限に連絡をとり、かかる情報を無制限に入手することができる。

各取締役会委員会は、必要に応じて会議にANZの役員または従業員に出席を要請することができ、また外部関係者の出席を依頼することができる。

7.2 監査委員会

監査委員会は以下を監督し、独立的に検討する責任を負う。

- ・ ANZの財務報告に係る原則および方針、管理ならびに手続き
- ・ ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性
- ・ 監査委員会委員長に直属する内部監査（IA）の業務（IAの詳細については、下記第8.1項を参照のこと）
- ・ ANZの財務書類およびその独立監査の整合性ならびに関連ある法律上および規制上の要件の遵守
- ・ 財務報告に関連する範囲において健全性の監視手続きおよびその他の規制上の要件（報告要件を含む。）、ならびに主要な子会社の監査委員会からの報告

監査委員会はまた、次についても責任を負う。

- ・ 外部監査人の任命、監督および年次評価（独立性、適格性ならびに資質および資格の検討を含む。）
- ・ 外部監査人の報酬
- ・ 外部監査人の交代（適宜）、ならびに
- ・ グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）の業績および報酬の検討、ならびに取締役会に対する適宜の勧告の実施

委員会憲章に基づき、

- ・ 監査委員会の各委員は適切に財務に通じていなければならない、また、
- ・ 委員会の委員は委員会の責務を有効に実践するための適切な知識、技能および経験（業界における経験を含む。）を委員会全体として有していなければならない。

取締役会は、ポーラ・ドワイヤー（委員長）が、監査委員会憲章に規定される定義に基づく「財務の専門家」とであると判断した。取締役会はドワイヤーが当該要件に基づく「財務の専門家」に必要な資質を有していると判断したが、このためにドワイヤーが監査委員会の他の委員より追加の責任を負うことはないという点を重々留意すべきである。

監査委員会は、定期的に、経営陣を同席させずに外部監査人および内部監査人と会合する。監査委員会委員長は、IA、外部監査人および経営陣と個別かつ定期的に会合する。副最高財務責任者は執行役員であり、監査委員会の事務および効果的な運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

CEOおよび最高財務責任者は、取締役会に対し、当グループの2020年度に関して以下を公表した。

- ・ 会社法第295条AおよびASXガバナンス原則の勧告4.2に定められる年次財務書類およびその他の事項、ならびに
- ・ ASXガバナンス原則の勧告4.2により要求される中間財務書類およびその他の事項

7.3 ESG委員会

ESG委員会は以下を含む事項の監督、検討、および／または（適宜の）承認について責任を負う。

- ・ ANZの企業持続可能性の目標案
- ・ ANZの持続可能性の枠組み、目標および関連実績に関する開示
- ・ 公正で責任ある持続可能な事業を運営する銀行の能力に関する倫理、環境、社会およびガバナンス上のリスクならびに機会
- ・ 倫理、環境、社会およびガバナンスに関する事項についての報告
- ・ ANZの企業倫理・責任委員会
- ・ 倫理または環境、社会およびガバナンスに関する重要事項の決議の取締役会への適宜の付託
- ・ 関連する企業ガバナンス方針および原則の策定および承認
- ・ 本コーポレート・ガバナンス報告書の審査

会社秘書役およびグループ・ジェネラル・マネージャー（総務担当）は執行役員であり、ESG委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

7.4 人事委員会

人事委員会は、報酬事項ならびに上級執行役員の交代、多様性、文化、説明責任、結果管理など、その他の人材および文化の事項について取締役会を補佐し、取締役会に勧告する。

人事委員会は取締役会に対して以下を含む事項について検討および承認、または勧告を行う責任を負う。

- ・ CEOおよびその他の主要な執行役員の報酬、非執行取締役の報酬
- ・ 主要な変動報酬制度の計画
- ・ 主要な上級執行役員の業績および報酬の査定
- ・ 主要な上級執行役員の任命および解任
- ・ ANZBGL報酬方針の有効性および同方針の変更
- ・ 多様性、包摂性、従業員エンゲージメント、リーダーシップ戦略、説明責任および結果の枠組みを含むが、これらに限られない文化（NBO委員会が監視する取締役会の多様性を除く。）の変革に向けた戦略および行動

グループ執行役員（人材および文化担当）が、人事委員会の運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を負う。

人事委員会の活動の詳細は、「(2)役員の状況—③役員報酬の内容（報酬報告）」を参照のこと。

ANZ取締役会委員会の委員

2020年11月4日現在

	監査	倫理、 環境、社会 および ガバナンス	人事	リスク	デジタル 事業および 技術	指名および 取締役会運 営
メンバーシップ						
ポール・オサ リバン*		C				C
イラナ・アト ラス AO			C			
ポーラ・ドワ イヤー	C, FE					
ジェーン・ハ ルトン AO PSM					C	
サー・ジョ ン・キー GNZM AC						
グレイム・ リーベルト				C		
ジョン・マク ファーレン						
構成						
	・取締役会は取締役会会長以外の取締役の1人を委員長に指名する ・リスク委員会と監査委員会の間の適切な情報フローの確保を目指すために、リスク委員会委員長が監査委員会委員となり、監査委員会委員長がリスク委員会委員となる。 ・監査委員会憲章の第6.2条に記載のとおり、規則により委員適格性が加重されている。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。 ・委員会の委員構成において監査委員会、リスク委員会および人事委員会の委員を兼務する者の確保を目指す。	・取締役会は取締役会会長以外の取締役の1人を委員長に指名する。 ・委員会の委員構成においてリスク委員会と人事委員会の委員を兼務する者の確保を目指す。 ・リスク委員会と監査委員会の間の適切な情報フローの確保を目指すために、監査委員会委員長がリスク委員会委員となり、リスク委員会委員長が監査委員会委員となる。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。

- ・ 委員は全員独立非執行取締役であることが求められる。
- ・ 各委員会の最低員数は非執行取締役3名である。これには取締役会会長（職権上の委員）を含めることができる。
- ・ 各取締役が、自身が委員ではない委員会の会議に出席することができる（投票はできない。）。

＊ 職権上の委員

注：C - 委員長、FE - 財務の専門家

7.5 リスク委員会

取締役会は、当グループのリスク選好報告書およびリスク管理戦略を含むリスク選好の承認に責任を負う。

この責任はまた、当グループ全体で有効なリスク管理を促進するため、経営陣による健全なリスク管理文化の確立の監視に及ぶ。これは翻ってANZのリスク選好範囲内で一貫して業務を行う能力を支える。

リスク委員会は、以下により取締役会を補佐する。

- ・ 経営陣によるリスク管理枠組みおよび関連業務の履行を独立して監視をする。
- ・ 当グループのリスク選好および資本力に照らし、ANZのグループ全体の現在および将来のリスク状況を観察する。
- ・ 事業、市場、信用、エクイティおよびその他の投資、財務、運営、コンプライアンス、流動性および評判リスクの管理ならびに当グループのコンプライアンス義務の管理に対する責任を遂行する。ならびに、
- ・ 現行のおよび将来のリスク選好およびリスク管理戦略について取締役会に対して助言をする。

リスク委員会は、経営陣の承認裁量を超えた信用取引を承認する権限を付与されている。

最高リスク責任者は、リスク委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

リスク管理の枠組み

当グループには、ANZの重要なリスクの監視および管理を行うリスク管理枠組みが設けられている。その健全性が維持されていること、およびANZが取締役が定めたリスク選好を十分配慮して運営されていることを確認するため、リスク委員会の承諾を受けて、取締役会は、少なくとも年に1度はこの枠組みの見直しを行う。当該見直しは2020事業年度中に行われた。年次報告書はANZの枠組みに関する詳細情報を含む。これは、三線防衛モデルおよびリスク管理委員会、本年度中のリスク管理を改善するための措置およびANZに浮上しつつあるリスクに関して、当該枠組みがどのように構成されているかを含む。三線防衛モデルに基づき、本事業は責任に第一の防衛線を、リスク機能に第二の防衛線を、および内部監査に最終防衛線を設定している。

7.6 デジタル事業および技術委員会

デジタル事業および技術委員会は、ANZのデジタル・トランスフォーメーション、データ、技術、技術関連イノベーションおよび情報／サイバーセキュリティ戦略の監視に関する取締役会の責任を効率的に切り出して取締役会を補佐する責任を負う。

また同委員会の委員が関連事項について取締役会で行うよりさらに深く疑問を投げかけ探求する場を提供する。同委員会は以下の責任を有する。

- ・ ANZのデジタル・トランスフォーメーション、技術、技術関連イノベーションおよび情報／サイバーセキュリティ戦略に関する事項を適宜監視および指導する。
- ・ ANZのデジタル・トランスフォーメーション、技術、技術関連イノベーションおよび情報／サイバーセキュリティ戦略の一部をなす主要プログラムの展開を監視する。
- ・ 1億ドルを超えるものを含む重要なデジタル・トランスフォーメーションおよび技術投資を取締役会に勧告し、監視する。
- ・ 安全で安定した信頼性の高いサービスを確保するため、ANZの技術装備一式の健全性および関連性を見直す。

グループ執行役員（技術担当）が、当該委員会の運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する。

7.7 指名および取締役会運営委員会

取締役会の継続的な構成および全体的な運営に関するものを含む、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について取締役会を補佐するため、2019年にNBO委員会が設置された。その業務は以下を含む。

- ・ 取締役会構成の検討に関するあらゆる事柄。これには、改選および交代の計画、取締役選任、任命および再任のプロセス、多様性に対するANZのアプローチの有効性、ANZの取締役会スキル・マトリックスの監視および変更、取締役として任命すべき候補者の取締役会への推薦、取締役会会長の交代の計画が含まれる。
- ・ 取締役会、各主要委員会および会長を含む各取締役（ただしCEOを除く。）の業績評価のプロセスの見直しおよび承認。
- ・ 取締役会およびその主要委員会の効果的かつ効率的な運営に関係するあらゆるその他の事項。

会社秘書役が、当該委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

7.8 その他の委員会

取締役会は、6つの主要な取締役会委員会に加えて、特定の任務の遂行を補佐するための取締役のみで構成される2つの委員会を設置している。2つの委員会は以下の通りである。

- ・ 取締役会の全権限を有し、緊急問題を処理するために、定期的に予定される取締役会の会議の合間にも適宜招集される取締役会特別委員会、ならびに
- ・ 取締役会に代わり株式およびオプションの発行を管理する権限（ANZの従業員株式取得制度および株式オプション制度に基づく場合を含む。）を有する株式委員会

取締役会はまた、特定の任務を果たすにあたり、取締役会の臨時特別委員会を適宜設置して権限を委任する。

8. 監査および財務ガバナンス

8.1 内部監査

内部監査（IA）は、経営陣から独立している。その役割は、取締役会および経営陣に、ANZの第1防衛線（ビジネス）および第2防衛線（グループ・リスク）が定めた内部統制の独立的な評価を提供することである。IAは取締役会が承認した憲章に従って機能する。IAの業務の結果は監査委員長を通じて監査委員会に報告される。IAはグループ最高経営責任者および外部監査人にも直接連絡をとることができる。

IAチームは6人のジェネラル・マネージャーを含み、彼らは、それぞれの部門に対して監査業務を行う責任を負う。ジェネラル・マネージャーは、監査業務のトップおよびグループ・ジェネラル・マネージャー（IA担当）と共に、IAリーダーシップ・チームを組む。IAは、技術、信用保証、文化評価、データ分析および業務監査の技能を持つ個人から構成される、グローバル監査プール・ストラクチャーを利用する。グローバル・チームは14拠点に分散している。

IAは年次IA計画（ANZの全体的なリスク選好およびリスク管理の枠組みに沿って、作成および見直しが行われる。）に従って業務を行う。監査委員会は、IA年次計画およびこれに対する重要な変更を検討および承認する。これにより、IA計画が規制上の要件を満たし、かつ、すべての重要なリスクを考慮していることを確認する。監査委員会は、IA業務の年間予算も承認する。

すべての監査活動は、専門的な監査機関により公表された国内および国際的な監査基準のみならず、ANZの方針および価値観（ANZの従業員行動規範を含む。）に沿って行われている。グループ・ジェネラル・マネージャー（IA担当）は、報告書を監査委員会の各会議に提出する。当該報告書には、主要な活動および認定事実、発行済み監査報告書および格付けの統計、ならびに内部監査業務に関する情報（戦略的イニシアチブ、人員配置およびその他の関連事項の進捗を含む。）が含まれる。

IAは、提起された監査上の問題の効率的かつ適時な解決について評価し、報告する。

8.2 外部監査

外部監査人の役割は、ANZの財務報告および「(2)役員の状況―③役員報酬の内容（報酬報告）」における報酬報告が真実かつ公正であり会計基準および適用ある規制を遵守している旨の独立した意見を与えることである。外部監査人はオーストラリア監査基準に基づき独立監査を実施する。監査委員会は、外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル（利害関係人エンゲージメント・モデル）を監視する。

この利害関係人エンゲージメント・モデルに基づき、監査委員会には外部監査人の指名（株主承認の対象である。）ならびに報酬の支払い、採用および行為の監督の責任がある。

また、同利害関係人エンゲージメント・モデルの規定により、監査委員会は、

- ・ エンゲージメント毎に、または同委員会から事前に承認を受けた特別の業務において、すべての監査業務、監査関連業務および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性につき定期的に見直す。ならびに、
- ・ 外部監査人の有効性を評価する。

◎ 上記の利害関係人エンゲージメント・モデルは、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

この利害関係者エンゲージメント・モデルには、外部監査人が提供することができる非監査業務に関する多くの要件、ならびに外部監査従業員の採用およびローテーションに関する要件が含まれている。

外部監査人であるKPMGにより2020年度中に提供された非監査業務の情報は、「(3)監査の状況 - ③会計監査」に記載されている。当該情報には、当該業務の費用および2001年会社法上の関連する独立性要件のKPMGにおける充足の充分性に係る取締役会による書面が含まれる。

8.3 財務管理

監査委員会は、ANZの財務報告方針および管理、ANZの財務書類の整合性、外部監査人との関係、IAの業務、ならびに様々な重要な子会社の監査委員会を監督する。

上級部門執行役員ならびに上級財務およびリスク執行役員を含む上級経営陣は、財務業績、開示、コンプライアンス上の義務および内部統制の整合性を証明する。このガバナンス証明書はANZの外部報告義務に沿っている。ANZはまた、財務および健全性に関する規制報告に対する主要な内部統制の有効性を評価する財務報告ガバナンスの枠組みおよびプログラムを維持している。

経営陣の証明書またはガバナンス評価から生じた重大事項は、監査委員会に報告される。

9. 倫理的かつ責任ある意思決定

9.1 行動規範

ANZは従業員規範および非執行取締役規範という2つの行動規範（以下「行動規範」という。）を有している。従業員規範はANZの価値観を支え、ANZの従業員に対し、その日常業務における公正で偏らない倫理的な意思決定を助ける一連の実務的な指針を与えている。非執行取締役規範は、法律に基づく取締役の責任が従業員のそれと異なることを認めつつ、従業員規範と同じ価値観および原則を掲げている。

行動規範は、誠実性、信頼性、質の高さおよび信用を求めている。ANZの従業員および取締役はこれらの行為を実行し、行動規範を遵守することが要求される。行動規範は、法律の変更を反映し目的への適性の維持を確保するため定期的に検討される一連の方針により補われる。取締役による非執行取締役規範の遵守は、通常の年次業績審査対象の一部となっている。

行動規範およびANZの価値観はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。ANZの2020年度年次報告書には、ANZの行動および文化（違反を含む。）に関して本年度中に実施された業務に関する情報が掲載されている。EESG委員会は、行動規範への重大な違反の報告を受ける。社内の研修および違反に関するものを含む、行動規範に関する更なる情報は、ANZの2020年度ESG補足文書に掲載されている。

9.2 証券取引

ANZ証券取引方針は、一般には入手できず、ANZの有価証券の価格もしくは価値に重大もしくは著しい影響を与えると合理的に予想される情報を保有するすべての従業員、取締役および契約者によるANZの有価証券の取引を禁止している。

この方針は、同方針に定義されるとおりの「取引停止期間」中にANZの取締役および一定の「制限対象者」（一部の上級執行役員を含む。）ならびにそれらの関係者によるANZの有価証券の取引を明確に禁止している。この方針では、

- ・ 特定の種類の取引は同方針上の取引制限の運用から除外される。
- ・ 例外的な場合に、事前の書面による許可により、禁止期間中に取引が認められる。
- ・ 従業員およびその関係者が、権利未確定であるかまたは保有義務のある、ANZのいずれかの従業員持株制度に基づいて付与された持分をヘッジすることを禁止している。
- ・ ANZの取締役および制限対象者は、マージン・コールまたは融資担保比率違反の対象となる可能性がある、マージン・ローンまたは同様の金融上の取決めに関連したANZの有価証券の使用を禁止されている。

当該方針はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

9.3 内部告発者保護

ANZは、開放性、信頼性および説明責任を推奨する文化に基づく強固な価値観を有する。内部告発者保護方針は、ANZグループの現在および過去の従業員、役員、関係者、請負業者および下請業者のすべてが、（これらの個人の家族および親類とともに、）自由に、損失の恐れなく、ANZまたはANZグループに関連する人物による不正行為の事実またはその疑いに関して懸念を表明することができるように策定された。

内部告発者保護方針およびプログラムは、不正行為を開示した個人を保護し、他の方法では発見できない不正行為の発見を支援し、ANZの倫理的および職業的な基準に対する説明責任を果たし、適用ある法律の遵守および「声を上げる」文化の重要性を促進する。

内部告発者は、多様な方法で内部告発者保護方針に基づく秘密開示を行うことができる。これには、内部告発者保護オフィサーや内部告発者プログラム・チームに開示する方法、またはANZの内部告発者報告のために外部サービスが運用する電話、Eメールおよびウェブベースの仕組み（サードパーティー・プロバイダ（デロイト）により管理されている。）を匿名で利用する方法が含まれる。ANZは、可能な限り最大限の範囲ですべての報告の秘密を保持し、実際の不正行為またはその疑いについて真の懸念を表明した者に対する、いかなる不利益や報復も容認しない。

ANZの内部告発者プログラム・チームは、月に1回、最高コンプライアンス責任者に、また、年に2回、経営リスク執行役委員会に報告する。EESG委員会への報告は3か月に1回行われ、報告内容には、方針に基づき表明された一切の重大事案およびとられた措置が含まれる。ANZグループ内のその他の取締役会および委員会に対しては、内部通報者プログラムと関連取締役会または委員会との間で合意した方法により適宜報告する。報告は、通報書を保護するため、匿名化して実施される。

ANZの取締役またはCEOが関与する通報は、ANZの会長に対して報告する義務がある。

ANZの内部告発者保護方針は、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

9.4 贈収賄防止および汚職防止

ANZは、事業を行う法域の適用あるすべての贈収賄防止および汚職防止（ABAC）法を遵守し、最高水準の倫理的行動および基準を適用し、維持するよう努めている。ANZは、ABAC方針を定めて、従業員、臨時職員および当グループのために行動する第三者が贈収賄または汚職を構成する活動に関与することを禁止している。この方針は、贈収賄および汚職に関する許容できない行動や活動を定義し、贈収賄および汚職リスクの予防、特定、対応を可能にするABACコンプライアンスの枠組みの基礎となる原則を定めている。

これには、以下の禁止事項が含まれている。

- ・ 公務員およびすべての商業関係を含め、いかなる形でも贈賄または収賄を行うこと
- ・ 贈答品、接待、資金援助付き旅行の授受を行うこと
- ・ いかなる種類でも不当な利益を得る目的で、不当に影響を与えるために公務員に価値のあるものを提供すること
- ・ いかなる種類でも利益を得る目的で、不当に影響を与えるために寄付をすること

ANZのABAC方針への違反は、ANZの行動規範への違反を構成し、重大な違反は、取締役会および／またはリスク委員会に報告される。

ANZのABAC方針は、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

10. 株主に対する責任

10.1 コミュニケーション

ANZに関して十分な情報を得たうえで決定することができるようにするために、またANZに対する見解を伝えるために、株主はANZの事業運営、業績およびガバナンスの枠組みを把握する必要がある。

一般的に当グループはその業績報告、年次報告書（年次レビューを包含している。）、市場向けアナウンスおよび短信、半年毎のニュースレターおよびANZの株主専用サイト（anz.com/shareholder/centre）（英文）を通じて、上記を行っている。

当グループはすべての事業慣行につき透明性の向上に向けて努力しており、株主、より広範囲の市場およびコミュニティの信用と信頼に質の高い開示が与える影響を認識している。これらを達成するため、ANZは、予定された業績発表の他に、2020年度において市場向けに取引情報の更新（トレーディング・アップデート）を行った。

◎ 何らかの情報を要求した場合または懸念もしくは関心のある事項につきANZに見解を表明したい場合、ANZのインベスター・リレーションズ（IR）およびANZの株式登録機関、コンピューターシェア社の投資家サービスの連絡先の詳細（郵便、電話およびEメールを含む。）が、ANZの2020年度年次報告書およびANZのウェブサイト（anz.com/annualreport）（英文）において提供されている。

ANZの株主は、ANZおよびその株式登録機関から電磁的に連絡を受け取り、ANZおよびその株式登録機関に対してメッセージを送信するオプションを有している。

ANZは、投資家との効果的なコミュニケーションを促す包括的インベスター・リレーションズ・プログラムも備えている。

10.2 総会

可能な限り多数の株主に株主総会に出席する機会を与えるために、ANZは株主総会を各州都で持ち回りで開催し、ウェブキャスト技術を用いてオンラインで株主総会を視聴することを可能にしている。

◎ 本事業年度中に行われた会議およびプレゼンテーションに関する情報は、ANZのウェブサイト（anz.com/shareholder/centre）（英文）にて閲覧可能である。

年次株主総会の前に、総会において重要な共通のテーマを検討できるように、株主は会長またはCEOに対して質問を提出する機会を有する。

外部監査人は、ANZの年次株主総会に出席し、監査人としての能力の範囲で自らに関する事項につき株主の質問に答えることができる。

取締役も、異常な状況にある場合を除き、年次株主総会に出席することが求められる。2020年度は、COVID-19のため、バーチャルで年次株主総会を開催する予定である。

株主は企業の問題に関連した様々な決議案に投票する権利を有する。株主に対しては、総会に出席し参加することを推奨する。ただし、株主が総会に出席できない場合、郵便または電子的に委任状を提出することができる。2020年度年次株主総会においては、すべての決議は投票により行われる（ANZにおいてはこれが通例である。）予定であり、株主は秘密投票により投票することができる。

◎ ANZは総会の結果を検証するために独立した第三者（通常はKPMG）を指名する。当該結果はできる限り速やかにASXに報告され、ANZのウェブサイト(anz.com/agm)（英文）に掲載される。

2019年度年次総会のANZの通知には、年次総会における取締役の選出または再選を含む、総会業務に関してANZが有するすべての重要な情報が含まれていた。

ANZはANZに積極的に関心をもつことを株主に奨励し、時期を逸することなく質の高い情報を株主に提供することを目指す。

11. 継続開示

ANZは、ASX、ニュージーランド証券取引所（NZX）、およびその他ANZの有価証券が上場しているオフショア取引所の上場規則、ならびに関連する会社法および証券法の開示義務を遵守している。ANZは、例外を除いて、市場に影響しやすいいかなる情報も、直ちにASX、NZXの順に通知しなければならない。その後、会社秘書役室が決定した場合には、他のオフショア取引所に当該開示を提出する。ASXに提出された市場に影響しやすい情報に関する発表およびプレゼンテーションは、ANZのウェブサイトに掲載されている。

ANZの継続開示委員会の委員は通常、提案されている開示について検討し、いかなる情報を市場に開示するかに関して決定を下す責任を負う。ANZの従業員および契約者は、ANZに関する潜在的な価格機微情報を覚知した場合、直ちに、それを会社秘書役（または会社秘書役の不在時にはグループ・ジェネラル・マネージャー）に通知しなければならない。

ANZの取締役会は、市場で重要な公表が行われた後、速やかにその写しを受領する。投資家またはアナリスト向けの新規の実質的なプレゼンテーションは、プレゼンテーション実施前にASXに提出される。

2020年度、ANZは継続開示方針の包括的な見直しを行った。ANZの継続開示方針は、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に掲載されている。

12. 経済、環境、社会面の持続可能性リスク

ANZの重大な経済、環境、社会面の持続可能性リスクに関する詳細およびANZがこれらのリスクをどのように管理するかに関する詳細は、「第3 事業の状況－2. 事業等のリスク」ならびにANZの年次報告書、ESG補足文書および気候変動関連の財務開示（これらはANZのウェブサイト(anz.com/annualreport)（英文）において入手可能）に記載されている。

ANZにおける多様性および包摂（インクルーシブ）性

13. 多様性および包摂性

13.1 包摂的な職場の創設

ANZは、活発で多様性があり包摂的な社員に備わる力を信じており、当グループの人材の身上、ビジョンおよび人生経験は、当グループのすべての顧客との強固な関係の構築、当グループの事業のための革新、およびより良い意思決定の一助となっている。当グループは、多様性があり包摂的な社員体制を創設し、過少代表グループに機会を提供することで、当グループが事業を行うコミュニティを反映した社員体制の構築に努めている。

ここでいう多様性は、年齢、扶養介護責任、文化的アイデンティティ、障害、ジェンダー表現およびアイデンティティ、民族、教育、家族／血縁関係の状況、性的指向、宗教的信条および／または社会経済的背景を含む。多様性はまた、教育、人生経験、拠点、性格、考え方および職歴において人には多面的に差異があることを含む。

◎多様性および包摂性に関するANZの方針については、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に掲載されている。

13.2 リーダーシップ、ガバナンスおよび説明責任

ANZの人事委員会はANZの人材戦略、報酬戦略ならびに多様性および包摂性（ジェンダー多様性を含む。）への取組みに関連して、重要な役割を果たす。

人事委員会は以下について包括的な役割を担う。

- ・ 多様性および包摂性に対するANZのアプローチの有効性を検討、注目および監視する。
- ・ 多様性（ジェンダー多様性を含む。）および包摂性に対する測定可能な目標を検討および承認する。
- ・ かかる目標およびその達成進捗を毎年検討する。

人事委員会はまた、毎年の業績および報酬査定を検討する。その検討は以下を含む。

- ・ 業績評価の分布、給与の変遷および短期的インセンティブの査定について、ジェンダー分析を行う。
- ・ ジェンダー間の待遇の均衡に重点的に取り組み、その結果はすべてCEOが検討する。

取締役会に関するジェンダー多様性の事項については、NB0委員会が責任を負う。

EESG委員会は持続可能性の年次目標を承認し、これにはリーダー層の女性比の改善、および多様性があり包摂的な社員体制の構築が含まれる。これらの目標に関する進捗は、グループ経営委員会が通常月次ベースで監視する。全体的な点数表（そのうち、リーダー層の女性は多数の指標の1つである。）およびその他多数の要因がプールに情報を提供する。

13.3 ANZにおける進捗

多様性およびインクルージョン目標	進捗
2020年度末までに、リーダー層の女性比を3%増やして34.1%にする。	当グループ全体のリーダー層の女性比は33.4%であり、2017年9月30日の31.1%から2.3%増加した。
オーストラリア先住民、障害を有する人および難民を含む過少代表グループから2020年度末までに1,000人以上を採用する。	2016年度以降、当グループは過少代表グループから919人を採用している。この数値の内訳は、オーストラリア先住民383人、障害を有する人434人および難民102人である。

13.4 取締役会、上級執行役員およびリーダー層レベルでのジェンダー均衡

本書日現在、ANZの取締役会は、8名の取締役、1名の執行取締役（すなわちCEO）および7名の非執行取締役で構成され、そのうち3名が女性である。取締役会における女性比は現在37.5%である。取締役会の現在の目標は取締役会における女性比を少なくとも30%以上に維持することである。長期的に取締役会が思い描く目標は、取締役会単独で男女同数の代表構成にすることである。

ANZは、12名からなるグループ経営委員会に6名の女性（最高財務責任者、グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）、グループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア事業改革担当）、最高経営責任者（ニュージーランド担当）、グループ執行役員（データおよびオートメーション担当）、副最高経営責任者およびグループ執行役員（富裕層オーストラリア担当））を擁する（女性比50%）。ANZの主要経営陣（KMP）のうち5名は女性であり（女性比50%）、ANZには、少なくとも女性比40%以上のKMP構成を維持するという目標がある。

ANZは、長年にわたり女性従業員が過半数（現在51.9%）を占めてきたことを踏まえ、全従業員においてではなく、リーダー層の女性の構成において、ジェンダーの多様性を実現するための測定可能な目標を設定している。この目標は、最も改善が必要とされているレベル、すなわち、銀行の中で最も上位かつ影響力のあるレベルに努力の焦点を当てているため、ANZにとって、より適切な目標であると考えている。

2020年度中、リーダー層全体の女性比は0.9%増の33.4%に上昇した。ジェンダー均衡を重視することは、依然としてANZの事業地域および事業全体において重要な戦略である。

2020年9月30日現在、子会社取締役会におけるすべての従業員兼務取締役のうち48%に女性が任命されている。

13.5 リーダー層およびANZにおける女性比

2020年度の実績は、ANZにおける上級執行役員の定義を含めて、以下のとおりである。

グループ [△]	2019年度 女性比の 実績割合	2020年度の 女性比の 実績割合
主要経営陣 ¹	50%	50%
リーダー層の女性	32.5%	33.4%
ANZ全体	52.6%	51.9%

注：

△ 「グループ」には休暇の状況にかかわらずすべての従業員を含むが、契約者（FTEに含まれる。）は含まない。

1. ANZは、「上級執行役員」を「主要経営陣（KMP）」と定義しており、これは「(2)役員の状況－③役員報酬の内容（報酬報告）」に記載された開示対象執行役員を意味する。

13.6 2021年度多様性および包摂性に関する目標

当グループは現在、2021年度以降の取組みおよび目標を定めた、多様性および包摂性の新戦略をまとめている。

当グループには、2021年度から2024年度にかけて毎年度、リーダー層の女性を前年度比1%増加させるという新たな目標がある。

ANZの多様性および包摂性に対するアプローチに関するより詳細な情報は、2020年度年次報告書およびESG補足文書（KPMGにより独立に確認される。）において入手可能となる予定である。

◎ 職場における男女平等法（Workplace Gender Equality Act）に基づき、ANZは、職場における男女平等局（WGEA）に対し、ANZの「男女平等指標」を開示する年次の公式届出を行うことが求められる。これらの報告書は、3月31日に終了する12か月間について、年次で提出される。最新のANZの提出情報がANZのウェブサイト（anz.com.au/about-us/sustainability/workplace-participation-diversity/gender/）（英文）に掲載されている。

ウェブサイト

ANZのガバナンス枠組みの詳細はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されており、以下を閲覧することができる。

- ・ 取締役会および各取締役会委員会の憲章、ならびに
- ・ 本コーポレート・ガバナンス報告書で言及される書類および方針の多く

ガバナンス勧告の遵守

ANZは、2020年度を通じてANZがASXコーポレート・ガバナンス評議会の勧告に従ったことを確認する。本コーポレート・ガバナンス報告書の情報は、2020年11月4日現在の最新情報であり、すでにANZの取締役会により承認されている。

本コーポレート・ガバナンス報告書は、同報告書に関連するASX Appendix 4GとともにASXに提出されており、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。ANZに関する更なる情報は、ANZの2020年度年次報告書に記載されている。

14. その他の補足情報

ANZは、各取締役（監査委員会のすべての委員を含む。）と損失補償証書を交わしている。証書に従い、ANZは取締役に対し、取締役について生じた責任および法務費用を適用ある法律により許容される範囲で補償する。

また、ANZと外部監査人の間で交わされたサービス基本契約書に置かれた一定の規定に従い、ANZに対する外部監査人の責任は適用ある法規制により許容される範囲で制限されている。

(2) 【役員の状況】

①取締役

2010年12月17日および2018年12月19日付で修正された当行の定款（「定款」）の規定に従い、2001年会社法（連邦）（「会社法」）、その他適用法令、およびオーストラリア証券取引所上場規則により要求されるその他の事項を除き、取締役会は当グループの事業を経営する権限をもち、株主総会で行使することを要求されている以外のすべての権限を行使することができる。

本書提出日現在、取締役会は、7名の非執行取締役および1名の執行取締役兼最高経営責任者で構成されている。取締役の氏名、略歴等は以下のとおりである。

なお、デービッド・ゴンスキー氏が2020年10月28日に取締役会会長および独立非執行取締役を退任した。

男性5名、女性3名（取締役のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
取締役会会長 独立非執行 取締役 倫理、環 境、社会お よびガバナ ンス委員会 委員長 指名および 取締役会運 営委員会委 員長	P O'Sullivan (オサリバン) (1960年8月14 日)	オサリバン氏は2019年11月から非執行取締役、2020年10月から取締役会会長である。オサリバン氏は倫理、環境、社会およびガバナンス委員会の委員長ならびに指名および取締役会運営委員会の委員長を含む、すべての取締役会委員会の職権上の委員である。 オサリバン氏はオーストラリアおよび海外の両方で、電気通信ならびに石油およびガスの分野の経験を有する。同氏はシンガポール・テレコム (Singtel) で上級業務執行の役職に従事しており、以前はオプタスの最高経営責任者であった。また、カナダ、中東、オーストラリアおよび英国においてコロニアル・グループおよびロイヤル・ダッチ・シェル・グループで管理職を務めた。 オサリバン氏は現在、シングテル・オプタスPtyリミテッドの会長（2014年から、2004年から取締役）およびウエスタン・シドニー・エアポート・コーポレーションの会長（2017年から）であり、コカコーラ・アマティル・リミテッドの取締役（2017年から）、セント・ヴィンセンツ・ヘルス・オーストラリアの取締役（2019年から）およびテルコムセル・インドネシアの取締役（2010年から）である。 以前は、ヘルススコープ・リミテッドの取締役（2016年から2019年）および全国障害者保険庁の理事（2017年から2020年）であった。	2022年度 年次株主 総会まで 選任	13,328株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
最高経営責任者 執行取締役	S C Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	エリオット氏は2016年1月1日から最高経営責任者兼執行取締役である。 エリオット氏はオーストラリアおよび海外において業界の全側面に関して30年を超える銀行業の経験を有する。同氏は2009年6月に法人部門の最高経営責任者としてANZに入行し、2012年に最高財務責任者に任命された。 ANZ入行前は、中東最大の投資銀行であるEFGエルメスで最高執行責任者を含む上級執行役員としての職務を果たした。同氏はシティバンク・ニュージーランドからキャリアを開始し、20年間シティバンク／シティグループに勤務した。その間、英国、米国、エジプト、オーストラリアおよび香港において様々な上級職を務めた。 同氏は子供のための金融市場財団の理事であり、オーストラリア銀行協会の会員、オーストラリア・ビジネス評議会の会員およびオーストラリア関税諮問委員会の委員である。 エリオット氏は現在、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの取締役（2009年から）および子供のための金融市場財団の理事（2016年から）であり、オーストラリア・ビジネス評議会の会員（2016年から）、オーストラリア銀行協会の会員（2016年から、2017年から2019年まで会長）およびオーストラリア関税諮問委員会の委員（2020年から）である。	該当なし	753,156株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 人事委員会 委員長	I R Atlas, AO (アトラス) (1954年10月11 日)	アトラス氏は2014年9月から非執行取締役である。アトラス氏は監査委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 アトラス氏は豊富な金融業界での経歴および法務の経験をもって取締役会に貢献する。同氏はマレソンズ・スティーブン・ジャック法律事務所（現：キング・アンド・ウッド・マレソンズ法律事務所）のパートナーであった。そこでは、会社法の実務に加え、人事・情報担当エグゼクティブ・パートナーおよびマネジング・パートナーを含む事務所内の数多くの経営上の役割を担っていた。同氏はまた10年間ウエストパックに勤務し、グループ秘書役兼ゼネラル・カウンセルおよび人事担当グループ執行役員を含む役職を務め、人材、総務および持続可能性を担当した。同氏は特に芸術および教育のコミュニティに熱心に取り組んでいる。 アトラス氏は現在、コカコーラ・アマティル・リミテッドの会長（2017年から、2011年から取締役）およびジャワンの会長（2017年から、2014年から取締役）であり、ポール・ラムゼイ財団の理事（2017年から）であり、アデイラ・パートナーズのパネル・メンバー（2015年から）である。 以前は、ワンマーケット・リミテッドの取締役（2018年から2019年）、ウェストフィールド・コーポレーション・リミテッドの取締役（2014年から2018年）、人権法センターの理事（2012年から2017年）およびニュー・サウス・ウェールズ財務公社の理事（2013年から2017年）であり、シドニー大学評議員会のフェロー（2015年から2019年）であった。	2023年度 年次株主 総会まで 再選	14,360株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 監査委員会 委員長	P J Dwyer (ドワイヤー) (1960年9月11 日)	ドワイヤー氏は2012年4月から非執行取締役である。ドワイヤー氏はリスク委員会、人事委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 ドワイヤー氏は金融市場、コーポレートファイナンス、リスク管理および投資に幅広い経験を有し、カリブレ・アセット・マネジメント、オード・ミネット（現：JPモルガン）およびプライスウォーターハウス（現：プライスウォーターハウスクーパース）で上級業務執行の役職に従事してきた。同氏の会社取締役としてのキャリアは、金融サービス、投資、保険、ヘルスケア、賭博および娯楽、日用消費財、不動産および建設ならびに小売部門まで及んでいる。同氏は教育および医療研究に強い関心を抱き、ジーロング・グラマースクール評議会およびメルボルン大学経営・経済学部の理事として、またバーカー・IDIの副会長として活動してきた。 ドワイヤー氏は現在、タブコープ・ホールディングス・リミテッドの会長（2011年から、2005年から取締役）、キン・グループ諮問委員会の会長（2014年から）およびアリアンツ・オーストラリア・リミテッドの会長（2020年から、2019年から取締役）であり、リオンPtyリミテッドの取締役（2012年から）であり、キリン国際諮問委員会の委員（2012年から）およびオーストラリア政府買収委員会の委員（2017年から）である。 以前は、ヘルススコープ・リミテッドの会長（2014年から2019年）であった。	2021年度 年次株主 総会まで 再選	17,500株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 デジタル事 業および技 術委員会委 員長	S J Halton, AO, PSM (ハルトン) (1960年1月4 日)	ハルトン氏は2016年10月から非執行取締役である。ハルトン氏は人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 ハルトン氏の33年間にわたる公職の経歴には、オーストラリア財務省次官、オーストラリア保健省次官、保健高齢化省次官および首相内閣省エグゼクティブ・コーディネーター（次官補）の地位が含まれる。同氏は金融、保険、リスク管理、情報技術、人事、保健および高齢化ならびに公共政策に関する豊かな経験を取締役会にもたらす。同氏はまた、重要な国際経験も有する。 同氏は世界保健機関および全豪アボリジニ・トレス海峡諸島民保健協議会を含む地方および国際機関を通じて地域社会の保健に広く貢献してきた。 ハルトン氏は現在、ボールド・システムズの会長（2017年から）、感染症流行対策イノベーション連合（ノルウェー）の会長（2018年から、2016年から理事）およびオーストラリア高齢化評議会の会長（2017年から）であり、クレイトン・ユッツ法律事務所のディレクター（2017年から）およびクラウン・リゾーツ・リミテッドの取締役（2018年から）であり、ワシントン大学保健基準・評価研究所の理事会メンバー（2007年から）および国家COVID-19委員会（諮問委員会）（2020年から）であり、シドニー大学およびキャンベラ大学の非常勤教授であり、オーストラリア戦略政策研究所の評議会メンバー（2016年から）である。	2022年度 年次株主 総会まで 再選	9,049株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役	Rt Hon Sir John Key GNZM AC (サー・キー) (1961年8月9 日)	サー・キーは2018年2月から非執行取締役である。サー・キーはリスク委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。サー・キーは2002年に政治家としてのキャリアを開始し、2008年から2016年までニュージーランド首相であった。サー・キーは国際金融における長い経歴を有し、主にニュージーランドのバンカーズ・トラストおよびシンガポール、ロンドンおよびシドニーのメルリリンチに勤務した。以前は、ニューヨーク連邦準備銀行外国為替委員会の委員（1999年から2001年）であった。 サー・キーは2017年の女王誕生記念叙勲においてニュージーランド・メリット勲章のナイト・グランド・コンパニオンを授与された。2017年には、オーストラリアとニュージーランドの二国間関係を進展させた功績により、オーストラリア勲章のコンパニオンの勲位を授かった。 サー・キーは現在、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長（2018年から、2017年から取締役）であり、パロアルト・ネットワークスの取締役（2019年から）である。 以前は、国際民主同盟の議長（2014年から2018年）であり、ニュージーランド航空の取締役（2017年から2020年）であった。	2021年度 年次株主 総会まで 選任	3,000株
独立非執行 取締役 リスク委員 会委員長	G R Liebelt (リーベルト) (1954年3月2 日)	リーベルト氏は2013年7月から非執行取締役である。リーベルト氏は監査委員会、人事委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 リーベルト氏は50か国以上で事業を展開する世界的な鉱業会社であるオリカ・リミテッドにおける23年間の経営幹部の経歴（最高経営責任者としての期間を含む。）の経験をもって取締役会に貢献する。同氏は幅広い国際業務の経験を有し、戦略の開発および実施を含む上級経営幹部としての輝かしい達成記録を持つ。同氏は世界的な貿易および協力ならびに地域教育に尽力している。 リーベルト氏は現在、アムコール・リミテッドの会長（2013年から、2012年から取締役）であり、オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッドの取締役（2012年から）およびカレー・パプティスト・グラマー・スクールの理事（2012年から）である。 以前は、デュラックスグループ・リミテッドの会長（2018年から2019年、2016年から取締役）であった。	2022年度 年次株主 総会まで 再選	24,315株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役	J T Macfarlane (マクファーレン) (1960年1月17 日)	マクファーレン氏は2014年5月から非執行取締役である。マクファーレン氏は監査委員会、リスク委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 マクファーレン氏はオーストラリア有数の経験豊富な国際銀行家であり、以前はオーストラリアおよびニュージーランドのドイチェ・バンクの業務執行会長ならびにオーストラリアのドイチェ・バンクの最高経営責任者を務めた。同氏はまた、米国、日本およびパプアニューギニアでの勤務経験も有し、ANZの主要な市場であるオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋における深い銀行業務の経験を取締役会にもたらす。 同氏は地域保健に尽力しており、エイケンヘッド・センター・オブ・メディカル・ディスカバリー・リミテッドの取締役（2016年から）である。 マクファーレン氏は現在、コルマック・グループPtyリミテッドの取締役（2014年から）、AGインベスト・ホールディングス・リミテッド（MyFarmリミテッド）の取締役（2014年から、2014年から2016年まで会長）、バルモラル・パストラル・インベストメントの取締役（2017年から）およびLIロング・ショート・ファンドの取締役（2018年から）である。 以前は、セント・ヴィンセンツ医学研究所の取締役（2008年から2019年）およびクレイグス・インベストメント・パートナーズ・リミテッドの取締役（2013年から2020年）であった。	2023年度 年次株主 総会まで 再選	24,851株

注：(1) オーストラリア法の下では、非執行取締役は株主により最後に選任されてから3回目の年次株主総会において退任しなければならないが、当該年次株主総会において再任を目指して立候補することができる。直近の年次株主総会以降に取締役会により任命された非執行取締役の場合は、次の年次株主総会において退任しなければならないが、かかる非執行取締役は当該年次株主総会において株主による選任を目指して立候補することができる。さらに、ANZの取締役会の方針にもとづき、非執行取締役は株主に最初に選任されてから最長で3年間の任期を連続3回務めた時点で退任する。ただし、特別な状況のため取締役会により任期を延長するよう要請される場合はこの限りではない。

(2) 所有株式等の合計である。個人名（共同所有を含む。）および個人の退職年金基金による所有証券（普通株式、転換優先株式およびキャピタル・ノート）ならびにANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券（株式、オプションおよび権利）を含む。業績基準または後渡しのために権利が確定していない権利および後渡し株式を含む。

取締役の会議

当年度中に開催された取締役会および取締役会委員会の会議の回数ならびにそれらの会議に各取締役が出席した回数は以下のとおりである。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		倫理、環境、社会およびガバナンス委員会		デジタル事業および技術委員会		取締役会特別委員会 ⁽¹⁾		指名および取締役会運営委員会		株式委員会 ⁽¹⁾	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
Paul O'Sullivan (ポール・オサリバン)	11	11	5	5			5	5			5	5			1	1		
Ilana Atlas, AO (イラナ・アトラス AO)	14	14			8	8	6	6	5	5					1	1	1	1
Paula Dwyer (ポーラ・ドワイヤー)	14	14	7	7	8	8	6	6							1	1		
Shayne Elliott (シェイン・エリオット)	14	14															2	2
David Gonski, AC ⁽²⁾ (デービッド・ゴンスキー AC)	14	14	7	7	8	8	6	6	5	5	6	6			1	1	3	3
Jane Halton, AO PSM (ジェーン・ハルトン AO PSM)	14	14					6	6	5	5	6	6			1	1		
Rt Hon Sir John Key, GNZM AC (Rt Hon サー・ジョン・キー GNZM AC)	14	14	7	7					5	5	6	5			1	1		
Graeme Liebelt (グレイム・リーベルト)	14	14	7	7	8	8	6	6							1	1		
John Macfarlane (ジョン・マクファーレン)	14	14	7	7	8	8					6	6			1	1		

- ・A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。
- ・B列は、会議に出席した回数を示す。取締役会会長は、デービッド・ゴンスキー氏の退任に伴い、2020年10月28日にリスク委員会、監査委員会、人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の職権上の委員となった。

上表は委員会会議に関する委員会委員の出席状況を記録している。いずれの取締役もこれらの会議に出席する権利を有し、取締役は適宜、自らが委員ではない委員会の会議に出席している。

注：(1) 上表に記載の取締役会特別委員会および株式委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。

(2) デービッド・ゴンスキー氏は2020年10月28日に取締役会会長および非執行取締役を退任した。

②執行役員

本書提出日現在、ANZの経営幹部および執行役員（非執行取締役を除く。）は以下のとおりである。

男性6名、女性6名（執行役員のうち女性の比率50.0%）

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽¹⁾
最高経営責任者	S Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	上記「①取締役」に記載の略歴を参照のこと。	2016年1月	2009年6月	753,156株
グループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア事業改革担当）	M Carnegie (カーネギー) (1969年11月12日)	ANZではこれまで、グループ執行役員（デジタル・バンキング担当）を務めた。 ANZ入行前は、オーストラリアおよびニュージーランドのグーグルのマネジング・ディレクター、オーストラリアおよびニュージーランドのプロクター・アンド・ギャンブルのマネジング・ディレクターを務めた。	2019年3月	2016年6月	203,170株
最高リスク責任者	K Corbally (コーバリー) (1970年6月25日)	ANZではこれまで、グループ・ジェネラル・マネジャー（内部監査担当）、マネジング・ディレクター兼与信および資本管理のヘッド、法人リレーションシップ・バンキング・オーストラリアのヘッド、産業多様化のヘッドを務めた。 ANZ入行前は、シティグループのマネジング・ディレクター兼コーポレートおよびコマーシャル・バンキングのヘッド（オーストラリアおよびニュージーランド担当）を務めた。	2018年3月	2009年7月	69,881株
グループ執行役員（国際担当）	F Faruqi (ファルーキ) (1964年9月27日)	金融業界において25年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、国際銀行部門の最高経営責任者を務めた。 ANZ入行前は、シティのアジア太平洋の法人および商業銀行業のヘッド、シティのアジア太平洋のグローバル・ローンおよびレバレッジ・ファイナンスのヘッド兼資本市場の債券部門のヘッドを務めた。	2016年2月	2014年8月	348,047株
グループ執行役員（技術担当）	G Florian (フローリアン) (1965年10月24日)	技術業界において30年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ディメンションデータのITaaS部門の最高戦略責任者、ディメンションデータのITaaS部門の戦略および契約担当シニア・バイス・プレジデント、ディメンションデータのクラウド事業ユニット担当最高製品責任者、ディメンションデータの最高マーケティング責任者、ディメンションデータの最高技術責任者を務めた。	2017年1月	2017年1月	106,789株

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽¹⁾
副最高経営 責任者	A George (ジョージ) (1964年1月30日)	金融業界において25年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、グループ執行役員（富裕層オーストラリア担当）、保険担当マネジング・ディレクターを務めた。 ANZ入行前は、INGグループにおいて銀行、保険および資金運用を担当するチェコ共和国およびスロバキアの最高経営責任者ならびに商品、マーケティング、ITおよび業務を担当するアジア地域の最高執行責任者を含む様々な上級職を務めた。	2018年5月	2013年12月	189,051株
グループ執行役員 (データおよびオートメーション担当)	E Gray (グレイ) (1969年8月1日)	データおよび顧客のインサイトに関する重要な経験豊富な国際的な執行役員である。 ANZではこれまで、最高データ責任者を務めた。 ANZ入行前は、ウールワースの最高ロイヤルティおよびデータ責任者、レベル・スポーツの最高戦略責任者、ペイン・アンド・カンパニーのパートナーを務めた。	2020年5月	2017年2月	43,062株
グループ執行役員 (オーストラリア・リテールおよび商業バンキング担当)	M Hand (ハンド) (1966年9月5日)	ANZではこれまで、グループ執行役員代理（オーストラリア担当）、グループ執行役員（オーストラリア事業およびプライベート・バンキング担当）、ビジネスおよびプライベート・バンキングのマネジング・ディレクター、法人および商業銀行業のマネジング・ディレクター、オーストラリアのリテール販売のマネジング・ディレクター、地域商業銀行業のジェネラル・マネジャー、ビジネス・バンキングのマネジャー部門のジェネラル・マネジャー、ヴィクトリア州およびタスマニア州のビジネス・バンキングの州マネジャー、メルボルンCBDのビジネス・バンキングの地域マネジャー、中小企業バンキングの信用およびオペレーショナル・リスクのヘッド、中東および南アジア（インドのムンバイ拠点）の監査のヘッドを務めた。	2019年3月	1988年8月	83,532株

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2020年11月 20日現在) ⁽¹⁾
最高財務責任者	M Jablko (ジャブルコ) (1972年9月29日)	投資銀行業において15年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、オーストラリアのグリーンヒルのマネジング・ディレクター兼共同ヘッド、UBSオーストラリアのマネジング・ディレクター、オーストラリアのアレンズ・リンクレーターズ法律事務所（旧：アレンズ・アーサー・ロビンソン法律事務所）の弁護士を務めた。	2016年7月	2016年7月	238,445株
グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）	K van der Merwe (ファン・デル・マーブ) (1974年4月25日)	事業改革の主導に注力した15年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ペイン・アンド・カンパニーのバイス・プレジデントを務めた。	2017年5月	2017年5月	114,505株
グループ執行役員兼最高経営責任者（ニュージーランド担当）	A Watson (ワトソン) (1969年11月16日)	ニュージーランド、英国、オーストラリアおよびハンガリーの専門的サービスおよび金融サービス部門において25年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、グループ執行役員兼最高経営責任者代理（ニュージーランド担当）、リテールおよびビジネス・バンキング担当マネジング・ディレクター、ニュージーランド担当最高財務責任者、ニュージーランド担当ファイナンシャル・コントローラーを務めた。	2019年12月	2009年4月	47,632株
グループ執行役員（法人担当）	M Whelan (ウィーラン) (1960年5月5日)	銀行業界において35年以上の経験を有し、アジア市場および法人銀行業の豊富な経験を有する。 ANZではこれまで、オーストラリア部門の最高経営責任者、オーストラリア商業銀行業のマネジング・ディレクター、法人部門アジア、ヨーロッパおよびアメリカのマネジング・ディレクター、法人アジアのマネジング・ディレクター、マーケットツのマネジング・ディレクター、マーケットツ部門セールスのヘッドを務めた。	2016年2月	2004年11月	288,879株

注：(1) 所有株式等の合計である。個人名（共同所有を含む。）および個人の退職年金基金による所有証券（普通株式、転換優先株式およびキャピタル・ノート）ならびにANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券（株式、オプションおよび権利）を含む。業績基準または後渡しのために権利が確定していない権利および後渡し株式を含む。

2020年12月22日、ANZは、最高財務責任者のミシェル・ジャブルコ氏が、金融業界を離れ他の組織で上級職に就くことを決断し、ANZを退社すると発表した。ジャブルコ氏は、2016年7月にANZに入行して以来、最高財務責任者を務めるとともに、ANZの経営委員会メンバーであった。

ANZは、今後数か月間でジャブルコ氏の後任を行内外で探し、同氏の職務は、現在当グループの内部監査担当ジェネラル・マネジャーであり、最高財務責任者代理に任命される予定のシェーン・バグル氏に引き継がれる。バグル氏は、ANZで20年以上にわたり財務の上級職に就き、2012年から2018年まで副最高財務責任者を務めた。

ジャブルコ氏はまた、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの取締役役を退任し、その後任は来年初めに発表される予定である。

取締役または執行役員間において家族関係はない。

[次へ](#)

③ 役員報酬の内容（報酬報告）

本「③役員報酬の内容（報酬報告）」は、ANZの2020年度年次報告書に含まれる2020年度についての報酬報告書に基づいており、これを抽出したものである。報酬報告書日以降の取締役の状況については、上記「①取締役」および「②執行役員」を参照のこと。

1. 本報告の対象者

1.1 開示を要する執行役員およびNEDの変更

2020年度中に主要経営陣（KMP）の一部に変更があった。

- ・ ポール・オサリバンが、2019年11月より非執行取締役（NED）に、（デービッド・ゴンスキーが取締役会会長を退任後）2020年10月28日より取締役会会長に任命された。
- ・ 当グループの戦略的方向性および経営に重要な責任を有し、最高経営責任者（CEO）に直接報告するグループ経営委員会（ExCo）委員全員が当年度の報告に含まれている。現在はグループ執行役員（人材およびカルチャー担当）であるキャスリン・ファン・デル・マープおよびグループ執行役員（技術担当）であるジェラルド・フローリアンが含まれている。
- ・ アントニア・ワトソンが、2019年12月、グループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者に正式に任命された（2019年6月以降は代理であった。）。

1.2 主要経営陣（KMP）

本年度の報告において報酬が開示される主要経営陣（KMP）は以下のとおりである。

2020年度非執行取締役（NED）

D.ゴンスキー	取締役会会長（2020年10月28日退任）
I.アトラス	取締役
P.ドワイヤー	取締役
J.ハルトン	取締役
J.キー	取締役
G.リーベルト	取締役
J.マクファーレン	取締役
P.オサリバン	取締役—2019年11月4日任命（2020年10月28日より取締役会会長）

2020年度最高経営責任者（CEO）および開示を要する執行役員

S.エリオット	最高経営責任者兼執行取締役
M.カーネギー	グループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア事業改革担当）
K.コバリー	最高リスク責任者（CRO）
G.フローリアン	グループ執行役員（技術担当）
A.ジョージ	副最高経営責任者（2020年9月22日付で副最高経営責任者兼グループ執行役員（富裕層オーストラリア担当）から役職名変更）
M.ハンド	グループ執行役員（オーストラリアのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング担当）
M.ジャブルコ	最高財務責任者（CFO）
K. ファン・デル・マープ	グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）
A.ワトソン	グループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者—2019年12月18日任命（2019年12月17日までグループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者代理）
M.ウィーラン	グループ執行役員（法人担当）

2020年度末以降取締役報告書の署名日までの間、デービッド・ゴンスキーが取締役会会長を退任し、ポール・オサリバンが同職に任命されたことを除き、主要経営陣に変更はなかった。

当グループの報酬報告は、当グループの報酬戦略および報酬フレームワーク、ならびに主要経営陣に適用される報酬慣行について説明する。本報酬報告は、2001年会社法が要求するとおり作成および監査されており、取締役報告書の一部をなす。

2. 2020年度報酬査定の概観

2020年度報酬の変更

外部市場に合致させるために詳細な見直しを行い、2020年度期首に以下のとおり報酬を変更した。

- ・ 2019年10月1日にCEOの固定報酬が増額され、長期変動報酬（LTVR）が減額された（下記3.2を参照のこと）。
- ・ 2019年10月1日、多くの開示を要する執行役員に対する固定報酬が増額された（下記4.1を参照のこと）。
- ・ 取締役会会長としての報酬およびNEDの基本報酬は増額されず、委員としての報酬は、デジタル事業および技術委員会の委員長の業務量の大幅な増加を評価した報酬を除き、変更はなかった（下記7.1を参照のこと）。

2020年度査定

- ・ 2021年事業年度（すなわち2020年10月1日に開始する年度）について、取締役会は、CEOまたは開示を要する執行役員のいずれの固定報酬も増額しないことを決定した。
- ・ 取締役会は、COVID-19の影響を考慮し、その裁量により、CEOおよび開示を要する執行役員の年間変動報酬（AVR）／変動報酬（VR）の査定に50%の減額を適用した（下記4を参照のこと）。
 - － CEOは、上限機会の33%のAVRを受領した。
 - － 開示を要する執行役員のVR査定の平均は上限機会の36%であり、個人レベルでの査定の範囲は上限機会の31%から44%であった。
- ・ 2020年度年次株主総会での株主承認を条件として、CEOはLTVRを350万ドル支給される。
- ・ CEOおよび開示を要する執行役員（CROを除く。）について、2019年11月の業績期間終了時に判定した時点で業績要件が満たされていなかったため、2016年後半に付与された業績に基づく権利は100%失効した（下記4.4.3を参照のこと）。
- ・ 2019年10月1日付の当グループの報酬フレームワーク再構築プログラムの一環として、ANZは、職員の報酬構成を調整し（固定報酬の増額／変動報酬の減額）、その調整には、従業員の約80%に対する個人の変動報酬を当グループ全体の業績に基づく変動報酬に置き換えることが含まれる（下記4.5.1を参照のこと）。
- ・ ANZの説明責任および結果フレームワークの強化を継続してさらに浸透させるため、当該フレームワークの拡充を行った（下記6を参照のこと）。

3. ANZの報酬フレームワークの概要

3.1 報酬フレームワークの概要

当グループの報酬フレームワークの構成は、当グループの報酬原則に沿い、ANZの目的および戦略を支援するよう設計されている。

ANZの目的および戦略⁽¹⁾

報酬原則を含む当グループの報酬方針によって支えられる

優秀な人材を集め、動機付けし、継続雇用する	顧客や株主を重視して正しい行いをした当グループ職員に報酬を提供する	何を達成したかと同様に、どう達成したかを重視する	公平で分かりやすいものにする

当グループのCEOおよび開示を要する執行役員に対し以下の報酬が支給される

固定報酬 現金給与および退職年金拠出金。取締役会は、職責、業績、適性、経験および拠点を反映した金融サービス市場の相対性に基づき、CEOおよび開示を要する執行役員の固定報酬を設定して（および毎年見直しを行って）いる。

変動報酬（リスク性あり） CEOおよび開示を要する執行役員は、当グループの変動報酬制度であるANZインセンティブ・プラン（ANZIP）に基づき変動報酬を受け取る権利を有する。

CEO

年間変動報酬（AVR）

- ・ 12か月のグループ、部門、個人の成果の達成に対する報酬
- ・ 決定：ANZグループの報酬フレームワーク、個人の戦略目標、ANZの価値観⁽²⁾、リスク/コンプライアンス評価および取締役会の裁量
- ・ 上限機会：固定報酬の150%
- ・ 支給：マルス⁽³⁾を条件として、現金50%、4年間にわたり繰り延べられるANZ株式50%

長期変動報酬（LTVR）

- ・ CEOが長期戦略目標の達成および全株主のための長期的価値の創出に集中するよう促す
- ・ 完全権利確定時の額面価値：固定報酬の140%
- ・ 支給：業績要件およびマルスを条件として、4年間にわたり繰り延べられる業績に基づく権利
- ・ 業績要件：相対株主総利回り（TSR）（75%）、絶対TSR（25%）

開示を要する執行役員⁽⁴⁾

変動報酬（VR）

- ・ 以下に対する単独のVRフレームワークに基づき報酬が付与される
 - － 業績を伸ばし、人材を集めて継続雇用するための、短期および長期報酬の適切な構成（業績要件を含む）を提供すること
 - － 変動報酬の支給総額をANZの業績と連動させること
 - － VRを短期、中期、長期にわたり繰り延べること
- ・ 決定：ANZグループの報酬フレームワーク、部門業績フレームワーク、ANZの価値観およびリスク/コンプライアンス評価、ならびに取締役会の裁量
- ・ 上限機会：固定報酬の40%⁽⁵⁾
- ・ 支給：現金25%、マルスを条件として、4年間にわたり繰り延べられるANZ株式25%、ならびに業績要件およびマルスを条件として、4年間にわたり繰り延べられる業績に基づく権利50%
- ・ 業績要件：相対TSR（75%）、絶対TSR（25%）

取締役会の裁量は、CEOおよび開示を要する執行役員の業績および報酬の査定を決定する際、また以前繰り延べられた報酬の予定された引渡し前に適用される（本章5.3を参照のこと）。繰り延べられた報酬はすべて、マルスの修正を受ける可能性がある。

報酬とリスクの連動により強化される

ANZの価値観およびリスク/コンプライアンス基準（銀行役員説明責任体制（BEAR）を含む）に基づき、姿勢を評価する	資金プールおよび個人のレベルでの主要インプットとしてリスクを用いた、変動報酬の査定を決定する	リスク性のあるより長期的な報酬に相当の割合で比重を置く	説明責任を判定し、適宜結果を適用する	権利未確定の株式のヘッジを禁止する

以下を通じて、執行役員および株主の利害が一致するよう支援する

実質株式保有要件	ANZ株式による変動報酬の相当な部分の繰延べ	相対および絶対TSR要件の使用	ANZIPの変動報酬資金プールの決定における現金利益および経済的利益の考慮	株価や配当金の落込みに伴う株主への影響の考慮

以下によって管理される

CEOおよび開示を要する各執行役員の固定報酬および変動報酬の査定を決定する人事委員会および取締役会。さらに、CEOのLTVRの査定結果は年次株主総会での株主の承認も条件とする。

- (1) 「第2 企業の概況－3. 事業の内容－(3)戦略」を参照のこと。
- (2) ANZの価値観（誠実、協調性、責任感、尊敬、最高のサービス（Integrity, Collaboration, Accountability, Respect, Excellence）（ICARE）－ 当グループの行動規範およびリーダーの新しい方法に関するフレームワークによって支えられた働き方の基盤である。
- (3) マルスは、権利確定前報酬の下方調整に関係している。
- (4) CROに関する変動報酬（VR）の上限機会および支給は、他の開示を要する執行役員とは異なる。詳細は下記5を参照のこと。
- (5) 完全権利確定時の業績に基づく権利の額面価額。

3.2 2020年におけるCEOおよび開示を要する執行役員の報酬フレームワークの変更

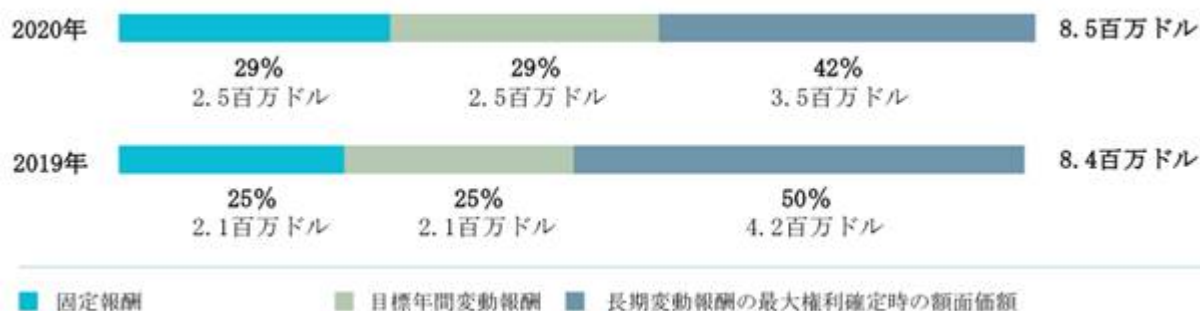
CEO

取締役会は、2019年9月にプライスウォーターハウスクーパースが実施した詳細な市場ベンチマークレビューを活用して、CEOの固定報酬と報酬合計の両方がその時点で市場競争力があることを確保するために、2019年10月1日より、CEOの報酬構成のバランスを再調整した。2020事業年度において、年間変動報酬（AVR）または長期変動報酬（LTVR）の支給に変更はなかった。

概要は以下のとおりである。

- ・ 固定報酬は210万ドルから250万ドルに増額された（外部市場に合致させるため、またCEOがその職務に活かすスキルおよび経験を評価するためであり、2016年1月のCEOの任命以降初めての増額となった。）。
- ・ 目標AVRは、固定報酬の100%で変更はなかった。
- ・ LTVRが固定報酬の200%から140%に引き下げられたことにより、短期業績および長期業績に対する報酬間の適切なバランスが提供され、目標とする報酬合計はほぼ変更はなかった。
- ・ 目標とする報酬合計は、840万ドルから850万ドル（約1%）増加した。

CEOの報酬構成の変更



開示を要する執行役員

2020年度の開示を要する執行役員の報酬フレームワークに変更はなかった。

2020年度については、当グループの報酬フレームワークの詳細な見直しが計画されていたが、現在では、新たなAPRA健全性基準CPS511「報酬」を適切に考慮できるように、また、当グループのフレームワークが引き続きANZの目的、戦略および報酬原則を適切に支援することを確保するために、2021年度に実施する予定である。

4. 2020年度の査定

ANZの変動報酬は実際にリスク性があり、その範囲はゼロから上限機会までである。人事委員会および取締役会は、多数の情報源による業績の包括的分析を裏付けとして、長時間にわたる詳細な議論および評価を行ったうえで、CEOおよび開示を要する執行役員に対する変動報酬の査定を決定する。

下記4.1および4.2の表は、オーストラリア会計基準に準拠して権利確定済みおよび権利確定前の両報酬に係る会計費用を表示する法定報酬表（下記9.1を参照のこと）を補足するものであり、それとは異なる。

4.1 報酬支給額の対前年比較

以下の表は、CEOおよび開示を要する執行役員に対して2018年度、2019年度および2020年度の業績期間に支給された報酬の対前年比較を表す。支給された報酬には、現金（固定報酬、現金による変動報酬など）ならびに当年度に支給されたがまだ権利が確定していない後渡し株式および業績に基づく権利の価値（つまり、当年度中には受領していない価値）が含まれる。

2020年度の業績は「期待値を満たす」と評価されたが、取締役会は、その裁量により、決定プロセスにおいてCOVID-19を背景にした市況を確実に考慮に入れることが必要かつ適切であると判断し、CEOおよび開示を要する執行役員の年間変動報酬（AVR）／変動報酬（VR）の査定を50%引き下げた。50%の引下げを決定するにあたり、取締役会は、株主への影響ならびに顧客および地域社会からの期待を考慮のうえ、何が公平であり合理的であるかを判断した。

CEO

下表の2020年度長期変動報酬（LTVR）は未だCEOに与えられておらず、2020年度年次株主総会で株主の承認を求める予定である。CEOの2018年度LTVRの支給額は、王立委員会により指摘された職務遂行上の問題およびそれに伴う社会的イメージの低下（以前に開示済み）の結果として大幅に減額された。

報酬支給額の対前年比較—CEO

事業年度	固定報酬	AVR現金	AVR後渡し株式	AVR合計	最小権利確定		完全権利確定		AVR (%)		
					LTVRの業績に基づく権利	支給された報酬合計	LTVRの業績に基づく権利	支給された報酬合計	目標機会	上限機会	
					(単位：ドル)						
CEO											
S.エリオット	2020年	2,500,000	625,000	625,000	1,250,000	1,750,000	5,500,000	3,500,000	7,250,000	50%	33%
	2019年	2,100,000	750,000	750,000	1,500,000	2,100,000	5,700,000	4,200,000	7,800,000	71%	48%
	2018年	2,100,000	875,000	875,000	1,750,000	1,400,000	5,250,000	2,800,000	6,650,000	83%	56%

開示を要する執行役員

- 固定報酬の増額は、望ましい市場ポジションにさらに合致させるため、2019年10月1日に5名の開示を要する執行役員に適用され、1名の増額については正式な任命に対して行われた（アントニア・ワトソン）。2019年9月にプライスウォーターハウスクーパーズが実施した外部ベンチマーキングにより、ANZが支払っていた固定報酬は市場を下回ることが明らかになったため、執行役員の職責、適性および経験を反映し、より市場競争力のある報酬の支給を目的として増額された。
- 2020年10月1日に開始する2021年度については、固定報酬の増額はなかった。
- マーク・ハンドおよびアントニア・ワトソンに支給された報酬の対前年比較は、同氏らが2019事業年度の一部期間しか開示を要する執行役員を務めなかったため、直接比較可能ではない。さらに、アントニア・ワトソンに支給された2020年度報酬は、同氏がグループ執行役員兼CEO（ニュージーランド担当）への正式な任命を反映したものである。
- 開示を要する執行役員の2020年度平均変動報酬（VR）査定は、上限機会（31%から44%の範囲）の36%（2019年度は45%）であった。良好な業績にもかかわらず、これらの査定は、現在の経済状況の影響をより反映するために、取締役会により判断された。

- ・ 固定報酬の増額が2020年度期首に多くの執行役員に適用されたが、2019年度および2020年度の全期間在任していた2020年度の開示を要する執行役員については、対前年比で報酬合計は15%およびVRは28%（完全権利確定時）減少した。
- ・ 変動報酬は、引き続き対前年比でおよび執行役員間で異なっており、これは、報酬の構成要素のリスク性ならびに当グループおよび個人の対前年比業績の変動性を明確に示している。

報酬支給額の対前年比較－開示を要する執行役員

開示を要する執行役員				最小権利確定		完全権利確定		VR (%)		
				VRの業績に基 づく		VRの業績に基 づく		目標機会	上限機会	
事業年度	固定報酬	VR現金	VR後渡し 株式	権利 ⁽¹⁾	支給された報 酬合計	権利 ⁽¹⁾	支給された報 酬合計			
(単位：ドル)										
現職の開示を要する執行役員										
M.カーネギー	2020年度	1,200,000	409,200	409,200	421,600	2,440,000	843,200	2,861,600	52%	34%
	2019年度	1,000,000	495,000	495,000	510,000	2,500,000	1,020,000	3,010,000	75%	50%
	2018年度	1,000,000	528,000	528,000	544,000	2,600,000	1,088,000	3,144,000	80%	53%
K.コバリー	2020年度	1,100,000	429,000	429,000	442,000	2,400,000	442,000	2,400,000	66%	44%
	2019年度	950,000	478,500	478,500	493,000	2,400,000	493,000	2,400,000	85%	57%
	2018年度	486,000	164,835	164,835	169,830	985,500	169,830	985,500	83%	55%
(在任6.5か月)										
G.フロリアン A.ジョージ	2020年度	1,075,000	371,250	371,250	382,500	2,200,000	765,000	2,582,500	52%	35%
	2020年度	1,100,000	363,000	363,000	374,000	2,200,000	748,000	2,574,000	50%	33%
	2019年度	1,000,000	528,000	528,000	544,000	2,600,000	1,088,000	3,144,000	80%	53%
	2018年度	876,000	354,750	354,750	365,500	1,951,000	731,000	2,316,500	61%	41%
(12か月のうち 4.5か月は副CEO として)										
M.ハンド	2020年度	1,200,000	462,000	462,000	476,000	2,600,000	952,000	3,076,000	58%	39%
	2019年度	726,000	198,000	198,000	204,000	1,326,000	408,000	1,530,000	41%	28%
(開示を要する 執行役員として 9か月)										
M.ジャブルコ	2020年度	1,100,000	363,000	363,000	374,000	2,200,000	748,000	2,574,000	50%	33%
	2019年度	1,000,000	544,500	544,500	561,000	2,650,000	1,122,000	3,211,000	83%	55%
	2018年度	1,000,000	577,500	577,500	595,000	2,750,000	1,190,000	3,345,000	88%	58%
K.ファン・デル・ マーブ	2020年度	850,000	330,000	330,000	340,000	1,850,000	680,000	2,190,000	59%	39%
A.ワトソン ⁽²⁾	2020年度	1,015,599	334,681	334,681	344,822	2,029,783	689,645	2,374,605	50%	33%
	2019年度	219,440	170,255	113,504	-	503,199	-	503,199	65%	43%
	(在任3.5か月)									
M.ウィーラン	2020年度	1,200,000	363,000	363,000	374,000	2,300,000	748,000	2,674,000	46%	31%
	2019年度	1,200,000	874,500	874,500	901,000	3,850,000	1,802,000	4,751,000	110%	74%
	2018年度	1,200,000	717,750	717,750	739,500	3,375,000	1,479,000	4,114,500	91%	60%

(1) CROの後渡し株式に対する権利。

(2) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。

4.2 受領された2020年度の報酬実績

以下の表は、CEOおよび開示を要する執行役員が、現金または過去のエクイティ報酬のうち2020年度に権利が確定した価額として実際に受領した、2020年度の業績年度に関する報酬額を示す。右端の列はまた、2020年度に失効／失権した過去のエクイティ報酬（これらの報酬は、2016年度の業績に基づく権利のうち2019年11月に業績要件について判定した時点で完全に失効したものを反映する。）の価値を示す。

受領された2020年度の報酬実績—CEOおよび開示を要する執行役員

	固定報酬	現金による 変動報酬	現金総額	当年度中に 権利確定した 後渡し変動 報酬 ⁽¹⁾	当年度中に 権利確定した その他の変動 報酬 ⁽¹⁾	受領した報酬の実 額	当年度中に 失効／失権した後 渡し変動 報酬 ⁽¹⁾⁽²⁾
(単位：ドル)							
CEOおよび現職の開示を要する執行役員							
S. エリオット	2,500,000	625,000	3,125,000	597,362	-	3,722,362	(3,768,401)
M. カーネギー	1,200,000	409,200	1,609,200	276,999	-	1,886,199	(241,617)
K. コバリー	1,100,000	429,000	1,529,000	247,891	-	1,776,891	(135,003)
G. フローリアン	1,075,000	371,250	1,446,250	141,723	-	1,587,973	-
A. ジョージ	1,100,000	363,000	1,463,000	222,997	-	1,685,997	(117,474)
M. ハンド	1,200,000	462,000	1,662,000	335,786	-	1,997,786	(196,368)
M. ジャブルコ ⁽³⁾	1,100,000	363,000	1,463,000	326,785	195,305	1,985,090	(241,617)
K. ファン・デル・マーブ	850,000	330,000	1,180,000	125,309	-	1,305,309	-
A. ワトソン ⁽⁴⁾	1,015,599	334,681	1,350,280	289,148	-	1,639,428	(90,473)
M. ウォーラン	1,200,000	363,000	1,563,000	570,684	-	2,133,684	(1,374,281)

- (1) 株式／株式の権利および／または業績に基づく権利として付与された過去の後渡し報酬の一時点における価額は、権利が確定する日または失効／失権する日にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買される当行株式の1日出来高加重平均価格（VWAP）に、株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の数を乗じたものに基づく。
- (2) 失効／失権額は、当グループが2016年11月／12月に付与し、業績要件を満たさなかったために2019年11月／12月に失効した業績に基づく権利に関係する。
- (3) M. ジャブルコに関するその他の後渡し報酬は、ANZに入社したために失権した後渡し報酬の補償（以前に開示済み）に関係する。
- (4) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。

4.3 報酬原則の適用

2020年度の査定を検討するにあたり、人事委員会および取締役会は、以下のとおり現在の環境におけるANZの報酬原則の適用を熟考した。

- ・ **当グループの顧客および株主を考慮し正しいことを行う職員に報酬を支給する**：変動報酬は「労力」や業績に対する割合ではなく主に「結果」に基づくべきである。また、すべてのステークホルダー（株主、顧客、従業員、地域社会および規制当局を含む。）の経験／期待を考慮する必要もある。これに基づき、取締役会は、2020年度についてCEO（年間変動報酬）および開示を要する執行役員（変動報酬）の査定に50%の減額を適用することを決定した。
- ・ **優秀な人材を引き付け、動機付けし、雇用を維持する**：取締役会は、特により変動が激しく不確実な環境において、主要な人材を確実に維持するための市場競争力のある固定報酬の重要性を認識している。
- ・ **何を達成したかと同様にどのように達成したかに重点を置く**：取締役会は、目標に対する業績およびどのように業績が達成されたか（すなわち、当グループの価値観および目的に沿って）について、適切に検討し重点を置く。
- ・ **公正であり一貫性をもつ**：変動報酬は、期間を通じて公正かつ一貫性があるべきであり、また、経営陣の管理の及ばない外的影響を考慮すべきである。

4.4 変動報酬－詳細

4.4.1 CEOの業績、年間変動報酬（AVR）、長期変動報酬（LTVR）

業績

年間変動報酬（AVR）に関して、CEOは、ANZグループの業績フレームワークにより50%、ANZの戦略に沿った個人の戦略目標の達成により50%評価される。当グループの業績フレームワークおよび個人の戦略目標は共に、事業年度の期首に取締役会と合意して、高く設定しその実現に挑むものとなっている。

財務指標の加重

年間変動報酬（AVR）

財務指標は当グループの業績フレームワークの加重が35%であり、したがって名目上はCEOのAVRに対して17.5%の加重となる。しかし、CEOのAVRは定型的ではなく、査定は、当グループの業績フレームワークのリスクおよびイメージ形成要素、ならびに業績のあらゆる側面を考慮した適切なAVRに関する取締役会の判断により加減される。

長期変動報酬（LTVR）

LTVR要件の100%はTSR（相対および絶対の両方）に基づく。

事業年度末に、ANZの業績は当グループの業績フレームワークに対して評価され、CEOの業績は個人の戦略目標、ANZの価値観（姿勢）、BEAR義務の遂行、ならびにANZのリスクおよびコンプライアンス基準に対して評価される。CEOの業績評価にあたり、人事委員会は、会長、（リスク管理について）CRO、（財務業績について）CFO、（人材および文化に関する事項について）人材およびカルチャー担当グループ執行役員（GE T&C）および（内部監査事項について）内部監査担当グループ・ジェネラル・マネジャー（GGM IA）からのインプットを求める。（CROにより提供された）当年度に生じたまたは明らかになった重大なリスク事象は、取締役会の監査委員会およびリスク委員会双方からのインプットと併せて検討される。

以下のとおり、取締役会はCEOの2020年度業績を評価した。

- ・ 当グループの業績フレームワーク＝期待値を満たす（下記4.5.3を参照のこと）
- ・ 個人の戦略目標＝期待値を満たす（以下の取締役会の評価を参照のこと）
- ・ ANZの価値観＝期待値を上回る
- ・ リスク／コンプライアンス評価＝期待値を満たす

取締役会は裁量を発揮して、2020年度の適切なAVR査定を決定し50%の減額を適用した結果、AVR査定は上限機会の33%となった。

2020年度のCEOの個人の戦略目標

- ・ ANZの事業改革に必要な文化および説明責任を率いて、ロールモデルとなる。
- ・ ANZの評判を高める。
- ・ 成長に重点を置き組織の戦略的方向性を定める。
- ・ コストにより2022年度末までにランレートの大幅な減少する見込みであるが、顧客および職員の経験を改善するための生産性向上イニシアチブに重要な進展を示す。
- ・ 引き続きグループ経営委員会の有効性を強化して、CEOの後継者を育成する。
- ・ ANZが長期的成長を支える強固で信頼性のあるプラットフォームを確実に有するために、改善およびシステムの安定性を含み、オペレーショナル・エクセレンスに注力する。

個人の戦略目標に関する業績に対する取締役会の評価：期待値を満たす

COVID-19のパンデミックやその他オーストラリアに影響を与える問題で顕著になっているこの困難な期間にもかかわらず、CEOにとって成功した1年となった。CEOは、内外双方において、特にコロナ禍に顧客、地域社会および従業員に対して支援やサービスを提供することで強いリーダーシップを発揮し、リスク文化を含むANZの文化および価値観のロールモデルとなった。

CEOによるANZのCOVID-19への対応策の策定およびリーダーシップによって、以下の最も重要な事項を重視することが可能となっている。

- ・ 当グループの職員、顧客および財務基盤を保護する。
- ・ COVID-19の環境に適応する。
- ・ 当グループのステークホルダー全員との関係を維持する。
- ・ 将来に備え機会を受け入れる準備をする。

CEOは、ここ10年で最も困難な環境において、ANZが顧客および地域社会を支援する有利な立場にいたることができるよう、ANZのリーダーシップ、インフラ、財務基盤および従業員エンゲージメントの強みを維持する。CEOは、当グループの意思決定に目的および価値観を盛り込むことにより、また、COVID-19への対応におけるそのリーダーシップを通じて、ANZの評判を高めている。

過去12か月間、事業の簡素化、ITインフラの改善および中核となる住宅ローン事業の回復に向けた進展とともに、CEOは、継続的にANZの戦略的課題の追求に注力する一方で、将来に備え事業の変革を行ってきた。2020年度においては成長が依然として注力分野であったが、機会についてはCOVID-19への対応とのバランスを取る必要があった。

2020年度は、従業員の大半が在宅勤務（リモートワーク）体制となったが、生産性は低下していない。CEOは、職員の安全、健康およびエンゲージメントを重視しているが、事業への投資も継続し、すべてのレベルにおいてより効率的な社員体制を開拓する。困難な時期において、CEOは、強力な費用管理をもって生産性の向上を継続する。

グループ経営委員会は、CEOのリーダーシップの下、極めて効果的に機能しており、当年度のグループ執行役員（データおよびオートメーション担当）の追加は、ANZ内のデータの重要性を適切に反映したものである。

インフラの安定性は改善され、ANZは、責任を伴う十分管理された成長のためにより優れたプラットフォームを順調に構築しているところである。

年間変動報酬 (AVR) および長期変動報酬 (LTVR)

事業年度末に、人事委員会はCEOのAVR査定に関して承認を得るために、取締役会に提言を行う。

CEOのAVRは毎年増減し保証されておらず、その範囲はゼロから上限機会までである。

CEOに支給された2020年度AVRは上限機会の33%であった。

ANZの価値観に関する期待値を上回り、リスク／コンプライアンス評価、個人の戦略目標および当グループの業績フレームワークでは期待値を満たすと評価されたものの、取締役会はその裁量により、AVRに50%の減額を適用した。これは、COVID-19のパンデミックに鑑み、現在の環境（利益および収益性の減少を含む。）、株主への影響、ならびに顧客、地域社会および規制当局の期待を考慮したものである。2020年度のAVR査定は125万ドル（上限機会の33%）で2019年度から17%減少したが、取締役会はこの金額は適切であると判断した。

CEOの350万ドル（完全権利確定時の業績に基づく権利の額面価額）（2019年度の420万ドルから減少）のLTVR案は、2020年度年次株主総会における株主承認を条件とする。

2020年度に支給された年間変動報酬 (AVR)

下表は2020年9月30日に終了した年度にCEOに支給されたAVRを示している。

2020年度に支給されたAVR—CEO



報酬合計の要約

2020年度にシェイン・エリオットが受け取った報酬は、2020年業績年度（将来の年度に権利確定するかどうかは不明）に関して支給された報酬、および2020年度に会計費用を反映した同氏の法定報酬とは異なる。下記の支給された報酬には、最小権利確定時（50%）および完全権利確定時（100%）の両方における業績に基づく権利の額面価額が含まれている。

報酬合計の要約—CEO

	報酬総額			
	支給		受領 ⁽¹⁾	法定 ⁽²⁾
	最小権利確定	完全権利確定		
	(単位：ドル)			
2020年度	5,500,000	7,250,000	3,722,362	5,225,308
2019年度	5,700,000	7,800,000	4,093,464	5,181,339
2018年度	5,250,000	6,650,000	3,849,666	5,645,295

(1) 以前支給された年間変動報酬 (AVR) の後渡し株式および長期変動報酬 (LTVR) の業績に基づく権利の権利確定日現在の価値を含む。

(2) 当年度に費用計上されたAVRおよびLTVRの価値を含む。

2019年度から2020年度に固定報酬は増額したが、完全権利確定時の価値に基づくCEOに支給された報酬は、CEOの2020年度変動報酬支給額が大幅に引き下げられたことを反映し7%減少した。また、2018年度の（変動）報酬は、王立委員会により指摘された職務執行上の問題およびそれに伴う社会的イメージの低下を認識したことを反映したものである。

CEOが受領した報酬の2019年度から2020年度の減額は、2020年度変動報酬の減額および2016年12月に付与されたLTVRの業績に基づく権利が2019年11月の判定時に権利確定されなかった事実を反映している。

過年度の年間変動報酬（AVR）および長期変動報酬（LTVR）

下表は、過去3年間のCEOのAVRの上限機会に対する比率およびLTVRの権利確定の査定結果を示している。

過年度のAVRおよびLTVR—CEO

	2018年度	2019年度	2020年度
AVRの査定結果（上限機会に対する比率）	56%	48%	33%
LTVRの権利確定実績（権利確定率）	0%	21.8%	0%

4.4.2 開示を要する執行役員の業績および変動報酬（VR）

業績

各年度の期首に、当グループの開示を要する執行役員それぞれの部門業績フレームワークという形で、取締役会が承認した当グループの業績フレームワークに沿って、実現には相当の努力を要する高い業績目標を人事委員会が設定する。

当グループの業績フレームワークと同様に、部門業績フレームワークには、財務および引締め、顧客、ならびに人材および文化という主要な要素が、修正要素⁽¹⁾としてリスクおよびイメージ形成と一緒に含まれる。各自の職務を反映して評価基準の比重を変える。財務および引締めの要素は20%から45%の比重である。

事業年度末に、開示を要する執行役員⁽²⁾それぞれの業績が当グループの業績フレームワーク、部門業績フレームワーク、ANZの価値観（姿勢）、BEAR義務の遂行、ANZのリスクおよびコンプライアンス基準への貢献に対して評価される。

人事委員会は、CEOからのインプット、ならびにリスク担当、財務担当、人材・カルチャー担当および内部監査担当から個別の報告を求め、CROが提供した重要なリスク事象に関するデータを評価し、取締役会の監査委員会およびリスク委員会双方からのインプットを求める。

開示を要する執行役員それぞれの全般的な業績査定の承認については、人事委員会が検討して取締役会に提案する。

- (1) リスクおよびイメージ形成の測定に割り当てられた比重を有するCROを除く。
- (2) CROの業績に関する取決めは、リスク委員会により追加的に対応される。グループ執行役員兼最高経営責任者（ニュージーランド担当）の業績に関する取決めは、規制上の義務との整合性を図り、人事委員会／取締役会と協議し人事委員会／取締役会に是認された上で、ANZニュージーランドの人事委員会／ANZニュージーランドの取締役会が決定し承認する。

変動報酬 (VR)

事業年度末に、CEOおよび人事委員会は開示を要する執行役員それぞれについてVRの提案を決定し、最終的に取締役会によって承認される⁽³⁾。VRは業績に従い毎年変動すべきであり、実際に変動している。VRは保証されておらず、ゼロから上限機会までの範囲で上方または下方修正される。

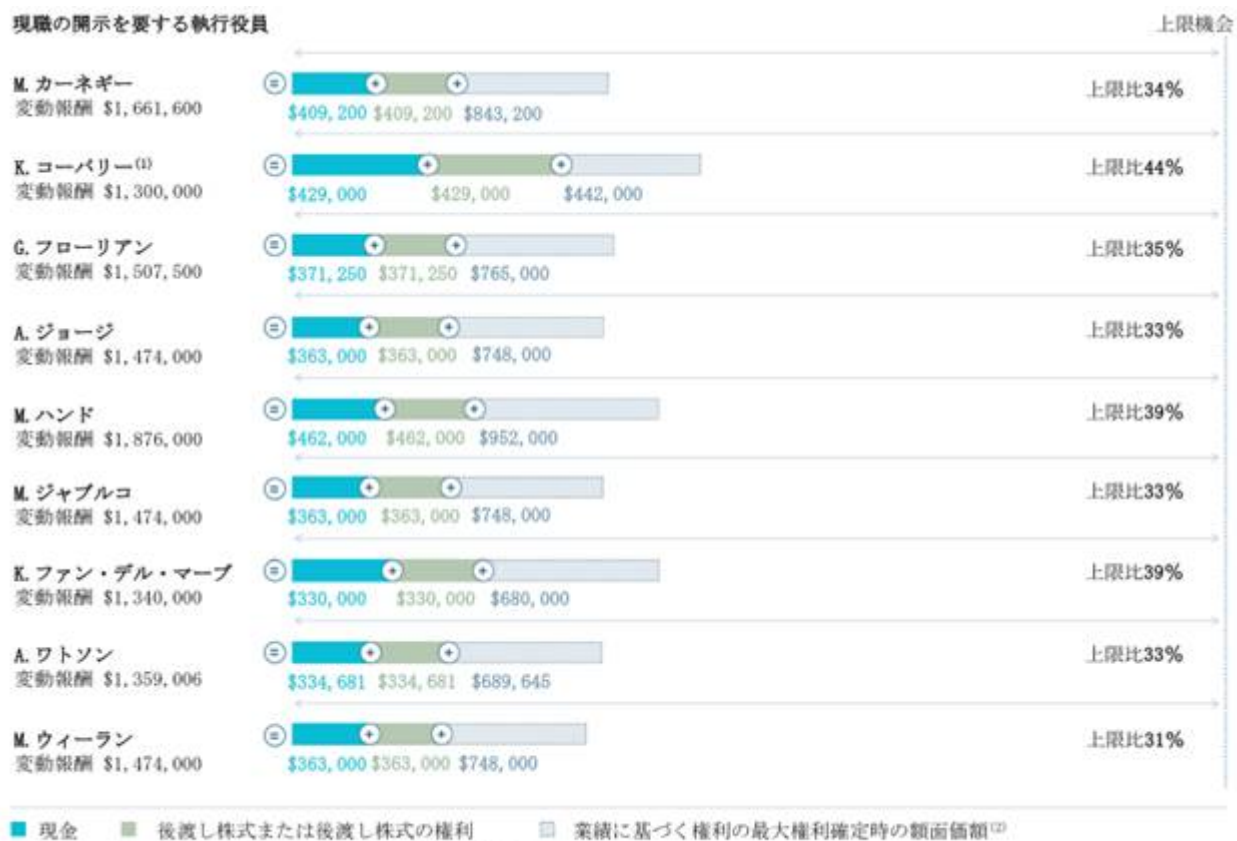
個人のVRの査定結果の違いは、異なる分野／個人の相対的業績を反映し、業績と報酬間で適切な調整が確実に行われている。2020年度は年間を通じて、特にANZのCOVID-19への対応の管理において、経営委員会における多大な連携およびチームワークが評価され、個人レベルの差は減少した。この査定結果はVRのリスク性がある性質を立証し、査定結果が開示を要する執行役員ごとに大きく異なり、また毎年変動することを示している。開示を要する執行役員への2020年度平均変動報酬 (VR) は上限機会 (31%から44%の範囲) の36%であり、これは取締役が適用した50%の減額の影響を反映している。

(3) グループ執行役員兼最高経営責任者 (ニュージーランド担当) の報酬に関する取決めは、規制上の義務との整合性を図り、取締役会と協議し取締役会に是認された上で、ANZニュージーランドの取締役会が決定し承認する。

2020年度に支給された変動報酬 (VR)

下表は、2020年9月30日に終了した年度において、開示を要する執行役員に支給された複合VRを示している。

2020年度に支給されたVR—開示を要する執行役員



(1) CROは、業績に基づく権利に代えて後渡し株式の権利を受領する。

(2) 2で除することで、業績に基づく権利の最低権利確定時の額面価額に換算される。

過年度の開示を要する執行役員の変動報酬（VR）

下表は、過去3年間にわたり開示された執行役員のVRの上限機会に対する比率を示している。当年度のANZの業績は堅調であり、当グループの業績フレームワークに対して「期待値を満たす」と取締役会に評価されたものの、取締役会が50%の減額を適用したことにより、過年度と比較して2020年度のVR査定結果は大幅に減少した。

過年度の開示を要する執行役員のVR

	2018年度	2019年度	2020年度
VR査定結果（上限機会の平均比率（%））	51%	45%	36%
VR査定結果（上限機会の範囲比率（%））	40% - 60%	0% - 74%	31% - 44%
VR業績に基づく権利の確定実績（確定比率（%））	0%	21.8%	0%

4.4.3 業績に基づく権利の査定結果（CEOおよび開示を要する執行役員）

CEOに対して2016年12月に付与された業績に基づく権利および開示を要する執行役員（CROを除く。）に対して2016年11月に付与された業績に基づく権利は、2019年11月にその業績期間の終期を迎えた。権利確定済みの業績に基づく権利のいずれについても、業績要件は満たされなかったため、これらの権利は失効し、執行役員が当該報酬から受領した価値はなかった。

業績に基づく権利の査定結果

要件	付与日 ⁽¹⁾	行使可能 初日 ⁽¹⁾	ANZの 3年TSR/ CAGR ⁽²⁾ TSR	3年TSRの 中央値/CAGR ⁽²⁾ TSR目標	権利 確定率	全般的な業績に 基づく権利の 査定結果
75%相対TSR—選定 金融サービス（SFS） 比較可能グループ ⁽³⁾	2016年 11月22日	2019年 11月22日	18.32%	26.21%	0%	0%が確定、 100%が失効
25%絶対CAGR ⁽²⁾ TSR	2016年 11月22日	2019年 11月22日	5.78%	9.00%	0%	

(1) CEOに対する付与日は2016年12月16日、行使可能初日は2019年12月16日である。CEOの業績期間は開示を要する執行役員と同じである。

(2) 年平均成長率（CAGR）。

(3) SFS比較可能グループの詳細については、下記5.2.3aを参照のこと。

4.5 ANZIPの変動報酬資金プールおよびグループ業績

4.5.1 ANZIPの変動報酬資金プール

ANZIPインセンティブ・プラン（ANZIP）は、ANZ全体で運営される変動報酬プランであり、2020年度は従業員が単一のグループ・プランに参加する最初の年度であった。このプランにより、約80%の従業員の変動報酬は、当グループの全体的な業績に基づく変動報酬に置き換えられた。この変更は、王立委員会の最終報告で取り上げられた「賞与文化」に対する多くの懸念に対応したものであり、当グループが従業員の業績を管理・評価し報酬を付与する方法に関して2020年度に行った広範な変革の一部を形成する。

CEOを除き、開示を要する執行役員を含むその他すべての従業員の個人の変動報酬の査定結果は、ANZIPに基づき資金供給される。CEOの年間変動報酬の査定結果は、潜在的な利益相反を軽減するために取締役会が個別に決定する。

各事業年度末に、人事委員会は、当該年度のANZIP変動報酬資金プールの総額に関する承認を求めて取締役会に提言を行う。取締役会は適切な資金プール額を決定するために判断を下すが、定型的な査定はしていない。

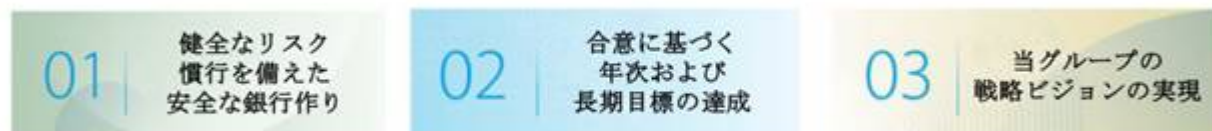


取締役会は、公正かつ合理的なANZIP資金プールの総額を決定する際に、とりわけ2020年度の特異な状況を考慮し、様々な要因を検討した。

01 財務・非財務実績および長期的業績を考慮した2020年度の業績間のバランス（銀行を強化）	- 当グループの2020年度財務実績—特に現金利益および経済的利益、資金プール総額の範囲。2019年度の財務が（COVID-19の多大な影響により）悪化したことを考慮すると、資金プール総額の範囲は悪影響を受けた。 「期待値を満たす」という当グループの業績フレームワークの評価（下記4.5.3を参照のこと）およびその時点での結果の質。これにより、資金プールの範囲内で幅広く位置づけられる。
02 右記の項目を考慮した最終的なANZIP資金プール査定	2020年度中の株主体験ならびに顧客および地域社会の期待 - 現在の環境における変動性および不確実性の増大 - 当グループの報酬原則

4.5.2 ANZグループ業績フレームワーク

ANZグループ業績フレームワークは各事業年度の期首に取締役会によって承認され、以下の3つの主要インプットで設計されている。



当グループの業績フレームワークの主要目的は、当グループの戦略の実現に最も重要な決め手となる成果を実現するため、組織全体で調整し注力することを可能にすることである。当グループの業績フレームワークは、以下に対する主要な役割を果たす。

- ・ 何が最も重要かについて社内へメッセージを発信する。
- ・ リスク、顧客、人材、財務実績に加えて健全な経営の重要性を強調する。
- ・ ANZ全般での取り組み、優先順位、意思決定の重点を伝える。

COVID-19のパンデミックによる多大な経済的および社会的影響の出現により、迅速な対応および資源の新たな優先順位付けが求められた。当グループは事業戦略を検証し、COVID-19の影響によって生じた変化にもかかわらず、当該事業戦略は、当グループのステークホルダーにとって長期的かつ持続可能な価値を創出するために相応しいと判断した。

しかしながら、当グループの優先事項、順位付けおよび重点は、特に短期から中期的に変更する必要があった。また、当グループは2020年度グループ業績目標を見直し、方向性としては変わらず適切であると判断したが、パンデミックにより当年度下半期において重点的取り組みを大きく転換する必要が生じた。その結果、一部の主要な目的に焦点を絞り込み、それ以外は焦点の変更を行った。

1年で行ったこれらの調整は、以下の目標とともに、COVID-19を乗り越える当グループの目的主導アプローチというレンズを通して行ったものである。

- ・ 当グループの経営上の回復力を強化することを含め、職員、顧客、株主およびANZを**保護**する。
- ・ 変化する環境に**適応**する。
- ・ 当グループのステークホルダーとより積極的に**連携**する。
- ・ 将来に**備える**。

例えば、

- ・ 当グループの迅速な対応と中期的なコスト目標のバランスを取ることは、特に現在の低金利環境においてより重要となった。
- ・ 危機的状況において、地域社会の信頼を回復し維持することは不可欠であるため、パンデミックを乗り越えるよう当グループの顧客や地域社会を支援する際には、強固なガバナンス、リーダーシップおよび企業市民としての行動に注力する。
- ・ 顧客行動の急速な変化が誘因となり、優れたデジタル・ソリューションの提供を加速した。
- ・ 文化的なプラスの変化を織り込む早急の取り組みには、当グループの職員が安全かつ生産的に働くことを可能にすることに加え、健康および業績を増長させ維持するための明確なコミュニケーションを通じた支援が含まれる。
- ・ 当グループの人事的な優先事項は、戦略的実行能力を有する人材の雇用および維持から経営上の回復力を維持し顧客ニーズの急速な変化に対応するための人事異動の支援に一部シフトした。

4.5.3 2020年度の当グループの業績フレームワークに照らした評価



適切なリスク管理はANZの経営方法の基本であり、リスクおよびイメージ形成は評価の重要な部分を構成し、全般的な当グループの業績フレームワークの査定結果に直接影響する（グループ業績評価の修正要因の範囲は0%～110%である）。

財務および引締めを評価する際（下記を参照のこと）、取締役会は様々な要因を検討した。これには、経営陣の管理の及ばない外的影響の評価が含まれる。2020年度の利益および収益性は、一括評価貸倒引当金の増加および当グループのアジア関連会社への投資2件の減損を含め、COVID-19により多大な影響を受けた。その結果、継続事業による現金利益は42%減少し、自己資本利益率（ROE）は6.2%低下した。取締役会が当年度のANZIP変動報酬資金プールの総額を決定する際にも、この収益性および利益の減少が考慮された。当グループの業績フレームワークに対する業績を評価する目的において、これらの要因が経営陣の管理外であるとみなされる範囲が、業績評価に含まれている。

全体的には、当グループが設定した目標を考慮すると、ANZの業績は期待値を満たしている。当グループは、COVID-19の発生前に設定した目標をおおむね達成しており、厳しい財務的規律の実践を含め、十分な管理を維持しつつ当グループの顧客や職員を支援し、パンデミックに対する適切な対応を実践している。

以下の表は、2020年度のANZの注力分野の概略（3つの主要インプットに沿った）であり、2020年度の総合評価を伝えるために、主要な業績区分ごとの業績査定の要約となっている。期待値に対する業績は、実施した業務に関する経営陣のインプット、実現した成果の証拠および学んだ教訓を含む、様々な客観的指標および主観的考察を用いて評価され、営業、規制および競争環境も考慮される。

リスクおよびイメージ形成（修正要因0%～110%）				
COVID-19は、ANZ、当グループの従業員および顧客にとって、様々な新しいリスクをもたらし、またリスクを増加させた。当グループの既存の強固なリスク管理フレームワークによって、ANZはこれらのリスクに十分対応できていると、引き続きサービスを提供する顧客および地域社会を支援していく。将来におけるCOVID-19の顧客への潜在的影響を見据えると、当グループは、幅広い経済シナリオを用いて将来を考慮した予想信用損失引当金を増加させ、引当金の水準を再評価するために当グループのポートフォリオのストレステストを継続する。それと同時に、経営陣は、持続可能な方法で問題を解決する説明責任を発揮した。				
当グループは、文化を変革する取組みを一斉に行ったことで、銀行は冷静かつ慎重でありながらも積極的にパンデミックを乗り越える準備を整えることができ、リスク文化指標は常に高い水準に達した。強力なリーダーシップおよび市民としての行動は、当グループが公正かつ責任ある銀行を実現するコミットメントを通じた地域社会の信頼回復を中心として最も重要である。				
2020年度の注力分野		業績コメント		
		期待値に対する実績		
		下回る	一致	上回る
リスク管理フレームワークに沿った財務および非財務リスク、統制、ガバナンスならびにコンプライアンスの重視を強化する	- 当グループは、継続的に財務上および経営上の回復力を確立および改善しており、そのことがCOVID-19の影響、規制およびコンプライアンスへの重視強化、山火事および洪水、地政学的緊張および貿易摩擦による不確実性、ならびにサイバー攻撃の増加を含む、進展する外的環境の影響にうまく対応することに役立っている。 - 当グループは、従業員が状況に合わせて順応できるように事前に準備し、その95%超の在宅勤務を可能とすることで（オーストラリア支店を除く。）、経営上の回復力を強化した。			●
主要なリスク統制および文化的指標をうまく管理しまたは改善することに注力する	- 当グループは、引き続きリスク管理に注力し、適時かつ持続可能な方法で問題を解決する責任説明を発揮した。 - 従業員エンゲージメント・スコアで、「リーダーがリスクに責任を持つ（87%）」（2019年度から改善）および「報復措置の心配なく問題を提起する（74%）」（2019年度から改善）に示されるとおり、リスク文化の成熟度に大きな進展があった。		●	
APRAガバナンス、文化および説明責任(GCA)の自己評価制度の提言および成功の尺度を適時に提供する	当グループは、銀行による非財務リスク(NFR)の重視を強化しており、自己評価および王立委員会から学んだ教訓により特定された課題に対応する継続的な進展を含む、NFRの統制、ガバナンスおよびコンプライアンスの向上に進展があった。		●	
すべての主要なステークホルダーが評価する業界と比較した当グループのイメージを向上させる	- 王立委員会の関与を受けた最初の銀行となった後、ANZは、オーストラリアおよびニュージーランド双方の最も影響を受けやすい顧客の支援に注力し、引き続き当該関与に基づいて行動する。 - 当グループは、与信に関する責任ある決定に重点を置くとともに、ローン返済猶予および財務支援を通じて、現在もオーストラリアの山火事やCOVID-19で顧客への支援に尽力している。 - 業界を通して、地域社会の認識スコアが変動しているが、ANZは現在、IPSOS調査が測定したソーシャルメディア指数で主要銀行をリードし、RepTrak調査においては、2020年度のほとんどの期間トップに位置しており、7月から9月の調査結果に基づく2番目であった。2019年CDP気候変動評価ではAの格付を付与され、オーストラリアの銀行ではトップレベルのスコアである。			●
リスクおよびイメージ形成全般：期待値を満たす			●	

顧客（比重35%）				
当グループは、最も影響を受けやすい顧客およびCOVID-19関連のストレスを受けている顧客が、当グループが提供する支援を認識し利用できることを確保することを含め、顧客の財務的豊かさの改善に尽力していく。 当年度に同セクターおよび地域社会が直面した深刻な課題にかかわらず、過年度に当グループが行った銀行の簡素化および強化の取組みは、必要時に顧客を支援し長期的な関係を強化する能力を当グループに与えた。オーストラリアの山火事やCOVID-19による資源の再配分および顧客との緊密な連絡に対する積極的なアプローチにより、当グループは効果的に話を聞き対応することができた。また当グループは、当該地域のリテールおよび法人向け事業のすべてにわたり、ローン返済猶予および運転資本の利用を含む、適切な一連の支援策を迅速かつ包括的に提供することができた。 困窮している顧客への支援に重点を置いている一方で、新規顧客との関係構築およびより多くのデジタルサービスの実現の機会も、特にCOVID-19による制限された環境で評価された。				
2020年度の注力分野		業績コメント		
		期待値に対する実績		
		下回る	一致	上回る
対象セグメントにおいて関係を強化し顧客経験を維持する	- ネット・プロモーター・スコア(NPS)⁽¹⁾はオーストラリアでの主要なオンボーディング・エピソードを重視したものである。リテール住宅ローンおよび事業貸付が大幅に改善し、ニュージーランドでは常に高いスコアを獲得した。 - ANZはピーター・リー・アソシエイツ⁽²⁾による調査において、主要機関銀行では5年連続で1位、リレーションシップ強度では7年連続で1位となっている。新しいオンライン・ペイメント経験では毎日約100万件の支払いを処理し、法人顧客にデジタル・セルフサービスを提供している。 - オーストラリアでは、顧客賠償請求の解決および住宅ローン査定期間が依然として課題であるが、これらの結果を改善するプログラムが実施されている。顧客賠償請求の期間は、5営業日以内に解決されたものが63%から66%に改善されたが、改善されたプロセスおよび活動は顧客からの圧倒的に強い需要に後押しされたものであるため、住宅ローン決定日数の中央値は6.0日から9.4日に増加した。		●	
毎日顧客重視の賢明な選択を行う従業員を支援する	- 地域社会において、健全な家計および金融行動を改善するための一般向けキャンペーンを開始し、健全な家計の原則を主要商品およびサービスに組み込んだ。 - オーストラリアの山火事およびCOVID-19のパンデミックの困難を乗り越えられるよう顧客を支援することを優先事項とし、財務救済パッケージを導入するとともに、必要な場合に支援を提供できるような状態を維持した。 - オーストラリアでは、影響を受けやすい顧客への支援を含む、2019年に発表した顧客へのコミットメントおよびイニシアチブに大きな進展があった。ニュージーランドでは、Visaデビット、低金利商品、支払いおよび明細書を含む、複数の手数料が廃止または軽減されるなど、良好な顧客結果の原則および商品の簡素化レビューにより、より良い顧客体験が提供されている。			●
当グループ全体にわたる個人およびシステム上の顧客に関する課題を早急かつ効果的に是正する	オーストラリアでは約180万の顧客口座（目標は500,000の口座）において払戻しがなされ、合計で約1億6,100万ドルとなった。オーストラリアとニュージーランドの両国で多額の救済が完了し進展し続けている。			●

顧客全般：期待値を満たす			●	
人材および文化（比重30%）				
この困難な1年においては、多くの能力および意識がCOVID-19およびオーストラリアの山火事に集中した。しかし、当グループの新たな報酬フレームワークの導入、戦略的なリーダーシップ能力の構築、ならびにガバナンス、説明責任および文化の強化を含む、主な優先事項で著しい進展が見られた。混乱の局面で進化を遂げる当グループの能力は、機動的な業務慣行や強力なリーダーシップ行動の実行を含む、複数年にわたる当グループの目的および理想とする文化を実現するための継続的な取組みの産物である。 COVID-19に対応して、当グループの職員、ひいては当グループの顧客の安全を保護することに注力した。直ちにリモートワークの比率を大幅に増加させることで、全従業員（オーストラリアの支店を除く。）のうち95%超が生産的かつ安全に業務を継続し、引き続き当グループの顧客に大きな成果を提供することができた。				
2020年度の注力分野		業績コメント		
		期待値に対する実績		
		下回る	一致	上回る
文化に関するガバナンス、説明責任、行動および測定を強化する		- 新たな報酬モデルの支援を含む、説明責任および結果フレームワークを継続的に実施し、12件の完全なおよび26件の暫定的な説明責任に関するレビューが完了した。 - 当グループの文化運営グループを通じて、各部門は引き続き進捗および学んだ教訓を共有し、文化の測定および評価手法の見直しを実施している。		
当グループの人材へ働きかけ、労働力を多様化する		- 全般的なエンゲージメント・スコアは86%に上昇（2019年度の77%から上昇）し、パンデミックにおけるANZの従業員への強力な支援および明確な経営陣のコミュニケーションを反映して、主な指標で良好な結果が見られた。 - リーダー層への女性登用数が0.9%上昇し33.4%（目標34.1%）となった。		
リーダーの能力を向上させる		- 銀行全体ですべてのリーダー向けのリーダーシップ能力プログラムを開始した。 - 当グループの価値観のロールモデル化および効果的なリーダーシップ行動を実証したリーダーに関するスコアを含め、主なリーダーシップ調査結果が引き続き改善した。		
新たな業績管理アプローチを含む報酬フレームワーク再構築を実施する		- 顧客の利益、連携および当行の長期的健全性をより重視するために、従業員の管理および報酬付与の方法を最終化して変更を実施した。 - 業績管理に対しては、業績のレビューおよび促進に加え、COVID-19において従業員の福利を維持するために、より頻繁に進捗確認の会議を実施することを重視するなど、さらに活動力のあるアプローチを導入した。		
戦略的能力を強化する		- COVID-19に対応して、安全な人事異動原則を策定するとともに、経営上の回復力を支え、顧客需要が最も高い分野を補足するために迅速な人事異動を可能にした。 - とりわけ新卒者および需要の高い人材の採用、評価および新人研修を強化した。データおよびエンジニアリングのスキルなどの戦略的能力分野における雇用目標を達成した。		
人材および文化全般：期待値を上回る				●
財政および引締め（比重35%）				

当年度は、COVID-19のパンデミックによって、貸倒引当金の増加の影響および2件の当グループのアジア関連会社への投資の減損を含め、収益性および利益が多大な影響を受けた。事業の簡素化および財務基盤の強化を目的とした当グループの長期戦略により、強固な財政状態においてCOVID-19の環境への移行が可能となったことを考慮すると、ANZはこの厳しい期間をうまく乗り切ることができている。その結果、当グループは、貸倒引当金の大幅な増加を吸収し、資本調達を要することなく、顧客への支援と株主への堅実な配当支払いの両方が可能となっている。コストも十分管理されており、事業の成長および簡素化のための記録的な水準の投資にかかわらず経費は総じて横ばいであり、規制およびコンプライアンスに係る費用は増加した。当年度中の事業売却により、当グループの複雑性は再び減少した。救済を必要とする顧客を特定し救済する作業の継続により救済費用が増加したため、財務実績に影響を及ぼした。				
2020年度の注力分野	業績コメント	期待値に対する実績		
		下回る	一致	上回る
財務実績、安全性および健全性と将来への投資の間で適切にバランスを取る	- 上記のとおり、COVID-19の影響により、株主資本利益率（ROE）（現金、継続事業）は6.2%まで減少し、NPATは42%減少した。重大／重要項目⁽³⁾の影響を除くと、引当金繰入前利益（PBP）の1%の減少は、厳しい営業環境の中、目標どおりであった。 - 事業の成長および簡素化のための記録的な水準の投資ならびに規制およびコンプライアンスに係る費用の増加にもかかわらず、費用は横ばいであった。 - 資本は引き続き良く管理されている。CET 1は最低規制要件を上回り11.3%を維持し、当グループの顧客に対し（減少ではあるが）配当金を支払うことができ、顧客を支援するために財務基盤を賢明に使用することが可能であった。 - 流動性および資金調達は、この環境下で慎重に管理され、流動性カバレッジレシオ（LCR）は139%、正味安定資金調達比率（NSFR）は124%と最低規制要件を十分上回った。	●		
合意した簡素化計画を進める	- 当グループは引き続き事業の複雑性を軽減した（例えば、UDCファイナンスの新生銀行への売却、店頭以外のATMネットワークのアルマガードへの売却など）。 - 強力なコスト管理を通じて、事業への投資能力を創出し、より優良かつ簡素化した銀行を確立するために尽力している。		●	
ニュージーランド事業において、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)の外部委託方針(BS11)および自己資本要件の変更に備える	RBNZの自己資本要件とBS11の遵守への準備は順調に進捗している。		●	
財務および引締め全般：期待値を下回る		●		
全般				
グループ業績評価：期待を満たす 取締役会がANZIP査定を決定する際にCOVID-19のパンデミックによる2020年度の収益性および利益への影響が検討された（上記4.5.1を参照のこと）。当グループの業績フレームワークに対する財務実績を評価するために、経営陣の管理の及ばないこれらの要因が考慮された範囲が、業績の全体評価を実施する際に考慮された。結論として、取締役会は、「期待値を満たす」という全体評価を公正かつ適切であるとみなした。			●	

(1) ネット・プロモーター・スコア（NPS）は顧客ロイヤルティの測定手法であり、企業のブランド、商品またはサービスを評価するために世界的に用いられている。Net Promoter®およびNPS®は登録商標であり、ネット・プロモーター・スコアおよびネット・プロモーター・システムはペイン・アンド・カンパニー、サトメトリックス・システムズおよびフレッド・ライクヘルドの商標である。

- (2) ピーター・リー・アソシエイツの2020年ラージ・コーポレート・アンド・インスティテューショナル・リレーションシップ・バンキング調査（オーストラリアおよびニュージーランド）。
- (3) 重大／重要項目には、事業売却の影響、顧客救済、ソフトウェア資産の加速償却、王立委員会への対応に係る法務費用、リース関連項目、組織再編費用および減損が含まれる。

4.5.4 ANZの業績査定

2016年度から2020年度のANZの財務実績

上記4.5.1で説明したとおり、開示を要する執行役員および従業員の変動報酬査定の決定においては、現金利益および経済的利益が幅広く考慮される。当グループは、当グループの継続的事業活動の業績の評価基準として現金利益⁽¹⁾を用いており、これにより過去の期間および競合する機関と対照して当グループおよび部門の業績を評価するための基礎を提供している。現金利益は監査対象とされていないが、外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で規則的調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

法定利益は前事業年度から40%減少し、継続事業による現金利益は42%減少した。これらの減少は主に以下によるものであった。

- ・ 税引前貸倒引当金繰入27億ドル（前事業年度の7億9,500万ドルから増加）。これには、現下のCOVID-19のパンデミックの影響による貸倒引当金の増加が含まれている。
- ・ 当グループのアジア関連会社への投資2件の評価における8億1,500万ドルの減損。これは主にCOVID-19のそれらの市場への影響によるものであった。

上記の2項目の変動を除くと、現金利益は前事業年度より5%減少した。

以下の表は、過去5年間のANZの財務実績（現金利益を含む。）を示している。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
法定利益（百万ドル）	5,709	6,406	6,400	5,953	3,577
現金利益（百万ドル、未監査）	5,889	6,938	5,805	6,161	3,660
現金利益－継続事業（百万ドル、未監査） ⁽²⁾	5,889	6,809	6,487	6,470	3,758
引当金繰入前現金利益－継続事業 （百万ドル、未監査） ⁽²⁾	10,155	10,849	9,966	9,958	8,369
キャッシュROE（%）－継続事業（未監査） ⁽²⁾	10.3	11.7	11.0	10.9	6.2
キャッシュEPS－継続事業（未監査） ⁽²⁾	202.6	232.7	223.4	227.6	132.7
9月30日現在の株価（ドル）（2015年10月1日の 始値は27.25ドル）	27.63	29.60	28.18	28.52	17.22
配当金総額（1株当たりセント）	160	160	160	160	60
株主総利回り（12か月、%）	9.2	13.1	0.6	9.2	(36.9)

- (1) 現金利益は法定利益に含まれる非中核項目を除外しており、読者が当グループの主力事業活動の経営成績を理解するために提供されている。
- (2) 継続事業による現金利益は2017年度、2018年度、2019年度および2020年度に関して表示されている（2016年度は修正再表示されていない）。継続事業による現金利益は、OnePathの年金および投資事業ならびに関連ディーラー・グループならびに当グループのオーストラリア生命保険事業で構成される非継続事業の影響を除いた当グループの現金利益を表す。かかる事業は2018年度には非継続事業に再分類されており、上記の表では2017年度の経営成績のみが修正再表示されている。2019年度中に当グループはAASB第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用したため、2018年度のみ修正再表示されている。

ANZの株主総利回り（TSR）パフォーマンス（1－10年）

以下の表は、1年から10年の期間にわたり、ANZのTSRパフォーマンスを、選定金融サービス（SFS）比較可能グループ⁽¹⁾のTSR中央値および業績に基づく権利のTSR上位25%層のTSRと対照している。以下の表は、当グループの業績に基づく権利を異なる業績期間（すなわち、2020年9月30日まで）で測定したTSRである。

- ANZのTSRパフォーマンスは、1年および3年にわたり比較した際に、SFS比較可能グループ⁽¹⁾のTSR中央値をわずかに上回った。
- 5年にわたる比較の場合は中央値をわずかに下回った。
- 10年にわたる比較の場合は中央値を下回った。

ANZの10年にわたるTSRパフォーマンスは、シェイン・エリオットのCEO就任以降中央値を下回っていたが、ANZのTSRは1年、3年および5年にわたり評価した場合、概ね中央値となった。

	2020年9月30日までの年数			
	1年	3年 ⁽²⁾	5年	10年
ANZ（%）	(36.9)	(31.8)	(15.7)	28.5
SFSのTSR中央値（%）	(37.3)	(32.0)	(14.9)	40.9
SFS上位25%のTSR（%）	(18.4)	(1.7)	13.4	111.1

- (1) SFS比較グループの詳細については、下記5.2.3aを参照のこと。
- (2) 2016年11月／12月に付与され、2019年11月に判定された業績に基づく権利の査定結果は上記4.4.3に詳述されている。

5. 執行役員の報酬の体系および支給

ANZの報酬には、固定報酬とリスク変動報酬という2つの中核的な構成要素がある。

報酬を編成するにあたり、取締役会は固定報酬と変動報酬（リスク性あり）、支給方法（現金対後渡し報酬）、適切な期間（短期、中期、長期）の間の適正なバランスを確保することを目指している。

取締役会は、CEOおよび開示を要する執行役員の固定報酬を、金融サービス市場との相関性に基づき、また職責、業績、適性、経験および拠点を反映して設定し、毎年見直しを行っている。

変動報酬の運用方法は、CEOと開示を要する執行役員では以下の点で若干異なる。

- ・ CEOの変動報酬は（株主の承認を条件として）年間変動報酬（AVR）および長期変動報酬（LTVR）で構成されるが、それは外部の市場慣行と一致しており、LTVRはCEOがより長期の戦略目標の達成および長期のステークホルダー価値の創出に注力するよう促すものである。
- ・ 開示を要する執行役員は1つの複合VRプランの対象であり、これにより当グループは以下が可能となる。
 - － 業績を伸ばし、人材を集めて継続雇用するための、短期および長期報酬の適切な構成（業績要件を含む。）を提供すること。
 - － 変動報酬の支給総額をANZの業績と連動させること。
 - － 短期、中期および長期にわたって変動報酬を繰り延べること。

変動報酬は、業績の差別化を追求し、当グループのCEOおよび開示を要する執行役員が当グループの事業戦略を支え高い業績目標を掲げることを重視するように、また長期的なステークホルダー価値の実現が促されるように設計されている。

変動報酬のかんりの部分を繰り延べることで（CEOが上限機会の74%、開示を要する執行役員が75%、CROが67%）、当グループは株主利益との整合性を確保しANZの戦略目標を達成し、確実に長期的な価値創出を重視するよう努めている。後渡し変動報酬は重要な慰留の要素となり、最も重要なことには、ゼロまで下方修正ができ、これにより取締役会は、その決定および措置の長期的な影響に関して個別にまたは共同で執行役員に責任を持たせることができる。

取締役会の裁量は、CEOおよび開示を要する執行役員全員の変動報酬査定の際、また過去に繰り延べた報酬の予定された引渡し前に適用される（すなわち、マルスまたは追加の繰延を考慮する。）。

5.1 報酬構成

CEOおよび開示を要する執行役員の報酬の構成は以下のとおりである。

報酬の構成 — CEO



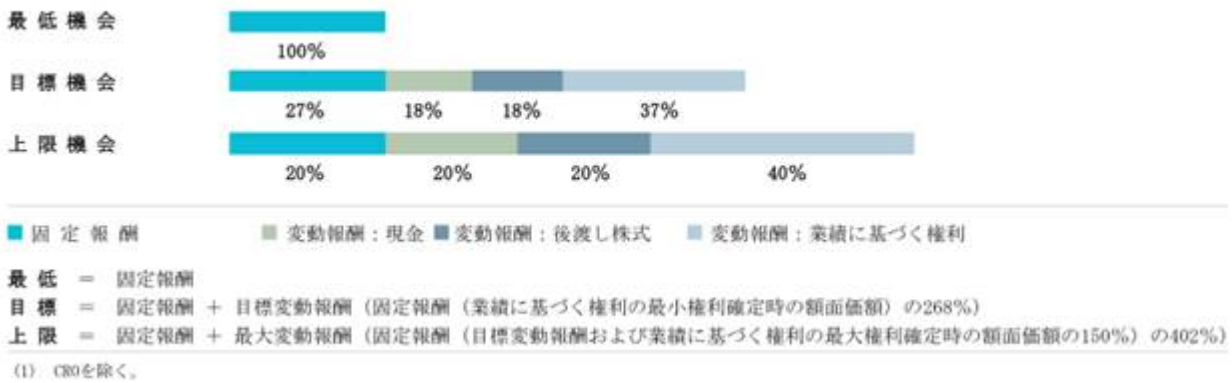
■ 固定報酬 ■ 年間変動報酬：現金 ■ 年間変動報酬：後渡し株式 ■ 長期変動報酬：業績に基づく権利

最低 = 固定報酬（2.5百万ドル）

目標 = 固定報酬 + 目標年間変動報酬（固定報酬の100%）
+ 長期変動報酬（固定報酬（業績に基づく権利の最小権利確定時の額面価額）の140%）

上限 = 固定報酬 + 最大年間変動報酬（固定報酬の150%）
+ 長期変動報酬（固定報酬（業績に基づく権利の最大権利確定時の額面価額）の140%）

報酬の構成 — 開示を要する執行役員⁽¹⁾



CRO

CROの報酬の取決めは、その職務の独立性を保護し、組織全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、他の開示を要する執行役員のものとは異なる。

報酬構成は、固定報酬が27%、変動報酬（VR）の上限機会が73%である。VRの目標機会は固定報酬の180%であり、VRの上限機会は固定報酬の270%である。VRは、33%が現金、33%が後渡し株式、および34%が（業績に基づく権利に代えて）後渡し株式の権利として支給される。

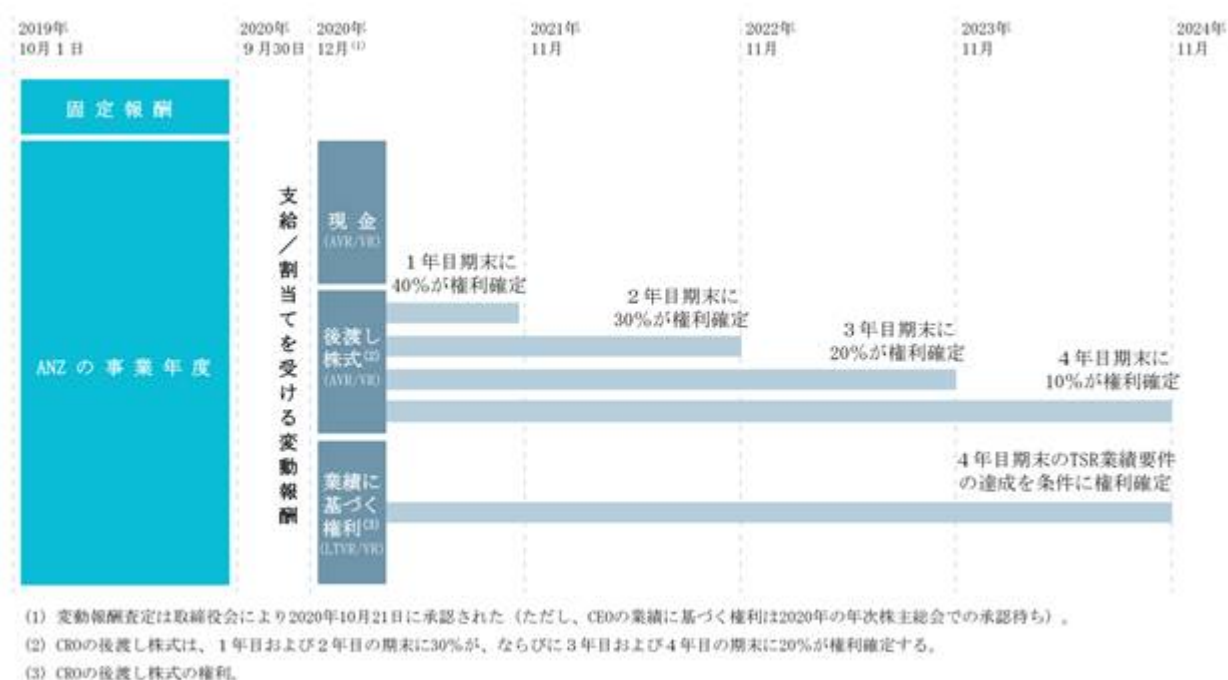
5.2 変動報酬の支給

CEOおよび開示を要する執行役員（CROを除く）の変動報酬は、一部を現金、4年間にわたり繰り延べられる株式および4年間にわたり繰り延べられる業績に基づく権利により支給される。業績に基づく権利は、4年で権利確定するか否かを決定する業績要件も前提とする。

CEOについては変動報酬（年間変動報酬および長期変動報酬）の60%、開示を要する執行役員（CROを除く。）については変動報酬の53%、CROについては変動報酬の41%が、（取締役会が10月に変動報酬を承認する日（および株主がCEOの長期変動報酬を承認する日）から）少なくとも4年間繰り延べられる。これは、CEOについては60%および開示を要する執行役員については40%のBEAR最低繰延要件に遵守したものである。

取締役会は、予定された後渡し株式／後渡し株式の権利／業績に基づく権利の引渡し前に、CEOおよび開示を要する執行役員に対して以前繰り延べられた報酬について、何らかのマルス／下方修正（または権利確定のさらなる繰延）を行うか否かを検討する。下記5.3を参照のこと。

変動報酬の支給—CEOおよび開示を要する執行役員



5.2.1 現金—CEO（年間変動報酬（AVR））および開示を要する執行役員（変動報酬（VR））

現金部分は、年次の業績および報酬レビューの終了時（2020年12月）に執行役員に対して支払われる。

5.2.2 後渡し株式—CEO（年間変動報酬（AVR））および開示を要する執行役員（変動報酬（VR））

後渡し株式は、1年から4年にわたり繰り延べられる普通株式である。執行役員の報酬の一部を、時間をかけて繰り延べる（およびマルスの対象とし続ける）ことにより、当グループは、かかる報酬金額の多くの部分を長期的な株主価値の実現に直接連動させることができる。当グループは、10月1日から翌年9月30日の事業年度に係る後渡し株式を、毎年11月下旬／12月上旬に付与している。

当グループは、付与する後渡し株式の数を、ASXで売買される株式の、付与日までの週（付与日を含む。）のVWAPに基づいて計算する。開示および費用計上の目的において、当グループは公正価値を決定するために1日VWAPを用いている。

一定の（一般的には規制または税務上の理由がある）場合、当グループは執行役員に対して、後渡し株式に代えて後渡し株式の権利を付与することができる。後渡し株式の権利1個につき普通株式1株に対する権利が保有者に与えられる。

5.2.3a 業績に基づく権利—CEO（長期変動報酬（LTVR））および（CEOを除く）開示を要する執行役員（変動報酬（VR））

業績に基づく権利とは、時期および業績要件を満たす場合に無償でANZ普通株式1株を取得できる権利をいう。業績に基づく権利の将来価値は、ゼロから不定額までの幅で変動する可能性がある。かかる価値は、要件に照らした業績および権利行使時の株価により定まる。

業績に基づく権利には、4年間の業績期間がある（また権利確定日までマルスの対象となる）。2020年度の付与に係る業績期間は、2020年11月22日から2024年11月21日である。4年間の業績期間で、反映すべき長期の業績について十分な時間を提供している。

2020年度の業績に基づく権利に関する詳細は以下のとおりである。

要素	詳細										
業績に基づく権利の要件	業績に基づく権利は、長期戦略目標の達成および執行役員と株主の利益の一致に集中することの重要性を反映した株主総利回り（TSR）業績要件を伴う。当グループは、業績に基づく権利の2020年度付与分に対して、2つのTSR業績要件を適用している。 75%は、相対TSR要件に照らして評価する（第1トランシュ）。 25%は、絶対TSR要件に照らして評価する（第2トランシュ）。 TSRは、株式価値の変動に、支払われた配当の再投資による価値を加味したものである。TSRは株主価値の実現に主眼を置き、十分に理解され検証された業績測定メカニズムであることから、当グループはこれがもっとも適切な長期の評価基準であると考えている。 以下により、相対TSRと絶対TSRの要件の組合せでプランはバランスが保たれている。 - 相対：比較可能会社の業績を上回る業績に対して執行役員に報酬を与える。 - 絶対：市場後退の局面にあっても、プラス成長を生み出すことに引き続き重点が置かれることを確実に行う。 2つの要件は、業績の異なる側面を評価する。 - 相対TSR要件は、当グループのTSRを、地域およびグローバルの競争相手からなる選定金融サービス（SFS）比較可能グループのTSRと比較して評価する。この比較可能グループは、収益をめぐってANZが競争している地域および事業セグメントを広く反映して選定されている。 - 年平均成長率（CAGR）を応用した絶対TSR要件は、執行役員に対し、達成されるべき株主利回りの水準についてより直接的な見通しを提供する。また、執行役員の報酬と株主に帰属する財務実績との間により密接な相関性がもたらされる。 当グループは、4年間の業績期間末に各要件に対するANZのTSRを測定し、業績に基づく権利の各トランシュについて、権利行使の可否を判断する。各トランシュはそれぞれ別個に測定される。つまり、1つのトランシュが完全にまたは一部について権利が確定するが、他のトランシュの権利が確定しないこともある。										
2020年11月／12月付与分に対する相対TSR要件	相対TSR要件は外部的な要件であり、当グループのTSRを、SFS比較可能グループのそれに照らして4年間で評価する。SFS比較可能グループ（前年度から変更はない）は、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド（Bank of Queensland Limited）、ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク・リミテッド（Bendigo and Adelaide Bank Limited）、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア・リミテッド（Commonwealth Bank of Australia Limited）、DBSバンク・リミテッド（DBS Bank Limited）、マッコリー・グループ・リミテッド（Macquarie Group Limited）、ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド（National Australia Bank Limited）、スタンダード・チャータード・ピー・エル・シー（Standard Chartered PLC）、サンコープ・グループ・リミテッド（Suncorp Group Limited）およびウェストパック・バンキング・コーポレーション（Westpac Banking Corporation）で構成される。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、 ➡ 業績に基づく権利が確定する割合は、</td></tr> <tr> <td>第50パーセンタイル値未満である場合</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>第50パーセンタイル値以上を達成したが、第75パーセンタイル値未満である場合</td><td>50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るごとに2%を加算</td></tr> <tr> <td>第75パーセンタイル値以上である場合</td><td>100%</td></tr> </table>	比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、 ➡ 業績に基づく権利が確定する割合は、		第50パーセンタイル値未満である場合	0%	第50パーセンタイル値以上を達成したが、第75パーセンタイル値未満である場合	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るごとに2%を加算	第75パーセンタイル値以上である場合	100%		
比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、 ➡ 業績に基づく権利が確定する割合は、											
第50パーセンタイル値未満である場合	0%										
第50パーセンタイル値以上を達成したが、第75パーセンタイル値未満である場合	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るごとに2%を加算										
第75パーセンタイル値以上である場合	100%										
2020年11月／12月付与分に対する絶対TSR要件	CAGRを応用した絶対TSRは、ANZが最低限の成長水準を達成したまたは上回っているかに関する内部的な要件であり、取締役会が業績期間の期首に設定する。 取締役会は毎年、各年度の報酬に関する絶対TSR目標を見直し承認する。目標を見直す際に、取締役会はANZの評価済み資本コストを参照する。資本コストは資本資産価格モデル（CAPM）などの手法を用いて決定される。2020年度はCAGRを応用した絶対TSR目標に変更はなかった。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、 ➡ 業績に基づく権利が確定する割合は、</td></tr> <tr> <td>8.5%未満である場合</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>8.5%である場合</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>8.5%以上だが12.75%未満である場合</td><td>50%から100%まで比例的・直線的に累増</td></tr> <tr> <td>12.75%以上である場合</td><td>100%</td></tr> </table>	CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、 ➡ 業績に基づく権利が確定する割合は、		8.5%未満である場合	0%	8.5%である場合	50%	8.5%以上だが12.75%未満である場合	50%から100%まで比例的・直線的に累増	12.75%以上である場合	100%
CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、 ➡ 業績に基づく権利が確定する割合は、											
8.5%未満である場合	0%										
8.5%である場合	50%										
8.5%以上だが12.75%未満である場合	50%から100%まで比例的・直線的に累増										
12.75%以上である場合	100%										

TSRパフォーマンスの計算	TSRを基準とする業績の計算において、当グループは、 ・ 90営業日期間の初日および最終日の価格の平均計算値を用いることで、株価変動の影響を緩和している。 ・ TSR要件に対するANZの業績の計算につき、外部機関（マーサー・コンサルティング（オーストラリア）Ptyリミテッド（Mercer Consulting (Australia) Pty Ltd））のサービスを契約することで、独立的な評価を確保している。 ・ 業績は、4年の業績期間末に1回限りで、要件に照らして判定される。業績要件に達しない場合、業績に基づく権利は失効する。再判定は行われない。
業績に基づく権利の数の計算	当グループが付与する業績に基づく権利の数は、額面価額（すなわち、割引なしの株価）に基づいて計算される。完全権利確定時の額面価額は、2つのトランシュに分かれる。各トランシュの価額を市場価格（業績期間の期首現在のANZ株式の5営業日VWAP）で割ることにより、当グループが各トランシュに付与する業績に基づく権利の数を算出する。 業績に基づく権利は、開示を要する執行役員に対して11月下旬／12月上旬に、CEOに対して12月に割り当てられる（株主承認を条件とする。）。
業績に基づく権利の費用計上	ANZは、費用計上の目的にのみ用いられる業績に基づく権利の公正価値を独立して決定するため、プライスウォーターハウスクーパースと契約している。プライスウォーターハウスクーパースは、業績の状況、株価の変動、商品の残存期間、配当利回りおよび付与日の株価等の要因を考慮する。

5.2.3b 後渡し株式の権利—CRO（変動報酬（VR））

CROは、その職務の独立性を保護し、組織全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、業績に基づく権利に代えて後渡し株式の権利を受領する。

CROの後渡し株式の権利は、権利確定のための時間的要件（4年間）を前提とする。後渡し株式の権利のCROへの割当数を算定する際に取締役会が使用する価額は、ASXで売買される当行株式の付与時での額面価額（5営業日のVWAP）である。

5.3 マルス（以前繰り延べられた報酬の下方修正）—取締役会の裁量

当グループが従業員に支給するすべての後渡し報酬は、この下方修正（マルス）（ゼロまでの修正も含む。）について、いつでもANZの継続的で絶対的な裁量に服する。

ANZは例えば以下の場合にこの裁量を行使する。

- ・ ANZの財務健全性を保護するもしくは規制要件を満たす必要がある場合、またはANZ内でリスク管理もしくは統制に関して重大な失敗があった場合
- ・ 従業員が詐欺または不正を行い、正当な注意、スキルおよび熱意をもって行為せず、またはANZ方針（行動規範を含む。）、プロセスもしくは指示を遵守しなかった場合
- ・ 従業員が、ANZに不利な影響を及ぼす事件／事象に関して、その役職または年功により、直接的または間接的に責任がある場合
- ・ 不正行為があり、従業員が直接的または間接的に関与し、適切な手順を怠り、その年功により責任があるとみなされ、または誤った情報に基づき後渡し報酬の支給もしくは付与を決定した場合

さらに、ANZのCEOおよび／または開示を要する執行役員がBEARに基づく説明義務を遵守していない場合、不遵守の度合いに応じてBEARが要求する額を当該者の後渡し報酬から減額する。

従業員の後渡し報酬は、権利確定のさらなる繰延についても、ANZの継続的で絶対的な裁量の対象となる。ANZがこの裁量行使した場合、権利確定日は延期され、ANZが権利確定すべきと判定しない限り権利は確定しない。

後渡し報酬の予定された引渡し前に、取締役会（CEO、開示を要する執行役員およびその他特定された役職に関して）および／または結果レビューグループ（CRG）（他の従業員に関して）は、マルス／下方修正または追加の繰延を適用すべきかどうかを検討する。詳細については、下記6を参照のこと。

6. 説明責任および結果フレームワーク

2020年度、当グループは、引き続き説明責任および結果フレームワークを強化し実施した。

人事委員会および取締役会は、以前繰り延べた報酬へのマルスの適用を含め、CEOおよび開示を要する執行役員の説明責任および結果を決定した。

CROは、2020年度について最も重大なリスク事象に関する報告書を取締役会の人事委員会に提出し、取締役会の監査委員会およびリスク委員会からのインプットが求められた。この情報はすべて、当グループの業績を検討し、CEOを含むグループ執行役員の業績および報酬査定ならびに全従業員の2020年度ANZIP変動報酬資金プールを決定する際に、人事委員会および取締役会により検討された。

2020年度の個人の変動報酬査定は、関連事項の説明責任を反映するために調整が行われた。

2020年度中、CEOおよび開示を要する執行役員の以前繰り延べられた報酬にはマルスは適用されなかった。

結果レビューグループ（CRG）は、ANZの文化へのその影響を良く理解しながら、ANZの説明責任および結果フレームワークの実施および継続的な有効性を監督する際に取締役会を補佐する。CRGの委員長はCEOであり、そのメンバーにはCRO、CFOおよびグループ執行役員（人材およびカルチャー担当）が含まれる。CRGは、必要に応じて重大な事象、説明責任および適切な査定結果の適用をレビューする

査定結果を決定する際、説明責任の程度、顧客への影響を含む問題の重要性が考慮される。査定結果として、例えば、相談、正式な警告、業績および報酬査定への影響、以前繰り延べた報酬へのマルスの適用、ならびに最終的には最も重大な問題による雇用の終了などが挙げられる。

説明責任、査定結果および強固なリスク文化の推進に対して当グループが継続的に注力することにより、物事がうまくいかない場合の顧客コミットメントを支援して、直ちにそれを解決し、現職（場合によっては前職）の執行役員に適宜一貫して責任を持たせる。当グループはまた、事象の原因から学び、将来の再発リスクを軽減し、継続的に当グループのリスク文化の強化を図ることに注力している。

当グループは、説明責任および結果フレームワークの有効性を毎年見直し、規制および社内ステークホルダーのインプットに基づき、当該フレームワークのさらなる強化のための拡充を実施する。

当グループは、「率直に発言する」という文化に対する説明責任および結果フレームワークの影響も検証した。当グループは、年次で行う「マイボイス」調査、自己開示した監査課題が占める割合および内部監査による文化レビューデータを含む、レビュー済の測定値全体で、2020年度は2019年度と比較して「率直に発言する」という文化が強化されたと判断した。これにより、説明責任および結果フレームワークの実施は当グループの「率直に発言する」という文化に整合しているという確信を得た。当グループは継続して従業員の意識を高め、内部告発啓発週間などの取組みを通じて、従業員が率直に発言できる様々な方法を促進している。

2020年度に当グループ全体で、1,448件の行動規範事案が生じ、その結果199名の従業員が行動規範に違反し解雇されまたは調査開始後に当行を退職した。さらに370名の従業員が正式な懲戒処分を受け、マネージャーは年次レビュープロセスの一環として、当該従業員の業績および報酬の査定に影響を適用するよう求められた。

上級リーダーシップレベルでは、34名の現職または前職のシニアリーダー（上級執行役員、執行役員およびシニアマネージャー）に関して、査定結果が、行動規範の違反行為、または重大な事象に関する説明責任の調査結果について2020年度に適用されたか、調査開始後に当行を退職した。この34名の従業員は、2,443名のシニアリーダー職全体の1.4%に相当する。適用された査定結果には、警告、業績および／または報酬の査定への影響、雇用終了が含まれる。

2020年度のシニアリーダーの査定結果⁽¹⁾

正式な警告 ⁽²⁾	19
雇用終了	7
業績への影響 ⁽³⁾	18

- (1) 個人は関係のあるすべてのカテゴリーに含まれている。つまり、1名の従業員が複数のカテゴリーに反映されている場合があることを意味する。
- (2) 年次の業績および報酬レビュープロセスの一部として、業績および査定結果が当グループの説明責任および結果フレームワークに沿って適用される。
- (3) 業績評価への影響は、2020年10月末現在のものである。報酬への影響も適用される。

また、30日超研修必須要件を満たしていない従業員についても業績および報酬査定があり、これらの従業員は、（明らかに例外的状況が存在しない限り）期末報酬レビュープロセスに参加する資格を有しないとみなされる。2020年度は0.4%に満たない従業員が30日間研修必須要件を満たしていなかったため、当該従業員のプロフィールには不適格のフラグが適用されている。残りの99.6%は要求された期間内に研修必須要件を満たした。

7. 非執行取締役（NED）の報酬

7.1 報酬の体系

人事委員会は、NEDの2020年度の報酬を検討し、取締役会会長、NEDおよび委員会委員の報酬を引き上げないことを決定した。ただし、デジタル事業および技術委員会の委員長の業務量が大幅に増加したことを評価し、当該委員長の報酬を35,000ドルから45,000ドルへと増額したことを除く。

NEDは、取締役としての基本報酬、および取締役会委員会の委員長または委員としての追加報酬を受ける。取締役会会長は、取締役会委員会の業務について追加報酬を受けない。

取締役および委員としての報酬を設定する際、取締役会は、一般的な業界慣行、ASXのコーポレート・ガバナンス原則と推奨、NEDの役職に伴う責任およびリスク、当グループおよび当行の課題に対してNEDに期待される時間的関与、ならびに比較可能な会社のNEDに支払われる報酬を考慮する。

ANZは、NEDの報酬を、時価総額が近いオーストラリア上場会社のうち特に大手金融サービス機関に絞った比較可能グループと比較している。規模、業務の複雑性および性質ならびにNEDの稼働時間が近似することを前提に、これが適切なグループと考えられる。

NEDの独立性および不偏性を維持するため、

- NEDの報酬は、当グループの業績と連動しない。
- NEDは、当グループの変動報酬の取決めに關して参加資格を有しない。

現行のNEDの報酬資金プール総額は400万ドルであり、2012年度の年次株主総会で株主から承認を受けた。退職年金拠出金を含むNED報酬の年間総額は、この合意に基づく上限の範囲内に収まっている。

以下の表は、2020年度のNEDの報酬方針の構成を示す。

2020年度NEDの報酬方針の構成

	取締役会 ⁽¹⁾ (2)	監査 委員会	リスク 委員会	人事 委員会	デジタル事業 および 技術委員会	倫理、環境、 社会およびガバ ナンス委員会
(単位：ドル)						
会長報酬・委員長報酬	825,000	65,000	62,000	57,000	45,000	35,000
取締役報酬・委員報酬	240,000	32,500	31,000	29,000	15,000	15,000

(1) 退職年金を含む。

(2) 取締役会会長は取締役会委員会の委員としての追加報酬を受けない。取締役会会長およびNEDは、指名および取締役会運営委員会の委員報酬を受けない。

NEDの持株ガイドライン

当グループは、NEDにANZ株式の保有を要求している。NEDは、以下を要求される。

- ・ 任命から5年にわたり、NEDの取締役としての報酬の100%（議長は200%）相当額まで株式を積み増すこと。
- ・ ANZの取締役である間は、かかる持株を維持すること。

2020年9月30日現在のANZの株価に基づくと、5年を経過したすべてのNEDが保有要件を満たしている。過去5年以内に任命されたNEDについては、要件を満たしているか要件の具備に向けて順調に進捗している。

7.2 2020年度の法定報酬—NED

2020年度の法定報酬—NED

事業年度	短期NED手当		退職後		報酬 総額 ⁽²⁾
	報酬 ⁽¹⁾	非貨幣給付	退職年金 拠出金 ⁽¹⁾		
(単位：ドル)					
現職の非執行取締役					
D.ゴンスキー ⁽¹⁾	2020	803,824	-	21,176	825,000
	2019	639,351	-	20,649	660,000
I.アトラス ⁽¹⁾	2020	323,324	-	21,176	344,500
	2019	275,851	-	20,649	296,500
P.ドワイヤー ⁽¹⁾	2020	351,326	-	10,674	365,000
	2019	296,351	-	20,649	317,000
J.ハルトン ⁽¹⁾	2020	307,824	-	21,176	329,000
	2019	246,058	-	20,649	266,707
J.キー ⁽¹⁾⁽³⁾	2020	279,824	-	21,176	301,000
	2019	229,131	-	20,649	249,780
G.リーベルト ⁽¹⁾	2020	342,324	-	21,176	363,500
	2019	294,851	-	20,649	315,500
J.マクファーレン ⁽¹⁾	2020	297,324	-	21,176	318,500
	2019	249,851	-	20,649	270,500
P.オサリバン ⁽⁴⁾	2020	243,331	-	19,207	262,538
非執行取締役全員の合計	2020	2,952,101	-	156,937	3,109,038
	2019	2,231,444	-	144,543	2,375,987

- (1) 対前年の報酬の差額は、2019年度の会長報酬およびNEDの取締役としての報酬の20%の減額（それらの報酬は王立委員会が指摘した行為に対する共同責任を反映すべきであるという取締役の決定の結果である。）、委員会のメンバー変更および退職年金拠出金の上限基準額の変更に関連する。2020年1月1日から2020年6月30日の期間にP.ドワイヤーは、報酬のすべての支払いを受領する選択をしたため、退職年金拠出金を受領しなかった。
- (2) 長期手当および株式に基づく支払いは、NEDには適用されない。
- (3) J.キーはオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（ANZBGL）のNEDとして受領した上記の報酬に加え、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長として、2020年度に合計391,000ニュージーランドドル、2019年度には合計382,950ニュージーランドドルを受領した。
- (4) P.オサリバンは、2019年11月4日にNEDに就任したため、2020年度の報酬は勤務年の一部を反映したものとなっている。

8. 報酬ガバナンス

8.1 人事（HR）委員会

8.1.1 人事委員会の役割

人事委員会は、報酬およびその他の人事事項について取締役会を補佐する。当グループの報酬方針および慣行を検討し、また市場慣行ならびにオーストラリア内外の規制上およびコンプライアンス上の要件も監視する。

当年度中、人事委員会は6回の会議⁽¹⁾をもち、以下を含む事項について検討および承認または取締役会への勧告を行った。

- ・ ANZBGLの報酬方針の対象となるCEOおよびその他の主要執行役員（報酬報告における開示対象者より広義）の報酬ならびにNEDの報酬
- ・ 報酬体系の変更（報酬フレームワーク再構築の取組みを含む。）
- ・ サー・ステファン・セジウィックによる業界全体のリテール報酬レビューに対するANZの対応
- ・ 執行役員の変動報酬に対する取締役の裁量による、APRA健全性基準CPS511「報酬」の草案、BEARの主題レビュー、財務省の金融機関説明責任制度（FAR）およびASICによるガバナンス慣行のレビューに関する最新情報
- ・ ANZグループの業績フレームワーク（年間目標の設定および評価）ならびに年間変動報酬の支出
- ・ 主要上級執行役員の実績および報酬の査定（当年度に生じたまたは明らかになった重大なリスク事象およびマルス・下方修正の検討を含む）
- ・ 主要上級執行役員の任命および解任
- ・ ANZBGLの報酬方針の実効性
- ・ 主要上級執行役員の後継育成計画
- ・ 強化された説明責任および結果フレームワークに関する最新情報を含む、文化およびガバナンス
- ・ 多様化、インクルージョンならびに従業員エンゲージメント

人事委員会の役割に関する詳細は、同委員会の憲章を含め、ANZのウェブサイト（anz.com > Our company > Strong governance framework > ANZ Human Resources Committee Charter）に掲載されている。

- (1) 人事委員会は、当年度中に一部委員が集合して多数の会議を開き、規制上の進展および2020年度の査定について議論した。

8.1.2 報酬およびリスクの連動

人事委員会は、業績、リスク管理および報酬の関係を当グループの事業戦略と合致させることに重点を置いている。リスク委員会および監査委員会の委員長は人事委員会委員を務め、取締役全員が特定の人事委員会の会議に出席する。

報酬とリスクの連動の重要性をより大きく反映するため、

- ・ 取締役会は2020年度中、（会長に加え）3名のNEDに人事委員会およびリスク委員会を兼務させた。
- ・ 人事委員会は、リスクおよび財務管理の人員に自由かつ無制限にアクセスできる（CROおよびCFOは特定の議題に関して人事委員会の会議に参加する）。
- ・ CROは、重大なリスク事象に関する個別の報告書を人事委員会に提出し、グループ、部門および個人レベルで業績および報酬の考慮事項、ならびに説明責任および査定結果を通知する。
- ・ 監査委員会およびリスク委員会の委員長は、すべての関連リスクおよび内部監査に関する課題を適切に検討するため、人事委員会に対してインプットを提供することが求められる。

8.1.3 利益相反

利益相反の可能性を低減するために以下を行う。

- ・ 経営陣は、その業績または報酬について人事委員会または取締役会が議論する場合はその会議に出席しない。
- ・ CEOの年間変動報酬は、ANZIP資金プールから資金提供され個別に決定される。
- ・ CROの報酬の取決めは、その職務の独立性を保つために、他の開示を要する執行役員とは異なるものとする。
- ・ 人事委員会は、CEOおよび開示を要する執行役員の業績および報酬査定の検討事項について通知するために、以下を含む多くの情報源からの意見を求める。
 - リスク担当、財務担当、人材およびカルチャー担当、内部監査担当からの個別の報告書
 - CROが提供した重大なリスク事象に関するデータ
 - 取締役会の監査委員会およびリスク委員会双方からのインプット

8.1.4 外部アドバイザーは情報を提供したが、勧告は行わなかった

人事委員会は、必要に応じて、独立的な外部アドバイザーと契約することができる。

当年度中、人事委員会および経営陣は、外部アドバイザーであるエーオン（Aon）、アシャースト（Ashurst）、アーンスト・アンド・ヤング（Ernst & Young）、マーサー・コンサルティング（オーストラリア）Ptyリミテッド（Mercer Consulting (Australia) Pty Ltd）およびプライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）から情報提供を受けた。こうした情報は、市場データ、市場慣行、法的要件ならびにガバナンス上および規制上の要件の解釈に関連するものであった。

ANZは当年度中、KMPの報酬について外部のコンサルタントから報酬勧告を受けていない。

ANZは、人事委員会および取締役会に勧告を行う社内の報酬専門家を採用している。取締役会は、提供された情報を用い、ANZの戦略目標、目的および価値観、リスク選好ならびにANZBGLの報酬方針および原則を慎重に考慮したうえで、独立的に決定を下した。

8.2 内部統制

8.2.1 ヘッジの禁止

すべての後渡し株式は、権利が完全に確定するまでリスク性を維持しなければならない。したがって、執行役員およびその関係者は、割り当てられたエクイティの権利確定前の価値を特定の保護するスキームを契約してはならない。これを行った場合、当該エクイティは失権する。

8.2.2 CEOおよび開示を要する執行役員の持株ガイドライン

当グループは、CEOおよび開示を要する各執行役員に対して、5年にわたり、以下を要求する。

- ・ 固定報酬の200%相当額までANZ株式を積み増すこと。
- ・ ANZの執行役員である間は、かかる持株を維持すること。

この目的において、持株には、業績要件の対象とならないすべての権利確定済みおよび権利確定前のエクイティが含まれる。

CEO

CEOは現時点で5年の積増期間内であるが、その持株は保有ガイドラインを上回っており、当グループは、CEOがその就任以降ANZ株式を売却していないことを認識している。

開示を要する執行役員

1名を除くすべての開示を要する執行役員は、現時点で5年の積増期間内であり持株を構築中である。1名の開示を要する執行役員は5年の期間を経過しており、その持株（2020年9月30日の株価に基づく。）は保有ガイドラインを下回っていた。COVID-19のANZの株価への影響により、執行役員の持株の全体的な価値が減少しており、取締役会は、その裁量により、この時点では株式を追加購入することを執行役員に要求していない。

8.2.3 CEOおよび開示を要する執行役員の契約条件およびエクイティの取扱い

CEOおよび開示を要する執行役員に関する契約条件および退任時のエクイティの取扱い（付与条件に従う。）は、以下のとおりである。これらは類似しているが、置かれる立場の違いに適合するよう一定の場合に差を設けている。

契約の種類	恒久的な継続雇用契約
辞任の通知	- CEOからは12か月前まで - 開示を要する執行役員からは6か月前まで
ANZによる解任通知⁽¹⁾	CEOおよび開示を要する執行役員についてはANZにより12か月前まで ただし、ANZは、重大な不正行為があった場合はいつでも直ちに個人の雇用を終了させることができる。この場合、当該個人は、固定報酬に限り退任日までおよび法定給付について支給を受けることができる。
ANZ離職時の権利確定前株式の取扱い	辞任するまたは解任される執行役員は、取締役会が別段の決定をしない限り、権利確定前の後渡し株式の権利を失う。 ある執行役員が人員余剰を理由に解任され、または「善良な離職者」と分類される場合、 - 後渡し株式／株式の権利は、当初の権利確定日に引き渡される。 - 業績に基づく権利⁽²⁾は、（業績要件に達した範囲で）解任通知満了日までの在任期間に応じて期間割りされ、当初の権利確定日に引き渡される。 執行役員の死亡時または全身のかつ永久的な障害の発生時に、後渡し株式の権利は確定する。 権利確定前のエクイティは、退職後も引き続きマルスの対象となる。
支配権の変更 (CEOにのみ適用)	支配権の変更またはこれに類するその他の事象が発生した場合、当グループはCEOの業績に基づく権利に適用する業績条件を判定する。業績条件の達成度に応じてこれらの権利が確定する。

(1) K.コバリーおよびM.ハンドの契約には、関連するANZの方針（適宜変更される。）に従い、特定の状況で人員削減給付の受領資格を有する場合があることが記載されている。A.ワトソンについては、人員削減通知は6週間前までとし、人員削減時点での報酬は、25年の役務後79週を上限として段階的に計算される。

(2) または、業績に基づく権利に代えてCROに支給される後渡し株式の権利。

[次へ](#)

９．その他のデータ

9.1 2020年度の法定報酬—CEOおよび開示を要する執行役員

以下の表は、オーストラリア会計基準に準拠して開示された法定報酬の一覧である。同表は、支給された固定報酬（現金および退職年金拠出金）ならびに2020年度の変動報酬のうち現金部分も表示しているが、**2020年度に実際に支給または受領された変動報酬**（上記4.1および4.2を参照）は表示しておらず、これに代えて按分償却された当事業年度分の後渡し報酬（前年支給分を含む。）の会計価値を表示している。

2020年度の法定報酬—CEOおよび開示を要する執行役員

		短期従業員給付			退職後		長期従業員給付		株式に基づく報酬 ⁽⁷⁾				
									償却価値合計				
												その他の エクイ ティ 割当て (8)	
									変動報酬				

- (1) 現金給与には、主要経営陣の役職期間にANZのライフスタイル休暇制度の利用を反映するために必要な一切の調整額が含まれる。
- (2) 非貨幣給付は一般に、駐車場、税務サービス、国内の給付に関連して会社が払う費用など、会社負担の手当（付加給付税を含む。）で構成される。
- (3) 現金によるインセンティブ合計は、現金部分のみに関係する。年間変動報酬／変動報酬の後渡し部分に係る償却は株式に基づく報酬に含まれ、権利確定期間にわたって償却されている。年間変動報酬／変動報酬はすべて2020年10月21日に取締役会により承認された。2019年度および2020年度に支給された年間変動報酬／変動報酬の現金部分はすべて、関連する年度中に執行役員に対して権利が確定した。
- (4) オーストラリアに拠点を置くすべての執行役員について、2019年度および2020年度の退職年金拠出金は退職年金保証拠出（上限拠出基準額に基づく。）を反映している。A.ワトソンはキウィセーバー（KiwiSaver）に加入しており、ANZは加入者拠出と折半で雇用者拠出（雇用者退職年金拠出税を控除後の給与支払総額の4%を上限とする）を負担している。
- (5) 退職手当に関連して発生した額。M.ハントは、1992年11月以前にANZに雇用されたため、定年退職、人員削減、死亡、または疾病、就労不能もしくは家庭の事情による辞任により退職手当を受け取る権利を有している。退職手当は、確定している名目給与（固定報酬の65%に相当）の3か月分に、常勤であった（10年目を超える）各年について名目給与の3%を加え、長期勤続休暇（取得済みおよび未取得を含む。）の発生分の価値の合計を差し引いたものとして計算される。
- (6) S.エリオット、M.カーネギー、A.ジョージ、K.コバリー、M.ハント、M.ジャブルコおよびA.ワトソンについて当年度中に発生した長期勤続休暇は、同氏らの固定報酬が増額した結果、前年度比で増加した。
- (7) AASB第2号「株式に基づく支払い」が要求するとおり、償却価値は、事業年度の開始時に完全には権利確定していなかったすべてのエクイティの（市場関連の権利確定条件を考慮した）公正価値の割合部分を含む。公正価値は付与日に決定され、関連する権利確定期間において定額法で割り当てられる。報酬として含まれる金額は、エクイティの権利が行使可能となった場合に執行役員が最終的に収受する換価利益（もしあれば）と関係なく、またそれを示唆するものでもない。
- (8) その他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬の補償、残留報酬ならびに従業員株式オファーに関連して受領された株式などの雇用上の取決めに関係する。
- (9) 退任給付金を受領した2020年度の開示を要する執行役員はいなかった。F.オールソン（前グループ執行役員（オーストラリア担当）および2019年度の開示を要する執行役員）は2018年12月28日に開示を要する執行役員職を辞任し、長期休暇中の2019年11月15日に雇用を終了した。退職時に支払われた退任給付金（発生済み年次休暇、長期勤続休暇および契約に従った解雇予告手当）、長期休暇の開始時に取得した年次休暇および長期勤続休暇、ならびに退職に関連する非貨幣給付は、合計で1,303,863ドルであった。
- (10) K.コバリーがグループ経営委員会に任命される前のK.コバリーの役職に関連して、取締役会は2016年8月にエクイティによる600,000ドルの残留報酬（2019年8月に権利が確定）を承認した。その他のエクイティの配分はこの報酬に関係している。
- (11) M.ハントは2018年12月29日に開示を要する執行役員に就任した。そのため、同氏の2019年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。
- (12) M.ジャブルコに関するその他現金およびその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に関係する。
- (13) A.ワトソンは、グループ執行役員代理（ニュージーランド担当）およびCEOとして2019年6月17日に開示を要する執行役員に就任したため、同氏の2019年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。A.ワトソンの固定報酬はニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。2018年度、2019年度および2020年度、A.ワトソンは、従業員株式オファーに基づき株式を受領する資格を有していた。当該オファーは、適格従業員に対して、取締役会の承認を前提に事業年度ごとにANZ株式を付与するものである。従業員株式オファーの詳細については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記31「従業員持株およびオプション制度」を参照のこと。

9.2 エクイティの保有

2019年11月／12月にCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与されたエクイティのための後渡し株式はすべて市場で調達された。

後渡し株式の権利および業績に基づく権利については、当グループは権利確定の時期が近付いてから報酬に充当するための方法を決定する。

9.2.1 付与、権利確定、行使／売却および失効／失権となったCEOおよび開示を要する執行役員のエクイティ

以下の表は、当グループがCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与した後渡し株式および権利の詳細を示す。

- ・ 2020年度中に付与したもの、または
- ・ 過年度に付与してその後権利が確定し、2020年度中に行使／売却されまたは失効／失権したもの

付与、権利確定、行使／売却および失効／失権となったエクイティ—CEOおよび開示を要する執行役員

															2020年 9月30 日現在	2020年 9月30日 現在 で行使可 能でない	
氏名	エクイ ティの種 類	付与数 (1)	エクイ ティの 付与時 の公正 価値 (2020年 度付与分 のみ) (ド ル)	付与日	行使可能初 日	満了日	権利確定した			失効／失権した			行使／売却された			可能 な もの ⁽³⁾	
							数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)		
CEOおよび現職の開示を要する執行役員																	
S. エ リ オット	後渡し株 式	6,941		2016/11/22	2019/11/22	-	6,941	100	172,095	-	-	-	-6,941	100	173,814	-	-
	後渡し株 式	8,529		2017/11/22	2019/11/22	-	8,529	100	211,468	-	-	-	-8,529	100	213,581	-	-
	後渡し株 式	8,623		2018/11/22	2019/11/22	-	8,623	100	213,799	-	-	-	-8,623	100	215,935	-	-
	後渡し株 式	12,006	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,006
	後渡し株 式	9,003	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,003
	後渡し株 式	6,002	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,002
	後渡し株 式	3,001	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,001
	業績に基 づく権利	112,862		2016/12/16	2019/12/16	2021/12/16	-	-	-	-112,862	100	2,826,313	-	-	-	-	-
	業績に基 づく権利	37,620		2016/12/16	2019/12/16	2021/12/16	-	-	-	-37,620	100	-942,088	-	-	-	-	-
	業績に基 づく権利	126,050	10.25	2019/12/17	2023/12/17	2025/12/17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126,050
業績に基 づく権利	42,016	5.03	2019/12/17	2023/12/17	2025/12/17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42,016	
M. カ ー ネギー	後渡し株 式	1,182		2016/11/22	2019/11/22	-	1,182	100	29,307	-	-	-	-	-	-	1,182	-
	後渡し株 式	4,785		2017/11/22	2019/11/22	-	4,785	100	118,639	-	-	-	-	-	-	4,785	-
	後渡し株 式	5,205		2018/11/22	2019/11/22	-	5,205	100	129,053	-	-	-	-	-	-	5,205	-
	後渡し株 式	7,924	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,924
	後渡し株 式	5,942	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,942
	後渡し株 式	3,961	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,961
	後渡し株 式	1,980	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,980
	業績に基 づく権利	7,309		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-7,309	100	-181,219	-	-	-	-	-
	業績に基 づく権利	2,436		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-2,436	100	-60,398	-	-	-	-	-
	業績に基 づく権利	30,612	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,612
業績に基 づく権利	10,204	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,204	
K. コ リー	後渡し株 式	21,497		2016/11/22	2019/8/20	-	-	-	-	-	-	-	-21,497	100	526,105	-	-
	後渡し株 式	2,758		2016/11/22	2019/11/22	-	2,758	100	68,382	-	-	-	-2,758	100	67,498	-	-
	後渡し株 式	4,230		2017/11/22	2019/11/22	-	4,230	100	104,879	-	-	-	-4,230	100	103,522	-	-
	後渡し株 式	3,010		2018/11/22	2019/11/22	-	3,010	100	74,630	-	-	-	-3,010	100	73,665	-	-
	後渡し株 式	5,745	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,745
	後渡し株 式	5,744	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,744
	後渡し株 式	3,829	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,829

	後渡し株式	3,829	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,829
	後渡し株式の権利に基づく権利	19,727	24.99	2019/11/22	2023/11/22	2023/11/29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,727
		5,445		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-5,445	100	-135,003	-	-	-	-	-
G. フローリアン	後渡し株式	2,462		2017/11/22	2019/11/22	-	2,462	100	61,043	-	-	-	-	-	-	2,462	-
	後渡し株式	3,254		2018/11/22	2019/11/22	-	3,254	100	80,680	-	-	-	-	-	-	3,254	-
	後渡し株式	4,491	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,491
	後渡し株式	3,367	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,367
	後渡し株式	2,244	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,244
	後渡し株式	1,122	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,122
	業績に基づく権利	17,346	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,346
	業績に基づく権利	5,782	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,782
A. ジョージ	後渡し株式	2,400		2016/11/22	2019/11/22	-	2,400	100	59,506	-	-	-	-	-	-	2,400	-
	後渡し株式	3,096		2017/11/22	2019/11/22	-	3,096	100	76,762	-	-	-	-	-	-	3,096	-
	後渡し株式	3,498		2018/11/22	2019/11/22	-	3,498	100	86,729	-	-	-	-	-	-	3,498	-
	後渡し株式	8,453	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,453
	後渡し株式	6,338	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,338
	後渡し株式	4,225	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,225
	後渡し株式	2,112	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,112
	業績に基づく権利	2,746		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-	-	-	-1,793	65	46,678	-	-
	業績に基づく権利	4,738		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-4,738	100	-117,474	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	32,653	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,653
	業績に基づく権利	10,884	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,884
M. ハンド	後渡し株式	4,012		2016/11/22	2019/11/22	2020/11/18	4,012	100	99,474	-	-	-	-4,012	100	99,242	-	-
	後渡し株式	6,277		2017/11/22	2019/11/22	-	6,277	100	155,632	-	-	-	-6,277	100	155,270	-	-
	後渡し株式	3,254		2018/11/22	2019/11/22	-	3,254	100	80,680	-	-	-	-3,254	100	80,492	-	-
	後渡し株式	4,755	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,755
	後渡し株式	3,565	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,565
	後渡し株式	2,376	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,376
	後渡し株式	1,188	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,188
	業績に基づく権利	7,920		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-7,920	100	-196,368	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	18,367	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,367
	業績に基づく権利	6,122	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,122
M. ジャブルコ	後渡し株式	3,153		2016/11/22	2017/8/20	-	-	-	-	-	-	-	-3,153	100	80,580	-	-
	後渡し株式	3,153		2016/11/22	2018/8/20	-	-	-	-	-	-	-	-3,153	100	80,580	-	-
	後渡し株式	7,617		2016/11/22	2020/2/27	-	7,617	100	195,305	-	-	-	-	-	-	7,617	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2017/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-1,182	100	30,208	-	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-1,182	100	30,208	-	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2019/11/22	-	1,182	100	29,307	-	-	-	-	-	-	1,182	-
	後渡し株式	6,305		2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-6,305	100	161,135	-	-
	後渡し株式	6,305		2017/11/22	2019/11/22	-	6,305	100	156,326	-	-	-	-	-	-	6,305	-
	後渡し株式	5,693		2018/11/22	2019/11/22	-	5,693	100	141,152	-	-	-	-	-	-	5,693	-
	後渡し株式	8,717	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,717
	後渡し株式	6,536	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,536
	後渡し株式	4,357	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,357
	後渡し株式	2,178	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,178
	業績に基づく権利	7,309		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-7,309	100	-181,219	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	2,436		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-2,436	100	-60,398	-	-	-	-	-

	業績に基 づく権利	33,673	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,673
	業績に基 づく権利	11,224	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,224
K.ファン・ デル ・マープ	後渡し株 式	1,477		2017/11/22	2019/11/22	-	1,477	100	36,621	-	-	-	-	-	-	1,477	-
	後渡し株 式	3,577		2018/11/22	2019/11/22	-	3,577	100	88,688	-	-	-	-	-	-	3,577	-
	後渡し株 式	6,604	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,604
	後渡し株 式	4,951	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,951
	後渡し株 式	3,301	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,301

	後渡し株式	1,650	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,650
	業績に基づく権利	25,510	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,510
	業績に基づく権利	8,503	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,503
A. ワトソン	後渡し株式	3,904	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,904
	後渡し株式	3,901	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,901
	後渡し株式	3,901	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,901
	後渡し株式	4,541	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,541
	従業員株式 オファー	32	25.05	2019/12/02	2022/12/02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32
	後渡し株式 の権利	2,237		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	2,237	100	55,464	-	-	-	-2,237	100	55,277	-	-
	後渡し株式 の権利	4,409		2017/11/22	2019/11/22	2021/11/22	4,409	100	109,317	-	-	-	-4,409	100	108,948	-	-
	後渡し株式 の権利	5,016		2018/11/22	2019/11/22	2021/11/22	5,016	100	124,367	-	-	-	-5,016	100	123,947	-	-
	業績に基づく 権利	3,649		2016/11/22	2016/11/22	2021/11/22	-	-	-	-3,649	100	-90,473	-	-	-	-	-
	後渡し株式	6,724		2016/11/22	2019/11/22	-	6,724	100	166,715	-	-	-	-6,724	100	166,715	-	-
	後渡し株式	9,218		2017/11/22	2019/11/22	-	9,218	100	228,551	-	-	-	-9,218	100	228,551	-	-
	後渡し株式	7,075		2018/11/22	2019/11/22	-	7,075	100	175,418	-	-	-	-7,075	100	175,418	-	-
	後渡し株式	13,998	24.79	2019/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,998
M. ウィーラ ン	後渡し株式	10,498	24.79	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,498
	後渡し株式	6,998	24.79	2019/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,998
	後渡し株式	3,499	24.79	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,499
	業績に基づく権利	41,571		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-41,571	100	-1,030,711	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	13,857		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-13,857	100	-343,570	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	54,081	10.45	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,081
	業績に基づく権利	18,027	5.14	2019/11/22	2023/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,027

- (1) 執行役員は、高額報酬上位5名の執行役員の開示目的上、開示を要する執行役員またはグループ経営委員会のその他の委員と定義される。2020事業年度の高額報酬上位5名の執行役員には、開示を要する執行役員4名およびグループ執行役員（国際担当）（F.ファルキ）が含まれている。2020年度に報酬として開示を要する執行役員に付与された権利は、上表に含まれている。2020年度に報酬としてF.ファルキに付与された権利には、4つのトランシュによる後渡し株式の権利、および2019年11月22日に付与された2つのトランシュによる業績に基づく権利（行使可能初日を2020年11月22日とし満了日を2020年11月29日とする14,298個（第1トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2021年11月22日とし満了日を2021年11月29日とする11,363個（第2トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2022年11月22日とし満了日を2022年11月29日とする8,033個（第3トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2023年11月22日とし満了日を2023年11月29日とする4,257個（第4トランシュ）の後渡し株式の権利、ならびに業績要件に達することを前提に行使可能初日を2023年11月22日とし満了日を2025年11月22日とする51,839個（第1トランシュ）および17,279個（第2トランシュ）の業績に基づく権利）が含まれる。2020年度末から取締役報告書の署名日までの間に、CEO、開示を要する執行役員または高額報酬執行役員上位5名に対してかかる権利は付与されなかった。
- (2) 株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の一時点における価額は、権利確定、失効／失権、または行使／売却／信託終了の日にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買される当日株式の1日出来高加重平均価格（VWAP）に、株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の数を乗じたものに基づく。すべての株式の権利／業績に基づく権利の行使価格は、0.00ドルである。株式に基づく支払いに関して当報告期間中に変更または修正された条件はなかった。
- (3) 権利確定済みかつ行使可能な数は、報告期間末現在で権利が確定している株式、オプションおよび権利の数である。権利確定済みであり行使可能ではない株式、オプションおよび権利はない。
- (4) （付与日を基準として）過年度に付与された業績に基づく権利のうち、2020年9月30日現在でなお行使可能でないものには以下が含まれる。

	2017年11月	2018年11月	2019年11月
S. エリオット	143,294	110,365	168,066
M. カーネギー	39,440	42,884	40,816
K. コバリー	4,230	-	-
G. フローリアン	20,300	26,802	23,128
A. ジョージ	25,520	28,813	43,537
M. ハンド	6,277	26,802	24,489
M. ジャブルコ	51,968	46,905	44,897
K. ファン・デル・マープ	12,180	29,482	34,013
A. ワトソン	3,934	4,802	-
M. ウィーラン	75,980	58,296	72,108

S. エリオットに付与された業績に基づく権利は、ASX上場規則10.14に従って、2019年度年次株主総会で株主により承認された。

[前へ](#)

[次へ](#)

9.2.2 NED、CEOおよび開示をする執行役員のエクイティ保有

以下の表は、各NED、CEOおよび開示を要する各執行役員（これらの者の関係者を含む。）により直接、間接または実質的に保有されるエクイティの詳細を示す。

氏名	エクイティの種類	2019年 10月1日の 期首残高	当年度中に 報酬として 付与された もの ⁽¹⁾	オプション または権利 の行使により 当年度中に受 領したもの	当年度中の その他の 変動による もの ⁽²⁾	2020年 9月30日の 期末残高 (3)(4)
現職の非執行取締役						
D.ゴンスキー	普通株式	31,488	-	-	-	31,488
I.アトラス	普通株式	14,360	-	-	-	14,360
P.ドワイヤー	普通株式	17,500	-	-	-	17,500
J.ハルトン	普通株式	9,049	-	-	-	9,049
J.キー	普通株式	3,000	-	-	-	3,000
G.リーベルト	普通株式	20,315	-	-	-	20,315
	キャピタルノート1	1,500	-	-	-	1,500
	キャピタルノート2	2,500	-	-	-	2,500
J.マクファーレン	普通株式	17,851	-	-	-	17,851
	キャピタルノート2	2,000	-	-	-	2,000
	キャピタルノート3	5,000	-	-	-	5,000
P.オサリバン ⁽⁵⁾	普通株式	4,078	-	-	-	4,078
	キャピタルノート2	9,250	-	-	-	9,250
CEOおよび現職の開示を要する執行役員						
S.エリオット	後渡し株式	73,958	30,012	-	-24,093	79,877
	普通株式	189,258	-	-	27,563	216,821
	業績に基づく権利	438,874	168,066	-	-150,482	456,458
M.カーネギー	後渡し株式	54,732	19,807	-	-	74,539
	普通株式	3,071	-	-	2,420	5,491
	業績に基づく権利	92,069	40,816	-	-9,745	123,140
K.コバリー	後渡し株式	42,631	19,147	-	-31,495	30,283
	普通株式	1,350	-	-	-255	1,095
	後渡し株式の権利	14,546	19,727	-	-	34,273
	業績に基づく権利	9,675	-	-	-5,445	4,230
G.フローリアン	後渡し株式	23,141	11,224	-	-	34,365
	普通株式	978	-	-	1,216	2,194
	業績に基づく権利	47,102	23,128	-	-	70,230
A.ジョージ	後渡し株式	58,962	21,128	-	-	80,090
	普通株式	5,614	-	1,793	2,882	10,289
	キャピタルノート1	802	-	-	-	802
	業績に基づく権利	60,864	43,537	-1,793	-4,738	97,870
M.ハンド	後渡し株式	26,434	11,884	-	-13,543	24,775
	普通株式	760	-	-	429	1,189
	業績に基づく権利	40,999	24,489	-	-7,920	57,568
M.ジャブルコ	後渡し株式	84,494	21,788	-	-16,851	89,431
	普通株式	2,925	-	-	2,319	5,244
	業績に基づく権利	108,618	44,897	-	-9,745	143,770
K.ファン・デル・マープ	後渡し株式	20,388	16,506	-	-	36,894
	普通株式	774	-	-	1,162	1,936
	業績に基づく権利	41,662	34,013	-	-	75,675
A.ワトソン	後渡し株式	-	16,247	-	-	16,247
	従業員株式オファー	102	32	-	-	134
	普通株式	-	-	11,662	386	12,048

	後渡し株式の権利	22,129	-	-11,662	-	10,467
	業績に基づく権利	12,385	-	-	-3,649	8,736
M.ウィーラン	後渡し株式	69,393	34,993	-	-23,017	81,369
	普通株式	-	-	-	1,126	1,126
	業績に基づく権利	189,704	72,108	-	-55,428	206,384

- (1) 2020年度中に報酬として付与されたオプション／権利の内容は前掲の表に記載されている。
- (2) 当年度中のその他の変動による株式には、購入（ANZ株式購入プランに基づく購入を含む。）、失権、売却または配当金再投資制度に基づき取得された株式の正味残額が含まれている。
- (3) 以下の株式（上記の保有分に含まれている。）が、2020年9月30日現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員に代わり保有されていた（すなわち、間接的な実質保有株式）。D.ゴンスキー 31,488株、I.アトラス 14,360株、P.ドワイヤー 17,500株、J.ハルトン 0株、J.キー 3,000株、G.リーベルト 8,158株、J.マクファーレン 24,851株、P.オサリバン 0株、S.エリオット 291,099株、M.カーネギー 74,539株、K.コバリー 30,283株、G.フローリアン 34,365株、A.ジョージ 83,570株、M.ハンド 24,775株、M.ジャブルコ 89,431株、K.ファン・デル・マーブ 36,894株、A.ワトソン 16,381株およびM.ウィーラン 81,369株。
- (4) 2020年9月30日現在、34,733個の権利が権利確定済みで行使可能であり、権利確定済みで行使可能でないオプション／権利はなかった。取締役報告書の署名日現在の残高に変更はなかった。
- (5) 期首残高は、主要経営陣としての就任日現在の保有に基づく。

9.3 ローン

9.3.1 概況

当グループがNED、CEOまたは開示を要する執行役員に対してローンを組む場合、当グループはこれを通常の事業過程において、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施しており、この条件には貸付条件、必要担保および金利が含まれる。貸付商品の条件の詳細は、ANZのウェブサイト（anz.com）に掲載されている。当期間中に償却された金額はなく、これらの残高に関して個別の引当金も計上されていない。

以下の表は、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（当年度中の任意の時点でローン残高が総額100,000ドルを超える場合は、これらの者の関係者を含む。）に対するローン残高の詳細を示す。

2020年9月30日現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（これらの者の関係者を含む。）に対するローン総額（100,000ドル未満の残高を含む。）は、31,807,543ドル（2019年度：29,359,432ドル）であり、当期間中の支払利息は888,019ドル（2019年度：731,353ドル）であった。

9.3.2 NED、CEOおよび開示を要する執行役員へのローン取引

ローン取引—NED、CEOおよび開示を要する執行役員

氏名	2019年10月1日の 期首残高	2020年9月30日の 期末残高	報告期間中に 支払われたおよび 支払われる利息 ⁽¹⁾	報告期間中の 最高残高
(単位：ドル)				
現職の非執行取締役				
I. アトラス	-	1,608,028	8,021	2,308,028
J. キー	-		23,206	4,000,000
J. マクファーレン	13,330,653	13,280,942	370,053	15,470,727
P. オサリバン ⁽²⁾	1,005,057	888,916	2,348	1,022,409
CEOおよび現職の開示を要する執行役員				
S. エリオット	2,926,267	2,782,319	68,358	2,938,399
G. フローリアン	2,362,366	2,306,807	62,602	2,389,584
A. ジョージ ⁽³⁾	1,612,899	1,535,414	51,538	1,618,459
M. ハンド	4,437,179	4,226,595	149,695	4,444,867
K. ファン・デル・マープ	1,982,996	3,584,607	101,228	3,818,341
M. ウィーラン ⁽⁴⁾	1,653,414	1,575,953	50,263	1,696,126
合計	29,310,831	31,789,581	887,312	39,706,940

(1) オフセット口座考慮後の実質支払利息。ローン残高は総額で表示されるが、支払利息はオフセット口座の影響を考慮している。

(2) 期首残高は、主要経営陣としての就任日現在である。

(3) クレジットカード残高を含めるために、期首残高は修正再表示されている。

(4) 期首残高は、軽微な時間分散を考慮するために調整されている。

9.4 その他の取引

NED、CEOおよび開示を要する執行役員ならびにこれらの者の関係者とのその他の取引には預金が含まれる。

その他の取引—NED、CEOおよび開示を要する執行役員

	2019年10月1日の 期首残高 ⁽¹⁾	2020年9月30日の 期末残高 ⁽²⁾⁽³⁾
(単位：ドル)		
主要経営陣の預金合計	48,951,515	48,364,383

(1) 期首残高は2019年10月1日現在、または年の途中で就任した場合は就任日現在である。

(2) 期末残高は2020年9月30日現在、または年の途中で退任した場合は退任日現在である。

(3) 2020年度の預金の利息支払額は498,931ドル（2019年度：682,040ドル）である。

主要経営陣およびその関係者とのその他の取引には、投資運用サービス手数料、仲介手数料、銀行業務手数料に関して当グループに支払われる金額が含まれる。当グループは、その職務の遂行に伴うセキュリティおよび秘書サービスで負担した費用について、主要経営陣に支払う。かかる取引は、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施されている。

[前へ](#)

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要ー7.2 監査委員会」を参照のこと。

監査委員会の委員の氏名および2020年度に開催された監査委員会会議への出席状況は、下表のとおりである。

取締役の氏名	出席資格を有する 会議の開催回数	出席回数
イラナ・アトラス	8	8
ポーラ・ドワイヤー（委員長）	8	8
デービッド・ゴンスキー	8	8
グレイム・リーベルト	8	8
ジョン・マクファーレン	8	8

当年度における監査委員会の活動状況および主な検討事項は、以下を含むがこれらに限定されない。

- ・ 以下の監督およびレビュー
 - － ANZの財務報告原則および方針、管理ならびに手続き
 - － ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性
 - － ANZの内部監査機能の業務（内部監査による発見事項のレビューならびに適時適切な方法による問題点の管理および是正の確実な実施を含む。）
 - － ANZの財務書類ならびに独立監査の完全性ならびに関連する法律上および規制上の要件の遵守
 - － 財務報告に関連する範囲における健全性の監督手続きおよびその他の規制上の要件
 - － 取締役会により付託されたその他の事項
- ・ 外部監査人に関する以下の事項
 - － その任命、報酬支払い、年次評価および監督
 - － その独立性、適合性および適切性、ならびに資格の年次レビュー
 - － 年次の監査計画の見直しおよび承認ならびに提供を受けることができる非監査業務分野の決定
 - － その交代（適切とみなされる場合）
- ・ 以下を含むがこれらに限定されないその他の事項
 - － 過去の会議の議事録の承認
 - － 主要な子会社の監査委員会からの報告
 - － 監査委員会憲章の見直しおよび自己評価
 - － 内部監査、外部監査人および委員会委員との会議（個別に行う。）

さらに、COVID-19のパンデミックに伴い、2020会計年度に監査委員会は、ANZの財務書類、統制および手続き、内部監査ならびに外部監査人を含むがこれらに限定されない、上記項目の多くに対するパンデミックの影響を検討し、討議した。

委員の適格性および会議に関する要求事項に加え、監査委員会の目的、権限、機能および職務に関する詳細は、ANZのウェブサイト（www.anz.com）に掲載されている「監査委員会憲章」を参照のこと。

② 内部監査

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.1 内部監査」を参照のこと。

③ 会計監査

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.2 外部監査」を参照のこと。

(i) 外部監査人

- i. 外部監査人の名称： KPMG
- ii. 継続監査期間： 外部監査人は1969年以降連続して監査関連業務を行っている。
- iii. 業務を執行した公認会計士の氏名： Alison Kitchen (アリソン・キッチン)。この主任監査パートナーは、2020年度財務報告プロセスの終了をもって、2021会計年度について新たに任命された主任監査パートナーと交代するようKPMGが助言し、監査委員会がそれを決議した。
- iv. 監査業務に係る補助者の構成： 非公開

(ii) 外部監査人を選定した理由(外部監査人の選定(または解任もしくは不再任の決定)方針を含む)

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.2 外部監査」に記載されているANZのウェブサイト内の「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」を参照のこと。

「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」に概説されているとおり、監査委員会は、

- ・ 外部監査人の選任、報酬、維持および監督の責任を有する。
- ・ 採用ごとに、または監査委員会により適用された特定の事前承認方針に基づき、すべての監査、監査関連業務および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性を定期的に評価する(最低年に1度の正式なレビューを含む。)
- ・ 外部監査人の有効性を定期的に検証する(最低年に1度の正式なレビューを含む。)
- ・ 外部監査人による業務の提供に対応する採用モデルを維持する。

外部監査人の入札(非競争入札)手続は、2015年に監査委員会がKPMGの監査手法、地域的および国際的な手腕や実績、独立性ならびに任期を考慮し実行された。監査委員会は、KPMGの再任を決議した。

さらに、主要経営陣および一部の子会社の取締役は、2年に一度、外部監査人の業績のレビューとして行う調査の完了を要求されている。これは、当グループ全体における外部監査人の業務提供の質に関する意見を入手することを目的としている。その報告は監査委員会に提示され検討される。次回の報告日は未定である。

(iii) 最近2連結会計年度における外部監査人の異動

該当なし。

(iv) 監査委員会による外部監査人の評価の内容

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.2 外部監査」に記載されているANZのウェブサイト内の「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」を参照のこと。

監査委員会による外部監査人の評価の詳細は開示されていない。選任された外部監査人の再契約については、毎年監査委員会により確認が得られる。

2020年9月、監査委員会は、外部監査人の職務遂行状況に関する正式な年次評価を行った。このプロセスの一環として、監査委員会は、翌会計年度に外部入札を開始しないことを決定した。

(v) 監査人報酬

i. 外部監査人に対して支払った報酬

「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記34「監査人報酬」を参照のこと。

下記の表では、オーストラリアの外部監査人に対して支払われた監査報酬その他の報酬を記載している。

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリアに対する報酬		
当グループ全体		
財務報告書の監査またはレビュー	8,059	9,036
監査関連業務	3,693	3,392
非監査業務	25	114
	<u>11,777</u>	<u>12,542</u>
ANZBGL		
財務報告書の監査またはレビュー	7,262	7,058
監査関連業務	3,540	2,642
非監査業務	25	114
	<u>10,827</u>	<u>9,814</u>
子会社		
財務報告書の監査またはレビュー	797	1,978
監査関連業務	153	750
非監査業務	-	-
	<u>950</u>	<u>2,728</u>

ii. 外部監査人と同一のネットワークに属する組織に対して支払った報酬

下記の表では、オーストラリア以外の外部監査人の関連法人に対して支払われた監査報酬その他の報酬を記載している。

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	
KPMG（オーストラリア以外）に対する報酬		
当グループ全体		
財務報告書の監査またはレビュー	6,049	5,691
監査関連業務	1,677	2,316
非監査業務	98	2
	<u>7,824</u>	<u>8,009</u>
ANZBGL		
財務報告書の監査またはレビュー	2,107	1,924
監査関連業務	1,008	714
非監査業務	44	2
	<u>3,159</u>	<u>2,640</u>
子会社		
財務報告書の監査またはレビュー	3,942	3,767
監査関連業務	669	1,602
非監査業務	54	-
	<u>4,665</u>	<u>5,369</u>

iii. ANZに対して提供した非監査業務の内容

2001年会社法および業界の最良慣行の要件を組込んだ当グループの「外部監査人との関係についての当グループの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」（以下「本方針」という。）は、外部監査人が外部監査人としての役割と対立するまたは独立性の要件に違反すると考えられるサービスを提供することを防止している。これは、コンサルティングの助言および経営陣が通常行う業務上の活動の下請け、ならびに外部監査人が自身の業務について意見を表明することが最終的に必要となる可能性のある契約を含む。

具体的に本方針は以下を定める。

- ・ 提供可能な非監査業務の範囲を限定する。
- ・ 監査業務、監査関連業務および認められる非監査業務については、監査委員会により承認を受けるか、または監査委員会委員長（もしくは代表者）により承認を受け監査委員会に通知する前に、独立性の規定に照らしてかつ潜在的な利益相反を考慮することを必要とする。
- ・ 当グループのための一切の契約を外部監査人が開始するには、事前承認を必要とする。

本方針の詳細は、上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載する。

外部監査人は監査委員会に対して、以下を確認した。

- ・ 適用法域における独立ルールを確実に遵守する手続きを実施した。
- ・ 当該法域において非監査業務の提供および本方針に関する適用ある政策および規則を遵守した。

監査委員会は、2020年度につき外部監査人が提供した非監査業務を検討し、これらの業務の提供は本方針に一致すること、2001年会社法が課す監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことを確認した。これは監査委員会により取締役会に正式に報告された。

2020年9月30日に終了した年度中に外部監査人であるKPMG、またはKPMGを代理して他の者もしくは事務所により当グループに提供された非監査業務の分類、および当グループが支払済みまたは支払うべき金額（物品・サービス税を含む。）は以下のとおりである。

非監査業務	支払済金額/未払金額	
	2020年度	2019年度
	(単位：千ドル)	
研修関連サービス	16	106
方法および手続きのレビュー	107	10
合計	123	116

KPMGに対して支払った報酬の詳細については、下記「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2020年度連結財務書類の注記34「監査人報酬」を参照のこと。かかる報酬には当年度に提供された監査関連業務に対する報酬537万ドル（2019年度：571万ドル）が含まれる。

上記の理由から、取締役は、2020年9月30日に終了した年度中の外部監査人による非監査業務の提供が、2001年会社法が課す外部監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことに満足している。

iv. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬
該当事項なし。

v. 外部監査人に対する報酬の額の決定に関する方針
監査委員会が外部監査人の報酬の額を決定する責任を有する。

vi. 監査委員会が同意をした理由
監査委員会は、ANZの事業活動の性質および規模に対して期待される外部監査人の作業成果の評価に加え、オーストラリアにおける類似の銀行に関する監査報酬案の見直しを含む一定の要因を十分考慮し、外部監査人の報酬案に同意した。

(4) 【役員の報酬等】
該当事項なし。

(5) 【株式の保有状況】
該当事項なし。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」または「ANZ」）ならびに当行およびその被支配法人（当行と合わせて、「当グループ」）の2020年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類（連結財務書類および個別財務書類）は、オーストラリア会計基準（「AASs」）、およびオーストラリア会計基準審議会（「AASB」）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（「IASB」）が公表した国際会計報告基準（「IFRS」）および解釈指針に準拠して作成されたものである。なお、当行および当グループの英文財務書類はオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）に提出され、オーストラリア証券取引所で公衆の縦覧に供されている。

当行が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（「財務諸表等規則」）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 2020年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類は、当行のオーストラリアの会計監査人であるケーピーエムジーの監査を受けている。監査報告書および同意書は、本書に掲載されている。

なお、ケーピーエムジーによる監査を受けたことにより、当行および当グループの財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき日本の公認会計士または監査法人による監査を受けていない。

(ハ) 本書記載の当行および当グループの財務書類（原文）は、豪ドルで表示されている。以下の財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2020年12月1日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場（1豪ドル=78.69円）の為替レートにより換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2. 主な資産・負債及び収支の内容」から「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、当行の原文の財務書類に含まれておらず、上記（ロ）の監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

(1) 連結財務書類

損益計算書

9月30日終了事業年度	注記	2020年		2019年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息 ⁽¹⁾		24,426	1,922,082	31,077	2,445,449
支払利息		(10,377)	(816,566)	(16,738)	(1,317,113)
純利息収益	2	14,049	1,105,516	14,339	1,128,336
その他営業収入	2	3,355	264,005	4,058	319,324
保険事業収入純額	2	78	6,138	126	9,915
関連会社投資の持分利益	2	155	12,197	262	20,617
営業収入		17,637	1,387,856	18,785	1,478,192
営業費用	3	(9,383)	(738,348)	(9,071)	(713,797)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益		8,254	649,507	9,714	764,395
貸倒引当金繰入額	13	(2,738)	(215,453)	(794)	(62,480)
税引前利益		5,516	434,054	8,920	701,915
法人税	4	(1,840)	(144,790)	(2,609)	(205,302)
継続事業に係る税引後利益		3,676	289,264	6,311	496,613
非継続事業に係る税引後利益/(損失)	29	(98)	(7,712)	(343)	(26,991)
当期利益		3,578	281,553	5,968	469,622
内訳:					
当行株主に帰属する利益		3,577	281,474	5,953	468,442
非支配持分に帰属する利益		1	79	15	1,180
非継続事業を含む普通株式1株当たり利益(セント/円)					
基本的	6	126.4	99.5	210.0	165.2
希薄化後	6	118.0	92.9	201.9	158.9
継続事業に係る普通株式1株当たり利益(セント/円)					
基本的	6	129.8	102.1	222.1	174.8
希薄化後	6	121.1	95.3	213.0	167.6
普通株式1株当たり配当(セント/円)	5	60	47.2	160	125.9

(1) 償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について、実効金利法を使用して算出された受取利息23,837百万ドル(2019年度:30,224百万ドル)を含む。

後述の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度	2020年		2019年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
継続事業に係る当期利益	3,676	289,264	6,311	496,613
その他の包括利益				
将来、損益に組み替えられない項目				
投資有価証券—FVOCIで測定される持分証券	(157)	(12,354)	45	3,541
その他の準備金増減	13	1,023	67	5,272
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目				
為替換算調整勘定 ⁽¹⁾	(550)	(43,280)	697	54,847
その他の準備金増減	712	56,027	909	71,529
上記項目に帰属する法人税	(180)	(14,164)	(288)	(22,663)
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽²⁾	51	4,013	26	2,046
継続事業に係るその他の包括利益（税引後）	(111)	(8,735)	1,456	114,573
非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(98)	(7,712)	(343)	(26,991)
非継続事業に係るその他の包括利益/（損失）、（税引後）	-	-	(97)	(7,633)
当期包括利益合計	3,467	272,818	7,327	576,562
包括利益合計の内訳：				
当行株主に帰属するもの	3,467	272,818	7,307	574,988
非支配持分に帰属するもの	-	-	20	1,574

(1) 非支配持分株主に帰属する為替換算差額による1百万ドルの損失を含む（2019年度：5百万ドルの利益）。

(2) 関連会社のその他の包括利益の持分は、将来、損益に組み替えられる可能性がある、FVOCI準備金48百万ドルの利益（2019年度：20百万ドルの利益）、確定給付制度3百万ドルの利益（2019年度：7百万ドルの利益）、キャッシュフロー・ヘッジ準備金1百万ドルの損失（2019年度：2百万ドルの損失）為替換算調整勘定1百万ドルの利益（2019年度：1百万ドルの利益）を含む。

後述の注記は本財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	2020年		2019年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産					
現金および現金同等物	8	107,923	8,492,461	81,621	6,422,756
ANZの未収決済残高		7,541	593,401	3,739	294,222
支払担保		14,308	1,125,897	15,006	1,180,822
売買目的有価証券	9	50,913	4,006,344	43,169	3,396,969
デリバティブ金融商品	10	135,331	10,649,196	120,667	9,495,286
投資有価証券	11	93,391	7,348,938	83,709	6,587,061
正味貸付金および前渡金	12	617,093	48,559,048	615,258	48,414,652
規制上の預け金		801	63,031	879	69,169
売却目的保有資産	29	-	-	1,831	144,081
関連会社に対する投資	26	2,164	170,285	2,957	232,686
当期税金資産		161	12,669	265	20,853
繰延税金資産 ⁽¹⁾		2,124	167,138	1,356	106,704
のれんおよびその他の無形資産	20	4,379	344,584	4,861	382,512
土地建物および設備機器 ⁽¹⁾		3,013	237,093	1,924	151,400
その他資産		3,144	247,401	3,895	306,498
資産合計		1,042,286	82,017,485	981,137	77,205,671
負債					
ANZの未払決済残高		22,241	1,750,144	10,867	855,124
受取担保		9,304	732,132	7,929	623,933
預金およびその他の借入金	14	682,333	53,692,784	637,677	50,178,803
デリバティブ金融商品	10	134,711	10,600,409	120,951	9,517,634
当期税金負債		349	27,463	260	20,459
繰延税金負債		80	6,295	67	5,272
売却目的保有負債	29	-	-	2,121	166,901
支払債務およびその他の負債 ⁽¹⁾		9,128	718,282	7,968	627,002
従業員受給権		596	46,899	589	46,348
その他引当金	21	2,579	202,942	2,223	174,928
発行済社債	15	119,668	9,416,675	129,691	10,205,385
負債合計		980,989	77,194,024	920,343	72,421,791
純資産		61,297	4,823,461	60,794	4,783,880
株主資本					
普通株式資本	22	26,531	2,087,724	26,490	2,084,498
準備金	22	1,501	118,114	1,629	128,186
利益剰余金 ⁽¹⁾	22	33,255	2,616,836	32,664	2,570,330
当行株主に帰属する株式資本および準備金	22	61,287	4,822,674	60,783	4,783,014
非支配持分に帰属するもの	22	10	787	11	866
株主資本合計	22	61,297	4,823,461	60,794	4,783,880

(1) 2019年10月1日のAASB第16号の適用により、使用権資産16億ドルが土地建物および設備機器に計上され、リース負債17億ドルが支払債務およびその他の負債に計上された。この結果、利益剰余金の期首残高が88百万ドル減少し、繰延税金資産が37百万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。詳細は、注記1を参照のこと。

後述の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

連結キャッシュフロー計算書は非継続事業を含んでいる。非継続事業に関するキャッシュフローおよび売却目的保有に再分類された現金および現金同等物については注記29を参照のこと。

9月30日終了事業年度	2020年		2019年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	3,578	281,553	5,968	469,622
営業活動による（に使用された）純キャッシュフローとの調整：				
予想信用損失引当金	2,738	215,453	794	62,480
関連会社に対する投資の減損	815	64,132	-	-
減価償却費および償却費 ^{(1)、(2)}	1,391	109,458	871	68,539
のれんの減損	77	6,059	-	-
土地建物および設備機器の売却（益）/損	(8)	(630)	(5)	(393)
正味デリバティブ/外貨換算調整	(3,046)	(239,690)	4,940	388,729
投資の売却による（利益）/損失	25	1,967	(137)	(10,781)
その他の非現金項目の増減	(80)	(6,295)	(356)	(28,014)
営業資産の純（増加）/減少：				
支払担保	283	22,269	(3,493)	(274,864)
売買目的有価証券	(1,803)	(141,878)	(7,941)	(624,877)
正味貸付金および前渡金	(7,119)	(560,194)	(10,268)	(807,989)
保険契約に対応する投資	-	-	(3,542)	(278,720)
その他資産	(76)	(5,980)	(454)	(35,725)
営業負債の純増加/（減少）：				
預金およびその他の借入金	51,875	4,082,044	7,006	551,302
ANZの未払決済残高	11,476	903,046	(1,077)	(84,749)
受取担保	1,739	136,842	1,004	79,005
その他の負債	(9,581)	(753,929)	2,140	168,397
調整額合計	48,706	3,832,675	(10,518)	(827,661)
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー⁽³⁾	52,284	4,114,228	(4,550)	(358,040)
投資活動によるキャッシュフロー				
投資有価証券資産：				
購入	(40,029)	(3,149,882)	(23,847)	(1,876,520)
売却または満期による手取金	28,642	2,253,839	21,228	1,670,431
事業売却による手取金、売却事業保有現金控除後	1,309	103,005	2,121	166,901
IOOF担保付債券による手取金／（の返済）	(800)	(62,952)	800	62,952
その他資産	(587)	(46,191)	(508)	(39,975)
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(11,465)	(902,181)	(206)	(16,210)
財務活動によるキャッシュフロー				
発行済社債： ⁽⁴⁾				
発行額	12,260	964,739	25,900	2,038,071
償還額	(21,430)	(1,686,327)	(22,958)	(1,806,565)
配当金支払額 ⁽⁵⁾	(2,861)	(225,132)	(4,471)	(351,823)
自己株式の市場での購入	(122)	(9,600)	(112)	(8,813)
リース負債の返済 ⁽⁶⁾	(281)	(22,112)	-	-
自己株式買戻し	-	-	(1,120)	(88,133)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(12,434)	(978,431)	(2,761)	(217,263)
現金および現金同等物の純（減少）／増加	28,385	2,233,616	(7,517)	(591,513)
現金および現金同等物の期首残高	81,621	6,422,756	84,964	6,685,817
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	(2,083)	(163,911)	4,174	328,452
現金および現金同等物の期末残高⁽⁷⁾	107,923	8,492,461	81,621	6,422,756

- (1) AASB第16号の適用により2019年10月1日に計上された使用権資産の減価償却費を含む。比較情報は修正再表示されていない。
- (2) 急速に変化するテクノロジーおよび事業上の必要性に起因したソフトウェアの耐用年数の短縮を反映するために当グループのソフトウェア償却方針の変更を適用したことによる、加速償却費197百万ドルを含む。詳細は、注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。
- (3) 営業活動による純キャッシュインフロー／（アウトフロー）には、法人税納付額2,348百万ドル（2019年度：3,129百万ドル）を含む。
- (4) 債券発行による現金以外の変動は、公正価値ヘッジによる損失1,127百万ドル（2019年度：2,437百万ドルの損失）および外国為替差益1,623百万ドル（2019年度：3,815百万ドルの損失）を含む。
- (5) 配当金再投資制度に対応するための株式購入に伴うキャッシュ・アウトフローは、配当金支払額に分類されている。
- (6) AASB第16号の適用により2019年10月1日より認識を開始したリース負債の返済に関連している。比較情報は修正再表示されていない。
- 貸借対照表の本表に認識されている107,923百万ドルの現金および現金同等物（2019年度：81,621百万ドル）を含み、売却保有目的資産の一部として計上された金額はない（2019年度：ゼロ）。

後述の注記は本財務書類の一部である。

持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金		当行株主に帰属する株式 資本および準備金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2018年10月1日現在	27,205	2,140,761	323	25,417	31,737	2,497,385	59,265	4,663,563
AASB第9号への移行による影響	-	-	14	1,102	(624)	(49,103)	(610)	(48,001)
継続事業に係る損益	-	-	-	-	6,296	495,432	6,296	495,432
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(343)	(26,991)	(343)	(26,991)
継続事業に係る当期その他包括利益	-	-	1,393	109,615	58	4,564	1,451	114,179
非継続事業に係る当期その他包括利益	-	-	(97)	(7,633)	-	-	(97)	(7,633)
当期包括利益合計	-	-	1,296	101,982	6,011	473,006	7,307	574,988
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,481)	(352,610)	(4,481)	(352,610)
当グループの生命保険法定基金に 保有される自己株式の受取配当金	-	-	-	-	12	944	12	944
グループ株式買戻し ⁽²⁾	(1,120)	(88,133)	-	-	-	-	(1,120)	(88,133)
その他の資本増減：								
富裕層オーストラリア非継続事業 の自己株式の調整 ⁽³⁾	405	31,869	-	-	-	-	405	31,869
その他の項目	-	-	(4)	(315)	9	708	5	393
2019年9月30日現在	26,490	2,084,498	1,629	128,186	32,664	2,570,330	60,783	4,783,014
AASB第16号への移行による影響	-	-	-	-	(88)	(6,925)	(88)	(6,925)
継続事業に係る損益	-	-	-	-	3,675	289,186	3,675	289,186
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(98)	(7,712)	(98)	(7,712)
継続事業に係る当期その他包括利益	-	-	(124)	(9,758)	14	1,102	(110)	(8,656)
当期包括利益合計	-	-	(124)	(9,758)	3,591	282,576	3,467	272,818
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(2,922)	(229,932)	(2,922)	(229,932)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	61	4,800	-	-	-	-	61	4,800
その他の資本増減：								
当グループの従業員株式取得制度	(20)	(1,574)	-	-	-	-	(20)	(1,574)
その他の項目	-	-	(4)	(315)	10	787	6	472
2020年9月30日現在	26,531	2,087,724	1,501	118,114	33,255	2,616,836	61,287	4,822,674

	非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2018年10月1日現在	140	11,017	59,405	4,674,579
AASB第9号への移行による影響	-	-	(610)	(48,001)
継続事業に係る損益	15	1,180	6,311	496,613
非継続事業に係る損益	-	-	(343)	(26,991)
継続事業に係る当期その他包括利益	5	393	1,456	114,573
非継続事業に係る当期その他包括利益	-	-	(97)	(7,633)
当期包括利益合計	20	1,574	7,327	576,562
株主権に基づく株主との取引：				
配当金支払額	(2)	(157)	(4,483)	(352,767)
当グループの生命保険法定基金に保有される自己株式の受取配当金	-	-	12	944
グループ株式買戻し ⁽²⁾	-	-	(1,120)	(88,133)
その他の資本増減：				
富裕層オーストラリア非継続事業の自己株式の調整 ⁽³⁾	-	-	405	31,869
その他の項目	(147)	(11,567)	(142)	(11,174)
2019年9月30日現在	11	866	60,794	4,783,880
AASB第16号への移行による影響	-	-	(88)	(6,925)
継続事業に係る損益	1	79	3,676	289,264
非継続事業に係る損益	-	-	(98)	(7,712)
継続事業に係る当期その他包括利益	(1)	(79)	(111)	(8,735)
当期包括利益合計	-	-	3,467	272,818
株主権に基づく株主との取引：				
配当金支払額	-	-	(2,922)	(229,932)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	-	-	61	4,800
その他の資本増減：				
当グループの従業員株式取得制度	-	-	(20)	(1,574)
その他の項目	(1)	(79)	5	393
2020年9月30日現在	10	787	61,297	4,823,461

(1) 配当金再投資制度 (DRP) に基づいて、2020年度中間配当に伴い3.4百万株が発行された（株式を市場で購入し、DRPに参加する株主に直接引き渡しのため、2019年度最終配当および中間配当に伴う株式発行はゼロ）。2020年度におけるDRP向けに市場で購入した株式は、185百万ドル（2019年度：432百万ドル）であった。

(2) 当行は、2019年度に1,120百万ドル相当のANZ普通株式を購入したことで、30億ドルの市場買戻しを完了した。その結果、42.0百万株の消却が行われた。

(3) 2019年4月13日に完了した当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびI00Fへの売却に備えて、継承ファンドの移管が行われた。その結果、以前、富裕層オーストラリアの非継続事業で保有していたANZ株式（自己株式）は消去されていない。

後述の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

連結財務書類注記

1. 当グループの財務書類について

本書は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」）およびその被支配法人（「当グループ」と総称する。）の2020年9月30日に終了した事業年度の財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。当グループは個人顧客および企業顧客にバンキングおよび金融のサービスを提供しており、33の市場にわたって営業している。

2020年11月4日、取締役はこれらの財務書類の発行に関する決議を承認した。

財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 情報の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当グループの業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中のグループ事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来のグループ業績に影響する重要な業務に関する情報（定性的要因）
- ・ 2001年会社法、1959年銀行法の規制要件に基づく、もしくはオーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）などグループの主たる規制当局により求められる情報

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当グループの財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

本財務報告書は、オーストラリア会計基準（AAS）、およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計報告基準（IFRS）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告書（Tier 1）である。

当グループの財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。ASIC企業向け（財務書類／取締役会報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。当グループの各社の財務書類は、各社が営業を行う主たる経済環境の通貨を用いて測定される（機能通貨）。

測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品、また公正価値ヘッジの場合、公正価値調整は基礎となるヘッジ対象エクスポージャーに対して行われる
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものと指定されている金融資産および金融負債
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・ 売却目的保有に分類された資産および負債（注記29に従って帳簿価額で計上されるものを除く）

AASB第1038号「生命保険契約」（「AASB第1038号」）に準拠して、生命保険債務はマージン・オン・サービスモデル（「MoS」）を用いて測定される。AASB第119号「従業員給付」（「AASB第119号」）に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

非継続事業

2018年10月1日にI00Fホールディングス・リミテッド（「I00F」）への売却が完了した提携ディーラー・グループ事業、2019年5月31日にチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア・リミテッドへの売却が完了した生命保険事業、ならびに2020年1月31日にI00Fへの売却が完了した富裕層オーストラリア部門の年金および投資事業。これらの売却取引の結果、関連する当グループ上の組替および連結への影響は、財務報告目的で非継続事業として扱われている。

連結基準

当グループの連結財務書類は、当行および当行の全子会社の財務書類で構成される。ある事業体について当行の支配が存在すると認められる場合、その事業体（組成された事業体を含む）は当グループの子会社とされる。当グループが事業体への関与を通じてリターンの変動にさらされるか、あるいはリターンの変動に対する権利を有し、かつその事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には支配が存在する。ここでの権利とは、関連性のある事業体の活動を指図する現在の能力を当グループに与えるものとされる。当グループ内の法人間取引は、連結ベースで全て消去されている。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで関連する機能通貨へ換算される。報告日において、外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨へ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定される非貨幣性項目の換算差額は、公正価値評価損益の一部として表示される。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券に分類された非貨幣性項目に関して、換算差額は、その他の包括利益に含まれる。

オーストラリアドル以外を機能通貨とする海外事業の財務書類

海外事業の財務書類は、以下の手法を用いて、当グループの財務書類に連結するためにオーストラリアドルに換算される。

外貨建て項目	使用する為替レート
資産および負債	報告日のレート
資本	当初の投資日のレート
収益および費用	期間の平均レート—ただし、重要と考えられる取引について、平均レートが合理的ではない場合、取引日のレートを使用

海外事業の財務書類の換算から生じる換算差額は、資本の為替換算調整勘定に計上される。海外事業を処分する場合、かかる累積換算差額は処分損益の一部として損益に振替えられる。

受託業務

当グループは、保管、名義人および受託サービスを含む信託サービスを第三者に提供している。これに伴い、当グループは、第三者に代わり資産を保有、ならびに金融商品の購入および売却に関する意思決定を行う。ANZが資産の実質所有者でない場合、もしくは資産を支配していない場合、本財務書類においてこれらの取引は認識されない。ただし、会計基準または規制で要求される場合を除く。

重要な判断および見積り

当グループの会計方針を適用する目的で、経営陣は数多くの判断を下し、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考え重要な判断および見積りに関する詳しい情報は、関連するそれぞれの財務書類注記に含まれている。

コロナウィルス感染症（「COVID-19」）の世界的流行

COVID-19の世界的流行とその世界経済への影響は、当グループの顧客、営業および業績に影響を及ぼしている。感染拡大により、政府は国民の健康、地域経済および生活を守るためかつてない水準での対応を与儀なくされた。その影響は様々な地域で様々な時期に様々な程度で生じており、また感染の波のリスクは今後も存続する。このように、世界的流行が本財務書類の作成における見積りの不確実性を大幅に高めており、これには以下が含まれる。

- ・ ウィルスのまん延を封じ込めるための政府、企業および消費者の行動から生じる事業中断の範囲および期間。
- ・ 予期される景気後退の程度および期間ならびにその後の回復。これには、資本市場および流動性への影響、信用の質、失業の増加、消費者支出の減少、生産の縮小ならびにその他の組織再編活動が含まれる。
- ・ 企業および消費者がこの混乱および景気後退から抜け出せるよう支援するための、政府および中央銀行による措置の有効性。

当グループは、2020年3月31日現在における将来の事象について、取締役がこのような状況下で合理的と考える見込みおよび仮定を反映した経済状況の予想に基づく様々な会計上の見積りを本財務書類において行った。これらの見積りの作成には、相当な判断を伴っている。基礎となる仮定もまた、多くの場合当グループの支配が及ばない不確実性の影響を受ける。したがって、予測した事象は予期したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況は予想とは異なる可能性が高く、こうした相違による影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。

これらの予測および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失、公正価値測定および非金融資産の回収可能価額の評価に関連している。

COVID-19の世界的流行がこれらの見積りのそれぞれに及ぼす影響は、本財務書類の関連する注記で説明されている。本財務書類の読者は、上記の内在する不確実性に照らしてこれらの開示を慎重に検討すべきである。

当期に採用された会計基準

AASB第16号「リース」（「AASB第16号」）

AASB第16号は、2019年10月1日より当グループに適用され、従来の基準であるAASB第117号「リース」（「AASB第117号」）から置き換わった。AASB第16号は、主に従来オペレーティング・リースに分類されていた当グループの不動産およびテクノロジー関連のリースに影響を及ぼす。AASB第117号の下では、オペレーティング・リースは貸借対照表に認識されず、賃借料がリース期間にわたって費用計上されていた。

AASB第16号の下で、当グループは単一会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識する。その結果、当グループは対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（「ROU」）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。損益計算書において、当グループはROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。結果として、リース期間にわたって費用が一定であった従前の基準に対して、リース費用はリース期間の早期に多くなり、リース期間の後期に少なくなる。リース期間にわたっての累積費用は変化しない。

当基準で認められているとおり、当グループは少額項目および短期リース（12か月未満）についてROU資産およびリース負債を認識しない。その代わり、これらのリースに伴う支払リース料は、損益計算書上、リース期間にわたって定額法で営業費用として認識される。

当グループは修正遡及移行アプローチを適用し、これによって当初のリース負債は移行日現在の残存リース料の現在価値に基づいて認識される。金額の大きな特定の商業用およびリテール用リースについて認識された当初ROU資産は、AASB第16号が当該リースに常に適用されていたと仮定して測定された。他のすべてのリースについては、当初ROU資産は当初リース負債と同額で測定された。

AASB第16号の適用の際、経営陣は、リース期間の決定、割引率およびリースを含む取決めの識別を含む、一定の重要な判断を行うことが求められる。オプションの行使が当グループにおいて合理的に確実である場合、リース期間には延長オプションも含まれる。この評価には、オプションの行使について当グループに経済的インセンティブが生じる事実や状況についての検討が含まれる。

修正遡及移行アプローチに基づき、当グループは、支払債務およびその他の負債に計上されているリース負債1.7十億ドル、ならびに土地建物および設備機器に計上されている使用権資産1.6十億ドルを認識した。この結果として、2019年10月1日現在で、利益剰余金の期首残高が88百万ドル減少し、繰延税金資産が37百万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。

また、当グループは修正遡及移行アプローチの下で認められている以下の実務上の簡便法を適用することを選択した。

- a) 移行日時点でのROU資産の減損は、以前にAASB第117号に基づき2019年9月30日現在で認識された不利なリースの引当金に依拠して評価された。
- b) 移行日より前に開始されたリースに伴う当初直接費用は、移行時に認識されたROU資産の帳簿価額から除外された。
- c) 移行日時点で残存期間が12か月未満の特定のリースについては、ROU資産もリース負債も認識されず、これらのリースは短期リースとして扱われ、すべての支払リース料は発生時に賃借料費用として認識された。
- d) リース期間を延長するオプションが含まれる契約上のリース期間を決定するために、事後的判断が用いられた。

下表では、2019年9月30日現在、AASB第117号に従って開示されているオペレーティング・リース・コミットメントを、2019年10月1日現在、AASB第16号に従って認識された期首リース負債に調整している。

	(単位：百万ドル)
2019年9月30日現在のオペレーティング・リース・コミットメント	1,656
延長オプションによるリース期間の延長	210
少額リースおよび12か月未満のリースの除外	(19)
サービス部分の除外	(10)
その他	(17)
割引前支払リース料合計	1,820
加重平均追加借入利率2.44%による割引の影響	(141)
AASB第16号に基づく2019年10月1日現在のリース負債合計	1,679

本報告期間中に、当グループは次の金額を損益計算書で認識した。

	(単位：百万ドル)
ROU資産の減価償却費	394
リース負債に係る支払利息	37
補填引当金に係る支払利息	2
少額リースおよび12か月未満のリースに関連する賃借料費用	35
サブリースに関連するその他収入	21

当グループが貸手としての役割を果たすリースの取決めに関連する当グループの会計方針は、当グループが特定のリース不動産をサブリースしている場合を除き、AASB第16号の下で変更はされていない。当グループが中間的な貸し手としての役割を果たす場合、当グループは原リースのROU資産を参照して、当該サブリースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類する。オペレーティング・サブリースからの収入は、損益計算書のその他営業収入で認識される。

金利指標改革

背景説明

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）などの銀行間取引金利（「IBOR」）は、デリバティブ、貸付および有価証券の参照金利ならびに金融商品の評価におけるパラメーターとしての機能を果たし、世界の金融市場で不可欠な役割を果たしている。

近年のIBOR金利の信頼性に関する不確実性により、規制当局、中央銀行および市場参加者は代替する無リスク指標参照金利（「RFR」）への移行に向けた取組みを行い、また、各法域における市場主導の作業グループは代替する無リスク参照金利を提言し、この金利が次第に採用されつつある。こうした新しい指標への移行の進展の結果として、2022年1月1日以降のIBOR指標の将来に重要な不確実性が生じた。

会計の変更

これらの指標金利の（特にLIBORの）長期的な存続可能性についての不確実性に対応して、国際会計基準審議会（「IASB」）は金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するためのプロジェクトを設置した。IBORからの移行は、ヘッジ会計ならびに公正価値評価手法および開示を含む、金融商品会計の様々な要素に影響を及ぼすと見込まれる。

2019年10月、AASBはAASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の改訂－金利指標改革」を発行し、金利指標改革によって引き起こされた不確実性による潜在的影響からの救済措置を提供するために、特定の既存のヘッジ会計要件を改訂した。当グループは本改訂を2019年10月1日から早期適用することを選択したが、この適用は当グループに重要な影響を及ぼしていない。本改訂は、改革されるまでの期間に、当グループが現行のAASB第139号におけるヘッジの有効性要件を将来に向かって充たす能力に起因した不確実性に関する会計上の影響に対処している。ヘッジ対象（発行済社債など）および関連するヘッジ手段（金利スワップなど）が、RFRを参照するようにいつ変更されるか、またはヘッジ対象と関連するヘッジ手段の両方が新しい金利へ同時に移行するのかが不明であることから、この不確実性が生じる。当グループは、ヘッジ対象またはヘッジ手段のIBORに基づいたキャッシュフローの時期または、金利指標改革により金額に不確実性が生じるすべてのヘッジ関係の会計（キャッシュフロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジ）について本改訂を適用した。

2020年9月、AASBはAASB第2020-8号「オーストラリア会計基準の改訂－金利指標改革－フェーズ2」を発行し、これは当グループに対して2022会計年度に強制適用される。この基準は、契約上のキャッシュフローもしくはヘッジ関係への影響など、既存のIBORからRFRへの移行時に当グループが影響を受ける可能性がある問題に対処している。基準には以下の改訂が含まれる。

- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の変更

IBOR改革は、その影響が及ぶ当グループの資産および負債に係る契約上のキャッシュフローの算定基準に変更をもたらすと見込まれている。この改訂では、IBOR改革に伴う契約上のキャッシュフローの算定基準の変更を、実効金利の更新を通じて考慮する実務上の便法を提供している。その結果として直ちに損益が認識されることはない。これは改革の直接的影響として当該変更が必要であり、また契約上のキャッシュフローの新たな算定基準が、従来の基準と経済的に同等である場合にのみ適用されるものである。

- ・ ヘッジ関係に対する追加の救済

この基準はまた、当グループのIBOR移行後の既存ヘッジ関係の会計の維持を支援する、いくつかの既存のヘッジ会計要件も改訂している。当グループは引き続き、金利改革に伴う変更により生じるものを含め、現存するヘッジの非有効部分を損益計算書において計上する。

当グループは、新たな基準が財務書類に及ぼす影響の評価を進めている。

IBOR改革の影響

当グループは、社債の発行、構造的な金利リスクのポジション、投資有価証券の保有、すなわち、当グループのTSOおよびグループ・センターの資金管理事業ならびに法人部門のマーケット事業における外貨建て商品および関連するヘッジ活動を通じてIBORに対するエクスポージャーを有している。

当グループは、この移行を管理するために、全社的な指標移行プログラムを確立した。RFRは値付け、リスク管理、文書化およびヘッジの取決めを含む内部プロセスおよびシステムに適用されるため、当該プログラムには、RFRへの移行に対応するために必要な評価および措置が含まれている。このプログラムには顧客に対する影響の管理も含まれている。

IBOR改革が当グループのヘッジ関係に及ぼす影響

一部のIBORはRFRによる代替の対象となる。当グループにはIBORを参照してヘッジ会計されているヘッジ関係があり、当グループがエクスポージャーを有するヘッジ関係の最も重要な金利指標は、米ドルLIBOR、ユーロ銀行間金利（「Euribor」）、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）およびバンク・ビル・マーケット（「BKBM」）である。

これらの指標のうち、当グループはBBSW、BKBMおよびEuriborは指標金利として当面存続すると見込んでおり、したがって、BBSW、BKBMまたはEuriborを指標とする公正価値ヘッジまたはキャッシュフロー・ヘッジはIBOR改革によって直接的な影響を受けないと考えている。

以下の表は、IBOR改革によって影響を受けることになる、当グループのヘッジ関係に指定された主として米ドルLIBORのエクスポージャーの帳簿価額の詳細を示している。関連するヘッジ手段の名目金額も含まれている。

		2020年9月30日現在	
ヘッジ対象		米ドルLIBOR エクスポージャー (単位：百万ドル)	
FVOCIで測定される投資有価証券			15,002
正味貸付金および前渡金			111
発行済社債			32,235

ヘッジ手段	2021年12月31日まで 指定された名目金額	2021年12月31日以降について 指定された名目金額 (単位：百万豪ドル)	名目金額合計
公正価値ヘッジ	12,778	32,250	45,028
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,055	1,055

2020年9月30日現在、当グループはまた、ヘッジ会計関係が指定された英ポンドLIBOR、スイスフランLIBORおよび日本円LIBORのエクスポージャーをそれぞれ927百万ドル、975百万ドルおよび2,131百万ドル保有している。

当グループは、IBOR改革によって影響を受けるヘッジ会計関係の他に、改革対象のIBORを参照するその他の金融商品に対するエクスポージャーを保有している。当グループは、移行によって予期せぬ結果や混乱が生じないように、IBORからRFRへの移行に関連する市場の動向と、それが当グループの金融資産および金融負債に及ぼす影響を引き続き監視している。

AASB解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」（「AASB解釈指針第23号」）

AASB解釈指針第23号は、2019年10月1日より当グループに適用された。この解釈指針は、法人税の処理に関して不確実性がある場合の、AASB第112号「法人所得税」における認識および測定の要件の適用を明確化している。当グループの現行の方針はAASB解釈指針第23号の要件と一致しているため、この解釈指針による当グループへの重要な影響はなかった。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の改訂、解釈指針が公表されているが、2020年9月30日終了年度の財務書類について適用義務はなく、当グループによる本財務書類の作成において適用されていない。これらの会計基準の詳細は以下に記載されている。

一般ヘッジ会計

AASB第9号は、会計と、財務リスクおよび非財務リスクの両方をヘッジする際に行われるリスク管理活動をより整合させる新たなヘッジ会計要件を導入している。AASB第9号は、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の進行中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号のヘッジ会計要件を引き続き会計方針として適用する選択肢を与えている。当グループは現在、AASB第139号のヘッジ会計要件を適用している。

AASB第17号「保険契約」（AASB第17号）

AASB第17号の最終版は2017年7月に公表されたが、2023年10月1日まで当グループには適用されない。これは、AASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「一般保険契約」、AASB第1038号「生命保険契約」に置き替わるものである。AASB第17号は、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めている。

AASB第17号に基づく測定、表示および開示の要件は、現行の会計基準と大きく異なる。保険契約について認識される利益の合計は変わらないが、収益認識の時期が変わる見込みである。AASB第17号が当グループに重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

概念フレームワークの改訂

2019年6月、AASBは財務報告の概念フレームワークを改訂した。新しいフレームワークには、資産および負債の認識および認識中止のための最新の定義および判定基準が含まれている。さらに、改訂概念フレームワークでは、測定基準を選択する際に考慮する要素を含む、測定に関する新しい概念が導入されている。この改訂概念フレームワークは、2020年10月1日より当グループに適用されるが、当グループに重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

2. 営業収入

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益		
受取利息の金融資産の種類別の内訳		
投資有価証券—FVOCI	1,162	1,624
償却原価で測定される金融資産	22,675	28,600
売買目的有価証券	584	848
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融資産	5	5
受取利息	24,426	31,077
支払利息の金融負債の種類別の内訳		
償却原価で測定される金融負債	(9,783)	(16,149)
空売り有価証券	(95)	(110)
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融負債	(93)	(116)
支払利息	(9,971)	(16,375)
大手銀行税	(406)	(363)
純利息収益	14,049	14,339
その他営業収入		
i) 受取手数料		
貸付手数料 ⁽¹⁾	579	602
非貸付手数料	2,687	3,059
コミッション	121	124
資産運用収入	275	254
受取手数料	3,662	4,039
支払手数料およびコミッション	(1,337)	(1,462)
受取手数料（純額）	2,325	2,577
ii) その他収入		
為替差益およびその他金融商品による収益（純額） ⁽²⁾	1,809	1,278
AmBankの減損	(595)	-
PT Paninの減損	(220)	-
UDCの売却	(7)	-
OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド（「OPL NZ」）の売却	-	89
ペイマーク・リミテッド（「ペイマーク」）の売却	-	37
ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジアJV」）の売却	-	10
PNGリテール、商業&SMEの売却	-	1
持分証券に係る受取配当金	26	28
その他	17	38
その他収入	1,030	1,481
その他営業収入	3,355	4,058
保険事業収入純額	78	126
関連会社投資の持分利益	155	262
営業収入⁽³⁾	17,637	18,785

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

(3) 顧客救済費用174百万ドル（2019年度：212百万ドル）を含む。

認識および測定**純利息収益****受取利息および費用**

売買目的保有、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産、または損益を通じて公正価値評価に指定されているものなど、すべての金融商品の受取利息および費用は、純利益収益として認識する。当グループは、償却原価で保有する資産の償却原価を算出する際、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の受取利息を認識する際に、実効金利法を用いている。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、当行の特定の負債に対し0.06%で課税する。当グループは、当該銀行税は当グループの資金調達コストを示しており、この406百万ドル（2019年度：363百万ドル）を支払利息の一部として含めることを決定した。

その他営業収入**手数料およびコミッション収益**

当グループは、顧客との契約から発生する手数料およびコミッション収益を、(a)履行義務が1報告期間を超える期間にわたって充足される場合には期間の経過に従って、または(b)履行義務が直ちにもしくは1報告期間内に充足される場合にはある一時点で認識している。

- 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。貸付手数料には、特定の貸付またはコミットメント手数料（当該貸付または保証を利用しない可能性が高い場合）およびその他の手数料で原貸付商品とは別個に認識される区分可能な商品またはサービスの顧客への提供に関するもの（その他のANZ商品に関する便益を提供する年間パッケージ手数料を含む）が含まれている。
- 非貸付手数料には、預金およびクレジットカード口座に伴う手数料、インターチェンジ・フィーならびに外国送金などの特定の顧客取引に対する手数料が含まれる。当グループが顧客に複数の商品またはサービスを同一の契約に基づいて提供する場合、当グループは当該契約の取引価格を、各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて個別の履行義務に配分する。収益は、各履行義務の充足時に認識される。
- コミッションは、ANZが代理人として行動する場合の第三者からの手数料を表すもので、この場合は第三者（保険のプロバイダー等）が顧客に商品およびサービスを提供するよう手配する。このような場合、ANZは顧客に原商品またはサービスを提供する主たる責任を負わない。当グループが第三者に代わって代理人として行動している際に資金を回収する場合、当グループは留保するコミッション純額のみを収益として認識する。コミッションが、当グループの支配の及ばない要因によって変動する場合（例えば、トレイル・コミッション）、将来の期間に変動する金額の重大な戻入が必要とならない可能性が高い場合にのみ、収益が認識される。
- 資産運用収入は、投資助言の提供に対して顧客から得る手数料、ならびに投資ファンドに提供する資産運用サービスおよび助言に対する手数料を表す。収益は、投資助言が提供された時点、または資産運用サービスが提供された期間にわたって認識される。資産運用業務に伴うパフォーマンス・フィーは、当該パフォーマンス水準の達成の可能性が高くなった場合にのみ、認識される。

為替差益およびその他金融商品による収益（純額）

当グループでは、以下の為替差益およびその他金融商品による純収益を認識する。

- ・ 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- ・ 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）
- ・ 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分
- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象の公正価値調整の未償却額およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された金額。
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された、もしくは売買保有目的の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定（「FVOCI」）に分類された負債性金融商品の売却時にFVOCI準備金から振り戻される金額
- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の認識中止時の利益または損失

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、当該資産の重大なリスクおよび経済価値が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

保険事業からの収入純額

以下を認識する。

- ・ 販売した保険契約の期間にわたってリスクの顕在化に関して推定されるパターンの評価に基づいた受取保険料（支払再保険料控除後の純額）。この評価は、定期的に実施され、最新のリスクの顕在化パターンに従って更新される。
- ・ 契約条件に基づいた保険契約者に対する負債の確定時、および将来の保険金請求について保険数理上の仮定を通じて発生主義で生じる再保険金相殺後の保険金請求額

関連会社投資の持分利益

関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当グループの持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

3. 営業費用

	2020年	2019年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)	
人件費		
給与および関連費用	4,310	4,249
年金費用	329	293
その他	239	223
人件費⁽¹⁾	4,878	4,765
土地建物		
賃借料	84	450
減価償却費	517	167
その他	188	178
土地建物⁽²⁾	789	795
技術費		
減価償却費および償却費 ^{(2)、(3)}	858	694
サブスクリプション・ライセンス費用および外注サービス費	780	672
その他	186	168
技術費（人件費を除く）⁽¹⁾	1,824	1,534
組織再編	161	77
その他		
広告・広報費	177	226
専門家報酬	667	537
運送料、文房具、郵便および通信	205	216
ロイヤルコミッション、法的費用	-	15
その他 ⁽⁴⁾	682	906
その他⁽¹⁾	1,731	1,900
営業費用⁽¹⁾	9,383	9,071

(1) 2020年度における顧客救済費用209百万ドル（2019年度：373百万ドル）を含む。

(2) 2019年10月1日付のAASB第16号の適用の結果、少額リースおよび12か月未満のリースを除き、リースに伴う費用は、使用権資産の減価償却費およびリース負債に伴う支払利息として表示されている（比較情報は修正再表示されていない）。

(3) 2020会計年度中、当グループは急速に変化するテクノロジーおよび事業上の必要性に起因したソフトウェアの耐用年数の短縮を反映するためにソフトウェア償却方針の適用を変更した。これらの変更の結果として、2020年度には加速償却費用197百万ドルが計上されている。詳細は、注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

(4) 2020年9月会計年度には、のれん償却77百万ドルを含む。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当グループにサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用・年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員給付で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当グループが負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定を含む。その結果は、報告日時点の市場利回りを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利より決定される。

短期現金給与の支給が見込まれる場合、当グループが当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

認識および測定

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。

株式報酬を付与した後、従業員の退職、重大な不正行為による失職または解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れない。

当年度および前年度に当グループが運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記31「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

4. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する計算上の法人税費用との調整：

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
継続事業に係る税引前利益	5,516	8,920
計算上の法人税費用（税率30%）	1,655	2,676
永久差異に係る税効果：		
事業売却による利益または損失	2	(25)
AmBankおよびPT Paninへの投資の減損	245	-
関連会社投資の持分利益	(47)	(78)
転換型金融商品の利息	52	63
海外税率差異	(86)	(112)
配当金の送金に課される外国税引当金	20	39
その他	25	63
小計	1,866	2,626
過年度の法人税計上（超過）/不足額	(26)	(17)
法人税費用	1,840	2,609
当期税金費用	2,637	2,779
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	(26)	(17)
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/（収入）	(771)	(153)
法人税費用	1,840	2,609
オーストラリア	1,115	1,682
海外	725	927
実効税率	33.4%	29.2%

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行は、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/収益および一時差異から生ずる繰延税金負債／資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、当行および連結納税グループの他のメンバー間での税拋出額に関する既支払額または未払計上額が、当行および連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

（収益勘定における）未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、合計で10百万ドルである（2019年度：10百万ドル）。

発生し得る追加の外国税額（海外支店および子会社の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定）に関連する未認識繰延税金負債は、合計329百万ドルである（2019年度：429百万ドル）。

認識および測定**法人税費用**

法人税費用は、当期税金と繰延税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務処理上の（課税所得）の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他の包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他の包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいている。当期税金は、未払額（または還付可能額）について、負債（または資産）が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率（および税法）に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

当期税金および繰延税金資産ならびに負債は、以下の場合についてのみ相殺する。

- ・ 同一税務当局により課された法人税に関係する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額で決済する意思がある場合。
- ・ 該当する管轄の税法で認められている場合。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションについて、引当金を決定する際に判断が求められる。当グループでは、事業活動を行っている各国で該当する法律を理解し、必要に応じて独立した助言を求め、それらに基づき税金負債を見積もる。

5. 配当金

普通株式配当

配当金は、決定され次第、財務書類に計上される。したがって、当会計年度について発表された最終配当金は、翌会計年度の計上および支払となる。

配当金	全体に占める 割合	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2019会計年度			
2018年度最終配当金支払額 ^{(1)、(2)}		80.0セント	2,295
2019年度中間配当金支払額 ^{(1)、(2)}		80.0セント	2,267
ボーナス・オプション制度調整			(81)
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481
現金	90.4%		4,049
配当金再投資制度	9.6%		432
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481
2020会計年度			
2019年度最終配当金支払額 ^{(2)、(3)}		80.0セント	2,268
2020年度中間配当金支払額 ^{(1)、(2)}		25.0セント	709
ボーナス・オプション制度調整			(55)
2020年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			2,922
現金	93.7%		2,737
配当金再投資制度	6.3%		185
2020年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			2,922

発表済みで年度終了後に支払われる配当金	支払日	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2020年度最終配当金（オーストラリアの税金については100%がフランキング済み、ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は1株当たり4ニュージーランド・セント）	2020年 12月16日	35.0セント	994

- (1) オーストラリアの税金については全額フランキング済み（税率30%）
(2) ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は、2020年度中間配当金については3ニュージーランド・セント、2019年度最終配当金、2019年度中間配当金、2018年度最終配当金については9ニュージーランド・セント。
(3) オーストラリアの税金については70%が一部フランキング済み（税率30%）

配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度

当行の配当金再投資制度（DRP）に基づいて、適格株主は、配当受領権をANZの普通株式に再投資することができる。適格株主は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づき、配当受領権を放棄し、代わりにANZの普通株式を受領することができる。2020年度最終配当金のDRPへの参加分およびBOPへの参加分はANZの新規普通株式の発行によって履行される。DRPおよびBOPの価格に割引は適用されない。

DRPおよびBOPに関して当行が発行、購入した株式の詳細については、注記22「株主資本」を参照のこと。

配当に関するフランキング勘定

	通貨	2020年 (単位：百万ドル)	2019年
30%の税率で利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジット	AUD	477	35
ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除。（オーストラリアにおける配当金についても加味し得るが、かかる控除はニュージーランド居住者株主のみに用いることができる）	NZD	4,583	4,068

上記の額は、以下により調整された当事業年度末現在におけるオーストラリアのフランキング勘定を表す。

- ・ 未払法人税の納付によって生じる当事業年度末現在のフランキング・クレジット
- ・ 配当金の受取り/支払いによって生じるフランキング・クレジット/フランキング・デビット。これは、当事業年度末現在の未収還付税/未払法人税として認識された。

2020年度の最終配当案では、2020年9月30日現在で利用可能なフランキング・クレジット426百万ドルを利用する予定である。

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、ANZ普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する事業年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本性金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1 資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

当行のANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、支払予定日に配当金、分配金が支払われなかった場合、ANZ普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある。（ただし、様々な例外も認められている）

2020年7月、APRAは資本管理のガイダンスに関する最新情報を発表した。最新のガイダンスにおいて、APRAは景気見通しの不確実性は2020年4月以降いくらか緩和していること、ADIの財務予測とストレステストの結果を検討する機会を設けたことを認めた。2020年4月以降、これらの動向やその他の展開を勘案し、APRAはADIに、配当金支払いを含めて資本分配を引き続き慎重に計画すること、および、ADIの取締役会は暦年中に以下を行うべきであることを助言した。

- ・ 資本分配を決定する際、少なくとも利益の半分を留保するようにする（また可能であれば、配当再投資制度やその他のイニシアチブを利用して、資本分配による資本の減少を相殺するようにする）。
- ・ 意思決定の資料とするため、および継続的な貸出余力を証明するために、定期的にストレステストを実施する。
- ・ ストレスの影響を吸収するため資本バッファを活用し、引き続き家計および企業を支援するため貸付を行う。

2020年度の1株当たり中間配当金25セント（2020年9月30日に支払い）、および2020年度の1株当たり最終配当金35セントは、上述の最新の規制ガイダンスを考慮している。

6. 普通株式1株当たり利益

	2020年	2019年
普通株式1株当たり利益（EPS） - 基本的	(単位：セント)	
1株当たり利益	126.4	210.0
継続事業に係る1株当たり利益 ⁽¹⁾	129.8	222.1
非継続事業に係る1株当たり利益	(3.4)	(12.1)
普通株式1株当たり利益（EPS） - 希薄化後	(単位：セント)	
1株当たり利益	118.0	201.9
継続事業に係る1株当たり利益 ⁽¹⁾	121.1	213.0
非継続事業に係る1株当たり利益	(3.1)	(11.1)

基本的EPSは、普通株主に帰属する損益を本会計年度における加重平均発行済普通株式数（自己株式として当グループが保有するANZ株式控除後）で除する方法により算出される。希薄化後EPSは、普通株主に帰属する損益および基本的EPSの算出に用いられた加重平均発行済普通株式数を、希薄効果のある普通株式による影響について調整することによって計算される。

	2020年	2019年
1株当たり利益の計算に用いられる利益の調整	(単位：百万ドル)	
基本的：		
当期利益	3,578	5,968
減算：非支配持分に帰属する利益	1	15
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	3,577	5,953
減算：非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(98)	(343)
	3,675	6,296
継続事業に係る基本的1株当たり利益の計算に使用された利益		
希薄化後：		
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	3,577	5,953
加算：転換劣後債務の利息	201	268
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	3,778	6,221
減算：非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(98)	(343)
継続事業に係る希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	3,876	6,564
1株当たり利益の計算に使用された加重平均普通株式数（WANOS）の調整	2020年	2019年
(1)、(2)	(単位：百万株)	
基本的1株当たり利益の計算に使用されたWANOS	2,830.9	2,834.9
加算：希薄効果のある普通株式の加重平均数		
転換型劣後債務	362.2	237.9
株式報酬（オプション、権利、後渡し株式）	8.0	8.8
希薄化後1株当たり利益の計算に使用されたWANOS	3,201.1	3,081.6

- (1) チューリッヒおよびI00Fへの当グループ富裕層事業の売却に備えるための継承ファンドの移管が2019年4月13日に完了した。この日以降、富裕層オーストラリア部門の非継続事業が保有する自己株式は、当グループの連結財務諸表において消去をせずに1株当たり利益を計算する際の分母に含められている。富裕層オーストラリア部門の非継続事業が保有する加重平均自己株式数を比較期間の継続事業に係る1株当たり利益を計算する際の分母に含めた場合、比較期間の継続事業に係る基本的1株当たり利益は221.4セント、比較期間の継続事業に係る希薄化後1株当たり利益は212.4セントとなる。
- (2) ANZESTが保有する加重平均自己株式数5.0百万（2019年度：4.7百万）および富裕層オーストラリア部門の非継続事業が2019年度に保有していた加重平均自己株式数8.2百万は、加重平均発行済普通株式数から除かれている。

7. セグメント報告

セグメントの概要

当グループの5つの事業セグメントは、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部情報と同じ基準で表示されている。これは、当グループの法的構造ではなく、業務の管理方法を反映している。

これらのセグメント業績は現金利益ベースで測定されている。現金利益を計算するために、非中核項目の一部が法定利益から除外されている。これらの項目の詳細は、本注記の「その他の項目」に記載されている。ANZ内のセグメントにわたる事業部門間の取引は、独立第三者間基準で行われており、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示されている。

報告セグメントは、異なる商品・サービス、もしくは異なる地域で同様の商品・サービスを提供している部門である。報告セグメントは以下のとおりである。

オーストラリア・リテールおよび商業

オーストラリア・リテールおよび商業部門は以下で構成される。

- ・ **リテール**は、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センター、様々なセルフサービス・チャネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイト、ANZ株式投資、デジタル・バンキング）、外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供することに加えて、従業員であるフィナンシャル・プランナーによるフィナンシャル・プランニング・サービスを提供する。
- ・ **商業**は、オーストラリア地方部の中・大規模法人顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、政府、世界中の機関投資家ならびに法人企業に、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンスおよびマーケットツという3種類の商品を提供する。

- ・ **トランザクション・バンキング**は、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ **コーポレート・ファイナンス**（旧称ローンズおよび専門融資）は、ローン商品、ローン・シンジケーション、専門ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキジション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザーを提供する。
- ・ **マーケットツ**は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティ、デット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は以下で構成される。

- ・ **リテール**は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャー、コンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ **商業**は、従来のリレーションシップ・バンキング、また非上場の中規模から大規模の企業、農業事業セグメント、政府および政府関係機関に特化した専任のマネジャーを通じて高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。

パシフィック

パシフィック部門は、個人、中小企業、法人顧客、パシフィック諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、消費者に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

テクノロジー、サービス&オペレーションズ (TSO) およびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループのオペレーション、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、当グループの売却事業の残留部分、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。

非継続事業に関する詳細は、注記29を参照のこと。

営業セグメント

当期中において、2020会計年度の当グループの営業セグメントの表示に影響を及ぼすような方法の変更または組織構造の変更は行われなかった。したがって、部門別業績の表示は前年度と同一となっている。

2020年9月30日に終了した 事業年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・セン ター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当グルー プ合計
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	7,916	3,182	2,731	109	111	-	14,049
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	267	288	14	10	-	-	579
－非貸付手数料	1,310	776	586	29	(14)	-	2,687
－コミッション	67	-	54	-	-	-	121
－資産運用収入	30	2	243	-	-	-	275
－支払手数料およびコ ミッション	(588)	(308)	(436)	(5)	-	-	(1,337)
保険事業収入純額	77	-	-	-	1	-	78
その他収入	(1)	1,891	12	50	(807)	(115)	1,030
関連会社投資の持分利益	(1)	-	-	-	156	-	155
その他営業収入	1,161	2,649	473	84	(664)	(115)	3,588
営業収入	9,077	5,831	3,204	193	(553)	(115)	17,637
営業費用	(4,091)	(2,558)	(1,435)	(205)	(1,094)	-	(9,383)
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	4,986	3,273	1,769	(12)	(1,647)	(115)	8,254
貸倒引当金（繰入）/戻入	(1,647)	(694)	(345)	(52)	-	-	(2,738)
税引前利益	3,339	2,579	1,424	(64)	(1,647)	(115)	5,516
法人税費用および非支配持 分	(1,002)	(725)	(407)	2	259	32	(1,841)
継続事業に係る税引後利益	2,337	1,854	1,017	(62)	(1,388)	(83)	3,675
非継続事業に係る税引後 利益/（損失）							(98)
株主に帰属する税引後利益							3,577
以下の非現金項目を含む：							
関連会社投資の持分利益	(1)	-	-	-	156	-	155
関連会社の減損 ⁽²⁾	-	-	-	-	(815)	-	(815)
減価償却費および償却費 ⁽³⁾	(197)	(188)	(103)	(11)	(892)	-	(1,391)
株式決済型株式費用	(7)	(70)	(7)	(1)	(25)	-	(110)
貸倒引当金（繰入）/戻入	(1,647)	(694)	(345)	(52)	-	-	(2,738)

財政状態	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・セン ター	非継続事 業	当グルー プ合計
	(単位：百万ドル)						
のれん ⁽⁴⁾	403	1,068	1,793	-	-	-	3,264
関連会社に対する投資 ⁽²⁾	17	4	-	-	2,143	-	2,164

- (1) 現金利益は、ANZがセグメントの業績の指標として推奨しているものである。136ページ（訳注：原文のページ番号である。）に説明のとおり、セグメントの継続業績に不可欠なものではないと考えられる項目はセグメントから控除している。
- (2) 2020会計年度中に、ANZは、当グループの2つの持分法投資の帳簿価額を使用価値に合わせて調整するために、815百万ドルの減損（税引後）を計上した。AMMBホールディングスBerhad（AmBank）の減損が595百万ドル、PTバンク・パン・インドネシア（PT Panin）の減損が220百万ドルであった。詳細は、注記26「関連会社に対する投資」を参照のこと。
- (3) 2020会計年度中、当グループは急速に変化するテクノロジーおよび事業上の必要性に起因したソフトウェアの耐用年数の短縮を反映するためにソフトウェアの償却方針の変更を適用した。これらの変更の結果として、当年度中に加速償却費用197百万ドルが計上されている（オーストラリア・リテールおよび商業31百万ドル、法人38百万ドル、ニュージーランド2百万ドル、TS0およびグループ・センター126百万ドル）。詳細は、注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。
- (4) 2020会計年度中、当グループは、パシフィック部門ののれん50百万ドルを償却し、ニュージーランドにおけるマネージド投資商品であるボーナス・ボンド事業の閉鎖に伴ってニュージーランド部門ののれん27百万ドルを償却した。詳細は、注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

2019年9月30日に終了した 事業年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・セン ター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当グルー プ合計
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	8,092	3,080	2,736	128	303	-	14,339
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	290	282	16	14	-	-	602
－非貸付手数料	1,499	847	691	42	(20)	-	3,059
－コミッション	75	-	61	-	(12)	-	124
－資産運用収入	14	2	243	-	(5)	-	254
－支払手数料およびコ ミッション	(657)	(338)	(459)	(9)	1	-	(1,462)
保険事業収入純額	100	-	18	-	1	7	126
その他収入	27	1,399	6	57	243	(251)	1,481
関連会社投資の持分利益	(1)	-	4	-	259	-	262
その他営業収入	1,347	2,192	580	104	467	(244)	4,446
営業収入	9,439	5,272	3,316	232	770	(244)	18,785
営業費用	(4,074)	(2,667)	(1,286)	(150)	(894)	-	(9,071)
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	5,365	2,605	2,030	82	(124)	(244)	9,714
貸倒引当金（繰入）/戻入	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)
税引前利益	4,653	2,607	1,943	83	(123)	(243)	8,920
法人税費用および非支配持 分	(1,458)	(779)	(544)	(24)	112	69	(2,624)
継続事業に係る税引後利益	3,195	1,828	1,399	59	(11)	(174)	6,296
非継続事業に係る税引後 利益/（損失）							(343)
株主に帰属する税引後利益							5,953
非現金項目							
関連会社投資の持分利益	(1)	-	4	-	259	-	262
減価償却費および償却費	(176)	(112)	(41)	(7)	(535)	-	(871)
株式決済型株式費用	(13)	(69)	(4)	(1)	(33)	-	(120)
貸倒引当金（繰入）/戻入	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・セン ター	非継続事 業	当グルー プ合計
財政状態							
のれん	410	1,070	1,937	50	-	42	3,509
関連会社に対する投資	17	2	-	-	2,938	-	2,957

(単位：百万ドル)

(1) 現金利益は、ANZがセグメントの業績の指標として推奨しているものである。136ページ（訳注：原文のページ番号である。）に説明のとおり、セグメントの継続業績に不可欠なものではないと考えられる項目はセグメントから控除している。

その他の項目

次の表は、各セグメントの現金利益を反映するために法定利益から控除されたその他の項目の税引後利益に対する影響を示したものである。

項目	関連セグメント	税引後利益	
		2020年	2019年
		(単位：百万ドル)	
保険契約債務の再評価	ニュージーランド	-	(77)
経済ヘッジ	法人、ニュージーランド、TS0および グループ・センター	(121)	(118)
収益および費用ヘッジ	TS0およびグループ・センター	36	19
ストラクチャード・クレジット仲介取引	法人	2	2
継続事業合計		(83)	(174)

商品・サービス別のセグメント収入

いずれの部門も、主な社外収入源は受取利息およびその他の営業収益である。オーストラリア・リテールおよび商業部門、ニュージーランド部門、およびパシフィック部門の収入源は、リテール銀行業と商業銀行業の商品およびサービスである。法人部門の収入源は、法人向けの商品およびマーケット・サービスである。当グループの収入の10%超を占める単一の顧客はいない。

地域別の情報

次表は、当グループが事業を営む地域別に、非継続事業を含む営業収入合計および1年超の期間に回収される資産を示したものである。

報告セグメントは3地域で次のとおり営業している。

- ・ オーストラリア・リテールおよび商業部門 - オーストラリア
- ・ 法人部門 - 3地域すべて
- ・ ニュージーランド部門 - ニュージーランド
- ・ パシフィック部門 - 国際地域
- ・ TS0およびグループ・センター部門 - 3地域すべて
- ・ 非継続事業 - オーストラリア

国際地域にはアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカが含まれる。

	オーストラリア		国際地域		ニュージーランド		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)							
営業収入合計 ⁽¹⁾	11,838	12,394	1,975	2,613	3,773	3,947	17,586	18,954
1年超の期間に回収される 資産 ⁽²⁾	362,846	386,062	27,632	48,545	100,377	105,642	490,855	540,249

(1) 非継続事業から得た営業収入-51百万ドル（2019年度：169百万ドル）を含む。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券ならびに正味貸付金および前渡金により構成されている。

金融資産

以下は、当グループが後述の注記で開示する金融資産に関連する分類および測定方法の概説である。

分類および測定

金融資産—全般

AASB第9号においては、金融資産に関して、償却原価による測定、損益を通じた公正価値による測定

（「FVTPL」）、その他の包括利益を通じた公正価値による測定（「FVOCI」）の3つの分類がある。金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定区分に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルで保有されている。
- ・ FVOCI：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することまたは資産を売却することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ FVTPL：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

金融資産の公正価値オプション

金融資産をFVTPLで測定するものとして当初認識時に指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、金融資産をFVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

8. 現金および現金同等物

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	1,514	1,186
コールローン、受取手形および未達送金	-	3
3か月未満売戻条件付買入証券	35,603	25,277
中央銀行預け金	46,091	25,681
3か月未満のANZの未収決済残高	24,715	29,474
現金および現金同等物	107,923	81,621

9. 売買目的有価証券

政府債⁽¹⁾社債および金融機関債⁽¹⁾

コモディティ

持分証券およびその他証券⁽¹⁾

合計

減算：売却目的保有に再分類された資産（注記29参照）

合計

2020年	2019年
(単位：百万ドル)	
38,472	32,042
6,574	4,987
5,699	6,042
168	1,017
50,913	44,088
-	(919)
50,913	43,169

(1) 2020年、ANZは、開発銀行および国際機関が発行した売買目的有価証券を、社債および金融機関債、持分証券およびその他証券から政府債に再分類した。そのため比較情報が修正再表示されて4,865百万ドルが政府債に再分類されており、その内訳は社債および金融機関債が4,653百万ドル、持分証券およびその他証券が212百万ドルである。

認識および測定

売買目的有価証券は、以下のいずれかの金融商品である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識される。

重要な判断および見積り

売買目的有価証券の公正価値の算定において、市場相場価格ではなく評価技法を用いる場合は、その適用の際に判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. デリバティブ金融商品

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
デリバティブ金融商品－売買目的保有	130,097	(130,227)	116,622	(116,778)
デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定	5,234	(4,484)	4,045	(4,173)
デリバティブ金融商品	135,331	(134,711)	120,667	(120,951)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資をほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当グループのデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	以下を目的として保有されるデリバティブ： ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当グループで会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため（貸借対照表管理）。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メイキング活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	以下に関連して、原ポジションの変動に対応させることによって、純損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ： ・ 当グループの金利リスク、通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当グループは、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供し、利用する。

先渡	将来の一定の日に、名目上の元本金額に対して受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われずに、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当グループは、次の市場要素の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物）およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	デフォルト時のカウンターパーティ・リスク。

デリバティブ金融商品一売買目的保有

当グループのデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
金利契約				
金利先渡契約	86	(86)	74	(78)
先物契約	31	(128)	41	(109)
スワップ契約	104,814	(101,277)	82,996	(80,588)
買建オプション	1,676	-	1,454	-
売建オプション	-	(2,609)	-	(2,317)
合計	106,607	(104,100)	84,565	(83,092)
外国為替契約				
直物および先渡契約	11,815	(11,435)	15,987	(15,359)
スワップ契約	8,703	(12,334)	13,836	(16,235)
買建オプション	372	-	405	-
売建オプション	-	(502)	-	(514)
合計	20,890	(24,271)	30,228	(32,108)
コモディティ契約	2,577	(1,834)	1,807	(1,553)
クレジット・デフォルト・スワップ				
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	18	-	16	-
その他買建クレジット・デリバティブ	4	(3)	4	(3)
買建クレジット・デリバティブ	22	(3)	20	(3)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	(18)	-	(19)
その他売建クレジット・デリバティブ	1	(1)	2	(3)
売建クレジット・デリバティブ	1	(19)	2	(22)
合計	23	(22)	22	(25)
デリバティブ金融商品一売買目的保有	130,097	(130,227)	116,622	(116,778)

デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定

当グループが使用する会計上のヘッジ関係は3種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済み資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済み資産もしくは負債、確定契約または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性に対する当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	当グループの外国事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 - ヘッジ対象リスクに関連する原項目の公正価値変動の全額、および - デリバティブの公正価値変動額。	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定（「FCTR」）で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	ヘッジ対象が純損益で認識される場合に限り、以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振替えられる。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、当該外国事業を売却または部分売却した場合にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

AASB第9号「金融商品」による会計方針の選択肢に従い、当グループは引き続きAASB第139号「金融商品：認識および測定」のヘッジ会計要件を適用している。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2020年			2019年		
	名目金額	資産	負債 (単位：百万ドル)	名目金額	資産	負債
公正価値ヘッジ						
外国為替スワップ契約	-	-	-	21	1	-
外国為替直物および先渡契約	558	-	(9)	581	-	(9)
金利スワップ契約	105,249	2,871	(3,532)	108,243	2,093	(3,155)
金利先物契約	9,380	-	(103)	3,139	-	(27)
キャッシュフロー・ヘッジ						
金利スワップ契約	97,170	2,233	(769)	84,365	1,876	(832)
外国為替スワップ契約	2,943	63	(54)	2,934	75	(91)
外国為替直物および先渡契約	153	-	-	159	-	(1)
純投資ヘッジ	1,269	67	(17)	1,484	-	(58)
外国為替直物および先渡契約						
デリバティブ金融商品ーヘッジ関係に指定	<u>216,722</u>	<u>5,234</u>	<u>(4,484)</u>	<u>200,926</u>	<u>4,045</u>	<u>(4,173)</u>

当グループが2020年9月30日現在で保有するヘッジ手段の名目金額の満期の状況は以下のとおりである。

名目金額		平均 レート	3か月 未満	3か月か ら12か月	1年から 5年	5年超	合計
		(単位：百万ドル)					
公正価値ヘッジ							
金利	金利	1.47%	3,548	12,736	69,836	28,509	114,629
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.59	558	-	-	-	558
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	1.72%	9,062	30,364	55,549	2,195	97,170
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.72	38	613	1,157	1,288	3,096
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	TWD/AUD為替レート	20.29	591	678	-	-	1,269
	THB/AUD為替レート	21.63					

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当グループが2019年9月30日現在において保有するヘッジ手段の名目金額の満期状況は以下のとおりである。

		平均 レート	3 か月 未満	3 か月か ら12か月	1 年から 5 年	5 年超	合計
名目金額		(単位：百万ドル)					
公正価値ヘッジ							
金利	金利	1.95%	3,195	18,407	63,873	25,907	111,382
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.38	602	-	-	-	602
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	2.15%	1,088	14,040	66,880	2,357	84,365
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	TWD/AUD為替レート	21.41	474	1,010	-	-	1,484
	THB/AUD為替レート	21.77					

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当グループの指定されたヘッジ関係の非有効部分による影響は、ヘッジ関係の種類別およびヘッジ対象リスク別に以下のとおりである。

2020年	非有効部分			キャッシュ フロー・ヘッジ 準備金または FCTRから損益に 再分類された 金額
	ヘッジ手段の 価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	損益で認識 されたヘッジの 非有効部分	
	(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ ⁽¹⁾				
金利	372	(358)	14	-
外国為替	23	(23)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ ⁽¹⁾				
金利	451	(449)	2	10
外国為替	(15)	15	-	(2)
純投資ヘッジ ⁽¹⁾				
外国為替	94	(94)	-	(15)
2019年	非有効部分			キャッシュ フロー・ヘッジ 準備金または FCTRから損益に 再分類された 金額
	ヘッジ手段の 価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	損益で認識 されたヘッジの 非有効部分	
	(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ ⁽¹⁾				
金利	586	(582)	4	-
外国為替	(36)	36	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ ⁽¹⁾				
金利	836	(825)	11	14
外国為替	20	(20)	-	2
純投資ヘッジ ⁽¹⁾				
外国為替	(144)	144	-	-

(1) ヘッジ手段はすべてデリバティブ金融商品に計上されている。

認識されたヘッジの非有効部分は、その他営業収入に分類されている。包括利益計算書での再分類調整は、純利息収益およびその他営業収入で認識されている。

2020年9月30日現在の当グループの公正価値ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

			帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
			(単位：百万ドル)			
	貸借対照表上の表示	ヘッジ対象リスク				
固定金利貸付金および前渡金	正味貸付金および前渡金	金利	7,375	-	52	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(61,355)	-	(2,518)
固定金利投資有価証券 (FVOCI) ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	55,233	-	2,256	-
FVOCIで測定される持分証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	558	-	29	-
合計			63,166	(61,355)	2,337	(2,518)

2019年9月30日現在の当グループの公正価値ヘッジに関連するヘッジ対象は以下のとおりである。

			帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正価値ヘッジ調整累積額	
	貸借対照表上の表示	ヘッジ対象リスク	資産	負債	資産	負債
			(単位：百万ドル)			
固定金利貸付金および前渡金	正味貸付金および前渡金	金利	2,281	-	17	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(67,555)	-	(1,749)
固定金利投資有価証券 (FVOCI) ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	47,641	-	1,907	-
FVOCIで測定される持分証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	581	-	52	-
合計			50,503	(67,555)	1,976	(1,749)

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品および資本性金融商品の帳簿価額には、公正価値ヘッジ調整を含めていない。これはヘッジ手段の損益と一致させるヘッジ関係の会計処理により、公正価値ヘッジ調整がその他の包括利益から損益計算書に振替えられることによる。

中止されたヘッジ関係に関連する貸借対照表に留保された公正価値調整の累積金額は、ゼロ（2019年度：8百万ドル）である。

2020年9月30日現在の当グループのキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

		キャッシュフロー・ヘッジ 準備金		為替換算調整勘定	
		継続 ヘッジ	非継続 ヘッ ジ	継続 ヘッジ	非継続 ヘッ ジ
ヘッジ対象リスク		(単位：百万ドル)			
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	2,013	38	-	-
変動金利顧客預金	金利	(562)	(18)	-	-
外貨建て発行済債券	外国為替	(2)	-	-	-
外貨建て投資有価証券	外国為替	10	-	-	-
発生する可能性の高い予想取引	外国為替	(1)	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	(80)	(149)

2019年9月30日現在の当グループのキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ対象リスク		キャッシュフロー・ヘッジ 準備金		為替換算調整勘定	
		継続ヘッジ	非継続ヘッ ジ	継続ヘッジ	非継続ヘッ ジ
		(単位：百万ドル)			
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	1,587	41	-	-
変動金利顧客預金	金利	(577)	(32)	-	-
外貨建て発行済債券	外国為替	14	-	-	-
外貨建て投資有価証券	外国為替	6	-	-	-
発生する可能性の高い予想取引	外国為替	3	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	(159)	(149)

以下の表は、リスクの種類ごとにキャッシュフロー・ヘッジ準備金の調整の詳細を表示している。

	金利	外貨	合計
	(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在残高	128	(1)	127
公正価値評価益	825	20	845
損益計算書への振替	14	2	16
法人税他	(251)	(6)	(257)
2019年9月30日現在残高	716	15	731
公正価値評価益	449	(15)	434
損益計算書への振替	10	(2)	8
法人税他	(141)	6	(135)
2020年9月30日現在残高	1,034	4	1,038

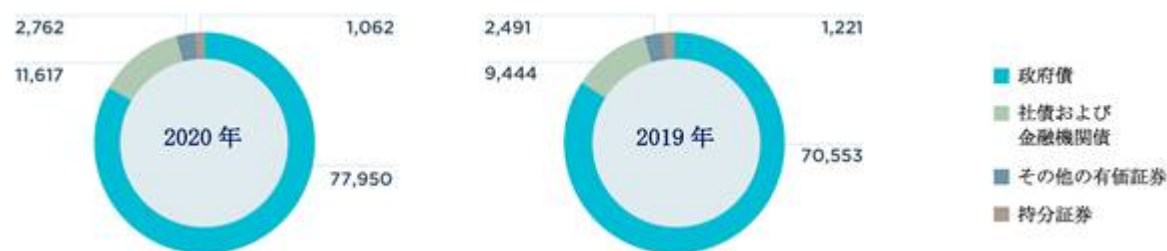
海外事業への純投資のヘッジの結果、当年度中にFCTRは94百万ドル増加した（2019年度：-144百万ドル）。そのうち、15百万ドル（2019年度：ゼロ）が当年度中にFCTRから損益計算書に再分類された。

認識および測定	
認識	当初および各報告日に、すべてのデリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。 評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。 ・ カウンターパーティ・リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、信用評価調整（CVA） ・ デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達コストと利益を考慮する資金調達評価調整（FVA）
資産および負債の認識の中止	デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当グループの契約上の義務が免除、取消または満了した際に、当グループの貸借対照表から除外される。
損益計算書への影響	デリバティブ金融商品に係る損益を認識する方法は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それともヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。 ヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。ヘッジの種類別の純損益の取扱いについては、141ページ（訳注：原文のページ番号である。）の表を参照のこと。 ヘッジの非有効部分は、ベース・リスクおよびヘッジ対象とヘッジ手段の間で割引による差異から発生する場合がある。ヘッジ手段は翌日物インデックス・スワップのディスカウント・カーブを使用して割引かれており、この方法はヘッジ対象には適用されない。
ヘッジの有効性	ヘッジ会計として適格であるためには、ヘッジの有効性が高いと見込まれなければならない。ヘッジは、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。 ・ ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる（期待有効性） ・ ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である（事後有効性） 当グループは、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観察できない評価インプットの選定、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 投資有価証券



その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券

負債証券

持分証券

償却原価で測定される投資有価証券

負債証券⁽¹⁾

損益を通じて公正価値で測定される投資有価証券

負債証券

合計

2020年	2019年
(単位：百万ドル)	
85,460	76,489
1,062	1,221
6,816	5,999
53	-
93,391	83,709

2020年 投資有価証券	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	満期なし	合計
(単位：百万ドル)						
政府債 ⁽²⁾	7,175	14,436	37,656	18,683	-	77,950
社債および金融機関債 ⁽²⁾	701	2,698	8,128	90	-	11,617
その他の有価証券 ⁽²⁾	-	-	532	2,230	-	2,762
持分証券	-	-	-	-	1,062	1,062
合計	7,876	17,134	46,316	21,003	1,062	93,391

2019年 投資有価証券	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	満期なし	合計
(単位：百万ドル)						
政府債 ⁽²⁾	7,617	15,731	34,236	12,969	-	70,553
社債および金融機関債 ⁽²⁾	431	1,653	7,339	21	-	9,444
その他の有価証券 ⁽²⁾	-	-	773	1,718	-	2,491
持分証券	-	-	-	-	1,221	1,221
合計	8,048	17,384	42,348	14,708	1,221	83,709

(1) 予想信用損失引当金20百万ドル（2019年度：13百万ドル）を含む。

(2) 2020年、ANZは、開発銀行および国際機関が発行した投資有価証券を、社債および金融機関債から政府債に再分類した。そのため比較情報が修正再表示され、10,894百万ドルが社債および金融機関債から政府債に再分類された。さらに、ANZは、一部の投資有価証券を政府債からその他の有価証券に再分類し、577百万ドルの再分類により比較情報が修正再表示された。

当事業年度中、当グループは従来資本の部で繰り延べられていた利益／損失のリサイクリングにより、投資有価証券に関連して23百万ドル（2019年度：240百万ドル）の純利益（税引前）を、その他営業収入に認識した。

FVOCIで測定される持分証券の帳簿価額は1,062百万ドル（2019年度：1,221百万ドル）であった。これには、当グループの天津銀行（「BoT」）への投資934百万ドル（2019年度：1,106百万ドル）が含まれている。

認識および測定

投資有価証券は、売買以外の目的で保有される有価証券の形式の金融資産である（すなわち、譲渡可能な負債性金融商品または資本性金融商品）。例外として、当グループの顧客貸付業務を円滑にするために使用される為替手形（有価証券／譲渡性証書の一形態）は、契約内容をよりの確に反映するため（投資有価証券よりも）貸付金および前渡金に分類されている。

トレーディング目的以外の資本性金融商品は、商品毎にFVOCIで測定するものとして指定することができる。この選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他の包括利益から純損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類することができる。

投資有価証券として開示された資産は、137ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当グループの金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、「投資有価証券－償却原価で測定される負債証券」および「投資有価証券－その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」に伴う予想信用損失は、注記13に概説されている会計方針に従って認識および測定される。「投資有価証券－その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」について、予想信用損失（ECL）引当金は資本の部のFVOCI準備金に計上され、対応する費用は損益で認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されない資産の公正価値の算定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観察できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

12. 正味貸付金および前渡金

次表は当グループの正味貸付金および前渡金の詳細を示したものである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
貸越	5,214	7,267
クレジットカード	7,194	9,241
手形融資	6,383	6,159
ターム・ローン－住宅	358,350	343,808
ターム・ローン－住宅以外	241,725	248,337
その他	2,406	3,483
小計	621,272	618,295
前受収益	(66)	(398)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料	868	870
貸付金および前渡金の総額	622,074	618,767
予想信用損失引当金（注記13参照）	(4,981)	(3,509)
正味貸付金および前渡金	617,093	615,258
契約上の満期までの残存期間：		
1年以内	126,238	133,273
1年超	490,855	481,985
正味貸付金および前渡金	617,093	615,258
貸借対照表計上基準：		
償却原価	613,155	614,336
損益を通じた公正価値による測定 ⁽¹⁾	3,938	922
正味貸付金および前渡金	617,093	615,258

(1) 2019年10月1日以降、当グループは、一部のゴールドローンおよび預金商品の会計処理を変更した。これらは現在損益を通じた公正価値評価に指定されている。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当グループが顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料／モーゲージ実行手数料であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価から貸倒引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時に損益を通じて公正価値評価するものとして個別に指定された場合もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファシリティは、上表では「その他」に含まれている。

当グループは、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当グループが譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は当グループの貸借対照表に引き続き計上されるが、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。

リスクと経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当グループは継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に認識される。

正味貸付金および前渡金として開示された資産は、137ページ（訳注：原文のページ番号である。）で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、正味貸付金および前渡金に伴う予想信用損失は、注記13に概説されている会計方針に従って認識および測定される。

13. 予想信用損失引当金

次の表は、当年度中のECL引当金（2019年度は売却目的保有に再分類された資産のECL引当金を含む）の増減を表示している。2020年9月30日現在、ECL引当金合計は5,899百万ドル（2019年9月30日：4,190百万ドル）であった。

正味貸付金および前渡金－償却原価で測定

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3 ⁽¹⁾		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	920	1,391	359	894	3,564
ステージ間の移動	166	(308)	(91)	233	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(168)	291	147	1,139	1,409
戻入	-	-	-	(382)	(382)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(1,076)	(1,076)
為替換算およびその他の変動 ⁽²⁾	9	4	(2)	(17)	(6)
2019年 9 月30日現在	927	1,378	413	791	3,509
ステージ間の移動	200	(308)	(112)	220	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	110	1,428	162	1,324	3,024
戻入	-	-	-	(321)	(321)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(1,109)	(1,109)
為替換算およびその他の変動 ⁽²⁾	(33)	(33)	(2)	(54)	(122)
2020年 9 月30日現在	1,204	2,465	461	851	4,981

(1) 購入または組成された信用減損金融資産に係る当グループの信用エクスポージャーは重要でない。

(2) その他の増減には、当年度中に完了した売却の影響および個別評価ECL引当金に係る割引のアンワインドの影響を含む。

投資有価証券－償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	9	2	-	-	11
新規および増加した引当金（戻入控除後）	2	(1)	-	-	1
為替換算	1	-	-	-	1
2019年 9 月30日現在	12	1	-	-	13
新規および増加した引当金（戻入控除後）	10	(1)	-	-	9
為替換算	(2)	-	-	-	(2)
2020年 9 月30日現在	20	-	-	-	20

投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券

FVOCI資産は公正価値で測定されるため、個別のECL引当金はない。その代わり、ECL引当金はその他の包括利益（OCI）に認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	14	-	-	-	14
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(2)	-	-	-	(2)
為替換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	(4)	-	-	-	(4)
2019年 9 月30日現在	8	-	-	-	8
新規および増加した引当金（戻入控除後）	2	-	-	-	2
為替換算	-	-	-	-	-
2020年 9 月30日現在	10	-	-	-	10

(1) その他の増減には、2019年度に完了した売却の影響を含む。

帳簿外のコミットメント—未実行および条件付与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3 ⁽¹⁾		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	474	166	15	26	681
ステージ間の移動	27	(29)	-	2	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(36)	12	6	-	(18)
戻入	-	-	-	(3)	(3)
為替換算およびその他の増減 ⁽²⁾	8	2	-	(2)	8
2019年 9 月30日現在	473	151	21	23	668
ステージ間の移動	18	(24)	(1)	7	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	115	115	3	24	257
戻入	-	-	-	(14)	(14)
為替換算およびその他の増減 ⁽²⁾	(10)	(3)	-	-	(13)
2020年 9 月30日現在	596	239	23	40	898

(1) 購入または組成された信用減損金融資産に係る当グループの信用エクスポージャーは重要でない。

(2) その他の増減には、当年度中に完了した売却の影響を含む。

貸倒引当金繰入―損益計算書

貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾		
―一括評価	1,717	16
―個別評価	1,575	1,374
戻入	(335)	(385)
償却債権回収額	(219)	(212)
貸倒引当金繰入合計	2,738	793
減算：非継続事業に係る貸倒引当金繰入/（戻入）	-	(1)
貸倒引当金繰入合計	2,738	794

(1) 一括評価および個別評価間の振替の影響を含む。

2020年9月30日に終了した期間に償却されたが、引き続き回収対象となる金融資産の契約上の残高は340百万ドル（2019年度：212百万ドル）である。

顧客に提供されたCOVID-19返済繰延措置⁽¹⁾

2020年3月以降、当グループは、COVID-19が顧客の債務返済能力に及ぼす影響を抑えるよう、様々な形で顧客を支援している。この支援には、元利返済の一時繰延、利子のみの返済への置き換え、貸付金の期限延長などの取り決めが含まれる。信用リスクの著しい増大（「SICR」）があるかどうか判断する際の繰延の影響についての詳細は、本注記の「重要な判断および見積り」を参照のこと。

この貸付金返済繰延措置は、AASB第9号に従った貸付金の条件変更とみなされる。その結果、当該貸付金は認識が中止され、新たな貸付金に置き換えられるか（大幅な条件変更）、既存の貸付金が引き続き認識されるか（大幅でない条件変更）のいずれかとなる。下表は、2020年9月30日現在における大幅な条件変更および大幅でない条件変更の両方を含む、条件緩和されたすべての貸付金の残高を示している。

支援措置の区分	2020年9月30日現在 貸付金残高合計 (単位：百万ドル)
貸付金繰延措置	
リテール	29,822
商業、その他	9,182
利子のみ	
リテール	2,413
商業、その他	527
期限延長	
リテール	614
商業、その他	90
合計⁽²⁾	42,648
リテール	32,849
商業、その他	9,799
合計⁽²⁾	42,648

(1) COVID-19関連の貸付金繰延措置は、2020年3月1日時点の延滞が30日未満であるか、延滞が90日未満であった顧客に提供される。

(2) 条件変更日時点において、大幅でない条件変更とみなされ、全期間の予想損失に基づく損失引当金が計上された貸付金の総帳簿価額は、9,917百万ドルであった。条件変更の結果、損益は認識されなかった。その後、12か月予想損失引当金に変更された貸付金はない。

認識および測定**予想信用損失モデル**

予想信用損失の測定は、一連のシナリオを評価して、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予想を考慮に入れる偏りのない確率加重予想を反映する。

予想信用損失は、以下の3段階のアプローチに基づいて、組成以降の信用の悪化に従って、12か月間または当該金融資産の全期間に対して測定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から12か月以内に起こりうるデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、12か月分のECLに相当する引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、予想信用損失は、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事象に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降信用リスクが著しく増大している場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、残存期間のECLに相当する引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増大が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、12か月間のECLが適用される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

ステージ1およびステージ2のエクスポージャーについては、予想信用損失は集合的に見積もられ、ステージ3に移動した場合に集合的または個別に見積もられる。

予想信用損失の測定

ECLは、与信枠レベルで以下の信用リスク要因から算出したものを、貨幣の時間的価値を組み込んで割り引いたものである。

- ・ デフォルト確率（「PD」）－借り手が所与の期間にデフォルトする確率の見積り
- ・ デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）－元本および利息の返済、与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時の予想貸借対照表エクスポージャー
- ・ デフォルト時損失率（「LGD」）－借り手のデフォルトの際の予想損失で、直接的および間接的な回収費用も考慮に入れられ、当該与信枠のEADに対する割合で表される。

これらの信用リスク要因は、マクロ経済的変数の使用を通じて、現在の情報および将来情報に関して調整される。

予想存続期間

ステージ2およびステージ3エクスポージャーのECLを見積もる際に、当グループは信用リスクに晒されると予想される全期間を考慮する。

リテール以外のポートフォリオに関して、当グループはリボルビング以外の与信枠について最長の契約期間を予想全期間として使用している。法人向け与信枠等、リテール以外のリボルビング与信枠の予想全期間には、契約で合意された年次審査の一環として当グループが与信枠を取り消す契約上の権利を、適用される通知期間を考慮して反映する。

リテールのポートフォリオに関して、予想全期間は予想される期限前返済および重大な条件緩和を考慮した行動パターンを使用して決定される。

デフォルト、信用減損および償却の定義

予想信用損失の測定に使用されるデフォルトの定義は、全ポートフォリオにわたって、内部信用リスク管理目的に使用される定義に一致させている。この定義はまた、規制上のデフォルトの定義にも沿っている。デフォルトは、債務者が当グループに対する契約上の支払義務を完全に履行する可能性が低いことを示す兆候がある、またはエクスポージャーが延滞90日となった場合に発生する。

金融資産（担保が十分な金融資産を含む）は、デフォルトした場合、財務報告目的上は信用減損が発生しているとみなされる。

回収の現実的な可能性がない場合、貸付金は、当グループの内部プロセスが完了し、合理的に予想されたすべての回収時に、関連する貸倒引当金を充当して償却される。その後の期間における償却債権回収額は、損益計算書の貸倒引当金繰入額から控除される。

認識および測定**条件変更した金融資産**

信用または商業上の理由から、金融資産の条件変更、あるいは現存の金融資産が新しい金融資産に置き換えられた場合、現存の金融資産に対する大幅な条件変更とみなされるかを判定するための評価が行われる。この評価では、変更条件から発生するキャッシュフローの変化に加え、元本金額（与信限度額）、期間、原担保の変更など、商品全体のリスク・プロファイルの変化の両方が検討される。大幅な条件変更とみなされない場合、現存の金融商品の認識中止は行われず、信用リスクの著しい増大（「SICR」）の判定には引き続き組成日が使用される。大幅な条件変更とみなされる場合、現存の金融商品の認識は中止され、条件変更日に新しい金融資産が公正価値で認識され、当該条件変更日がこの新しい資産のSICRの判定に使用される組成日となる。

信用リスクの著しい増大（「SICR」）

ステージ2の資産は、組成以降、信用リスクの著しい増大（「SICR」）があった資産である。SICRの構成内容の決定にあたり、当グループは定性的情報と定量的情報の両方を考慮する。

i. 内部信用格付等級

ポートフォリオの大部分に関してSICRの主要な指標とされているのは、組成以降の与信枠に関する内部格付等級の著しい悪化であり閾値を適用して測定される。

リテール以外のポートフォリオに関して、SICRは報告日時点で与信枠に適用される顧客信用格付（「CCR」）と、当該与信枠の組成時のCCRを比較して判定される。CCRは、借り手のデフォルト確率を反映して各借り手に割り当てられ、将来予測的な情報を含む、借り手固有の情報および借り手以外の固有の情報の両方が組み込まれる。CCRは最低限1年に1度、または顧客の信用リスクに影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合はより頻繁に見直しの対象となる。

リテールのポートフォリオに関して、SICRは与信枠の種類に応じて、報告日時点のシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率と、組成時にシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率を比較して、あるいは顧客の行動スコアの閾値を参照して判定される。シナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率は、以下の場合に著しい増大となる。

- ・ 経済見通しの悪化、または経済の不透明性が高まった場合
- ・ 顧客の信用状況全般、または支払義務の管理能力の低下があった場合

ii. 安全基準

当グループは、リテール以外とリテールのポートフォリオの両方について、30日延滞を安全基準として使用している。リテール・ポートフォリオに関してのみ、ステージ1への復帰前に3か月から6か月間の良好な支払実績を示すことが要求される。

iii. COVID-19関連のイニシアチブ

上述のCOVID-19関連の返済繰延の取り決めの対象となる与信枠のSICR評価は、顧客の現在の財務状況とリスク・カテゴリーに分類された当該与信枠の収益力に関する様々な指標に基づいて判断されている。SICRは、リスク区分の結果に基づいて判断される。ハイリスクに区分された顧客および繰延延長を要求した顧客は、SICRがあると分類されている。

将来予測的な情報

当グループは、金融資産で当初認識以降に信用リスクの著しい増大（「SICR」）が生じたか否かの評価と、ECLの見積りの両方に将来予測的な情報を組み込んでいる。ECLの見積りにおいて将来予測的な情報を適用する際に、当グループは以下の4つの確率加重予想経済シナリオを検討する。

i. ベースケースシナリオ

ベースケースシナリオは、ANZの見解で最も可能性の高い将来のマクロ経済状況である。このシナリオは、戦略計画および予算策定に使用された経営陣の仮定を反映し、当グループが3年の計画期間で戦略計画および資本計画に適用するプロセスである当グループの自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）における情報としても利用される。

ii. アップサイドシナリオ、および iii. ダウンサイドシナリオ

アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、長期的計画期間にわたるより楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済事象および不確実性の組合わせに基づく。

iv. 深刻なダウンサイドシナリオ

深刻なダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照し、より可能性の低い、非常に厳しい経済状況における深刻な影響の可能性を考慮して決定される。このシナリオは、発生確率が25年に1度の景気後退事象のマクロ経済状況を反映する。

これらの4つのシナリオは、ポートフォリオおよび借り手の国別に、PD、LGDおよびEADのモデル（ECLモデルと総称）に使用されるマクロ経済変数の観点で記述される。これらの変数の例は、失業率、GDP成長率、住宅価格指数、商業用不動産価格指数、消費者物価指数などである。

各シナリオの確率加重は、ベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。グループ資産負債委員会（「GALCO」）はベースケース経済予測シナリオの見直しおよび承認を担当し、信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、シナリオに適用される確率加重を承認する。

該当する場合、モデル化プロセスにおいて既知または予想されるリスクが適切に対処されない状況を考慮するための一時的な調整が行われる。CMRCは、このような調整を承認する責任を負っている。

重要な判断および見積り

一括評価ECLの見積りにおいて、当グループは以下に関する判断、仮定を行っている。

- ・ 当グループのECLの見積りモデルが複雑な場合に見積り技法、またはモデル化手法の選択
- ・ これらのモデルに対するインプットの選択、インプット間の相互依存性

下表は、ECLモデルのインプット、ならびにインプット間の相互依存性に関する重要な判断および仮定をまとめたもので、当期中の重要な変更を示している。

判断および関連する仮定は、COVID-19の影響を踏まえて作成されており、現状において合理的であると考えられる将来の事象の予測など、関連があるとみなされる過去の実績やその他の要因を反映している。COVID-19に関する判断および仮定には、感染拡大の範囲と期間、政府やその他当局の措置による影響、様々な業界の企業や消費者の反応、さらに関連する世界経済への影響を含む。そのため、当グループのECLの見積りは本質的に不確実なものであり、結果として、これらの見積りは実際の結果と異なる可能性がある。

判断／仮定	説明	2020年9月30日に終了した事業年度の検討事項
信用リスクの著しい増大（「SICR」）の発生時期の判定	ECLの測定において、貸付金の当初認識時以降にSICRがあり、その結果による当該金融資産の「ステージ1」から「ステージ2」への移動を判定するための基準およびトリガーポイントの設定には判断を伴う。ステージ1からステージ2への移動は、翌12か月間のデフォルト確率に基づく引当金から、全期間にわたる予想信用損失引当金へとECLを増加させることから、重要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動をもたらすその後の信用リスクの減少は、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらす。 トリガーポイントを正確に設定するためには、ECL引当金の額に重大な影響を及ぼす可能性のある判断が必要とされる。当グループは、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。	COVID-19の影響に対応して、オーストラリアおよびニュージーランドの適格なリテール、商業の顧客に返済繰延など様々な措置が提供されている。当グループは、顧客が最初に支援を受ける際、他のすべての事項が変化しないと仮定して、信用リスクの著しい増大（「SICR」）、およびその結果として引当金の評価においてECLに影響があるとは考えていない。 顧客は、措置の利用後、終了日が到来すると利用可能なオプションを協議するために連絡を受けている。顧客の財務状況と、貸付金返済を再開する能力に関するこの追加情報は、顧客のリスク・カテゴリーへの分類に用いられている。ハイリスクのカテゴリーに分類された顧客および繰延延長を要求した顧客は、SICRがあると分類されている。
12か月間と全期間の両方の信用損失の測定	ECLの算定に使用されるデフォルト確率（「PD」）、デフォルト時損失率（「LGD」）およびデフォルト時エクスポージャー（「EAD」）の信用リスクパラメータは、経営陣が判定する適切な将来予測的な情報を反映した一定時点での尺度である。どの将来予測的な情報の変数が特定の貸付ポートフォリオに関連するか、および各ポートフォリオの一時点での感応度の決定に関連するかの判定には判断を伴う。	PD、EADおよびLGDモデルは、定期的なモデルのモニタリング、定期的な再検証を規定し、モデルの重要性に応じて承認手続きおよび権限を定める当グループのモデル・リスク方針が適用される。 2020年9月30日に終了した事業年度に、この方針の重要な変更はなかった。

	また、ECLの測定に使用する、与信枠の全期間を見積るにあたり、行動特性を適用する場合にも判断が必要とされる。	2020年9月30日に終了した事業年度に、全期間の行動特性の見積りに変更はなかった。
ベースケース経済予測	当グループは、最も可能性の高い将来のマクロ経済状況に係るANZの見解を反映する将来予測的な「ベースケース」経済シナリオを得ている。	当年度にモデルのインプットとして用いられている将来情報の変数（主要経済要因）の種類に変更はなかった。 2020年9月30日現在、COVID-19に関して急速に変化する状況を反映して、ベースケースの仮定が更新された。これには、中央銀行の政策、政府の措置、企業の対応、金融機関の個々の対応（返済繰延など）による影響の評価が含まれている。これらは、予想される景気後退の期間の長さや深刻度を判断する際に考慮されている。 2020年9月30日現在のベースケースシナリオについて予想される主要経済要因の結果は、「ベースケース経済予測に関する仮定」の項に後述されている。
各経済シナリオの確率加重（ベースケース、アップサイド、ダウンサイド、深刻なダウンサイドのシナリオ） (1)(2)	各経済シナリオの確率加重は、各測定日時点のベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。	当期における確率加重に関する主な検討事項は、継続中のCOVID-19の影響である。 当グループは、各地域における加重が、損失の可能性の最良の見積りを示すと考えており、その決定にあたり、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける相互関係、相関関係（短期、長期とも）を分析している。 COVID-19による経済への悪影響を反映したベースケース予測に加えて、ダウンサイドリスクの評価を考慮し、ダウンサイドシナリオのウェイトを増加させている。 オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の地域で割り当てられた確率加重には、内在する高度な不確実性の影響を受け、そのため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。

- (1) アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、より楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済状況の組合わせに基づく。
- (2) 深刻なダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され、より可能性が低い、非常に困難な経済状況の潜在的に深刻なダウンサイドの影響を考慮に入れる。

判断／仮定	説明	2020年9月30日に終了した事業年度の検討事項	
経営陣による一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当グループの既存のインプット、仮定およびモデル技法が当グループの貸付ポートフォリオに関連するすべてのリスク要因を捕捉していないと判断された状況で使用される。当グループの最新のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済的、ミクロ経済的または政治的な事象および自然災害は、こうした状況の例である。経営陣による一時的な調整の使用は、認識されるECLの金額に影響を及ぼす場合がある。 COVID-19の感染拡大に関連した不確実性、また政府、企業、消費者の対応によってクレジットにマイナスの結果がもたらされる可能性がどの程度抑えられているかは、既存のECLモデルに完全には織り込まれていない。そのため、貸倒引当金が適切なものになるようマネジメント・オーバーレイが適用されている。	経営陣は、主にCOVID-19に関連する不確実性に基づいて、モデル化されたECLに多数の調整を加えた。 モデル化されたECL引当金に追加されたマネジメント・オーバーレイ（COVID-19に関するオーバーレイを含む）は、オーストラリアの小規模企業および商業銀行業に特有のリスク、ニュージーランドのリテール、商業銀行業および農業銀行業、ならびに太平洋地域の観光業に関するものである。	
ベースケース経済予測に関する仮定 COVID-19の感染拡大の不透明な進展は、以下を取り巻く不確実性により、結果としてECL残高が過小計上または過大計上となる経済予測リスクを増大させる。 - COVID-19の拡大を止める、あるいは減速させるための措置の期間と範囲 - 景気後退の程度および期間、ならびに景気回復に要する時間 - 政府の景気刺激策の有効性、特に景気後退の深刻度ならびに回復の程度および期間に景気刺激策が与える影響 2020年9月30日現在のベースケース経済予測の主要経済要因は次のとおりである。これらは、2020年9月30日現在のANZの見解で最も可能性の高い将来のマクロ経済状況を反映している。以下の短期予測よりも先の期間について、ECLモデルは景気サイクルの半ばに最終的に回帰するための前提を含む、将来の経済状況を予測している。			
		暦年予測	
		2020年 2021年 2022年	
オーストラリア			
GDP	-4.3%	1.6%	4.0%
失業率	7.3%	8.8%	7.7%
住宅用不動産価格	-2.2%	-4.8%	2.0%
消費者物価指数	0.8	1.2	1.3
ニュージーランド			
GDP	-5.6%	2.0%	5.6%
失業率	5.7%	9.1%	6.5%
住宅用不動産価格	-0.3%	0.9%	4.1%
消費者物価指数	1.6	1.0	1.2
世界の他の国々			
GDP	-4.5%	2.5%	2.5%
消費者物価指数	1.0	1.8	2.0
2020年9月30日現在のベースケースの景気予測は、2019年9月30日現在の経済状況からの足元ならびに予想される大幅な悪化を反映しており、COVID-19の感染拡大の顕在化および継続による影響を反映している。			

確率加重

各シナリオの確率加重は、ベースケースの景気シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。当期における確率加重に関する主な検討事項は、継続中のCOVID-19の影響である。

COVID-19によるマイナスの経済的影響を反映したベースケース経済予測に加えて、ダウンサイド・リスクの評価を踏まえ、ダウンサイドの景気シナリオの加重を大きくしている。

オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。当グループは、各地域の加重が、損失の可能性の最良の見積りを示すと考えており、その決定にあたり、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける相互関係、相関関係（短期、長期とも）を分析している。当グループで適用される平均加重は以下のとおりである。

	2020年	2019年
当グループ		
ベース	50.0%	50.0%
アップサイド	10.4%	15.7%
ダウンサイド	33.3%	29.3%
深刻なダウンサイド	6.3%	5.0%

ECL - 感応度分析

COVID-19の影響の不確実性により、予想信用損失引当金の測定に関連する見積りの不確実性が大きくなっている。急速に変化するCOVID-19の影響と、政府、企業、消費者の対応によって、将来の事業年度の引当が大きく調整される可能性がある。

足元の経済の不確実性と、将来の期間における借手の予想デフォルトを判断する際に用いられる要因に適用される判断を踏まえると、当グループが報告する予想信用損失は、潜在的な見積りの中で最良の見積りと考えられる。

下表は、2020年9月30日現在の一括評価ECLの決定に用いられる主要要因とELCに対する感応度を示している。

	ECL	影響
	(単位：百万ドル)	
ステージ1と信枠の1%がステージ2に含まれている場合	5,069	61
ステージ2と信枠の1%がステージ1に含まれている場合	4,998	(10)
100%アップサイドシナリオ	1,898	(3,110)
100%ベースシナリオ	4,011	(997)
100%ダウンサイドシナリオ	5,144	136
100%深刻なダウンサイドシナリオ	6,315	1,307

金融負債

以下に、当グループが後述の注記での開示に関連している金融負債を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定

金融負債

金融負債は、償却原価または、売買目的で保有される場合に損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定されるものとして指定することができる。

- ・ この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・ 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・ 金融負債が1件またはそれ以上の組込デリバティブを含む場合。ただし、以下の場合を除く。
 - a) その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュフローを大幅に変更していない場合。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している場合。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

14. 預金およびその他の借入金



譲渡性預金

定期預金

要求払い預金および短期預金

無利息預金

銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券⁽¹⁾コマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金⁽²⁾

預金およびその他の借入金

契約上の満期までの残存期間：

1年以内

1年超

預金およびその他の借入金

貸借対照表計上基準：

償却原価

損益を通じた公正価値による測定（当初認識時に指定）⁽³⁾

預金およびその他の借入金

2020年	2019年
(単位：百万ドル)	
32,491	36,646
197,273	227,087
315,216	256,264
39,874	28,342
88,337	77,526
9,142	11,812
682,333	637,677
665,151	630,373
17,182	7,304
682,333	637,677
679,255	635,376
3,078	2,301
682,333	637,677

(1) RBAのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）に従って引き出された資金120億ドルを含む。TFFは、公正価値で当初認識され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。詳細は、注記16「財務リスク管理」を参照のこと。

(2) 2019年、その他の借入金は、連結子会社UDCファイナンス・リミテッド（「UDC」）の担保付借入1億ニュージーランドドルに関連している。これにはUDCの全資産35億ニュージーランドドルが担保として付されている。当グループは2020年度中にUDCを売却した。

(3) 2019年10月1日以降、当グループは、一部のゴールドローンおよび預金商品の会計処理を変更した。これらは現在損益を通じた公正価値評価に指定されている。

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時に損益を通じた公正価値評価に指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。

詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当グループの自己信用リスクの変動に起因する公正価値損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値損益の残りの金額は、純損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当グループに留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当グループの貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

15. 発行済社債

当グループは、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドおよび証券化を含む）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、優先債務の保有者が関連する発行体の債務である劣後債務の保有者に対して優先権を有することである。関連する発行体の清算にあたって、劣後債務が返済されるのは、関連する発行体が預金者、その他の債権者および優先債務の保有者に対する返済が行われた後となる。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)
優先債務	80,835	89,737
カバード・ボンド	15,948	20,957
証券化	1,824	2,411
非劣後債務合計	98,607	113,105
劣後債務		
－ その他Tier1 資本	8,196	8,171
－ Tier2 資本	12,865	8,415
劣後債務合計	21,061	16,586
発行済社債合計	119,668	129,691

発行済社債の通貨別内訳

下表は、当グループの発行済社債の通貨別内訳を示したものであり、概して社債保有者の本拠地を表している。

		2020年	2019年
		(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)
USD	米ドル	41,100	45,841
EUR	ユーロ	23,038	26,200
AUD	豪ドル	43,697	39,273
NZD	ニュージーランドドル	3,682	5,130
JPY	日本円	2,131	3,312
CHF	スイスフラン	975	1,501
GBP	英ポンド	2,387	4,720
HKD	香港ドル	1,088	1,446
その他	人民元、ノルウェークローネ、シンガポールドル、インドネシアルピアおよびカナダドル	1,570	2,268
発行済社債合計		119,668	129,691
契約上の満期までの残存期間⁽¹⁾：			
1 年以内		25,688	20,803
1 年超		92,059	106,963
満期日なし（永久債）		1,921	1,925
発行済社債合計		119,668	129,691

(1) 最終満期日に基づくが、その他Tier1 資本証券の場合、強制転換日がある場合はその日に基づく。

劣後債務

劣後債務は当グループの規制資本として適格であり、その条件に従って、APRAの適正資本目的上、その他Tier 1（AT 1）資本またはTier 2 資本のいずれかに分類される。

- ・ AT 1 資本：以下のような永久資本商品
 - ・ ANZ キャピタルノート（ANZ CN）
 - ・ ANZ 資本証券（ANZ CS）
 - ・ ANZ NZ キャピタルノート（ANZ NZ CN）
- ・ Tier 2 資本：永久または期限付劣後債券

その商品の発行体に影響するような流動性事由がある場合、Tier 2 資本商品は、AT 1 資本商品に優先し、AT 1 資本商品は普通株式のみに優先する。

AT 1 資本

すべての発行済AT 1 資本商品は、バーゼル 3 に全面的に準拠した商品である（バーゼル 3 についての詳細は、注記23「資本管理」を参照のこと）。ANZ CNとANZ CSは、それぞれ同順位である。

AT 1 資本商品に係る分配は累積されず、発行体の完全裁量および一定の支払条件（規制上の要件を含む）のもとで行われる。ANZ CNに係る分配は、ANZ普通株式に適用されるフランキングと同様のフランキングの対象となる。

発行体は、指定された場合には、AT 1 資本商品について特定の期日および一定の状況下（税務事由、規制事由等）において、繰上償還または転換オプションを行使することができる。この償還オプションは、APRAの書面による事前承認を条件とし、ANZ NZ CNの場合はAPRAに加えてニュージーランド準備銀行（RBNZ）の書面による事前承認を条件としている。

各AT 1 資本商品は、以下の場合に、不定数のANZ普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前のANZ普通株式の平均市場株価から1 %割引後の価格に基づく）に直ちに転換される。

- ・ ANZ（ANZ NZ CNの場合はANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（ANZ NZ））の普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下となった場合（普通株式資本関連のトリガー事由）、または
- ・ APRAが、特定の有価証券の転換もしくは償却、または公的資金の注入（もしくは同等の支援）がなければ、当行が存続不能に陥ると判断する、と当行に通達した場合、（ANZ NZ CNの場合に、RBNZがノートの転換または償却をANZ NZに指示した場合もしくはANZ NZに対して法的管財人が指名され、ノートの転換または償却が決定された場合）（存続不能トリガー事由）。

指定されている場合、AT 1 資本商品は、以下の日に不定数のANZ普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前の平均市場株価から1 %割引後の価格に基づく）に強制的に転換される。

- ・ 指定された強制転換日、または
- ・ 条件に定義されている一定の状況下においてそれよりも早い日。

ただし、一定の転換基準を満たさない場合、強制転換は所定の期間延期される。

以下の表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在における当グループの発行済AT1資本商品の主要内容である。

			2020年	2019年
			(単位：百万ドル)	
その他Tier1資本（永久劣後債）⁽¹⁾				
ANZキャピタルノート（ANZ CN）				
AUD	1,120百万	ANZ CN1	1,119	1,118
AUD	1,610百万	ANZ CN2	1,608	1,607
AUD	970百万	ANZ CN3	967	966
AUD	1,622百万	ANZ CN4	1,614	1,612
AUD	931百万	ANZ CN5	926	925
ANZ資本証券（ANZ CS）				
USD	1,000百万	ANZ資本証券	1,499	1,481
ANZ NZキャピタルノート（ANZ NZ CN）				
NZD	500百万	ANZ NZキャピタルノート	463	462
その他Tier1資本合計⁽²⁾			8,196	8,171

(1) 帳簿価額（発行費用控除後）

(2) 適格その他Tier1資本の一部を成す（注記23「資本管理」を参照のこと）。

ANZキャピタルノート（ANZ CN）

	CN1	CN2	CN3
発行体	ANZ	ANZ	ANZ（ニュージーランド支店を通じて発行）
発行日	2013年8月7日	2014年3月31日	2015年3月5日
発行額	1,120百万ドル	1,610百万ドル	970百万ドル
額面価額	100ドル	100ドル	100ドル
配当の頻度	半期毎に後払い	半期毎に後払い	半期毎に後払い
配当率	変動レート：（180日物銀行手形レート+3.4%）×（1－オーストラリア法人税率）	変動レート：（180日物銀行手形レート+3.25%）×（1－オーストラリア法人税率）	変動レート：（180日物銀行手形レート+3.6%）×（1－オーストラリア法人税率）
発行体による繰上償還または転換オプション	2021年9月1日	2022年3月24日	2023年3月24日
強制転換日	2023年9月1日	2024年3月24日	2025年3月24日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり	あり
2020年度帳簿価額（発行費用控除後）	1,119百万ドル （2019年度：1,118百万ドル）	1,608百万ドル （2019年度：1,607百万ドル）	967百万ドル （2019年度：966百万ドル）

	CN4	CN5
発行体	ANZ	ANZ
発行日	2016年9月27日	2017年9月28日
発行額	1,622百万ドル	931百万ドル
額面価額	100ドル	100ドル
配当の頻度	四半期毎に後払い	四半期毎に後払い
配当率	変動レート：(90日物銀行手形レート+4.7%) x (1 - オーストラリア法人税率)	変動レート：(90日物銀行手形レート+3.8%) x (1 - オーストラリア法人税率)
発行体による繰上償還または転換オプション	2024年3月20日	2025年3月20日
強制転換日	2026年3月20日	2027年3月20日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり
2020年度帳簿価額(発行費用控除後)	1,614百万ドル (2019年度：1,612百万ドル)	926百万ドル (2019年度：925百万ドル)

ANZ資本証券 (ANZ CS)

発行体	ANZ (ロンドン支店を通じて発行)
発行日	2016年6月15日
発行額	1,000百万米ドル
額面価額	最低券面単位200,000米ドルで、それを超える場合の超過額は1,000米ドルの整数倍
利払の頻度	半期毎に後払い
金利	2026年6月15日まで年利6.75%の固定金利。2026年6月15日およびその5年毎の応当日に、5年物米ドルスワップレート仲値+5.168%の変動金利に再設定
発行体による繰上償還オプション	2026年6月15日およびその5年毎の応当日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
2020年度帳簿価額(発行費用控除後)	1,499百万ドル (2019年度：1,481百万ドル)

ANZ NZキャピタルノート (ANZ NZ CN)

発行体	ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド (ANZ NZ)
発行日	2015年3月31日
発行額	500百万ニュージーランドドル
額面価額	1 ニュージーランドドル
利払の頻度	四半期毎に後払い
金利	2020年5月25日まで年利7.2%の固定金利。2020年5月にニュージーランド3か月物銀行手形レート+3.5%の変動金利にレート再設定。 利息の支払いは、ANZ NZの完全裁量を条件とし、支払いのための一定の条件 (APRAとRBNZの要件を含む) の適用を受ける。
発行体による繰上償還オプション	このオプションは2020年5月25日に行使されず、消滅した ⁽¹⁾ 。
強制転換日	2022年5月25日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
2020年度帳簿価額 (発行費用控除後)	463百万ドル (2019年度: 462百万ドル)

- (1) RBNZは、ニュージーランドで設立された登録銀行 (ANZ NZを含む) に、現時点で資本商品を償還すべきでないと通知した。そのため、ANZ NZは2020年5月にその500百万ニュージーランドドルのキャピタルノートを償還することができなかったが、これらのキャピタルノートのクーポン支払いを継続することは可能である。ANZ NZが2020年5月にその転換オプションを行使しなかったため、特定の条件を前提として2022年5月に不定数のANZBGL株式に転換されることが、キャピタルノートの条件に規定されている。

TIER 2 資本

転換可能期限付劣後債はバーゼル3に全面的に準拠した商品である。存続不能のトリガー事由が発生した場合、転換可能期限付劣後債は、ANZ普通株式に直ちに転換される（所定の転換株数を上限として、転換直前の平均市場価格から1%割引後の価格に基づく）。

APRAは、300百万米ドルの永久劣後債について、バーゼル3自己資本規制の移行期間終了時（2021年12月）までバーゼル3の移行措置を認めている。

以下の表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在における当グループのTier 2 資本劣後債を示している。

通貨	額面価額	満期日	次回繰上償還可能日 —APRAの事前承認を条 件とする	金利	存続不能の トリガー事由	2020年 (単位：百万ドル)	2019年
バーゼル3自己資本規制の移行措置適用劣後債（永久債）							
USD	300百万	永久債	半年毎の利払日	変動金利	なし	422	444
バーゼル3自己資本規制の移行措置適用劣後債合計						422	444
バーゼル3に全面的に準拠した転換可能劣後債（期限付）							
USD	800百万	2024年	該当なし	固定金利	あり	1,225	1,250
人民元	2,500百万	2025年	2020年	固定金利	あり	-	519
シンガポールドル	500百万	2027年	2022年	固定金利	あり	529	544
AUD	200百万	2027年	2022年	固定金利	あり	200	200
JPY	20,000百万	2026年	該当なし	固定金利	あり	270	281
AUD	700百万	2026年	2021年	変動金利	あり	700	700
USD	1,500百万	2026年	該当なし	固定金利	あり	2,253	2,229
JPY	10,000百万	2026年	2021年	固定金利	あり	133	137
JPY	10,000百万	2028年	2023年	固定金利	あり	133	137
AUD	225百万	2032年	2027年	固定金利	あり	225	224
AUD	1,750百万	2029年	2024年	変動金利	あり	1,750	1,750
EUR	1,000百万	2029年	2024年	固定金利	あり	1,657	-
AUD	265百万	2039年	該当なし	固定金利	あり	265	-
USD	1,250百万	2030年	2025年	固定金利	あり	1,859	-
AUD	1,250百万	2031年	2026年	変動金利	あり	1,244	-
バーゼル3に全面的に準拠した劣後債合計						12,443	7,971
Tier 2 資本合計⁽¹⁾⁽²⁾						12,865	8,415

(1) 帳簿価額（発行費用控除後）

(2) 適格Tier 2 資本の一部を成す（注記23「資本管理」を参照のこと）。

認識および測定

発行済社債は、損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている場合を除き、償却原価で測定される。当グループがヘッジ関係を指定して公正価値ヘッジ会計を開始した場合、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値は、当該社債の帳簿価額の調整に反映される。支払利息は、実効金利法を用いて計上される。

資本に基づいた転換条項（すなわち、普通株式資本関連のトリガー事由または存続不能のトリガー事由）を持つ劣後債は、別個に損益を通じて公正価値で会計処理される組込デリバティブを含んでいるとみなされる。これらのトリガー事由を受けた転換にあたり発行される株式の金額は、最大転換数に左右されることから組込デリバティブが生じるが、トリガー事由の発生可能性が低いことを鑑み、報告日現在の評価額は重要な金額ではない。

16. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当グループの事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当グループの主要な重大リスクの重要な部分を占めている。

当グループは、当グループに影響を及ぼすすべての主要な重大リスクの詳細および当グループのリスク管理活動についての詳細な情報を、ガバナンスおよびリスク管理の項で開示している。

本注記では、当グループの財務リスク管理の方針、プロセスおよび主要な財務リスクと関連する定量的開示を詳述している。

主な重要財務リスク	本リスクに適用される主要な項目
概要	リスク管理の枠組みの概要
信用リスク 以下の結果発生する財務的損失のリスク。 - 取引相手がその債務の履行を怠る。 - 取引相手の信用の質が悪化し、結果として財務的損失をもたらす。 信用リスクには、当グループが、気候変動、法律、規制もしくは政府あるいは規制当局によって採用されるその他の政策(カーボンプライシングおよび気候変動への適応もしくは軽減政策を含む)の変化から影響を受けるおそれのある顧客への貸付に伴うリスクを取り入れている。	- 信用リスクの概要、管理および管理責任 - 信用リスクの最大エクスポージャー - 信用の質 - 信用リスクの集中 - 担保管理
市場リスク 以下により発生する当グループの利益に対するリスク。 - 金利、為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動 - 債券価格、コモディティ価格または株価の変動	- 市場リスクの概要、管理および管理責任 - 市場リスクの測定 - トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク - FVOCIで測定するものとして指定された持分証券 - 外国為替リスク—構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 当グループが、期日到来時に、以下を含む支払義務を履行することができないリスク。 - 預金の払戻しまたは満期を迎えるホールセール債務 - 当グループの増加資産に対する資金調達能力の不足	- 流動性リスクの概要、管理および管理責任 - 流動性リスクについての重要な測定分野 - 流動性リスクの結果 - 当グループの負債の契約上の期日までの期間別分析

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号「金融商品：開示」（「AASB第7号」）に基づいて義務付けられる財務上の開示内容を理解するための手助けとなることを目的としている。この概要は、ガバナンスおよびリスク管理の項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組み（RMF）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（BRC）に、当グループのリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当グループの戦略目的を承認する。

- ・ ANZが戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（RAS）
- ・ ANZのリスク管理戦略およびこの戦略を実施するRMFの主要な要素を記述した、リスク管理戦略（RMS）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFのそれぞれのリスクへの対応方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、ANZが重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当グループは、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解しており、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。ANZにおいては、リスクは各従業員が責任を担う。

当グループは、以下の職務を担うチーフ・リスク・オフィサーが率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う
- ・ ANZのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（BAC）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ リスク管理の枠組みへの遵守とリスク管理の枠組みの有効性を確保することを目的とした、当グループのRMFの年次評価を独立した立場から行う。
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性を確保することを目的とした、3年ごとの包括的なレビューを実施する。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび／または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および管理責任

顧客に対する信用供与は、当グループの利益の主要源泉の一つである。この活動は主要リスクでもあるため、当グループはその管理に多大な資源を振り向けている。当グループは、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当グループの信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当グループ全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略の設定
- ・ 執行経営陣の裁量を超える与信取引の承認

当グループは、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（PD）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当グループの評価を反映した顧客の信用格付け（CCR）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	元本および利息の返済、予想される与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時での予想貸借対照表エクスポージャー
デフォルト時損失率（LGD）	AからGまでの担保指標（SI）で表される。SIは、顧客のデフォルト時に当グループが現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業向け貸付については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。

当グループの信用リスク専門家のチームは、当グループのPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当グループの日々の信用リスク管理上の決定が行われている。

ANZが与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付	リテールおよび一部の小規模企業向け貸付
格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。	スコアリング（アプリケーション上および行動パターンの）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価に委ねられる。

当グループでは、金融資産の信用度を管理するために、当グループの内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当グループのCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ 格付け	スタンダード・ アンド・プアーズ 格付け
信用度が高い	CCR 0+から4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+から6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+から8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8-から10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

本注記の目的上、貸借対照表上で売却目的保有資産として表示されている資産は、各貸借対照表の区分に再配分されている。

以下の表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当グループの帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーのポジションを示したものである。

	報告金額		除外項目 ⁽¹⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
			(単位：百万ドル)			
貸借対照表勘定	617,093	615,258	-	-	617,093	615,258
正味貸付金および前渡金						
その他金融資産：						
現金および現金同等物	107,923	81,621	1,514	1,186	106,409	80,435
ANZの未収決済残高	7,541	3,739	7,541	3,739	-	-
支払担保	14,308	15,006	-	-	14,308	15,006
売買目的有価証券	50,913	44,088	5,698	6,199	45,215	37,889
デリバティブ金融商品	135,331	120,667	-	-	135,331	120,667
投資有価証券						
－償却原価で測定される 負債証券	6,816	5,999	-	-	6,816	5,999
－FVOCIで測定される負債 証券	85,460	76,489	-	-	85,460	76,489
－FVOCIで測定される 持分証券	1,062	1,221	1,062	1,221	-	-
－FVTPLで測定される負債 証券	53	-	-	-	53	-
規制上の預け金	801	879	-	-	801	879
その他金融資産 ⁽²⁾	2,407	3,619	-	-	2,407	3,619
その他金融資産合計	412,615	353,328	15,815	12,345	396,800	340,983
小計	1,029,708	968,586	15,815	12,345	1,013,893	956,241
帳簿外のポジション						
未実行および条件付与信枠 ⁽³⁾	266,716	253,123	-	-	266,716	253,123
合計	1,296,424	1,221,709	15,815	12,345	1,280,609	1,209,364

(1) 現金および現金同等物のうちの紙幣および硬貨ならびに銀行預金、ANZの未収決済残高のうちの約定日基準の資産、売買目的有価証券のうちの持分証券および貴金属のエクスポージャー、投資有価証券のうちの持分証券は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) その他金融資産は、主に未収利息および支払承諾で構成されている。

(3) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行関連の偶発債務を、一括評価および個別評価予想信用損失引当金を控除して含めている。

信用の質

以下の表は、担保またはその他の信用補完の影響を考慮しないステージごとの当グループの内部格付に基づいて、当グループの信用リスク・エクスポージャーの内訳を示したものである。

正味貸付金および前渡金

2020年				
ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
		一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)				
信用度が高い	395,608	18,262	-	413,870
受入れ可能	133,558	37,577	-	171,135
信用度が低い	8,461	16,850	-	25,311
デフォルト	-	-	4,762	7,018
償却原価で測定される貸付金および前渡金、総額	537,627	72,689	4,762	617,334
ECL引当金	(1,204)	(2,465)	(461)	(4,981)
償却原価で測定される貸付金および前渡金、純額	536,423	70,224	4,301	612,353
引当率	0.22%	3.39%	9.68%	0.81%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金				3,938
前受収益				(66)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ				
実行手数料				868
正味帳簿価額				617,093
2019年				
ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
		一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)				
信用度が高い	425,113	18,597	-	443,710
受入れ可能	121,030	28,445	-	149,475
信用度が低い	7,138	10,373	-	17,511
デフォルト	-	-	4,699	6,677
償却原価で測定される貸付金および前渡金、総額	553,281	57,415	4,699	617,373
ECL引当金	(927)	(1,378)	(413)	(3,509)
償却原価で測定される貸付金および前渡金、純額	552,354	56,037	4,286	613,864
引当率	0.17%	2.40%	8.79%	0.57%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金				922
前受収益				(398)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ				
実行手数料				870
正味帳簿価額				615,258

償却原価で測定される投資有価証券－負債証券

2020年					
ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計	
		一括評価	個別評価		
		(単位：百万ドル)			
信用度が高い	5,594	-	-	-	5,594
受入れ可能	1,067	175	-	-	1,242
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
償却原価で測定される投資有価証券					
一負債証券、総額	6,661	175	-	-	6,836
ECL引当金	(20)	-	-	-	(20)
償却原価で測定される投資有価証券					
一負債証券、純額	6,641	175	-	-	6,816
引当率	0.30%	0.00%	-	-	0.29%

2019年					
ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計	
		一括評価	個別評価		
		(単位：百万ドル)			
信用度が高い	4,798	-	-	-	4,798
受入れ可能	707	507	-	-	1,214
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
償却原価で測定される投資有価証券					
一負債証券、総額	5,505	507	-	-	6,012
ECL引当金	(12)	(1)	-	-	(13)
償却原価で測定される投資有価証券					
一負債証券、純額	5,493	506	-	-	5,999
引当率	0.22%	0.20%	-	-	0.22%

FVOCIで測定される投資有価証券－負債証券

	2020年				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	85,287	-	-	-	85,287
受入れ可能	173	-	-	-	173
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
FVOCIで測定される投資有価証券－負債証券	85,460	-	-	-	85,460
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(10)	-	-	-	(10)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

	2019年				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	76,218	-	-	-	76,218
受入れ可能	271	-	-	-	271
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
FVOCIで測定される投資有価証券－負債証券	76,489	-	-	-	76,489
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(8)	-	-	-	(8)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

その他金融資産

	2020年		2019年	
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
信用度が高い		293,171		248,020
受入れ可能		10,724		10,060
信用度が低い		628		415
デフォルト		1		-
帳簿価額合計		304,524		258,495

帳簿外のコミットメントー未実行および条件付与信枠

	2020年				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	171,979	3,045	-	-	175,024
受入れ可能	22,983	3,972	-	-	26,955
信用度が低い	1,123	1,132	-	-	2,255
デフォルト	-	-	144	203	347
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、総額	196,085	8,149	144	203	204,581
その他引当金に含まれるECL引当金					
(注記21参照)	(596)	(239)	(23)	(40)	(898)
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、純額	195,489	7,910	121	163	203,683
引当率	0.30%	2.93%	15.97%	19.70%	0.44%
ECLの対象外の未実行および条件付与信枠 ⁽¹⁾					63,033
未実行および条件付与信枠、純額					266,716

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当グループは、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当グループはまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および 前渡金		その他金融資産		簿外信用関連の コミットメント		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
(単位：百万ドル)								
農業、林業、漁業								
および鉱業	36,458	38,562	1,092	1,070	17,188	18,424	54,738	58,056
ビジネスサービス	8,642	8,449	172	168	6,506	6,976	15,320	15,593
建設	5,807	6,711	44	65	6,679	6,697	12,530	13,473
電力、ガス、水道供給	5,881	6,599	2,386	2,008	8,663	7,087	16,930	15,694
娯楽、レジャー								
および観光	13,179	12,780	600	699	4,114	3,446	17,893	16,925
金融、投資および保険	51,857	55,344	279,468	247,351	48,537	41,874	379,862	344,569
政府および公的機関	4,645	3,388	98,017	75,066	1,968	2,524	104,630	80,978
製造業	25,163	23,796	2,306	2,932	41,114	44,091	68,583	70,819
個人ローン	361,459	351,894	1,170	1,754	50,433	54,429	413,062	408,077
不動産業	50,406	46,721	2,044	1,905	27,992	17,216	80,442	65,842
小売業	10,739	13,078	231	242	9,602	7,086	20,572	20,406
運輸および倉庫	12,657	13,583	1,280	1,194	8,587	8,269	22,524	23,046
卸売業	11,816	15,177	2,649	3,141	19,494	20,283	33,959	38,601
その他	22,563	22,213	5,361	3,401	16,737	15,389	44,661	41,003
総計	621,272	618,295	396,820	340,996	267,614	253,791	1,285,706	1,213,082
ECL引当金	(4,981)	(3,509)	(20)	(13)	(898)	(668)	(5,899)	(4,190)
小計	616,291	614,786	396,800	340,983	266,716	253,123	1,279,807	1,208,892
前受収益	(66)	(398)	-	-	-	-	(66)	(398)
資産計上された仲介 手数料/モーゲージ 実行手数料	868	870	-	-	-	-	868	870
信用リスクの最大 エクスポージャー	617,093	615,258	396,800	340,983	266,716	253,123	1,280,609	1,209,364

担保管理

当行は、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために担保を利用している。十分な担保が設定されている場合は、予想信用損失は認識されない。これは主に、特定の貸付商品に対応する投資が担保に供され、これにマージンローンが利用されている場合、および売戻条件付契約の場合である。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。当期中に、当グループの担保方針に変更はなかった。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金	
貸付金－住宅ローンおよび個人ローン	住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。 個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。
貸付金－企業向け貸付金	企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。 適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。
その他金融資産	
売買目的有価証券、投資有価証券、デリバティブおよびその他金融資産	売買目的有価証券については、当行は発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。 デリバティブに関する取引相手のデフォルトの際に、当行は通常、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約に基づいて、当該取引相手とのすべての契約を解約し、デフォルト発生時点の市場水準で純額決済する。 当行は、また、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションが集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換するISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）の利用を優先的な慣行としている。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、ANZのポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される）。
帳簿外のポジション	
未実行および条件付与信枠	帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産および／または事業資産を担保にした事業融資などがある。

下表は、当グループが保有する担保の見積価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用エクスポージャー		担保の価値総額		信用エクスポージャーの無担保分	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)					
正味貸付金および前渡金	617,093	615,258	510,995	490,188	106,098	125,070
その他金融資産	396,800	340,983	45,246	31,898	351,554	309,085
帳簿外のポジション	266,716	253,123	51,361	48,225	215,355	204,898
合計	1,280,609	1,209,364	607,602	570,311	673,007	639,053

市場リスク

市場リスクの概要、管理および管理責任

市場リスクは当グループのトレーディング活動、貸借対照表管理活動、金利、外国為替相場、信用スプレッドの変動または相関の影響、および債券、コモディティまたは株式の価格のボラティリティから生じる。

BRCは、市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任を、信用および市場リスク委員会（CMRC）ならびにグループ資産負債委員会（GALCO）へ委譲している。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、グループレベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は、大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。 1. 通貨リスクー外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスクー市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスクーベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスクーコモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスクー株価の変動から発生する潜在的損失。	トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、金利マージンの実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。

市場リスクの測定

当行は、主にバリュー・アット・リスク（VaR）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当グループの潜在的な1日の損失を計測する。

当グループでは、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当行は、以下の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。

- ・ 標準的VaRを算出するために、過去500営業日
- ・ ストレス下のVaRを算出するために1年間のストレス下の期間

トレーディングに起因するVaRおよびトレーディングに起因しないVaRは、1日および10日の保有期間を用いて算出されている。ストレス下のVaRについては、10日間の保有期間を用いる。当グループのVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

ANZはVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということ意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

以下の表は、リスク・カテゴリー別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	2020年				2019年			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%の トレーディングに 起因するVaR								
外国為替	2.0	6.1	1.2	3.1	1.4	9.5	1.2	4.1
金利	9.6	13.8	3.3	7.2	3.6	10.4	3.6	5.8
クレジット	13.9	17.1	1.8	8.6	5.1	5.4	1.2	3.1
コモディティ	3.0	4.7	1.3	2.6	1.6	3.9	1.4	2.2
資本	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果 ⁽¹⁾	(10.9)	該当なし	該当なし	(8.0)	(5.5)	該当なし	該当なし	(7.2)
VaR合計	17.6	31.9	5.7	13.5	6.2	13.4	5.1	8.0

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当グループの銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当グループが十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当グループの将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債および資産の投資である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1％変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、グループ合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	2020年				2019年			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%の トレーディングに 起因しないVaR								
オーストラリア	60.8	60.8	18.8	33.4	22.7	22.7	16.4	18.9
ニュージーランド	26.3	26.3	9.4	15.2	9.6	9.6	7.1	8.0
アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ	29.4	30.2	17.8	24.2	17.6	17.7	12.9	16.1
分散効果 ⁽¹⁾	(61.4)	該当なし	該当なし	(29.5)	(17.8)	該当なし	該当なし	(14.8)
VaR合計	55.1	58.3	31.5	43.3	32.1	32.1	25.2	28.2

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当グループは、例外的な事象が当グループの市場リスク・エクスポージャーに与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1％平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下記の表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。正数の場合は、金利の上昇が向こう12か月間の純利息収益に正の影響を与えることを示している。

	2020年	2019年 ⁽¹⁾
1％の金利変動の影響		
期末現在	1.25%	1.19%
最大エクスポージャー	1.61%	1.19%
最低エクスポージャー	0.52%	0.33%
平均エクスポージャー（絶対値）	1.01%	0.69%

(1) 過去の期間の数値は、IRRモデルの改善を反映して修正再表示されている。

FFVOCIで測定するものとして指定された持分証券

当グループの投資有価証券には、主に長期の戦略的な理由で保有している投資で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当グループのVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当グループは定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資が注記11「投資有価証券」で記述している認識および測定の方針に基づいて適切に測定されているかを評価している。

外国為替リスク－構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当グループは外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

適切とみなされた場合には、当グループは大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済的ヘッジを実施する。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率に対する為替相場変動の影響が最小化されることを確保することである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクの概要、管理および管理責任

流動性リスクは、以下のいずれかのリスクである。

- ・ 当グループが、支払義務の期日が到来した際に、当該義務を履行することができない（預金の払戻しまたはホールセール債務の満期を含む）。
- ・ 当グループの資産の増加に対応するための適切な金額、期間および構成の資金調達および流動性を有していない。

流動性および資金調達リスクの管理は、GALCOによって監視されている。当グループの流動性および資金調達リスクは、BRCにより承認された一連の原則により管理され、当該原則には以下が含まれている。

- ・ すべての支払債務を短期に履行する能力を維持すること。
- ・ 短期から中期にわたって金銭的債務を履行するため、各現場とグループ全体の双方で、一連のANZ固有の流動性ストレス・シナリオと一般的な市場流動性ストレス・シナリオ下の「サバイバル期間」基準を確実に満たすこと。
- ・ 流動性リスクおよび資金調達リスク・プロファイルに対して長期的な耐性を確保するために、グループの貸借対照表構造の健全性を維持すること。
- ・ 各国の規制要件に準拠した流動性管理の枠組みを確保すること。
- ・ 当グループのポジションを数値化するために、日次の流動性報告書とシナリオ分析を作成すること。
- ・ 投資家の種類、満期、資金源および通貨による過度の集中を避けるために多様な資金調達基盤を対象とすること。
- ・ 資金調達状況の悪化に対処し、日々の業務を支えるために、質の高い流動資産を組み入れたポートフォリオを保有すること。
- ・ 様々な流動性に関する危機的事象に備えるための詳細な危機管理計画を策定すること。

流動性リスクについての重要な測定分野

資金調達源のシナリオのモデル化

ANZの流動性リスク選好度は、一連の規制および取締役会が義務付ける内部流動性測定基準で定められる。この測定基準は、異なった期間および深刻度に関する一連のシナリオを扱っている。

この枠組みの重要な構成要素は、流動性カバレッジレシオ（LCR）であり、これはAPRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期的流動性ストレス・シナリオである。LCR要件に準拠するための対応のひとつとして、当グループは、オーストラリア準備銀行（RBA）との間で流動性供給枠（CLF）を設定した。CLFは、オーストラリアにおいて、利用可能な質の高い流動資産（HQLA）の不足を埋め合わせ、代替的な形態の臨時的な流動性を提供するために確立された。適格なオーストラリアの公認預金受入機関が利用できるCLFの合計金額は、APRAにより毎年設定される。2020年1月1日より、ANZのCLFは357億ドルである（2019年12月末：480億ドル）。

流動資産

過酷なストレス環境において当グループの流動性ポジションを保護し、また、規制要件を遵守するために、当グループは高品質で処分制約のない流動性資産ポートフォリオを保有している。HQLAは、バーゼル3のLCR要件と一致して、3つのカテゴリーで構成されている。

- ・ HQLA 1：現金、および信用度が最も高い政府、中央銀行または公的機関の証券で中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適格とされるもの
- ・ HQLA 2：信用度の高い政府、中央銀行または公的機関の証券、質の高い社債および質の高いカバード・ボンドで、中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適格とされるもの
- ・ 代替的流動資産（ALA）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（RBNZ）が国内市場の操作に使用できる適格証券

流動性リスクの結果⁽¹⁾

流動性カバレッジレシオ

2020年度のANZの流動性カバレッジレシオ（「LCR」）の平均は、2019年度の平均140%より低下し、139%となり規制の最低要件である100%を上回っている。

正味安定資金調達比率

2020年9月30日現在のANZの正味安定資金調達比率（「NSFR」）は124%（2019年9月30日：116%）で、規制の最低要件である100%を上回っている。

- (1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。流動性カバレッジレシオおよび正味安定資金調達比率は、IFRSで求められる開示に含まれておらず、当グループのAPS第330号「開示」の一部として開示され、オーストラリア基準（「ASRS」）第4400号「合意された手続 - 発見事項の報告業務」に準拠する特定のレビュー手続の対象となっている。

流動性危機管理計画

当グループは、ひとつの国およびグループ全体を対象とした流動性を脅かす事態の分析および対処するための、APRA承認の流動性危機管理計画を整備している。主要な流動性危機管理計画の要件およびガイドラインは以下のとおりである。

事業継続の管理	早期の兆候/軽度のストレス	深刻なストレス
- 危機／深刻度の度合いの設定 - 流動性限度額 - 早期警告指標	- 監視およびレビュー - 事業の合理化を必要としない経営措置	- 能動的臨時資金調達計画 - 資産および負債の動きを変更する経営措置
内外向けコミュニケーション担当の割当ておよびコミュニケーションの適切な時期		

ストレス事象の正確な内容を事前に知ることはできないため、当グループはストレス事象の内容および深刻度に応じて柔軟性を持たせた計画を設計しており、複数の代替によりいかなる計画にも適応可能にしている。

当グループの資金調達

当グループは、資金調達の構成と安定性が、当グループの資金調達リスク選好度の範囲内にとどまるよう監視している。この手法は、当グループ資産の適切な割合が、顧客預金、長期ホールセール資金調達（残存期間が1年を超えるもの）、および資本等の安定した資金源で確実に調達されるようにしている。

作成された資金調達計画	資金調達計画作成における検討事項
- 年次で作成される3か年戦略計画 - 予算プロセスの一環としての年次資金調達計画 - 年次計画の調整としての、実績を考慮した予測	- 顧客の貸借対照表の成長 - ホールセール資金調達（優先債、担保付債券、劣後債、およびハイブリッド証券の取引に関して目標とされる資金調達額、市場、投資家、期間および通貨を含む）ならびに市場の状況の変化

RBAのターム資金供給ファシリティ

2020年3月、RBAは、新たな資金源としてオーストラリアの企業部門への貸付を支援するための銀行システム向けターム資金供給ファシリティ（「TFF」）を発表した。TFFは、ADIに対する0.25%の固定金利の3年間の有担保の資金供給ファシリティである。APRAは、TFFが流動性カバレッジレシオ（「LCR」）および正味安定資金調達比率（「NSFR」）の算定に含めるための適格性を有すると決定した。ADIは、オーストラリアの家計および企業に対するその既存の与信残高の3%まで当初の資金提供を受けることが可能で、企業、特に小規模および中規模の企業に対する貸付を増加させた場合には追加的な資金提供を受けることができる。

2020年9月30日現在、ANZはその当初のTFF枠120億ドルから120億ドルの提供を受け、その追加的TFF枠60億ドルの利用額はゼロとなっている。

当グループの負債の契約上の残存期間別分析

以下の表は、9月30日現在の売買目的保有として再分類された金融負債を含む、金融負債の契約上の残存期日別分析を、関連する期日のグループごとに示している。すべての発行済社債および劣後債の期日は、当グループが支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、「3か月未満」の区分で報告されている。満期日が定められていない他のすべての項目は、「5年超」の区分に含まれている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。本注記の目的上、貸借対照表上で売却目的保有負債として表示されている負債は、各貸借対照表の区分に再配分されている。

これは当グループがどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。このリスクの管理については179ページ（訳注：原文のページ番号である。）で詳述している。

2020年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	22,241	-	-	-	22,241
受取担保	9,304	-	-	-	9,304
預金およびその他の借入金	576,506	90,241	18,025	159	684,931
支払承諾	449	-	-	-	449
発行済社債 ⁽¹⁾	5,174	26,642	78,181	16,948	126,945
デリバティブ負債（貸借対照表管理目的保有を除く） ⁽²⁾	123,865	-	-	-	123,865
リース負債 ⁽³⁾	72	248	809	390	1,519
デリバティブ資産および負債（貸借対照表管理） ⁽⁴⁾					
－資金調達					
流入	(11,170)	(21,569)	(69,594)	(18,243)	(120,576)
流出	10,856	20,206	66,455	17,403	114,920
－その他貸借対照表管理					
流入	(75,098)	(40,956)	(9,738)	(8,512)	(134,304)
流出	75,226	40,401	10,031	7,271	132,929
2019年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	10,838	29	-	-	10,867
受取担保	7,929	-	-	-	7,929
預金およびその他の借入金	530,392	102,731	7,657	100	640,880
支払承諾	760	-	-	-	760
発行済社債 ⁽¹⁾	7,948	18,985	95,632	17,886	140,451
デリバティブ負債（貸借対照表管理目的保有を除く） ⁽²⁾	108,501	-	-	-	108,501
デリバティブ資産および負債（貸借対照表管理） ⁽⁴⁾					
－資金調達					
流入	(27,588)	(29,128)	(82,588)	(22,238)	(161,542)
流出	26,778	26,594	77,686	21,190	152,248
－その他貸借対照表管理					
流入	(85,489)	(26,218)	(11,632)	(1,893)	(125,232)
流出	85,887	26,980	13,071	2,311	128,249

- (1) 繰上償還可能なホールセール社債の満期は次の繰上償還日としている。5年超の残高には、当行の選択により、現金または株式で決済することができる劣後債務商品および永久債が含まれている。
- (2) デリバティブ負債（貸借対照表管理目的保有を除く）の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。
- (3) 2019年10月1日のAASB第16号の適用により、リース負債17億ドルが支払債務およびその他の負債に計上された。比較情報は修正再表示されていない。詳細は、注記1を参照のこと。
- (4) ヘッジ関係に指定された4,484百万ドル（2019年度：4,173百万ドル）および売買目的保有に分類されているが当グループのバランスシート活動の一部を成す6,362百万ドル（2019年度：8,277百万ドル）のデリバティブを含む。

2020年9月30日現在、当グループが支払を求められる可能性のある最も早い日に基づく、227,819百万ドル（2019年度：209,341百万ドル）の当グループの未実行与信枠および39,795百万ドル（2019年度：44,451百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

17. 金融資産および金融負債の公正価値

当グループは、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。また、当グループは、公正価値で測定する売買目的保有に分類される資産（売却費用控除後）を保有している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

評価

当グループは、公正価値の正確な計算、報告、統制を確実なものとするために、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みは以下の機能を含んでいる。

- ・ 公正価値を適切に算定することが可能な商品のみ、外部顧客および取引相手との取引が承認される。
- ・ 金融商品を評価する際に用いる市場相場価格は、外部の価格提供者からの情報によって独立して検証される。
- ・ 公正価値評価手法およびインプットは、取引を実行する当事者から独立した部門により評価および承認される。
- ・ 公正価値の変動は、独立して監視され、公正価値を裏付ける関連要因を参照することによって説明される。
- ・ 評価調整（資金調達評価調整、信用評価調整およびビッド・オファー調整など）は、独立して検証され、監視される。

当グループが相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、当グループはAASB第13号「公正価値測定」（AASB第13号）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値を測定する。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当グループは、以下のように、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・ 当該商品のキャッシュフローを著しく変更する可能性がある、分離可能な組込デリバティブを含んでいる場合、または
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために取得されたもの）を、損益を通じて公正価値で測定することから生じる。

当グループのアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に純損益で確実に認識されるようにしている。

また、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当グループは、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債の活発な市場における市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品：	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法が使用される。活発な市場で売買されていない持分商品については、比較可能な会社の株価収益率を用いて測定される場合がある。
- 売買目的有価証券	
- 空売り有価証券	
- デリバティブ金融資産および金融負債	
- 投資有価証券	
以下に分類される金融商品：	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・カーブが適切な債務の市場金利を用いて割り引かれる場合に使用される割引キャッシュフロー法。
- 正味貸付金および前渡金	
- 預金およびその他の借入金	
- 発行済社債	
売却目的保有資産および負債	取引費用控除前の予想売却価格に基づいた評価

金融資産および金融負債の分類

以下の表は、測定基準に基づいた金融資産および金融負債の区分および貸借対照表で報告されている帳簿価額を記載している。

注記	2020年			2019年			
	償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)						
金融資産							
現金および現金同等物	8	107,923	-	107,923	81,621	-	81,621
ANZの未収決済残高		7,541	-	7,541	3,739	-	3,739
支払担保		14,308	-	14,308	15,006	-	15,006
売買目的有価証券	9	-	50,913	50,913	-	43,169	43,169
デリバティブ金融商品	10	-	135,331	135,331	-	120,667	120,667
投資有価証券	11	6,816	86,575	93,391	5,999	77,710	83,709
正味貸付金および前渡金	12	613,155	3,938	617,093	614,336	922	615,258
規制上の預け金		801	-	801	879	-	879
売却目的保有資産 ⁽¹⁾		-	-	-	-	1,420	1,420
その他金融資産		2,407	-	2,407	3,118	-	3,118
合計		752,951	276,757	1,029,708	724,698	243,888	968,586
金融負債							
ANZの未払決済残高		22,241	-	22,241	10,867	-	10,867
受取担保		9,304	-	9,304	7,929	-	7,929
預金およびその他の借入金	14	679,255	3,078	682,333	635,376	2,301	637,677
デリバティブ金融商品	10	-	134,711	134,711	-	120,951	120,951
売却目的保有負債 ⁽¹⁾		-	-	-	-	1,914	1,914
支払債務およびその他の負債		5,285	3,843	9,128	5,377	2,591	7,968
発行済社債	15	117,509	2,159	119,668	127,102	2,589	129,691
合計		833,594	143,791	977,385	786,651	130,346	916,997

(1) 売却目的保有資産および売却目的保有負債は、金融商品である売却目的保有の資産または負債のみを含む。

公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号の要求に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2－類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3－資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)							
資産								
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	44,004	37,768	6,909	5,401	-	-	50,913	43,169
デリバティブ金融商品	681	365	134,588	120,241	62	61	135,331	120,667
投資有価証券 ⁽¹⁾	85,330	76,000	137	499	1,108	1,211	86,575	77,710
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	-	-	3,925	922	13	-	3,938	922
売却目的保有資産 ⁽³⁾	-	-	-	1,952	-	-	-	1,952
合計	130,015	114,133	145,559	129,015	1,183	1,272	276,757	244,420
負債								
預金およびその他の借入金 ⁽²⁾	-	-	3,078	2,301	-	-	3,078	2,301
デリバティブ金融商品	1,120	881	133,536	120,018	55	52	134,711	120,951
支払債務およびその他の負債 ⁽⁴⁾	3,830	2,553	13	38	-	-	3,843	2,591
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	-	2,159	2,589	-	-	2,159	2,589
売却目的保有負債 ⁽³⁾	-	-	-	2,121	-	-	-	2,121
合計	4,950	3,434	138,786	127,067	55	52	143,791	130,553

- (1) 当年度中に、相場価格を裏付けるトレーディング活動の増加を受けて127百万ドルの資産（2019年度：ゼロ）がレベル2からレベル1に振り替えられた。当年度中のその他の重要な振替はなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。
- (2) 2019年10月1日以降、当グループは、現在では損益を通じて公正価値評価するものと指定されている一部のゴールドローンおよび預金商品の会計処理を変更した。
- (3) 売却目的保有資産および負債として分類された金額は、AASB第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、売却費用控除後の公正価値で測定される資産および負債に関するものである。表示された金額は、公正価値から売却費用は除かれているものの、会社間消去が含まれた金額を反映している。
- (4) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値評価されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

レベル3の正味残高は、1,128百万ドル（2019年度：1,220百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・ 参照資産およびデリバティブの取引相手に関する信用スプレッドとデフォルト確率が観察不能なストラクチャード・クレジット商品
- ・ 公正価値で測定することが要求され、観察可能な市場データが存在しない正味貸付金および前渡金
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するその他デリバティブ

レベル3の残高の変動は、主に当グループの天津銀行への投資を再評価したことによるものである。当期中に、レベル3からの重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能インプットであり、結果的にレベル3に分類される。

レベル3インプットの感応度

重要なインプットが市場で直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当グループが仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として評価を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって算定される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率に影響される。P/B倍率が10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の93百万ドル（2019年度：111百万ドル）の増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、レベル3インプットの変動による当グループの純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な影響を与える観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を純損益として直ちに認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

次表は、当グループにおいて償却原価で計上される金融商品の公正価値を見積もる際の基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
投資有価証券－償却原価で測定される負債証券	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、負債性金融商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値はその金融商品に関して適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当グループのホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当グループが得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金利を用いて割引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、債務商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値にはその金融商品に関してANZに適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

次の表に掲載された金融資産および金融負債は当グループの貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当グループは次の表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

	公正価値ヒエラルキーでの区分					
	償却原価		活発な市場における相場価格 (レベル1)		観察可能なインプットを使用 (レベル2)	
			2020年	2019年	2020年	2019年
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)					
金融資産						
正味貸付金および前渡金	613,155	614,336	-	-	16,161	22,629
投資有価証券	6,816	5,999	-	-	6,816	5,997
合計	619,971	620,335	-	-	22,977	28,626
金融負債						
預金およびその他の借入金	679,255	635,376	-	-	679,544	635,660
発行済社債	117,509	127,102	26,107	43,304	93,187	85,484
合計	796,764	762,478	26,107	43,304	772,731	721,144

	公正価値ヒエラルキー での区分			
	重要な観察不能な インプットを使用 (レベル3)		公正価値 (合計)	
	2020年	2019年	2020年	2019年
金融資産	(単位：百万ドル)			
正味貸付金および前渡金	597,997	592,704	614,158	615,333
投資有価証券	-	-	6,816	5,997
合計	597,997	592,704	620,974	621,330
金融負債				
預金およびその他の借入金	-	-	679,544	635,660
発行済社債	-	-	119,294	128,788
合計	-	-	798,838	764,448

重要な判断および見積り

貸借対照表日における金融資産および金融負債の帳簿価額を算定するにあたり、財務書類に計上された評価額については高度の判断および見積りを伴うことがあるため、当グループはそれらの重要な評価額の正確性を評価している。

当グループが用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。この点はCOVID-19を受けて変更されていないが、当グループは、公正価値測定の仮定における経済および市場の混乱による影響および評価インプット、特に評価調整の適切性、ならびに、公正価値ヒエラルキーにおけるエクスポージャーの分類に対する新型コロナウイルスの影響を考慮している。

特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを入力可能な場合には観察された取引価格と比較している。

評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当グループは公正価値の算定に評価調整を考慮している。当グループは市場参加者が公正価値の算定にあたり考慮するであろう要素を当グループの評価に反映するため、調整（ビッド／オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整など。注記10「デリバティブ金融商品」を参照のこと）を適用することがある。

18. 担保に供している資産および受け入れている担保物件

以下の開示からは、デリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連するものとして貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額が除かれている。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されている。

担保に供している資産

担保に供している資産には、以下の種類の商品が含まれる。

- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。
- ・ ANZのカバード・ボンド・プログラムの一環として、投資家に発行した債券および社債の担保に供された特定の住宅モーゲージ。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
- ・ 清算機関に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
買戻条件付売却証券 ⁽¹⁾	61,415	43,213
UDC担保付借入の担保として差し入れられた資産 ⁽²⁾	-	3,228
カバード・ボンドの担保として差し入れられた住宅抵当証券	28,559	30,799
その他	4,990	4,927

(1) 買戻条件付売却証券として開示されている金額には下記の両方が含まれる。

- ・ 担保として差し入れられている資産で当グループの貸借対照表に引き続き認識されるもの
- ・ 以下の開示に含まれる転質された資産

(2) UDC担保付借入は、UDCの全資産に対する担保権によって保全されている。当グループは2020年中にUDCを売却したため、現在では当グループによる開示が要求される関連する担保残高はない。

受け入れ担保物件

ANZは様々な金融商品に関連して担保を受け入れている。特定の取引では、ANZは受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
売却または転質可能な資産の公正価値	54,242	37,990
売却または転質された資産の公正価値	32,578	29,460

[次へ](#)

19. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当グループは（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

上記の条件が満たされていない場合、金融資産および金融負債は総額ベースで表示されている。

当グループは金融資産および金融負債を貸借対照表で相殺するために必要な条件を満たす契約を有していない。次の表は、相殺されていないものの、強制力のあるマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

			マスター・ネットティング契約または類似する契約の 対象となる金額			
	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ネッ ティング契約また は類似する契約の 対象とならない 金額				
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
			(単位：百万ドル)			
2020年						
デリバティブ金融資産	135,331	(3,862)	131,469	(117,982)	(6,397)	7,090
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	53,434	(5,922)	47,512	(1,566)	(45,946)	-
金融資産合計	188,765	(9,784)	178,981	(119,548)	(52,343)	7,090
デリバティブ金融負債	(134,711)	2,824	(131,887)	117,982	10,059	(3,846)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(55,716)	14,354	(41,362)	1,566	39,796	-
金融負債合計	(190,427)	17,178	(173,249)	119,548	49,855	(3,846)
			マスター・ネットティング契約または類似する契約の 対象となる金額			
	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ネッ ティング契約また は類似する契約の 対象とならない 金額				
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
			(単位：百万ドル)			
2019年						
デリバティブ金融資産	120,667	(4,019)	116,648	(103,247)	(6,378)	7,023
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	37,102	(5,299)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
金融資産合計	157,769	(9,318)	148,451	(104,661)	(36,767)	7,023
デリバティブ金融負債	(120,951)	3,145	(117,806)	103,247	10,970	(3,589)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(41,367)	17,781	(23,586)	1,414	22,172	-
金融負債合計	(162,318)	20,926	(141,392)	104,661	33,142	(3,589)

(1) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上のは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(2) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

20. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		その他の無形資産		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)							
期首残高	3,467	3,440	1,323	1,421	71	69	4,861	4,930
増加	-	-	375	421	6	-	381	421
償却費用 ⁽²⁾	-	-	(657)	(517)	(1)	-	(658)	(517)
減損費用	(77)	-	(2)	(4)	-	-	(79)	(4)
処分に基づく償却	(124)	-	-	-	-	-	(124)	-
換算差額	(2)	27	-	2	-	2	(2)	31
期末残高	3,264	3,467	1,039	1,323	76	71	4,379	4,861
取得原価 ⁽³⁾	3,341	3,467	7,300	7,068	77	75	10,718	10,610
償却／減損累計額	(77)	該当なし	(6,261)	(5,745)	(1)	(4)	(6,339)	(5,749)
帳簿価額	3,264	3,467	1,039	1,323	76	71	4,379	4,861

(1) のれんは、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) 2020会計年度下半期において、当グループはソフトウェア償却方針の適用を修正した。当グループは、加速償却費197百万ドルを計上した。

(3) 為替換算差額の影響を含む。

のれんを伴う資金生成単位（CGU）の減損テスト

2020年9月に終了した年度中に、完了した事業売却に関連してのれん124百万ドルが償却された。加えて、当グループは、経済見通しの変化の結果として、ニュージーランドにおけるマネージド投資商品であるボーナス・ボンド事業の清算を開始する意図を発表し、関連するのれん27百万ドルを償却した。以下に記載するのれん残高の減損評価を行った結果、パシフィック部門におけるのれんの減損50百万ドルにつながった。

のれんの現在の帳簿価額が減損しているか否かについて、年次でまたは潜在的減損の兆候が存在する場合に評価が行われる。減損テストの目的上、企業結合において取得したのれんは、取得日時点で、関連する企業結合のシナジー効果の恩恵を受けると予想される資金生成単位（「CGU」）に割り当てられる。これらのCGUはANZの報告セグメントに相当する。該当CGUの帳簿価額が、回収可能価額を超過している場合、のれんは減損しているとみなされる。

のれんが割り当てられるCGUの帳簿価額の決定において、当グループは、合理的かつ一貫した基礎に基づき、すべての直接資産および負債、ならびに、のれんが割り当てられるCGUの範囲外で計上されている全社資産および負債を含める。

当グループは、のれんが割り当てられた各CGUの回収可能価額を見積もるために、処分費用控除後の公正価値（「FVLCD」）アプローチを使用し、FVLCDが帳簿価額を下回る場合には使用価値（「VIU」）の評価を実施する。

2020年9月30日現在の当グループの時価総額が当グループの純資産価額を下回ったため、COVID-19に関する不確実性も考慮して、当グループは2020年9月30日現在でのれんの帳簿価額を評価した。この評価の結果は以下のとおりである。

- ・ オーストラリア・リテールおよび商業部門、ニュージーランド部門、および法人部門CGUの減損はFVLCDアプローチの下で特定されなかった。
- ・ （FVLCDを上回る）VIUベースで測定されたパシフィックCGUの回収可能価額は、関連する帳簿価額に比べ回収可能価額の不足を示した。そのため、2020年9月30日現在で減損損失50百万ドルを認識し、のれんの帳簿価額をゼロまで減額した。

処分費用控除後の公正価値

のれんが割り当てられた各CGUの回収可能価額は、市場倍率アプローチを使用して計算されるFVLCDベースで見積もられる。このアプローチの下では、各CGUの維持可能な将来収益の見積額に適切な比較対象企業の観察可能な収益倍率を適用することによって当グループのCGUのそれぞれの公正価値の見積りを決定する。その後、処分費用の見積額を控除する。評価額は、評価において使用される観察不能なインプットのために、公正価値ヒエラルキーのレベル3とみなされる。

回収可能価額がFVLCDに基づいて決定されたCGUについてFVLCDの決定に使用された経営陣のアプローチおよび重要な仮定は以下のとおりである。

重要な仮定	それぞれの重要な仮定の値（または複数の値）の決定のアプローチ												
維持可能な将来収益	各CGUの維持可能な将来収益は、以下の金額の合計として見積もられた。 - COVID-19の影響に関する経営陣の見積りが組み込まれた各CGUの2021会計年度の財務計画における業績 - のれんが割当てられたCGUの範囲外で計上された中央部門の費用の配分 2021会計年度の財務計画の業績に以下の調整を加えた。 - より長期の予想信用損失の反映 2021会計年度について計画された費用が特別な要因のために、より長期的に維持可能な水準を超える場合には、評価における1回限りの調整として、かかるより高水準な営業費用を扱うその他の特定の営業費用を標準化する。												
適用された収益倍率（P/E）（支配プレミアムを含む）	取引価格倍率： 使用されたP/E倍率は、2020年9月30日現在の比較可能な上場企業の価値評価から導き出されており、次の比較対象グループのP/E倍率の中央値（2021年度収益倍率）である。 - オーストラリア・リテールおよび商業部門CGUとニュージーランド部門CGUに関する比較対象グループは、オーストラリアに本店を有する4大銀行グループである。 - 法人部門CGUに関する比較対象グループには、オーストラリアに本店を有する4大銀行グループに加えて、国際市場で当グループと競合している特定の大手金融機関が含まれる。 ニュージーランド部門CGUおよび法人部門CGUの場合には、経営陣は、これらのCGUとの関連性がある固有の要因に対処するために比較対象グループの倍率の下方修正を行った。回収可能価額がFVLCDに基づいて決定されたANZのそれぞれのCGUについては、適用されたP/E倍率（以下に述べる30%の支配プレミアムを含む）は次のとおりである。 <table><tr><th>部門</th><th>2020年</th><th>2019年</th></tr><tr><td>オーストラリア・リテールおよび商業</td><td>16.0</td><td>17.9</td></tr><tr><td>ニュージーランド</td><td>12.7</td><td>17.8</td></tr><tr><td>法人</td><td>13.4</td><td>14.7</td></tr></table> 支配プレミアム： 支配プレミアムが適用されているが、これは、取得希望者がCGUの関連活動に対する支配の獲得に十分な所有権を得るために支払うであろうと考えられる対価の上乗せ分の認識である。各CGUに関する支配プレミアムは、過去の取引に基づいて比較対象グループのP/E倍率の30%と見積もられた。	部門	2020年	2019年	オーストラリア・リテールおよび商業	16.0	17.9	ニュージーランド	12.7	17.8	法人	13.4	14.7
部門	2020年	2019年											
オーストラリア・リテールおよび商業	16.0	17.9											
ニュージーランド	12.7	17.8											
法人	13.4	14.7											
処分費用	処分費用は、過去および最近の取引からのインプットに基づいて、CGUの公正価値の2%と見積もられた。												

FVLCODの評価結果

回収可能価額がFVLCODに基づいて決定されたCGUに関し、帳簿価額に対する回収可能価額の超過分は以下のとおりとなった。

	超過分 2020年9月30日 (単位：百万ドル)
資金生成単位	
オーストラリア・リテールおよび商業	4,539
ニュージーランド	1,201
法人	516

感応度分析

上記に記載された超過分は、以下の項目に関する判断および見積りによる影響を受ける。

- ・ 回収可能価額に関して - 維持可能な将来収益および適用されたP/E倍率（P/E倍率の決定において適用された支配プレミアムを含む）
- ・ 帳簿価額に関して - のれんが割当てられたCGUの範囲外で計上された全社資産および負債の配分

各CGUのFVLCOD見積額は、以下の場合に帳簿価額が回収可能価額を超過している可能性を引き続き示すことになる。

- ・ 適用されたP/E倍率または維持可能な将来収益の見積りのいずれかが（単独で）オーストラリア・リテールおよび商業においては13.6%、ニュージーランドにおいては8.6%、法人においては2.6%引き下げられた場合
- ・ 適用された30%の支配プレミアムがオーストラリア・リテールおよび商業においては59.5%引き下げられた場合（結果的に適用される支配プレミアムは12.1%）、ニュージーランドにおいては38.1%引き下げられた場合（結果的に適用される支配プレミアムは18.6%）、法人においては11.4%引き下げられた場合（結果的に適用される支配プレミアムは26.6%）
- ・ 全社資産および負債の割合が（単独で）オーストラリア・リテールおよび商業に対して17.3%、ニュージーランドに対して10.1%、法人に対して3.2%増加した場合

FVLCODに基づいて見積もられた回収可能価額は、オーストラリア・リテールおよび商業部門CGU、ニュージーランド部門CGUならびに法人部門CGUにおいては帳簿価額に対する回収可能価額の超過が示されているため、そうした不利な変動は必ずしも減損を生じさせるわけではなく、VIU評価を実施し、FVLCODとVIUのうちいずれか大きい方に基づいて減損を決定する必要性を生じさせる。

使用価値

パシフィック部門CGUの回収可能価額は、（FVLCODを上回るため）そのVIUに基づいて測定された。VIU評価に基づく回収可能価額は、13%の税引後割引率を用いて466百万ドルと見積もられ、帳簿価額に対して不足となった。そのため、2020年9月30日現在で減損損失50百万ドルを認識し、のれんの帳簿価額はゼロまで減額された。加えて、パシフィック部門のその他の資産の帳簿価額の関連する評価が完了し、（のれん以外には）減損は計上されなかった。

減損の計上およびその他の調整の前後に各CGUに適用されたのれんは、以下に示すとおりである。

	2019年 10月1日 現在残高	減損費用	売却による 処分	換算差額	2020年 9月30日 現在残高
	(単位：百万ドル)				
資金生成単位					
オーストラリア	409	-	(6)	-	403
ニュージーランド	1,937	(27)	(118)	1	1,793
法人	1,071	-	-	(3)	1,068
パシフィック	50	(50)	-	-	-
合計	3,467	(77)	(124)	(2)	3,264

認識および測定			
次の表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。			
	のれん	ソフトウェア	その他の無形資産
定義	当グループが企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および負債の公正価値を超過した金額。	既製ソフトウェアの購入は資産計上される。ソフトウェアおよびコンピューター・システムの構築にあたり発生した20百万ドルを超過する内部および外部費用は、資産計上される。20百万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。	資産運用事業の取得から生じた運用手数料の権利および契約上の権利から生じた無形資産。
帳簿価額	取得原価から減損損失累計額を控除した金額。 取得に係る資金生成単位に割当てられる。	当初は取得原価で測定される。その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。	当初は取得時の公正価値で測定される。その後、取得原価から償却費および減損損失を控除した金額で計上される。
耐用年数	確定できない。 のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除いて、2年から5年の期間にわたり償却される。ただし、主要な基幹インフラストラクチャーは、監査委員会の承認を前提として最長7年の期間にわたり償却することができる。 購入したソフトウェアは、より長い耐用年数を有する他の資産と一体とみなされる場合を除き、2年で償却される。	耐用年数が確定できない運用手数料の権利については、少なくとも年次で、または減損の兆候のある場合は減損の有無について見直される。 契約上の権利から生じる無形資産は3年の耐用年数を有する。
減価償却法	該当なし。	定額法。	耐用年数が確定できない無形資産には適用されない。耐用年数が限られているものは定額法。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当グループは各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

のれん

のれんの残高に減損が生じているかどうかの決定においては、以下の多数の重要な判断が求められる。

- ・ のれんが割当てられるレベル - 過去の期間と同様に、のれんが割り当てられたCGUは、のれんが発生した過去の企業結合から関連する便益を享受する、当グループの4つの収益生成セグメントである。
- ・ 各CGUの帳簿価額の決定。これには、のれんが割り当てられたCGUに直接帰属しない全社資産および負債の合理的かつ一貫した配分が含まれる。
- ・ のれんの帳簿価額が裏付けられるかどうかを決定するために使用される各CGUの回収可能価額の評価は、以下を含む判断に基づく。
 - ・ 公正価値を決定するために使用されるモデルの選択 - 当グループは、市場倍率アプローチを使用して公正価値を見積もった。
 - ・ 上記の適切な比較対象グループの選択ならびに適切な支配プレミアムおよび処分費用の決定を含む、維持可能な将来収益、適用されるP/E倍率に関する重要な仮定の選択

各CGUの回収可能価額の評価は、収益および資産価格の両方に対するCOVID-19の継続的影響を踏まえて行われており、この状況下において合理的であると考えられる将来の事象の予測を反映している。急速に展開するCOVID-19の影響と、政府、企業、消費者の対応によって、これらの見積りにおける不確実性が高まっており、変化が生じた場合には回収可能価額の決定にプラスの影響または不利な影響を及ぼす可能性がある。

ソフトウェアおよびその他の無形資産

各報告日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産は減損の兆候に関して評価され、その兆候が特定された場合には減損評価が実施される。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額される。まだ使用可能になっていない資産の減損テストは毎年行われる。

また、無形資産の予想される耐用年数は、各報告日に評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変更の基礎となる動向が含まれる。

当会計年度中、当グループは、規制・コンプライアンスに重点を置いた資産および購入した資産を含む様々な種類のソフトウェアの耐用年数の短縮を反映して、ソフトウェア方針の適用を修正した。これらの変更によって、当グループのテクノロジーおよび業務ニーズの急速な変化、ならびに、資産の目的適合性を維持するために購入したソフトウェアおよび自社開発したソフトウェアへの継続的な再投資がより適切に反映される。

21. その他引当金

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
未実行与信枠および偶発与信枠のECL引当金 ⁽¹⁾	898	668
顧客救済措置	1,109	1,139
組織再編費用	105	64
非貸付損失、不正および偽造	79	94
その他	388	349
その他引当金合計（売却目的保有に再分類された負債を含む）	2,579	2,314
控除：売却目的保有に再分類されたその他引当金	-	(91)
その他引当金合計	2,579	2,223

(1) 増減分析については、注記13「予想信用損失引当金」を参照のこと。

	顧客救済措置	組織再編費用	非貸付損失、 不正および偽造	その他
	(単位：百万ドル)			
2018年10月1日現在残高	602	105	100	191
新規および当期中に増加した引当金	857	97	18	338
当期中に使用された引当金	(186)	(117)	(5)	(71)
当期中に戻入された未使用金額	(134)	(21)	(19)	(109)
2019年9月30日現在残高（売却目的保有に再 分類された負債を含む）	1,139	64	94	349
新規および当期中に増加した引当金	773	124	4	400
当期中に使用された引当金	(381)	(74)	(12)	(215)
当期中に戻入された未使用金額 ⁽¹⁾	(422)	(9)	(7)	(146)
期末残高	1,109	105	79	388

(1) 顧客救済措置には、富裕層オーストラリアの非継続事業部分の売却完了時において購入者に移転した99百万ドルが含まれる。

顧客救済措置

顧客救済措置には、顧客への返金見込額に関する引当金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局からの請求、罰金、訴訟結果が含まれる。

組織再編費用

組織再編費用に関する引当金は、当グループの業務範囲、または業務方法の重大な変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、貸付金および前渡金の元本残高に直接関連しない特定の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、様々な事業および資産の売却に関連した保証および補償、および企業結合の一部として認識された偶発債務を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当グループは、過去の事象から生じる現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、債務の時期および金額に関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要なキャッシュフローの見積りを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額は当該キャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当グループは、顧客救済措置、組織再編費用、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。必要に応じて、専門家の法的助言が取り入れられ、それらの助言に鑑み、適切とみなされる引当金の計上および／または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、個別の事実や状況に関する規制上のエクスポージャーおよび顧客の請求による影響を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。このため、根拠となる仮定の適切性を実績および法律の専門家による助言を含むその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

22. 株主資本

株主資本

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
普通株式資本	26,531	26,490
準備金		
為替換算調整勘定	155	705
株式オプション準備金	85	89
FVOCI準備金	245	126
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	1,038	731
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(22)
準備金合計	1,501	1,629
利益剰余金	33,255	32,664
当行株主に帰属する株式資本および準備金	61,287	60,783
非支配持分	10	11
株主資本合計	61,297	60,794

普通株式資本

次の表は当期における普通株式および株式資本の変動の詳細を示したものである。

	2020年		2019年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
期首残高	2,834,584,923	26,490	2,873,618,118	27,205
配当金再投資制度				
(「DRP」)に基づく発行 ⁽¹⁾	3,373,022	61	-	-
ボーナス・オプション制度 ⁽²⁾	2,412,280	-	2,999,796	-
当グループの従業員株式取得制度	-	(20)	-	-
株式買戻し ⁽³⁾	-	-	(42,032,991)	(1,120)
富裕層オーストラリア非継続事業の自己株式 ⁽⁴⁾	-	-	-	405
期末残高	2,840,370,225	26,531	2,834,584,923	26,490

- (1) 配当金再投資制度（DRP）に基づいて、2020年度中間配当に伴い3.4百万株が発行された（DRPに参加する株主に対し、株式を市場で購入し直接引き渡したため、2019年度最終配当および中間配当に伴う株式発行はゼロ）。
- (2) 当行は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づいて、2020年度中間配当に伴い0.8百万株、2019年度最終配当に伴い1.6百万株（2019年度中間配当に伴い1.4百万株、2018年度最終配当に伴い1.6百万株）を発行した。
- (3) 当行は、2019年度に1,120百万ドルのANZ普通株式を購入したことで、30億ドルのANZ普通株式の市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた。
- (4) 2019年4月13日に完了した当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびIOOFへの売却に備えて、継承ファンドの移管が行われた。その結果、以前、富裕層オーストラリア非継続事業で保有していたANZ株式は消去されていない。

認識および測定	
普通株式	普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時に残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。 ・ 挙手の場合は各人。 ・ 投票の場合は各保有株式につき。
自己株式	自己株式は当行において、次のいずれかに該当するものである。 ・ ANZ従業員株式取得制度のために市場で購入され、未だ分配されていないもの。 ・ 当行がANZ従業員株式取得制度のために発行し、未だ分配されていないもの。 ・ 2019年4月13日に完了した当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびI00Fへの売却に備えた継承ファンドの移管の前に、生命保険事業の法定基金における保険契約債務に対応させるために購入、保有していたもの。 自己株式は株式資本から控除され、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。
準備金	
為替換算調整勘定	海外事業（子会社および支店を含む）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益が税効果と共に含まれている。
FVOCI準備金	投資有価証券に含まれている特定の負債証券および持分証券の公正価値の変動が税効果と共に含まれている。 FVOCI測定に分類される負債証券に関して、FVOCI準備金は、当初の認識後に生じた公正価値の変動累計額を、損益計算書に計上された予想信用損失引当金、受取利息、為替換算損益に関連するものを除外して計上している。FVOCIに分類される負債証券は公正価値で計上されるため、FVOCI準備金残高は、当該資産に関するECL引当金を控除したものである。FVOCIで測定される負債証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額は、損益に再分類されその他営業収入に表示される。 FVOCIで測定される持分証券に関して、FVOCI準備金には、当初認識後の公正価値変動累計額が計上される（関連する為替換算損益を含む）。FVOCIで測定される持分証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額の損益への組替えは行われず。
株式オプション準備金	株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。
非支配持分株主間取引準備金	株主権に基づく非支配株主との取引の影響が含まれている。
非支配持分	当行が直接または間接的に所有していない株式持分に帰属する被支配法人の純資産部分。

23. 資本管理

資本管理戦略

ANZの資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。当グループは3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてその目標を達成している。

プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的变化、ANZ各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレステストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ ANZのリスク・プロファイルに照らし、さまざまな資本クラスの資本比率および目標を見直すこと。
- ・ 目標とする資本比率、現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、ANZの資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、当グループは営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

オーストラリア

ANZはオーストラリアにおける認可済預金受託機関（ADI）であるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとで主としてAPRAによる規制を受ける。ANZはAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した最低規制資本要件、健全資本比率および特定の報告水準を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。APRAの要件は、以下に要約されている。

規制資本の定義

普通株式等Tier 1（CET1）

資本	Tier 1 資本	Tier 2 資本	資本合計
特定の項目について調整された株主資本	CET1資本とその他Tier 1 資本と呼ばれる適合損失吸収力を備えた特定の有価証券の合計	発行日現在において償還期限まで最低5年の劣後債務商品	Tier 1 資本とTier 2 資本の合計

最低適正資本比率（PCR）

CET1比率	Tier 1 比率	合計自己資本比率
CET1資本のリスク加重資産に対する比率は、最低で4.5%でなければならない。	Tier 1 資本のリスク加重資産に対する比率は、最低で6.0%でなければならない。	資本合計のリスク加重資産に対する比率は、最低で8.0%でなければならない。

報告レベル

レベル1	レベル2	レベル3
ADI単体（すなわち、当行およびADIの拡大認定法人を構成するために連結することが特定されている子会社）。	連結グループから、健全性基準の下で除外される特定の子会社および関連会社を除外したもの。	最も広範囲なコングロマリット・グループ。

APRAはまた、ADIに対し、以下の追加CET1バッファの保有を義務付けている。

- ・ 国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に対する1%の追加分を含む、3.5%の資本保全バッファ（CCB）。APRAは、ANZはD-SIBであると判断している。
- ・ 管轄地に基づいて設定されるカウンターシクリカル資本バッファ。オーストラリアに関しては、この要件は現在ゼロに設定されている。

ANZはAPRAにレベル1とレベル2の基準で報告し、レベル1とレベル2の自己資本の適切性を月次で測定しているが、レベル3の基準による自己資本の維持はまだ義務付けられていない（APRAはレベル3基準による報告義務の開始時期についてまだ決定していない）。

生命保険および資産運用

APRAの健全性基準で要求されているように、保険および資産運用業務は、以下のように扱われている。

- ・ 自己資本比率の計算目的では連結から除外されている。
- ・ リスク・ベースの自己資本比率の枠組みからは除外されている。

当グループは、これらの被支配法人に対する投資の100%をCET1資本から控除し、これらの業務からの利益がグループ業績に含まれている場合、当該利益の当行への未送金額をCET1資本の算定から除外している。

オーストラリア以外

APRAに加え、当行の支店および主要銀行子会社の運営は、ニュージーランド準備銀行、米国連邦準備制度理事会、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局および中国銀行保険業監督管理委員会など、現地の規制当局の監督も受ける。これらの規制当局は、各法域におけるそれぞれの事業活動に対して最低自己資本比率を課すことができる。

自己資本比率⁽¹⁾

以下の表は、当グループの9月30日現在の自己資本比率の詳細を示したものである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
適格資本		
Tier 1		
株主資本および非支配持分	61,297	60,794
株主資本への適正資本調整	(205)	120
普通株式等Tier 1 総資本	61,092	60,914
控除	(12,390)	(13,559)
普通株式等Tier 1 資本	48,702	47,355
その他Tier 1 資本 ⁽²⁾	7,779	7,866
Tier 1 資本	56,481	55,221
Tier 2 資本⁽³⁾	13,957	8,549
適格資本合計	70,438	63,770
自己資本比率（レベル2）		
普通株式等Tier 1	11.3%	11.4%
Tier 1	13.2%	13.2%
Tier 2	3.3%	2.1%
自己資本比率合計	16.4%	15.3%
リスク加重資産	429,384	416,961

- (1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。本表に表示された情報は、APRA報告書式（ARF）第110号「自己資本比率」のパートAで開示されている規制当局の要件であり、健全性基準APS第310号「監査および関連事項」に基づいた監査の対象となる。
- (2) これには、その他Tier 1 資本8,196百万ドル（2019年度：8,171百万ドル）（注記15「発行済社債」を参照のこと。）が含まれる。ただし、規制上の調整および控除額417百万ドル（2019年度：305百万ドル）が減額されている。
- (3) これには、Tier 2 資本12,865百万ドル（2019年度：8,415百万ドル）（注記15「発行済社債」を参照のこと。）、金融資産の減損に関する一般準備金1,813百万ドル（2019年度：296百万ドル）および規制上の調整に関する控除額721百万ドル（2019年度：162百万ドル）が含まれる。

24. 親会社の財務情報

オーストラリア・ニュージーランド銀行（当行）は、ASICによるオーストラリア金融サービスの免許を受けるための要件を満たすため、財務書類を別途作成している。これらの当行単独の財務書類は、ANZのホームページanz.comで閲覧可能であり、ASICに提出されている。

当行の主要な財務情報は以下に示されている。

要約財務情報

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
当事業年度の損益計算書情報		
税引後当期利益	2,806	4,447
当期包括利益合計	3,007	5,413
当事業年度末現在の貸借対照表情報		
現金および現金同等物	98,083	77,949
正味貸付金および前渡金	488,002	484,655
資産合計	979,078	914,832
預金およびその他の借入金	558,136	524,241
負債合計	925,806	861,618
株主資本		
普通株式資本	26,454	26,413
準備金	1,018	840
利益剰余金	25,800	25,961
株主資本合計	53,272	53,214

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	191,300	171,881
保証および信用状	20,640	20,375
履行保証関連偶発債務	15,505	20,097
合計	227,445	212,353

注記33で「その他の偶発債務」に記載されている当グループの偶発債務は、親会社の偶発債務である（一部は他の当グループ会社の偶発債務である）。

25. 被支配法人

	設立地	事業の内容
当グループの親会社はオーストラリア・ニュージーランド銀行である。	オーストラリア	銀行業
すべての被支配法人は、別途注記されているものを除き100%保有である。		
当グループの重要な被支配法人は以下のとおりである。		
ANZバンク（ベトナム）リミテッド⁽¹⁾	ベトナム	銀行業
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	証券化マネジャー
ANZファズPty Ltd	オーストラリア	持株会社
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽¹⁾ （持分比率は75%）	キリバス	銀行業
ANZバンクC（サモア）リミテッド ⁽¹⁾	サモア	銀行業
ANZバンク（タイ）パブリック・カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾	タイ	銀行業
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	銀行業
ANZインベストメント・サービシズ（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZウェルス・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ^{(1)、(4)}	ニュージーランド	ファイナンス
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	持株会社
ANZシンガポール・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	マーチャント・バンキング業務
ANZインターナショナル（香港）リミテッド ⁽¹⁾	香港	持株会社
ANZアジア・リミテッド ⁽¹⁾	香港	銀行業
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽²⁾	バヌアツ	銀行業
ANZカバー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	自家保険
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランスPtyリミテッド	オーストラリア	抵当保険
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト ⁽⁴⁾	オーストラリア	ファイナンス
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾	中国	銀行業
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッド ⁽¹⁾	パプアニューギニア	銀行業
重慶市梁平ANZ農村銀行 ⁽¹⁾	中国	銀行業
シティズンズ・バンコプ ⁽³⁾	グアム	持株会社
ANZグアム・インク ⁽³⁾	グアム	銀行業
PTバンクANZインドネシア ⁽¹⁾ （持分比率は99%）	インドネシア	銀行業

(1) 海外のKPMGによる監査（必要に応じて当グループ監査の一環としてもしくは個別財務書類について）を受けている。

(2) ロー・パートナーズによる監査を受けている。

(3) デロイト・グアムによる監査を受けている。

(4) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

被支配法人の取得及び処分

2020年9月30日に終了した事業年度に、重要な被支配法人について以下の変更があった。

- ・ 2020年1月、OnePathファンズ・マネジメント・リミテッドおよびOnePathカストディアンズPtyリミテッドがI00Fホールディングス・リミテッドに売却された。これらの法人の持株会社であるANZウェルス・オーストラリア・リミテッドは、もはや重要な法人とはみなされていない。
- ・ 2020年9月、UDCファイナンス・リミテッドが新生銀行に売却された。

認識および測定

当グループの子会社とは、次により当グループが支配する法人を指す。

- ・ 当該事業体から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有していること
- ・ 当該事業体に対するパワーを通じて当該リターンに影響を与えることが可能であること

当グループは、事業体に対する当グループのパワーの有無を、当該事業体の関連活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。

当グループが当事業年度中に子会社を処分または取得した場合、子会社の処分日まで、または取得日以降の営業成績が当グループの業績に含まれる。当グループの支配が停止した場合、子会社の資産および負債、関連する一切の非支配持分ならびにその他の資本構成部分について認識を中止する。

当グループによる子会社の支配が停止した場合、

- ・ 留保する子会社の持分を公正価値で測定する。
- ・ それに伴う評価損益を損益勘定で認識する。

子会社における当グループの所有持分が変動しても支配の喪失にはならない場合、当グループは、株主権に基づく株主との取引として会計処理する。

当グループ法人間の取引は、すべて連結時に消去される。

26. 関連会社に対する投資

当グループの重要な関連会社は以下のとおりである。

会社名	主要業務	普通株式における持分		帳簿価額 (単位：百万ドル)	
		2020年	2019年	2020年	2019年
AMMBホールディングスBerhad (「AmBank」)	銀行業務および保険	24%	24%	1,056	1,586
PTバンク・パン・インドネシア (「PT Panin」)	個人および企業向け 銀行	39%	39%	1,084	1,350
その他の個別に重要でない関連 会社の合計		該当なし	該当なし	24	21
関連会社帳簿価額合計 ⁽¹⁾				2,164	2,957

(1) 為替換算調整勘定に認識されている為替換算による影響を含む。

重要な関連会社の財務情報

当グループの重要な関連会社各社の要約財務情報は、以下のとおりである。これらの要約財務情報は、当該関連会社の国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務情報に基づいているが、両関連会社の会計年度が当グループと異なる（PT Paninは12月31日、AmBankは3月31日）ため、未監査財務情報の使用が必要となる場合がある。

主たる事業所の所在地および設立国	AMMBホールディングスBerhad		PTバンク・パン・インドネシア	
	マレーシア		インドネシア	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)			
要約業績				
営業収入	3,156	3,298	1,105	1,109
当期利益	456	569	319	349
その他の包括利益／（損失）	105	69	72	24
包括利益合計	561	638	391	373
減算：非支配持分に帰属する包括（利益）／損失合計	(26)	(25)	(11)	(12)
関連会社株主に帰属する包括利益合計	535	613	380	361
要約財政状態				
資産合計 ⁽¹⁾	53,301	55,740	19,669	22,518
負債合計 ⁽¹⁾	48,530	48,718	16,599	18,743
純資産合計 ⁽¹⁾	4,771	7,022	3,070	3,775
減算：関連会社における 非支配持分	(343)	(368)	(294)	(309)
関連会社株主に帰属する純資産	4,428	6,654	2,776	3,466
関連会社における当グループ持分の帳簿価額に対する調整				
期首現在の帳簿価額	1,586	1,427	1,350	1,103
包括利益合計における当グループの持分	126	146	150	140
関連会社から受け取った配当金	(32)	(50)	-	-
関連会社におけるその他の準備金の変動および為替換算調整勘定の調整に関する当グループの持分 ⁽²⁾	(29)	63	(128)	107
AASB第9号の移行時調整のうち当グループの持分法適用持分 ⁽³⁾	-	-	(68)	-
減損費用 ⁽⁴⁾	(595)	-	(220)	-
期末現在の帳簿価額	1,056	1,586	1,084	1,350
当グループによる関連会社に対する投資の市場価値	727	1,050	653	1,303

- (1) 買収時に当グループが行った市場価値の調整（投資調整勘定を含む）（および会計方針の差異に関する調整）が含まれる。
- (2) 2019年度に、当グループは、IFRS第9号（AASB第9号の国際版）の適用開始により見込まれる当グループの持分への影響を踏まえて、AMMBホールディングスBerhadおよびPTバンク・パン・インドネシアの帳簿価額のそれぞれ32百万ドル、33百万ドルの減少、ならびにこれに対応する利益剰余金の減少を認識した。
- (3) 2020年度に、当グループはPT Paninの持分法利益の68百万ドルの調整を認識した。当グループが2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」を適用した際、会計方針に合致させるために、PT Paninの移行時調整の見込額が期首利益剰余金を通じて認識された。PT Paninは当会計年度中にAASB第9号を適用し、利益剰余金の移行時調整を認識した。調整額68百万ドルは、移行時調整のうち、当グループが2018年10月1日にあらかじめ認識した金額を控除した後の当グループの持分法を適用した持分を表す。
- (4) 当グループは、当グループの2020年3月31日に終了した半期の業績の一環として実施された減損評価に基づいて、AmBankの減損595百万ドル、PT Paninの減損220百万ドルとする減損費用815百万ドルをその他営業収入に計上した。

減損評価

当グループは、関連会社に対する投資の帳簿価額の減損の兆候に関する評価を行う。

当年度中に、AMMBホールディングスBerhad (AmBank) およびPTバンク・パン・インドネシア (PT Panin) に対する投資の（株価に基づく）市場価値および使用価値（VIU）の計算がいずれもそれぞれの投資の帳簿価額を裏付けるものではなかったため、当グループは減損の兆候を識別した。そのため、当グループは減損費用815百万ドル（AmBankに関して595百万ドル、PT Paninに関して220百万ドル）を計上した。

市場価値がそれぞれの帳簿価額を下回っていたため、2020年9月30日現在のVIU評価も行われた。VIUで使用された仮定は、COVID-19の継続的な影響とこれらの投資の将来の成績の不確実性を反映するために更新された。VIU評価は、2020年9月30日現在のAmBankおよびPT Paninの両方の帳簿価額を裏付けたが、いずれの投資の回収可能価額についても当年度中に計上された減損を戻し入れるのに十分な増加は示されなかった。

認識および測定

関連会社とは、当グループがその営業方針や財務方針に重大な影響力を行使するものの支配していない法人である。当グループは持分法で関連会社を会計処理している。関連会社に対する投資は、取得原価に取得後の関連会社の純資産変動額の持分を加えたものから、減損損失累計額を差し引いた額で計上される。当グループが関連会社から受け取る配当金は、当該投資の帳簿価額の減算として認識される。当グループは、関連会社に関する投資調整勘定を投資の帳簿価額に算入している。関連会社の帳簿価額に算入されている投資調整勘定については、個別に減損判定を実施していない。

当グループは、少なくとも報告日において関連会社に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当グループは、次のいずれか高い方を用いて関連会社の回収可能価額を算定する。

- ・ 関連会社の処分費用控除後の公正価値
- ・ 使用価値

当行は、回収可能価額の算定に、割引キャッシュフロー法や該当する場合にはその他の方法（収益還元法など）を用いる。

重要な判断および見積り

AmBankおよびPT Paninの評価額に対するCOVID-19の継続的な影響は不確実である。VIUの計算を裏付ける重要な仮定を決定するために経営陣の重要な判断が必要となる。今後変化し、将来の潜在的減損をもたらす可能性がある要因には、近い将来の利益水準が予測を下回ることおよび／または長期的成長率の予測の低下、要求される規制自己資本水準の上昇、ならびにリスクプレミアムまたは無リスク金利の上昇に起因する税引後割引率の上昇が含まれる。

使用価値の計算で使用される重要な仮定は以下のとおりである。

2020年9月30日現在	AmBank	PT Panin
税引後割引率	11.3%	15.2%
成長率	4.8%	5.3%
予想利益成長率（年平均成長率－5年間）	2.8%	4.2%
普通株式等Tier 1 比率（5年間平均）	12.9%	12.8%

VIUの計算は、基礎となる仮定の変更に敏感であり、重要な仮定が合理的に可能な範囲で変更された場合、VIUの結果、ひいては投資の回収可能価額にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす。

- ・ 2020年9月の税引後割引率が50ベース・ポイント上昇／低下した場合、VIUの結果において、PT Paninについては（46百万ドル）／50百万ドル、AmBankについては（87百万ドル）／99百万ドルの影響を及ぼす。
 - ・ 2020年9月の永久成長率が25ベース・ポイント上昇／低下した場合、VIUの結果において、PT Paninについては8百万ドル／（8百万ドル）、AmBankについては47百万ドル／（44百万ドル）の影響を及ぼす。
- 上記の合理的に可能性のある変更により割引率が上昇した場合または永久成長率が低下した場合、いずれの投資も減損しない。

27. 組成された事業体

組成された事業体（ストラクチャード・エンティティ）（SE）とは、どの当事者が事業体を支配しているかを判断する際に、議決権または類似の権利が決定要因にならないように設計された事業体である。SEは通常、狭義かつ十分に明確化された目的を達成するために、継続中の活動を制限するように設定されている。

支配関係が存在する場合、SEは子会社に分類の上で連結される。当グループがSEを支配していない場合、SEは連結されない。本注記では連結SEと非連結SE両方の情報を示している。

当グループによるSEへの関与は、次のとおりである。

種類	詳細
証券化	当グループは、流動性を管理する上で資金調達源を分散するため、当グループが行った顧客貸付金および前渡金を証券化するために設立されたSEを支配している。このような取引は、内部証券化（倒産隔離）事業体への譲渡を伴う。内部証券化事業体は、該当する中央銀行との契約に基づいた買戻適格資産の創出に利用するために設立したものである。これらの内部証券化SEは連結されている。詳細は、注記28「金融資産の譲渡」を参照のこと。 当グループは、顧客に代わって顧客の貸付金または債権を証券化するためにSEを設立することもある。当グループは、これらの証券化事業体の運営、または流動性の提供もしくは他の支援を行う場合がある。さらに、証券化事業体が発行した有価証券の保有を通じて、第三者が設立した証券化事業体の持分を取得することもある。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、当グループはSEを連結する。
カバード・ボンドの発行	当グループによる発行済社債の担保を提供するため、特定の貸付金および前渡金は倒産隔離SEに譲渡されている。当グループはSEの支配を留保しているため、これらのSEは連結されている。詳細は、注記28「金融資産の譲渡」を参照のこと。
ストラクチャード・ファイナンス契約	当グループは次のようなSEに関与している。 ・ 債務シンジケーションの組成および／または担保資産を分別管理するためのストラクチャード貸付取引に関連して設立されたSE ・ ストラクチャード・リース取引において顧客にリースされた資産を所有するために設立されたSE 当グループは、SEを管理し、SEの資本に少額を出資、またはリスク管理商品（デリバティブ）をSEに提供する場合もある。大半の場合、当グループはこれらのSEを支配していない。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、当グループはSEを連結する。
資産運用業務	当グループは、年金基金、ホールセール信託およびリテール信託を含め、投資ファンドおよび信託（以下総称して「投資ファンド」という。）の責任主体、受託会社、管理会社または運用会社として、投資運用およびその他の受託業務を行っている。投資ファンドは、投資家に対するプット可能な受益証券の発行を通じて資金を調達している。投資ファンドに対する当グループのエクスポージャーは、サービスの提供、およびリスク管理目的で契約されたデリバティブに関する手数料の受領に限定される。これらの関与は当該ファンドにとって、当グループによるファンドの支配を可能にするような重要なエクスポージャーとはなっていない。したがって、ファンドは連結されていない。

連結対象となる組成された事業体

連結対象となる組成された事業体に対する財政支援またはその他の支援

当グループは、連結SEに以下の財政支援を提供している。これらはグループ内取引であるため、連結時に消去されている。

証券化およびカバード・ ボンドの発行	当グループは、SEに貸付枠、デリバティブ、コミットメントを提供する、および／またはSEが発行した負債性金融商品を保有する。
ストラクチャード・ ファイナンス契約	これらのSEが保有する資産は、通常、提供された資金の担保として差し入れられる。一部の連結SEは、資金全額が当グループにより提供されているが、その他には当グループも参加するシンジケート・ローンにより資金調達されるSEもある。当グループによる資金提供は、当グループのエクスポージャーが貸付額および残りの未使用枠に制限される貸付枠も含まれている。さらに、当グループは、提供した資金の返済を向こう12か月間要求しない旨を確認するサポートレターをこれらの連結SEに提供している。

当事業年度において、当グループは連結SEに対して契約外の支援を提供しなかった（2019年度：なし）。現在、当グループは、上記以外の財政支援やその他の支援を連結SEに提供する意思はない。

連結対象外の組成された事業体

連結対象外の組成された事業体における当グループの持分

連結対象外のSEにおける「持分」は、契約または契約外の形式によるSEへの関与で、当グループをその業績による変動リターンにさらすものである。当該持分には、債券および持分証券の保有、SEの業績に特有のリスクを移転するデリバティブの保有、貸付、貸付コミットメント、金融保証および資産運用業務からの手数料が含まれるが、これらに限定されない。

連結対象外のSEにおける持分を開示するにあたり、

- 例えば当グループの関与が、典型的な顧客と業者の関係である場合など、パッシブ持分の関係以上のものにはならない場合には開示していない。この考え方にに基づき、貸付業務、トレーディング業務および投資活動から生じる連結対象外のSEに対するエクスポージャーは開示対象の持分とみなしていない。ただし、SEの設定により、当グループが関連性のある活動（SEのリターンに重要な影響を及ぼす活動）に関する意思決定に参加可能である場合を除く。
- 「持分」には、当グループを（そのSE特有のパフォーマンス・リスクではなく）市場リスクにさらすことを意図したデリバティブ、または、当グループが連結対象外のSEの変動性を吸収するのではなく、変動性を生じさせるデリバティブ（例として、クレジット・デフォルト・スワップにおける信用プロテクションの購入）は含まれない。

以下の表は、連結対象外のSEにおける当グループの持分を、これらの持分から生じる可能性のある損失に対する最大エクスポージャーと併せて記載したものである。

	証券化		ストラクチャード・ ファイナンス		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)					
帳簿上の持分						
投資有価証券	2,280	1,923	-	-	2,280	1,923
貸付金および前渡金の総額	8,479	7,679	74	110	8,553	7,789
貸借対照表合計	10,759	9,602	74	110	10,833	9,712
簿外の持分						
コミットメント（未実行の与信枠）	2,072	1,531	22	9	2,094	1,540
保証	40	67	-	-	40	67
簿外合計	2,112	1,598	22	9	2,134	1,607
損失に対する最大エクスポージャー	12,871	11,200	96	119	12,967	11,319

上記の持分の他に、当事業年度において当グループは連結対象外の投資ファンドから285百万ドル（2019年度：509百万ドル）の資産運用手数料を稼得した。

当グループの損失に対する最大エクスポージャーとは、損失事由が発生した場合にその発生可能性にかかわらず、連結対象外のSEへの関与により当グループに生じ得る損失の最大額である。ただし、これは、被ると予想される実際の損失を示すものではない。損失に対する最大エクスポージャーは、損失に対するANZのエクスポージャーを軽減するために締結したヘッジ取引や担保契約の効果を控除する前の総額で表示されている。

損失に対する最大エクスポージャーは、次のように算定された。

- ・ 償却原価で測定される投資有価証券の帳簿価額
- ・ 帳簿価額に未実行の貸付金および前渡金を加算した額

連結対象外のSEの規模は資産合計で示されるが、これはSEによって異なり、最大で約51億ドルである。

当事業年度に、当グループは連結対象外のSEに契約外の支援を提供しなかった（2019年度：なし）。また、現在、連結対象外のSEに財政支援やその他の支援を提供する意思はない。

スポンサーになっている連結対象外の組成された事業体

当グループは、連結対象外のSEのスポンサーになることができるが、開示対象となる持分はなかった。

この開示において、当グループが当該SEの設計および設立に関与する主たる当事者で、かつ以下の場合には、当グループ自らが連結対象外のSEの「スポンサー」であると考えている。

- ・ 当グループが当該SEの主な利用者である場合、または
- ・ 当該SEの名称または商品に当グループの名称が用いられている場合、または
- ・ 当グループが当該SEの業績について黙示的もしくは明示的な保証を供与している場合

当グループは、投資がANZバンク・ニュージーランド・リミテッドへの預金に限定されているニュージーランドのANZ PIE ファンドのスポンサーになっている。当グループはANZ PIE ファンドの資本価値および投資パフォーマンスについて、黙示的にも明示的にも保証していない。当事業年度において、当該SEから受領した収益または当該SEへの資産の移転はなかった。

重要な判断および見積り

当グループが組成された事業体に対する支配を有するか否かの評価においては重要な判断が求められる。支配の有無を決定する際に、判断が要求される。

- ・ 関連性のある活動（当該事業体のリターンに重要な影響を及ぼす活動）に対するパワー
- ・ 当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャー
- ・ 当該事業体に対するパワーを用いて当グループのリターンに影響を与える能力

28. 金融資産の譲渡

当グループは、通常の事業活動において、金融資産を第三者またはSEに直接譲渡する取引を行っている。これらの譲渡により、当グループは、譲渡資産に係る当グループのリスクおよび経済的便益または支配へのエクスポージャーによっては、それらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当グループが譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適切な譲渡とは認められず、当該資産は当グループの貸借対照表に引き続き全額計上される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当グループの証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当グループは、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。

場合によっては、当グループは、証券化されたノートの所有者でもある。さらに当グループは、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに支払う債務は、当グループの金融負債として認識される。

当グループはこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。

カバード・ボンド

当グループは、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、発行済のカバード・ボンドにかかる返済債務の担保となっている。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当グループは、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当グループは、カバード・ボンドSEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに返済するための債務は、当グループの金融負債として認識している。

当グループはカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれている。

買戻条件付契約

当グループが、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済的便益を留保する買戻条件付契約により有価証券を売却する場合、それらは認識の中止に適切な資産とみなされない。取引相手から受領した対価について関連負債が認識される。

ストラクチャード・ファイナンス契約

当グループは、ストラクチャード・リースおよびコモディティ前払い契約を通じて、特定の顧客取引の資金提供を行っている。これらの取引は、当グループの貸借対照表においてリース債権あるいは貸付金として認識される。他の金融機関も当該契約の資金提供に参加することもある。その場合には、当グループにより認識された当該資産に対する権利が割合に応じて譲渡される。参加銀行は、リース資産または調達したコモディティおよび関連収入に対して限定的な遡及権を有する。当グループが、デリバティブまたはその他の継続的関与を通じて、当グループが譲渡した資産のリスクの一部に引き続きさらされる場合、当グループはリース債権または貸付金の認識を中止しない。その代わりに、参加金融機関に対する債務を表す関連負債を認識する。

以下の表は、認識の中止に不適格な譲渡資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ^{(1)、(2)}		カバード・ボンド		買戻条件付契約		ストラクチャード・ファイナンス契約	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)							
譲渡済資産の当期帳簿価額	1,831	2,422	28,559	30,799	61,415	43,213	67	81
関連負債の帳簿価額	1,824	2,411	15,948	20,957	55,716	41,367	67	81

(1) 外部投資家のいない内部の組成された事業体への譲渡は含まない。

(2) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅ローン・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

29. 非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債

非継続事業

2017年10月に当グループは、OnePathペンションズ・アンド・インベストメンツ（「OnePath P&I」）の事業ならびにアラインド・ディーラー・グループ（「ADG」）の事業のI00Fへの売却の合意を発表した。ADG事業の売却は、2018年10月1日に完了し、OnePath P&I事業の売却は、2020年1月31日に完了した。

2017年12月に当グループは、当グループの生命保険事業のチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア（チューリッヒ）への売却の合意を発表し、取引は2019年5月31日に完了した。

上述の売却取引の結果、売却予定の当該事業の財務成績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結への影響は、財務報告目的上、非継続事業として取り扱われる。

非継続事業の財務業績およびキャッシュフローの詳細は、以下に示されている。

損益計算書

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益	(5)	(76)
その他営業収入 ⁽¹⁾	(46)	245
営業収入	(51)	169
営業費用 ⁽¹⁾	(200)	(449)
信用減損および法人税控除前利益／（損失）	(251)	(280)
信用減損引当金（繰入）／戻入	-	1
法人税控除前利益／（損失）	(251)	(279)
法人税費用 ⁽¹⁾	153	(64)
当行株主に帰属する当期利益／（損失） ^{(1)、(2)}	(98)	(343)

- (1) 2020年9月に認識された顧客救済措置に関する96百万ドル（税引後）（2019年度：207百万ドル）を含む。内訳は、その他営業収入に認識された顧客に対する救済措置128百万ドル（2019年度：161百万ドル）、営業費用に認識された救済費用－2百万ドル（2019年度：80百万ドル）および法人税費用に認識された30百万ドル（2019年度：34百万ドル）の便益となっている。
- (2) 2020年1月の売却完了までのOnePath P&I事業の業績および2019年5月の売却完了までの生命保険事業の業績を含む。

キャッシュフロー計算書

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(25)	(552)
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	-	837
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	25	(290)
現金および現金同等物の純増加／（減少）	-	(5)

売却目的保有資産および負債

売却目的保有資産および負債は、既存の帳簿価額および売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で再測定される。ただし、繰延税金資産、金融資産および保険契約に基づく契約上の権利は、この要件からの免除が明示されており、引き続き既存の帳簿価額で認識される。

	2019年 非継続事業 (単位：百万ドル)
9月30日現在⁽¹⁾	
売却目的有価証券	919
繰延税金資産	16
のれんおよびその他の無形資産	394
土地建物および設備機器	1
その他資産	501
売却目的保有資産合計	1,831
当期税金負債	3
繰延税金負債	105
支払債務およびその他の負債	1,914
引当金 ⁽²⁾	99
売却目的保有負債合計	2,121

(1) 上表の金額は、会社間残高控除後の金額が示されている。

(2) 従業員受給権 8 百万ドルおよびその他引当金 91 百万ドルを含む。

売却目的保有資産および負債に関連する損益計算書への影響

2020年度を通じて、当グループは非継続事業に認識された売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識した。

- ・ 営業収入に計上された売却完了費用に帰属する13百万ドル（税引後）の損失。
- ・ 顧客救済費用126百万ドル（営業収入に計上された128百万ドルおよび営業費用に計上された2百万ドルの戻入）ならびに関連する30百万ドルの税務上の便益。
- ・ 営業収益に計上された101百万ドルの費用は、生命保険事業のチューリッヒへの売却に関連した保険契約者の税務上のポジションの確定により、法人税費用に含まれる税務上の便益101百万ドルと相殺された。

2019年度を通じて、当グループは売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識した。

- ・ 非継続事業の65百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、売却関連の調整および償却による純損失1百万ドル（売却完了にあたって、資本準備金に以前繰り延べていた利益の振替と一部相殺）、法人税費用64百万ドル。この損失は、非継続事業に認識された。
- ・ カンボジアJVの売却に関連した10百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、為替換算調整勘定からの戻入れ30百万ドル、売却完了に関連した配当金源泉徴収税17百万ドル、資産償却3百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ PNGリテール事業、商業およびSMEの売却に関連した1百万ドル（税引後）の利益（売却関連費用控除後）。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ OPL NZ事業の売却に関連した76百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、売却益56百万ドル、為替換算調整勘定からの戻入れ26百万ドル、引当金戻入れ7百万ドル、法人税費用13百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ Paymark売却に関連した37百万ドル（税引後）の利益。この利益は、継続事業に認識された。

認識および測定**生命保険契約債務および再保険契約により出再された債務**

当グループは、生命保険契約債務の計算に保険数理原則および基準に基づくプロジェクション法を採用したマージン・オン・サービス（MoS）モデルを使用している。

当グループは、これらの契約の予想将来キャッシュフローを無リスクの割引率で割り引いている。

投資型生命保険契約債務

投資型生命保険契約債務は公正価値で測定され、この債務に対応する資産の公正価値と直接連動する。保証型契約の場合、債務は、現在の最低解約返戻金を考慮後の予想キャッシュフローの現在価値（純額）として算定される。

重要な判断および見積り

以下の事項の決定の際に、当グループは、重要な判断を行う。

- ・ 資産または資産グループの売却目的保有または非継続事業への分類および表示
- ・ 売却目的保有に分類された資産および負債の公正価値

経営陣は、売却目的保有資産および負債に関する売却費用控除後の公正価値を評価するに当たって、重要な判断が求められる。判断の項目には、売却費用、のれんの配分、売却契約に含まれる補償および受領した対価（特に、対価の一部に偶発的な要素がある場合）の決定が含まれる。計上する減損は、入手可能な公正価値の最善の証拠を減損控除前の帳簿価額と比較したものに基づいている。最終的な売却価格は、減損計上時に見積る公正価値と異なる可能性がある。経営陣は、定期的に根拠となる仮定の適切性を実際の結果およびその他の関連する証拠と照らして評価し、必要に応じて、公正価値を調整する。売却は貸借対照表日から12か月以内に完了する見込みだが、当該資産の売却に関して当局の承認および商慣習に従った売却条件が適用される。

30. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
確定給付債務および制度資産		
積立済確定給付債務の現在価値	(1,478)	(1,538)
制度資産の公正価値	1,693	1,739
正味確定給付資産	215	201
貸借対照表に計上された金額		
支払債務およびその他の負債に含まれる確定給付債務から生じた純負債	(59)	(54)
その他の資産に含まれる確定給付債務から生じた純資産	274	255
正味確定給付資産	215	201
確定給付債務に反映された給付金の支払いの加重平均期間(年)	14.9	14.9

制度の直近の決算日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計104百万ドルの超過（2019年度：48百万ドルの超過）であった。当グループは、2020年度に確定給付制度へ合計4百万ドル（2019年度：3百万ドル）を拠出した。来年度には、約3百万ドルを拠出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当グループが加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当グループの完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当グループの資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

当グループは、オーストラリア、日本、ニュージーランド、フィリピン、台湾、英国で確定給付制度を設けている。3大制度は、ANZオーストラリア職員退職年金制度、ANZ英国職員年金制度、ニュージーランドのANZ全国退職金制度の確定給付制度である。これらの制度は閉鎖されており、1987年、2004年、1991年以降、それぞれ新規加入者はない。どの制度も、直近の積立評価時現在、不足額も余剰金もそれほど多くはなかった。当グループは、いかなる制度の信託契約上も、不足額（積立ベースに基づいて測定）を補てんする義務を負っていない。これらの制度のいずれかを解散した場合、当グループに偶発債務が発生する可能性がある。

認識および測定**確定給付退職年金制度**

当グループは、少数の確定給付制度も運営している。各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用は独立年金数理士が計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額を上限とする）

各報告期間において、正味確定給付債務の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当グループの拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出退職年金制度

当グループは、多数の確定拠出制度も運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当グループのこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当グループが使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に影響を及ぼす可能性がある。

仮定	重要な仮定の変更に 関する感応度分析		確定給付債務の増加／ (減少)	
	2020年	2019年	2020年 (単位：百万ドル)	2019年
割引率（年率％）	0.5 - 1.7	1.1 - 2.0	0.5％の上昇	(103) (107)
将来の昇給率（年率％）	1.6 - 3.0	1.7 - 3.2		
将来の年金給付の物価スライド 支払（年率％）/繰延年金（年 率％）	1.1 - 2.8/2.2	1.7 - 3.0/2.3	0.5％の上昇	85 80
現在の加入者の60歳時点での余命 －男性（年数）	26.0 - 28.7	25.6 - 28.6	1年長期化	73 70
－女性（年数）	28.9 - 30.4	28.8 - 30.3		

31. 従業員持株およびオプション制度

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2019年度および2020年度に運営されていたANZ従業員株式取得制度は、従業員株式オファー制度および株式後渡し制度である。

従業員株式オファー制度

資格	オーストラリアまたはニュージーランドで雇用され、直近の年度における継続勤続年数が3年以上になる正社員の大半
付与	オーストラリアでは1,000ドル（ニュージーランドでは800ドル）相当上限にANZ株式を付与。ただし、取締役会の承認を要する。
割当額	付与日までの1週間（付与日を含む）にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買されたANZ株式の1週間の出来高加重平均価格（VWAP）
オーストラリア	ANZの普通株式は、対価なしで適格従業員に付与される。これらの株式は付与時に権利が確定し、付与日から3年間信託で保有される。その後、信託に留保、従業員の名義に移管、または売却することができる。配当金は配当金再投資制度で自動的に再投資される。
ニュージーランド	適格従業員は、1株当たり1ニュージーランド・セントを支払うと株式が付与される。3年間の勤続期間の充足を条件に、株式の権利が確定した後は、信託に留保されるか、従業員の名義に変更、または売却することができる。従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の株式は失効する。配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
費用計上額(公正価値)	オーストラリアでは、これらの株式に失効の条件が付されていないければ、付与された年にその公正価値が費用計上される。 ニュージーランドでは、3年間の権利確定期間にわたって公正価値が定額法で費用計上される。 この費用は株式報酬費用として認識され、資本が同額増加する。
2019年度および2020年度の付与	2019年12月2日に、24.96ドルの発行価格で698,862株が付与された。なお、報酬フレームワーク再構築イニシアチブの一部として変動報酬が変更された（2020会計年度に発効）ことを受け、これが現在の形式での最後の従業員株式オファーとなる。 2018年12月3日に、26.91ドルの発行価格で656,738株が付与された。

株式後渡し制度**i) ANZインセンティブ制度 (ANZIP) — 最高経営責任者(「CEO」)、グループ執行委員会(「ExCo」)、および銀行役員説明責任制度(「BEAR」)のその他の説明責任対象役員**

資格	グループCEO、ExCoおよび内部監査担当グループ・ジェネラル・マネージャー(「GGM IA」)
付与	CEOの年間変動報酬(「AVR」)の50%相当、ExCo(最高リスク責任者(「CRO」))を除く)の変動報酬(「VR」)の25%相当、ならびにCROおよびGGM IAのVRの33%相当を後渡し株式として受領
条件	取締役会が変動報酬の付与を承認した日から少なくとも1から4年にわたって繰り延べられる。

ii) ANZIP (CEO、ExCoおよびBEARのその他の説明責任対象役員⁽¹⁾を除くすべての従業員)ならびにビジネス・ユニット・インセンティブ制度(「BUIP」)

資格	CEO、ExCoおよびGGM IA(すなわちBEARのその他の説明責任対象役員)を除くすべての従業員
付与	VRが150,000ドルまたはそれを上回る場合、80,000ドルを超えるVR金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は42,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって繰り延べられる。

iii) 長期のインセンティブ(LTIs)

資格	選定された従業員(CEO、ExCoおよびGGM IA(すなわちBEARのその他の説明責任対象役員)を除く)
付与	100%後渡し株式
条件	付与日から3年後に権利が確定

iv) 例外的な場合

放棄された報酬	例外的に、当グループは、前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、特定の従業員のANZ入社時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
人材確保	ANZにとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。

v) 追加情報

中止	取締役会が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合、通知により契約が終了した場合、または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することができる(「後渡し株式の権利」欄を参照のこと)。
割当額	すべての後渡し株式は、付与日までの1週間(付与日を含む)にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて、発行される。
費用計上額(公正価値)	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
2019年度および2020年度の付与	2020年度に、2,259,897株(2019年度:1,945,668株)の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は24.94ドル(2019年:25.39ドル)であった。
マルス(下方修正)	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は権利確定日までいつでも後渡し株式数を下方修正(ゼロまでの修正を含む)する裁量を有する。ANZのマルス(下方修正)規定については、2020年度報酬報告書のセクション5.3を参照のこと。後渡し株式の下方修正を行う取締役会の裁量権は、2020年度には行使されなかった(2019年:9,810個)。

(1) 英国の重要リスクテイクерおよび中国の重要リスクテイクерとして定義される役割については、現地の規制要件に従って、ANZIPの下での特定の繰延べ取決めも存在する。

ANZ従業員株式取得制度の費用計上

費用計上額(公正価値)	従業員株式オファー制度および株式後渡し制度により当行が2020年度に付与した株式の付与日に測定した公正価値は、株式数2,958,759株とVWAP24.81ドルに基づいて73.4百万ドル(2019年度:2,602,406株とVWAP26.01ドルに基づいて67.7百万ドル)である。

ANZ株式オプション制度

割当	当グループは、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割当てられると、議決権と配当請求権も付随して割当てられる。 各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間（付与日を含む）にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。
規則	オプションまたは権利の行使前に、株式無償割当、株主割当発行、または再編によりANZが株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。 ・ 株式無償割当—所有者のオプション行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。 ・ 株式割当発行—当グループは、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。 ・ 再編—権利に関して、株式無償割当またはANZの株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないよう、権利の個数または対象株式数を調整できる。 所有者には上記以外に参加する権利はない。 ・ オプションまたは権利の行使前におけるANZの有価証券の新規発行 ・ ANZ以外の法人（子会社など）の株式発行 取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。
費用計上	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、2020年度報酬報告書のセクション8.2.3を参照のこと。
マルス（下方修正）	ANZのマルス（下方修正）規定については、2020年度報酬報告書のセクション5.3を参照のこと。

2020年度および2019年度のオプション制度

i) 業績に基づく権利	
割当	当グループは、ANZの変動報酬プランの一環として、CEOおよびExCoに業績に基づく権利を付与しており、特定の従業員に業績に基づく権利を付与した。業績に基づく権利とは、4年間の権利確定期間⁽¹⁾および総株主利回り（TSR）の業績要件を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に付与する。業績要件に関する詳細については、2020年度報酬報告書のセクション5.2.3aを参照のこと。
権利確定	業績に基づく権利（業績要件を満たしている）の報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。2020年度には業績要件を満たさなかったことによりすべての業績に基づく権利が失効した。2019年度には、権利が確定した業績に基づく権利は、現金支払いが行われた47,195個の業績に基づく権利を除いて、株式の割当により支給された。
2020年度および2019年度の付与	2020年度には、520,172個（2019年度：885,810個）の業績に基づく権利を付与した。
マルス（下方修正）	業績に基づく権利の下方修正を行う取締役会の裁量権は、2020年度には行使されなかった（2019年：59,012個）。

(1) 2019年度中の付与については3年間。

ii) 後渡し株式の権利（業績要件なし）	
割当	後渡し株式の権利とは、一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に与えるものである。当グループは、制限期間中に配当が支払われないことについて権利の公正価値を調整する。
権利確定	株式報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。現金支払いが行われた後渡し株式の権利99,891個（2019年度：68,357個）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
2020年度および2019年度の付与	2020年度には、2,393,424個（2019年度：2,078,427個）の後渡し株式の権利（業績要件なし）が付与された。
マルス（下方修正）	後渡し株式の権利の下方修正を行う取締役会の裁量権は、2020年度には行使されなかった（2019年：11,824個）。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、および業績に基づく権

2020年11月4日現在、発行済の後渡し株式の権利は4,489,045個、その所有者は543名、発行済の業績に基づく権利は2,216,062個、その所有者は125名であった。

オプション／権利の変動

2020年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均（WA）行使価格および2020年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2019年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2020年 9月30日現在
オプション／権利数	6,688,538	2,913,596	(976,468)	0	(1,901,109)	6,724,557
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						19.94
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						151,829

2019年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均行使価格および2019年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2018年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2019年 9月30日現在
オプション／権利数	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						26.66
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						181,581

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績面の条件を満たしていないなど）を指す。

2019年および2020年度のオプション／権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2020年11月4日現在、

- ・ 2020年度末以降に付与された普通株式に対するオプション／権利はなかった。
- ・ 2020年度末以降のオプション／権利の行使の結果発行された株式は15,592株で、いずれも行使価格はゼロであった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当グループは、AASB第2号「株式報酬」の要件に従って、モンテ・カルロ価格モデルおよび／またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

次の表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2020年		2019年	
	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利
行使価格(ドル)	0.00	0.00	0.00	0.00
付与日の株価終値(ドル)	24.78	24.93	25.83	25.52
ANZ株価の予想ボラティリティ(%) ⁽¹⁾	20.0	20.0	20.0	20.0
権利の期間(年)	2.5	6.0	2.5	4.8
権利確定期間(年)	2.1	4.0	2.1	3.0
予定残存期間(年)	2.1	4.0	2.1	3.0
予定配当利回り(%)	6.0	6.0	6.0	6.0
無リスク金利(%)	0.77	0.74	1.96	2.05
公正価値(ドル)	21.95	9.07	22.87	9.40

(1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ繰延期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想変動率を見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2020年度に当グループが全従業員のために市場で買い付けた株式数は（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は4,882,936株、1株当たり平均株価は25.06ドルであった（2019年度：1株当たり平均25.99ドルで4,317,094株）。

32. 関係当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（「KMP」）とは、当グループのすべての取締役、ならびに当グループの戦略の方向性や経営管理に重要な責任を持つCEO直属の職員である。注記3「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、次のとおりである。

	2020年 (単位：千ドル)	2019年 (単位：千ドル) (1)
短期給付	19,260	15,784
退職後給付	414	415
その他長期給付	397	213
退職給付	-	2,112
株式報酬	8,198	6,184
合計	28,269	24,708

(1) 雇用期間が終了するまでは、開示された旧KMPを含めている。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。ローン商品の条件の詳細は、ANZ.comに掲載されている。KMP（その関係当事者を含む）に対して実行したローン（クレジットカード残高を含む）、保証または担保、および未実行の与信枠の総額は、以下のとおりであった。

	2020年 (単位：千ドル)	2019年 (単位：千ドル)
貸付金 (1)、(2)	31,808	26,884
未実行の与信枠	1,028	513
利息費用 (3)	888	739

(1) 過去の期間の残高は、僅かな時期のずれや省略を反映するために修正再表示されている。

(2) 残高は貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

(3) 利息費用は当期中のすべてのKMPに関するものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関連当事者を含む）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債、株式、株式の権利および株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	2020年 株数または個数	2019年 株数または個数 ⁽¹⁾
株式、オプションおよび権利	2,211,879	1,892,754
劣後債務	21,052	11,802

(1) 残高は貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

主要経営陣およびその関連当事者とのその他の取引

KMPおよびその関連当事者の当グループへの預金総額は48.4百万ドル（2019年：60百万ドル）であった。

KMPおよびその関連当事者とのその他の取引には、投資運用サービス手数料、ブローカーおよび銀行手数料に関して当グループに支払われた金額が含まれている。当グループは、KMPの職務の遂行に関連したセキュリティおよび事務サービスの費用を払い戻している。これらの取引は、通常の商業条件で行われており、他の従業員や顧客の場合と比べて有利なものではない。

関連会社

重要な関連会社については、注記26「関連会社に対する投資」で開示している。当年度中、全関連会社との間で実行された取引は、通常の商業的条件と同等の条件で行われた。

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	
関連会社からの未収金	354	664
関連会社への未払金	1,354	697
関連会社からの受取利息	-	93
関連会社からのその他の収入	500	-
関連会社に支払ったその他の費用	7,706	11,561
関連会社からの受取配当金	32,465	50,014

関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。当期中に関連会社からの未収金の償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。

33. コミットメント、偶発債務および偶発資産

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	227,819	209,340
保証および信用状	22,778	22,339
履行保証関連偶発債務	17,017	22,112
合計	267,614	253,791

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当グループが支払いを求められうる最短日に基づく、計227,819百万ドル（2019年度：209,341百万ドル）の未実行の与信枠が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状および履行保証関連偶発債務

保証、信用状および履行保証関連偶発債務は、保証、スタンバイ信用状、荷為替信用状など当グループが自己勘定において実行した取引に関するものである。

荷為替信用状では、輸出業者に対する代金支払いを保証する信用状を当グループが発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状の発行を条件にしている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払いを行う義務を当グループに負わせる負債である。

これらの取引に関連するリスクを反映するため、当グループは、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当グループが被りうる最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当グループが支払いを求められうる最短日に基づく、合計22,778百万ドル（2019年度：22,339百万ドル）の保証および信用状、ならびに合計17,017百万ドル（2019年度：22,112百万ドル）の履行保証関連偶発債務が、向こう12か月以内に満期を迎える。

その他の偶発債務

2020年9月30日現在、当グループには以下の事項に関する偶発債務が存在していた。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上（注記21を参照のこと）および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

規制および顧客に対するエクスポージャー

近年、当グループについて規制当局が関与する案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査、監視や検査の内容と規模、民事および刑事の強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない）、公式および非公式の調査、規制上の監督活動ならびに規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当グループは、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行った。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば現在では、担当する融資実務、規制されている貸付の要件、商品の適合性および販売、これらに課される利子および手数料や受給権、顧客救済措置、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場および金融取引における行為、資本市場取引、マネーロンダリング対策およびテロ資金対策の義務、報告および開示の義務ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方は、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方は、シンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSWまたはSIBORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法および（BBSWの訴訟のみ）組織犯罪排除法、商品取引法、ならびに不当利得原則に違反したと主張している。当行は、これらの訴訟で争っている。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。

資金調達を巡る訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に、上層部の従業員が認識しつつ故意に関わったと主張している件について、当行に対する刑事訴訟に取り掛かった。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに對し争っている。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に知らせるべきだったと主張している。当行は、この申し立てに對し争っている。

消費者信用保険に関する訴訟

2020年2月に、消費者信用保険商品の販売に関連する金融助言義務の違反、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および非良心的行為を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。保険商品の発行者であるQBEおよびOnePath Lifeも請求の被告となっている。当行は、この申し立てに対し争っている。

ESANDAのディーラー自動車ローンに関する訴訟

2020年8月に、ディーラーが手配したEsanda自動車ローンにおけるフレックス・コミッションの利用に関する不公正行為、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および衡平法上の錯誤を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。当行は、この申し立てに対し争っている。

王立委員会

2019年2月4日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が最終報告書を公表した。同委員会の調査結果および勧告により、追加コストが発生する結果となり、また、更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーもしくは、集団訴訟、個人請求または顧客救済や補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）につながる可能性がある。これらの結果と潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

保証および補償

当グループは、様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連する事項およびリスクを網羅して、購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当グループは、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく請求に晒されている。

精算および決済義務

特定のグループ会社は、様々な精算および決済の取決めを規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当グループの潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

特定のグループ会社は、ASXクリア（フューチャーズ）、ロンドン・クリアリング・ハウス（LCH）・スワップクリアおよびレポクリア、韓国取引所（KRX）、香港取引所（HKEX）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インド、上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、それらの会社が引き続き当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

グリンドレイズの事業の売却

2000年7月31日、当行は、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッド（グリンドレイズ）およびその他の特定の事業のスタンダード・チャータード・バンク（SCB）に対する売却を完了した。当行はこれらの事業に関する保証および補償を提供した。

補償対象事項には、1973年外国為替規制法に違反したと主張される1991年に実行された特定の取引に関して、インドの当局がグリンドレイズおよびその特定の役員に対して提起した民事罰手続きおよび刑事訴追が含まれている。

民事罰は2007年に課されたが、上訴の対象となっている。刑事訴追は現在防御の過程にある。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

34. 監査人報酬

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリア		
財務報告書の監査またはレビュー	8,059	9,036
監査関連業務 ⁽¹⁾	3,693	3,392
非監査業務 ⁽²⁾	25	114
合計⁽³⁾	11,777	12,542
KPMG オーストラリアの海外提携事務所		
財務報告書の監査またはレビュー	6,049	5,691
監査関連業務 ⁽¹⁾	1,677	2,316
非監査業務 ⁽²⁾	98	2
合計	7,824	8,009
監査人報酬合計	19,601	20,551

(1) 内訳は、健全性および規制に関する業務が3.61百万ドル（2019年度：4.47百万ドル）、コンフォート・レターが0.75百万ドル（2019年度：0.48百万ドル）、その他の業務が1.01百万ドル（2019年度：0.76百万ドル）である。

(2) 非監査業務の内容は、研修、方法や手続のレビューなどである。詳細は取締役会報告書に記載している。

(3) 物品・サービス税を含む。

当グループの方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに外部監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

35. 事業年度末以後の後発事象

2020年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、連結会社の財務書類および注記は、以下を含む2001年会社法に準拠している。
 - i) 第296条、オーストラリア会計基準および2001年会社規則により追加される要件に準拠している。
 - ii) 第297条、2020年9月30日現在の連結会社の財務状態および同日に終了した事業年度における連結会社の業績について真実かつ公正に表示している。
- b) 連結会社の財務書類の注記には、連結会社の財務書類ならびに注記が国際財務報告基準に準拠しているという記載が含まれている。
- c) 取締役は、2001年会社法第295条Aで要求される宣言を与えられた。
- d) 取締役の意見では、支払期日到来時において当行に債務の支払能力があると信ずるに足る合理的な根拠がある。

取締役の決議に従って署名されている。

ポール・O・オサリバン
会長
2020年11月4日

シェイン・C・エリオット
マネジング・ディレクター

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 個別財務書類

損益計算書

9月30日終了事業年度	注記	2020年		2019年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息 ⁽¹⁾		21,739	1,710,642	27,599	2,171,765
支払利息		(11,855)	(932,870)	(17,452)	(1,373,298)
純利息収益	2	9,884	777,772	10,147	798,467
その他営業収入	2	4,204	330,813	4,553	358,276
保険事業収入純額	2	-	-	7	551
関連会社投資の持分（損失）/利益	2	(1)	(79)	(1)	(79)
営業収入		14,087	1,108,506	14,706	1,157,215
営業費用	3	(7,788)	(612,838)	(7,784)	(612,523)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益		6,299	495,668	6,922	544,692
貸倒引当金繰入額	12	(2,337)	(183,899)	(714)	(56,185)
税引前利益		3,962	311,770	6,208	488,508
法人税	4	(1,156)	(90,966)	(1,761)	(138,573)
当期利益		2,806	220,804	4,447	349,934

(1) 償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について、実効金利法を使用して算出された受取利息18,232百万ドル（2019年度：23,678百万ドル）を含む。

後述の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度	2020年		2019年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期利益	2,806	220,804	4,447	349,934
その他の包括利益				
将来、損益に組み替えられない項目				
投資有価証券－FVOCIで測定される持分証券	(151)	(11,882)	45	3,541
その他の準備金増減	23	1,810	98	7,712
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目				
為替換算調整勘定	(109)	(8,577)	209	16,446
その他の準備金増減	587	46,191	915	72,001
上記項目に帰属する法人税	(149)	(11,725)	(301)	(23,686)
その他の包括利益（税引後）	201	15,817	966	76,015
当期包括利益合計	3,007	236,621	5,413	425,949

後述の注記は本財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	2020年		2019年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産					
現金および現金同等物	7	98,083	7,718,151	77,949	6,133,807
ANZの未収決済残高		7,116	559,958	3,442	270,851
支払担保		13,012	1,023,914	13,461	1,059,246
売買目的有価証券	8	38,423	3,023,506	34,217	2,692,536
デリバティブ金融商品	9	130,552	10,273,137	116,544	9,170,847
投資有価証券	10	80,284	6,317,548	73,355	5,772,305
正味貸付金および前渡金	11	488,002	38,400,877	484,655	38,137,502
規制上の預け金		199	15,659	215	16,918
被支配法人に対する債権		100,654	7,920,463	88,874	6,993,495
被支配法人に対する持分	23	15,022	1,182,081	15,467	1,217,098
関連会社に対する投資		20	1,574	18	1,416
当期税金資産		155	12,197	254	19,987
繰延税金資産 ⁽¹⁾		1,744	137,235	1,245	97,969
のれんおよびその他の無形資産	19	1,097	86,323	1,367	107,569
土地建物および設備機器 ⁽¹⁾		2,643	207,978	971	76,408
その他資産		2,072	163,046	2,798	220,175
資産合計		979,078	77,043,648	914,832	71,988,130
負債					
ANZの未払決済残高		19,556	1,538,862	9,342	735,122
受取担保		8,074	635,343	7,005	551,123
預金およびその他の借入金	13	558,136	43,919,722	524,241	41,252,524
デリバティブ金融商品	9	131,230	10,326,489	117,340	9,233,485
被支配法人に対する債務		100,932	7,942,339	89,683	7,057,155
当期税金負債		81	6,374	118	9,285
繰延税金負債		79	6,217	67	5,272
支払債務およびその他の負債 ⁽¹⁾		8,070	635,028	6,621	521,006
従業員受給権		441	34,702	450	35,411
その他引当金	20	2,157	169,734	1,905	149,904
発行済社債	14	97,050	7,636,865	104,846	8,250,332
負債合計		925,806	72,851,674	861,618	67,800,720
純資産		53,272	4,191,974	53,214	4,187,410
株主資本					
普通株式資本	21	26,454	2,081,665	26,413	2,078,439
準備金	21	1,018	80,106	840	66,100
利益剰余金 ⁽¹⁾	21	25,800	2,030,202	25,961	2,042,871
株主資本合計	21	53,272	4,191,974	53,214	4,187,410

(1) 2019年10月1日のAASB第16号の適用により、使用权資産21億ドルが土地建物および設備機器に計上され、リース負債21億ドルが支払債務およびその他の負債に計上された。この結果、利益剰余金の期首残高が72百万ドル減少し、繰延税金資産が31百万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。詳細は、注記1を参照のこと。

後述の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

9月30日終了事業年度	2020年		2019年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	2,806	220,804	4,447	349,934
営業活動による（に使用された）純キャッシュフローとの調整：				
予想信用損失引当金	2,337	183,899	714	56,185
減価償却費および償却費 ^{(1),(2)}	1,214	95,530	738	58,073
のれんの減損	10	787	-	-
正味デリバティブ/外貨換算調整	(2,175)	(171,151)	5,004	393,765
富裕層オーストラリアへの投資の減損	42	3,305	-	-
ANZシェア・インベスティングへの投資の減損	2	157	147	11,567
投資の売却による（利益）/損失	11	866	(273)	(21,482)
その他の非現金項目の増減	20	1,574	31	2,439
営業資産の純（増加）/減少：				
支払担保	33	2,597	(3,839)	(302,091)
売買目的有価証券	1,908	150,141	(6,393)	(503,065)
正味貸付金および前渡金	(7,526)	(592,221)	(3,740)	(294,301)
正味グループ内貸付金および前渡金	(393)	(30,925)	5,301	417,136
その他資産	(26)	(2,046)	(85)	(6,689)
営業負債の純増加/（減少）：				
預金およびその他の借入金	40,662	3,199,693	(1,109)	(87,267)
ANZの未払決済残高	10,286	809,405	(642)	(50,519)
受取担保	1,426	112,212	619	48,709
その他の負債	(9,121)	(717,731)	955	75,149
調整額合計	38,710	3,046,090	(2,572)	(202,391)
営業活動による純キャッシュフロー⁽³⁾	41,516	3,266,894	1,875	147,544
投資活動によるキャッシュフロー				
投資有価証券資産：				
購入	(33,731)	(2,654,292)	(22,583)	(1,777,056)
売却または満期による手取金	25,346	1,994,477	18,440	1,451,044
IOOF担保付債券（の返済）／による手取金	(800)	(62,952)	800	62,952
事業売却による手取金、売却事業保有現金控除後	688	54,139	185	14,558
被支配法人に対する持分の純増減額	(75)	(5,902)	(132)	(10,387)
その他資産	(567)	(44,617)	(648)	(50,991)
投資活動（に使用された）純キャッシュフロー	(9,139)	(719,148)	(3,938)	(309,881)
財務活動によるキャッシュフロー				
発行済社債： ⁽⁴⁾				
発行額	10,064	791,936	20,450	1,609,211
償還額	(17,179)	(1,351,816)	(18,938)	(1,490,231)
配当金支払額 ⁽⁵⁾	(2,861)	(225,132)	(4,481)	(352,610)
自己株式の市場での購入	(122)	(9,600)	(112)	(8,813)
リース負債の返済 ⁽⁶⁾	(267)	(21,010)	-	-
株式買戻し	-	-	(1,120)	(88,133)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(10,365)	(815,622)	(4,201)	(330,577)
現金および現金同等物の純（減少）／増加	22,012	1,732,124	(6,264)	(492,914)
現金および現金同等物の期首残高	77,949	6,133,807	80,227	6,313,063
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	(1,878)	(147,780)	3,986	313,658
現金および現金同等物の期末残高	98,083	7,718,151	77,949	6,133,807

- (1) AASB第16号の適用により2019年10月1日に計上された使用権資産の減価償却費を含む。比較情報は修正再表示されていない。
- (2) 急速に変化するテクノロジーおよび事業上の必要性に起因したソフトウェアの耐用年数の短縮を反映するために当行のソフトウェア償却方針の変更を適用したことによる、加速償却費184百万ドルを含む。詳細は、注記19「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。
- (3) 営業活動による純キャッシュフローには、法人税納付額1,596百万ドル（2019年度：1,875百万ドル）を含む。
- (4) 債券発行による現金以外の変動は、公正価値ヘッジによる損失532百万ドル（2019年度：2,106百万ドルの損失）および外国為替差益858百万ドル（2019年度：3,290百万ドルの損失）を含む。
- (5) 配当金再投資制度に対応するための株式購入に伴うキャッシュ・アウトフローは、配当金支払額に分類されている。
- (6) AASB第16号の適用により2019年10月1日より認識を開始したリース負債の返済に関連している。比較情報は修正再表示されていない。

後述の注記は本財務書類の一部である。

持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2018年10月1日現在	27,533	2,166,572	(56)	(4,407)	26,399	2,077,337	53,876	4,239,502
AASB第9号への移行による影響	-	-	5	393	(483)	(38,007)	(478)	(37,614)
当期利益	-	-	-	-	4,447	349,934	4,447	349,934
当期その他の包括利益	-	-	894	70,349	72	5,666	966	76,015
当期包括利益合計	-	-	894	70,349	4,519	355,600	5,413	425,949
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,481)	(352,610)	(4,481)	(352,610)
グループ株式買戻し ⁽²⁾	(1,120)	(88,133)	-	-	-	-	(1,120)	(88,133)
その他の資本増減：								
その他の項目	-	-	(3)	(236)	7	551	4	315
2019年9月30日現在	26,413	2,078,439	840	66,100	25,961	2,042,871	53,214	4,187,410
AASB第16号への移行による影響	-	-	-	-	(72)	(5,666)	(72)	(5,666)
当期利益	-	-	-	-	2,806	220,804	2,806	220,804
当期その他の包括利益	-	-	183	14,400	18	1,416	201	15,817
当期包括利益合計	-	-	183	14,400	2,824	222,221	3,007	236,621
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(2,922)	(229,932)	(2,922)	(229,932)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	61	4,800	-	-	-	-	61	4,800
その他の資本増減：								
当グループの従業員株式取得制度	(20)	(1,574)	-	-	-	-	(20)	(1,574)
その他の項目	-	-	(5)	(393)	9	708	4	315
2020年9月30日現在	26,454	2,081,665	1,018	80,106	25,800	2,030,202	53,272	4,191,974

- (1) 配当金再投資制度（DRP）に基づいて、2020年度中間配当に伴い3.4百万株が発行された（株式を市場で購入し、DPRに参加する株主に直接引き渡したため、2019年度最終配当および中間配当に伴う株式発行はゼロ）。2020年度におけるDRP向けに市場で購入した株式は、185百万ドル（2019年度：432百万ドル）であった。
- (2) 当行は、2019年度に1,120百万ドル相当のANZ普通株式を購入したことで、30億ドルの市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた。

後述の注記は本財務書類の一部である。

[前へ](#)

[次へ](#)

財務書類注記

1. 当行の財務書類について

本書は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」または「ANZ」）の2020年9月30日に終了した事業年度の財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。

2020年11月4日、取締役はこれらの財務書類の発行に関する決議を承認した。

財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 情報の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当行の業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中の当行事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来の当行の業績に影響する重要な業務に関する情報（定性的要因）
- ・ 2001年会社法、1959年銀行法の規制要件に基づく、もしくはオーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）など当行の主たる規制当局により求められる情報

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当行の財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

本財務報告書は、オーストラリア会計基準（AAS）、およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計報告基準（IFRS）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告書（Tier 1）（会社法の定義に基づく）である。

当行は、2001年会社法に基づく報告主体であり、連結財務書類の作成を免除されていない。当行の財務書類は、オーストラリアの金融サービスの免許の要件に基づき、2001年会社法第7.8条の財務報告義務を充足する目的で作成されている。

当行は、ANZグループの最終的な親会社である。当行は、オーストラリアおよび海外の支店で実施される以下の業務により構成される。

- ・ リテールおよび商業業務
- ・ 法人業務
- ・ テクノロジー、サービス&オペレーションズおよびグループ・センター業務

当グループの連結財務諸表は、2020年度年次報告書の一部として

<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review>に掲載されており、登記上の事務所および主な事業地で同財務諸表の写しを入手することができる。

これらの財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の企業向け（財務書類／取締役会報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。

測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品、また公正価値ヘッジの場合、公正価値調整は基礎となるヘッジ・エクスポージャーに対して行われる
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものと指定されている金融資産および金融負債
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

AASB第119号「従業員給付」に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで関連する機能通貨へ換算される。報告日において、外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨である豪ドルへ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定される非貨幣性項目の換算差額は、公正価値評価損益の一部として表示される。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券に分類された非貨幣性項目に関して、換算差額は、計上された公正価値損益の一部としてその他の包括利益に含まれる。

重要な判断および見積り

当行の会計方針を適用する目的で、経営陣は数多くの判断を下し、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考え重要な判断および見積りに関する詳しい情報は、関連する財務書類注記に含まれている。

コロナウィルス感染症（「COVID-19」）の世界的流行

COVID-19の世界的流行とその世界経済への影響は、当行の顧客、営業および業績に影響を及ぼしている。感染拡大により、政府は国民の健康、地域経済および生活を守るためかつてない水準での対応を与儀なくされた。その影響は様々な地域で様々な時期に様々な程度において生じており、また感染の波のリスクは今後も存続する。このように、世界的流行が本財務書類の作成における見積りの不確実性を大幅に高めており、これには以下が含まれる。

- ・ ウィルスのまん延を封じ込めるための政府、企業および消費者の行動から生じる事業の中断の範囲および期間。
- ・ 予期される景気後退の程度および期間ならびにその後の回復。これには、資本市場および流動性への影響、信用の質、失業の増加、消費者支出の減少、生産の縮小ならびにその他の組織再編活動が含まれる。
- ・ 企業および消費者がこの混乱および景気後退から抜け出せるよう支援するための、政府および中央銀行による措置の有効性。

当行は、2020年3月31日現在における将来の事象について、取締役がこのような状況下で合理的と考える見込みおよび仮定を反映した経済状況の予想に基づく様々な会計上の見積りを本財務書類において行った。これらの見積りの作成には、相当な判断を伴っている。基礎となる仮定もまた、多くの場合当行の支配が及ばない不確実性の影響を受ける。したがって、予測した事象は予期したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況は予想とは異なる可能性が高く、こうした相違による影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。

これらの予測および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失、公正価値測定および非金融資産の回収可能価額の評価に関連している。

COVID-19の世界的流行がこれらの見積りのそれぞれに及ぼす影響は、本財務書類の関連する注記で説明されている。本財務書類の読者は、上記の内在する不確実性に照らしてこれらの開示を慎重に検討すべきである。

当期に採用された会計基準

AASB第16号「リース」（「AASB第16号」）

AASB第16号は、2019年10月1日より当行に適用され、従来の基準であるAASB第117号「リース」（「AASB第117号」）から置き換わった。AASB第16号は、主に従来オペレーティング・リースに分類されていた当行の不動産およびテクノロジー関連のリースに影響を及ぼす。AASB第117号の下では、オペレーティング・リースは貸借対照表に認識されず、賃借料がリース期間にわたって費用計上されていた。

AASB第16号の下で、当行は単一会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識する。その結果、当行は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（「ROU」）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。損益計算書において、当行はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。結果として、リース期間にわたって費用が一定であった従前の基準に対して、リース費用はリース期間の早期に多くなり、リース期間の後期に少なくなる。リース期間にわたっての累積費用は変化しない。

当基準で認められているとおり、当行は少額項目および短期リース（12か月未満）についてROU資産およびリース負債を認識しない。その代わりに、これらのリースに伴う支払リース料は、損益計算書上、リース期間にわたって定額法で営業費用として認識される。

当行は修正遡及移行アプローチを適用し、これによって当初のリース負債は移行日現在の残存リース料の現在価値に基づいて認識される。金額の大きな特定の商業用およびリテール用リースについて認識された当初ROU資産は、AASB第16号が当該リースに常に適用されていたと仮定して測定された。他のすべてのリースについては、当初ROU資産は当初リース負債と同額で測定された。

AASB第16号の適用の際、経営陣は、リース期間の決定、割引率およびリースを含む取決めの識別を含む、一定の重要な判断を行うことが求められる。オプションの行使が当行において合理的に確実である場合、リース期間には延長オプションも含まれる。この評価には、オプションの行使について当行に経済的インセンティブが生じる事実や状況についての検討が含まれる。

修正遡及移行アプローチに基づき、当行は、支払債務およびその他の負債に計上されているリース負債21億ドル、ならびに土地建物および設備機器に計上されている使用権資産21億ドルを認識した。この結果として、2019年10月1日現在で、利益剰余金の期首残高が72百万ドル減少し、繰延税金資産が31百万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。

また、当行は修正遡及移行アプローチの下で認められている以下の実務上の簡便法を適用することを選択した。

- a) 移行日時点でのROU資産の減損は、以前にAASB第117号に基づき2019年9月30日現在で認識された不利なリースの引当金に依拠して評価された。
- b) 移行日より前に開始されたリースに伴う当初直接費用は、移行時に認識されたROU資産の帳簿価額から除外された。
- c) 移行日時点で残存期間が12か月未満の特定のリースについては、ROU資産もリース負債も認識されず、これらのリースは短期リースとして扱われ、すべての支払リース料は発生時に賃借料費用として認識された。
- d) リース期間を延長するオプションが含まれる契約上のリース期間を決定するために、事後的判断が用いられた。

下表では、2019年9月30日現在、AASB第117号に従って開示されているオペレーティング・リース・コミットメントを、2019年10月1日現在、AASB第16号に従って認識された期首リース負債に調整している。

	(単位：百万ドル)
2019年9月30日現在のオペレーティング・リース・コミットメント	1,757
延長オプションによるリース期間の延長	559
少額リースおよび12か月未満のリースの除外	(19)
サービス部分の除外	(8)
その他	(3)
割引前支払リース料合計	2,286
加重平均追加借入利率2.06%による割引の影響	(138)
AASB第16号に基づく2019年10月1日現在のリース負債合計	2,148

本報告期間中に、ANZは次の金額を損益計算書で認識した。

	(単位：百万ドル)
ROU資産の減価償却費	353
リース負債に係る支払利息	43
補填引当金に係る支払利息	1
少額リースおよび12か月未満のリースに関連する賃借料費用	13
サブリースに関連するその他収入	21

当行が貸し手としての役割を果たすリースの取決めに関連する当行の会計方針は、当行が特定のリース不動産をサブリースしている場合を除き、AASB第16号の下で変更はされていない。当行が中間的な貸し手としての役割を果たす場合、当行は原リースのROU資産を参照して、当該サブリースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類する。オペレーティング・サブリースからの収入は、損益計算書のその他営業収入で認識される。

金利指標改革

背景説明

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）などの銀行間取引金利（「IBOR」）は、デリバティブ、貸付および有価証券の参照金利ならびに金融商品の評価におけるパラメーターとしての機能を果たし、世界の金融市場で不可欠な役割を果たしている。

近年のIBOR金利の信頼性に係る不確実性により、規制当局、中央銀行および市場参加者は代替する無リスク指標参照金利（「RFR」）への移行に向けた取組みを行い、また、各法域における市場主導の作業グループは代替する無リスク参照金利を提言し、この金利が次第に採用されつつある。こうした新しい指標への移行の進展の結果として、2022年1月1日以降のIBOR指標の将来に重要な不確実性が生じた。

会計の変更

これらの指標金利の（特にLIBORの）長期的な存続可能性についての不確実性に対応して、国際会計基準審議会（「IASB」）は金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するためのプロジェクトを設置した。LIBORからの移行は、ヘッジ会計ならびに公正価値評価手法および開示を含む、金融商品会計の様々な要素に影響を及ぼすと見込まれる。

2019年10月、AASBはAASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の改訂—金利指標改革」を発行し、金利指標改革によって引き起こされた不確実性による潜在的影響からの救済措置を提供するために、特定の既存のヘッジ会計要件を改訂した。当行は本改訂を2019年10月1日から早期適用することを選択したが、この適用は当行に重要な影響を及ぼしていない。

本改訂は、改革までの期間において、当行が現行のAASB第139号におけるヘッジ有効性要件を将来に向かって充たす能力に起因した不確実性に関する会計上の影響に対処している。ヘッジ対象（発行済社債など）および関連するヘッジ手段（金利スワップなど）がRFRを参照するようにいつ変更されるか、またはヘッジ対象と関連するヘッジ手段の両方が新しい金利へ同時に移行するのかが不明であるため、この不確実性が生じる。当行は、ヘッジ対象またはヘッジ手段のIBORに基づくキャッシュフローの時期または金額が金利指標改革により不確実性が生じるすべてのヘッジ関係の会計（キャッシュフロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジ）について本改訂を適用した。

2020年9月、AASBはAASB第2020-8号「オーストラリア会計基準の改訂—金利指標改革—フェーズ2」を発行し、これは当行に対して2022会計年度に強制適用される。この基準は、契約上のキャッシュフローもしくはヘッジ関係への影響など、既存のIBORからRFRへの移行時に当行が影響を受ける可能性がある問題に対処している。基準には以下の改訂が含まれる。

- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の変更
IBOR改革は、その影響が及ぶ当行の資産および負債に係る契約上のキャッシュフローの算定基準に変更をもたらすと見込まれている。この改訂では、IBOR改革に伴う契約上のキャッシュフローの算定基準の変更を、実行金利の更新を通じて考慮する実務上の便法を提供している。その結果として直ちに損益が認識されることはない。これは改革の直接的影響として当該変更が必要であり、また契約上のキャッシュフローの新たな算定基準が、従来の基準と経済的に同等である場合にのみ適用されるものである。
- ・ ヘッジ関係に対する追加の救済
この基準はまた、当行のIBORの移行後の既存ヘッジ関係の会計の維持を支援する、いくつかの既存のヘッジ会計の要件も改訂している。当行は引き続き、金利改革に伴う変更により生じるものを含め、現存するヘッジの非有効部分を損益計算書において計上する。

当行は、新たな基準が財務書類に及ぼす影響の評価を進めている。

IBOR改革の影響

当行は、社債の発行、構造的な金利リスクのポジション、投資有価証券の保有、すなわち、当行のTSOおよびグループ・センターの資金管理事業ならびに法人部門のマーケット事業における外貨建て商品および関連するヘッジ活動を通じてIBORに対するエクスポージャーを有している。

当行は、この移行を管理するために、全社的な指標移行プログラムを確立した。RFRは値付け、リスク管理、文書化およびヘッジの取決めを含む内部プロセスおよびシステムに適用されるため、当該プログラムには、RFRへの移行に対応するために必要な評価および措置が含まれている。このプログラムには顧客に対する影響の管理も含まれている。

IBOR改革が当行のヘッジ関係に及ぼす影響

一部のIBORはRFRによる代替の対象となる。当行にはIBORを参照してヘッジ会計されているヘッジ関係があり、当行のヘッジ関係がエクスポージャーを有するヘッジ関係の最も重要な金利指標は、米ドルLIBOR、ユーロ銀行間金利（「Euribor」）、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）およびバンク・ビル・マーケット（「BKBW」）である。

これらの指標のうち、当行はBBSW、BKBWおよびEuriborは指標金利として当面存続すると見込んでおり、したがって、BBSW、BKBWまたはEuriborを指標とする公正価値ヘッジまたはキャッシュフロー・ヘッジはIBOR改革によって直接的な影響を受けないと考えている。

以下の表は、IBOR改革によって影響を受けることになる、当行のヘッジ関係に指定された主として米ドルLIBORのエクスポージャーの帳簿価額の詳細を示している。関連するヘッジ手段の名目金額も含まれている。

ヘッジ対象	2020年9月30日現在		
	米ドルLIBOR エクスポージャー (単位：百万ドル)		
FVOCIで測定される投資有価証券			15,002
正味貸付金および前渡金			111
発行済社債			23,701

ヘッジ手段	2021年12月31日まで 指定された名目金額	2021年12月31日以降について 指定された名目金額	名目金額合計
		(単位：百万豪ドル)	
公正価値ヘッジ	10,316	26,625	36,941
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,055	1,055

2020年9月30日現在、当行はまた、ヘッジ会計関係で指定された英ポンドLIBORおよび日本円LIBORのエクスポージャーをそれぞれ927百万ドルおよび2,131百万ドル保有している。

当行は、IBOR改革によって影響を受けるヘッジ会計関係の他に、改革対象のIBORを参照するその他の金融商品に対するエクスポージャーを保有している。当行は、移行によって予期せぬ結果や混乱が生じないように、IBORからRFRへの移行に関連する市場の動向と、それが当行の金融資産および金融負債に及ぼす影響を引き続き監視している。

AASB解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」（「AASB解釈指針第23号」）

AASB解釈指針第23号は、2019年10月1日より当行に適用された。この解釈指針は、法人税の処理に関して不確実性がある場合の、AASB第112号「法人所得税」における認識および測定の要件の適用を明確化している。当行の現行の方針はAASB解釈指針第23号の要件と一致しているため、この解釈指針による当行への重要な影響はなかった。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の改訂、解釈指針が公表されているが、2020年9月30日終了年度の財務書類について適用義務はなく、当行による本財務書類の作成において適用はされていない。これらの会計基準の詳細は以下に記載されている。

一般ヘッジ会計

AASB第9号は、会計と、財務リスクおよび非財務リスクの両方をヘッジする際に行われるリスク管理活動をより整合させる新たなヘッジ会計要件を導入している。

AASB第9号は、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の進行中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号のヘッジ会計要件を引き続き会計方針として適用する選択肢を与えている。当行は現在、AASB第139号のヘッジ会計要件を適用している。

AASB第17号「保険契約」（AASB第17号）

AASB第17号の最終版は2017年7月に公表されたが、2023年10月1日まで当行には適用されない。これは、AASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「一般保険契約」、AASB第1038号「生命保険契約」に置き替わるものである。AASB第17号は、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めている。

AASB第17号に基づく測定、表示および開示要件は、現行の会計基準と大きく異なる。保険契約について認識される利益の合計は変わらないが、収益認識の時期が変わる見込みである。

AASB第17号が当行に重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

概念フレームワークの改訂

2019年6月、AASBは財務報告の概念フレームワークを改訂した。新しいフレームワークには、資産および負債の認識および認識中止のための最新の定義および判定基準が含まれている。さらに、改訂概念フレームワークでは、測定基準を選択する際に考慮する要素を含む、測定に関する新しい概念が導入されている。この改訂概念フレームワークは、2020年10月1日より当行に適用されるが、当行に重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

2. 営業収入

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益		
受取利息の金融資産の種類別の内訳		
投資有価証券—FVOCI	883	1,329
償却原価で測定される金融資産	17,349	22,349
売買目的有価証券	429	627
受取利息—外部	18,661	24,305
受取利息—被支配法人	3,078	3,294
受取利息	21,739	27,599
支払利息の金融負債の種類別の内訳		
償却原価で測定される金融負債	(7,602)	(13,191)
空売り有価証券	(91)	(104)
損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	(65)	(81)
支払利息—外部	(7,758)	(13,376)
支払利息—被支配法人	(3,691)	(3,713)
支払利息	(11,449)	(17,089)
大手銀行税	(406)	(363)
純利息収益	9,884	10,147
その他営業収入		
i) 受取手数料		
貸付手数料 ⁽¹⁾	532	546
—非貸付手数料	2,087	2,241
—コミッション	67	76
—資産運用収入	34	25
受取手数料—外部	2,720	2,888
受取手数料—被支配法人	855	905
受取手数料	3,575	3,793
—支払手数料およびコミッション	(999)	(999)
受取手数料（純額）	2,576	2,794
ii) その他収入		
為替差益およびその他金融商品による収益（純額） ⁽²⁾	1,443	896
被支配法人から受領した配当金	195	873
投資の売却による（利益）/損失	(11)	69
投資の評価減	(2)	(147)
持分証券に係る受取配当金	26	28
その他	(23)	40
その他収入 ⁽³⁾	1,628	1,759
その他営業収入	4,204	4,553
保険事業収入純額	-	7
関連会社投資の持分（損失）/利益	(1)	(1)
営業収入⁽⁴⁾	14,087	14,706

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

(3) その他収入合計は、天津銀行からの外部受取配当金26百万ドル（2019年度：27百万ドル）を含む。

(4) 2020年度における顧客救済費用286百万ドル（2019年度：226百万ドル）を含む。

認識および測定**純利息収益****受取利息および費用**

売買目的保有、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産、または損益を通じて公正価値評価に指定されているものなど、すべての金融商品の受取利息および費用は、純利益収益として認識する。当行は、償却原価で保有する資産の償却原価を算出する際、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の受取利息を認識する際に、実効金利法を用いている。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割り引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、当行の特定の負債に対し0.06%で課税する。当行は、当該銀行税は当行の資金調達コストを示しており、この406百万ドル（2019年度：363百万ドル）を支払利息の一部として含めることを決定した。

その他営業収入**手数料およびコミッション収益**

当行は、顧客との契約から発生する手数料およびコミッション収益を、（a）履行義務が1報告期間を超える期間にわたって充足される場合には期間の経過に従って、または（b）履行義務が直ちにもしくは1報告期間内に充足される場合にはある一時点で認識している。

- 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。貸付手数料には、特定の貸付またはコミットメント手数料（当該貸付または保証を利用しない可能性が高い場合）、およびその他の手数料で原貸付商品とは別個に認識される区分可能な商品またはサービスの顧客への提供に関するもの（その他のANZ商品に関する便益を提供する年間パッケージ手数料を含む）が含まれている。
- 非貸付手数料には、預金およびクレジットカード口座に伴う手数料、インターチェンジ・フィーならびに外国送金などの特定の顧客取引に対する手数料が含まれる。当行が顧客に複数の商品またはサービスを同一の契約に基づいて提供する場合、当行は当該契約の取引価格を、各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて個別の履行義務に配分する。収益は、各履行義務の充足時に認識される。
- コミッションは、ANZが代理人として行動する場合の第三者からの手数料を表すもので、この場合は、第三者（保険のプロバイダー等）が顧客に商品およびサービスを提供するよう手配する。このような場合、ANZは顧客に原商品またはサービスを提供する主たる責任を負わない。当行が第三者に代わって代理人として行動している際に資金を回収する場合、当行は留保するコミッション純額のみを収益として認識する。コミッションが、当行の支配の及ばない要因によって変動する場合（例えば、トレイル・コミッション）、将来の期間に変動する金額の重大な戻入が必要とならない可能性が高い場合にのみ、収益が認識される。
- 資産運用収入は、投資助言の提供に対して顧客から得る手数料、ならびに投資ファンドに提供する資産運用サービスおよび助言に対する手数料を表す。収益は、投資助言が提供された時点、または資産運用サービスが提供された期間にわたって認識される。資産運用業務に伴うパフォーマンス・フィーは、当該パフォーマンス水準の達成の可能性が高くなった場合にのみ、認識される。

為替差益およびその他金融商品による収益（純額）

当行では、以下の為替差益およびその他金融商品による純収益を認識する。

- ・ 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- ・ 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）
- ・ 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分
- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象の公正価値調整の未償却額およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された金額
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された、もしくは売買保有目的の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定（「FVOCI」）に分類された負債性金融商品の売却時にFVOCI準備金から振り戻される金額
- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の認識中止時の利益または損失

被支配法人から受領した配当金

受取配当金は支払いを受ける権利が確定したときに収益として計上される。

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、当該資産からの重大なリスクおよび経済価値が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

関連会社投資の持分利益

関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当行の持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

3. 営業費用

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
人件費		
給与および関連費用	3,147	3,141
年金費用	277	252
その他	142	161
人件費⁽¹⁾	3,566	3,554
土地建物		
賃借料	58	383
減価償却費	427	99
その他	139	169
土地建物⁽²⁾	624	651
技術費（人件費を除く）		
減価償却費および償却費 ^{(2),(3)}	786	639
サブスクリプション・ライセンス費用および外注サービス費	586	477
その他	189	185
技術費（人件費を除く）⁽¹⁾	1,561	1,301
組織再編	127	56
その他		
広告・広報費	136	188
専門家報酬	614	482
運送料、文房具、郵便および通信	166	173
ロイヤルコミッション、法的費用	-	15
その他 ⁽⁴⁾	994	1,364
その他⁽¹⁾	1,910	2,222
営業費用⁽¹⁾	7,788	7,784

(1) 2020年度における顧客救済費用146百万ドル（2019年度：380百万ドル）を含む。

(2) 2019年10月1日付のAASB第16号の適用の結果、少額リースおよび12か月未満のリースを除き、オペレーティング・リースに伴う費用は、使用権資産の減価償却費およびリース負債に伴う支払利息として表示されている（比較情報は修正再表示されていない）。

(3) 2020会計年度中、当行は急速に変化するテクノロジーおよび事業上の必要性に起因したソフトウェアの耐用年数の短縮を反映するために、ソフトウェア償却方針の適用を変更した。これらの変更の結果として、2020年度には加速償却費用184百万ドルが計上されている。詳細は、注記19「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

(4) 2020年9月会計年度には、のれん償却10百万ドルを含む。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当行にサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用・年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員給付で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当行が負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定を含む。その結果は、報告日時点の市場利回りをを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利より決定される。

短期現金賞与の支給が見込まれる場合、当行が当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。

株式報酬を付与した後、従業員の退職、重大な不正行為による失職または解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れない。

当年度および前年度に当行が運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記26「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

4. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する計算上の法人税費用との調整：

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
税引前利益	3,962	6,208
計算上の法人税費用（税率30%）	1,189	1,862
永久差異に係る税効果：		
不要となった未払法人税	-	(8)
負債性金融商品に係る損金算入不能利息	52	81
海外税率差異	(31)	(40)
請求可能および益金不算入配当金	(58)	(262)
配当金の送金に課される外国税引当金	18	34
富裕層オーストラリアの売却調整額	8	74
その他	(2)	39
小計	1,176	1,780
過年度の法人税計上超過額	(20)	(19)
法人税費用	1,156	1,761
当期税金費用	1,689	1,901
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	(20)	(19)
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/（収入）	(513)	(121)
法人税費用	1,156	1,761
オーストラリア	1,028	1,583
海外	128	178
法人税費用	1,156	1,761
実効税率	29.2%	28.4%

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行は、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/収益および一時差異から生ずる繰延税金負債／資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、当行および連結納税グループの他のメンバー間での税拋出額に関する既支払額または未払計上額が、当行および連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

（収益勘定における）未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、合計で5百万ドルである（2019年度：6百万ドル）。

発生し得る追加の外国税額（海外支店の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定）に関連する未認識繰延税金負債は、合計14百万ドルである（2019年度：13百万ドル）。

認識および測定**法人税費用**

法人税費用は、当期税金と繰延税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務処理上の（課税所得）の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他の包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他の包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいている。当期税金は、未払額（または還付可能額）について、負債（または資産）が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率（および税法）に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

当期税金および繰延税金資産ならびに負債は、以下の場合についてのみ相殺する。

- ・ 同一税務当局により課された法人税に関係する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額で決済する意思がある場合。
- ・ 該当する管轄の税法で認められている場合。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションについて、引当金を決定する際に判断が求められる。当行では、事業活動を行っている各国で該当する法律を理解し、必要に応じて独立した助言を求め、それらに基づき税金負債を見積もる。

5. 配当金

普通株式配当

配当金は、決定され次第、財務書類に計上される。したがって、当会計年度について発表された最終配当金は、翌会計年度の計上および支払となる。

配当金	全体に占める割合	1株当たりの金額	配当金合計 (百万ドル)
2019会計年度			
2018年度最終配当金支払額 ^{(1)、(2)}		80.0セント	2,295
2019年度中間配当金支払額 ^{(1)、(2)}		80.0セント	2,267
ボーナス・オプション制度調整			(81)
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481
現金	90.4%		4,049
配当金再投資制度	9.6%		432
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481
2020会計年度			
2019年度最終配当金支払額 ^{(2)、(3)}		80.0セント	2,268
2020年度中間配当金支払額 ^{(1)、(2)}		25.0セント	709
ボーナス・オプション制度調整			(55)
2020年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			2,922
現金	93.7%		2,737
配当金再投資制度	6.3%		185
2020年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			2,922

発表済みで年度終了後に支払われる配当金	支払日	1株当たりの金額	配当金合計 (百万ドル)
2020年度最終配当金（オーストラリアの税金については全額フランキング済み、ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は1株当たり4ニュージーランド・セント）	2020年 12月16日	35.0セント	994

- (1) オーストラリアの税金については全額フランキング済み（税率30%）
- (2) ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は、2020年度中間配当金については3ニュージーランド・セント、2019年度最終配当金、2019年度中間配当金、2018年度最終配当金については9ニュージーランド・セント。
- (3) オーストラリアの税金については70%が一部フランキング済み（税率30%）。

配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度

当行の配当金再投資制度（DRP）に基づいて、適格株主は、配当受領権をANZの普通株式に再投資することができる。適格株主は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づき、配当受領権を放棄し、代わりにANZの普通株式を受領することができる。2020年度最終配当金のDRPへの参加分およびBOPへの参加分はANZの新規普通株式の発行によって履行される。DRPおよびBOPの価格に割引は適用されない。

DRPおよびBOPに関して当行が発行、購入した株式の詳細については、注記21「株主資本」を参照のこと。

配当に関するフランキング勘定

	通貨	2020年 (単位：百万ドル)	2019年
30%の税率で利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジット	AUD	477	35
ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除。 (オーストラリアにおける配当金についても加味し得るが、かかる 控除はニュージーランド居住者株主のみに用いることができる)	NZD	4,583	4,068

上記の額は、以下により調整された当事業年度末現在におけるオーストラリアのフランキング勘定を表す。

- ・ 未払法人税の納付によって生じる当事業年度末現在のフランキング・クレジット
- ・ 配当金の受取り/支払いによって生じるフランキング・クレジット/フランキング・デビット。これは、当事業年度末現在の未収還付税/未払法人税として認識された。

2020年度の最終配当案では、2020年9月30日現在で利用可能なフランキング・クレジット426百万ドルを利用する予定である。

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、ANZ普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する事業年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本性金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1 資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

当行のANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、支払予定日に配当金、分配金が支払われなかった場合、ANZ普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある（ただし、様々な例外も認められている）。

2020年7月、APRAは資本管理のガイダンスに関する最新情報を発表した。最新のガイダンスにおいて、APRAは景気見通しの不確実性は2020年4月以降いくらか緩和していること、ADIの財務予測とストレステストの結果を検討する機会を設けたことを認めた。2020年4月以降、これらの動向やその他の展開を勘案し、APRAはADIに、配当金支払いを含めて資本分配を引き続き慎重に計画すること、および、ADIの取締役会は暦年中に以下を行うべきであることを助言した。

- ・ 資本分配を決定する際、少なくとも利益の半分を留保するようにする（また可能であれば、配当再投資制度やその他のイニシアチブを利用して、資本分配による資本の減少を相殺するようにする）。
- ・ 意思決定の資料とするため、および継続的な貸出余力を証明するために、定期的にストレステストを実施する。
- ・ ストレスの影響を吸収するため資本バッファを活用し、引き続き家計および企業を支援するため貸付を行う

2020年度の1株当たり中間配当金25セント（2020年9月30日に支払い）、および2020年度の1株当たり最終配当金35セントは、上述の最新の規制ガイダンスを考慮している。

6. セグメント報告

当行の財務書類では、営業セグメントの開示は表示されていない。当行のセグメントに関して部門別に集計された情報は、当行の最高意思決定者（CODM）である最高経営責任者に定期的に提出される情報ではない。

当グループの営業セグメントの全詳細については、ANZグループ2020年度年次報告書
<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>の注記7「セグメント報告」に記載されている。

金融資産

以下に、当行が後述の注記での開示に関連している金融資産を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定

金融資産—全般

AASB第9号においては、金融資産に関して、償却原価による測定、損益を通じた公正価値による測定（「FVTPL」）、その他の包括利益を通じた公正価値による測定（「FVOCI」）の3つの分類がある。金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定分類に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルで保有されている。
- ・ FVOCI：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することまたは資産を売却することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ FVTPL：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

金融資産の公正価値オプション

金融資産をFVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、金融資産をFVTPLで測定するものとして取消不能の指定することができる。

7. 現金および現金同等物

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	1,084	934
3か月未満売戻条件付買入証券	34,501	24,939
中央銀行預け金	39,362	24,218
3か月未満のANZの未収決済残高	23,136	27,858
現金および現金同等物	98,083	77,949

8. 売買目的有価証券

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
政府債 ⁽¹⁾	27,917	24,789
社債および金融機関債 ⁽¹⁾	4,873	3,411
コモディティ	5,464	5,920
持分証券およびその他証券 ⁽¹⁾	169	97
売買目的有価証券	38,423	34,217

(1) 2020年、ANZは開発銀行および国際機関が発行した売買目的有価証券を、社債および金融機関債、持分証券およびその他証券から政府債に再分類した。そのため比較情報が修正再表示されて1,796百万ドルが政府債に再分類されており、その内訳は社債および金融機関債が1,584百万ドル、持分証券およびその他証券が212百万ドルである。

認識および測定

売買目的有価証券は、以下のいずれかの金融商品である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識される。

重要な判断および見積り

売買目的有価証券の公正価値の算定において、市場相場価格ではなく評価技法を用いる場合は、その適用の際に判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

9. デリバティブ金融商品

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
デリバティブ金融商品—売買目的保有	126,561	(128,028)	113,369	(114,413)
デリバティブ金融商品—ヘッジ関係に指定	3,991	(3,202)	3,175	(2,927)
デリバティブ金融商品	130,552	(131,230)	116,544	(117,340)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資をほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当行のデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	以下を目的として保有されるデリバティブ： ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当行で会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため（貸借対照表管理）。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メーカー活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	以下に関連して、原ポジションの変動に対応させることによって、純損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ： ・ 当行の金利リスク、通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当行は、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供し、利用する。

先渡	将来の一定の日に、名目上の元本金額に対して受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われずに、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当行は、次の市場要素の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物）およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	デフォルト時のカウンターパーティ・リスク。

デリバティブ金融商品一売買目的保有

当行のデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
金利契約				
金利先渡契約	92	(91)	80	(84)
先物契約	23	(124)	32	(99)
スワップ契約	102,260	(100,765)	82,258	(81,074)
買建オプション	1,673	-	1,451	-
売建オプション	-	(2,609)	-	(2,317)
合計	104,048	(103,589)	83,821	(83,574)
外国為替契約				
直物および先渡契約	10,525	(10,105)	13,723	(13,599)
スワップ契約	9,008	(12,002)	13,591	(15,151)
買建オプション	378	-	394	-
売建オプション	-	(476)	-	(501)
合計	19,911	(22,583)	27,708	(29,251)
コモディティ契約	2,571	(1,834)	1,806	(1,555)
クレジット・デフォルト・スワップ				
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	18	-	16	-
その他買建クレジット・デリバティブ	4	(3)	4	(10)
買建クレジット・デリバティブ	22	(3)	20	(10)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	(18)	-	(19)
その他売建クレジット・デリバティブ	9	(1)	14	(4)
売建クレジット・デリバティブ	9	(19)	14	(23)
合計	31	(22)	34	(33)
デリバティブ金融商品一売買目的保有	126,561	(128,028)	113,369	(114,413)

デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定

当行が使用する会計上のヘッジ関係は3種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済み資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当行のエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済み資産もしくは負債、確定契約または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジすること。	当行の外国事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 - ヘッジ対象リスクに関連する原項目の公正価値変動の全額、および - デリバティブの公正価値変動額。	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定（「FCTR」）で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	ヘッジ対象が純損益で認識される場合に限り、以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振替えられる。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、当該外国事業を売却または部分売却した場合にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

AASB第9号「金融商品」による会計方針の選択肢に従い、当行は引き続きAASB第139号「金融商品：認識および測定」のヘッジ会計要件を適用している。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2020年			2019年		
	名目金額	資産	負債 (単位：百万ドル)	名目金額	資産	負債
公正価値ヘッジ						
外国為替スワップ契約	-	-	-	21	1	-
外国為替直物および先渡契約	558	-	(9)	581	-	(9)
金利スワップ契約	79,416	2,272	(2,773)	84,195	1,752	(2,479)
金利先物契約	9,380	-	(103)	3,139	-	(27)
キャッシュフロー・ヘッジ						
金利スワップ契約	59,037	1,643	(261)	49,409	1,347	(311)
外国為替スワップ契約	2,943	63	(54)	2,934	75	(91)
外国為替直物および先渡契約	153	-	-	159	-	(1)
純投資ヘッジ						
外国為替直物および先渡契約	404	13	(2)	540	-	(9)
デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定	151,891	3,991	(3,202)	140,978	3,175	(2,927)

当行が2020年9月30日現在において保有するヘッジ手段の名目金額の満期状況は以下のとおりである。

名目金額		平均 レート	3か月 未満	3か月か ら12か月	1年から 5年	5年超	合計
				(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ							
金利	金利	1.57%	3,475	7,852	53,250	24,219	88,796
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.59	558	-	-	-	558
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	1.65%	4,253	12,692	40,013	2,079	59,037
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.72	38	613	1,157	1,288	3,096
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	TWD/AUD為替レート	20.29	258	146	-	-	404

当行が2019年9月30日現在において保有するヘッジ手段の名目金額の満期状況は以下のとおりである。

名目金額		平均 レート	3か月 未満	3か月か ら12か月	1年から 5年	5年超	合計
				(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ							
金利	金利	1.97%	3,195	14,463	48,727	20,949	87,334
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.38	602	-	-	-	602
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	2.10%	596	7,429	39,630	1,754	49,409
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	TWD/AUD為替レート	21.41	111	429	-	-	540

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当行の指定されたヘッジ関係の非有効部分による影響は、ヘッジ関係の種類別およびヘッジ対象リスク別に以下のとおりである。

2020年	非有効部分			キャッシュ フロー・ヘッジ 準備金またはFCTR から損益に再分類 された金額
	ヘッジ手段の 価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	損益で認識 されたヘッジ の非有効部分 (単位：百万ドル)	
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	166	(154)	12	-
外国為替	23	(23)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	352	(351)	1	(5)
外国為替	(15)	15	-	(2)
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	16	(16)	-	(15)
2019年	非有効部分			キャッシュ フロー・ヘッジ 準備金またはFCTR から損益に再分類 された金額
	ヘッジ手段の 価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	損益で認識 されたヘッジ の非有効部分 (単位：百万ドル)	
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	158	(155)	3	-
外国為替	(36)	36	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	850	(840)	10	1
外国為替	20	(20)	-	2
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	(35)	35	-	-

(1) ヘッジ手段はすべてデリバティブ金融商品に計上されている。

認識されたヘッジの非有効部分は、その他営業収入に分類されている。包括利益計算書での再分類調整は、純利息収益及びその他営業収入で認識されている。

2020年9月30日現在の当行の公正価値ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

貸借対照表上のヘッジ対象リスク 表示			帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正 価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
			(単位：百万ドル)			
固定金利貸付金および前 渡金	正味貸付金 および前渡金	金利	5,946	-	43	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(44,159)	-	(1,923)
固定金利投資有価証券 (FVOCI) ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	46,747	-	1,958	-
FVOCIで測定される持分証 券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	558	-	29	-
合計			53,251	(44,159)	2,030	(1,923)

2019年9月30日現在の当行の公正価値ヘッジに関連するヘッジ対象は以下のとおりである。

貸借対照表上のヘッジ対象リスク 表示			帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正 価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
			(単位：百万ドル)			
固定金利貸付金および前 渡金	正味貸付金 および前渡金	金利	1,242	-	12	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(49,928)	-	(1,412)
固定金利投資有価証券 (FVOCI) ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	41,362	-	1,662	-
FVOCIで測定される持分証 券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	581	-	52	-
合計			43,185	(49,928)	1,726	(1,412)

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品および資本性金融商品の帳簿価額には、公正価値ヘッジ調整を含めていない。これはヘッジ手段の損益と一致させるヘッジ関係の会計処理により、公正価値ヘッジ調整がその他の包括利益から損益計算書に振替えられることによる。

中止されたヘッジ関係に関連する貸借対照表に留保された公正価値調整の累積金額は、ゼロである（2019年度：5百万ドル）。

2020年9月30日現在の当行のキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ対象リスク		キャッシュフロー・ ヘッジ準備金		為替換算調整勘定	
		継続 ヘッジ	非継続 ヘッジ	継続 ヘッジ	非継続 ヘッジ
		(単位：百万ドル)			
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	1,508	30	-	-
変動金利顧客預金	金利	(193)	(15)	-	-
外貨建て発行済債券	外国為替	(2)	-	-	-
外貨建て投資有価証券	外国為替	10	-	-	-
発生する可能性の高い予想取引	外国為替	(1)	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	36	(149)

2019年9月30日現在の当行のキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

		キャッシュフロー・ヘッジ準備金		為替換算調整勘定	
		継続ヘッジ	非継続ヘッジ	継続ヘッジ	非継続ヘッジ
ヘッジ対象リスク		(単位：百万ドル)			
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	1,252	33	-	-
変動金利顧客預金	金利	(274)	(24)	-	-
外貨建て発行済債券	外国為替	14	-	-	-
外貨建て投資有価証券	外国為替	6	-	-	-
発生する可能性の高い予想取引	外国為替	3	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	35	(149)

以下の表は、リスクの種類ごとにキャッシュフロー・ヘッジ準備金の調整の詳細を表示している。

	金利	外貨	合計
	(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在残高	106	-	106
公正価値評価益	840	20	860
損益計算書への振替	1	2	3
法人税他	(257)	(5)	(262)
2019年9月30日現在残高	690	17	707
公正価値評価益	351	(15)	336
損益計算書への振替	(5)	(2)	(7)
法人税他	(105)	4	(101)
2020年9月30日現在残高	931	4	935

海外事業への純投資のヘッジの結果、当年度中に為替換算調整勘定は16百万ドル増加した（2019年度：-35百万ドル）。そのうち、15百万ドル（2019年度：ゼロ）が当年度中にFCTRから損益計算書に再分類された（2019年度：ゼロ）。

認識および測定	
認識	当初および各報告日に、すべてのデリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。 評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。 ・ カウンターパーティ・リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、信用評価調整（CVA） ・ デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達コストと利益を考慮する資金調達評価調整（FVA）
資産および負債の認識の中止	デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当行の契約上の義務が免除、取消または満了した際に、当行の貸借対照表から除外される。
損益計算書への影響	デリバティブ金融商品に係る損益を認識する方法は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それともヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。 ヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。ヘッジの種類別の純損益の取扱いについては、24ページ（訳注：原文のページ番号である。）の表を参照のこと。 ヘッジの非有効部分は、ベース・リスクおよびヘッジ対象とヘッジ手段の間で割引による差異から発生する可能性がある。ヘッジ手段は翌日物インデックス・スワップのディスカント・カーブを使用して割引かれており、この方法はヘッジ対象には適用されない。
ヘッジの有効性	ヘッジ会計として適格であるためには、ヘッジの有効性が高いと見込まれなければならない。ヘッジは、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。 ・ ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる（期待有効性） ・ ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である（事後有効性） 当行は、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観察できない評価インプットの選定、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. 投資有価証券

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券		
－負債証券	73,936	67,400
－持分証券	994	1,168
償却原価で測定される投資有価証券		
－負債証券 ⁽¹⁾	5,354	4,787
合計	80,284	73,355

	3か月 未満	3か月か ら12か月	1年から 5年	5年超	満期なし	合計
2020年投資有価証券	(単位：百万ドル)					
政府債 ⁽²⁾	5,770	12,763	30,887	17,600	-	67,020
社債および金融機関債 ⁽²⁾	633	1,700	7,104	71	-	9,508
その他の有価証券 ⁽²⁾	-	-	532	2,230	-	2,762
持分証券	-	-	-	-	994	994
合計	6,403	14,463	38,523	19,901	994	80,284

			(単位：百万ドル)			
2019年投資有価証券						
政府債 ⁽²⁾	7,359	13,863	29,306	11,711	-	62,239
社債および金融機関債 ⁽²⁾	247	1,069	6,121	21	-	7,458
その他の有価証券 ⁽²⁾	-	-	773	1,717	-	2,490
持分証券	-	-	-	-	1,168	1,168
合計	7,606	14,932	36,200	13,449	1,168	73,355

- (1) 予想信用損失引当金1百万ドルを含む(2019年度：1百万ドル)。
- (2) 2020年、ANZは開発銀行および国際機関が発行した投資有価証券を、社債および金融機関債から政府債に再分類した。そのため比較情報が修正再表示され、9,185百万ドルが社債および金融機関債から政府債に再分類された。さらにANZは一部の投資有価証券を政府債からその他の有価証券に再分類し、577百万ドルの再分類により比較情報が修正再表示された。

当事業年度中、当行は従来資本の部で繰り延べられていた利益のリサイクリングにより、投資有価証券に関連して21百万ドル(2019年度：26百万ドル)の純利益(税引前)を、その他営業収入に認識した。

FVOCI測定に分類された持分証券の帳簿価額は994百万ドル(2019年度：1,168百万ドル)であった。これには、当行の天津銀行(「BoT」)への投資934百万ドル(2019年度：1,106百万ドル)が含まれている。

認識および測定

投資有価証券は、売買以外の目的で保有される有価証券の形式の金融資産である（すなわち、譲渡可能な負債性金融商品または資本性金融商品）。例外として、当行の顧客貸付業務を円滑にするために使用されている為替手形（有価証券／譲渡性証書の一形態）は、契約内容をよりの確に反映するため（投資有価証券よりも）貸付金および前渡金に分類されている。

トレーディング目的以外の資本性金融商品は、商品毎にFVOCIで測定するものとして指定することができる。この選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他の包括利益から純損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類することができる。

投資有価証券として開示された資産は、22ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当行の金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、「投資有価証券－償却原価で測定される負債証券」および「投資有価証券－包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」に伴う予想信用損失は、注記12に概説されている会計方針に従って認識および測定される。「投資有価証券－その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」について、予想信用損失引当金（「ECL」）は資本の部のFVOCI準備金に計上され、対応する費用は損益で認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されない資産の公正価値の算定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観察できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 正味貸付金および前渡金

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
貸越	4,466	6,265
クレジットカード	5,990	7,788
手形融資	6,383	6,159
ターム・ローン－住宅	275,579	265,810
ターム・ローン－住宅以外	197,117	199,659
その他	2,133	1,454
小計	491,668	487,135
前受収益	(19)	(144)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料	572	585
貸付金および前渡金の総額（売却目的保有に分類される資産を含む）	492,221	487,576
予想信用損失引当金（注記12参照）	(4,219)	(2,921)
正味貸付金および前渡金	488,002	484,655
契約上の満期までの残存期間：		
1年以内	98,736	83,848
1年超	389,266	400,807
正味貸付金および前渡金	488,002	484,655
貸借対照表計上基準：		
償却原価	483,986	483,858
損益を通じた公正価値による測定（当初認識時に指定） ⁽¹⁾	4,016	797
正味貸付金および前渡金	488,002	484,655

(1) 2019年10月1日以降、当行は、一部のゴールドローンおよび預金商品の会計処理を変更した。これらは現在損益を通じた公正価値評価に指定されている。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当行が顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。

貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料／モーゲージ実行手数料であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価から貸倒引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時に損益を通じて公正価値評価するものとして個別に指定された場合もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当行の関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファイナリティは、上表では「その他」に含まれている。

当行は、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当行が譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は当行の貸借対照表に引き続き計上されるが、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合には、当行は当該資産の認識を中止する。

リスクと経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当行は当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当行は継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に認識される。

正味貸付金および前渡金として開示された資産は、22ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当行の金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、正味貸付金および前渡金に伴う予想信用損失は、注記12に概説されている会計方針に従って認識および測定される。

12. 予想信用損失引当金

次の表は、当年度中のECL引当金の変動を表示している。2020年9月30日現在、ECL引当金合計は4,951百万ドル（2019年9月30日：3,479百万ドル）であった。

正味貸付金および前渡金一償却原価で測定

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3 ⁽¹⁾		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	729	1,199	308	695	2,931
ステージ間の移動	139	(270)	(90)	221	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	(136)	246	143	995	1,248
戻入	-	-	-	(331)	(331)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(953)	(953)
為替換算およびその他の変動 ⁽²⁾	14	6	-	6	26
2019年 9 月30日現在	746	1,181	361	633	2,921
ステージ間の移動	168	(258)	(122)	212	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	122	1,198	135	1,171	2,626
戻入	-	-	-	(286)	(286)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(1,003)	(1,003)
為替換算およびその他の変動 ⁽²⁾	(8)	(7)	(1)	(23)	(39)
2020年 9 月30日現在	1,028	2,114	373	704	4,219

(1) 購入または組成された信用減損金融資産に係る当行の信用エクスポージャーは重要でない。

(2) その他の変動には、個別評価ECL引当金に係る割引のアンワインドの影響を含む。

投資有価証券一償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	1	-	-	-	1
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	-	-	-	-	-
為替換算	-	-	-	-	-
2019年 9 月30日現在	1	-	-	-	1
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	1	-	-	-	1
為替換算	(1)	-	-	-	(1)
2020年 9 月30日現在	1	-	-	-	1

投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券

FVOCI資産は公正価値で測定されるため、個別のECL引当金はない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益（「OCI」）に認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	4	-	-	-	4
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	1	-	-	-	1
為替換算	-	-	-	-	-
2019年 9 月30日現在	5	-	-	-	5
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	2	-	-	-	2
為替換算	-	-	-	-	-
2020年 9 月30日現在	7	-	-	-	7

帳簿外のコミットメント－未実行および条件付与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3 ⁽¹⁾		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	408	141	8	18	575
ステージ間の移動	21	(23)	1	1	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	(33)	7	5	-	(21)
戻入	-	-	-	(1)	(1)
為替換算	9	1	-	(6)	4
2019年 9 月30日現在	405	126	14	12	557
ステージ間の移動	15	(20)	(2)	7	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	100	78	3	13	194
戻入	-	-	-	(12)	(12)
為替換算	(7)	(1)	-	-	(8)
2020年 9 月30日現在	513	183	15	20	731

(1) 購入または組成された信用減損金融資産に係る当行の信用エクスポージャーは重要でない。

貸倒引当金繰入―損益計算書

貸倒引当金繰入／（戻入）

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾		
―一括評価	1,420	11
―個別評価	1,403	1,217
戻入	(298)	(332)
償却債権回収額	(188)	(182)
貸倒引当金繰入合計	2,337	714

(1) 一括評価および個別評価間の振替の影響を含む。

2020年9月30日に終了した期間に償却されたが、引き続き回収対象となる金融資産の契約上の残高は321百万ドル（2019年度：141百万ドル）である。

顧客に提供されたCOVID-19返済繰延措置⁽¹⁾

2020年3月以降、当行は、COVID-19が顧客の債務返済能力に及ぼす影響を抑えるよう、様々な形で顧客を支援している。この支援には、元利返済の一時繰延、利子のみの返済への置き換え、貸付金の期限延長などの取り決めが含まれる。信用リスクの著しい増大（「SICR」）があるかどうか判断する際の繰延の影響についての詳細は、本注記の「重要な判断および見積り」を参照のこと。

この貸付金返済繰延措置は、AASB第9号に従った貸付金の条件変更とみなされる。その結果、当該貸付金は認識が中止され、新たな貸付金に置き換えられるか（大幅な条件変更）、既存の貸付金が引き続き認識されるか（大幅でない条件変更）のいずれかとなる。下表は、2020年9月30日現在における大幅な条件変更および大幅でない条件変更の両方を含む、条件緩和されたすべての貸付金の残高を示している。

	2020年9月30日現在貸 付金残高合計 (単位：百万ドル)
支援措置の区分	
貸付金繰延措置	
リテール	26,117
商業、その他	8,989
利子のみ	
リテール	126
商業、その他	33
期限延長	
リテール	3
商業、その他	24
合計⁽²⁾	35,292
リテール	26,246
商業、その他	9,046
合計⁽²⁾	35,292

(1) COVID-19関連の貸付金繰延措置は、2020年3月31日時点の延滞が30日未満であるか、延滞が90日未満であった顧客に提供される。

(2) 条件変更日時点において、大幅でない条件変更とみなされ、全期間の予想損失に基づく損失引当金が計上された貸付金の総帳簿価額は、9,462百万ドルであった。条件変更の結果、損益は認識されなかった。その後、12か月予想損失引当金に変更された貸付金はない。

認識および測定**予想信用損失モデル**

予想信用損失の測定は、一連のシナリオを評価して、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予想を考慮に入れる偏りのない確率加重予想を反映する。

予想信用損失は、以下の3段階のアプローチに基づいて、組成以降の信用の悪化に従って、12か月間または当該金融資産の全期間に対して測定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から12か月以内に起こりうるデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、12か月分のECLに相当する引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、予想信用損失は、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事象に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降信用リスクが著しく増大している場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、残存期間のECLに相当する引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増大が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、12か月間のECLが適用される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

ステージ1およびステージ2のエクスポージャーについては、予想信用損失は集合的に見積もられ、ステージ3に移動した場合に集合的または個別に見積もられる。

予想信用損失の測定

ECLは、与信枠レベルで以下の信用リスク要因から算出したものを、貨幣の時間的価値を組み込んで割り引いたものである。

- ・ デフォルト確率（「PD」）－借り手が所与の期間にデフォルトする確率の見積り
- ・ デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）－元本および利息の返済、与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時の予想貸借対照表エクスポージャー
- ・ デフォルト時損失率（「LGD」）－借り手のデフォルトの際の予想損失で、直接的および間接的な回収費用も考慮に入れられ、当該与信枠のEADに対する割合で表される。

これらの信用リスク要因は、マクロ経済的変数の使用を通じて、現在の情報および将来情報に関して調整される。

予想存続期間

ステージ2およびステージ3のエクスポージャーのECLを見積もる際に、当行は信用リスクに晒されると予想される全期間を考慮する。

リテール以外のポートフォリオに関して、当行はリボルビング以外の与信枠について最長契約期間を予想全期間として使用している。法人向け与信枠等、リテール以外のリボルビング与信枠の予想全期間には、契約で合意された年次審査の一環として、当行が与信枠を取り消す当行の契約上の権利を、適用される通知期間を考慮して反映する。

リテールのポートフォリオに関して、予想全期間は予想される期限前返済および重大な条件緩和を考慮した行動パターンを使用して決定される。

デフォルト、信用減損および償却の定義

予想信用損失の測定に使用されるデフォルトの定義は、全ポートフォリオにわたって、内部信用リスク管理目的に使用される定義に一致させている。この定義はまた、規制上のデフォルトの定義にも沿っている。デフォルトは、債務者が当行に対する契約上の支払義務を完全に履行する可能性が低いことを示す兆候がある、またはエクスポージャーが延滞90日となった場合に発生する。

金融資産（担保が十分な金融資産を含む）は、デフォルトした場合、財務報告目的上は信用減損が発生しているとみなされる。回収の現実的な可能性がない場合、貸付金は、当行の内部プロセスが完了し、合理的に予想されたすべての回収時に、関連する貸倒引当金を充当して償却される。その後の期間における償却債権回収額は、損益計算書の貸倒引当金繰入額から控除される。

認識および測定**条件変更した金融資産**

信用または商業上の理由から、金融資産の条件変更、あるいは現存の金融資産が新しい金融資産に置き換えられた場合、現存の金融資産に対する大幅な条件変更とみなされるかを判定するための評価が行われる。この評価では、変更条件から発生するキャッシュフローの変化に加え、元本金額（与信限度額）、期間、原担保の変更など、商品全体のリスク・プロファイルの変化の両方が検討される。大幅な条件変更とみなされない場合、現存の金融商品の認識中止は行われず、信用リスクの著しい増大（「SICR」）の判定には引き続き組成日が使用される。大幅な条件変更とみなされる場合、現存の金融商品の認識は中止され、条件変更日に新しい金融資産が公正価値で認識され、当該条件変更日がこの新しい資産のSICRの判定に使用される組成日となる。

信用リスクの著しい増大（「SICR」）

ステージ2の資産は、組成以降、信用リスクの著しい増大（「SICR」）があった資産である。SICRの構成内容の決定にあたり、当行は定性的情報と定量的情報の両方を考慮する。

i. 内部信用格付等級

ポートフォリオの大部分に関してSICRの主要な指標とされているのは、組成以降の与信枠に関する内部格付等級の著しい悪化であり閾値を適用して測定される。

リテール以外のポートフォリオに関して、SICRは報告日時点で与信枠に適用される顧客信用格付

（「CCR」）と、当該与信枠の組成時のCCRを比較して判定される。CCRは、借り手のデフォルト確率を反映して各借り手に割り当てられ、将来予測的な情報を含む、借り手固有の情報および借り手以外の固有の情報の両方が組み込まれる。CCRは最低限1年に1度、または顧客の信用リスクに影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合はより頻繁に見直しの対象となる。

リテールのポートフォリオに関して、SICRは与信枠の種類に応じて、報告日時点のシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率と、組成時にシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率を比較して、あるいは顧客の行動スコアの閾値を参照して判定される。シナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率は、以下の場合に著しい増大となる。

- ・ 経済見通しの悪化、または経済の不透明性が高まった場合
- ・ 顧客の信用状況全般、または支払義務の管理能力の低下があった場合

ii. 安全基準

当行は、リテール以外とリテールのポートフォリオの両方について、30日延滞を安全策基準として使用している。リテール・ポートフォリオに関してのみ、ステージ1への復帰前に3か月から6か月間の良好な支払実績を示すことが要求される。

iii. COVID-19関連のイニシアチブ

上述のCOVID-19関連の返済繰延の取り決めの対象となる与信枠のSICR評価は、顧客の現在の財務状況とリスク・カテゴリーに分類された当該与信枠の収益力に関する様々な指標に基づいて判断されている。SICRは、リスク区分の結果に基づいて判断される。ハイリスクに区分された顧客および繰延延長を要求した顧客は、SICRがあると分類されている。

将来予測的な情報

当行は、金融資産で当初認識以降に信用リスクの著しい増大が生じたか否かの評価と、ECLの見積りの両方に将来予測的な情報を組み込んでいる。ECLの見積りにおいて将来予測的な情報を適用する際に、当行は以下の4つの確率加重予想経済シナリオを検討する。

i. ベースケースシナリオ

ベースケースシナリオは、ANZの見解で最も可能性の高い将来のマクロ経済状況である。このシナリオは、戦略計画および予算策定に使用された経営陣の仮定を反映し、ANZが3年の計画期間で戦略計画および資本計画に適用するプロセスであるANZの自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）における情報としても利用される。

ii. アップサイドシナリオおよびiii. ダウンサイドシナリオ

アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定される（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、長期的計画期間にわたるより楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済事象および不確実性の組合わせに基づく。

iv. 深刻なダウンサイドシナリオ

深刻なダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照し、より可能性の低い、非常に厳しい経済状況における深刻な影響の可能性を考慮して決定される。このシナリオは、発生確率が25年に1度の景気後退事象のマクロ経済状況を反映する。

これらの4つのシナリオは、ポートフォリオおよび借り手の国別に、PD、LGDおよびEADのモデル（ECLモデルと総称）に使用されるマクロ経済変数の観点で記述される。これらの変数の例は、失業率、GDP成長率、住宅価格指数、商業用不動産価格指数、消費者物価指数などである。

各シナリオの確率加重は、ベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。

グループ資産負債委員会（「GALCO」）はベースケース経済予測シナリオの見直しおよび承認を担当し、信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、シナリオに適用される確率加重を承認する。

該当する場合、モデル化プロセスにおいて既知または予想されるリスクが適切に対処されない状況を考慮するための一時的な調整が行われる。CMRCは、このような調整を承認する責任を負っている。

重要な判断および見積り

一括評価ECLの見積りにおいて、当行は以下に関する判断、仮定を作成している。

- ・ 当行のECLの見積りモデルが複雑な場合の見積り技法、またはモデル化手法の選択
- ・ これらのモデルに対するインプットの選択、インプット間の相互依存性

下表は、モデルのインプット、ならびにインプット間の相互依存性に関する重要な判断および仮定をまとめたもので、当期中の重要な変更を示している。

判断および関連する仮定は、COVID-19の影響を踏まえて作成されており、現状において合理的であると考えられる将来の事象の予測など、関連があるとみなされる過去の実績やその他の要因を反映している。COVID-19に関する判断および仮定には、感染拡大の範囲と期間、政府やその他当局の措置による影響、様々な業界の企業や消費者の反応、さらに関連する世界経済への影響を含む。そのため、当行のECLの見積りは本質的に不確実なものであり、結果として、これらの見積りは実際の結果と異なる可能性がある。

判断／仮定	説明	2020年9月30日に終了した事業年度の検討事項
信用リスクの著しい増大（「SICR」）の発生時期の判定	ECLの測定において、貸付金の当初認識時以降にSICRがあり、その結果による当該金融資産を「ステージ1」から「ステージ2」への移動を判定するための基準およびトリガーポイントの設定には判断を伴う。ステージ1からステージ2への移動は、翌12か月間のデフォルト確率に基づく引当金から、全期間にわたる予想信用損失引当金へとECLを増加させることから、重要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動をもたらすその後の信用リスクの減少は、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらす。トリガーポイントを正確に設定するためには、ECL引当金の額に重大な影響を及ぼす可能性のある判断が必要とされる。当行は、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。	COVID-19の影響に対応して、オーストラリアの適格なリテール、商業の顧客に返済繰延など様々な措置が提供されている。当行は、顧客が最初に支援を受ける際、他のすべての事項が変化しないと仮定して、SICRおよびその結果として引当金の評価においてECLに影響があるとは考えていない。顧客は、措置の利用後、終了日が到来すると利用可能なオプションを協議するために連絡を受けている。顧客の財務状況と、貸付金返済を再開する能力に関するこの追加情報は、顧客のリスク・カテゴリーへの分類に用いられている。ハイリスクのカテゴリーに分類された顧客および繰延延長を要求した顧客は、SICRがあると分類されている。
12か月間と全期間の両方の信用損失の測定	ECLの算定に使用されるPD、LGDおよびEADの信用リスクパラメータは、経営陣が判定する適切な将来予測的な情報を反映した一定時点での尺度である。どの将来予測的な情報の変数が特定の貸付ポートフォリオに関連するか、および各ポートフォリオの一時点での感応度の決定に関連するかの判定には判断を伴う。	PD、EADおよびLGDモデルは、定期的なモデルのモニタリング、定期的な再検証を規定し、モデルの重要性に応じて承認手続きおよび権限を定める当行のモデル・リスク方針が適用される。2020年9月30日に終了した事業年度に、この方針の重要な変更はなかった。

	また、ECLの測定に使用する与信枠の全期間を見積るにあたり、行動特性を適用する場合にも判断が必要とされる。	2020年9月30日に終了した事業年度に、全期間の行動特性の見積りに変更はなかった。
ベースケース経済予測	当行は、最も可能性の高い将来のマクロ経済状況に係るANZの見解を反映する将来予測的な「ベースケース」経済シナリオを得ている。	当年度にモデルのインプットとして用いられている将来情報の変数（主要経済要因）の種類に変更はなかった。 2020年9月30日現在、COVID-19に関して急速に変化する状況を反映して、ベースケースの仮定が更新された。これには、中央銀行の政策、政府の措置、企業の対応、金融機関の個々の対応（返済繰延など）による影響の評価が含まれている。これらは、予想される景気後退の期間の長さや深刻度を判断する際に考慮されている。 2020年9月30日現在のベースケースシナリオについての予想される主要経済要因の結果は、「ベースケース経済予測に関する仮定」の項に後述されている。
各経済シナリオの確率加重（ベースケース、アップサイド、ダウンサイド、深刻なダウンサイドのシナリオ）(1)(2)	各経済シナリオの確率加重は、各測定日時点のベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。	当期における確率加重に関する主な検討事項は、継続中のCOVID-19の影響である。 当行は、各地域における加重が、損失の可能性の最良の見積りを示すと考えており、その決定にあたり、当行のクレジット・ポートフォリオにおける相互関係、相関関係（短期、長期とも）を分析している。 COVID-19による経済への悪影響を反映したベースケース予測に加えて、ダウンサイドリスクの評価を考慮し、ダウンサイドシナリオのウェイトを増加させている。 オーストラリアおよび世界の他の地域で割り当てられた確率加重には、内在する高度な不確実性の影響を受け、そのため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。

- (1) アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、より楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済状況の組み合わせに基づく。
- (2) 深刻なダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され、より可能性が低い、非常に困難な経済状況の潜在的に深刻なダウンサイドの影響を考慮に入れる。

重要な判断および見積り			
判断／仮定	説明	2020年9月30日に終了した事業年度の検討事項	
経営陣による一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当行の既存のインプット、仮定およびモデル技法が当行の貸付ポートフォリオに関連するすべてのリスク要因を捕捉していないと判断された状況で使用される。当行の最新のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済的、ミクロ経済的または政治的な事象および自然災害は、こうした状況の例である。経営陣による一時的な調整の使用は、認識されるECLの金額に影響を及ぼす場合がある。COVID-19の感染拡大に関連した不確実性、また政府、企業、消費者の対応によってクレジットにマイナスの結果がもたらされる可能性がどの程度抑えられているかは、既存のECLモデルに完全には織り込まれていない。そのため、貸倒引当金が適切なものになるようマネジメント・オーバーレイが適用されている。	経営陣は、主にCOVID-19に関連する不確実性に基づいて、モデル化されたECLに多数の調整を適用した。モデル化されたECL引当金に追加されたマネジメント・オーバーレイ（COVID-19に関するオーバーレイを含む）は、オーストラリアの小規模企業および商業銀行業に特有のリスク、ニュージーランドのリテール、商業銀行および農業銀行業、ならびに太平洋地域の観光業に関するものである。	
ベースケース経済予測に関する仮定 COVID-19の感染拡大の不透明な進展は、以下を取り巻く不確実性により、結果としてECL残高が過少計上または過大計上となる経済予測リスクを増大させる。 - COVID-19の拡大を止める、あるいは減速させるための措置の期間と範囲 - 景気後退の程度と期間、ならびに景気回復に要する時間 - 政府の景気刺激策の有効性、特に景気後退の深刻度ならびに回復の程度および期間に景気刺激策が与える影響 2020年9月30日現在のベースケース経済予測についての主要経済要因は次のとおりである。これらは、2020年9月30日現在のANZの見解で最も可能性の高い将来のマクロ経済状況を反映している。以下の短期予測よりも先の期間について、ECLモデルは景気サイクルの半ばに最終的に回帰するための前提を含む、将来の経済状況を予測している。			
		暦年予測 2021年	2022年
	2020年		
オーストラリア			
GDP	-4.3%	1.6%	4.0%
失業率	7.3%	8.8%	7.7%
住宅用不動産価格	-2.2%	-4.8%	2.0%
消費者物価指数	0.8	1.2	1.3
ニュージーランド			
GDP	-5.6%	2.0%	5.6%
失業率	5.7%	9.1%	6.5%
住宅用不動産価格	-0.3%	0.9%	4.1%
消費者物価指数	1.6	1.0	1.2
世界の他の国々			
GDP	-4.5%	2.5%	2.5%
消費者物価指数	1.0	1.8	2.0
2020年9月30日現在のベースケースの景気予測は、COVID-19の感染拡大の顕在化および継続による影響を反映した2019年9月30日現在の経済予測から、足元ならびに予想される経済状況の大幅な悪化が反映されている。			

確率加重

各シナリオの確率加重は、ベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。当期における確率加重に関する主な検討事項は、継続中のCOVID-19の影響である。COVID-19によるマイナスの経済的影響を反映したベースケース経済予測に加えて、ダウンスайдリスクの評価を踏まえ、ダウンスайд経済シナリオの加重を大きくしている。

オーストラリアならびに世界の他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。当行は、各地域の加重が、損失の可能性の最良の見積りを示すと考えており、その決定にあたり、当行のクレジット・ポートフォリオにおける相互関係、相関関係（短期、長期とも）を分析している。当行で適用される平均加重は以下のとおりである。

	2020年	2019年
当行		
ベース	50.0%	50.0%
アップサイド	10.9%	15.7%
ダウンスайд	33.4%	29.3%
深刻なダウンスайд	5.7%	5.0%

ECL—感応度分析

COVID-19の影響の不確実性により、予想信用損失引当金の測定に関連する見積りの不確実性が大きくなっている。急速に変化するCOVID-19の影響と、政府、企業、消費者の対応によって、将来の事業年度の引当が大きく調整される可能性がある。

足元の経済の不確実性と、将来の期間における借手の予想デフォルトを判断する際に用いられる要因に適用される判断を踏まえると、当行が報告する予想信用損失は、潜在的な見積りの中で最良の見積りと考えられる。

下表は、2020年9月30日現在の一括評価ECLの決定に用いられる主要要因とECLに対する感応度を示している。

	ECL (単位：百万ドル)	影響
ステージ1と信枠の1%がステージ2に含まれている場合	4,272	45
ステージ2と信枠の1%がステージ1に含まれている場合	4,218	(9)
100%アップサイドシナリオ	1,566	(2,661)
100%ベースシナリオ	3,501	(726)
100%ダウンスайдシナリオ	4,423	196
100%深刻なダウンスайдシナリオ	5,374	1,147

金融負債

以下に、当行が後述の注記での開示に関連している金融負債を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定**金融負債**

金融負債は、償却原価または、売買目的で保有される場合に損益を通じて公正価値（「FVTPL」）で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定されるものとして指定することができる。

- ・ この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・ 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・ 金融負債が1件またはそれ以上の組込デリバティブを含む場合。ただし、以下の場合を除く。
 - a) その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュフローを大幅に変更していない場合。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している場合。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含まれるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

13. 預金およびその他の借入金

以下の表は、預金およびその他の借入金の合計額を種類別に示したものである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
譲渡性預金	30,574	34,952
定期預金	148,839	173,641
要求払い預金および短期預金	262,236	214,002
無利息預金	22,016	15,765
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券 ⁽¹⁾	86,947	76,468
コマーシャル・ペーパー	7,524	9,413
預金およびその他の借入金	558,136	524,241
契約上の満期までの残存期間：		
－ 決済期日まで1年以内	544,324	522,125
－ 決済期日まで1年超	13,812	2,116
預金およびその他の借入金	558,136	524,241
貸借対照表計上基準：		
償却原価	556,676	524,220
損益を通じた公正価値による測定（当初認識時に指定） ⁽²⁾	1,460	21
預金およびその他の借入金	558,136	524,241

(1) RBAのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）に従って引き出された資金120億ドルを含む。TFFは、公正価値で当初認識され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。

(2) 2019年10月1日以降、当行は、一部のゴールドローンおよび預金商品の会計処理を変更した。これらは現在損益を通じた公正価値評価に指定されている。

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時に損益を通じた公正価値評価に指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。

詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当行の自己信用リスクの変動に起因する公正価値損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値損益の残りの金額は、純損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当行に留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当行の貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

14. 発行済社債

当行は、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドを含む）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、優先債務の保有者が当行の債務である劣後債務の保有者に対して優先権を有することである。当行の清算にあたって、劣後債務が返済されるのは、当行が預金者、その他の債権者および優先債務の保有者に対する返済を行った後となる。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
優先債務	64,591	71,767
カバード・ボンド	11,761	16,826
非劣後債務合計	76,352	88,593
劣後債務		
－ その他Tier 1 資本	7,833	7,838
－ Tier 2 資本	12,865	8,415
劣後債務合計	20,698	16,253
発行済社債合計	97,050	104,846

発行済社債に関する詳細については、<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>において入手可能なANZの2020年度年次報告書（注記15「発行済社債」）を参照のこと。

15. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当行の事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当行の主要な重大リスクの重要な部分を占めている。

当行に影響を及ぼすすべての主要な重大リスクの詳細および当行のリスク管理活動についての詳細情報は、<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>にて入手可能なANZの2020年度年次報告書のガバナンスおよびリスク管理の項にて開示されている。

本注記では、当行の財務リスク管理の方針、プロセスおよび主要な財務リスクと関連する定量的開示を詳述している。

主な重要財務リスク	本リスクに適用される主要な項目
概要	リスク管理の枠組みの概要
信用リスク 以下の結果発生する財務的損失のリスク。 - 取引相手がその債務の履行を怠る。 - 取引相手の信用の質が悪化し、結果として財務的損失をもたらす。 信用リスクには、当行が、気候変動、法律、規制もしくは政府あるいは規制当局によって採用されるその他の政策(カーボンプライシングおよび気候変動への適応もしくはは軽減政策を含む)の変化から影響を受けるおそれのある顧客への貸付に伴うリスクを取り入れている。	- 信用リスクの概要、管理および管理責任 - 信用リスクの最大エクスポージャー - 信用の質 - 信用リスクの集中 - 担保管理
市場リスク 以下により発生する当行の利益に対するリスク。 - 金利、為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関の変動 - 債券価格、コモディティ価格または株価の変動	- 市場リスクの概要、管理および管理責任 - 市場リスクの測定 - トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク - FVOCIで測定するものとして指定された持分証券 - 外国為替リスク—構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 当行が、期日到来時に、以下を含む支払義務を履行することができないリスク。 - 預金の払戻しまたは満期を迎えるホールセール債務 - 当行の増加資産に対する資金調達能力の不足	- 流動性リスクの概要、管理および管理責任 - 流動性リスクについての重要な測定分野 - 流動性リスクの結果 - 当行の負債の契約上の期日までの期間別分析

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号「金融商品：開示」に基づいて義務付けられる財務上の開示内容を理解するための手助けとなることを目的としている。この概要は、<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/> にて入手可能なANZの2020年度年次報告書のガバナンスおよびリスク管理の項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当行のリスク管理の枠組み（RMF）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（BRC）に、当行のリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当行の戦略目的を承認する。

- ・ 当行が戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（RAS）
- ・ 当行のリスク管理戦略およびこの戦略を実施するRMFの主要な要素を記述した、リスク管理戦略（RMS）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFのそれぞれのリスクへの対応方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、当行が重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当行は、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解しており、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。当行においては、リスクは各従業員が責任を担う。

当行は、以下の職務を担うチーフ・リスク・オフィサーが率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う
- ・ 当行のリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

当行の内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（BAC）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ リスク管理の枠組みへの遵守とリスク管理の枠組みの有効性を確保することを目的とした、当行のRMFの年次評価を独立した立場から行う。
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性を確保することを目的とした、3年ごとの包括的なレビューを実施する。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび／または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および管理責任

顧客に対する信用供与は、当行の利益の主要源泉の一つである。この活動は主要リスクでもあるため、当行はその管理に多大な資源を振り向けている。当行は、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当行の信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当行全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略の設定
- ・ 執行経営陣の裁量を超える与信取引の承認

当行は、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（PD）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当行の評価を反映した顧客の信用格付け（CCR）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	元本および利息の返済、予想される与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時での予想貸借対照表エクスポージャー
デフォルト時損失率（LGD）	AからGまでの担保指標（SI）で表される。SIは、顧客のデフォルト時に当行が現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業の顧客については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。
当行の信用リスク専門家のチームは、当行のPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当行の日々の信用リスク管理上の決定が行われている。	

当行が与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付	リテールおよび一部の小規模企業向け貸付
格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。	スコアリング（アプリケーション上および行動パターンの）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価に委ねられる。

当行では、金融資産の信用度を管理するために、当行の内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当行のCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ格付け	スタンダード・アンド・プアーズ格付け
信用度が高い	CCR 0+から4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+から6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+から8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくつかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8-から10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当行が支払わなければならない最大額である。

以下の表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当行の帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーのポジションを示したものである。

	報告金額		除外項目 ⁽¹⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
(単位：百万ドル)						
貸借対照表勘定						
正味貸付金および前渡金	488,002	484,655	-	-	488,002	484,655
その他金融資産：						
現金および現金同等物	98,083	77,949	1,084	934	96,999	77,015
ANZの未収決済残高	7,116	3,442	7,116	3,442	-	-
支払担保	13,012	13,461	-	-	13,012	13,461
売買目的有価証券	38,423	34,217	5,465	5,922	32,958	28,295
デリバティブ金融商品	130,552	116,544	-	-	130,552	116,544
投資有価証券						
- 償却原価で測定される負債証券	5,354	4,787	-	-	5,354	4,787
- FVOCIで測定される負債証券	73,936	67,400	-	-	73,936	67,400
- FVOCIで測定される持分証券	994	1,168	994	1,168	-	-
規制上の預け金	199	215	-	-	199	215
被支配法人に対する債権	100,654	88,874	-	-	100,654	88,874
その他金融資産 ⁽²⁾	1,460	2,167	-	-	1,460	2,167
その他金融資産合計	469,783	410,224	14,659	11,466	455,124	398,758
小計	957,785	894,879	14,659	11,466	943,126	883,413
帳簿外のポジション						
未実行および条件付与信枠 ⁽³⁾	226,714	211,796	-	-	226,714	211,796
合計	1,184,499	1,106,675	14,659	11,466	1,169,840	1,095,209

(1) 現金および現金同等物のうちの紙幣および硬貨ならびに銀行預金、ANZの未収決済残高のうちの約定日基準の資産、売買目的有価証券のうちの持分証券および貴金属のエクスポージャー、投資有価証券のうちの持分証券は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) その他金融資産は、主に未収利息および支払承諾で構成されている。

(3) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行関連の偶発債務を、一括評価および個別評価予想信用損失引当金を控除して含めている。

信用の質

以下の表は、担保またはその他の信用補完の影響を考慮しないステージごとの当行の内部格付に基づいて、当行の信用リスク・エクスポージャーの内訳を示したものである。

正味貸付金および前渡金

2020年					
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	300,174	12,692	-	-	312,866
受入れ可能	115,745	30,200	-	-	145,945
信用度が低い	8,348	14,740	-	-	23,088
デフォルト	-	-	3,936	1,817	5,753
償却原価で測定される貸付金および前渡金、総額	424,267	57,632	3,936	1,817	487,652
ECL引当金	(1,028)	(2,114)	(373)	(704)	(4,219)
償却原価で測定される貸付金および前渡金、純額	423,239	55,518	3,563	1,113	483,433
引当率	0.24%	3.67%	9.48%	38.75%	0.87%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金					4,016
前受収益					(19)
資産計上された仲介手数料/ モーゲージ実行手数料					572
正味帳簿価額					488,002
2019年					
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	330,531	16,720	-	-	347,251
受入れ可能	95,286	23,717	-	-	119,003
信用度が低い	6,462	7,770	-	-	14,232
デフォルト	-	-	4,248	1,604	5,852
償却原価で測定される貸付金および前渡金、総額	432,279	48,207	4,248	1,604	486,338
ECL引当金	(746)	(1,181)	(361)	(633)	(2,921)
償却原価で測定される貸付金および前渡金、純額	431,533	47,026	3,887	971	483,417
引当率	0.17%	2.45%	8.50%	39.46%	0.60%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金					797
前受収益					(144)
資産計上された仲介手数料/ モーゲージ実行手数料					585
正味帳簿価額					484,655

投資有価証券—償却原価で測定される負債証券

2020年					
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	5,271	-	-	-	5,271
受入れ可能	84	-	-	-	84
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券—償却原価で測定される					
負債証券、総額	5,355	-	-	-	5,355
ECL引当金	(1)	-	-	-	(1)
投資有価証券—償却原価で測定される					
負債証券、純額	5,354	-	-	-	5,354
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

2019年					
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	4,714	-	-	-	4,714
受入れ可能	74	-	-	-	74
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券—償却原価で測定される					
負債証券、総額	4,788	-	-	-	4,788
ECL引当金	(1)	-	-	-	(1)
投資有価証券—償却原価で測定される					
負債証券、純額	4,787	-	-	-	4,787
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券

	2020年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	73,936	-	-	-	73,936
受入れ可能	-	-	-	-	-
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券	73,936	-	-	-	73,936
その他の包括利益に認識されたECL引当金	(7)	-	-	-	(7)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%
	2019年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	67,400	-	-	-	67,400
受入れ可能	-	-	-	-	-
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券	67,400	-	-	-	67,400
その他の包括利益に認識されたECL引当金	(5)	-	-	-	(5)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

その他金融資産

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
信用度が高い	365,532	317,051
受入れ可能	9,724	9,138
信用度が低い	577	382
デフォルト	1	-
帳簿価額合計	375,834	326,571

帳簿外のコミットメントー未実行および条件付与信枠

	2020年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	159,158	2,984	-	-	162,142
受入れ可能	18,874	2,944	-	-	21,818
信用度が低い	1,107	915	-	-	2,022
デフォルト	-	-	102	165	267
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	179,139	6,843	102	165	186,249
引当金に含まれるECL引当金	(513)	(183)	(15)	(20)	(731)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	178,626	6,660	87	145	185,518
引当率	0.29%	2.67%	14.71%	12.12%	0.39%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					41,196
未実行および条件付与信枠、純額					226,714
	2019年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	139,051	1,816	-	-	140,867
受入れ可能	19,546	2,923	-	-	22,469
信用度が低い	271	793	-	-	1,064
デフォルト	-	-	96	38	134
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	158,868	5,532	96	38	164,534
引当金に含まれるECL引当金	(405)	(126)	(14)	(12)	(557)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	158,463	5,406	82	26	163,977
引当率	0.25%	2.28%	14.58%	31.58%	0.34%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					47,819
未実行および条件付与信枠、純額					211,796

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当行は、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当行はまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および前渡金		その他金融資産		帳簿外信用関連の コミットメント		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
(単位：百万ドル)								
農業、林業、漁業								
および鉱業	19,555	20,163	946	860	15,837	16,117	36,338	37,140
ビジネスサービス	7,544	7,063	105	112	5,747	6,075	13,396	13,250
建設	4,649	4,859	19	33	5,331	5,140	9,999	10,032
電力、ガス、水道供給	4,842	5,293	1,843	1,543	6,841	5,226	13,526	12,062
娯楽、レジャー								
および観光	11,477	11,170	560	652	3,522	2,877	15,559	14,699
金融、投資および保険	49,254	52,333	364,478	321,569	44,678	39,107	458,410	413,009
政府および公的機関	3,347	2,002	75,554	62,886	1,224	1,637	80,125	66,525
製造業	21,452	19,338	1,661	2,196	33,716	36,319	56,829	57,853
個人ローン	279,899	274,357	697	1,072	49,421	42,246	330,017	317,675
不動産業	37,605	34,196	1,024	1,009	14,526	15,126	53,155	50,331
小売業	9,023	10,771	164	131	7,279	5,737	16,466	16,639
運輸および倉庫	11,599	11,955	1,016	966	7,412	6,844	20,027	19,765
卸売業	9,973	12,665	2,237	2,784	17,151	16,347	29,361	31,796
その他	21,449	20,970	4,821	2,946	14,760	13,555	41,030	37,471
総計	491,668	487,135	455,125	398,759	227,445	212,353	1,174,238	1,098,247
貸倒引当金	(4,219)	(2,921)	(1)	(1)	(731)	(557)	(4,951)	(3,479)
小計	487,449	484,214	455,124	398,758	226,714	211,796	1,169,287	1,094,768
前受収益	(19)	(144)	-	-	-	-	(19)	(144)
資産計上された 仲介手数料/モーゲージ実行 手数料	572	585	-	-	-	-	572	585
信用リスクの 最大エクスポージャー	488,002	484,655	455,124	398,758	226,714	211,796	1,169,840	1,095,209

担保管理

当行は、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために担保を利用している。十分な担保が設定されている場合は、予想信用損失は認識されない。これは主に、特定の貸付商品に対応する投資が担保に供され、これにマージンローンが利用されている場合、および売戻条件付契約の場合である。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。当期中に、当行の担保方針に変更はなかった。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金	
貸付金—住宅ローンおよび個人ローン	住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。 個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。
貸付金—企業向け貸付金	企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。 適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。
その他金融資産	
売買目的有価証券、投資有価証券、デリバティブおよびその他金融資産	売買目的有価証券については、当行は発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。 デリバティブに関する取引相手のデフォルトの際に、当行は通常、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約に基づいて、当該取引相手とのすべての契約を解約し、デフォルト発生時点の市場水準で純額決済する。 当行は、また、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションが集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換するISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）の利用を優先的な慣行としている。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、当行のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される）。
帳簿外のポジション	
未実行および条件付与信枠	帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産および／または事業資産を担保にした事業融資などがある。

下表は、当行が保有する担保の見積価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用エクスポージャー		担保の価値総額		信用エクスポージャーの無担保分	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)					
正味貸付金および前渡金	488,002	484,655	393,548	374,041	94,454	110,614
その他金融資産	455,124	398,758	42,000	29,998	413,124	368,760
帳簿外のポジション	226,714	211,796	36,372	33,984	190,342	177,812
合計	1,169,840	1,095,209	471,920	438,023	697,920	657,186

市場リスク

市場リスクの概要、管理および管理責任

市場リスクは当行のトレーディング活動、貸借対照表管理活動、金利、外国為替相場、信用スプレッドの変動または関連の影響、および債券、コモディティまたは株式の価格のボラティリティから生じる。

BRCは、市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任を、信用および市場リスク委員会（CMRC）ならびにグループ資産負債委員会（GALCO）へ委譲している。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、当行レベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は、大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。 1. 通貨リスクー外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスクー市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスクーベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスクーコモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスクー株価の変動から発生する潜在的損失。	トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、金利マージンの実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。

市場リスクの測定

当行は、主にバリュー・アット・リスク（VaR）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当行の潜在的な1日の損失を計測する。

当行では、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当行は、以下の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。

- ・ 標準的VaRを算出するために、過去500営業日
- ・ ストレス下のVaRを算出するために1年間のストレス下の期間

トレーディングに起因するVaRおよびトレーディングに起因しないVaRは、1日および10日の保有期間を用いて算出されている。ストレス下のVaRについては、10日間の保有期間を用いる。当行のVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

当行はVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということの意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

以下の表は、リスク・カテゴリー別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	2020年9月30日				2019年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%のトレーディングに起因するVaR								
外国為替	2.0	5.6	1.0	2.8	1.3	9.0	1.2	3.6
金利	7.2	10.6	2.9	5.8	2.8	9.5	2.8	5.3
クレジット	13.6	16.9	1.6	8.2	4.8	4.8	1.1	2.8
コモディティ	2.7	4.3	1.3	2.2	1.5	4.0	1.1	1.8
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果 ⁽¹⁾	(10.5)	該当 なし	該当 なし	(7.9)	(4.9)	該当 なし	該当 なし	(5.9)
VaR合計	15.0	24.5	5.3	11.1	5.5	13.1	5.3	7.6

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低は当行全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当行の銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当行が十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当行の将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債および資産の投資である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、当行合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	2020年9月30日				2019年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準99%のトレーディングに起因しないVaR								
オーストラリア	60.8	60.8	18.8	33.4	22.7	22.7	16.4	18.9
ニュージーランド	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	28.5	30.9	17.7	24.1	17.6	17.6	12.7	16.1
		該当	該当			該当	該当	
分散効果 ⁽¹⁾	(43.3)	なし	なし	(21.4)	(10.7)	なし	なし	(11.0)
VaR合計	46.0	47.6	25.5	36.1	29.6	29.6	21.2	24.0

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低は当行全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当行は、例外的な事象が当行の市場リスク・エクスポージャーに与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下記の表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。正数の場合は、金利の上昇が向こう12か月間の純利息収益に正の影響を与えることを示している。

	2020年	2019年 ⁽¹⁾
1%の金利変動の影響		
期末現在	0.78%	1.01%
最大エクスポージャー	1.78%	1.01%
最低エクスポージャー	0.06%	0.02%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.78%	0.42%

(1) 過去の期間の数値は、IRRモデルの改善を反映して修正再表示されている。

FXOCIで測定するものとして指定された持分証券

当行の投資有価証券には、主に長期の戦略的な理由で保有している投資で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当行のVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当行は定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資が注記10「投資有価証券」で記述している認識および測定の方針に基づいて適切に測定されているかを評価している。

外国為替リスク－構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当行は外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

適切とみなされた場合には、当行は大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済的ヘッジを実施する。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率に対する為替相場変動の影響が最小化されることを確保することである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクおよび資金調達ポジション

流動性リスクおよび資金調達ポジションに関する情報については、
<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/> にて入手可能なANZの2020年度年次報告書の注記16「財務リスク管理」を参照のこと。

当行の負債の契約上の残存期間別分析

以下の表は、9月30日現在における金融負債の契約上の残存期日別分析を、関連する期日グループごとに示している。契約上の期日が、継続的に見直しが行われる資金プール・ベースで管理されている原資産の返済と関係しているため、以下の表は「被支配法人に対する」債務1,009億ドル（2019年度：897億ドル）を除外している。すべての発行済社債および劣後債の期日は、当行が支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、「3か月未満」の区分で報告されている。満期日が定められていない他のすべての項目は、「5年超」区分に含まれている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。これは当行がどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。

当該リスクの管理については、<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/> にて入手可能なANZの2020年度年次報告書の注記16「財務リスク管理」に詳述されている。

2020年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	19,556	-	-	-	19,556
受取担保	8,074	-	-	-	8,074
預金およびその他の借入金	479,498	65,779	14,419	158	559,854
支払承諾	224	-	-	-	224
発行済社債 ⁽¹⁾	4,627	21,483	64,102	12,775	102,987
デリバティブ負債					
（貸借対照表管理目的保有を除く） ⁽²⁾	124,027				124,027
リース負債 ⁽³⁾	66	234	855	1,114	2,269
デリバティブ資産および負債					
（貸借対照表管理） ⁽⁴⁾					
- 資金調達					
流入	(8,430)	(14,025)	(51,487)	(13,620)	(87,562)
流出	8,038	12,930	49,365	12,942	83,275
- その他貸借対照表管理					
流入	(74,219)	(40,186)	(8,321)	(8,343)	(131,069)
流出	74,097	39,327	8,048	7,029	128,501
2019年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	9,313	29	-	-	9,342
受取担保	7,005	-	-	-	7,005
預金およびその他の借入金	447,479	74,646	3,818	97	526,040
支払承諾	293	-	-	-	293
発行済社債 ⁽¹⁾	7,579	13,958	79,370	13,207	114,114
デリバティブ負債					
（貸借対照表管理目的保有を除く） ⁽²⁾	108,457	-	-	-	108,457
デリバティブ資産および負債					
（貸借対照表管理） ⁽⁴⁾					
- 資金調達					
流入	(24,570)	(22,462)	(62,851)	(15,524)	(125,407)
流出	23,832	20,392	58,629	14,668	117,521
- その他貸借対照表管理					
流入	(84,339)	(24,538)	(8,350)	(1,583)	(118,810)
流出	84,525	25,088	9,373	1,972	120,958

(1) 繰上償還可能なホールセール社債の満期は次の繰上償還日としている。5年超の残高には、当行の選択により、現金または株式で決済することができる劣後債務商品および永久債が含まれている。

(2) 貸借対照表管理目的ではなく保有されるデリバティブ負債の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。

(3) 2019年10月1日のAASB第16号の適用により、リース負債21億ドルが支払債務およびその他の負債に計上された。比較情報は修正再表示されていない。詳細は、注記1を参照のこと。

(4) ヘッジ関係に指定された3,202百万ドル（2019年度：2,927百万ドル）および売買目的保有に分類されているが当行のバランスシート管理の一部を成す4,001百万ドル（2019年度：5,956百万ドル）を含む。

2020年9月30日現在、当行が支払を求められる可能性のある最も早い日に基づく、191,300百万ドル（2019年度：171,881百万ドル）の当行の未実行与信枠および36,146百万ドル（2019年度：40,472百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

16. 金融資産および金融負債の公正価値

当行は、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

評価

当行は、公正価値の正確な計算、報告、統制を確実なものとするために、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みは以下の機能を含んでいる。

- ・ 公正価値を適切に算定することが可能な商品のみ、外部顧客および取引相手との取引が承認される。
- ・ 金融商品を評価する際に用いる市場相場価格は、外部の価格提供者からの情報によって独立して検証される。
- ・ 公正価値評価手法およびインプットは、取引を実行する当事者から独立した部門により評価および承認される。
- ・ 公正価値の変動は、独立して監視され、公正価値を裏付ける関連要因を参照することによって説明される。
- ・ 評価調整（資金調達評価調整、信用評価調整およびビッド・オファー調整など）は、独立して検証され、監視される。

当行が相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、当行はAASB第13号「公正価値測定」（AASB第13号）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値を測定する。当行は、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当行は、以下のように、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・ 当該商品のキャッシュフローを著しく変更する可能性がある、分離可能な組込デリバティブを含んでいる場合、または
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために取得されたもの）を、損益を通じて公正価値で測定することから生じる。

当行のアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に純損益で確実に認識されるようにしている。

また、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当行は、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債の活発な市場における市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品：	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての
－ 売買目的有価証券	観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法
－ 空売り有価証券	が使用される。活発な市場で売買されていない持分商品について
－ デリバティブ金融資産および負債	は、比較可能な会社の株価収益率を用いて測定される場合がある。
－ 投資有価証券	
以下に分類される金融商品：	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、
－ 正味貸付金および前渡金	または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・
－ 預金およびその他の借入金	カーブが適切な債務の市場金利を用いて割り引かれる場合に使用さ
－ 発行済社債	れる割引キャッシュフロー法。

金融資産および金融負債の分類

以下の表は、測定基準に基づいた金融資産および金融負債の区分および貸借対照表で報告されている帳簿価額を記載している。

注記	2020年			2019年			
	償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)						
金融資産							
現金および現金同等物	7	98,083	-	98,083	77,949	-	77,949
ANZの未収決済残高		7,116	-	7,116	3,442	-	3,442
支払担保		13,012	-	13,012	13,461	-	13,461
売買目的有価証券	8	-	38,423	38,423	-	34,217	34,217
デリバティブ金融資産および負債	9	-	130,552	130,552	-	116,544	116,544
投資有価証券	10	5,354	74,930	80,284	4,787	68,568	73,355
正味貸付金および前渡金	11	483,986	4,016	488,002	483,858	797	484,655
規制上の預け金		199	-	199	215	-	215
被支配法人に対する債権		98,726	1,928	100,654	86,907	1,967	88,874
その他金融資産		1,460	-	1,460	2,167	-	2,167
合計		707,936	249,849	957,785	672,786	222,093	894,879
金融負債							
ANZの未払決済残高		19,556	-	19,556	9,342	-	9,342
受取担保		8,074	-	8,074	7,005	-	7,005
預金およびその他の借入金	13	556,676	1,460	558,136	524,220	21	524,241
デリバティブ金融商品	9	-	131,230	131,230	-	117,340	117,340
被支配法人に対する債務		100,932	-	100,932	89,683	-	89,683
支払債務およびその他の負債		4,377	3,693	8,070	4,231	2,390	6,621
発行済社債	14	92,832	4,218	97,050	100,199	4,647	104,846
合計		782,447	140,601	923,048	734,680	124,398	859,078

公正価値ヒエラルキー

当行は、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号の要求に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2－類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3－資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	活発な市場における相場価格 (レベル1)		観察可能なインプットを使用 (レベル2)		観察不能なインプットを使用 (レベル3)		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)							
資産								
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	35,170	29,439	3,253	4,778	-	-	38,423	34,217
デリバティブ金融商品	662	351	129,832	116,137	58	56	130,552	116,544
投資有価証券 ⁽¹⁾	73,838	67,182	105	228	987	1,158	74,930	68,568
正味貸付金および 前渡金 ⁽²⁾	-	-	4,016	797	-	-	4,016	797
被支配法人に対する債権	-	-	1,928	1,967	-	-	1,928	1,967
合計	<u>109,670</u>	<u>96,972</u>	<u>139,134</u>	<u>123,907</u>	<u>1,045</u>	<u>1,214</u>	<u>249,849</u>	<u>222,093</u>
負債								
預金およびその他の 借入金 ⁽²⁾	-	-	1,460	21	-	-	1,460	21
デリバティブ金融商品 支払債務およびその他の 負債 ⁽³⁾	1,109	868	130,066	116,421	55	51	131,230	117,340
発行済社債 (公正価値評価に指定)	996	1,009	3,222	3,638	-	-	4,218	4,647
合計	<u>5,785</u>	<u>4,229</u>	<u>134,761</u>	<u>120,118</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>140,601</u>	<u>124,398</u>

- (1) 当年度中に、相場価格を裏付けるトレーディング活動の増加を受けて127百万ドルの資産（2019年度：ゼロ）がレベル2からレベル1に振り替えられた。当年度中のその他の重要な振替はなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。
- (2) 2019年10月1日以降、当行は、現在では損益を通じて公正価値評価するものと指定されている一部のゴールドローンおよび預金商品の会計処理を変更した。
- (3) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値評価されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

レベル3の正味残高は、990百万ドル（2019年度：1,163百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・ 参照資産およびデリバティブの取引相手に関する信用スプレッドとデフォルト確率が観察不能なストラクチャード・クレジット商品
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するその他デリバティブ

レベル3の残高の変動は、主に当行の天津銀行への投資を再評価したことによるものである。当期中に、レベル3からのその他の重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能インプットであり、結果的にレベル3に分類される。

レベル3インプットの感応度

重要なインプットが市場で直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当行が仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として評価を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって算定される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率に影響される。P/B倍率が10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の93百万ドル（2019年9月：111百万ドル）の増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、レベル3インプットの変動による当行の純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当行は、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を純損益として直ちに認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

次表は、当行において償却原価で計上される金融商品の公正価値を見積もる際の基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
投資有価証券－償却原価で測定される負債証券	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、負債性金融商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値はその金融商品に関して適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当行のホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当行が得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金金利を用いて割り引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、債務商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値にはその金融商品に関して当行に適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

次の表に掲載された金融資産および金融負債は当行の貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当行は次の表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

	償却原価		公正価値ヒエラルキーでの区分			
			活発な市場における相場価格 (レベル1)		観察可能なインプットを使用 (レベル2)	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
(単位：百万ドル)						
金融資産						
正味貸付金および前渡金	483,986	483,858	-	-	16,056	21,425
投資有価証券	5,354	4,787	-	-	5,352	4,790
被支配法人に対する債権	98,726	86,907	-	-	-	-
合計	588,066	575,552	-	-	21,408	26,215
金融負債						
預金およびその他の借入金	556,676	524,220	-	-	556,805	524,383
発行済社債	92,832	100,199	23,214	39,620	71,133	61,832
被支配法人に対する債務	100,932	89,683	-	-	-	-
合計	750,440	714,102	23,214	39,620	627,938	586,215

	公正価値 ヒエラルキーでの区分		公正価値 (合計)	
	重要な観察不能な インプットを使用 (レベル3)			
	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
正味貸付金および前渡金	468,367	462,909	484,423	484,334
投資有価証券	-	-	5,352	4,790
被支配法人に対する債権	98,726	86,907	98,726	86,907
合計	567,093	549,816	588,501	576,031
金融負債				
預金およびその他の借入金	-	-	556,805	524,383
発行済社債	-	-	94,347	101,452
被支配法人に対する債務	100,932	89,683	100,932	89,683
合計	100,932	89,683	752,084	715,518

重要な判断および見積り

貸借対照表日における金融資産および金融負債の帳簿価額を算定するにあたり、財務書類に計上された評価額については高度の判断および見積りを伴うことがあるため、当行はそれらの重要な評価額の正確性を評価している。

当行が用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。この点はCOVID-19を受けて変更されていないが、当行は、公正価値測定 of 仮定における経済および市場の混乱による影響、および評価インプット、特に評価調整の適切性、ならびに公正価値ヒエラルキーにおけるエクスポージャーの分類に対する新型コロナウィルスの影響を考慮している。

ただし、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを入手可能な場合には観察された取引価格と比較している。

評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当行は公正価値の算定に評価調整を考慮している。当行は市場参加者が公正価値の算定にあたり考慮するであろう要素を当行の評価に反映するため、調整（ビッド／オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整など。注記9「デリバティブ金融商品」を参照のこと）を適用することがある。

[前へ](#)[次へ](#)

17. 担保に供している資産および受け入れている担保物件

以下の開示からは、デリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連するものとして貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額が除かれている。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されている。

担保に供している資産

担保に供している資産には、以下の種類の商品が含まれる。

- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。
- ・ 当行のカバード・ボンド・プログラムの一環として、投資家に発行した債券および社債の担保に供された特定の住宅モーゲージ。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
- ・ 清算機関に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
買戻条件付売却証券 ⁽¹⁾	60,612	42,640
カバード・ボンドの担保として差し入れられた住宅抵当証券	17,937	20,052
その他	4,921	4,421

(1) 買戻条件付売却証券として開示されている金額には下記の両方が含まれる。

- ・ 担保として差し入れられている資産で当行の貸借対照表に引き続き認識されるもの
- ・ 以下の開示に含まれる転質された資産

受け入れ担保物件

当行は様々な金融商品に関連して担保を受け入れている。特定の取引では、当行は受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
売却または転質可能な資産の公正価値	53,118	37,526
売却または転質された資産の公正価値	32,308	29,384

18. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当行は（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

上記の条件が満たされていない場合、金融資産および負債は総額ベースで表示されている。

当行は金融資産および金融負債を貸借対照表で相殺するために必要な条件を満たす契約を有していない。次の表は、相殺されていないものの、強制力のあるマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットティング契約または 類似する契約の対象となる金額			
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
2020年			(単位：百万ドル)			
デリバティブ金融資産	130,552	(2,531)	128,021	(117,039)	(5,625)	5,357
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	52,322	(4,810)	47,512	(1,566)	(45,946)	-
金融資産合計	182,874	(7,341)	175,533	(118,605)	(51,571)	5,357
デリバティブ金融負債	(131,230)	1,567	(129,663)	117,039	9,402	(3,222)
買戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(54,951)	13,589	(41,362)	1,566	39,796	-
金融負債合計	(186,181)	15,156	(171,025)	118,605	49,198	(3,222)

マスター・ネットティング契約または 類似する契約の対象となる金額						
	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
2019年			(単位：百万ドル)			
デリバティブ金融資産	116,544	(2,323)	114,221	(102,761)	(6,232)	5,228
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	36,648	(4,845)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
金融資産合計	153,192	(7,168)	146,024	(104,175)	(36,621)	5,228
デリバティブ金融負債	(117,340)	1,648	(115,692)	102,761	9,803	(3,128)
買戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(40,826)	17,240	(23,586)	1,414	22,172	-
金融負債合計	(158,166)	18,888	(139,278)	104,175	31,975	(3,128)

(1) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上のもは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(2) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

19. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		その他の無形資産		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
(単位：百万ドル)								
期首残高	82	73	1,285	1,373	-	-	1,367	1,446
増加	-	10	372	412	6	-	378	422
償却費用 ⁽²⁾	-	-	(625)	(497)	(1)	-	(626)	(497)
減損費用 ⁽³⁾	(10)	-	(2)	(4)	-	-	(12)	(4)
処分に基づく償却	(10)	-	-	-	-	-	(10)	-
為替換算差額	-	(1)	-	1	-	-	-	-
期末残高	62	82	1,030	1,285	5	-	1,097	1,367
取得原価 ⁽⁴⁾	72	82	7,006	6,767	6	-	7,084	6,849
償却／減損累計額	(10)	該当なし	(5,976)	(5,482)	(1)	-	(5,987)	(5,482)
帳簿価額	62	82	1,030	1,285	5	-	1,097	1,367

(1) のれんは、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) 2020会計年度下半期に、当行はソフトウェア償却方針の適用を修正した。当行は、加速償却費184百万ドルを計上した。

(3) 2020年9月会計年度に、当行はパシフィック部門の事業に関連するのれんの全額を償却するために、10百万ドルの減損損失を認識した。

(4) 為替換算差額の影響を含む。

認識および測定			
次の表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。			
	のれん	ソフトウェア	その他の無形資産
定義	当行が企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および負債の公正価値を超過した金額。	既製ソフトウェアの購入は資産計上される。 ソフトウェアおよびコンピューター・システムの構築にあたり発生した20百万ドルを超過する内部および外部費用は、資産として資本化される。20百万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。	契約上の権利から生じた無形資産。
帳簿価額	取得原価から減損損失累計額を控除した金額。 取得に關係する資金生成単位に割当てられる。	当初は取得原価で測定される。 その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。 ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。	当初は取得時の公正価値で測定される。 その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。
耐用年数	確定できない。 のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除いて、2年から5年の期間にわたり償却される。ただし、主要な基幹インフラストラクチャーは、監査委員会の承認を前提として7年までの期間で償却することができる。 購入したソフトウェアは、より長い耐用年数を有する他の資産と一体とみなされる場合を除いて2年で償却される。	耐用年数3年。
減価償却法	該当なし。	定額法。	定額法。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当行は各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

各報告日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産は減損の兆候に関して評価され、その兆候が特定された場合には減損評価が実施される。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額される。まだ使用可能になっていない資産の減損テストが毎年行われる。

また、無形資産の予想される耐用年数は、各報告日に評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変更の基礎となる動向が含まれる。

当会計年度中、当行は、規制・コンプライアンスに重点を置いた資産および購入した資産を含む様々な種類のソフトウェアの耐用年数の短縮を反映して、ソフトウェア方針の適用を修正した。これらの変更によって、当行のテクノロジーおよび業務ニーズの急速な変化、ならびに、資産が目的に適合し続けることを確保するための購入によるソフトウェアおよび自社開発したソフトウェアへの継続的再投資がより適切に反映される。

20. その他引当金

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
未実行与信枠および偶発与信枠のECL引当金 ⁽¹⁾	731	557
顧客救済措置	969	967
組織再編費用	70	37
非貸付損失、不正および偽造	57	63
その他	330	281
その他引当金合計	2,157	1,905

(1) 増減分析については、注記12「予想信用損失引当金」を参照のこと。

	顧客救済措置	組織再編費用	非貸付損失、 不正および 偽造	その他
	(単位：百万ドル)			
2018年10月1日現在残高	556	94	75	113
新規および当期中に増加した引当金	608	46	1	308
当期中に使用された引当金	(150)	(91)	(5)	(40)
当期中に戻入された未使用金額	(47)	(12)	(8)	(100)
2019年9月30日現在残高	967	37	63	281
新規および当期中に増加した引当金	673	105	5	376
当期中に使用された引当金	(303)	(65)	(8)	(191)
当期中に戻入された未使用金額 ⁽¹⁾	(368)	(7)	(3)	(136)
期末残高	969	70	57	330

(1) 顧客救済措置には、富裕層オーストラリアの非継続事業部分の売却完了時において購入者に移転した72百万ドルが含まれる。

顧客救済措置

顧客救済措置には、顧客への返金見込額に関する引当金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局からの請求、罰金、訴訟結果が含まれる。

組織再編費用

組織再編費用に関する引当金は、当行の業務範囲、または業務方法の重大な変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、貸付金および前渡金の元本残高に直接関連しない特定の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、および企業結合の一部として認識された偶発債務を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当行は、過去の事象から生じる現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、当該債務に関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要なキャッシュフローの見積りを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額は当該キャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当行は、顧客救済措置、組織再編費用および余剰リース・スペース、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。必要に応じて、専門家の法的助言が取り入れられ、それらの助言に鑑み、適切とみなされる引当金の計上および／または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、個別の事実や状況に関する規制上のエクスポージャーおよび顧客の請求による影響を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。このため、根拠となる仮定の適切性を実績および法律の専門家による助言を含むその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

21. 株主資本

株主資本

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
普通株式資本	26,454	26,413
準備金		
為替換算調整勘定	(131)	(21)
株式オプション準備金	85	89
FVOCI準備金	129	65
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	935	707
準備金合計	1,018	840
利益剰余金	25,800	25,961
株主資本合計	53,272	53,214

普通株式資本

次の表は当期における普通株式および株式資本の変動の詳細を示したものである。

	2020年		2019年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
期首残高	2,834,584,923	26,413	2,873,618,118	27,533
ボーナス・オプション制度				
(1)	2,412,280	-	2,999,796	-
配当金再投資制度 ⁽²⁾	3,373,022	61	-	-
当グループの従業員株式取得				
制度	-	(20)	-	-
株式買戻し ⁽³⁾	-	-	(42,032,991)	(1,120)
期末残高	2,840,370,225	26,454	2,834,584,923	26,413

- (1) 当行は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づいて、2020年度中間配当に伴い0.8百万株、2019年度最終配当に伴い1.6百万株（2019年度中間配当に伴い1.4百万株、2018年度最終配当に伴い1.6百万株）を発行した。
- (2) 配当金再投資制度（DRP）に基づいて、2020年度中間配当に伴い3.4百万株が発行された（DRPに参加する株主に対し、株式を市場で購入し直接引き渡したため、2019年度最終配当および中間配当に伴う株式発行はゼロ）。
- (3) 当行は、2019年度に1,120百万ドルのANZ普通株式を購入したことで、30億ドルのANZ普通株式の市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた。

認識および測定	
普通株式	普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時に残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。 ・ 挙手の場合は各人。 ・ 投票の場合は各保有株式につき。
自己株式	自己株式は当行において、次のいずれかに該当するものである。 ・ ANZ従業員株式取得制度のために市場で購入され、未だ分配されていないもの。 ・ 当行がANZ従業員株式取得制度のために発行し、未だ分配されていないもの。 自己株式は株式資本から控除され、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。
準備金	
為替換算調整勘定	海外事業（子会社および支店を含む）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益が税効果と共に含まれている。
FVOCI準備金	投資有価証券に含まれている特定の負債証券および持分証券の公正価値の変動が税効果と共に含まれている。 FVOCI測定に分類される負債証券に関して、FVOCI準備金は、当初の認識後に生じた公正価値の変動累計額を、損益計算書に計上された予想信用損失引当金、受取利息、為替換算損益に関連するものを除外して計上している。FVOCIに分類される負債証券は公正価値で計上されるため、FVOCI準備金残高は、当該資産に関するECL引当金を控除したものである。FVOCIで測定される負債証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額は、損益に再分類されその他営業収入に表示される。 FVOCIで測定される持分証券に関して、FVOCI準備金には、当初認識後の公正価値変動累計額が計上される（関連する為替換算損益を含む）。FVOCIで測定される持分証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額の損益への組替えは行われない。
株式オプション準備金	株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。

22. 資本管理

資本管理戦略

ANZの資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。ANZは3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてその目標を達成している。プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的变化、ANZ各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレステストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ ANZのリスク・プロファイルに照らし、さまざまな資本クラスの資本比率および目標を見直すこと。
- ・ 目標とする資本比率、現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、ANZの資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、ANZは営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

ANZはオーストラリアにおける認可済預金受託機関（ADI）であるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとでAPRAによる規制を受ける。ANZはAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した最低規制資本要件、健全資本比率および特定の報告水準を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員（「BCBS」）によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。

ANZの2020年度の年次報告書の一部として報告する目的上、レベル2のADIに関する自己資本比率は、単独事業体としての当行については表示されていない。自己資本比率の詳細については、

<https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>にて入手可能な2020年度のANZグループ年次報告書の注記23「資本管理」を参照のこと。

23. 被支配法人に対する持分

			2020年	2019年
	設立地	事業の内容	(百万ドル)	
ACN 003 042 082 Ltd (清算中)	オーストラリア	持株会社	-	5
ANZ (ラオ) ソール・カンパニー・リミテッド	ラオス	ファイナンス	26	26
ANZバンク (ベトナム) リミテッド	ベトナム	銀行業	205	205
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	証券化マネジャー	18	18
ANZセンター・チャテルズ・トラスト	オーストラリア	不動産	167	167
ANZセンター・トラスト	オーストラリア	不動産	550	550
ANZファンズPty Ltd	オーストラリア	持株会社	11,862	11,870
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス Ptyリミテッド	オーストラリア	抵当保険	398	398
ANZプロパティーズ (オーストラリア) Pty Ltd	オーストラリア	不動産	7	7
ANZリワーズNo.2 Pty Ltd	オーストラリア	クレジットカード・ロイ ヤリティ・プログラム	40	40
ANZセキュリティーズ (ホールディングス) Pty Ltd	オーストラリア	持株会社	39	39
ANZサポート・サービスズ (インド) プライバ ート・リミテッド	インド	ITサービス	25	25
ANZウェルス・オーストラリア・リミテッド ⁽¹⁾	オーストラリア	持株会社	37	538
ANZiホールディングスPty Ltd	オーストラリア	持株会社	132	56
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンク (チャイナ) カンパニー・リミテッド	中国	銀行業	1,121	1,121
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンキング・グループ (PNG) リミテッド	パプアニューギニア	銀行業	40	40
重慶市梁平ANZ農村銀行	中国	銀行業	-	5
シティズンズ・バンコープ ⁽²⁾	グアム	持株会社	41	41
E S & AホールディングスPty Ltd	オーストラリア	休業中	43	43
Esandaファイナンス・コーポレーション・ リミテッド	オーストラリア	休業中	5	5
ルッキング・トゥギャザーPty Ltd	オーストラリア	休業中	-	6
PTバンクANZインドネシア (持分比率は99%)	インドネシア	銀行業	262	262
シェア・インベスティング・リミテッド	オーストラリア	受託会社	4	-
被支配法人に対する持分			15,022	15,467

(1) ANZウェルス・オーストラリア・リミテッドは、2020年1月にOnePathの資産運用事業を売却し、501百万ドルの資本を返還した。

(2) 比較対象金額は、従来ANZグアム・インクとして分類されていた17百万ドルを組み替えて修正されている。

認識および測定

当行の子会社とは、当行がそのリターンの変動にさらされるか、あるいはそのリターンの変動に対する権利を有し、かつそれに対する権限を通じてそのリターンに影響を及ぼすことができる事業体である。当行は、事業体に対する当行のパワーの有無を、当該事業体の関連性のある活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。被支配法人への投資は取得原価から減損損失累計額を差し引いた金額で計上されている。

当行は、少なくとも各報告日において被支配法人に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当行は、次のいずれか高い方を用いて被支配法人の回収可能価額を算定する。

- ・ 被支配法人の処分費用控除後の公正価値
- ・ 使用価値

当行は、回収可能価額の算定に、割引キャッシュフロー法やその他の方法（収益還元法など）を用いる。

24. 金融資産の譲渡

当行は、通常の事業活動において、金融資産を第三者または組成された事業体（SE）に直接譲渡する取引を行っている。これらの譲渡により、当行は、譲渡資産に係る当行のリスクおよび経済的便益または支配へのエクスポージャーによっては、これらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当行が譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適格な譲渡とは認められず、当該資産は当行の貸借対照表に引き続き全額計上される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当行の証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当行は、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。

場合によっては、当行は、証券化されたノートの保有者でもある。さらに当行は、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当行は住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに支払うための債務は、当行の金融負債として認識される。

当行はこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがって、当グループの連結財務書類を作成するにあたって、これらのSEは当行に連結されている。

カバード・ボンド

当行は、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、発行済のカバード・ボンドにかかる返済債務の担保となっている。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当行は、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当行は、カバード・ボンドSEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当行は住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに返済するための債務は、当行の金融負債として認識している。

当行はカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがって、当グループの連結財務書類を作成するにあたって、これらのSEは当行に連結されている。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれている。

買戻条件付契約

当行が、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済的便益を留保する買戻条件付契約により有価証券を売却する場合、それらは認識の中止に適格な資産とみなされない。取引相手から受領した対価について関連負債が認識される。

以下の表は、認識の中止に不適格な譲渡資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ^{(1)、(2)}		カバード・ボンド		買戻条件付契約	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)					
譲渡済資産の当期帳簿価額	78,793	65,947	17,937	20,052	60,612	42,640
関連負債の帳簿価額	78,793	65,947	17,937	20,052	54,951	40,826

(1) 残高は、当行内の組成された事業体への譲渡に関連するものである。

(2) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅ローン・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

25. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
確定給付債務および制度資産		
積立済確定給付債務の現在価値	(1,282)	(1,353)
制度資産の公正価値	1,541	1,591
正味確定給付資産	259	238
貸借対照表に計上された金額		
支払債務およびその他の負債に含まれる確定給付債務から生じた純負債	(15)	(17)
その他の資産に含まれる確定給付債務から生じた純資産	274	255
正味確定給付資産	259	238
確定給付債務に反映された給付金の支払いの加重平均期間(年)	14.9	14.9

制度の直近の決算日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計93百万ドルの超過（2019年度：38百万ドルの超過）であった。当行は、2020年度に確定給付制度へ合計2百万ドル（2019年度：2百万ドル）を拠出した。来年度には、約2百万ドルを拠出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当行が加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当行の完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当行の資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

ANZのオーストラリア職員退職年金制度およびANZ英国職員退職年金制度の確定給付部分の2つが確定給付制度で最大規模のものであり、それぞれ1987年および2004年以降は新規加入者を受け入れていない。これらの制度は、直近の積立評価時現在、重要な不足額も余剰金もなかった。当行には、制度の信託契約上、不足額（積立ベースに基づいて測定）を補てんする現在の債務はない。これらの制度のいずれかを解散した場合、当行に偶発債務が発生する可能性がある。

認識および測定**確定給付退職年金制度**

当行の確定給付制度に関しては、独立年金数理士が、各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用を計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額を上限とする）

各報告期間において、正味確定給付債務の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当行の拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出退職年金制度

当行は、いくつかの確定拠出制度も運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当行のこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当行が使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に影響を及ぼす可能性がある。

仮定	重要な仮定の変更に 関する感応度分析		確定給付債務の 増加／(減少)	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)			
割引率（年率％）	1.55 - 1.7	1.7 - 2.0	0.5%の上昇	(91) (101)
将来の昇給率（年率％）	2.95	3.15		
将来の年金給付の物価スライド				
支払（年率％）/繰延年金（年率％）	1.5 - 2.8/2.15	1.75 - 3.0/2.35	0.5%の上昇	73 74
現在の加入者の60歳時点での余命			1年長期化	65 65
- 男性（年数）	26.0 - 28.7	25.6 - 28.6		
- 女性（年数）	28.9 - 30.4	28.8 - 30.3		

26. 従業員持株およびオプション制度

当行は、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2020年度および2019年度に運営されていたANZ従業員株式取得制度は、従業員株式オファー制度および株式後渡し制度である。

従業員株式オファー制度	
資格	オーストラリアまたはニュージーランドで雇用され、直近の年度における継続勤続年数が3年以上になる正社員の大半
付与	オーストラリアでは1,000ドル（ニュージーランドでは800ドル）相当を上限にANZ株式を付与。ただし、取締役会の承認を要する。
割当額	付与日までの1週間（付与日を含む）にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買されたANZ株式の1週間の出来高加重平均価格（VWAP）
オーストラリア	ANZの普通株式は、対価なしで適格従業員に付与される。これらの株式は付与時に権利が確定し、付与日から3年間信託で保有される。その後、信託に留保、従業員の名義に移管、または売却することができる。配当金は配当金再投資制度で自動的に再投資される。
ニュージーランド	適格従業員は、1株当たり1ニュージーランド・セントを支払うと株式が付与される。3年間の勤続期間の充足を条件に、株式の権利が確定した後は、信託に留保されるか、従業員の名義に変更、または売却することができる。従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の株式は失効する。配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
費用計上額(公正価値)	オーストラリアでは、これらの株式に失効の条件が付されていないければ、付与された年にその公正価値が費用計上される。 ニュージーランドでは、3年間の権利確定期間にわたって公正価値が定額法で費用計上される。 この費用は株式報酬費用として認識され、資本が同額増加する。
2020年度および2019年度の付与	2019年12月2日に、24.96ドルの発行価格で698,862株が付与された。なお、報酬フレームワーク再構築イニシアチブの一部として変動報酬が変更された（2020会計年度に発効）ことを受け、これが現在の形式での最後の従業員株式オファーとなる。 2018年12月3日に、26.91ドルの発行価格で656,738株が付与された。

株式後渡し制度	
i) ANZインセンティブ制度 (ANZIP) — 最高経営責任者(「CEO」)、グループ執行委員会(「ExCo」)、および銀行役員説明責任制度(「BEAR」)のその他の説明責任対象役員	
資格	グループCEO、ExCoおよび内部監査担当グループ・ジェネラル・マネージャー(「GGM IA」)
付与	CEOの年間変動報酬(「AVR」)の50%相当、ExCo(最高リスク責任者(「CRO」))を除く)の変動報酬(「VR」)の25%相当、ならびにCROおよびGGM IAのVRの33%相当を後渡し株式として受領
条件	取締役会が変動報酬の付与を承認した日から少なくとも1から4年にわたって繰り延べられる。
ii) ANZIP (CEO、ExCoおよびBEARのその他の説明責任対象役員⁽¹⁾を除くすべての従業員)ならびにビジネス・ユニット・インセンティブ制度(「BUIP」)	
資格	CEO、ExCoおよびGGM IA (すなわちBEARのその他の説明責任対象役員)を除くすべての従業員
付与	VRが150,000ドルまたはそれを上回る場合、80,000ドルを超えるVR金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は42,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって繰り延べられる。
iii) 長期のインセンティブ(ITIs)	
資格	選定された従業員(CEO、ExCoおよびGGM IA (すなわちBEARのその他の説明責任対象役員)を除く)
付与	100%後渡し株式
条件	付与日から3年後に権利が確定
iv) 例外的な場合	
放棄された報酬	例外的に、当行は、前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、特定の従業員の当行入行時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
人材確保	当行にとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。
v) 追加情報	
中止	取締役会が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合、通知により契約が終了した場合、または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することができる(「後渡し株式の権利」欄を参照のこと)。
割当額	すべての後渡し株式は、付与日までの1週間(付与日を含む)にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて、発行される。
費用計上額(公正価値)	当行は、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
2020年度および2019年度の付与	2020年度に、2,259,897株(2019年度:1,945,668株)の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は24.94ドル(2019年度:25.39ドル)であった。
マルス(下方修正)	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は権利確定日までいつでも後渡し株式数を下方修正(ゼロまでの修正を含む)する裁量を有する。ANZのマルス(下方修正)規定については、2020年度報酬報告書のセクション5.3を参照のこと。後渡し株式の下方修正を行う取締役会の裁量権は、2020年度には行使されなかった(2019年度:9,810個)。

(1) 英国の重要リスクテイクерおよび中国の重要リスクテイクерとして定義される役割については、現地の規制要件に従って、ANZIPの下での特別な繰延べ取決めも存在する。

ANZ従業員株式取得制度の費用計上

費用計上額(公正価値)	従業員株式オファー制度および株式後渡し制度により当行が2020年度に付与した株式の付与日に測定した公正価値は、株式数2,958,759株とVWAP24.81ドルに基づいて73.4百万ドル(2019年度:2,602,406株とVWAP26.01ドルに基づいて67.7百万ドル)である。

ANZ株式オプション制度

割当	当行は、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割当てられると、議決権と配当請求権も付随して割当てられる。 各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間（付与日を含む）にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。
規則	オプションまたは権利の行使前に、株式無償割当、株主割当発行、または再編により当行が株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。 ・ 株式無償割当—所有者のオプション行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。 ・ 株式割当発行—当グループは、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。 ・ 再編—権利に関して、株式無償割当または当行の株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないよう、権利の個数または対象株式数を調整できる。 所有者には上記以外に参加する権利はない。 ・ オプションまたは権利の行使前における当行の有価証券の新規発行 ・ ANZ以外の法人（子会社など）の株式発行 取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。
費用計上	当行は、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、2020年度報酬報告書のセクション8.2.3を参照のこと。
マルス（下方修正）	当行のマルス（下方修正）規定については、2020年度報酬報告書のセクション5.3を参照のこと。

2020年度および2019年度のオプション制度**i) 業績に基づく権利**

割当	当行は、ANZの変動報酬プランの一環として、CEOおよびExCoに業績に基づく権利を付与しており、特定の従業員に業績に基づく権利を付与した。業績に基づく権利とは、4年間の権利確定期間⁽¹⁾および総株主利回り（TSR）の業績要件を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に付与する。業績要件に関する詳細については、2020年度報酬報告書のセクション5.2.3aを参照のこと。
権利確定	業績に基づく権利（業績要件を満たしている）の報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。2020年度には業績要件を満たさなかったことによりすべての業績に基づく権利が失効した。2019年度には、権利が確定した業績に基づく権利は、現金支払いが行われた47,195個の業績に基づく権利を除いて、株式の割当により支給された。
2020年度および2019年度の付与	2020年度には、520,172個（2019年度：885,810個）の業績に基づく権利を付与した。
マルス（下方修正）	業績に基づく権利の下方修正を行う取締役会の裁量権は、2020年度には行使されなかった（2019年度：59,012個）。

(1) 2019年度中の付与については3年間。

ii) 後渡し株式の権利（業績要件なし）	
割当	後渡し株式の権利とは、一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に与えるものである。当行は、制限期間中に配当が支払われないことについて権利の公正価値を調整する。
権利確定	株式報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。現金支払いが行われた後渡し株式の権利99,891個（2019年度：68,357個）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
2020年度および2019年度の付与	2020年度には、2,393,424個（2019年度：2,078,427個）の後渡し株式の権利（業績要件なし）が付与された。
マルス（下方修正）	後渡し株式の権利の下方修正を行う取締役会の裁量権は、2020年度には行使されなかった（2019年度：11,824個）。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、および業績に基づく権利

2020年11月4日現在、発行済の後渡し株式の権利は4,489,045個、その所有者は543名、発行済の業績に基づく権利は2,216,062個、その所有者は125名であった。

オプション／権利の変動

2020年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均（WA）行使価格および2020年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2019年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2020年 9月30日現在
オプション／権利数	6,688,538	2,913,596	(976,468)	0	(1,901,109)	6,724,557
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						19.94
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						151,829

2019年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均行使価格および2019年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2018年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2019年 9月30日現在
オプション／権利数	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						26.66
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						181,581

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績面の条件を満たしていないなど）を指す。

2019年度および2020年度のオプション／権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2020年11月4日現在、

- ・ 2020年度末以降に付与された普通株式に対するオプション／権利はなかった。
- ・ 2020年度末以降のオプション／権利の行使の結果発行された株式は15,592株で、いずれも行使価格はゼロであった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当行は、AASB第2号「株式報酬」の要件に従って、モンテ・カルロ価格モデルおよび／またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

次の表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2020年		2019年	
	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利
行使価格(ドル)	0.00	0.00	0.00	0.00
付与日の株価終値(ドル)	24.78	24.93	25.83	25.52
ANZ株価の予想ボラティリティ(%) ⁽¹⁾	20.0	20.0	20.0	20.0
権利の期間(年)	2.5	6.0	2.5	4.8
権利確定期間(年)	2.1	4.0	2.1	3.0
予定期間(年)	2.1	4.0	2.1	3.0
予定配当利回り(%)	6.0	6.0	6.0	6.0
無リスク金利(%)	0.77	0.74	1.96	2.05
公正価値(ドル)	21.95	9.07	22.87	9.40

(1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ繰延期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想変動率を見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2020年度に当行が全従業員のために市場で買い付けた株式数は（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は4,882,936株、1株当たり平均株価は25.06ドル（2019年度：1株当たり平均25.99ドルで4,317,094株）であった。

27. 関係当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（「KMP」）とは、すべての取締役、ならびに当行の戦略の方向性や経営管理に重要な責任を持ちCEOに直属している職員である。注記3「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、次のとおりである。

	2020年	2019年 ⁽¹⁾
	(単位：千ドル)	(単位：千ドル)
短期給付	19,260	15,784
退職後給付	414	415
その他長期給付	397	213
退職給付	-	2,112
株式報酬	8,198	6,184
合計	28,269	24,708

(1) 雇用期間が終了するまでに開示された旧KMPを含む。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。ローン商品の条件の詳細は、ANZ.comに掲載されている。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。KMP（その関係当事者を含む）に対して実行したローン、保証または担保の総額は、以下のとおりであった。

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	(単位：千ドル)
貸付金 ^{(1)、(2)}	18,519	13,551
貸付利息	518	285

(1) 過去の期間の残高は、僅かな時期のずれや省略を反映するために修正再表示されている。

(2) 残高は貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関連当事者を含む）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債、株式、株式の権利および株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	2020年	2019年
	株数または個数 ⁽¹⁾	株数または個数 ⁽¹⁾
株式、オプションおよび権利	2,211,879	1,892,754
劣後債務	21,052	11,802

(1) 残高は、貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

主要経営陣およびその関連当事者のその他の取引

KMPおよびその関連当事者の銀行預金総額は37百万ドル（2019年度：42百万ドル）であった。

KMPおよびその関連当事者とのその他の取引には、投資運用サービス手数料、ブローカーおよび銀行手数料に関して当行に支払われた金額が含まれている。当行は、KMPの職務の遂行に関連したセキュリティおよび事務サービスの費用を払い戻している。これらの取引は、通常の商業条件で行われており、他の従業員や顧客の場合と比べて有利なものではない。

関連会社

当年度中、関連会社との間で実行された取引は、以下に示すように通常の商業的条件と同等の条件で行われた。

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	
関連会社への未払金	746	697
関連会社に支払ったその他の費用	7,706	7,624

関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。

子会社

重要な被支配法人については、注記23「被支配法人に対する持分」において開示している。当年度中、子会社は子会社間および関連会社との間で、通常の商業的条件と同等の条件で取引を行った。2020年9月30日現在、当行はこれらすべての取引に関わる残高が全額回収可能と思料している。

当行と子会社との間の取引には、広範囲にわたる銀行業務およびその他の与信枠の提供が含まれる。配当金または持分の形式で関連当事者に支払った、または関連当事者より受領された金額は、注記2「営業収入」に記載されている。

その他のグループ会社間取引には、運用および管理サービスの提供、職員の研修、データ処理設備、税務上の欠損金の移転、および土地建物および設備機器のリースが含まれる。

28. コミットメント、偶発債務および偶発資産

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2020年	2019年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	191,300	171,881
保証および信用状	20,640	20,375
履行保証関連偶発債務	15,505	20,097
合計	227,445	212,353

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当行が支払いを求められうる最短日に基づく、計191,300百万ドル（2019年度：171,881百万ドル）の未実行の与信枠が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状および履行保証関連偶発債務

保証および偶発債務は、保証、スタンドバイ信用状、荷為替信用状など当行が自己勘定において実行した取引に関するものである。

荷為替信用状では、輸出業者に対する代金支払いを保証する信用状を当行が発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状の発行を条件にしている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払いを行う義務を当行に負わせる負債である。

これらの取引に関連するリスクを反映するため、当行は、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当行が被りうる最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当行が支払いを求められうる最短日に基づく、合計20,640百万ドル（2019年度：20,375百万ドル）の保証および信用状、ならびに合計15,505百万ドル（2019年度：20,097百万ドル）の履行保証関連偶発債務が、向こう12か月以内に満期を迎える。

その他の偶発債務

2020年9月30日現在、当行には以下の事項に関する偶発債務が存在していた。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上（注記20を参照のこと）および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当行の利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

規制および顧客に対するエクスポージャー

近年、当行について規制当局が関与する案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査、監視や検査の内容と規模、民事および刑事の強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない。）、公式および非公式の調査、規制上の監督活動ならびに規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当行は、業界全体および当行に限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当行自ら進んで開示を行った。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば現在では、担当する融資実務、規制されている貸付の要件、商品の適合性および販売、これらに課される利子および手数料や受給権、顧客救済措置、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場および金融取引における行為、資本市場取引、マネーロンダリング対策およびテロ資金対策の義務、報告および開示の義務ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方は、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方は、シンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSWまたはSIBORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法および（BBSWの訴訟のみ）組織犯罪排除法、商品取引法、ならびに不当利得原則に違反したと主張している。当行は、これらの訴訟で争っている。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。

資金調達を巡る訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に、上層部の従業員が認識しつつ故意に関わったと主張している件について、当行に対する刑事訴訟に取り掛かった。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに對し争っている。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に知らせるべきだったと主張している。当行は、この申し立てに對し争っている。

消費者信用保険に関する訴訟

2020年2月に、消費者信用保険商品の販売に関連する金融助言義務の違反、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および非良心的行為を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。保険商品の発行者であるQBEおよびOnePath Lifeも請求の被告となっている。当行は、この申し立てに對し争っている。

ESANDAのディーラー自動車ローンに関する訴訟

2020年8月に、ディーラーが手配したEsanda自動車ローンにおけるフレックス・コミッションの利用に関する不正行為、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および衡平法上の錯誤を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。当行は、この申し立てに対し争っている。

王立委員会

2019年2月4日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が最終報告書を公表した。同委員会の調査結果および勧告により、追加コストが発生する結果となり、また、更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーもしくは、集団訴訟、個人請求または顧客救済や補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）につながる可能性がある。これらの結果と潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

保証および補償

当行は、様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連する事項およびリスクを網羅して、購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当行は、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく請求に晒されている。

精算および決済義務

当行は、様々な精算および決済の取決めを規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当行の潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

当行は、ASXクリア（フューチャーズ）、ロンドン・クリアリング・ハウス（LCH）・スワップクリアおよびレボクリア、韓国取引所（KRX）、香港取引所（HKEX）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インドなど、中央清算機関の会員である。会員である当行は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、デフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、当行はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、それらの会社が引き続き当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

グリンドレイズの事業の売却

2000年7月31日、当行は、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッド（グリンドレイズ）およびその他の特定の事業のスタンダード・チャータード・バンク（SCB）に対する売却を完了した。当行はこれらの事業に関する保証および補償を提供した。

補償対象事項には、1973年外国為替規制法に違反したと主張される1991年に実行された特定の取引に関して、インドの当局がグリンドレイズおよびその特定の役員に対して提起した民事罰手続きおよび刑事訴追が含まれている。

民事罰は2007年に課されたが、上訴の対象となっている。刑事訴追は現在防御の過程にある。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

29. 監査人報酬

	2020年	2019年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリア		
財務報告書の監査またはレビュー	7,262	7,058
監査関連業務 ⁽¹⁾	3,540	2,642
非監査業務 ⁽²⁾	25	114
合計 ⁽³⁾	10,827	9,814
KPMGオーストラリアの海外提携事務所		
財務報告書の監査またはレビュー	2,107	1,924
監査関連業務 ⁽¹⁾	1,008	714
非監査業務 ⁽²⁾	44	2
合計	3,159	2,640
監査人報酬合計	13,986	12,454

(1) 内訳は、健全性および規制に関する業務が3.07百万ドル（2019年度：2.56百万ドル）、コンフォート・レターが0.72百万ドル（2019年度：0.45百万ドル）、その他の業務が0.76百万ドル（2019年度：0.34百万ドル）である。

(2) 非監査業務の内容は、研修、方法や手続のレビューなどである。

(3) 物品・サービス税を含む。

当行の方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに外部監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

30. 事業年度末以後の後発事象

2020年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

取締役の宣言および主任監査人の独立性の宣言

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、当行の財務書類および注記は、
 - i) オーストラリア会計基準および2001年会社の規則により適用される規制に準拠していることを含め、2001年会社法第7.8項に従い作成されている。
 - ii) 2020年9月30日現在の当行の財務状態および同日に終了した事業年度における当行の業績について真実かつ公正に表示している。
- b) 財務書類と併せて提出された監査人の監査報告書は、財務書類に関する当該報告書の真正な写しである。

取締役の決議に従って署名されている。

ポール・O・オサリバン
会長
2020年11月4日

シェイン・C・エリオット
マネジング・ディレクター

2001年会社法第307条Cに基づく主任監査人の独立性の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役各位

監査人は、認識および確信する限りにおいて、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2020年9月30日に終了した事業年度の監査について以下のことを宣言する：

- i) 本件監査に関して、2001年会社法が定める監査人の独立性要件に対する違反はなかった。
- ii) 本件監査に関して、適用されるいかなる職業的専門家行動規範に対しても違反はなかった。

ケーピーエムジー

アリソン・キッチン
パートナー
メルボルン
2020年11月4日

[前へ](#) [次へ](#)

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

INCOME STATEMENT

For the year ended 30 September	Note	2020 \$m	2019 \$m
Interest income ¹		24,426	31,077
Interest expense		(10,377)	(16,738)
Net interest income	2	14,049	14,339
Other operating income	2	3,355	4,058
Net income from insurance business	2	78	126
Share of associates' profit	2	155	262
Operating income		17,637	18,785
Operating expenses	3	(9,383)	(9,071)
Profit before credit impairment and income tax		8,254	9,714
Credit impairment charge	13	(2,738)	(794)
Profit before income tax		5,516	8,920
Income tax expense	4	(1,840)	(2,609)
Profit after tax from continuing operations		3,676	6,311
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	29	(98)	(343)
Profit for the year		3,578	5,968
Comprising:			
Profit attributable to shareholders of the Company		3,577	5,953
Profit attributable to non-controlling interests		1	15
Earnings per ordinary share (cents) including discontinued operations			
Basic	6	126.4	210.0
Diluted	6	118.0	201.9
Earnings per ordinary share (cents) from continuing operations			
Basic	6	129.8	222.1
Diluted	6	121.1	213.0
Dividend per ordinary share (cents)	5	60	160

¹ Includes interest income calculated using the effective interest method of \$238.57 million on financial assets measured at amortised cost or fair value through other comprehensive income (2019: 180,224 million).

The notes appearing on pages 117 to 225 form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 30 September	2020 \$m	2019 \$m
Profit for the year from continuing operations	3,676	6,311
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss		
Investment securities - equity securities at FVOCI	(157)	45
Other reserve movements	13	67
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Foreign currency translation reserve ¹	(550)	697
Other reserve movements	712	909
Income tax attributable to the above items	(180)	(288)
Share of associates' other comprehensive income ²	51	26
Other comprehensive income after tax from continuing operations	(111)	1,456
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(98)	(343)
Other comprehensive income/(loss) after tax from discontinued operations	-	(97)
Total comprehensive income for the year	3,467	7,327
Comprising total comprehensive income attributable to:		
Shareholders of the Company	3,467	7,307
Non-controlling interests	-	20

¹ Includes foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests of a \$1 million loss (2019: \$5 million gain).

² Share of associates' Other comprehensive income includes a FVOCI reserve gain of \$48 million (2019: \$20 million gain), defined benefits gain of \$1 million (2019: \$7 million gain), cash flow hedge reserve loss of \$1 million (2019: \$2 million loss) and a foreign currency translation reserve gain of \$1 million (2019: \$1 million gain) that may be reclassified subsequently to profit or loss.

The notes appearing on pages 117 to 225 form an integral part of these financial statements.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

BALANCE SHEET

As at 30 September	Note	2020 \$m	2019 \$m
Assets			
Cash and cash equivalents	8	107,923	81,621
Settlement balances owed to ANZ		7,541	3,739
Collateral paid		14,308	15,006
Trading securities	9	50,913	43,169
Derivative financial instruments	10	135,331	120,667
Investment securities	11	93,391	83,709
Net loans and advances	12	617,093	615,258
Regulatory deposits		801	879
Assets held for sale	29	-	1,831
Investments in associates	26	2,164	2,957
Current tax assets		161	265
Deferred tax assets ²		2,124	1,356
Goodwill and other intangible assets	20	4,379	4,861
Premises and equipment ¹		3,013	1,924
Other assets		3,144	3,895
Total assets		1,042,286	981,137
Liabilities			
Settlement balances owed by ANZ		22,241	10,867
Collateral received		9,304	7,929
Deposits and other borrowings	14	682,333	637,677
Derivative financial instruments	10	134,711	120,951
Current tax liabilities		349	260
Deferred tax liabilities		80	67
Liabilities held for sale	29	-	2,121
Payables and other liabilities ¹		9,128	7,968
Employee entitlements		596	589
Other provisions	21	2,579	2,223
Debt issuances	15	119,668	129,691
Total liabilities		980,989	920,343
Net assets		61,297	60,794
Shareholders' equity			
Ordinary share capital	22	26,531	26,490
Reserves	22	1,501	1,629
Retained earnings ¹	22	33,255	32,664
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	22	61,287	60,783
Non-controlling interests	22	10	11
Total shareholders' equity	22	61,297	60,794

On adoption of AASB 16 on 1 October 2019, the Group recognised right-of-use assets of \$1.6 billion presented within Premises and equipment and lease liabilities of \$1.7 billion presented within Payables and other liabilities. This resulted in a reduction to opening retained earnings of \$88 million and an increase in deferred tax assets of \$37 million. Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 for further details.

The notes appearing on pages 117 to 225 form an integral part of these financial statements.

CASH FLOW STATEMENT

The Consolidated Cash Flow Statement includes discontinued operations. Please refer to Note 29 for cash flows associated with discontinued operations and cash and cash equivalents reclassified as held for sale.

For the year ended 30 September	2020 \$m	2019 \$m
Profit after income tax	3,578	5,968
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Allowance for expected credit losses	2,738	794
Impairment of investment in associates	815	-
Depreciation and amortisation ^{1,2}	1,391	871
Goodwill impairment	77	-
(Profit)/loss on sale of premises and equipment	(8)	(5)
Net derivatives/foreign exchange adjustment	(3,046)	4,940
(Gain)/loss on sale from divestments	25	(137)
Other non-cash movements	(80)	(356)
Net (increase)/decrease in operating assets:		
Collateral paid	283	(3,493)
Trading securities	(1,803)	(7,941)
Net loans and advances	(7,119)	(10,268)
Investments backing policy liabilities	-	(3,542)
Other assets	(76)	(454)
Net increase/(decrease) in operating liabilities:		
Deposits and other borrowings	51,875	7,006
Settlement balances owed by ANZ	11,476	(1,077)
Collateral received	1,739	1,004
Other liabilities	(9,581)	2,140
Total adjustments	48,706	(10,518)
Net cash (used in)/provided by operating activities³	52,284	(4,550)
Cash flows from investing activities		
Investment securities assets:		
Purchases	(40,029)	(23,847)
Proceeds from sale or maturity	28,642	21,228
Proceeds from divestments, net of cash disposed	1,309	2,121
Proceeds from/(Repayment of) IOCF secured notes	(800)	600
Other assets	(587)	(508)
Net cash (used in)/provided by investing activities	(11,465)	(206)
Cash flows from financing activities		
Debt issuances ⁴ :		
Issue proceeds	12,260	25,900
Redemptions	(21,430)	(22,958)
Dividends paid ⁵	(2,861)	(4,471)
On market purchase of treasury shares	(122)	(112)
Repayment of lease liabilities ⁶	(281)	-
Share buyback	-	(1,120)
Net cash (used in)/provided by financing activities	(12,434)	(2,761)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	28,385	(7,517)
Cash and cash equivalents at beginning of year	81,621	84,964
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents	(2,083)	4,174
Cash and cash equivalents at end of year⁷	107,923	81,621

¹ Includes depreciation of right-of-use assets recognised on 1 October 2019 following the adoption of AASB 16. Comparatives have not been restated.

² Includes accelerated amortisation of \$197 million following the Group's change in the application of its software amortisation policy to reflect the shorter useful life of software caused by rapidly changing technology and business requirements. Refer to Note 20 Goodwill and Other Intangible Assets for further details.

³ Net cash inflows/(outflows) from operating activities includes income taxes paid of \$2,348 million (2019: \$1,129 million).

⁴ Non-cash changes in debt issuances includes fair value hedging loss of \$1,177 million (2019: \$2,417 million loss) and foreign exchange gains of \$1,673 million (2019: \$1,815 million loss).

⁵ Cash outflow for shares purchased to satisfy the dividend reinvestment plan are classified in Dividends paid.

⁶ Relates to repayments of lease liabilities which the Group commenced recognising on 1 October 2019 following the adoption of AASB 16. Comparative information has not been restated.

⁷ Includes cash and cash equivalents recognised on the face of balance sheet of \$107,923 million (2019: \$81,621 million) with no amounts recorded as part of assets held for sale (2019: nil).

The notes appearing on pages 117 to 225 form an integral part of these financial statements.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company \$m	Non- controlling interests \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2018	27,205	323	31,737	59,265	140	59,405
Impact on transition to AASB 9	-	14	(624)	(610)	-	(610)
Profit or loss from continuing operations	-	-	6,296	6,296	15	6,311
Profit or loss from discontinued operations	-	-	(343)	(343)	-	(343)
Other comprehensive income for the year from continuing operations	-	1,393	58	1,451	5	1,456
Other comprehensive income for the year from discontinued operations	-	(97)	-	(97)	-	(97)
Total comprehensive income for the year	-	1,296	6,011	7,307	20	7,327
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:						
Dividends paid	-	-	(4,481)	(4,481)	(2)	(4,483)
Dividend income on treasury shares held within the Group's life insurance statutory funds	-	-	12	12	-	12
Group share buy-back ²	(1,120)	-	-	(1,120)	-	(1,120)
Other equity movements:						
Treasury shares Wealth Australia discontinued operations adjustment ³	405	-	-	405	-	405
Other items	-	(4)	9	5	(147)	(142)
As at 30 September 2019	26,490	1,629	32,664	60,783	11	60,794
Impact on transition to AASB 16	-	-	(88)	(88)	-	(88)
Profit or loss from continuing operations	-	-	3,675	3,675	1	3,676
Profit or loss from discontinued operations	-	-	(98)	(98)	-	(98)
Other comprehensive income for the year from continuing operations	-	(124)	14	(110)	(1)	(111)
Total comprehensive income for the year	-	(124)	3,591	3,467	-	3,467
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:						
Dividends paid	-	-	(2,922)	(2,922)	-	(2,922)
Dividend Reinvestment Plan ¹	61	-	-	61	-	61
Other equity movements:						
Group employee share acquisition scheme	(20)	-	-	(20)	-	(20)
Other items	-	(4)	10	6	(1)	5
As at 30 September 2020	26,531	1,501	33,255	61,287	10	61,297

¹ 3.4 million shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2020 interim dividend (nil shares for the 2019 final dividend; nil shares for the 2019 interim dividend as the shares were purchased on-market and provided directly to shareholders participating in the DRP). On-market share purchases for the DRP in 2020 were \$185 million (2019: \$432 million).

² The Company completed a \$3.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million worth of shares in 2019 resulting in 42.0 million shares being cancelled.

³ The successor funds transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth business to Zurich and IOOF completed on 13 April 2019. As a result, the Group no longer eliminates the ANZ shares previously held in Wealth Australia discontinued operations (treasury shares).

The notes appearing on pages 117 to 225 form an integral part of these financial statements.

Notes to the consolidated financial statements

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS

These are the financial statements for Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and its controlled entities (together, 'the Group' or 'ANZ') for the year ended 30 September 2020. The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008. The Group provides banking and financial services to individuals and business customers and operates in and across 33 markets.

On 4 November 2020, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements.

Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the amount is significant in size (quantitative factor);
- the information is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Group's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Group's business during the period - for example, business acquisitions or disposals (qualitative factor);
- the information relates to an aspect of the Group's operations that is important to its future performance (qualitative factor); and
- the information is required under legislative requirements of the *Corporations Act 2001*, the *Banking Act 1959 (Cth)* or by the Group's principal regulators, including the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Group's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

BASIS OF PREPARATION

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report prepared by a 'for profit' entity, in accordance with Australian Accounting Standards (AASs) and other authoritative pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB), the *Corporations Act 2001*, and International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations published by the International Accounting Standards Board (IASB).

We present the financial statements of the Group in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as allowed under the ASIC *Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191*. We measure the financial statements of each entity in the Group using the currency of the primary economic environment in which that entity operates (the functional currency).

BASIS OF MEASUREMENT

We have prepared the financial information in accordance with the historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment made to the underlying hedged exposure;
- financial instruments held for trading;
- financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss;
- financial assets at fair value through other comprehensive income; and
- assets and liabilities classified as held for sale (except those at their carrying value as per Note 29).

In accordance with AASB 1038 *Life Insurance Contracts* (AASB 1038) we have measured life insurance liabilities using the Margin on Services (MoS) model. In accordance with AASB 119 *Employee Benefits* (AASB 119) we have measured defined benefit obligations using the Projected Unit Credit Method.

DISCONTINUED OPERATIONS

The aligned dealer groups business sold to IOOF Holdings Limited (IOOF) completed on 1 October 2018; the life insurance business sold to Zurich Financial Services Australia Limited completed on 31 May 2019; and the Wealth Australia pensions and investments business sold to IOOF was completed on 31 January 2020. As a result of these sale transactions, the associated Group reclassification and consolidation impacts are treated as discontinued operations from a financial reporting perspective.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

BASIS OF CONSOLIDATION

The consolidated financial statements of the Group comprise the financial statements of the Company and all its subsidiaries. An entity, including a structured entity, is considered a subsidiary of the Group when we determine that the Company has control over the entity. Control exists when the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. We assess power by examining existing rights that give the Group the current ability to direct the relevant activities of the entity. We have eliminated, on consolidation, the effect of all transactions between entities in the Group.

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

TRANSACTIONS AND BALANCES

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses that arise are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items at fair value through profit or loss and report them as part of the fair value gain or loss on these items. For non-monetary items classified as investment securities measured at fair value through other comprehensive income translation differences are included in Other comprehensive income.

FINANCIAL STATEMENTS OF FOREIGN OPERATIONS THAT HAVE A FUNCTIONAL CURRENCY THAT IS NOT AUSTRALIAN DOLLARS

The financial statements of our foreign operations are translated into Australian dollars for consolidation into the Group financial statements using the following method:

Foreign currency item	Exchange rate used
Assets and liabilities	The reporting date rate
Equity	The initial investment date rate
Income and expenses	The average rate for the period – but if for a significant transaction we believe the average rate is not reasonable, then we use the rate at the date of the transaction

Exchange differences arising from the translation of financial statements of foreign operations are recognised in the foreign currency translation reserve in equity. When we dispose of a foreign operation, the cumulative exchange differences are transferred to profit or loss as part of the gain or loss on sale.

FIDUCIARY ACTIVITIES

The Group provides fiduciary services to third parties including custody, nominee and trustee services. This involves the Group holding assets on behalf of third parties and making decisions regarding the purchase and sale of financial instruments. If ANZ is not the beneficial owner or does not control the assets, then we do not recognise these transactions in these financial statements, except when required by accounting standards or another legislative requirement.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

In the process of applying the Group's accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within each relevant note to the financial statements.

Coronavirus (COVID-19) pandemic

The COVID-19 pandemic and its effect on the global economy have impacted our customers, operations and Group performance. The outbreak necessitated governments to respond at unprecedented levels to protect the health of the population, local economies and livelihoods. It has affected different regions at different times and at varying degrees and there remains a risk of subsequent waves of infection. Thus the pandemic has significantly increased the estimation uncertainty in the preparation of these financial statements including:

- the extent and duration of the disruption to business arising from the actions of governments, businesses and consumers to contain the spread of the virus;
- the extent and duration of the expected economic downturn, and subsequent recovery. This includes the impacts on capital markets and liquidity, credit quality, increasing unemployment, declines in consumer spending, reductions in production, and other restructuring activities; and
- the effectiveness of government and central bank measures to support businesses and consumers through this disruption and economic downturn.

The Group has made various accounting estimates in these financial statements based on forecasts of economic conditions which reflect expectations and assumptions as at 30 September 2020 about future events that the Directors believe are reasonable in the circumstances. There is a considerable degree of judgement involved in preparing these estimates. The underlying assumptions are also subject to uncertainties which are often outside the control of the Group. Accordingly, actual economic conditions are likely to be different from those forecast since anticipated events frequently do not occur as expected, and the effect of those differences may significantly impact accounting estimates included in these financial statements.

The significant accounting estimates impacted by these forecasts and associated uncertainties are predominantly related to expected credit losses, fair value measurement, and the assessment of the recoverable amount of non-financial assets.

The impact of the COVID-19 pandemic on each of these estimates is discussed further in the relevant note of these financial statements. Readers should carefully consider these disclosures in light of the inherent uncertainty described above.

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD

AASB 16 Leases (AASB 16)

AASB 16 became effective for the Group from 1 October 2019 and replaced the previous standard AASB 117 Leases (AASB 117). AASB 16 primarily impacts the Group's property and technology leases which were previously classified as operating leases. Under AASB 117, operating leases were not recognised on balance sheet and rent payments were expensed over the lease term.

Under AASB 16, the Group recognises all leases (except for leases of low value assets and short term leases) on balance sheet under a single accounting model. Accordingly, the Group recognises its right to use an underlying leased asset over the lease term as a right-of-use (ROU) asset, and its obligation to make lease payments as a lease liability. In the income statement, the Group recognises depreciation expense on the ROU asset and interest expense on the lease liability. As a result, lease expenses will be higher in the early periods of a lease and lower in the later periods of the lease compared to the previous standard where expenses were constant over the lease term. Cumulative expenses over the life of a lease will not change.

As permitted by the standard, the Group does not recognise ROU assets and lease liabilities for leases of low value items and short term leases (less than 12 months). Instead, the lease payments associated with these leases are recognised as an operating expense in the income statement on a straight-line basis over the lease term.

The Group has applied the modified retrospective transition approach whereby initial lease liabilities are recognised based on the present value of remaining lease payments as of the transition date. The initial ROU asset recognised for certain large commercial and retail leases was measured as if AASB 16 had always been applied to the leases. For all other leases, the initial ROU asset was measured as equal to the initial lease liability.

The implementation of AASB 16 requires management to make certain key judgements including the determination of lease terms, discount rates and identifying arrangements that contain a lease. Extension options are included in the lease term if the Group is reasonably certain the option will be exercised. This assessment includes consideration of facts and circumstances that create an economic incentive for the Group to exercise the option.

Based on the modified retrospective transition approach, the Group recognised lease liabilities of \$1.7 billion presented within Payables and other liabilities and ROU assets of \$1.6 billion presented within Premises and equipment. This resulted in a reduction to opening retained earnings of \$88 million and an increase in deferred tax assets of \$37 million as of 1 October 2019. Comparatives have not been restated.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD (continued)

In addition, the Group elected to apply the following practical expedients as permitted under the modified retrospective transition approach:

- Impairment of ROU assets at the transition date was assessed by relying on onerous lease provisions previously recognised as of 30 September 2019 under AASB 117;
- Initial direct costs associated with entering leases prior to the transition date were excluded from the carrying value of ROU assets recognised at transition;
- No ROU assets or lease liabilities were recognised for certain leases with less than 12 months remaining as of the transition date; these leases were treated as short-term leases with all lease payments recognised in rent expense as incurred; and
- Hindsight was used to determine the lease term of contracts that contained options to extend the lease.

The following table reconciles the operating lease commitments disclosed under AASB 117 as at 30 September 2019 to the opening lease liabilities recognised under AASB 16 as at 1 October 2019.

	\$m
Operating Lease Commitments as at 30 September 2019	1,656
Increase in lease term for extension options	210
Exclusion of low value leases and leases of less than 12 months	(19)
Exclusion of service components	(10)
Other	(17)
Total Undiscounted Lease Payments	1,820
Effect of discounting at a weighted average incremental borrowing rate of 2.44%	(141)
Total lease liabilities under AASB 16 as at 1 October 2019	1,679

During the reporting period, the Group recognised the following amounts in the income statement:

	\$m
Depreciation expense on ROU assets	394
Interest expense on lease liabilities	37
Interest expense on makegood provisions	2
Rent expense in relation to low value leases and leases of less than 12 months	35
Other income in relation to subleases	21

The Group's accounting policies with respect to lease arrangements where it acts as lessor have not changed under AASB 16 except where the Group subleases certain leased properties. Where the Group acts as intermediate lessor, it classifies the sublease as either a finance lease or operating lease by reference to the ROU asset of the head lease. Income from operating subleases is recognised in Other operating income in the Income Statement.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD (continued)

Interest Rate Benchmark Reform*Background*

Interbank offered rates (IBORs), such as the London Interbank Offered Rate (LIBOR), play a critical role in global financial markets, serving as reference rates for derivatives, loans and securities, and as parameters in the valuation of financial instruments.

Uncertainty surrounding the integrity of IBOR rates has in recent years, led regulators, central banks and market participants to work towards a transition to alternative risk-free benchmark reference rates (RFRs) and market-led working groups in respective jurisdictions have recommended alternative risk-free reference rates, which are gradually being adopted. Progress in the transition to these new benchmarks has resulted in significant uncertainty in the future of IBOR benchmarks beyond 1 January 2022.

Accounting amendments

In response to the uncertainty about the long-term viability of these benchmark rates, and LIBOR in particular, the International Accounting Standards Board (IASB) has established a project to consider the financial reporting implications of the reform. The transition from IBORs is expected to have an impact on various elements of financial instrument accounting, including hedge accounting, as well as fair value methodologies and disclosures.

In October 2019, the AASB issued AASB 2019-3 *Amendments to Australian Accounting Standards – Interest Rate Benchmark Reform*, which amends certain existing hedge accounting requirements to provide relief from potential effects of the uncertainty caused by the interest rate benchmark reform. The Group elected to early adopt the amendments from 1 October 2019 which have not had a significant impact on the Group. These amendments address the accounting effects of uncertainty in the period leading up to the reform arising from the Group's ability to satisfy the existing prospective hedge effectiveness requirements of AASB 139. This uncertainty arises as it is not known when the hedged items (such as debt issuances) and associated hedging instruments (such as interest rate swaps) will be changed to reference the RFRs, or if both the hedging item and the associated hedging instrument will move to the new rates at the same time. The Group has applied this amendment to all hedge accounted relationships (cash flow or fair value hedges) where the reform gives rise to uncertainties about the timing or amount of IBOR based cash flows of the hedged item or hedging instrument.

In September 2020, the AASB issued AASB 2020-8 *Amendments to Australian Accounting Standards – Interest Rate Benchmark Reform – Phase 2* which is mandatory for the Group for the 2022 financial year. This standard addresses issues that may affect the Group at the point of transition from an existing IBOR rate to a RFR, including the effects of changes to contractual cash flows or hedging relationships. The standard includes amendments in respect of:

- **Modification of a financial asset or a financial liability measured at amortised cost**
IBOR reform is expected to result in a change to the basis for determining contractual cash flows of impacted assets and liabilities of the Group. The amendments provide a practical expedient to account for a change in the basis for determining the contractual cash flows as a result of IBOR reform by updating the effective interest rate. As a result, no immediate gain or loss is recognised. This applies only when the change is necessary as a direct consequence of the reform, and the new basis for determining the contractual cash flows is economically equivalent to the previous basis.
- **Additional relief for hedging relationships**
The Standard also amends a number of existing hedge accounting requirements that will assist the Group to maintain its existing hedge accounted relationships post IBOR transition. The Group will continue to record any ongoing hedge ineffectiveness, including that generated by changes as a result of interest rate reform, within the Income Statement.

The Group is in the process of assessing the impact of the new standard on its financial statements.

Impact of IBOR reform

The Group has exposure to IBOR through its issuance of debt, the structural interest rate risk position, holdings of investment securities, products denominated in foreign currencies and associated hedging activities in our treasury and markets businesses within the TSO and Group Centre and Institutional divisions respectively.

The Group has established an enterprise-wide Benchmark Transition Program to manage the transition. The program includes the assessment and actions necessary to accommodate the transition to RFRs as they apply to internal processes and systems including pricing, risk management, documentation and hedge arrangements. The program includes management of the impact on customers.

Impact of IBOR reform on the Group's hedging relationships

Certain IBOR rates are subject to replacement by RFRs. The Group has hedge accounted relationships referencing IBORs, with the most significant interest rate benchmarks to which the Group's hedging relationships are exposed to are USD LIBOR, Euro Interbank Offered Rate (EURIBOR), Bank Bill Swap Rate (BBSW) and Bank Bill Market (BKBM).

Of these benchmarks the Group expects BBSW, BKBM and EURIBOR to exist as benchmark rates for the foreseeable future and therefore does not believe its BBSW, BKBM or EURIBOR benchmark fair value or cash flow hedges will be directly impacted by IBOR reform.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

1. About Our Financial Statements (continued)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD (continued)

Interest Rate Benchmark Reform (continued)

The table below details the carrying values of the Group's exposures designated in hedge accounting relationships that will be impacted by IBOR reform, principally USD LIBOR. The nominal value of the associated hedging instruments is also included:

			As at 30 September 2020
			USD LIBOR exposures
Hedged Items			\$m
Investment securities at FVOCI			15,002
Net loans and advances			111
Debt issuances			32,235
Hedging instruments		Notional designated beyond 31 December 2021	Total Notional Amount
		\$m	\$m
Fair value hedges		12,778	45,028
Cash flow hedges		-	1,055

As at 30 September 2020 the Group also has GBP LIBOR, CHF LIBOR and JPY LIBOR exposures designated in hedge accounting relationships of \$927 million, \$975 million and \$2,131 million respectively.

In addition to hedge accounted relationships that will be impacted by IBOR reform, the Group has exposures to other financial instruments referencing an IBOR rate that are also subject to reform. The Group is continuing to monitor market developments in relation to the transition to RFRs from IBOR rates and their impact on the Group's financial assets and liabilities to ensure that there are no unexpected consequences or disruption from the transition.

AASB INTERPRETATION 23 UNCERTAINTY OVER INCOME TAX TREATMENTS (AASB Interpretation 23)

AASB Interpretation 23 became effective for the Group from 1 October 2019. The interpretation clarifies application of recognition and measurement requirements in AASB 112 Income Taxes where there is uncertainty over income tax treatments. As the Group's existing policy aligned with the requirements of AASB Interpretation 23, the interpretation had no material impact on the Group.

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2020, and have not been applied by the Group in preparing these financial statements. Further details of these are set out below.

GENERAL HEDGE ACCOUNTING

AASB 9 introduces new hedge accounting requirements which more closely align accounting with risk management activities undertaken when hedging both financial and non-financial risks. AASB 9 provides the Group with an accounting policy choice to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. The Group continues to apply the hedge accounting requirements of AASB 139.

AASB 17 INSURANCE CONTRACTS (AASB 17)

The final version of AASB 17 was issued in July 2017 and is not effective for the Group until 1 October 2023. It will replace AASB 4 Insurance Contracts, AASB 1023 General Insurance Contracts and AASB 1038 Life Insurance Contracts. AASB 17 establishes principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of insurance contracts.

The measurement, presentation and disclosure requirements under AASB 17 are significantly different from current accounting standards. Although the overall profit recognised in respect of insurance contracts will not change, it is expected that the timing of profit recognition will change.

AASB 17 is not expected to have material impact on the Group.

REVISED CONCEPTUAL FRAMEWORK

In June 2019 the AASB issued a revised Conceptual Framework for Financial Reporting. The new Framework includes updated definitions and criteria for the recognition and derecognition of assets and liabilities. Additionally, it introduces new concepts on measurement, including factors to consider when selecting a measurement basis. The revised Conceptual Framework will apply to the Group from 1 October 2020 and is not expected to have a material impact on the Group.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

2. OPERATING INCOME

	2020 \$m	2019 \$m
Net interest income		
Interest income by type of financial asset		
Investment securities - FVOCI	1,162	1,624
Financial assets at amortised cost	22,675	28,600
Trading securities	584	848
Financial assets designated at FV through profit or loss	5	5
Interest income	24,426	31,077
Interest expense by type of financial liability		
Financial liabilities at amortised cost	(9,783)	(16,149)
Securities sold short	(95)	(110)
Financial liabilities designated at FV through profit or loss	(93)	(116)
Interest expense	(9,971)	(16,375)
Major bank levy	(406)	(363)
Net interest income	14,049	14,339
Other operating income		
i) Fee and commission income		
Lending fees ¹	579	602
Non-lending fees	2,687	3,059
Commissions	121	124
Funds management income	275	254
Fee and commission income	3,662	4,039
Fee and commission expense	(1,337)	(1,462)
Net fee and commission income	2,325	2,577
ii) Other income		
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income ²	1,809	1,278
Impairment of AmBank	(595)	-
Impairment of PT Panin	(220)	-
Sale of UDC	(7)	-
Sale of OnePath Life (NZ) Ltd (OPL NZ)	-	89
Sale of Paymark Limited (Paymark)	-	37
Sale of ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd (Cambodia JV)	-	10
Sale of PNG Retail, Commercial & SME	-	1
Dividend income on equity securities	26	28
Other	17	38
Other income	1,030	1,481
Other operating income	3,355	4,058
Net income from insurance business	78	126
Share of associates' profit	155	262
Operating income³	17,637	18,785

¹ Lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation in interest income

² Includes fair value movements (excluding real and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges entered into to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, ineffective portions of cash flow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss.

³ Includes charges for customer remediation of \$174 million (2019: \$212 million).

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**2. OPERATING INCOME** (continued)**RECOGNITION AND MEASUREMENT****NET INTEREST INCOME****Interest Income and Expense**

We recognise interest income and expense for all financial instruments, including those classified as held for trading, assets measured at fair value through other comprehensive income or designated at fair value through profit or loss in net interest income. We use the effective interest rate method to calculate the amortised cost of assets held at amortised cost and to recognise interest income on financial assets measured at fair value through other comprehensive income. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio - taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan origination fees and costs), using the effective interest rate method. This is presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The *Major Bank Levy Act 2017* ('Levy' or 'Major bank levy') applies a rate of 0.06% to certain liabilities of the Company. The Group has determined that the levy represents a finance cost for the Group and \$406 million (2019: \$363 million) is presented as interest expense in the Income Statement.

OTHER OPERATING INCOME**Fee and Commission Revenue**

We recognise fee and commission revenue arising from contracts with customers (a) over time when the performance obligation is satisfied across more than one reporting period or (b) at a point in time when the performance obligation is satisfied immediately or is satisfied within one reporting period.

- lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation of interest income. Lending fees include certain guarantee and commitment fees where the loan or guarantee is not likely to be drawn upon, and other fees charged for providing customers a distinct good or service that are recognised separately from the underlying lending product (including annual package fees that provide benefits on other ANZ products).
- non-lending fees includes fees associated with deposit and credit card accounts, interchange fees and fees charged for specific customer transactions such as international money transfers. Where the Group provides multiple goods or services to a customer under the same contract, the Group allocates the transaction price of the contract to distinct performance obligations based on the relative stand-alone selling price of each performance obligation. Revenue is recognised as each performance obligation is satisfied.
- commissions represent fees from third parties where ANZ acts as an agent by arranging a third party (e.g. an insurance provider) to provide goods and services to a customer. In such cases, ANZ is not primarily responsible for providing the underlying good or service to the customer. If the Group collects funds on behalf of a third party when acting as an agent, the Group only recognises the net commission it retains as revenue. When the commission is variable based on factors outside the control of the Group (e.g. a trail commission), revenue is only recognised if it is highly probable that a significant reversal of the variable amount will not be required in future periods.
- funds management income represents fees earned from customers for providing financial advice and fees for asset management services and advice provided to investment funds. Revenue is recognised either at the point the financial advice is provided or over the period in which the asset management services are delivered. Performance fees associated with funds management activities are only recognised when it becomes highly probable the performance hurdle will be achieved.

Net Foreign Exchange Earnings and Other Financial Instruments Income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments not designated as accounting hedges;
- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;

Notes to the consolidated financial statements (continued)

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments in items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss or held for trading;
- amounts released from the fair value through other comprehensive income (FVOCI) reserve when a debt instrument classified as FVOCI is sold; and
- the gain or loss on derecognition of financial assets or liabilities measured at amortised cost.

Gain or Loss on Disposal of Non-Financial Assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in other income in the year in which the significant risks and rewards from the asset transfer to the buyer.

NET INCOME FROM INSURANCE BUSINESS

We recognise:

- premiums received (net of reinsurance premiums paid) based on an assessment of the likely pattern in which risk will emerge over the term of the policies written. This assessment is undertaken periodically and updated in accordance with the latest pattern of risk emergence; and
- claims incurred net of reinsurance, on an accruals basis once the liability to the policy owner has been established under the terms of the contract and through actuarial assumptions of future claims.

SHARE OF ASSOCIATES' PROFIT

The equity method is applied to accounting for associates. Under the equity method, the Group's share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

3. OPERATING EXPENSES

	2020 \$m	2019 ¹ \$m
Personnel		
Salaries and related costs	4,310	4,249
Superannuation costs	329	293
Other	239	223
Personnel¹	4,878	4,765
Premises		
Rent	84	450
Depreciation	517	167
Other	188	178
Premises²	789	795
Technology		
Depreciation and amortisation ^{2,3}	858	694
Subscription licences and outsourced services	780	672
Other	186	168
Technology (excluding personnel)¹	1,824	1,534
Restructuring	161	77
Other		
Advertising and public relations	177	226
Professional fees	667	537
Freight, stationery, postage and communication	205	216
Royal Commission legal costs	-	15
Other ⁴	682	906
Other¹	1,731	1,900
Operating expenses¹	9,383	9,071

¹ Includes customer remediation expenses of \$209 million in 2020 (2019: \$373 million).

² Following the adoption of AASB 16 on 1 October 2019, with the exception of low value leases and leases of less than 12 months, expenses associated with leases are shown as depreciation of the right-of-use asset and interest expense associated with the lease liability (comparatives not restated).

³ During the 2020 financial year, the Group amended the application of its software amortisation policy to reflect the shorter useful life of software caused by rapidly changing technology and business requirements. As a result of these changes, the Group recognised accelerated amortisation of \$197 million during the year. Refer to Note 20 Goodwill and Other Intangible Assets for further details.

⁴ Includes goodwill write-off of \$77 million in the September 2020 financial year.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

OPERATING EXPENSES

Operating expenses are recognised as services are provided to the Group, over the period in which an asset is consumed, or once a liability is created.

SALARIES AND RELATED COSTS - ANNUAL LEAVE, LONG SERVICE LEAVE AND OTHER EMPLOYEE BENEFITS

Wages and salaries, annual leave and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Group expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Group has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

3. OPERATING EXPENSES (continued)

**RECOGNITION AND MEASUREMENT**

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award on resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Group during the current and prior year is included in Note 31 Employee Share and Option Plans.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

4. INCOME TAX

INCOME TAX EXPENSE

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	2020 \$m	2019 \$m
Profit before income tax from continuing operations	5,516	8,920
Prima facie income tax expense at 30%	1,655	2,676
Tax effect of permanent differences:		
Gains or losses on sale from divestments	2	(25)
Impairment of investment in AmBank and PT Panin	245	-
Share of associates' profit	(47)	(78)
Interest on convertible instruments	52	63
Overseas tax rate differential	(86)	(112)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	20	39
Other	25	63
Subtotal	1,866	2,626
Income tax (over)/under provided in previous years	(26)	(17)
Income tax expense	1,840	2,609
Current tax expense	2,637	2,779
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	(26)	(17)
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(771)	(153)
Income tax expense	1,840	2,609
Australia	1,115	1,682
Overseas	725	927
Effective tax rate	33.4%	29.2%

Notes to the consolidated financial statements (continued)

4. INCOME TAX (continued)**TAX CONSOLIDATION**

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax consolidated group on a 'group allocation' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets that arise from temporary differences of the members of the tax-consolidated group. The Company (as head entity in the tax-consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax-consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax-consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the tax-consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group.

Members of the tax consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities were the head entity to default on its income tax payment obligations.

UNRECOGNISED DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$10 million (2019: \$10 million).

Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches and subsidiaries are repatriated) total \$329 million (2019: \$429 million).

**RECOGNITION AND MEASUREMENT****INCOME TAX EXPENSE**

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except when the tax relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise the tax directly in equity or other comprehensive income respectively.

CURRENT TAX EXPENSE

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because the accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantially enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Group estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

5. DIVIDENDS

ORDINARY SHARE DIVIDENDS

Dividends are provided for in the financial statements once determined, accordingly, the final dividend announced for the current financial year is provided for and paid in the following financial year.

Dividends	% of total	Amount per share	Total dividend \$m
Financial Year 2019			
2018 final dividend paid ^{1,2}		80 cents	2,295
2019 interim dividend paid ^{1,2}		80 cents	2,267
Bonus option plan adjustment			(81)
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Cash	90.4%		4,049
Dividend reinvestment plan	9.6%		432
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Financial Year 2020			
2019 final dividend paid ^{1,3}		80 cents	2,268
2020 interim dividend paid ^{1,2}		25 cents	709
Bonus option plan adjustment			(55)
Dividends paid during the year ended 30 September 2020			2,922
Cash	93.7%		2,737
Dividend reinvestment plan	6.3%		185
Dividends paid during the year ended 30 September 2020			2,922

Dividends announced and to be paid after year-end	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2020 final dividend (fully franked for Australian tax, New Zealand imputation credit NZD 4 cents per share)	16 December 2020	35 cents	994

¹ Fully franked for Australian tax purposes (30% tax rate).

² Carries New Zealand imputation credits of NZD 3 cents for the 2020 interim dividend, NZD 9 cents for the 2019 final dividend, 2019 interim dividend and 2018 final dividend.

³ Partially franked at 70% for Australian tax purposes (30% tax rate).

DIVIDEND REINVESTMENT PLAN AND BONUS OPTION PLAN

Eligible shareholders can elect to reinvest their dividend entitlement into ANZ ordinary shares under the Company's Dividend Reinvestment Plan (DRP). Eligible shareholders can elect to forgo their dividend entitlement and instead receive ANZ ordinary shares under the Company's Bonus Option Plan (BOP). For the 2020 final dividend, DRP and BOP participation will be satisfied by an issue of new ANZ ordinary shares. There will be no discount applied to the DRP and BOP price.

See Note 22 Shareholders' Equity for details of shares the Company issued or purchased in respect of the DRP and BOP.

DIVIDEND FRANKING ACCOUNT

	Currency	2020 \$m	2019 \$m
Australian franking credits available at 30% tax rate	AUD	477	35
New Zealand imputation credits available (which can be attached to our Australian dividends but may only be used by New Zealand resident shareholders)	NZD	4,583	4,068

The above amounts represent the balances of the franking accounts as at the end of the financial year, adjusted for:

- franking credits that will arise from the payment of income tax payable as at the end of the financial year; and
- franking credits/debits from the receipt/payment of dividends that have been recognised as tax receivables/payables as at the end of the financial year.

The proposed final 2020 dividend will utilise \$426 million of the franking credits available at 30 September 2020.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

5. DIVIDENDS (continued)**RESTRICTIONS ON THE PAYMENT OF DIVIDENDS**

APRA's written approval is required before paying dividends on ANZ ordinary shares:

- if the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- if the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividend on the ANZ ordinary shares.

In July 2020, APRA provided an update to their guidance on capital management. In the updated guidance, APRA acknowledged that the uncertainty in the economic outlook has reduced somewhat since April 2020 and APRA had the opportunity to review ADIs' financial projections and stress testing results. Taking these and other developments since April 2020 into account, APRA advised ADIs to maintain caution in planning capital distributions, including dividend payments and that for the remainder of the calendar year, the ADIs' Board should:

- seek to retain at least half of their earnings when making decisions on capital distributions (and utilise dividend reinvestment plans and other initiatives to offset the diminution in capital from capital distributions where possible);
- conduct regular stress testing to inform decision-making and demonstrate ongoing lending capacity; and
- make use of capital buffers to absorb the impacts of stress, and continue to lend to support households and businesses.

The Company's 2020 interim dividend of 25 cents per share (paid to shareholders on 30 September 2020) and 2020 final dividend of 35 cents per share took into account the updated regulatory guidance above.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

6. EARNINGS PER ORDINARY SHARE

Earnings per ordinary share (EPS) - Basic	2020 cents	2019 cents
Earnings Per Share	126.4	210.0
Earnings Per Share from continuing operations ¹	129.8	222.1
Earnings Per Share from discontinued operations	(3.4)	(12.1)

Earnings per ordinary share (EPS) - Diluted	2020 cents	2019 cents
Earnings Per Share	118.0	201.9
Earnings Per Share from continuing operations ¹	121.1	213.0
Earnings Per Share from discontinued operations	(3.1)	(11.1)

Basic EPS is calculated by dividing the profit or loss attributable to ordinary shareholders by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the period (after eliminating ANZ shares held within the Group known as treasury shares). Diluted EPS is calculated by adjusting the profit or loss attributable to ordinary shareholders and the weighted average number of ordinary shares used in the basic EPS calculation for the effect of dilutive potential ordinary shares.

Reconciliation of earnings used in earnings per share calculations	2020 \$m	2019 \$m
Basic:		
Profit for the year	3,578	5,968
Less: Profit attributable to non-controlling interests	1	15
Earnings used in calculating basic earnings per share	3,577	5,953
Less: Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(98)	(343)
Earnings used in calculating basic earnings per share from continuing operations	3,675	6,296
Diluted:		
Earnings used in calculating basic earnings per share	3,577	5,953
Add: Interest on convertible subordinated debt	201	268
Earnings used in calculating diluted earnings per share	3,778	6,221
Less: Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(98)	(343)
Earnings used in calculating diluted earnings per share from continuing operations	3,876	6,564

Reconciliation of weighted average number of ordinary shares (WANOS) used in earnings per share calculations ^{1,2}	2020 millions	2019 millions
WANOS used in calculating basic earnings per share	2,830.9	2,834.9
Add: Weighted average dilutive potential ordinary shares		
Convertible subordinated debt	362.2	237.9
Share based payments (options, rights and deferred shares)	8.0	8.8
WANOS used in calculating diluted earnings per share	3,201.1	3,081.6

¹ The successor fund transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth businesses to Zurich and IOOF was completed on 13 April 2019. Post this date, treasury shares held in Wealth Australia discontinued operations ceased to be eliminated in the Group's consolidated financial statements and are included in the denominator used in calculating earnings per share. If the weighted average number of treasury shares held in Wealth Australia discontinued operations was included in the denominator used in calculating earnings per share from continuing operations in the comparative period, basic earnings per share from continuing operations for the comparative period would have been 221.4 cents and diluted earnings per share from continuing operations for the comparative period would have been 213.4 cents.

² Weighted average number of ordinary shares excludes the weighted average number of treasury shares held in ANZEST of 5.0 million (2019: 4.7 million) and Wealth Australia discontinued operations of 18.2 million in 2019.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

7. SEGMENT REPORTING

DESCRIPTION OF SEGMENTS

The Group's five continuing operating segments are presented on a basis that is consistent with the information provided internally to the Chief Executive Officer, who is the chief operating decision maker. This reflects the way the Group's businesses are managed, rather than the legal structure of the Group.

We measure the performance of these segments on a cash profit basis. To calculate cash profit, we remove certain non-core items from statutory profit. Details of these items are included in the "Other Items" section of this note. Transactions between business units across segments within ANZ are conducted on an arm's-length basis and disclosed as part of the income and expenses of these segments.

The reportable segments are divisions engaged in providing either different products or services or similar products and services in different geographical areas. They are as follows:

Australia Retail and Commercial

The Australia Retail and Commercial division comprises:

- **Retail** provides products and services to consumer customers in Australia via the branch network, mortgage specialists, contact centres, a variety of self-service channels (internet banking, phone banking, ATMs, website, ANZ share investing and digital banking) and third party brokers in addition to financial planning services provided by salaried financial planners.
- **Commercial** provides a full range of banking products and financial services including asset financing across the following customer segments: medium to large commercial customers and agribusiness customers across regional Australia, small business owners and high net worth individuals and family groups.

Institutional

The Institutional division services governments, global institutional and corporate customers across three product sets: Transaction Banking, Corporate Finance and Markets.

- **Transaction Banking** provides working capital and liquidity solutions including documentary trade, supply chain financing, commodity financing as well as cash management solutions, deposits, payments and clearing.
- **Corporate Finance (previously Loans and Specialised Finance)** provides loan products, loan syndication, specialised loan structuring and execution, project and export finance, debt structuring and acquisition finance and corporate advisory.
- **Markets** provide risk management services on foreign exchange, interest rates, credit, commodities, debt capital markets in addition to managing the Group's interest rate exposure and liquidity position.

New Zealand

The New Zealand division comprises:

- **Retail** provides a full range of banking and wealth management services to consumer, private banking and small business banking customers. We deliver our services via our internet and app-based digital solutions and a network of branches, mortgage specialists, relationship managers and contact centres.
- **Commercial** provides a full range of banking services including traditional relationship banking and sophisticated financial solutions through dedicated managers focusing on privately owned medium to large enterprises, the agricultural business segment, government and government-related entities.

Pacific

The Pacific division provides products and services to retail customers, small to medium-sized enterprises, institutional customers and governments located in the Pacific Islands. Products and services include retail products provided to consumers, traditional relationship banking and sophisticated financial solutions provided to business customers through dedicated managers.

Technology, Services & Operations (TSO) and Group Centre

TSO and Group Centre provide support to the operating divisions, including technology, group operations, shared services, property, risk management, financial management, strategy, marketing, human resources and corporate affairs. The Group Centre includes residual components of Group divestments, Group Treasury, Shareholder Functions and minority investments in Asia.

Refer to Note 29 for further details on Discontinued Operations.

OPERATING SEGMENTS

There have been no methodology or structural changes during the year which have impacted the presentation of the Group's operating segments in the 2020 financial year. As such, the presentation of the divisional results remains consistent with the prior period.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OPERATING SEGMENTS (continued)

Year ended 30 September 2020	Australia Retail and Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Pacific \$m	TSO and Group Centre \$m	Other items ¹ \$m	Group Total \$m
Net interest income	7,916	3,182	2,731	109	111	-	14,049
Net fee and commission income							
- Lending fees	267	288	14	10	-	-	579
- Non-lending fees	1,310	776	586	29	(14)	-	2,687
- Commissions	67	-	54	-	-	-	121
- Funds management income	30	2	243	-	-	-	275
- Fee and commission expense	(588)	(308)	(436)	(5)	-	-	(1,337)
Net income from insurance business	77	-	-	-	1	-	78
Other income	(1)	1,891	12	50	(807)	(115)	1,030
Share of associates' profit	(1)	-	-	-	156	-	155
Other operating income	1,161	2,649	473	84	(664)	(115)	3,588
Operating income	9,077	5,831	3,204	193	(553)	(115)	17,637
Operating expenses	(4,091)	(2,558)	(1,435)	(205)	(1,094)	-	(9,383)
Profit before credit impairment and income tax	4,986	3,273	1,769	(12)	(1,647)	(115)	8,254
Credit impairment (charge)/release	(1,647)	(694)	(345)	(52)	-	-	(2,738)
Profit before income tax	3,339	2,579	1,424	(64)	(1,647)	(115)	5,516
Income tax expense and non-controlling interests	(1,002)	(725)	(407)	2	259	32	(1,841)
Profit after tax from continuing operations	2,337	1,854	1,017	(62)	(1,388)	(83)	3,675
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	-	-	-	-	-	-	(98)
Profit after tax attributable to shareholders	-	-	-	-	-	-	3,577
Includes non-cash items:							
Share of associates' profit	(1)	-	-	-	156	-	155
Impairment of associates ²	-	-	-	-	(815)	-	(815)
Depreciation and amortisation ³	(197)	(188)	(103)	(11)	(892)	-	(1,391)
Equity-settled share based payment expenses	(7)	(70)	(7)	(1)	(25)	-	(110)
Credit impairment (charge)/release	(1,647)	(694)	(345)	(52)	-	-	(2,738)

Financial position	Australia Retail and Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Pacific \$m	TSO and Group Centre \$m	Discontinued operations \$m	Group Total \$m
Goodwill ⁴	403	1,068	1,793	-	-	-	3,264
Investments in associates ²	17	4	-	-	2,143	-	2,164

¹ Cash profit represents ANZ's preferred measure of the result of the segments. We remove certain items from the segments as discussed on page 136 if we consider them not integral to the ongoing performance of the segment.

² During the 2020 financial year, ANZ recognised an \$815 million impairment after tax in respect of two of the Group's equity accounted investments to adjust their carrying values in line with their value-in-use calculations. AMMB Holdings Berhad (AmBank) was impaired by \$595 million and PT Bank Pan Indonesia (PT Panin) was impaired by \$220 million. Refer to Note 26 Investments in Associates for further details.

³ During the 2020 financial year, the Group amended the application of its software amortisation policy to reflect the shorter useful life of software caused by rapidly changing technology and business requirements. As a result of these changes, the Group recognised accelerated amortisation of \$197 million during the year (Australia Retail and Commercial \$11 million, Institutional \$38 million, New Zealand \$2 million, TSO and Group Centre \$126 million). Refer to Note 20 Goodwill and Other Intangible Assets for further details.

⁴ During the 2020 financial year, the Group wrote off \$50 million of goodwill in the Pacific division and wrote off \$27 million of goodwill in the New Zealand division winding up the Bonus Bonds business, a managed investment product in New Zealand. Refer to Note 20 Goodwill and Other Intangible Assets for further details.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OPERATING SEGMENT (continued)

	Australia Retail and Commercial	Institutional	New Zealand	Pacific	TSO and Group Centre	Other items ¹	Group Total
Year ended 30 September 2019	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Net interest income	8,092	3,080	2,736	128	303	-	14,339
Net fee and commission income							
- Lending fees	290	282	16	14	-	-	602
- Non-lending fees	1,499	847	691	42	(20)	-	3,059
- Commissions	75	-	61	-	(12)	-	124
- Funds management income	14	2	243	-	(5)	-	254
- Fee and commission expense	(657)	(338)	(459)	(9)	1	-	(1,462)
Net income from insurance business	100	-	18	-	1	7	126
Other income	27	1,399	6	57	243	(251)	1,481
Share of associates' profit	(1)	-	4	-	259	-	262
Other operating income	1,347	2,192	580	104	467	(244)	4,446
Operating income	9,439	5,272	3,316	232	770	(244)	18,785
Operating expenses	(4,074)	(2,667)	(1,286)	(150)	(894)	-	(9,071)
Profit before credit impairment and income tax	5,365	2,605	2,030	82	(124)	(244)	9,714
Credit impairment (charge)/release	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)
Profit before income tax	4,653	2,607	1,943	83	(123)	(243)	8,920
Income tax expense and non-controlling interests	(1,458)	(779)	(544)	(24)	112	69	(2,624)
Profit after tax from continuing operations	3,195	1,828	1,399	59	(11)	(174)	6,296
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations							(343)
Profit after tax attributable to shareholders							5,953
Non-cash items							
Share of associates' profit	(1)	-	4	-	259	-	262
Depreciation and amortisation	(176)	(112)	(41)	(7)	(535)	-	(871)
Equity-settled share based payment expenses	(13)	(69)	(4)	(1)	(33)	-	(120)
Credit impairment (charge)/release	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)
Financial position							
Goodwill	410	1,070	1,937	50	-	42	3,509
Investments in associates	17	2	-	-	2,938	-	2,957

¹ Cash profit represents ANZ's preferred measure of the result of the segments. We remove certain items from the segments as discussed on page 136 if we consider them not integral to the ongoing performance of the segment.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OTHER ITEMS

The table below sets out the profit after tax impact of other items which are removed from statutory profit to reflect the cash profit of each segment.

Item	Related segment	Profit after tax	
		2020 \$m	2019 \$m
Revaluation of policy liabilities	New Zealand	-	(77)
Economic hedges	Institutional, New Zealand, TSO and Group Centre	(121)	(118)
Revenue and expense hedges	TSO and Group Centre	36	19
Structured credit intermediation trades	Institutional	2	2
Total from continuing operations		(83)	(174)

SEGMENT INCOME BY PRODUCTS AND SERVICES

The primary sources of our external income across all divisions are interest income and other operating income. The Australia Retail and Commercial, New Zealand, and Pacific divisions derive income from products and services from retail and commercial banking. The Institutional division derives its income from institutional products and market services. No single customer amounts to greater than 10% of the Group's income.

GEOGRAPHICAL INFORMATION

The following table sets out total operating income earned including discontinued operations and assets to be recovered in more than one year based on the geographical regions in which the Group operates.

The reportable segments operate across three geographical regions as follows:

- Australia Retail and Commercial division – Australia
- Institutional division – all three geographical regions
- New Zealand division – New Zealand
- Pacific division – International
- TSO and Group Centre division – all three geographical regions
- Discontinued operations – Australia

The International region includes Asia, Pacific, Europe and Americas.

	Australia		International		New Zealand		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Total operating income ¹	11,838	12,394	1,975	2,613	3,773	3,947	17,586	18,954
Assets to be recovered in more than one year ²	362,846	386,062	27,632	48,545	100,377	105,642	490,855	540,249

¹ Includes operating income earned from Discontinued operations of -551 million (2019: \$185 million).

² Consists of investment securities measured at fair value through other comprehensive income and net loans and advances.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

FINANCIAL ASSETS

Outlined below is a description of how we classify and measure financial assets relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9: amortised cost, fair value through profit or loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest).

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- FVOCI: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows or to sell the assets; and
- FVTPL: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

Fair value option for financial assets

A financial asset may be irrevocably designated at FVTPL on initial recognition when the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise.

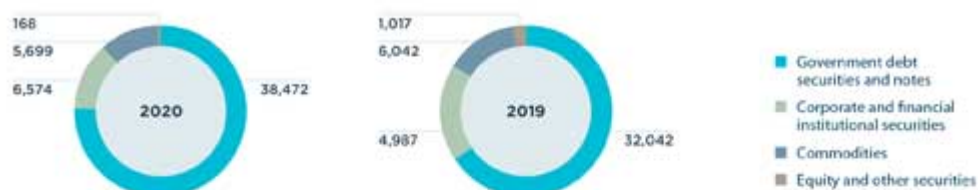
8. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2020 \$m	2019 \$m
Coins, notes and cash at bank	1,514	1,186
Money at call, bills receivable and remittances in transit	-	3
Securities purchased under agreements to resell in less than 3 months	35,603	25,277
Balances with central banks	46,091	25,681
Settlement balances owed to ANZ within 3 months	24,715	29,474
Cash and cash equivalents	107,923	81,621

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

9. TRADING SECURITIES



	2020 \$m	2019 \$m
Government debt securities and notes ¹	38,472	32,042
Corporate and financial institution securities ¹	6,574	4,987
Commodities	5,699	6,042
Equity and other securities ¹	168	1,017
Total	50,913	44,088
Less: Assets reclassified as held for sale (refer to Note 29)	-	(919)
Total	50,913	43,169

1. In 2020, ANZ reclassified trading securities issued by development banks and supra-nationals from Corporate and financial institution securities and Equity and other securities to Government debt securities and notes. Comparative information has been restated accordingly, with \$4,065 million reclassified as Government debt securities and notes made up of \$4,663 million from Corporate and financial institution securities and \$212 million from Equity and other securities.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Trading securities are financial instruments we either:

- acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making.

We recognise purchases and sales of trading securities on trade date:

- initially, we measure them at fair value; and
- subsequently, we measure them in the balance sheet at their fair value with any change in fair value recognised in the profit and loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when applying the valuation techniques used to determine the fair value of trading securities not valued using quoted market prices. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair Value	Assets 2020 \$m	Liabilities 2020 \$m	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m
Derivative financial instruments - held for trading	130,097	(130,227)	116,622	(116,778)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	5,234	(4,484)	4,045	(4,173)
Derivative financial instruments	135,331	(134,711)	120,667	(120,951)

FEATURES

Derivative financial instruments are contracts:

- whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract - sometimes the value is derived from more than one variable;
- that require little or no initial net investment; and
- that are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

PURPOSE

The Group's derivative financial instruments have been categorised as following:

Trading	Derivatives held in order to: • meet customer needs for managing their own risks. • manage risks in the Group that are not in a designated hedge accounting relationship (balance sheet management). • undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements to underlying positions relating to: • hedges of the Group's exposures to interest rate risk and currency risk. • hedges of other exposures relating to non-trading positions.

TYPES

The Group offers and uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal amount at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy or sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchange a series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right - but not the obligation - to buy (known as a "call option") or to sell (known as a "put option") an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

RISKS MANAGED

The Group offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following market factors:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Counterparty risk in the event of default.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS – HELD FOR TRADING

The majority of the Group's derivative financial instruments are held for trading. The fair values of derivative financial instruments held for trading are:

Fair Value	Assets 2020 \$m	Liabilities 2020 \$m	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	86	(86)	74	(78)
Futures contracts	31	(128)	41	(109)
Swap agreements	104,814	(101,277)	82,996	(80,588)
Options purchased	1,676	-	1,454	-
Options sold	-	(2,609)	-	(2,317)
Total	106,607	(104,100)	84,565	(83,092)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	11,815	(11,435)	15,987	(15,359)
Swap agreements	8,703	(12,334)	13,836	(16,235)
Options purchased	372	-	405	-
Options sold	-	(502)	-	(514)
Total	20,890	(24,271)	30,228	(32,108)
Commodity contracts	2,577	(1,834)	1,807	(1,553)
Credit default swaps				
Structured credit derivatives purchased	18	-	16	-
Other credit derivatives purchased	4	(3)	4	(3)
Credit derivatives purchased	22	(3)	20	(3)
Structured credit derivatives sold	-	(18)	-	(19)
Other credit derivatives sold	1	(1)	2	(3)
Credit derivatives sold	1	(19)	2	(22)
Total	23	(22)	22	(25)
Derivative financial instruments - held for trading	130,097	(130,227)	116,622	(116,778)

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS – DESIGNATED IN HEDGING RELATIONSHIPS

There are three types of hedge accounting relationships the Group utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge out exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: - all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and - the change in the fair value of the derivatives.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve (FCTR).
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in Other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised; or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we have recognised in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Under the policy choice provided by AASB 9 *Financial Instruments*, the Group has continued to apply the hedge accounting requirements of AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships are:

	2020			2019		
	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fair value hedges						
Foreign exchange swap agreements	-	-	-	21	1	-
Foreign exchange spot and forward contracts	558	-	(9)	581	-	(9)
Interest rate swap agreements	105,249	2,871	(3,532)	108,243	2,093	(3,155)
Interest rate futures contracts	9,380	-	(103)	3,139	-	(27)
Cash flow hedges						
Interest rate swap agreements	97,170	2,233	(769)	84,365	1,876	(832)
Foreign exchange swap agreements	2,943	63	(54)	2,934	75	(91)
Foreign exchange spot and forward contracts	153	-	-	159	-	(1)
Net investment hedges						
Foreign exchange spot and forward contracts	1,269	67	(17)	1,484	-	(58)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	216,722	5,234	(4,484)	200,926	4,045	(4,173)

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held at 30 September 2020 is:

Nominal Amount		Average Rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Fair value hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.47%	3,548	12,736	69,836	28,509	114,629
Foreign exchange	HKD/AUD FX Rate	5.59	558	-	-	-	558
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.72%	9,062	30,364	55,549	2,195	97,170
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX Rate	0.72	38	613	1,157	1,288	3,096
	USD/EUR FX Rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	TWD/AUD FX Rate	20.29	591	678	-	-	1,269
	THB/AUD FX Rate	21.63					

¹ Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the larger currency pairs only.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held at 30 September 2019 is:

Nominal Amount		Average Rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Fair value hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.95%	3,195	18,407	63,873	25,907	111,382
Foreign exchange	HKD/AUD FX Rate	5.38	602	-	-	-	602
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest Rate	2.15%	1,088	14,040	66,880	2,357	84,365
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX Rate	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR FX Rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	TWD/AUD FX Rate	21.41	474	1,010	-	-	1,484
	THB/AUD FX Rate	21.77					

¹ Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the larger currency pairs only.

The impact of ineffectiveness from our designated hedge relationships by type of hedge relationship and type of risk being hedged are:

	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit and loss \$m
	Change in value of hedging instrument \$m	Change in value of hedged item \$m	Hedge ineffectiveness recognised in profit and loss \$m	
2020				
Fair value hedges ¹				
Interest rate	372	(358)	14	-
Foreign exchange	23	(23)	-	-
Cash flow hedges ¹				
Interest rate	451	(449)	2	10
Foreign exchange	(15)	15	-	(2)
Net investment hedges ¹				
Foreign exchange	94	(94)	-	(15)

	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit and loss
	Change in value of hedging instrument	Change in value of hedged item	Hedge ineffectiveness recognised in profit and loss	
2019	\$m	\$m	\$m	\$m
Fair value hedges¹				
Interest rate	586	(582)	4	-
Foreign exchange	(36)	36	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	836	(825)	11	14
Foreign exchange	20	(20)	-	2
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	(144)	144	-	-

¹ All hedging instruments are held within Derivative Financial Instruments.

Hedge ineffectiveness recognised is classified within Other operating income. Reclassification adjustments to the Statement of Comprehensive Income are recognised within Net interest income and Other operating income.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Hedged items in relation to the Group's fair value hedges as at 30 September 2020 are as follows:

	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	7,375	-	52	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(61,355)	-	(2,518)
Fixed rate investment securities (FVOCI) ¹	Investment securities	Interest rate	55,233	-	2,256	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	558	-	29	-
Total			63,166	(61,355)	2,337	(2,518)

Hedged items in relation to the Group's fair value hedges for 30 September 2019 are as follows:

	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	2,281	-	17	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(67,555)	-	(1,749)
Fixed rate investment securities (FVOCI) ¹	Investment securities	Interest rate	47,641	-	1,907	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	581	-	52	-
Total			50,503	(67,555)	1,976	(1,749)

¹ The carrying amount of debt and equity instruments at fair value through other comprehensive income does not include the fair value hedge adjustment since accounting for the hedge relationship results in the transfer of the hedge adjustment out of other comprehensive income into the Income Statement to match the profit or loss on the hedging instrument.

The cumulative amount of fair value hedge adjustments relating to ceased hedge relationships remaining on the Balance Sheet is \$nil (2019: \$8 million).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Hedged items in relation to the Group's cash flow and net investment hedges as at 30 September 2020 are as follows:

		Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	2,013	38	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(562)	(18)	-	-
Foreign currency debt issuance	Foreign exchange	(2)	-	-	-
Foreign currency investment securities	Foreign exchange	10	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	(1)	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	(80)	(149)

Hedged items in relation to the Group's cash flow and net investment hedges as at 30 September 2019 are as follows:

		Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	1,587	41	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(577)	(32)	-	-
Foreign currency debt issuance	Foreign exchange	14	-	-	-
Foreign currency investment securities	Foreign exchange	6	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	3	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	(159)	(149)

The table below details the reconciliation of the cash flow hedge reserve by risk type:

	Interest rate	Foreign currency	Total
	\$m	\$m	\$m
Balance at 1 October 2018	128	(1)	127
Fair value gains	825	20	845
Transferred to income statement	14	2	16
Income taxes and others	(251)	(6)	(257)
Balance at 30 September 2019	716	15	731
Fair value gains	449	(15)	434
Transferred to income statement	10	(2)	8
Income taxes and others	(141)	6	(135)
Balance at 30 September 2020	1,034	4	1,038

Hedges from net investments in a foreign operation resulted in a \$94 million increase in FCTR during the year (2019: -\$144 million). Of that, \$15 million (2019: nil) was reclassified from FCTR to the income statement during the year.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)****RECOGNITION AND MEASUREMENT**

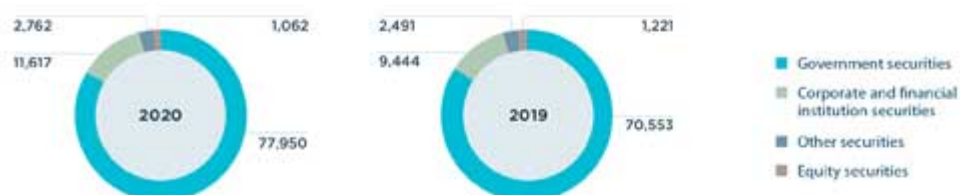
Recognition	Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability. Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes: • a credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and • a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	We remove derivative assets from our balance sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our balance sheet when the Group's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.
Impact on the Income Statement	How we recognise gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated in a hedging relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss. For an instrument designated in a hedging relationship, the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the previous table on page 141 for profit or loss treatment depending on the hedge type. Sources of hedge ineffectiveness may arise from basis risk and differences in discounting between the hedged items and the hedging instruments. The hedging instruments are discounted using Overnight Index Swaps discount curves which are not applied to the hedged items.
Hedge effectiveness	To qualify for hedge accounting, a hedge is expected to be highly effective. A hedge is highly effective only if the following conditions are met: • the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and • the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). The Group monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at least at each reporting date.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

Judgement is required when we select the valuation techniques used to determine the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

11. INVESTMENT SECURITIES



	2020 \$m	2019 \$m
Investment securities measured at fair value through other comprehensive income		
Debt securities	85,460	76,489
Equity securities	1,062	1,221
Investment securities measured at amortised cost		
Debt securities ¹	6,816	5,999
Investment Securities measured at fair value through profit or loss		
Debt securities	53	-
Total	93,391	83,709

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
2020 Investment securities						
Government securities ²	7,175	14,436	37,656	18,683	-	77,950
Corporate and financial institution securities ²	701	2,698	8,128	90	-	11,617
Other securities ²	-	-	532	2,230	-	2,762
Equity securities	-	-	-	-	1,062	1,062
Total	7,876	17,134	46,316	21,003	1,062	93,391

2019 Investment securities						
Government securities ²	7,617	15,731	34,236	12,969	-	70,553
Corporate and financial institution securities ²	431	1,653	7,339	21	-	9,444
Other securities ²	-	-	773	1,718	-	2,491
Equity securities	-	-	-	-	1,221	1,221
Total	8,048	17,384	42,348	14,708	1,221	83,709

¹ Includes allowance for expected credit losses of \$20 million (2019: \$13 million).

² In 2020, ANZ reclassified investment securities issued by development banks and supra-nationals from Corporate and financial institution securities to Government securities. Comparative information has been restated accordingly, with \$10,094 million reclassified as Government securities from Corporate and financial institution securities. In addition, ANZ reclassified certain investment securities from Government securities to Other securities and comparative information was restated with \$577 million reclassified.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

11. INVESTMENT SECURITIES (continued)

During the year, the Group recognised a net gain (before tax) in Other operating income from the recycling of gains/losses previously deferred in equity of \$23 million (2019: \$240 million) in respect of investment securities.

The carrying value of equity securities at FVOCI is \$1,062 million (2019: \$1,221 million). This includes the Group's \$934 million (2019: \$1,106 million) investment in the Bank of Tianjin (BoT).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Investment securities are those financial assets in security form (that is, transferable debt or equity instruments) that are not held for trading purposes. By way of exception, bills of exchange (a form of security/transferable instrument) which are used to facilitate the Group's customer lending activities are classified as Loans and advances (rather than investment securities) to better reflect the substance of the arrangement.

Non-traded equity investments may be designated at FVOCI on an instrument by instrument basis. If this election is made, gains or losses are not reclassified from other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Assets disclosed as investment securities are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Group's financial asset disclosures on page 137. Additionally, expected credit losses associated with "Investment securities - debt securities at amortised cost" and "Investment securities - debt securities at fair value through other comprehensive income" are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 13. For "Investment securities - debt securities at fair value through other comprehensive income" the allowance for Expected Credit Loss (ECL) is recognised in the FVOCI reserve in equity with a corresponding charge to profit or loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select valuation techniques used to determine the fair value of assets not valued using quoted market prices; particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

12. NET LOANS AND ADVANCES

The following table provides details of net loans and advances for the Group.

	2020 \$m	2019 \$m
Overdrafts	5,214	7,267
Credit cards	7,194	9,241
Commercial bills	6,383	6,159
Term loans – housing	358,350	343,808
Term loans – non-housing	241,725	248,337
Other	2,406	3,483
Subtotal	621,272	618,295
Unearned income	(66)	(398)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	868	870
Gross loans and advances	622,074	618,767
Allowance for expected credit losses (refer to Note 13)	(4,981)	(3,509)
Net loans and advances	617,093	615,258
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	126,238	133,273
More than one year	490,855	481,985
Net loans and advances	617,093	615,258
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	613,155	614,336
Fair value through profit or loss ¹	3,938	922
Net loans and advances	617,093	615,258

¹ From 1 October 2019, the Group changed its accounting treatment for certain gold loan and deposit products which are now designated as at fair value through the profit and loss.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Group provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage/mortgage origination fees which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any provision for credit impairment, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as fair value through profit or loss or when held for trading.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Group enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its balance sheet. When the Group retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets, the transferred assets remain on the Group's balance sheet, however if substantially all the risks and rewards are transferred, the Group derecognises the asset.

If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, the Group derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer of assets and liabilities as appropriate.

Assets disclosed as net loans and advances are subject to the general classification and measurement policy for financial assets outlined on page 137. Additionally, expected credit losses associated with loans and advances at amortised cost are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 13.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

The following tables present the movement in the allowance for ECL (2019 includes allowance for ECL reclassified as held for sale) for the year. The total allowance for ECL at 30 September 2020 was \$5,899 million (30 September 2019: \$4,190 million).

Net loans and advances - at amortised cost

Allowance for ECL is included in Net loans and advances.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 ¹		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	920	1,391	359	894	3,564
Transfer between stages	166	(308)	(91)	233	-
New and increased provisions (net of releases)	(168)	291	147	1,139	1,409
Write-backs	-	-	-	(382)	(382)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(1,076)	(1,076)
Foreign currency translation and other movements ²	9	4	(2)	(17)	(6)
As at 30 September 2019	927	1,378	413	791	3,509
Transfer between stages	200	(308)	(112)	220	-
New and increased provisions (net of releases)	110	1,428	162	1,324	3,024
Write-backs	-	-	-	(321)	(321)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(1,109)	(1,109)
Foreign currency translation and other movements ²	(33)	(33)	(2)	(54)	(122)
As at 30 September 2020	1,204	2,465	461	851	4,981

¹ The Group's credit exposures that are purchased or originated credit-impaired financial assets are insignificant.

² Other movements include the impacts of divestments completed during the year and the impact of discount unwind on individually assessed allowance for ECL.

Investment securities - debt securities at amortised cost

Allowance for ECL is included in Investment securities.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	9	2	-	-	11
New and increased provisions (net of releases)	2	(1)	-	-	1
Foreign currency translation	1	-	-	-	1
As at 30 September 2019	12	1	-	-	13
New and increased provisions (net of releases)	10	(1)	-	-	9
Foreign currency translation	(2)	-	-	-	(2)
As at 30 September 2020	20	-	-	-	20

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)

Investment securities - debt securities at FVOCI

As FVOCI assets are measured at fair value, there is no separate allowance for ECL. Instead, the allowance for ECL is recognised in Other Comprehensive Income (OCI) with a corresponding charge to profit or loss.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	14	-	-	-	14
New and increased provisions (net of releases)	(2)	-	-	-	(2)
Foreign currency translation and other movements ¹	(4)	-	-	-	(4)
As at 30 September 2019	8	-	-	-	8
New and increased provisions (net of releases)	2	-	-	-	2
Foreign currency translation	-	-	-	-	-
As at 30 September 2020	10	-	-	-	10

¹ Other movements includes the impacts of divestments completed in 2019.

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

Allowance for ECL is included in Other provisions.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 ¹		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	474	166	15	26	681
Transfer between stages	27	(29)	-	2	-
New and increased provisions (net of releases)	(36)	12	6	-	(18)
Write-backs	-	-	-	(3)	(3)
Foreign currency translation and other movements ²	8	2	-	(2)	8
As at 30 September 2019	473	151	21	23	668
Transfer between stages	18	(24)	(1)	7	-
New and increased provisions (net of releases)	115	115	3	24	257
Write-backs	-	-	-	(14)	(14)
Foreign currency translation and other movements ²	(10)	(3)	-	-	(13)
As at 30 September 2020	596	239	23	40	898

¹ The Group's credit exposures that are purchased or originated credit impaired financial assets are insignificant.

² Other movements includes the impacts of divestments completed during the year.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information**13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)****CREDIT IMPAIRMENT CHARGE - INCOME STATEMENT****Credit impairment charge/(release) analysis**

	2020 \$m	2019 \$m
New and increased provisions (net of releases) ¹		
- Collectively assessed	1,717	16
- Individually assessed	1,575	1,374
Write-backs	(335)	(385)
Recoveries of amounts previously written-off	(219)	(212)
Total credit impairment charge	2,738	793
Less: credit impairment charge/(release) from discontinued operations	-	(1)
Total credit impairment charge	2,738	794

¹ Includes the impact of transfers between collectively assessed and individually assessed.

The contractual amount outstanding on financial assets that were written off during the period ended 30 September 2020 and that are still subject to enforcement activity is \$340 million (2019: \$212 million).

COVID-19 REPAYMENT DEFERRAL PACKAGES OFFERED TO CUSTOMERS¹

Since March 2020, the Group has offered various forms of assistance to customers to counteract the impact of COVID-19 on the ability of customers to meet their loan obligations. The assistance provided has included arrangements such as temporary deferral of principal and interest repayments, replacing principal and interest with interest only repayments, and extension of loan maturity dates. Refer to Key Judgements and Estimates in this Note for details of the impact of deferrals when determining if there has been a Significant Increase in Credit Risk (SICR).

The loan repayment deferral package is considered to be a loan modification under AASB 9. This either results in the loan being derecognised and replaced with a new loan (substantial modification) or the existing loan continuing to be recognised (non-substantial modification). The table below shows the outstanding balance as at 30 September 2020 of all loans that have been modified (both substantial and non-substantial modifications):

Assistance package category	Total loan outstanding At 30 September 2020 \$m
Loan deferral package	
Retail	29,822
Commercial and other	9,182
Interest only	
Retail	2,413
Commercial and other	527
Term extensions	
Retail	614
Commercial and other	90
Total²	42,648
Retail	32,849
Commercial and other	9,799
Total²	42,648

¹ COVID-19 loan deferral packages are available to customers if either their loan repayments are less than 30 days past due, or if their repayments are less than 90 days past due but were up to date at 1 March 2020.² The gross carrying amount of loans at the date of modification that were considered non-substantial modifications and had loss allowances based on lifetime expected losses was \$9,817 million. No gain or loss was recognised as a result of the modification and none of the loans have subsequently changed to a 12 month expected loss allowance.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)

**RECOGNITION AND MEASUREMENT****EXPECTED CREDIT LOSS IMPAIRMENT MODEL**

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased, probability weighted prediction which evaluates a range of scenarios and takes into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

Expected credit losses are either measured over 12 months or the expected lifetime of the financial asset, depending on credit deterioration since origination, according to the following three-stage approach:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a Significant Increase in Credit Risk (SICR) since origination, an allowance equivalent to 12 months ECL is recognised reflecting the expected credit losses resulting from default events that are possible within the next 12 months from the reporting date. For instruments with a remaining maturity of less than 12 months, expected credit losses are estimated based on default events that are possible over the remaining time to maturity.
- Stage 2: Where there has been a SICR since origination, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised reflecting expected credit losses resulting from all possible default events over the expected life of a financial instrument. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification and a 12 month ECL applies.
- Stage 3: Where there is objective evidence of impairment, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised.

Expected credit losses are estimated on a collective basis for exposures in Stage 1 and Stage 2, and on either a collective or individual basis when transferred to Stage 3.

MEASUREMENT OF EXPECTED CREDIT LOSS

ECL is calculated as the product of the following credit risk factors at a facility level, discounted to incorporate the time value of money:

- Probability of default (PD) - the estimate of the likelihood that a borrower will default over a given period;
- Exposure at default (EAD) - the expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest; and
- Loss given default (LGD) - the expected loss in the event of the borrower defaulting, expressed as a percentage of the facility's EAD, taking into account direct and indirect recovery costs.

These credit risk factors are adjusted for current and forward-looking information through the use of macro-economic variables.

EXPECTED LIFE

When estimating ECL for exposures in Stage 2 and 3, the Group considers the expected lifetime over which it is exposed to credit risk.

For non-retail portfolios, the Group uses the maximum contractual period as the expected lifetime for non-revolving credit facilities. For non-retail revolving credit facilities, such as corporate lines of credit, the expected life reflects the Group's contractual right to withdraw a facility as part of a contractually agreed annual review, after taking into account the applicable notice period.

For retail portfolios, the expected lifetime is determined using a behavioural term, taking into account expected prepayment behaviour and substantial modifications.

DEFINITION OF DEFAULT, CREDIT IMPAIRED AND WRITE-OFFS

The definition of default used in measuring expected credit losses is aligned to the definition used for internal credit risk management purposes across all portfolios. This definition is also in line with the regulatory definition of default. Default occurs when there are indicators that a debtor is unlikely to fully satisfy contractual credit obligations to the Group, or the exposure is 90 days past due.

Financial assets, including those that are well secured, are considered credit impaired for financial reporting purposes when they default.

When there is no realistic probability of recovery, loans are written off against the related impairment allowance on completion of the Group's internal processes and when all reasonably expected recoveries have been collected. In subsequent periods, any recoveries of amounts previously written-off are credited to credit impairment charge in the income statement.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)****RECOGNITION AND MEASUREMENT****MODIFIED FINANCIAL ASSETS**

If the terms of a financial asset are modified or an existing financial asset is replaced with a new one for either credit or commercial reasons, an assessment is made to determine if the changes to the terms of the existing financial asset are considered substantial. This assessment considers both changes in cash flows arising from the modified terms as well as changes in the overall instrument risk profile; for example, changes in the principal (credit limit), term, or type of underlying collateral. Where a modification is considered non-substantial, the existing financial asset is not derecognised and its date of origination continues to be used to determine SICR. Where a modification is considered substantial, the existing financial asset is derecognised and a new financial asset is recognised at its fair value on the modification date, which also becomes the date of origination used to determine SICR for this new asset.

SIGNIFICANT INCREASE IN CREDIT RISK (SICR)

Stage 2 assets are those that have experienced a Significant Increase in Credit Risk (SICR) since origination. In determining what constitutes a SICR, the Group considers both qualitative and quantitative information:

i. Internal credit rating grade

For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination and is measured by application of thresholds.

For non-retail portfolios, a SICR is determined by comparing the Customer Credit Rating (CCR) applicable to a facility at reporting date to the CCR at origination of that facility. A CCR is assigned to each borrower which reflects the probability of default of the borrower and incorporates both borrower and non-borrower specific information, including forward-looking information. CCRs are subject to review at least annually or more frequently when an event occurs which could affect the credit risk of the customer.

For retail portfolios, a SICR is determined, depending on the type of facility, by either comparing the scenario weighted lifetime probability of default at the reporting date to that at origination, or by reference to customer behavioural score thresholds. The scenario weighted lifetime probability of default may increase significantly if:

- there has been a deterioration in the economic outlook, or an increase in economic uncertainty; or
- there has been a deterioration in the customer's overall credit position, or ability to manage their credit obligations.

ii. Backstop criteria

The Group uses 30 days past due arrears as a backstop criteria for both non-retail and retail portfolios. For retail portfolios only, facilities are required to demonstrate three to six months of good payment behaviour prior to being allocated back to Stage 1.

iii. COVID-19 initiatives

For facilities subject to the COVID-19 repayment deferral arrangements noted above, an assessment of SICR has been determined based on various measures of the customer's current financial position and earnings capacity from which the facilities are categorised into risk categories. SICR is then determined based on the resulting risk categorisation. Customers in higher risk categories, and those who have requested a deferral extension are classified as having a SICR.

FORWARD-LOOKING INFORMATION

Forward-looking information is incorporated into both our assessment of whether a financial asset has experienced a Significant Increase in Credit Risk (SICR) since its initial recognition and in our estimate of ECL. In applying forward-looking information for estimating ECL, the Group considers four probability-weighted forecast economic scenarios as follows:

i. Base case scenario

The base case scenario is ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions. It reflects management's assumptions used for strategic planning and budgeting, and also informs the Group Internal Capital Adequacy Assessment Process (CAAP) which is the process the Group applies in strategic and capital planning over a 3-year time horizon.

ii. Upside and iii. Downside scenarios

The upside and downside scenarios are fixed by reference to average economic cycle conditions (that is, they are not based on the economic conditions prevailing at balance date) and are based on a combination of more optimistic (in the case of the upside) and pessimistic (in the case of the downside) economic events and uncertainty over long term horizons; and

iv. Severe downside scenario

The severe downside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions and accounts for the potentially severe impact of less likely extremely adverse economic conditions. It reflects macro-economic conditions of a downturn economic event with a probability of occurrence once every 25 years.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

FORWARD-LOOKING INFORMATION (continued)

The four scenarios are described in terms of macro-economic variables used in the PD, LGD and EAD models (collectively the ECL models) depending on the portfolio and country of the borrower. Examples of the variables include unemployment rates, GDP growth rates, house price indices, commercial property price indices and consumer price indices.

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario, as well as specific portfolio considerations where required. The Group Asset and Liability Committee (GALCO) is responsible for reviewing and approving the base case economic forecast scenario and the Credit and Market Risk Committee (CMRC) approves the probability weights applied to each scenario.

Where applicable, temporary adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modelling process. CMRC is responsible for approving such adjustments.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

In estimating collectively assessed ECL, the Group makes judgements and assumptions in relation to:

- the selection of an estimation technique or modelling methodology, noting that the modelling of the Group's ECL estimates are complex; and
- the selection of inputs for those models, and the interdependencies between those inputs.

The following table summarises the key judgements and assumptions in relation to the ECL model inputs and the interdependencies between those inputs, and highlights significant changes during the current period.

The judgements and associated assumptions have been made within the context of the impact of COVID-19, and reflect historical experience and other factors that are considered to be relevant, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. In relation to COVID-19, judgements and assumptions include the extent and duration of the pandemic, the impacts of actions of governments and other authorities, and the responses of businesses and consumers in different industries, along with the associated impact on the global economy. Accordingly, the Group's ECL estimates are inherently uncertain and, as a result, actual results may differ from these estimates.

Judgement/Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2020
Determining when a Significant Increase in Credit Risk (SICR) has occurred	In the measurement of ECL, judgement is involved in setting the rules and trigger points to determine whether there has been a SICR since initial recognition of a loan, which would result in the financial asset moving from 'Stage 1' to 'Stage 2'. This is a key area of judgement since transition from Stage 1 to Stage 2 increases the ECL from an allowance based on the probability of default in the next 12 months, to an allowance for lifetime expected credit losses. Subsequent decreases in credit risk resulting in transition from Stage 2 to Stage 1 may similarly result in significant changes in the ECL allowance. The setting of precise trigger points requires judgement which may have a material impact upon the size of the ECL allowance. The Group monitors the effectiveness of SICR criteria on an ongoing basis.	In response to the impacts of COVID-19, various packages, such as repayment deferrals, have been offered to eligible retail and commercial customers in Australia and New Zealand. The Group does not consider that when a customer is first provided assistance, all other things being equal, that there has been a Significant Increase in Credit Risk (SICR) and a consequent impact on ECL when assessing provisions. Subsequent to take-up, customers have been contacted to discuss available options once the packages reach their end date. This additional information on the customer's financial position and ability to recommence their loan repayments is used to assist in classification of customers into risk categories. Customers in higher risk categories, and those who have requested a deferral extension, have been classified as having a SICR.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)****KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES (continued)**

Judgement/Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2020
Measuring both 12-month and lifetime credit losses	The probability of default (PD), loss given default (LGD) and exposure at default (EAD) credit risk parameters used in determining ECL are point-in-time measures reflecting the relevant forward-looking information determined by management. Judgement is involved in determining which forward-looking information variables are relevant for particular lending portfolios and for determining each portfolio's point-in-time sensitivity.	The PD, EAD and LGD models are subject to the Group's model risk policy that stipulates periodic model monitoring, periodic re-validation and defines approval procedures and authorities according to model materiality. There were no material changes to the policies during the year ended 30 September 2020.
	In addition, judgement is required where behavioural characteristics are applied in estimating the lifetime of a facility to be used in measuring ECL.	There were no changes to behavioural lifetime estimates during the year ended 30 September 2020.
Base case economic forecast	The Group derives a forward-looking "base case" economic scenario which reflects ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions.	There have been no changes to the types of forward-looking variables (key economic drivers) used as model inputs in the current year. As at 30 September 2020, the base case assumptions have been updated to reflect the rapidly evolving situation with respect to COVID-19. This includes an assessment of the impact of central bank policies, governments' actions, the response of business, and institution specific responses (such as repayment deferrals). These are considered in determining the length and severity of the forecast economic downturn. The expected outcomes of key economic drivers for the base case scenario as at 30 September 2020 are described below under the heading "Base case economic forecast assumptions".
Probability weighting of each economic scenario (base case, upside, downside and severe downside scenarios) ^{1,2}	Probability weighting of each economic scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario at each measurement date.	The key consideration for probability weightings in the current period is the continuing impact of COVID-19. The Group considers these weightings in each geography to provide the best estimate of the possible loss outcomes and has analysed inter-relationships and correlations (over both the short and long term) within the Group's credit portfolios in determining them. In addition to the base case forecast which reflects the negative economic consequences of COVID-19, greater weighting has been applied to the downside scenario given the Group's assessment of downside risks. The assigned probability weightings in Australia, New Zealand and Rest of world are subject to a high degree of inherent uncertainty and therefore the actual outcomes may be significantly different to those projected.

¹ The upside and downside scenarios are fixed by reference to average economic cycle conditions (that is, they are not based on the economic conditions prevailing at balance date) and are based on a combination of more optimistic (in the case of the upside) and pessimistic (in the case of the downside) economic conditions.

² The severe downside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions and accounts for the potentially severe downside impact of less likely extremely adverse economic conditions.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES (continued)

Judgement/Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2020
Management temporary adjustments	Management temporary adjustments to the ECL allowance are used in circumstances where it is judged that our existing inputs, assumptions and model techniques do not capture all the risk factors relevant to our lending portfolios. Emerging local or global macroeconomic, microeconomic or political events, and natural disasters that are not incorporated into our current parameters, risk ratings, or forward-looking information are examples of such circumstances. The use of management temporary adjustments may impact the amount of ECL recognised. The uncertainty associated with the COVID-19 pandemic, and the extent to which the actions of governments, businesses and consumers mitigate against potentially adverse credit outcomes are not fully incorporated into existing ECL models. Accordingly, management overlays have been applied to ensure credit provisions are appropriate.	Management have applied a number of adjustments to the modelled ECL primarily due to the uncertainty associated with COVID-19. Management overlays (including COVID-19 overlays) which add to the modelled ECL provision have been made for risks particular to small business and commercial banking in Australia, for retail, commercial and agri banking in New Zealand, and for tourism in the Pacific.

Base case economic forecast assumptions

The uncertain evolution of the COVID-19 pandemic increases the risk to the economic forecast resulting in an understatement or overstatement of the ECL balance due to uncertainties around:

- the extent and duration of measures to stop or reduce the speed of the spread of COVID-19;
- the extent and duration of the economic downturn, along with the time required for economies to recover; and
- the effectiveness of government stimulus measures, in particular their impact on the magnitude of economic downturn and the extent and duration of the recovery.

The economic drivers of the base case economic forecasts at 30 September 2020 are set out below. These reflect ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions at 30 September 2020. For years beyond the near term forecasts below, the ECL models project future year economic conditions including an assumption to eventual reversion to mid-cycle economic conditions.

	Forecast calendar year		
	2020	2021	2022
Australia			
GDP	-4.3%	1.6%	4.0%
Unemployment	7.3%	8.8%	7.7%
Residential property prices	-2.2%	-4.8%	2.0%
Consumer price index	0.8	1.2	1.3
New Zealand			
GDP	-5.6%	2.0%	5.6%
Unemployment	5.7%	9.1%	6.5%
Residential property prices	-0.3%	0.9%	4.1%
Consumer price index	1.6	1.0	1.2
Rest of world			
GDP	-4.5%	2.5%	2.5%
Consumer price index	1.0	1.8	2.0

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)****KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES (continued)**

The base case economic forecasts as at 30 September 2020 reflect a significant deterioration in current and expected economic conditions from the forecasts as at 30 September 2019 reflecting the emergence and ongoing impact of the COVID-19 pandemic.

Probability weightings

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario. The key consideration for probability weightings in the current period is the continuing impact of COVID-19.

In addition to the base case economic forecast which reflects the negative economic consequences of COVID-19, greater weighting has been applied to the downside economic scenario given the Group's assessment of downside risks.

The assigned probability weightings in Australia, New Zealand and Rest of world are subject to a high degree of inherent uncertainty and therefore the actual outcomes may be significantly different to those projected. The Group considers these weightings in each geography to provide the best estimate of the possible loss outcomes and has analysed inter-relationships and correlations (over both the short and long term) within the Group's credit portfolios in determining them. The average weightings applied across the Group are set out below:

	2020	2019
Group		
Base	50.0%	50.0%
Upside	10.4%	15.7%
Downside	33.3%	29.3%
Severe Downside	6.3%	5.0%

ECL - Sensitivity analysis

The uncertainty of the impact of COVID-19 introduces significant estimation uncertainty in relation to the measurement of the Group's allowance for expected credit losses. The rapidly evolving consequences of COVID-19 and government, business and consumer responses could result in significant adjustments to the allowance in future financial years.

Given current economic uncertainties and the judgment applied to factors used in determining the expected default of borrowers in future periods, expected credit losses reported by the Group should be considered as a best estimate within a range of possible estimates.

The table below illustrates the sensitivity of collectively assessed ECL to key factors used in determining it as at 30 September 2020:

	ECL \$m	Impact \$m
If 1% of Stage 1 facilities were included in Stage 2	5,069	61
If 1% of Stage 2 facilities were included in Stage 1	4,998	(10)
100% upside scenario	1,898	(3,110)
100% base scenario	4,011	(997)
100% downside scenario	5,144	136
100% severe downside scenario	6,315	1,307

Notes to the consolidated financial statements (continued)

FINANCIAL LIABILITIES

Outlined below is a description of how we classify and measure financial liabilities relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial liabilities

Financial liabilities are measured at amortised cost, or fair value through profit or loss (FVTPL) when they are held for trading. Additionally, financial liabilities can be designated at FVTPL where:

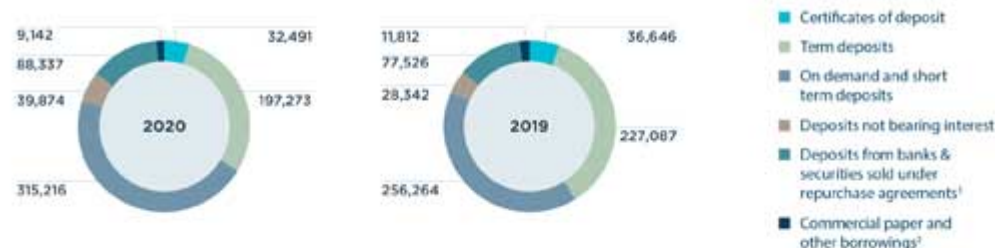
- the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch which would otherwise arise;
- a group of financial liabilities are managed and their performance is evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy; or
- the financial liability contains one or more embedded derivatives unless:
 - a) the embedded derivative does not significantly modify the cash flows that otherwise would be required by the contract; or
 - b) the embedded derivative is closely related to the host financial liability.

Where financial liabilities are designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in other comprehensive income, except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

14. DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS



	2020 \$m	2019 \$m
Certificates of deposit	32,491	36,646
Term deposits	197,273	227,087
On demand and short term deposits	315,216	256,264
Deposits not bearing interest	39,874	28,342
Deposits from banks & securities sold under repurchase agreements ¹	88,337	77,526
Commercial paper and other borrowings ²	9,142	11,812
Deposits and other borrowings	682,333	637,677
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	665,151	630,373
More than one year	17,182	7,304
Deposits and other borrowings	682,333	637,677
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	679,255	635,376
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition) ³	3,078	2,301
Deposits and other borrowings	682,333	637,677

¹ Includes \$12 billion of funds drawn under the RBA's Term Funding Facility (TFF). TFF is initially recognised at fair value and is subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. Refer to Note 16 Financial Risk Management for more details.

² In 2019, Other borrowings related to secured investments issued by the consolidated subsidiary UDC Finance Limited (UDC) of NZD \$1 billion, which were secured by a security interest over all the assets of UDC of NZD \$5 billion. The Group divested of UDC during 2020.

³ From 1 October 2019, the Group changed its accounting treatment for certain gold loan and deposit products which are now designated as at fair value through profit and loss.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

For deposits and other borrowings that:

- are not designated at fair value through profit or loss on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method; and
- are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designated them as measured at fair value through profit or loss.

Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Group's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit and loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit and loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Group. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in the profit and loss.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

15. DEBT ISSUANCES

The Group uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds and securitisations) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that holders of senior debt take priority over holders of subordinated debt owed by the relevant issuer. In the winding up of the relevant issuer, the subordinated debt will be repaid by the relevant issuer only after the repayment of claims of depositors, other creditors and the senior debt holders.

	2020 \$m	2019 \$m
Senior debt	80,835	89,737
Covered bonds	15,948	20,957
Securitisation	1,824	2,411
Total unsubordinated debt	98,607	113,105
Subordinated debt		
- Additional Tier 1 capital	8,196	8,171
- Tier 2 capital	12,865	8,415
Total subordinated debt	21,061	16,586
Total debt issued	119,668	129,691

TOTAL DEBT ISSUED BY CURRENCY

The table below shows the Group's issued debt by currency of issue, which broadly represents the debt holders' base location.

	2020 \$m	2019 \$m
USD United States dollars	41,100	45,841
EUR Euro	23,038	26,200
AUD Australian dollars	43,697	39,273
NZD New Zealand dollars	3,682	5,130
JPY Japanese yen	2,131	3,312
CHF Swiss francs	975	1,501
GBP Pounds sterling	2,387	4,720
HKD Hong Kong dollars	1,088	1,446
Other Chinese yuan, Norwegian kroner, Singapore dollars, Indonesian rupiah and Canadian dollars	1,570	2,268
Total debt issued	119,668	129,691
<i>Residual contractual maturity¹:</i>		
Within one year	25,688	20,803
More than one year	92,059	106,963
No maturity date (instruments in perpetuity)	1,921	1,925
Total debt issued	119,668	129,691

¹ Based on the final maturity date or, in the case of Additional Tier 1 capital securities, the mandatory conversion date (if any).

SUBORDINATED DEBT

Subordinated debt qualifies as regulatory capital for the Group and is classified as either Additional Tier 1 (AT1) capital or Tier 2 capital for APRA's capital adequacy purposes depending on their terms and conditions:

- AT1 capital: perpetual capital instruments:
 - ANZ Capital Notes (ANZ CN);
 - ANZ Capital Securities (ANZ CS); and
 - ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN).
- Tier 2 capital: perpetual or term subordinated notes.

Tier 2 capital instruments rank ahead of AT1 capital instruments, and AT1 capital instruments only rank ahead of ordinary shares, in any liquidation event impacting the issuer of the instruments.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**15. DEBT ISSUANCES (continued)****AT1 CAPITAL**

All outstanding AT1 capital instruments are Basel III fully compliant instruments (refer to Note 23 Capital Management for further information about Basel III). Each of the ANZ CN and ANZ CS rank equally with each other.

Distributions on the AT1 capital instruments are non-cumulative and subject to the Issuer's absolute discretion and certain payment conditions (including regulatory requirements). Distributions on ANZ CNs are franked in line with the franking applied to ANZ ordinary shares.

Where specified, the AT1 capital instruments provide the Issuer with an early redemption or conversion option on a specified date and in certain other circumstances (such as a tax or regulatory event). This redemption option is subject to APRA's and, in respect of the ANZ NZ CN, the Reserve Bank of New Zealand's (RBNZ) prior written approval.

Each of the AT1 capital instruments will immediately convert into a variable number of ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number of ANZ ordinary shares) if:

- ANZ's or, in the case of the ANZ NZ CN, ANZ Bank New Zealand Limited's (ANZ NZ) Common Equity Tier 1 capital ratio is equal to or less than 5.125% - known as a Common Equity Capital Trigger Event; or
- APRA notifies the Company that, without the conversion or write-off of certain securities or a public sector injection of capital (or equivalent support), it considers that the Company would become non-viable or, in the case of the ANZ NZ CN, the RBNZ directs ANZ NZ to convert or write-off the notes or a statutory manager is appointed to ANZ NZ and decides that ANZ NZ must convert or write-off the notes - known as a Non-Viability Trigger Event.

Where specified, AT1 capital instruments mandatorily convert into a variable number of ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount):

- on a specified mandatory conversion date; or
- on an earlier date under certain circumstances as set out in the terms.

However the mandatory conversion is deferred for a specified period if certain conversion tests are not met.

The tables below show the key details of the Group's AT1 capital instruments on issue at 30 September in both the current and prior years:

			2020 \$m	2019 \$m
Additional Tier 1 capital (perpetual subordinated securities)¹				
ANZ Capital Notes (ANZ CN)				
AUD	1,120m	ANZ CN1	1,119	1,118
AUD	1,610m	ANZ CN2	1,608	1,607
AUD	970m	ANZ CN3	967	966
AUD	1,622m	ANZ CN4	1,614	1,612
AUD	931m	ANZ CN5	926	925
ANZ Capital Securities (ANZ CS)				
USD	1,000m	ANZ Capital Securities	1,499	1,481
ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN)				
NZD	500m	ANZ NZ Capital Notes	463	462
Total Additional Tier 1 capital²			8,196	8,171

¹ Carrying values net of issue costs.

² This forms part of qualifying Additional Tier 1 capital (refer to Note 23 Capital Management).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

ANZ Capital Notes (ANZ CN)

	CN1	CN2	CN3
Issuer	ANZ	ANZ	ANZ, acting through its New Zealand branch
Issue date	7 August 2013	31 March 2014	5 March 2015
Issue amount	\$1,120 million	\$1,610 million	\$970 million
Face value	\$100	\$100	\$100
Distribution frequency	Semi-annually in arrears	Semi-annually in arrears	Semi-annually in arrears
Distribution rate	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.4%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.25%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.6%)x(1 - Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	1 September 2021	24 March 2022	24 March 2023
Mandatory conversion date	1 September 2023	24 March 2024	24 March 2025
Common equity capital trigger event	Yes	Yes	Yes
Non-viability trigger event	Yes	Yes	Yes
Carrying value 2020 (net of issue costs)	\$1,119 million (2019: \$1,118 million)	\$1,608 million (2019: \$1,607 million)	\$967 million (2019: \$966 million)

	CN4	CN5
Issuer	ANZ	ANZ
Issue date	27 September 2016	28 September 2017
Issue amount	\$1,622 million	\$931 million
Face value	\$100	\$100
Distribution frequency	Quarterly in arrears	Quarterly in arrears
Distribution rate	Floating rate: (90 day Bank Bill rate + 4.7%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (90 day Bank Bill rate + 3.8%)x(1 - Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	20 March 2024	20 March 2025
Mandatory conversion date	20 March 2026	20 March 2027
Common equity capital trigger event	Yes	Yes
Non-viability trigger event	Yes	Yes
Carrying value 2020 (net of issue costs)	\$1,614 million (2019: \$1,612 million)	\$926 million (2019: \$925 million)

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

15. DEBT ISSUANCES (continued)

ANZ Capital Securities (ANZ CS)

Issuer	ANZ, acting through its London branch
Issue date	15 June 2016
Issue amount	USD 1,000 million
Face value	Minimum denomination of USD 200,000 and an integral multiple of USD 1,000 above that
Interest frequency	Semi-annually in arrears
Interest rate	Fixed at 6.75% p.a. until 15 June 2026. Reset on 15 June 2026 and each 5 year anniversary to a floating rate: 5 year USD mid-market swap rate + 5.168%
Issuer's early redemption option	15 June 2026 and each 5 year anniversary
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	Yes
Carrying value 2020 (net of issue costs)	\$1,499 million (2019: \$1,481 million)

ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN)

Issuer	ANZ Bank New Zealand Limited (ANZ NZ)
Issue date	31 March 2015
Issue amount	NZD 500 million
Face value	NZD 1
Interest frequency	Quarterly in arrears
Interest rate	Fixed at 7.2% p.a. until 25 May 2020. The rate reset in May 2020 to a floating rate: New Zealand 3 month bank bill rate + 3.5% Interest payments are subject to ANZ NZ's absolute discretion and certain payment conditions (including APRA and RBNZ requirements)
Issuer's early redemption option	The option was not exercised on 25 May 2020 and has expired ¹
Mandatory conversion date	25 May 2022
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	Yes
Carrying value 2020 (net of issue costs)	\$463 million (2019: \$462 million)

¹ The RBNZ has informed New Zealand incorporated registered banks (including ANZ NZ) that they should not redeem capital instruments at this time. Accordingly, ANZ NZ was not permitted to redeem its NZ\$500 million Capital Notes in May 2020, although it can continue making coupon payments on those Capital Notes. As ANZ NZ did not exercise its option to convert in May 2020, the terms of the Capital Notes provide for their conversion into a variable number of ANZBGL shares in May 2022 subject to certain conditions.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

TIER 2 CAPITAL

The convertible term subordinated notes are Basel III fully compliant instruments. If a Non-Viability Trigger Event occurs, the convertible term subordinated notes will immediately convert into ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number).

APRA has granted transitional Basel III capital treatment for the USD 300 million perpetual subordinated notes until the end of the transitional period (December 2021).

The table below shows the Tier 2 capital subordinated notes the Group holds at 30 September in both the current and prior year:

Currency	Face value	Maturity	Next optional call date – subject to APRA's prior approval	Interest rate	Non-Viability Trigger Event	2020 \$m	2019 \$m
Basel III transitional subordinated notes (perpetual)							
USD	300m	Perpetual	Each semi-annual interest payment date	Floating	No	422	444
Total Basel III transitional subordinated notes						422	444
Basel III fully compliant convertible subordinated notes (term)							
USD	800m	2024	N/A	Fixed	Yes	1,225	1,250
CNY	2,500m	2025	2020	Fixed	Yes	-	519
SGD	500m	2027	2022	Fixed	Yes	529	544
AUD	300m	2027	2022	Fixed	Yes	200	200
JPY	20,000m	2026	N/A	Fixed	Yes	270	281
AUD	700m	2026	2021	Floating	Yes	700	700
USD	1,500m	2026	N/A	Fixed	Yes	2,253	2,229
JPY	10,000m	2026	2021	Fixed	Yes	133	137
JPY	10,000m	2028	2023	Fixed	Yes	133	137
AUD	225m	2032	2027	Fixed	Yes	225	224
AUD	1,750m	2029	2024	Floating	Yes	1,750	1,750
EUR	1,000m	2029	2024	Fixed	Yes	1,657	-
AUD	265m	2039	N/A	Fixed	Yes	265	-
USD	1,250m	2030	2025	Fixed	Yes	1,859	-
AUD	1,250m	2031	2026	Floating	Yes	1,244	-
Total Basel III fully compliant subordinated notes						12,443	7,971
Total Tier 2 capital^{1,2}						12,865	8,415

¹ Carrying value net of issuance costs.

² This forms part of qualifying Tier 2 capital (refer to Note 23 Capital Management).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Debt issuances are measured at amortised cost, except where designated at fair value through profit or loss. Where the Group enters into a fair value hedge accounting relationship, the fair value attributable to the hedge risk is reflected in adjustments to the carrying value of the debt. Interest expense is recognised using the effective interest rate method.

Subordinated debt with capital-based conversion features (i.e. Common Equity Capital Trigger Events or Non-Viability Trigger Events) are considered to contain embedded derivatives that we account for separately at fair value through profit and loss. The embedded derivatives arise because the amount of shares issued on conversion following any of those trigger events is subject to the maximum conversion number, however they have no significant value as of the reporting date given the remote nature of those trigger events.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

RISK MANAGEMENT FRAMEWORK AND MODEL

INTRODUCTION

The use of financial instruments is fundamental to the Group's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Group's key material risks.

We disclose details of all key material risks impacting the Group, and further information on the Group's risk management activities, in the Governance and Risk Management section.

This note details the Group's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks.

Key material financial risks	Key sections applicable to this risk
Overview	• An overview of our Risk Management Framework
Credit risk The risk of financial loss resulting from: • a counterparty failing to fulfil its obligations; or • a decrease in credit quality of a counterparty resulting in a financial loss. Credit risk incorporates the risks associated with us lending to customers who could be impacted by climate change or by changes to laws, regulations, or other policies adopted by governments or regulatory authorities, including carbon pricing and climate change adaptation or mitigation policies.	• Credit risk overview, management and control responsibilities • Maximum exposure to credit risk • Credit quality • Concentrations of credit risk • Collateral management
Market risk The risk to the Group's earnings arising from: • changes in interest rates, foreign exchange rates, credit spreads, volatility and correlations; or • fluctuations in bond, commodity or equity prices.	• Market risk overview, management and control responsibilities • Measurement of market risk • Traded and non-traded market risk • Equity securities designated at FVOCI • Foreign currency risk – structural exposure
Liquidity and funding risk The risk that the Group is unable to meet payment obligations as they fall due, including: • repaying depositors or maturing wholesale debt; or • the Group having insufficient capacity to fund increases in assets.	• Liquidity risk overview, management and control responsibilities • Key areas of measurement for liquidity risk • Liquidity risk outcomes • Residual contractual maturity analysis of the Group's liabilities

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)**OVERVIEW****AN OVERVIEW OF OUR RISK MANAGEMENT FRAMEWORK**

This overview is provided to aid the users of the financial statements to understand the context of the financial disclosures required under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures* (AASB 7). It should be read in conjunction with the Governance and Risk Management section.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Group's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Group's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Group including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), which sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that ANZ is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes ANZ's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that gives effect to this strategy. This includes a description of each material risk, and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how ANZ identifies, measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Group, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At ANZ, risk is everyone's responsibility.

The Group has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect ANZ's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Group's RMF annually that seeks to ensure compliance with, and the effectiveness of, the risk management framework;
- facilitation of a comprehensive review every three years that seeks to ensure the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day to day operations.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK

CREDIT RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Granting credit facilities to customers is one of the Group's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Group dedicates considerable resources to its management. The Group assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from interbank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Group when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- sets the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Group's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Group can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business lending, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Group's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom ANZ has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending	Retail and some small business lending
Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.	Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is referred out for manual assessment.

We use the Group's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets. To enable wider comparisons, the Group's CCRs are mapped to external rating agency scales as follows:

Credit Quality Description	Internal CCR	ANZ Customer Requirements	Moody's Rating	Standard & Poor's Rating
Strong	CCR 0+ to 4-	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Satisfactory	CCR 5+ to 6-	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term, even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 – B1	BB+ – B+
Weak	CCR 7+ to 8-	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 – Caa	B – CCC
Defaulted	CCR 8- to 10	When doubt arises as to the collectability of a credit facility, the financial instrument (or "the facility") is classified as defaulted.	N/A	N/A

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

MAXIMUM EXPOSURE TO CREDIT RISK

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, this maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Group would have to pay if the instrument is called upon.

For the purpose of this note, assets presented as assets held for sale in the Balance Sheet have been reallocated to their respective Balance Sheet categories.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
On-balance sheet positions						
Net loans and advances	617,093	615,258	-	-	617,093	615,258
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	107,923	81,621	1,514	1,186	106,409	80,435
Settlement balances owed to ANZ	7,541	3,739	7,541	3,739	-	-
Collateral paid	14,308	15,006	-	-	14,308	15,006
Trading securities	50,913	44,088	5,698	6,199	45,215	37,889
Derivative financial instruments	135,331	120,667	-	-	135,331	120,667
Investment securities						
- debt securities at amortised costs	6,816	5,999	-	-	6,816	5,999
- debt securities at FVOCI	85,460	76,489	-	-	85,460	76,489
- equity securities at FVOCI	1,062	1,221	1,062	1,221	-	-
- debt securities at FVTPL	53	-	-	-	53	-
Regulatory deposits	801	879	-	-	801	879
Other financial assets ²	2,407	3,619	-	-	2,407	3,619
Total other financial assets	412,615	353,328	15,815	12,345	396,800	340,983
Subtotal	1,029,708	968,586	15,815	12,345	1,013,893	956,241
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ³	266,716	253,123	-	-	266,716	253,123
Total	1,296,424	1,221,709	15,815	12,345	1,280,609	1,209,364

¹ Bank notes and coins and cash at bank within Cash and cash equivalents; Trade dated assets within Settlement balances owed to ANZ; Equity securities and precious metal exposures within Trading securities; Equity securities within Investment securities were excluded as they do not have credit risk exposure.

² Other financial assets mainly comprise accrued interest and acceptances.

³ Undrawn and contingent facilities include guarantees, letters of credit and performance related contingencies, net of collectively assessed and individually assessed allowance for expected credit losses.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CREDIT QUALITY

An analysis of the Group's credit risk exposure is presented in the following tables based on the Group's internal rating by stage without taking account of the effects of any collateral or other credit enhancements:

Net loans and advances

	2020				
	Stage 1	Stage 2	Stage 3		Total
	\$m	\$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	\$m
Strong	395,608	18,262	-	-	413,870
Satisfactory	133,558	37,577	-	-	171,135
Weak	8,461	16,850	-	-	25,311
Defaulted	-	-	4,762	2,256	7,018
Gross loans and advances at amortised cost	537,627	72,689	4,762	2,256	617,334
Allowance for ECL	(1,204)	(2,465)	(461)	(851)	(4,981)
Net loans and advances at amortised cost	536,423	70,224	4,301	1,405	612,353
Coverage ratio	0.22%	3.39%	9.68%	37.72%	0.81%
Loans and advances at fair value through profit or loss					3,938
Unearned income					(66)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees					868
Net carrying amount					617,093

	2019				
	Stage 1	Stage 2	Stage 3		Total
	\$m	\$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	\$m
Strong	425,113	18,597	-	-	443,710
Satisfactory	121,030	28,445	-	-	149,475
Weak	7,138	10,373	-	-	17,511
Defaulted	-	-	4,699	1,978	6,677
Gross loans and advances at amortised cost	553,281	57,415	4,699	1,978	617,373
Allowance for ECL	(927)	(1,378)	(413)	(791)	(3,509)
Net loans and advances at amortised cost	552,354	56,037	4,286	1,187	613,864
Coverage ratio	0.17%	2.40%	8.79%	39.99%	0.57%
Loans and advances at fair value through profit or loss					922
Unearned income					(398)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees					870
Net carrying amount					615,258

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

Investment securities - debt securities at amortised cost

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	5,594	-	-	-	5,594
Satisfactory	1,067	175	-	-	1,242
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	6,661	175	-	-	6,836
Allowance for ECL	(20)	-	-	-	(20)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	6,641	175	-	-	6,816
Coverage ratio	0.30%	0.00%	-	-	0.29%

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	4,798	-	-	-	4,798
Satisfactory	707	507	-	-	1,214
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	5,505	507	-	-	6,012
Allowance for ECL	(12)	(1)	-	-	(13)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	5,493	506	-	-	5,999
Coverage ratio	0.22%	0.20%	-	-	0.22%

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information**16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT** (continued)**CREDIT RISK** (continued)**Investment securities - debt securities at FVOCI**

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	85,287	-	-	-	85,287
Satisfactory	173	-	-	-	173
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	85,460	-	-	-	85,460
Allowance for ECL recognised in other comprehensive income	(10)	-	-	-	(10)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	76,218	-	-	-	76,218
Satisfactory	271	-	-	-	271
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	76,489	-	-	-	76,489
Allowance for ECL recognised in other comprehensive income	(8)	-	-	-	(8)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

Other financial assets

	2020 \$m	2019 \$m
Strong	293,171	248,020
Satisfactory	10,724	10,060
Weak	628	415
Defaulted	1	-
Total carrying amount	304,524	258,495

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	171,979	3,045	-	-	175,024
Satisfactory	22,983	3,972	-	-	26,955
Weak	1,123	1,132	-	-	2,255
Defaulted	-	-	144	203	347
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	196,085	8,149	144	203	204,581
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(596)	(239)	(23)	(40)	(898)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	195,489	7,910	121	163	203,683
Coverage ratio	0.30%	2.93%	15.97%	19.70%	0.44%
Undrawn and contingent facilities not subject to ECL ¹					63,033
Net undrawn and contingent facilities					266,716

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	162,891	1,972	-	-	164,863
Satisfactory	23,655	3,634	-	-	27,289
Weak	294	976	-	-	1,270
Defaulted	-	-	140	51	191
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	186,840	6,582	140	51	193,613
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(473)	(151)	(21)	(23)	(668)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	186,367	6,431	119	28	192,945
Coverage ratio	0.25%	2.29%	15.00%	45.10%	0.35%
Undrawn and contingent facilities not subject to ECL ¹					60,178
Net undrawn and contingent facilities					253,123

¹ Commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region – therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Group also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Agriculture, forestry, fishing and mining	36,458	38,562	1,092	1,070	17,188	18,424	54,738	58,056
Business services	8,642	8,449	172	168	6,506	6,976	15,320	15,593
Construction	5,807	6,711	44	65	6,679	6,697	12,530	13,473
Electricity, gas and water supply	5,881	6,599	2,386	2,008	8,663	7,087	16,930	15,694
Entertainment, leisure and tourism	13,179	12,780	600	699	4,114	3,446	17,893	16,925
Financial, investment and insurance	51,857	55,344	279,468	247,351	48,537	41,874	379,862	344,569
Government and official institutions	4,645	3,388	98,017	75,066	1,968	2,524	104,630	80,978
Manufacturing	25,163	23,796	2,306	2,932	41,114	44,091	68,583	70,819
Personal lending	361,459	351,894	1,170	1,754	50,433	54,429	413,062	408,077
Property services	50,406	46,721	2,044	1,905	27,992	17,216	80,442	65,842
Retail trade	10,739	13,078	231	242	9,602	7,086	20,572	20,406
Transport and storage	12,657	13,583	1,280	1,194	8,587	8,269	22,524	23,046
Wholesale trade	11,816	15,177	2,649	3,141	19,494	20,283	33,959	38,601
Other	22,563	22,213	5,361	3,401	16,737	15,389	44,661	41,003
Gross total	621,272	618,295	396,820	340,996	267,614	253,791	1,285,706	1,213,082
Allowance for ECL	(4,981)	(3,509)	(20)	(13)	(898)	(668)	(5,899)	(4,190)
Subtotal	616,291	614,786	396,800	340,983	266,716	253,123	1,279,807	1,208,892
Unearned income	(66)	(398)	-	-	-	-	(66)	(398)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	868	870	-	-	-	-	868	870
Maximum exposure to credit risk	617,093	615,258	396,800	340,983	266,716	253,123	1,280,609	1,209,364

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations. Where there is sufficient collateral, an expected credit loss is not recognised. This is largely the case for certain lending products that are secured by corresponding investment for which the margin loans are utilised and for reverse repurchase agreements. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment - for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables. During the period there was no change in our collateral policies.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans - housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. If we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans - business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, for example: guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading securities, Investment securities, Derivatives and Other financial assets	For trading securities, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, we typically terminate all contracts with the counterparty and settle on a net basis at market levels current at the time of a counterparty default under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements. Our preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA so that open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by ANZ when our position is out of the money).
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent facilities	Collateral for off-balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Credit exposure		Total value of collateral		Unsecured portion of credit exposure	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Net loans and advances	617,093	615,258	510,995	490,188	106,098	125,070
Other financial assets	396,800	340,983	45,246	31,898	351,554	309,085
Off-balance sheet positions	266,716	253,123	51,361	48,225	215,355	204,898
Total	1,280,609	1,209,364	607,602	570,311	673,007	639,053

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK

MARKET RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Market risk stems from the Group's trading and balance sheet management activities and the impact of changes and correlation between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads and volatility in bond, commodity or equity prices.

The BRC delegates responsibility for day-to-day management of both market risks and compliance with market risk policies to the Credit & Market Risk Committee (CMRC) and the Group Asset & Liability Committee (GALCO).

Within overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Group level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are: 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices.	Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.

MEASUREMENT OF MARKET RISK

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR gauges the Group's possible daily loss based on historical market movements.

The Group's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over:

- the previous 500 business days, to calculate standard VaR, and
- a 1-year stressed period, to calculate stressed VaR.

We calculate traded and non-traded VaR using one-day and ten-day holding periods. For stressed VaR, we use a ten-day period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

ANZ measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

TRADED AND NON-TRADED MARKET RISK

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	2020				2019			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	2.0	6.1	1.2	3.1	1.4	9.5	1.2	4.1
Interest rate	9.6	13.8	3.3	7.2	3.6	10.4	3.6	5.8
Credit	13.9	17.1	1.8	8.6	5.1	5.4	1.2	3.1
Commodity	3.0	4.7	1.3	2.6	1.6	3.9	1.4	2.2
Equity	-	-	-	-	-	-	-	-
Diversification benefit ¹	(10.9)	n/a	n/a	(8.0)	(5.5)	n/a	n/a	(7.2)
Total VaR	17.6	31.9	5.7	13.5	6.2	13.4	5.1	8.0

¹ The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Group's banking book, while ensuring the Group maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Group's future net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities and assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Group as well as Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and Americas (APEA) geographies which are calculated separately.

	2020				2019			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Non-traded value at risk 99% confidence								
Australia	60.8	60.8	18.8	33.4	22.7	22.7	16.4	18.9
New Zealand	26.3	26.3	9.4	15.2	9.6	9.6	7.1	8.0
Asia Pacific, Europe & America	29.4	30.2	17.8	24.2	17.6	17.7	12.9	16.1
Diversification benefit ¹	(61.4)	n/a	n/a	(29.5)	(17.8)	n/a	n/a	(14.8)
Total VaR	55.1	58.3	31.5	43.3	32.1	32.1	25.2	28.2

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)****MARKET RISK (continued)**

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Group's market risk exposures. We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported net interest income. A positive number signifies that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	2020	2019 ¹
Impact of 1% rate shock		
As at period end	1.25%	1.19%
Maximum exposure	1.61%	1.19%
Minimum exposure	0.52%	0.33%
Average exposure (in absolute terms)	1.01%	0.69%

¹ Prior period numbers have been restated to reflect IRR model enhancements

EQUITY SECURITIES DESIGNATED AT FVOCI

Our investment securities contain equity investment holdings which predominantly comprise investments we hold for longer-term strategic reasons. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Group's VaR processes for traded and non-traded market risks. Therefore, the Group regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are appropriately measured based on the recognition and measurement policies set out in Note 11 Investment securities.

FOREIGN CURRENCY RISK – STRUCTURAL EXPOSURES

Our investment of capital in foreign operations - for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar - exposes the Group to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

Where it is considered appropriate, the Group takes out economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US Dollar and US Dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the effect of changes in foreign exchange rates on the consolidated capital ratios are minimised.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)**LIQUIDITY AND FUNDING RISK****LIQUIDITY RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES**

Liquidity risk is the risk that the Group is either:

- unable to meet its payment obligations (including repaying depositors or maturing wholesale debt) when they fall due; or
- does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to fund increases in its assets.

Management of liquidity and funding risks are overseen by GALCO. The Group's liquidity and funding risks are governed by a set of principles approved by the BRC and include:

- maintaining the ability to meet all payment obligations in the immediate term;
- ensuring that the Group has the ability to meet 'survival horizons' under a range of ANZ specific, and general market, liquidity stress scenarios, at the site and Group-wide level, to meet cash flow obligations over the short to medium term;
- maintaining strength in the Group's balance sheet structure to ensure long term resilience in the liquidity and funding risk profile;
- ensuring the liquidity management framework is compatible with local regulatory requirements;
- preparing daily liquidity reports and scenario analysis to quantify the Group's positions;
- targeting a diversified funding base to avoid undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency;
- holding a portfolio of high quality liquid assets to protect against adverse funding conditions and to support day-to-day operations; and
- establishing detailed contingency plans to cover different liquidity crisis events.

KEY AREAS OF MEASUREMENT FOR LIQUIDITY RISK**Scenario modelling of funding sources**

ANZ's liquidity risk appetite is defined by a range of regulatory and internal liquidity metrics mandated by the Board. The metrics cover a range of scenarios of varying duration and level of severity.

A key component of this framework is the Liquidity Coverage Ratio (LCR), which is a severe short term liquidity stress scenario mandated by banking regulators including APRA. As part of meeting LCR requirements, the Group has a Committed Liquidity Facility (CLF) with the Reserve Bank of Australia (RBA). The CLF has been established to offset the shortage of available High Quality Liquid Assets (HQLA) in Australia and provides an alternative form of contingent liquidity. The total amount of the CLF available to a qualifying Australian Deposit-taking Institution is set annually by APRA. From 1 January 2020, ANZ's CLF is \$35.7 billion (2019 calendar year end: \$48.0 billion).

Liquid assets

The Group holds a portfolio of high quality (unencumbered) liquid assets to protect the Group's liquidity position in a severely stressed environment, to meet regulatory requirements. HQLA comprise three categories consistent with Basel III LCR requirements:

- HQLA1 - Cash and highest credit quality government, central bank or public sector securities eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- HQLA2 - High credit quality government, central bank or public sector securities, high quality corporate debt securities and high quality covered bonds eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- Alternative liquid assets (ALA) - Assets qualifying as collateral for the CLF and eligible securities that the Reserve Bank of New Zealand (RBNZ) will accept in its domestic market operations.

LIQUIDITY RISK OUTCOMES¹**Liquidity Coverage Ratio**

ANZ's Liquidity Coverage Ratio (LCR) averaged 139% for 2020, a decrease from the 2019 average of 140%, and above the regulatory minimum of 100%.

Net Stable Funding Ratio

ANZ's Net Stable Funding Ratio (NSFR) as at 30 September 2020 was 124% (2019: 116%), above the regulatory minimum of 100%.

¹ This information is not within the scope of the internal audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The Liquidity Coverage Ratio and Net Stable Funding Ratio are non-IFRS disclosures and are disclosed as part of the Group's APS 330 Public Disclosure which is subject to specific review procedures in accordance with the Australian Standard on Related Services (ASRS) 4400 Agreed upon Procedures Engagements to Report Factual Findings.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)****LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)****Liquidity crisis contingency planning**

The Group maintains APRA-endorsed liquidity crisis contingency plans for analysing and responding to a liquidity threatening event at a country and Group-wide level. Key liquidity contingency crisis planning requirements and guidelines include:

Ongoing business management	Early signs/ mild stress	Severe Stress
- establish crisis/severity levels - liquidity limits - early warning indicators	- monitoring and review - management actions not requiring business rationalisation	- activate contingency funding plans - management actions for altering asset and liability behaviour
Assigned responsibility for internal and external communications and the appropriate timing to communicate		

Since the precise nature of any stress event cannot be known in advance, we design the plans to be flexible to the nature and severity of the stress event with multiple variables able to be accommodated in any plan.

Group funding

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This approach ensures that an appropriate proportion of the Group's assets are funded by stable funding sources, including customer deposits; longer-dated wholesale funding (with a remaining term exceeding one year); and equity.

Funding plans prepared	Considerations in preparing funding plans
3 year strategic plan prepared annually - annual funding plan as part of budgeting process - forecasting in light of actual results as a calibration to the annual plan	- customer balance sheet growth - changes in wholesale funding including: targeted funding volumes; markets; investors; tenors; and currencies for senior, secured, subordinated, hybrid transactions and market conditions

RBA Term Funding Facility

As an additional source of funding, in March 2020, the RBA announced a term funding facility (TFF) for the banking system to support lending to Australian businesses. The TFF is a three-year secured funding facility to ADIs at a fixed rate of 0.25%. APRA has determined that the TFF qualifies for inclusion in determining the Liquidity Coverage Ratio (LCR) and Net Stable Funding Ratio (NSFR). ADIs can obtain initial funding of up to 3% of their existing credit outstanding to Australian households and businesses, and have access to additional funding if they increase lending to business, especially to small and medium-sized businesses.

As at 30 September 2020, ANZ had drawn \$12 billion from its initial TFF allowance of \$12 billion, and drawn \$nil from its additional TFF allowance of \$6 billion.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)

RESIDUAL CONTRACTUAL MATURITY ANALYSIS OF GROUP'S LIABILITIES

The tables below provide residual contractual maturity analysis of financial liabilities, including financial liabilities reclassified to held for sale, at 30 September within relevant maturity groupings. All outstanding debt issuance and subordinated debt is profiled on the earliest date on which the Group may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the "Less than 3 months" category. Any other items without a specified maturity date are included in the "After 5 years" category. The amounts represent principal and interest cash flows - so they may differ from equivalent amounts reported on balance sheet. For the purpose of this note, liabilities presented as liabilities held for sale in the Balance Sheet have been reallocated to their respective Balance Sheet categories.

It should be noted that this is not how the Group manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed on page 179.

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
2020					
Settlement balances owed by ANZ	22,241	-	-	-	22,241
Collateral received	9,304	-	-	-	9,304
Deposits and other borrowings	576,506	90,241	18,025	159	684,931
Liability for acceptances	449	-	-	-	449
Debt issuances ¹	5,174	26,642	78,181	16,948	126,945
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	123,865	-	-	-	123,865
Lease liabilities ³	72	248	809	390	1,519
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ⁴					
- Funding					
Receive leg	(11,170)	(21,569)	(69,594)	(18,243)	(120,576)
Pay leg	10,856	20,206	66,455	17,403	114,920
- Other balance sheet management					
Receive leg	(75,098)	(40,956)	(9,738)	(8,512)	(134,304)
Pay leg	75,226	40,401	10,031	7,271	132,929
2019					
Settlement balances owed by ANZ	10,838	29	-	-	10,867
Collateral received	7,929	-	-	-	7,929
Deposits and other borrowings	530,392	102,731	7,657	100	640,880
Liability for acceptances	760	-	-	-	760
Debt issuances ¹	7,948	18,985	95,632	17,886	140,451
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	108,501	-	-	-	108,501
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ⁴					
- Funding					
Receive leg	(27,588)	(29,128)	(82,588)	(22,238)	(161,542)
Pay leg	26,778	26,594	77,686	21,190	152,248
- Other balance sheet management					
Receive leg	(85,489)	(26,218)	(11,632)	(1,893)	(125,232)
Pay leg	85,867	26,980	13,071	2,311	128,249

¹ Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company, and perpetual debt instruments after 5 years.

² The full mark-to-market of derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) is included in the "less than 3 months" category.

³ On adoption of AASB 16 on 1 October 2019 the Group recognised a lease liability of \$1.7 billion presented within Payables and other liabilities. Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 for further details.

⁴ Include derivatives designated into hedging relationships of \$4,464 million (2019: 4,173 million) and \$6,362 million (2019: 58,277 million) categorised as held for trading but form part of Group's balance sheet activities.

At 30 September 2020, \$227,819 million (2019: \$209,341 million) of the Group's undrawn facilities and \$39,795 million (2019: \$44,451 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Group may be required to pay.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The Group carries a significant number of financial instruments on the balance sheet at fair value. In addition the Group also holds assets classified as held for sale which are measured at fair value less costs to sell. The fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

VALUATION

The Group has an established control framework, including appropriate segregation of duties, to ensure that fair values are accurately determined, reported and controlled. The framework includes the following features:

- products are approved for transacting with external customers and counterparties only where fair values can be appropriately determined;
- quoted market prices used to value financial instruments are independently verified with information from external pricing providers;
- fair value methodologies and inputs are evaluated and approved by a function independent of the party that undertakes the transaction;
- movements in fair values are independently monitored and explained by reference to underlying factors relevant to the fair value; and
- valuation adjustments (such as funding valuation adjustments, credit valuation adjustments and bid-offer adjustments) are independently validated and monitored.

If the Group holds offsetting risk positions, then the Group uses the portfolio exception in AASB 13 *Fair Value Measurement* (AASB 13) to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. We measure the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

We designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss:

- where they contain a separable embedded derivative which significantly modifies the instruments' cash flow; or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as we measure the derivative financial instruments (which we acquired to mitigate interest rate risk of the assets or liabilities) at fair value through profit or loss.

Our approach ensures that we recognise the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

We may also designate certain loans and advances, certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the instruments are managed.

FAIR VALUE APPROACH AND VALUATION TECHNIQUES

We use valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market exists for that asset or liability. This includes the following:

Asset or Liability	Fair Value Approach
Financial Instruments classified as: - Trading securities - Securities sold short - Derivative financial assets and financial liabilities - Investment securities	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity instruments that are not traded in active markets may be measured using comparable company valuation multiples.
Financial Instruments classified as: - Net loans and advances - Deposits and other borrowings - Debt issuances	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instrument are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt with similar maturities or yield curve appropriate for the remaining term to maturity.
Assets and liabilities held for sale	Valuation based on the expected sale price before transaction costs.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The following tables set out the classification of financial asset and liability categories according to measurement bases together with their carrying amounts as reported on the balance sheet.

	Note	2020			2019		
		At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	8	107,923	-	107,923	81,621	-	81,621
Settlement balances owed to ANZ		7,541	-	7,541	3,739	-	3,739
Collateral paid		14,308	-	14,308	15,006	-	15,006
Trading securities	9	-	50,913	50,913	-	43,169	43,169
Derivative financial instruments	10	-	135,331	135,331	-	120,667	120,667
Investment securities	11	6,816	86,575	93,391	5,999	77,710	83,709
Net loans and advances	12	613,155	3,938	617,093	614,336	922	615,258
Regulatory deposits		801	-	801	879	-	879
Assets held for sale ¹		-	-	-	-	1,420	1,420
Other financial assets		2,407	-	2,407	3,118	-	3,118
Total		752,951	276,757	1,029,708	724,698	243,888	968,586
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		22,241	-	22,241	10,867	-	10,867
Collateral received		9,304	-	9,304	7,929	-	7,929
Deposits and other borrowings	14	679,255	3,078	682,333	635,376	2,301	637,677
Derivative financial instruments	10	-	134,711	134,711	-	120,951	120,951
Liabilities held for sale ¹		-	-	-	-	1,914	1,914
Payables and other liabilities		5,285	3,843	9,128	5,377	2,591	7,968
Debt issuances	15	117,509	2,159	119,668	127,102	2,589	129,691
Total		833,594	143,791	977,385	786,651	130,346	916,997

¹ Assets held for sale and liabilities held for sale include only the components of assets or liabilities held for sale which are financial instruments.

FAIR VALUE HIERARCHY

The Group categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy as required by AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 - valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 - valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy:

	Fair value measurements							
	Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Assets								
Trading securities ¹	44,004	37,768	6,909	5,401	-	-	50,913	43,169
Derivative financial instruments	681	365	134,588	120,241	62	61	135,331	120,667
Investment securities ¹	85,330	76,000	137	499	1,108	1,211	86,575	77,710
Net loans and advances ²	-	-	3,925	922	13	-	3,938	922
Assets held for sale ³	-	-	-	1,952	-	-	-	1,952
Total	130,015	114,133	145,559	129,015	1,183	1,272	276,757	244,420
Liabilities								
Deposits and other borrowings ²	-	-	3,078	2,301	-	-	3,078	2,301
Derivative financial instruments	1,120	881	133,536	120,018	55	52	134,711	120,951
Payables and other liabilities ⁴	3,830	2,553	13	38	-	-	3,843	2,591
Debt issuances (designated at fair value)	-	-	2,159	2,589	-	-	2,159	2,589
Liabilities held for sale ³	-	-	-	2,121	-	-	-	2,121
Total	4,950	3,434	138,786	127,067	55	52	143,791	130,553

¹ During the year, \$127 million of assets were transferred from Level 2 to Level 1 (2019: nil) following increased trading activity to support quoted prices. There were no other material transfers during the year. Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

² From 1 October 2019, Group changed its accounting treatment for certain gold loan and deposit products which are now designated as at fair value through profit and loss.

³ The amount classified as Assets and Liabilities held for sale relates to assets and liabilities measured at fair value less cost to sell in accordance with AASB 5 Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations. The amount presented reflects fair value excluding cost to sell but including intercompany eliminations.

⁴ Payables and other liabilities relates to securities sold short, which we classify as held for trading and measured at fair value through profit or loss.

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA

Level 3 fair value measurements

The net balance of Level 3 is an asset of \$1,128 million (2019: \$1,220 million). The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs primarily include:

- equities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- structured credit products for which credit spreads and default probabilities relating to the reference assets and derivative counterparties cannot be observed;
- net loans and advances that are required to be measured at fair value for which there is no observable market data; and
- other derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Movement in Level 3 balance is mainly due to the revaluation of the Group's investment in Bank of Tianjin.

There were no material transfers in or out of Level 3 during the period.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

Bank of Tianjin (BoT)

The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgement applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived are non-observable inputs which have resulted in the Level 3 classification.

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs not being directly observable in the market place (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Group's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameter used to derive the valuation.

Bank of Tianjin (BoT)

The valuation of the BoT investment is sensitive to the selected unobservable input, being the P/B multiple. If the P/B multiple was increased or decreased by 10% it would result in a \$93 million (2019: \$111 million) increase or decrease to the fair value of the investment, which would be recognised in shareholders' equity.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in the Level 3 inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Group.

Deferred fair value gains and losses

Where fair values are determined using unobservable inputs significant to the fair value of a financial instrument, the Group does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount we determine based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, we recognise the deferred amount in profit or loss on a straight line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable.

The day one gains and losses deferred are not material.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE

The following table sets out the Group's basis of estimating fair values of financial instruments carried at amortised cost:

Financial Asset and Liability	Fair Value Approach
Investment securities - debt securities at amortised cost	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable for that instrument.
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Group's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Group to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debt issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to ANZ for that instrument.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The financial assets and financial liabilities listed in the table below are carried at amortised cost on the Group's Balance Sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Group provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

	Categorised into fair value hierarchy									
	At amortised cost		Quoted price active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		With significant non- observable inputs (Level 3)		Fair value (total)	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Financial assets										
Net loans and advances	613,155	614,336	-	-	16,161	22,629	597,997	592,704	614,158	615,333
Investment securities	6,816	5,999	-	-	6,816	5,997	-	-	6,816	5,997
Total	619,971	620,335	-	-	22,977	28,626	597,997	592,704	620,974	621,330
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings	679,255	635,376	-	-	679,544	635,660	-	-	679,544	635,660
Debt issuances	117,509	127,102	26,107	43,304	93,187	85,484	-	-	119,294	128,788
Total	796,764	762,478	26,107	43,304	772,731	721,144	-	-	798,838	764,448



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Group evaluates the material accuracy of the valuations incorporated in the financial statements as they can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values of financial assets and financial liabilities at the balance sheet date.

The majority of valuation models the Group uses employ only observable market data as inputs. This has not changed as a result of COVID-19, however the Group has considered the impact of related economic and market disruptions on fair value measurement assumptions and the appropriateness of valuation inputs, notably valuation adjustments, as well as the impact of COVID-19 on the classification of exposures in the fair value hierarchy.

For certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available.

When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Group considers valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments – refer Note 10 Derivative Financial Instruments) to reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting fair value.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

18. ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES AND COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The following disclosure excludes the amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet that relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement.

ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES

Assets charged as security for liabilities include the following types of instruments:

- securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements;
- specified residential mortgages provided as security for notes and bonds issued to investors as part of ANZ's covered bond programs;
- collateral provided to central banks; and
- collateral provided to clearing houses.

The carrying amount of assets pledged as security are as follows:

	2020 \$m	2019 \$m
Securities sold under arrangements to repurchase ¹	61,415	43,213
Assets pledged as collateral for UDC Secured Investments ²	-	3,228
Residential mortgages provided as security for covered bonds	28,559	30,799
Other	4,990	4,927

¹ The amounts disclosed as securities sold under arrangements to repurchase include both:
 + assets pledged as security which continue to be recognised on the Group's balance sheet; and
 + assets repledged, which are included in the disclosure below.

² UDC Secured Investments were secured by a security interest over all of UDC's assets. The Group divested of UDC during 2020 and, therefore, there are no longer any associated collateral balances requiring disclosure by the Group.

COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

ANZ has received collateral associated with various financial instruments. Under certain transactions ANZ has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	2020 \$m	2019 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	54,242	37,990
Fair value of assets sold or repledged	32,578	29,460

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

19. OFFSETTING

We offset financial assets and financial liabilities on the balance sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

If the above conditions are not met, the financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis.

The Group does not have any arrangements that satisfy the conditions necessary to offset financial assets and financial liabilities within the balance sheet. The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the balance sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2020						
Derivative financial assets	135,331	(3,862)	131,469	(117,982)	(6,397)	7,090
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	53,434	(5,922)	47,512	(1,566)	(45,946)	-
Total financial assets	188,765	(9,784)	178,981	(119,548)	(52,343)	7,090
Derivative financial liabilities	(134,711)	2,824	(131,887)	117,982	10,059	(3,846)
Repurchase, securities lending and similar agreements ²	(55,716)	14,354	(41,362)	1,566	39,796	-
Total financial liabilities	(190,427)	17,178	(173,249)	119,548	49,855	(3,846)

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2019						
Derivative financial assets	120,667	(4,019)	116,648	(103,247)	(6,378)	7,023
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	37,102	(5,299)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
Total financial assets	157,769	(9,318)	148,451	(104,661)	(36,767)	7,023
Derivative financial liabilities	(120,951)	3,145	(117,806)	103,247	10,970	(3,589)
Repurchase, securities lending and similar agreements ²	(41,367)	17,781	(23,586)	1,414	22,172	-
Total financial liabilities	(162,318)	20,926	(141,392)	104,661	33,142	(3,589)

¹ Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within net loans and advances.

² Repurchase agreements are presented on the Balance Sheet within deposits and other borrowings.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

	Goodwill ¹		Software		Other Intangibles		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Balance at start of year	3,467	3,440	1,323	1,421	71	69	4,861	4,930
Additions	-	-	375	421	6	-	381	421
Amortisation expense ²	-	-	(657)	(517)	(1)	-	(658)	(517)
Impairment expense	(77)	-	(2)	(4)	-	-	(79)	(4)
Written off on disposal	(124)	-	-	-	-	-	(124)	-
Foreign currency exchange difference	(2)	27	-	2	-	2	(2)	31
Balance at end of year	3,264	3,467	1,039	1,323	76	71	4,379	4,861
Cost ³	3,341	3,467	7,300	7,068	77	75	10,718	10,610
Accumulated amortisation/impairment	(77)	n/a	(6,261)	(5,745)	(1)	(4)	(6,339)	(5,749)
Carrying amount	3,264	3,467	1,039	1,323	76	71	4,379	4,861

¹ Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.

² During the second half of the 2020 financial year, the Group amended the application of its software amortisation policy. The Group recognised accelerated amortisation of \$197 million.

³ Includes impact of foreign currency translation differences.

IMPAIRMENT TESTING FOR CASH GENERATING UNITS (CGUs) CONTAINING GOODWILL

During the year ended September 2020, \$124 million of goodwill was written off in relation to completed divestments. In addition, as a result of changes in economic outlook, the Group announced its intention to begin winding up the Bonus Bonds business, a managed investment product in New Zealand and the Group wrote off the associated goodwill of \$27 million. The balance of goodwill was subject to impairment assessment as set out below which resulted in \$50 million of goodwill impairment in the Pacific division.

An assessment as to whether the current carrying value of goodwill is impaired is undertaken annually or where there are indicators of potential impairment. For the purpose of impairment testing, goodwill acquired in a business combination is allocated at the date of acquisition to the cash generating units (CGUs) that are expected to benefit from the synergies of the related business combination. These CGUs are ANZ's reportable segments. Goodwill is considered to be impaired if the carrying amount of the relevant CGU exceeds its recoverable amount.

In determining the carrying amount of the CGUs to which goodwill is allocated, we include all direct assets and liabilities and an allocation, on a reasonable and consistent basis, of corporate assets and liabilities that are recorded outside those CGUs to which goodwill is allocated.

We estimate the recoverable amount of each CGU to which goodwill is allocated using a fair value less costs of disposal (FVLCD) approach, with a value in use (VIU) assessment performed where the FVLCD is less than the carrying amount.

As the Group's market capitalisation was below the Group's net asset value at 30 September 2020, and considering uncertainties surrounding COVID-19, the Group assessed the carrying value of goodwill as at 30 September 2020. Based on this assessment:

- no impairment was identified in the Australia Retail and Commercial, New Zealand and Institutional CGUs under the FVLCD approach;
- the Pacific CGU's recoverable amount measured on a VIU basis (being higher than its FVLCD) indicated a shortfall in recoverable amount relative to carrying amount. Accordingly an impairment loss of \$50 million has been recognised at 30 September 2020, reducing the carrying amount of goodwill to nil.

Fair Value Less Cost of Disposal

The recoverable amount of each CGU to which goodwill is allocated is estimated on a FVLCD basis, calculated using a market multiple approach. Under this approach, we determine the estimated fair value of each of our CGUs by applying observable price earnings multiples of appropriate comparator companies to the estimated future maintainable earnings of each CGU. A deduction is then made for estimated costs of disposal. The valuation is considered to be level 3 in the fair value hierarchy due to unobservable inputs used in the valuation.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)

Management's approach and the key assumptions used to determine FVLCD, for those CGUs where recoverable amount was determined on the basis of FVLCD were as follows:

Key assumption	Approach to determining the value (or values) for each key assumption												
Future maintainable earnings	Future maintainable earnings for each CGU have been estimated as the sum of: • The financial year 2021 financial plan results for each CGU, which incorporates management estimates of the impacts of COVID-19; plus • An allocation of the central costs recorded outside of the CGU's to which goodwill is allocated. Adjustments have been made to the financial year 2021 plan results to: • reflect longer term expected credit losses; and • normalise certain other operating expenditure where specific factors result in financial year 2021 planned expenditure exceeding longer term maintainable levels with the higher operating expenditure treated as a one-off adjustment in the valuations.												
Price/Earnings (P/E) multiple applied (including control premium)	Trading multiples: The P/E multiples used have been derived from valuations of comparable publicly traded companies as at 30 September 2020 and are the median P/E multiple (2021 earnings multiple) of the comparator group: • For the Australia Retail and Commercial and New Zealand CGUs, the comparator group is the four major banking groups headquartered in Australia; • For the Institutional CGU, the comparator group includes the four major banking groups headquartered in Australia plus certain major financial institutions who compete with the Group in international markets. In the case of the New Zealand and Institutional CGUs, management has made downwards adjustments to comparator group multiples to address specific factors relevant to those CGUs. For each of ANZ's CGUs where the recoverable amount was determined on the basis of FVLCD, the P/E multiples applied (including a 30% control premium discussed below) were as follows: <table><tr><th>Division</th><th>2020</th><th>2019</th></tr><tr><td>Australia Retail and Commercial</td><td>16.0</td><td>17.9</td></tr><tr><td>New Zealand</td><td>12.7</td><td>17.8</td></tr><tr><td>Institutional</td><td>13.4</td><td>14.7</td></tr></table> Control premium: A control premium has been applied which recognises the increased consideration a potential acquirer would be willing to pay in order to gain sufficient ownership to achieve control over the relevant activities of the CGU. For each CGU, the control premium has been estimated as 30% of the comparator group P/E multiple based on historical transactions.	Division	2020	2019	Australia Retail and Commercial	16.0	17.9	New Zealand	12.7	17.8	Institutional	13.4	14.7
Division	2020	2019											
Australia Retail and Commercial	16.0	17.9											
New Zealand	12.7	17.8											
Institutional	13.4	14.7											
Costs of disposal	Costs of disposal have been estimated as 2% of the fair value of the CGU based on input from historical and recent transactions.												

FVLCD assessment outcomes

For those CGUs where recoverable amount was determined on the basis of FVLCD, the surplus of the recoverable amount over the carrying amount was as follows:

	Surplus 30 September 2020
Cash generating unit:	\$m
Australia Retail and Commercial	4,539
New Zealand	1,201
Institutional	516

Sensitivity analysis

The surpluses disclosed above are sensitive to judgements and estimates in respect of:

- for recoverable amount – The future maintainable earnings and the P/E multiple applied (including the control premium applied in determining the P/E multiple); and
- for carrying amount – The allocation of corporate assets and liabilities recorded outside those CGUs to which goodwill is allocated.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)

The FVLCO estimates for the respective CGUs would continue to show a surplus in recoverable amount over carrying amount if:

- either the P/E multiple applied or the future maintainable earnings estimates were reduced (in isolation) by 13.6% in Australia Retail and Commercial; 8.6% in New Zealand or 2.6% in Institutional; or
- the 30% control premium applied was reduced by 59.5% in Australia Retail and Commercial (resulting in a control premium applied of 12.1%), by 38.1% in New Zealand (resulting in a control premium applied of 18.6%) or by 11.4% in Institutional (resulting in a control premium applied of 26.6%); or
- the share of corporate assets and liabilities was increased (in isolation) by 17.3% to Australia Retail and Commercial; 10.1% to New Zealand or 3.2% to Institutional.

As the recoverable amounts estimated on the basis of FVLCO show a surplus of recoverable amount over carrying amount for the Australia Retail and Commercial, New Zealand and Institutional CGUs, such adverse movements would not necessarily trigger an impairment, rather they would trigger the need for a VIU assessment to be performed with any impairment determined on the basis of the higher of FVLCO and VIU.

Value in Use

The Pacific CGU's recoverable amount was measured on the basis of its VIU (as this was higher than the FVLCO). Recoverable amount under the VIU assessment was estimated at \$466 million using a post-tax discount rate of 13%, which resulted in a shortfall relative to carrying amount. Accordingly an impairment loss of \$50 million has been recognised at 30 September 2020, reducing the carrying amount of goodwill to nil. In addition, an associated assessment of the carrying values of the other assets in the Pacific was completed and no impairment (apart from goodwill) was recorded.

The goodwill applicable to each CGU before and after impairment charges and other adjustments is shown below:

	Balance as at 1 October 2019	Impairment expense	Disposal on sale	Foreign exchange difference	Balance at 30 September 2020
Cash generating unit:	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Australia	409	-	(6)	-	403
New Zealand	1,937	(27)	(118)	1	1,793
Institutional	1,071	-	-	(3)	1,068
Pacific	50	(50)	-	-	-
Total	3,467	(77)	(124)	(2)	3,264

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

	Goodwill	Software	Other Intangible Assets
Definition	Excess amount the Group has paid in acquiring a business over the fair value of the identifiable assets and liabilities acquired.	Purchases of "off the shelf" software assets are capitalised as assets. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalised as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred.	Management fee rights arising from acquisition of funds management business and an intangible asset arising from contractual rights.
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the cash generating unit to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.	Initially, measured at fair value at acquisition. Subsequently, carried at cost less amortisation and impairment losses.
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 2-5 years; however major core infrastructure may be amortised up to 7 years subject to approval by the Audit Committee. Purchased software is amortised over 2 years unless it is considered integral to other assets with a longer useful life.	Management fee rights with an indefinite life are reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment. The contractual rights intangible asset has a useful life of 3 years.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.	Not applicable to indefinite life intangible assets. Straight line for those with a limited life.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill, and other intangible assets, and the useful economic life of an asset, or if an asset has an indefinite life. We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

Goodwill

A number of key judgements are required in the determination of whether or not a goodwill balance is impaired:

- the level at which goodwill is allocated – consistent with prior periods the CGUs to which goodwill is allocated are the Group's four revenue generating segments that benefit from relevant historical business combinations generating goodwill.
- determination of the carrying amount of each CGU which includes an allocation, on a reasonable and consistent basis of corporate assets and liabilities that are not directly attributable to the CGUs to which goodwill is allocated.
- assessment of the recoverable amount of each CGU used to determine whether the carrying amount of goodwill is supported is based on judgements including:
 - selection of the model used to determine the fair value – the Group has used the market multiple approach to estimate the fair value; and
 - selection of the key assumptions in respect of future maintainable earnings, the P/E multiple applied, including selection of an appropriate comparator group and determination of an appropriate control premium, and costs of disposal as described above.

The assessment of the recoverable amount of each CGU has been made within the context of the ongoing impact of COVID-19 on both earnings and asset prices, and reflects expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The rapidly evolving consequences of COVID-19 and government, business and consumer responses create heightened uncertainty in these estimates and any variations could have a positive or adverse impact on the determination of recoverable amounts.

Software and other intangible assets

At each reporting date, software and other intangible assets, are assessed for indicators of impairment and, where such indicators are identified, an impairment assessment is performed. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying amount of the asset is written down immediately. Those assets not yet ready for use are tested for impairment annually.

In addition, the expected useful lives of intangible assets are assessed at each reporting date. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the underlying pace of technological change.

During the Financial year the Group amended the application of the software policy to reflect the shorter useful lives of various types of software, including regulatory and compliance focused assets and purchased assets. These changes better reflect the Group's rapidly changing technology and business needs and ongoing reinvestment in purchased and internally developed software to ensure assets remain fit for purpose.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

21. OTHER PROVISIONS

	2020 \$m	2019 \$m
ECL allowance on undrawn and contingent facilities ¹	898	668
Customer remediation	1,109	1,139
Restructuring costs	105	64
Non-lending losses, frauds and forgeries	79	94
Other	388	349
Total other provisions (including liabilities reclassified as held for sale)	2,579	2,314
Less: Other provisions reclassified as held for sale	-	(91)
Total other provisions	2,579	2,223

¹ Refer to Note 13 Allowance for Expected Credit Losses for movement analysis.

	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m
Balance at 1 October 2018	602	105	100	191
New and increased provisions made during the year	857	97	18	338
Provisions used during the year	(186)	(117)	(5)	(71)
Unused amounts reversed during the year	(134)	(21)	(19)	(109)
Balance at 30 September 2019 (including liabilities reclassified as held for sale)	1,139	64	94	349
New and increased provisions made during the year	773	124	4	400
Provisions used during the year	(381)	(74)	(12)	(215)
Unused amounts reversed during the year ¹	(422)	(9)	(7)	(146)
Balance at end of year	1,109	105	79	388

¹ Customer remediation includes a \$99 million transfer to the purchaser on completion of divestment of part of Wealth Australia's continued operations.

Customer remediation

Customer remediation includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties and litigation outcomes.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Group or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from certain legal actions not directly related to amounts of principal outstanding for loans and advances and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including workers compensation, make-good provisions associated with leased premises, warranties and indemnities provided in connection with various disposals of businesses and assets, and contingent liabilities recognised as part of a business combination.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

21. OTHER PROVISIONS (continued)**RECOGNITION AND MEASUREMENT**

The Group recognises provisions when there is a present obligation arising from a past event, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the timing and amount of the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

The Group holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs, non-lending losses, fraud and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the timing and outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including, the number of impacted customers, the average refund per customer, the associated remediation project costs, and the implications of regulatory exposures and customer claims having regard to their specific facts and circumstances. Consequently, the appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence including expert legal advices and adjustments are made to the provisions where appropriate.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

22. SHAREHOLDERS' EQUITY

SHAREHOLDERS' EQUITY

	2020 \$m	2019 \$m
Ordinary share capital	26,531	26,490
Reserves		
Foreign currency translation reserve	155	705
Share option reserve	85	89
FVOCI reserve	245	126
Cash flow hedge reserve	1,038	731
Transactions with non-controlling interests reserve	(22)	(22)
Total reserves	1,501	1,629
Retained earnings	33,255	32,664
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	61,287	60,783
Non-controlling interests	10	11
Total shareholders' equity	61,297	60,794

ORDINARY SHARE CAPITAL

The table below details the movement in ordinary shares and share capital for the period.

	2020		2019	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	2,834,584,923	26,490	2,873,618,118	27,205
Dividend reinvestment plan (DRP) ¹ issuances	3,373,022	61	-	-
Bonus option plan ²	2,412,280	-	2,999,796	-
Group employee share acquisition scheme	-	(20)	-	-
Share buy-back ³	-	-	(42,032,991)	(1,120)
Treasury shares in Wealth Australia discontinued operations ⁴	-	-	-	405
Balance at end of year	2,840,370,225	26,531	2,834,584,923	26,490

¹ 3.4 million shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2020 interim dividend (nil shares for the 2019 final and interim dividend as the shares were purchased on-market and provided directly to shareholders participating in the DRP).

² The Company issued 0.8 million shares under the Bonus Option Plan (BOP) for the 2020 interim dividend and 1.6 million shares for the 2019 final dividend (1.4 million shares for the 2019 interim dividend and 1.6 million shares for the 2018 final dividend).

³ The Company completed a \$3.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million in the September 2019 full year resulting in 42.0 million ANZ ordinary shares being cancelled in the September 2019 full year.

⁴ The successor fund transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth business to Zurich and IOOF completed on 13 April 2019. As a result the Group no longer eliminates the ANZ shares previously held in Wealth Australia discontinued operations.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

22. SHAREHOLDERS' EQUITY (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Ordinary shares	Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person, or by proxy, is entitled to: • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Treasury shares	Treasury shares are shares in the Company which: • the ANZ Employee Share Acquisition Plan purchases on market and have not yet distributed, or • the Company issues to the ANZ Employee Share Acquisition Plan and have not yet been distributed, or • the life insurance business purchased and held to back policy liabilities in the statutory funds prior to the successor fund transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth business to Zurich and ICOF which completed on 13 April 2019. Treasury shares are deducted from share capital and excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments together with any tax effect.
FVOCI reserve	Includes changes in the fair value of certain debt securities and equity securities included within Investment Securities together with any tax effect. In respect of debt securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition, except for those relating to allowance for expected credit losses, interest income and foreign currency exchange gains and losses which are recognised in profit or loss. As debt securities at FVOCI are recorded at fair value, the balance of the FVOCI reserve is net of the ECL allowance associated with such assets. When a debt security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is reclassified to profit or loss and presented in Other Operating Income. In respect of the equity securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition (including any related foreign exchange gains or losses). When an equity security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is not recycled to profit or loss.
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.
Transactions with non-controlling interests reserve	Includes the impact of transactions with non-controlling shareholders in their capacity as shareholders.
Non-controlling interests	Share in the net assets of controlled entities attributable to equity interests which the Company does not own directly or indirectly.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

23. CAPITAL MANAGEMENT

CAPITAL MANAGEMENT STRATEGY

ANZ's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby ANZ conducts detailed strategic and capital planning over a 3 year time horizon.

The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of ANZ's divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital ("stress capital buffer") needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital ratios and targets across various classes of capital against ANZ's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of ANZ's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, the Group maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

REGULATORY ENVIRONMENT

Australia

As ANZ is an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) in Australia, it is primarily regulated by APRA under the *Banking Act 1959 (Cth)*. ANZ must comply with the minimum regulatory capital requirements, prudential capital ratios and specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision ("BCBS"). APRA requirements are summarised below:

Regulatory Capital Definition

Common Equity Tier 1 (CET1) Capital	Tier 1 Capital	Tier 2 Capital	Total Capital
Shareholders' equity adjusted for specific items.	CET1 Capital plus certain securities with complying loss absorbing characteristics known as Additional Tier 1 Capital.	Subordinated debt instruments which have a minimum term of 5 years at issue date.	Tier 1 plus Tier 2 Capital.

Minimum Prudential Capital Ratios (PCRs)

CET1 Ratio	Tier 1 Ratio	Total Capital Ratio
CET1 Capital divided by total risk weighted assets must be at least 4.5%.	Tier 1 Capital divided by total risk weighted assets must be at least 6.0%.	Total Capital divided by total risk weighted assets must be at least 8.0%.

Reporting Levels

Level 1	Level 2	Level 3
The ADI on a stand-alone basis (that is the Company and specified subsidiaries which are consolidated to form the ADI's Extended Licensed Entity).	The consolidated Group less certain subsidiaries and associates that are excluded under prudential standards.	A conglomerate Group at the widest level.

APRA also requires the ADI to hold additional CET1 buffers as follows:

- a capital conservation buffer (CCB) of 3.5% which is inclusive of the additional 1% surcharge for domestically systemically important banks (D-SIBs). APRA has determined that ANZ is a D-SIB.
- a countercyclical capital buffer which is set on a jurisdictional basis. The requirement is currently set to zero for Australia.

ANZ reports to APRA on a Level 1 and Level 2 basis, and measures capital adequacy monthly on a Level 1 and Level 2 basis, and is not yet required to maintain capital on a Level 3 basis (APRA have yet to conclude required timing for Level 3 reporting).

Life Insurance and Funds Management

As required by APRA's Prudential Standards, insurance and funds management activities are:

- de-consolidated for the purposes of calculating capital adequacy; and
- excluded from the risk based capital adequacy framework.

We deduct the investment in these controlled entities 100% from CET1 capital, and if we include any profits from these activities in the Group's results, then we exclude them from the determination of CET1 capital to the extent they have not been remitted to the Company.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

23. CAPITAL MANAGEMENT (continued)

Outside Australia

In addition to APRA, the Company's branch operations and major banking subsidiary operations are also overseen by local regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, the US Federal Reserve, the UK Prudential Regulation Authority, the Monetary Authority of Singapore, the Hong Kong Monetary Authority and the China Banking and Insurance Regulatory Commission. They may impose minimum capital levels on operations in their individual jurisdictions.

CAPITAL ADEQUACY¹

The following table provides details of the Group's capital adequacy ratios at 30 September:

	2020 \$m	2019 \$m
Qualifying capital		
Tier 1		
Shareholders' equity and non-controlling interests	61,297	60,794
Prudential adjustments to shareholders' equity	(205)	120
Gross Common Equity Tier 1 capital	61,092	60,914
Deductions	(12,390)	(13,559)
Common Equity Tier 1 capital	48,702	47,355
Additional Tier 1 capital ²	7,779	7,866
Tier 1 capital	56,481	55,221
Tier 2 capital³	13,957	8,549
Total qualifying capital	70,438	63,770
Capital adequacy ratios (Level 2)		
Common Equity Tier 1	11.3%	11.4%
Tier 1	13.2%	13.2%
Tier 2	3.3%	2.1%
Total capital ratio	16.4%	15.3%
Risk weighted assets	429,384	416,961

¹ This information is not within the scope of the external audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The information presented in this table is a regulatory requirement disclosed in Part A of the APRA Reporting Form (ARR) 110 Capital Adequacy which will be subject to audit in accordance with Prudential Standard APS 310 Audit and Related Matters.

² This includes Additional Tier 1 capital of \$8,196 million (2019: \$8,171 million) (refer to Note 13 Debt Issuances), reduced for regulatory adjustments and deductions of \$417 million (2019: \$305 million).

³ This includes Tier 2 capital of \$12,865 million (2019: \$8,415 million) (refer to Note 15 Debt Issuances), general reserve for impairment of financial assets of \$1,813 million (2019: \$296 million) and deductions for regulatory adjustments of \$721 million (2019: \$162 million).

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

24. PARENT ENTITY FINANCIAL INFORMATION

Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) has prepared a separate set of financial statements to satisfy the requirements of the Australian Financial Services Licence it holds with ASIC. These separate Company financial statements are available on the ANZ website at anz.com and have been lodged with ASIC.

Selected financial information of the Company is provided below.

SUMMARY FINANCIAL INFORMATION

	2020 \$m	2019 \$m
Income statement information for the financial year		
Profit after tax for the year	2,806	4,447
Total comprehensive income for the year	3,007	5,413
Balance sheet information as at the end of the financial year		
Cash and cash equivalents	98,083	77,949
Net loans and advances	488,002	484,655
Total assets	979,078	914,832
Deposits and other borrowings	558,136	524,241
Total liabilities	925,806	861,618
Shareholders' equity		
Ordinary share capital	26,454	26,413
Reserves	1,018	840
Retained earnings	25,800	25,961
Total shareholders' equity	53,272	53,214

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2020 \$m	2019 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	191,300	171,881
Guarantees and letters of credit	20,640	20,375
Performance related contingencies	15,505	20,097
Total	227,445	212,353

The contingent liabilities of the Group described under Other contingent liabilities in Note 33 are contingent liabilities of the parent entity (some are also contingent liabilities of other Group companies).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

25. CONTROLLED ENTITIES

	Incorporated in	Nature of Business
The ultimate parent of the Group is Australia and New Zealand Banking Group Limited	Australia	Banking
All controlled entities are 100% owned, unless otherwise noted.		
The material controlled entities of the Group are:		
ANZ Bank (Vietnam) Limited ¹	Vietnam	Banking
ANZ Capel Court Limited	Australia	Securitisation Manager
ANZ Funds Pty. Ltd.	Australia	Holding Company
ANZ Bank (Kiribati) Limited ¹ (75% ownership)	Kiribati	Banking
ANZ Bank (Samoa) Limited ¹	Samoa	Banking
ANZ Bank (Thai Public Company) Limited ¹	Thailand	Banking
ANZ Holdings (New Zealand) Limited ¹	New Zealand	Holding Company
ANZ Bank New Zealand Limited ¹	New Zealand	Banking
ANZ Investment Services (New Zealand) Limited ¹	New Zealand	Funds Management
ANZ New Zealand (Int'l) Limited ¹	New Zealand	Finance
ANZ Wealth New Zealand Limited ¹	New Zealand	Holding Company
ANZ New Zealand Investments Limited ¹	New Zealand	Funds Management
ANZ NZ Covered Bond Trust ^{1,4}	New Zealand	Finance
ANZ International Private Limited ¹	Singapore	Holding Company
ANZ Singapore Limited ¹	Singapore	Merchant Banking
ANZ International (Hong Kong) Limited ¹	Hong Kong	Holding Company
ANZ Asia Limited ¹	Hong Kong	Banking
ANZ Bank (Vanuatu) Limited ¹	Vanuatu	Banking
ANZcover Insurance Private Ltd ¹	Singapore	Captive Insurance
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty. Limited	Australia	Mortgage Insurance
ANZ Residential Covered Bond Trust ¹	Australia	Finance
Australia and New Zealand Bank (China) Company Limited ¹	China	Banking
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited ¹	Papua New Guinea	Banking
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Limited ¹	China	Banking
Citizens Bancorp ¹	Guam	Holding Company
ANZ Guam Inc ¹	Guam	Banking
PT Bank ANZ Indonesia ¹ (99% ownership)	Indonesia	Banking

¹ Audited by overseas KPMG firms — either as part of the Group audit, or for standalone financial statements as required.

² Audited by Law Partners.

³ Audited by Deloitte Guam.

⁴ Not owned by the Group. Control exists as the Group retains substantially all the risks and rewards of the operations.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**25. CONTROLLED ENTITIES** (continued)**CHANGES TO MATERIAL CONTROLLED ENTITIES**

The following changes to our material entities have occurred during the year ended 30 September 2020.

- In January 2020, OnePath Funds Management Limited and OnePath Custodians Pty Limited was sold to IOOF Holdings Limited. The holding company of these entities, ANZ Wealth Australia Limited, is no longer considered to be a material entity.
- In September 2020, UDC Finance Limited was sold to Shinsai Bank Limited.

**RECOGNITION AND MEASUREMENT**

The Group's subsidiaries are those entities it controls through:

- being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity; and
- being able to affect those returns through its power over the entity.

The Group assesses whether it has power over those entities by examining the Group's existing rights to direct the relevant activities of the entity.

If the Group sells or acquires subsidiaries during the year, it includes their operating results in the Group results to the date of disposal or from the date of acquisition. When the Group's control ceases, it derecognises the assets and liabilities of the subsidiary, any related non-controlling interest and other components of equity.

When the Group ceases to control a subsidiary, it:

- measures any retained interest in the entity at fair value; and
- recognises any resulting gain or loss in profit or loss.

If the Group's ownership interest in a subsidiary changes in a way that does not result in a loss of control, then the Group accounts for that as a transaction with equity holders in their capacity as equity holders.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES

Significant associates of the Group are:

Name of entity	Principal activity	Ordinary share interest		Carrying amount \$m	
		2020	2019	2020	2019
AMMB Holdings Berhad ('AmBank')	Banking and insurance	24%	24%	1,056	1,586
PT Bank Pan Indonesia ('PT Panin')	Consumer and business bank	39%	39%	1,084	1,350
Aggregate other individually immaterial associates		n/a	n/a	24	21
Total carrying value of associates ¹				2,164	2,957

¹ Includes the impact of foreign currency translation recognised in the foreign currency translation reserve.

FINANCIAL INFORMATION ON SIGNIFICANT ASSOCIATES

Set out below is the summarised financial information of each associate that is significant to the Group. The summarised financial information is based on the associates' IFRS financial information and may require the use of unaudited financial information as both associates have different financial years to the Group (PT Panin 31 December, AmBank 31 March).

Principal place of business and country of incorporation	AMMB Holdings Berhad		PT Bank Pan Indonesia	
	Malaysia		Indonesia	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Summarised results				
Operating income	3,156	3,298	1,105	1,109
Profit for the year	456	569	319	349
Other comprehensive income/(loss)	105	69	72	24
Total comprehensive income	561	638	391	373
Less: Total comprehensive (income)/loss attributable to non-controlling interests	(26)	(25)	(11)	(12)
Total comprehensive income attributable to owners of associate	535	613	380	361
Summarised financial position				
Total assets ¹	53,301	55,740	19,669	22,518
Total liabilities ¹	48,530	48,718	16,599	18,743
Total Net assets ¹	4,771	7,022	3,070	3,775
Less: Non-controlling interests of associate	(343)	(368)	(294)	(309)
Net assets attributable to owners of associate	4,428	6,654	2,776	3,466
Reconciliation to carrying amount of Group's interest in associate				
Carrying amount at the beginning of the year	1,586	1,427	1,350	1,103
Group's share of total comprehensive income	126	146	150	140
Dividends received from associate	(32)	(50)	-	-
Group's share of other reserve movements of associate and foreign currency translation reserve adjustments ²	(29)	63	(128)	107
Group's equity accounted share of AASB 9 transition adjustment ³	-	-	(68)	-
Impairment charges ⁴	(595)	-	(220)	-
Carrying amount at the end of the year	1,056	1,586	1,084	1,350
Market value of Group's investment in associate	727	1,050	653	1,303

¹ Includes market value adjustments (including goodwill) the Group made at the time of acquisition (and adjustments for any differences in accounting policies).

² In 2018, the Group recognised a decrease of \$12m and \$33m to the carrying value of AMMB Holdings Berhad and PT Bank Pan Indonesia respectively with a corresponding decrease to retained earnings reflecting the Group's share of the estimated initial application impact of IFRS 9 (the international equivalent of AASB 9).

³ In 2020, the Group recognised an adjustment of \$68 million to the equity accounted earnings of PT Panin. When the Group adopted AASB 9 Financial Instruments on 1 October 2018, an estimate of PT Panin's transition adjustment was recognised through opening retained earnings to align accounting policies. PT Panin adopted AASB 9 during the current financial year recognising a transition adjustment in retained earnings. The adjustment of \$68 million represents the Group's equity accounted share of the transition adjustment net of amounts previously recognised by the Group on 1 October 2018.

⁴ The Group recorded an impairment charge of \$815 million in other operating income based on impairment assessments performed as part of the Group 31 March 2020 half year results with AmBank impaired by \$595 million and PT Panin impaired by \$220 million.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES (continued)

IMPAIRMENT ASSESSMENT

The Group assesses the carrying value of its associate investments for impairment indicators.

During the year the Group identified an indicator of impairment as neither the market values of the investments in AMMB Holdings Berhad (AmBank) and PT Bank Pan Indonesia (PT Panin) (based on share price) nor the value-in-use (VIU) calculation supported the carrying value of either investment. Accordingly, the Group recorded an impairment charge of \$815 million (\$595 million for AmBank and \$220 million for PT Panin).

VIU assessments were also conducted as at 30 September 2020 given the market values were below their carrying values. The assumptions used in the VIU were updated to reflect the ongoing impact of COVID-19 and the uncertainty of the future performance of these investments. The VIU assessments supported the carrying value of both AmBank and PT Panin as at 30 September 2020, however did not indicate the recoverable amount of either investments had increased sufficiently to reverse any of the impairment recorded during the year.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

An associate is an entity over which the Group has significant influence over its operating and financial policies but does not control. The Group accounts for associates using the equity method. Its investments in associates are carried at cost plus the post-acquisition share of changes in the associate's net assets less accumulated impairments. Dividends the Group receives from associates are recognised as a reduction in the carrying amount of the investment. The Group includes goodwill relating to the associate in the carrying amount of the investment. It does not individually test the goodwill incorporated in the associates carrying amount for impairment.

At least at each reporting date, the Group reviews investments in associates for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Group determines the recoverable amount of the associate using the higher of:

- the associate's fair value less cost of disposal; and
- its value-in-use.

We use a discounted cash flow methodology, and when applicable, other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The ongoing impact of COVID-19 on the valuation of AmBank and PT Panin is uncertain. Significant management judgment is required to determine the key assumptions underpinning the VIU calculations. Factors that may change in subsequent periods and lead to potential future impairments include lower than forecast earnings levels in the near term and/or a decrease in the long term growth forecasts, increases to required levels of regulatory capital and an increase in the post-tax discount rate arising from an increase in the risk premium or risk-free rates.

The key assumptions used in the value-in-use calculation are outlined below:

As at 30 September 2020	AmBank	PT Panin
Post-tax discount rate	11.3%	15.2%
Terminal growth rate	4.8%	5.3%
Expected earnings growth (compound annual growth rate – 5 years)	2.8%	4.2%
Common Equity Tier 1 ratio (5 year average)	12.9%	12.8%

The VIU calculations are sensitive to changes in the underlying assumptions with reasonably possible changes in key assumptions having a positive or negative impact on the VIU outcome, and as such the recoverable amount of the investment.

- A change in the September 2020 post-tax discount rate by +/- 50bps would impact the VIU outcome for PT Panin by \$(46 million) / \$50 million, and \$(87 million) / \$99 million for AmBank.
- A change in the September 2020 terminal growth rate by +/- 25bps would impact the VIU outcome for PT Panin by \$8 million / (\$8 million) and \$47 million / (\$44 million) for AmBank.

Neither investment would be impaired if the discount rate were increased or the terminal growth rate reduced by the reasonably possible changes above.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

27. STRUCTURED ENTITIES

A Structured Entity (SE) is an entity that has been designed such that voting or similar rights are not the dominant factor in determining who controls the entity. SEs are generally established with restrictions on their ongoing activities in order to achieve narrow and well defined objectives.

SEs are classified as subsidiaries and consolidated when control exists. If the Group does not control a SE, then it is not consolidated. This note provides information on both consolidated and unconsolidated SEs.

The Group's involvement with SEs is as follows:

Type	Details
Securitisation	The Group controls SEs established to securitise customer loans and advances that it has originated, in order to diversify sources of funding for liquidity management. Such transactions involve transfers to an internal securitisation (bankruptcy remote) vehicle used to create assets that are eligible for repurchase under agreements with the applicable central bank. These internal securitisation SEs are consolidated. Refer to Note 28 Transfers of Financial Assets for further details. The Group also establishes SEs on behalf of customers to securitise their loans or receivables. The Group may manage these securitisation vehicles or provide liquidity or other support. Additionally, the Group may acquire interests in securitisation vehicles set up by third parties through holding securities issued by such entities. In limited circumstances where control exists, the Group consolidates the SE.
Covered bond Issuances	Certain loans and advances have been assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for issuances of debt securities by the Group. The Group retains control over these SEs and therefore they are consolidated. Refer to Note 28 Transfers of Financial Assets for further details.
Structured finance arrangements	The Group is involved with SEs established: • in connection with structured lending transactions to facilitate debt syndication and/or to ring-fence collateral; and • to own assets that are leased to customers in structured leasing transactions. The Group may manage the SE, hold minor amounts of the SE's capital, or provide risk management products (derivatives) to the SE. In most instances, the Group does not control these SEs. In limited circumstances where control exists, the Group consolidates the SE.
Funds management activities	The Group conducts investment management and other fiduciary activities as a responsible entity, trustee, custodian or manager for investment funds and trusts – including superannuation funds and wholesale and retail trusts (collectively 'Investment Funds'). The Investment Funds are financed through the issuance of puttable units to investors. The Group's exposure to Investment Funds is limited to receiving fees for services and derivatives entered into for risk management purposes. These interests do not create significant exposures to the funds that would allow the Group to control the funds. Therefore, the funds are not consolidated.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

27. STRUCTURED ENTITIES (continued)

CONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

FINANCIAL OR OTHER SUPPORT PROVIDED TO CONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Group provides financial support to consolidated SEs as outlined below. As these are intra-group transactions, they are eliminated on consolidation:

Securitisation and covered bond issuances	The Group provides lending facilities, derivatives and commitments to these SEs and/or holds debt instruments that they have issued.
Structured finance arrangements	The assets held by these SEs are normally pledged as collateral for financing provided. Certain consolidated SEs are financed entirely by the Group while others are financed by syndicated loan facilities in which the Group is a participant. The financing provided by the Group includes lending facilities where the Group's exposure is limited to the amount of the loan and any undrawn amount. Additionally, the Group has provided Letters of Support to these consolidated SEs confirming that the Group will not demand repayment of the financing provided for the ensuing 12 month period.

The Group did not provide any non-contractual support to consolidated SEs during the year (2019: nil). Other than as disclosed above, the Group does not have any current intention to provide financial or other support to consolidated SEs.

UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

GROUP'S INTEREST IN UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

An 'interest' in an unconsolidated SE is any form of contractual or non-contractual involvement with a SE that exposes the Group to variability of returns from the performance of that SE. These interests include, but are not limited to: holdings of debt or equity securities; derivatives that pass-on risks specific to the performance of the SE; lending; loan commitments; financial guarantees; and fees from funds management activities.

For the purpose of disclosing interests in unconsolidated SEs:

- no disclosure is made if the Group's involvement is not more than a passive interest - for example: when the Group's involvement constitutes a typical customer-supplier relationship. On this basis, exposures to unconsolidated SEs that arise from lending, trading and investing activities are not considered disclosable interests - unless the design of the structured entity allows the Group to participate in decisions about the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns).
- 'interests' do not include derivatives intended to expose the Group to market-risk (rather than performance risk specific to the SE) or derivatives through which the Group creates, rather than absorbs, variability of the unconsolidated SE (such as purchase of credit protection under a credit default swap).

The table below sets out the Group's interests in unconsolidated SEs together with the maximum exposure to loss that could arise from those interests:

	Securitisation		Structured finance		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
On-balance sheet interests						
Investment securities	2,280	1,923	-	-	2,280	1,923
Gross loans and advances	8,479	7,679	74	110	8,553	7,789
Total on-balance sheet	10,759	9,602	74	110	10,833	9,712
Off-balance sheet interests						
Commitments (facilities undrawn)	2,072	1,531	22	9	2,094	1,540
Guarantees	40	67	-	-	40	67
Total off-balance sheet	2,112	1,598	22	9	2,134	1,607
Maximum exposure to loss	12,871	11,200	96	119	12,967	11,319

In addition to the interests above, the Group earned funds management fees from unconsolidated investment funds of \$285 million (2019: \$509 million) during the year.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

27. STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Group's maximum exposure to loss represents the maximum amount of loss that the Group could incur as a result of its involvement with unconsolidated SEs if loss events were to take place — regardless of the probability of occurrence. This does not in any way represent the actual losses expected to be incurred. Furthermore, the maximum exposure to loss is stated gross of the effects of hedging and collateral arrangements entered into to mitigate ANZ's exposure to loss.

The maximum exposure to loss has been determined as:

- the carrying amount of investment securities measured at amortised cost; and
- the carrying amount plus the undrawn amount of any committed loans and advances.

The size of unconsolidated SEs is indicated by total assets which vary by SE with a maximum value of approximately \$5.1 billion.

The Group did not provide any non-contractual support to unconsolidated SEs during the year (2019: nil) nor does it have any current intention to provide financial or other support to unconsolidated SEs.

SPONSORED UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Group may also sponsor unconsolidated SEs in which it has no disclosable interest.

For the purposes of this disclosure, the Group considers itself the 'sponsor' of an unconsolidated SE if it is the primary party involved in the design and establishment of that SE and:

- the Group is the major user of that SE; or
- the Group's name appears in the name of that SE, or on its products; or
- the Group provides implicit or explicit guarantees of that SE's performance.

The Group has sponsored the ANZ PIE Fund in New Zealand, which invests only in deposits with ANZ Bank New Zealand Limited. The Group does not provide any implicit or explicit guarantees of the capital value or performance of investments in the ANZ PIE Fund. There was no income received from, nor assets transferred to, this entity during the year.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

Significant judgement is required in assessing whether the Group has control over Structured Entities. Judgement is required to determine the existence of:

- power over the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns);
- exposure to variable returns of the entity; and
- the ability to use its power over the entity to affect the Group's returns.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

28. TRANSFERS OF FINANCIAL ASSETS

In the normal course of business the Group enters into transactions where it transfers financial assets directly to third parties or to SEs. These transfers may give rise to the Group fully, or partially, derecognising those financial assets - depending on the Group's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Group retains substantially all of the risk and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Group's balance sheet in its entirety.

SECURITISATIONS

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Group's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Group cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets.

In some instances the Group is also the holder of the securitised notes. In addition, the Group is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Group retains the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SE is recognised as a financial liability of the Group.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group.

COVERED BONDS

The Group operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. The mortgages provide security for the obligations payable on the issued covered bonds.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Group is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition, the Group is entitled to any residual income of the covered bond SEs and enters into derivatives with the SEs. The Group retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SEs is recognised as a financial liability of the Group.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

REPURCHASE AGREEMENTS

When the Group sells securities subject to repurchase agreements under which we retain substantially all the risks and rewards of ownership, then those assets do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised for the consideration received from the counterparty.

STRUCTURED FINANCE ARRANGEMENTS

The Group arranges funding for certain customer transactions through structured leasing and commodity prepayment arrangements. These transactions are recognised on Group's balance sheet as lease receivables or loans. At times, other financial institutions participate in the funding of these arrangements. This participation involves a proportionate transfer of the rights to the assets recognised by the Group. The participating banks have limited recourse to the leased assets or financed commodity and related proceeds. Where the Group continues to be exposed to some of the risks of the transferred assets through a derivative or other continuing involvement, the Group does not derecognise the lease receivable or loan. Instead, the Group recognises an associated liability representing its obligations to the participating financial institutions.

The table below sets out the balance of assets transferred that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities:

	Securitisations ^{1,2}		Covered bonds		Repurchase agreements		Structured finance arrangements	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Current carrying amount of assets transferred	1,831	2,422	28,559	30,799	61,415	43,213	67	81
Carrying amount of associated liabilities	1,824	2,411	15,948	20,957	55,716	41,367	67	81

¹ Does not include transfers to internal structured entities where there are no external investors.

² The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximates their fair value.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE**DISCONTINUED OPERATIONS**

In October 2017, the Group announced it had agreed to sell its OnePath pensions and investments (OnePath P&I) business and Aligned Dealer Groups (ADGs) businesses to IOOF. The sale of the ADG business completed on 1 October 2018 and the sale of OnePath P&I business was completed on 31 January 2020.

In December 2017, the Group announced that it had agreed to the sale of its life insurance business to Zurich Financial Services Australia (Zurich) and the transaction was completed on 31 May 2019.

As a result of the sale transactions outlined above, the financial results of the businesses to be divested and associated Group reclassification and consolidation impacts are treated as discontinued operations from a financial reporting perspective.

Details of the financial performance and cash flows of discontinued operations are shown below.

Income Statement

	2020 \$m	2019 \$m
Net interest income	(5)	(76)
Other operating income ¹	(46)	245
Operating income	(51)	169
Operating expenses ¹	(200)	(449)
Profit/(Loss) before credit impairment and income tax	(251)	(280)
Credit impairment (charge)/release	-	1
Profit/(Loss) before income tax	(251)	(279)
Income tax expense ¹	153	(64)
Profit/(Loss) for the period attributable to shareholders of the Company^{2,3}	(98)	(343)

¹ Includes customer remediation of \$96 million post-tax recognised in the September 2020 financial year (2019: \$207 million) comprising \$129 million customer remediation recognised in other operating income (2019: \$161 million), -\$32 million of remediation costs recognised in Operating expenses (2019: \$90 million), and \$30 million income tax benefits (2019: \$34 million).

² Includes the results of the OnePath P&I business up to the sale completion in January 2020 and the life insurance business up to the sale completion in May 2019.

Cash Flow Statement

	2020 \$m	2019 \$m
Net cash provided by/(used in) operating activities	(25)	(552)
Net cash provided by/(used in) investing activities	-	837
Net cash provided by/(used in) financing activities	25	(290)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	-	(5)

ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

Assets and liabilities held for sale are re-measured at the lower of their existing carrying amount and fair value less costs to sell, except for assets such as deferred tax assets, financial assets and contractual rights under insurance contracts, which are specifically exempt from this requirement and continue to be recognised at their existing carrying value.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE (continued)

	2019 Discontinued Operations \$m
As at 30 September ¹	
Trading securities	919
Deferred tax assets	16
Goodwill and other intangible assets	394
Premises and equipment	1
Other assets	501
Total assets held for sale	1,831
Current tax liabilities	3
Deferred tax liabilities	105
Payables and other liabilities	1,914
Provisions ²	99
Total liabilities held for sale	2,121

¹ Amounts in the table above are shown net of intercompany balances.

² Includes employee entitlements of \$8 million and other provisions of \$91 million.

INCOME STATEMENT IMPACT RELATING TO ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

During the 2020 financial year, the Group recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale that were recognised in discontinued operations:

- \$13 million loss after tax recorded in operating income attributable to sale completion costs.
- \$126 million of customer remediation charges (\$128 million recorded in operating income and a release of \$2 million recorded in operating expenses) and an associated \$30 million tax benefit.
- \$101 million charge was recorded in operating income offset by a \$101 million tax benefit within income tax expense relating to the finalisation of the policyholder tax position associated with the sale of the life insurance business to Zurich.

During the 2019 financial year, the Group recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$65 million loss after tax on discontinued operations, comprising a net loss of \$1 million from sale related adjustments and write-downs, partially offset by the recycling of gains previously deferred in equity reserves on sale completion, and a \$64 million income tax expense. This loss was recognised in discontinued operations.
- \$10 million gain after tax relating to the sale of Cambodia JV, comprising a \$30 million release from the foreign currency translation reserve, a \$17 million dividend withholding tax associated with the sale completion and \$3 million of asset write-offs. The gain was recognised in continuing operations.
- \$1 million gain after tax relating to the sale of PNG Retail, Commercial and SME, net of costs associated with the sale. The gain was recognised in continuing operations.
- \$76 million gain after tax relating to the sale of the OPL NZ business, comprising a \$56 million gain on sale, a \$26 million release from the foreign currency translation reserve, a \$7 million provision release and a \$13 million income tax expense. The gain was recognised in continuing operations.
- \$37 million gain after tax relating to the sale of the Paymark. The gain was recognised in continuing operations.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE
(continued)**RECOGNITION AND MEASUREMENT****LIFE INSURANCE CONTRACT LIABILITIES AND LIABILITIES CEDED UNDER REINSURANCE CONTRACTS**

We calculate Life insurance contract Liabilities under the Margin on Service (MoS) model using a projection method based on actuarial principles and standards.

We discount the expected future cash flows of these contracts at the risk-free discount rate.

LIFE INVESTMENT CONTRACT LIABILITIES

A life investment contract liability is measured at fair value and is directly linked to the fair value of the assets that back it. For guaranteed policies, we determine the liability as the net present value of expected cash flows, subject to a minimum of current surrender value.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

A significant level of judgement is used by the Group to determine:

- whether an asset or group of assets is classified and presented as held for sale or as a discontinued operation; and
- the fair value of the assets and liabilities classified as being held for sale.

Management is required to exercise significant judgement when assessing the fair value less costs to sell for assets and liabilities held for sale. The judgemental factors include determining: costs to sell, allocation of goodwill, indemnities provided under the sale contract and consideration received - particularly where elements of consideration are contingent in nature. Any impairment we record is based on the best available evidence of fair value compared to the carrying value before the impairment. The final sale price may be different to the fair value we estimate when recording the impairment. Management regularly assess the appropriateness of the underlying assumptions against actual outcomes and other relevant evidence and adjustments are made to fair value where appropriate. We expect that the sales will complete within 12 months after balance date, subject to the relevant regulatory approvals and customary terms of sale for such assets.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

30. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	2020 \$m	2019 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets		
Present value of funded defined benefit obligation	(1,478)	(1,538)
Fair value of scheme assets	1,693	1,739
Net defined benefit asset	215	201
As represented in the Balance Sheet		
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in payables and other liabilities	(59)	(54)
Net assets arising from defined benefit obligations included in other assets	274	255
Net defined benefit asset	215	201
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	14.9	14.9

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$104 million (2019 surplus of \$48 million). In 2020, the Group made defined benefit contributions totaling \$4 million (2019: \$3 million). It expects to make contributions of around \$3 million next financial year.

GOVERNANCE OF THE SCHEMES AND FUNDING OF THE DEFINED BENEFIT SECTIONS

The main defined benefit superannuation schemes in which the Group participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Group. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Group, and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The Group has defined benefit arrangements in Australia, Japan, New Zealand, Philippines, Taiwan and United Kingdom. The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme, the ANZ UK Staff Pension Scheme and the ANZ National Retirement Scheme in New Zealand are the three largest plans. They have been closed to new members since 1987, 2004 and 1991 respectively. None of the schemes had a material deficit, or surplus, at the last funding valuation. The Group has no present liability under any of the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Group may arise if any of the schemes were wound up.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Defined benefit superannuation schemes

The Group operates a small number of defined benefit schemes. Independent actuaries calculate the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The balance sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the schemes assets; and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Group directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Group operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Group's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

30. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could have an effect on the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Assumptions	2020	2019	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2020 \$m	2019 \$m
Discount rate (% p.a.)	0.5 - 1.7	1.1 - 2.0	0.5% increase	(103)	(107)
Future salary increases (% p.a.)	1.6 - 3.0	1.7 - 3.2			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/In deferment (% p.a.)	1.1 - 2.8/2.2	1.7 - 3.0/2.3	0.5% increase	85	80
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	73	70
– Males (years)	26.0 - 28.7	25.6 - 28.6			
– Females (years)	28.9 - 30.4	28.8 - 30.3			

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS

ANZ operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during the 2020 and 2019 years were the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan.

Employee Share Offer

Eligibility	Most permanent employees employed in either Australia or New Zealand with three years continuous service for the most recent financial year.
Grant	Up to AUD 1,000 in Australia (and AUD 800 in New Zealand) of ANZ shares, subject to Board approval.
Allocation value	One week Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Australia	ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration. The shares vest on grant and are held in trust for three years from grant date, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Dividends are automatically reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
New Zealand	Shares are granted to eligible employees on payment of NZD one cent per share. Shares vest subject to satisfaction of a three-year service period, after which they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited if the employee resigns or is dismissed for serious misconduct. Dividends are either paid in cash or reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.
Expensing value (fair value)	In Australia, the fair value of the shares is expensed in the year shares are granted, as they are not subject to forfeiture. In New Zealand, the fair value is expensed on a straight-line basis over the three year vesting period. The expense is recognised as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2020 and 2019 grants	698,862 shares were granted on 2 December 2019 at an issue price of \$24.96, noting this is the final Employee Share Offer in its current form following changes to variable remuneration (effective financial year 2020) as part of the Reimagining Reward Initiative. 656,738 shares were granted on 3 December 2018 at an issue price of \$26.91.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Deferred Share Plan

i) ANZ Incentive Plan (ANZIP) - Chief Executive Officer (CEO), Group Executive Committee (ExCo) and other Banking Executive Accountability Regime (BEAR) Accountable Executives

Eligibility	Group CEO, ExCo and Group General Manager Internal Audit (GGM IA).
Grant	50% of the CEO's Annual Variable Remuneration (AVR), 25% of ExCo's Variable Remuneration (VR) (except for the Chief Risk Officer (CRO)), and 33% of the CRO and GGM IA's VR, is received as deferred shares.
Conditions	Deferred over at least one to four years from the date the Board approved the variable remuneration award.

ii) ANZIP (all employees excluding the CEO, ExCo and other BEAR Accountable Executives¹) and Business Unit Incentive Plans (BUIPs)

Eligibility	All employees excluding the CEO, ExCo and GGM IA (i.e. other BEAR Accountable Executive).
Grant	If VR is at or exceeds AUD 150,000, then 60% of VR amounts exceeding AUD 80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 42,000) is deferred as shares.
Conditions	Deferred over three years from grant date.

iii) Long Term Incentives (LTIs)

Eligibility	Selected employees (excludes the CEO, ExCo and GGM IA (i.e. other BEAR Accountable Executive)).
Grant	100% deferred shares.
Conditions	Vest three years from grant date.

iv) Exceptional circumstances

Remuneration foregone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with ANZ to compensate them for remuneration they have foregone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have foregone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to ANZ.

v) Further information

Cessation	Unless the Board decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign, are terminated on notice, or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are paid in cash or reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights section).
Allocation value	All deferred shares are issued based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2020 and 2019 grants	During the 2020 year, we granted 2,259,897 deferred shares (2019: 1,945,668) with a weighted average grant price of \$24.94 (2019: \$25.39).
Malus (downward adjustment)	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards, including to zero at any time before the vesting date. ANZ's malus (downward adjustment) provisions are detailed in section 5.3 of the 2020 Remuneration Report. Board discretion was not exercised to adjust downward any deferred shares in 2020 (2019: 9,810).

¹ Specific deferral arrangements also exist under ANZIP for roles defined as United Kingdom: Material Risk Takers and China Material Risk Takers, in line with local regulatory requirements.

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2020 under the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$73.4 million (2019: \$67.7 million) based on 2,958,759 shares (2019: 2,602,406) at VWAP of \$24.81 (2019: \$26.01).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

ANZ SHARE OPTION PLAN

Allocation	We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights. Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.
Rules	Prior to the exercise of the option/right if ANZ changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation the following adjustments are required: • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of ANZ's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. Holders otherwise have no other entitlements to participate: • in any new issue of ANZ securities before they exercise their options/rights; or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). Any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.
Expensing	We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
Cessation	The provisions that apply if the employee's employment ends are in section 8.2.3 of the 2020 Remuneration Report.
Malus (downward adjustment)	ANZ's malus (downward adjustment) provisions are detailed in section 5.3 of the 2020 Remuneration Report.

Option Plans that operated during 2020 and 2019

i) Performance Rights

Allocation	We grant performance rights to the CEO and ExCo, and have granted performance rights to selected employees, as part of ANZ's variable remuneration plans. Performance rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a four-year vesting period ¹ and Total Shareholder Return (TSR) performance hurdles. Further details on the performance hurdles are in section 5.2.3a of the 2020 Remuneration Report.
Satisfying vesting	Any portion of the award of performance rights (that have met the performance hurdles) may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. In 2020, all performance rights lapsed due to not meeting the performance hurdles. In 2019, the performance rights that vested were satisfied through a share allocation, other than 47,195 performance rights for which a cash payment was made.
2020 and 2019 grants	During the 2020 year, we granted 520,172 performance rights (2019: 885,810).
Malus (downward adjustment)	Board discretion was not exercised to adjust downward any performance rights in 2020 (2019: 59,012).

¹ Three years for grants during 2019.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
reportShareholder
information

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

ii) Deferred Share Rights (no performance hurdles)

Allocation	Deferred share rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. We adjust the fair value of rights for the absence of dividends during the restriction period.
Satisfying vesting	Any portion of the award of share rights may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All share rights were satisfied through a share allocation, other than 99,891 deferred share rights (2019: 68,357) for which a cash payment was made.
2020 and 2019 grants	During the 2020 year, 2,393,424 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2019: 2,078,427).
Malus (downward adjustment)	Board discretion was not exercised to adjust downward any deferred share rights in 2020 (2019: 11,824).

Options, Deferred Share Rights and Performance Rights on Issue

As at 4 November 2020, there were 543 holders of 4,489,045 deferred share rights on issue and 125 holders of 2,216,062 performance rights on issue.

Options/Rights Movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2020 and the movements during 2020:

	Opening balance 1 Oct 2019	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2020
Number of options/rights	6,688,538	2,913,596	(976,468)	0	(1,901,109)	6,724,557
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$19.94
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						151,829

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2019 and the movements during 2019:

	Opening balance 1 Oct 2018	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2019
Number of options/rights	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$26.66
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						181,581

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment or performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2020 and 2019, were issued at a nil exercise price.

As at the date of the signing of the Directors' Report on 4 November 2020:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2020; and
- 15,592 shares issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2020, all with nil exercise prices.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Fair Value Assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2020		2019	
	Deferred share rights	Performance rights	Deferred share rights	Performance rights
Exercise price (\$)	0.00	0.00	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	24.78	24.93	25.83	25.52
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	20.0	20.0	20.0	20.0
Equity term (years)	2.5	6.0	2.5	4.8
Vesting period (years)	2.1	4.0	2.1	3.0
Expected life (years)	2.1	4.0	2.1	3.0
Expected dividend yield (%)	6.0	6.0	6.0	6.0
Risk free interest rate (%)	0.77	0.74	1.96	2.05
Fair value (\$)	21.95	9.07	22.87	9.40

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a deferred period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

SATISFYING EQUITY AWARDS

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during the 2020 financial year (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 4,882,936 shares at an average price of \$25.06 per share (2019: 4,317,094 shares at an average price of \$25.99 per share).

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

32. RELATED PARTY DISCLOSURES

KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key Management Personnel (KMP) are defined as all directors of the Group and those personnel with a key responsibility for the strategic direction and management of the Group and report directly to the CEO. KMP compensation included within total personnel expenses in Note 3 Operating Expenses is as follows:

	2020 \$000	2019 \$000 ¹
Short-term benefits	19,260	15,784
Post-employment benefits	414	415
Other long-term benefits	397	213
Termination benefits	-	2,112
Share-based payments	8,198	6,184
Total	28,269	24,708

¹ Includes former disclosed KMP until the end of their employment.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including: the term of the loan, security required and the interest rate. No amounts have been written off during the period, or individual provision raised in respect of these balances. Details of the terms and conditions of lending products can be found on ANZ.com. The aggregate of loans (including credit card balances) made, guaranteed or secured, and undrawn facilities to KMP including their related parties, were as follows:

	2020 \$000	2019 \$000
Loans advanced ^{1,2}	31,808	26,884
Undrawn facilities	1,028	513
Interest charged ³	888	739

¹ Prior period balance has been restated to reflect minor timing variances and omissions.

² Balances are as at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

³ Interest charged is for all KMP's during the period.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL HOLDINGS OF ANZ SECURITIES

KMP, including their related parties, held subordinated debt, shares, share rights and options over shares in the Company directly, indirectly or beneficially as shown below:

	2020 Number	2019 Number ¹
Shares, options and rights	2,211,879	1,892,754
Subordinated debt	21,052	11,802

¹ Balances are as at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

32. RELATED PARTY DISCLOSURES (continued)**OTHER TRANSACTIONS OF KEY MANAGEMENT PERSONNEL AND THEIR RELATED PARTIES**

The aggregate of deposits of KMP and their related parties with the Group were \$48.4 million (2019: \$60 million).

Other transactions with KMP and their related parties included amounts paid to the Group in respect of investment management service fees, brokerage and bank fees and charges. The Group has reimbursed KMP for the costs incurred for security and secretarial services associated with the performance of their duties. These transactions are conducted on normal commercial terms and conditions no more favourable than those given to other employees or customers.

ASSOCIATES

We disclose significant associates in Note 26 Investments in Associates. During the course of the financial year, transactions conducted with all associates were on terms equivalent to those made on an arm's length basis:

	2020 \$000	2019 \$000
Amounts receivable from associates	354	664
Amounts payable to associates	1,354	697
Interest income from associates	-	93
Other revenue from associates	500	-
Other expenses paid to associates	7,706	11,561
Dividend income from associates	32,465	50,014

There have been no material guarantees given or received. No amounts receivable from the associates have been written-off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2020 \$m	2019 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	227,819	209,340
Guarantees and letters of credit	22,778	22,339
Performance related contingencies	17,017	22,112
Total	267,614	253,791

UNDRAWN FACILITIES

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the total undrawn facilities of \$227,819 million (2019: \$209,341 million) mature within 12 months.

GUARANTEES, LETTERS OF CREDIT AND PERFORMANCE RELATED CONTINGENCIES

Guarantees, letters of credit and performance related contingencies relate to transactions that the Group has entered into as principal – including: guarantees, standby letters of credit and documentary letters of credit.

Documentary letters of credit involve the Group issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingencies are liabilities that oblige the Group to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the total guarantees and letters of credit of \$22,778 million (2019: \$22,339 million) and total performance related contingencies of \$17,017 million (2019: \$22,112 million) mature within 12 months.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)**OTHER CONTINGENT LIABILITIES**

As at 30 September 2020, the Group had contingent liabilities in respect of the matters outlined below. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions (refer to note 21) and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Group.

REGULATORY AND CUSTOMER EXPOSURES

In recent years there has been an increase in the number of matters on which the Group engages with its regulators. There have also been significant increases in the nature and scale of regulatory investigations, surveillance and reviews, civil and criminal enforcement actions (whether by court action or otherwise), formal and informal inquiries, regulatory supervisory activities and the quantum of fines issued by regulators, particularly against financial institutions both in Australia and globally. The Group has received various notices and requests for information from its regulators as part of both industry-wide and Group-specific reviews and has also made disclosures to its regulators at its own instigation. The nature of these interactions can be wide ranging and, for example, currently include a range of matters including responsible lending practices, regulated lending requirements, product suitability and distribution, interest and fees and the entitlement to charge them, customer remediation, wealth advice, insurance distribution, pricing, competition, conduct in financial markets and financial transactions, capital market transactions, anti-money laundering and counter-terrorism financing obligations, reporting and disclosure obligations and product disclosure documentation. There may be exposures to customers which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with such reviews and possible exposures remain uncertain.

BENCHMARK/RATE ACTIONS

In July and August 2016, class action complaints were brought in the United States District Court against local and international banks, including the Company – one action relating to the bank bill swap rate (BBSW), and one action relating to the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and the Singapore Swap Offer Rate (SOR). The class actions are expressed to apply to persons and entities that engaged in US-based transactions in financial instruments that were priced, benchmarked, and/or settled based on BBSW or SIBOR. The claimants seek damages or compensation in amounts not specified, and allege that the defendant banks, including the Company, violated US anti-trust laws and (in the BBSW case only) anti-racketeering laws, the *Commodity Exchange Act*, and unjust enrichment principles. The Company is defending the proceedings.

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the *South African Competition Act* in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain.

CAPITAL RAISING ACTIONS

In June 2018, the Commonwealth Director of Public Prosecutions commenced criminal proceedings against the Company and a senior employee alleging that they were knowingly concerned in cartel conduct by the joint lead managers of the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement of approximately 80.8 million ordinary shares. The Company and its senior employee are defending the allegations.

In September 2018, the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) commenced civil penalty proceedings against the Company alleging failure to comply with continuous disclosure obligations in connection with the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement. ASIC alleges the Company should have advised the market that the joint lead managers took up approximately 25.5 million ordinary shares of the placement. The Company is defending the allegations.

CONSUMER CREDIT INSURANCE LITIGATION

In February 2020, a class action was brought against the Company alleging breaches of financial advice obligations, misleading or deceptive conduct and unconscionable conduct in relation to the distribution of consumer credit insurance products. The issuers of the insurance products, QBE and OnePath Life, are also defendants to the claim. The Company is defending the allegations.

ESANDA DEALER CAR LOAN LITIGATION

In August 2020, a class action was brought against the Company alleging unfair conduct, misleading or deceptive conduct and equitable mistake in relation to the use of flex commissions in dealer arranged Esanda car loans. The Company is defending the allegations.

ROYAL COMMISSION

The Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry released its final report on 4 February 2019. The findings and recommendations of the Commission are resulting in additional costs and may lead to further exposures, including exposures associated with further regulator activity or potential customer exposures such as class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with these possible exposures remain uncertain.

Overview

How we
create valuePerformance
overviewRemuneration
reportDirectors'
report**Financial
report**Shareholder
information**33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)****SECURITY RECOVERY ACTIONS**

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

WARRANTIES AND INDEMNITIES

The Group has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the purchaser and other persons in connection with various disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to claims under those warranties, indemnities and commitments.

CLEARING AND SETTLEMENT OBLIGATIONS

Certain group companies have a commitment to comply with rules governing various clearing and settlement arrangements which could result in a credit risk exposure and loss if another member institution fails to settle its payment clearing activities. The Group's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

Certain group companies hold memberships of central clearing houses, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear and RepoClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX), Clearing Corporation of India and the Shanghai Clearing House. These memberships allow the relevant group company to centrally clear derivative instruments in line with cross-border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for the relevant group company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the relevant group company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company.

SALE OF GRINDLAYS BUSINESSES

On 31 July 2000, the Company completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited (Grindlays) and certain other businesses. The Company provided warranties and indemnities relating to those businesses.

The indemnified matters include civil penalty proceedings and criminal prosecutions brought by Indian authorities against Grindlays and certain of its officers, in relation to certain transactions conducted in 1991 that are alleged to have breached the Foreign Exchange Regulation Act, 1973.

Civil penalties were imposed in 2007 which are the subject of appeals. The criminal prosecutions are being defended.

CONTINGENT ASSETS**NATIONAL HOUSING BANK**

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

34. AUDITOR FEES

	2020 \$'000	2019 \$'000
KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	8,059	9,036
Audit-related services ¹	3,693	3,392
Non-audit services ²	25	114
Total³	11,777	12,542
Overseas related practices of KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	6,049	5,691
Audit-related services ¹	1,677	2,316
Non-audit services ²	98	2
Total	7,824	8,009
Total auditor fees	19,601	20,551

¹ Comprises prudential and regulatory services of \$3.61 million (2019: \$4.47 million), comfort letters \$0.75 million (2019: \$0.48 million) and other services \$1.01 million (2019: \$0.76 million).

² The nature of the non-audit services includes training and methodology and procedural reviews. Further details are provided in the Directors' Report.

³ Inclusive of goods and services tax.

The Group's Policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of an external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the external auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

[Overview](#)[How we
create value](#)[Performance
overview](#)[Remuneration
report](#)[Directors'
report](#)[Financial
report](#)[Shareholder
information](#)

35. EVENTS SINCE THE END OF THE FINANCIAL YEAR

There have been no significant events from 30 September 2020 to the date of signing this report.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

Directors' Declaration

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) in the Directors' opinion, the financial statements and notes of the Consolidated Entity are in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:
 - i) section 296, that they comply with the Australian Accounting Standards and any further requirements of the *Corporations Regulations 2001*; and
 - ii) section 297, that they give a true and fair view of the financial position of the Consolidated Entity as at 30 September 2020 and of its performance for the year ended on that date;
- b) the notes to the financial statements of the Consolidated Entity include a statement that the financial statements and notes of the Consolidated Entity comply with International Financial Reporting Standards;
- c) the Directors have been given the declarations required by section 295A of the *Corporations Act 2001*; and
- d) in the Directors' opinion, there are reasonable grounds to believe that the Company will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Signed in accordance with a resolution of the Directors.



Paul D O'Sullivan
Chairman

4 November 2020



Shayne C Elliott
Managing Director

FINANCIAL REPORT

INCOME STATEMENT

For the year ended 30 September	Note	2020 \$m	2019 \$m
Interest income ¹		21,739	27,599
Interest expense		(11,855)	(17,452)
Net interest income	2	9,884	10,147
Other operating income	2	4,204	4,553
Net income from insurance business	2	-	7
Share of associates' (loss)/profit	2	(1)	(1)
Operating income		14,087	14,706
Operating expenses	3	(7,788)	(7,784)
Profit before credit impairment and income tax		6,299	6,922
Credit impairment charge	12	(2,337)	(714)
Profit before income tax		3,962	6,208
Income tax expense	4	(1,156)	(1,761)
Profit for the year		2,806	4,447

¹ Includes interest income calculated using the effective interest method of \$18,232 million on financial assets measured at amortised cost or fair value through other comprehensive income (2019: \$23,678 million).

The notes appearing on pages 8 to 89 form an integral part of these financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 30 September	2020 \$m	2019 \$m
Profit for the year	2,806	4,447
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss		
Investment securities - equity securities at FVOCI	(151)	45
Other reserve movements	23	98
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Foreign currency translation reserve	(109)	209
Other reserve movements	587	915
Income tax attributable to the above items	(149)	(301)
Other comprehensive income after tax	201	966
Total comprehensive income for the year	3,007	5,413

The notes appearing on pages 8 to 89 form an integral part of the financial statements.

BALANCE SHEET

As at 30 September	Note	2020 \$m	2019 \$m
Assets			
Cash and cash equivalents	7	98,083	77,949
Settlement balances owed to ANZ		7,116	3,442
Collateral paid		13,012	13,461
Trading securities	8	38,423	34,217
Derivative financial instruments	9	130,552	116,544
Investment securities	10	80,284	73,355
Net loans and advances	11	488,002	484,655
Regulatory deposits		199	215
Due from controlled entities		100,654	88,874
Shares in controlled entities	23	15,022	15,467
Investments in associates		20	18
Current tax assets		155	254
Deferred tax assets ¹		1,744	1,245
Goodwill and other intangible assets	19	1,097	1,367
Premises and equipment ¹		2,643	971
Other assets		2,072	2,798
Total assets		979,078	914,832
Liabilities			
Settlement balances owed by ANZ		19,556	9,342
Collateral received		8,074	7,005
Deposits and other borrowings	13	558,136	524,241
Derivative financial instruments	9	131,230	117,340
Due to controlled entities		100,932	89,683
Current tax liabilities		81	118
Deferred tax liabilities		79	67
Payables and other liabilities ¹		8,070	6,621
Employee entitlements		441	450
Other provisions	20	2,157	1,905
Debt issuances	14	97,050	104,846
Total liabilities		925,806	861,618
Net assets		53,272	53,214
Shareholders' equity			
Ordinary share capital	21	26,454	26,413
Reserves	21	1,018	840
Retained earnings ¹	21	25,800	25,961
Total shareholders' equity	21	53,272	53,214

¹ On adoption of AASB 16 on 1 October 2018, ANZ recognised right-of-use assets of \$2.1 billion presented within Premises and equipment and lease liabilities of \$2.1 billion presented within Payables and other liabilities. This resulted in a reduction to opening retained earnings of \$72 million and an increase in deferred tax assets of \$31 million. Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 for further details.

The notes appearing on pages 8 to 89 form an integral part of the financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

CASH FLOW STATEMENT

For the year ended 30 September	2020 \$m	2019 \$m
Profit after income tax	2,806	4,447
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Allowance for expected credit losses	2,337	714
Depreciation and amortisation ^{1,2}	1,214	738
Goodwill impairment	10	-
Net derivatives/foreign exchange adjustment	(2,175)	5,004
Impairment of investment in Wealth Australia	42	-
Impairment of investment in ANZ Share Investing	2	147
(Gain)/Loss on sale from divestments	11	(273)
Other non-cash movements	20	31
Net (increase)/decrease in operating assets:		
Collateral paid	33	(3,839)
Trading securities	1,908	(6,393)
Net loans and advances	(7,526)	(3,740)
Net intra-group loans and advances	(393)	5,301
Other assets	(26)	(85)
Net increase/(decrease) in operating liabilities:		
Deposits and other borrowings	40,662	(1,109)
Settlement balances owed by ANZ	10,286	(642)
Collateral received	1,426	619
Other liabilities	(9,121)	955
Total adjustments	38,710	(2,572)
Net cash provided by operating activities³	41,516	1,875
Cash flows from investing activities		
Investment securities assets:		
Purchases	(33,731)	(22,583)
Proceeds from sale or maturity	25,346	18,440
(Repayment of)/Proceeds from IOOF secured notes	(800)	800
Proceeds from divestments, net of cash disposed	688	185
Net movement in shares in controlled entities	(75)	(132)
Other assets	(567)	(648)
Net cash (used in) investing activities	(9,139)	(3,938)
Cash flows from financing activities		
Debt issuances ⁴		
Issue proceeds	10,064	20,450
Redemptions	(17,179)	(18,938)
Dividends paid ⁵	(2,861)	(4,481)
On market purchase of treasury shares	(122)	(112)
Repayment of lease liabilities ⁶	(267)	-
Share buy-back	-	(1,120)
Net cash (used in)/provided by financing activities	(10,365)	(4,201)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	22,012	(6,264)
Cash and cash equivalents at beginning of year	77,949	80,227
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents	(1,878)	3,986
Cash and cash equivalents at end of year	98,083	77,949

¹ Includes depreciation of right-of-use assets recognised on 1 October 2019 following the adoption of AASB 16. Comparatives have not been restated.

² Includes accelerated amortisation of \$184 million following the Company's change in the application of its software amortisation policy to reflect the shorter useful life of software caused by rapidly changing technology and business requirements. Refer to Note 19 Goodwill and Other Intangible Assets for further details.

³ Net cash provided by operating activities includes income taxes paid of \$1,396 million (2019: \$1,875 million).

⁴ Non-cash changes in debt issuances includes fair value hedging losses of \$532 million (2019: \$2,186 million loss) and foreign exchange gains of \$858 million (2019: foreign exchange losses \$3,290 million).

⁵ Cash outflow for shares purchased to satisfy the dividend reinvestment plan are classified in Dividends paid.

⁶ Relates to repayments of lease liabilities which the Company commenced recognising on 1 October 2019 following the adoption of AASB 16. Comparative information has not been restated.

The notes appearing on pages 8 to 29 form an integral part of the financial statements.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2018	27,533	(56)	26,399	53,876
Impact on transition to AASB 9	-	5	(483)	(478)
Profit for the year	-	-	4,447	4,447
Other comprehensive income for the year	-	894	72	966
Total comprehensive income for the year	-	894	4,519	5,413
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(4,481)	(4,481)
Group share buy back ¹	(1,120)	-	-	(1,120)
Other equity movements:				
Other items	-	(3)	7	4
As at 30 September 2019	26,413	840	25,961	53,214
Impact on transition to AASB 16			(72)	(72)
Profit for the year	-	-	2,806	2,806
Other comprehensive income for the year	-	183	18	201
Total comprehensive income for the year	-	183	2,824	3,007
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(2,922)	(2,922)
Dividend Reinvestment Plan ¹	61	-	-	61
Other equity movements:				
Group employee share acquisition scheme	(20)	-	-	(20)
Other items	-	(5)	9	4
As at 30 September 2020	26,454	1,018	25,800	53,272

¹ 3.4 million shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2020 interim dividend (nil shares for the 2019 final dividend; nil shares for the 2019 interim dividend as the shares were purchased on market and provided directly to shareholders participating in the DRP). On market share purchases for the DRP in 2020 were \$185 million (Sep 19 full year: \$432 million).

² The Company has completed a \$1.0 billion on-market share buy back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million worth of shares in 2019 resulting in 42.0 million shares being cancelled in 2019.

The notes appearing on pages 8 to 89 form an integral part of the financial statements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS

These are the financial statements for Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company or ANZ) for the year ended 30 September 2020. The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008.

On 4 November 2020, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements.

Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the amount is significant in size (quantitative factor);
- the information is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Company's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Company's business during the period, for example: business acquisitions or disposals (qualitative factor); or
- the information relates to an aspect of the Company's operations that is important to its future performance (qualitative factor) and;
- the information is required under legislative requirements of the *Corporations Act 2001*, the *Banking Act 1959 (Cth)* or by the Company's principal regulators, including the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Company's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

BASIS OF PREPARATION

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report (as defined under the Corporations law) prepared by a 'for profit' entity, in accordance with *Australian Accounting Standards (AAS)* and other authoritative pronouncements of the *Australian Accounting Standards Board (AASB)* the *Corporations Act 2001*, and the *International Financial Reporting Standards (IFRS)* and interpretations published by the *International Accounting Standards Board (IASB)*.

The Company is a reporting entity under the *Corporations Act 2001*, and is not exempt from preparing consolidated financial statements. The financial statements for the Company have been prepared for the purpose of the Company fulfilling its financial reporting obligations under part 7.8 of the *Corporations Act 2001*, as required for Australian Financial Services Licensees.

The Company is the ultimate parent entity of the ANZ Group. The Company consists of the following operations undertaken in Australia and in its overseas branches:

- Retail and Commercial operations,
- Institutional operations, and
- Technology Services & Operations and Group Centre operations.

The consolidated financial statements of the Group can be found as part of the 2020 Annual Report at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/> and copies are available from the Company's registered office and principal place of business.

We present these financial statements in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as allowed under the *Australian Securities and Investments Commission (ASIC) Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191*.

BASIS OF MEASUREMENT

We have prepared the financial information in accordance with the historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment made to the underlying hedging exposure;
- financial instruments held for trading;
- financial assets and liabilities designated at fair value through profit and loss; and
- financial assets at fair value through other comprehensive income.

In accordance with AASB 119 *Employee Benefits* defined benefit obligations are measured using the Projected Unit Credit Method.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

TRANSACTIONS AND BALANCES

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Australian dollars, being the functional currency, at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items at fair value through profit or loss and report them as part of the fair value gain or loss on these items. For non-monetary items classified as investment securities measured at fair value through other comprehensive income the translation differences are included as part of the fair value gains or losses recorded in other comprehensive income.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

In the process of applying the Company's accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within the relevant note to the financial statements.

Coronavirus (COVID-19) pandemic

The COVID-19 pandemic and its effect on the global economy have impacted our customers, operations and Company performance. The outbreak necessitated governments to respond at unprecedented levels to protect the health of the population, local economies and livelihoods. It has affected different regions at different times and at varying degrees and there remains a risk of subsequent waves of infection. Thus the pandemic has significantly increased the estimation uncertainty in the preparation of these financial statements including:

- the extent and duration of the disruption to business arising from the actions of governments, businesses and consumers to contain the spread of the virus;
- the extent and duration of the expected economic downturn, and subsequent recovery. This includes the impacts on capital markets and liquidity, credit quality, increasing unemployment, declines in consumer spending, reductions in production, and other restructuring activities; and
- the effectiveness of government and central bank measures to support businesses and consumers through this disruption and economic downturn.

The Company has made various accounting estimates in these financial statements based on forecasts of economic conditions which reflect expectations and assumptions as at 30 September 2020 about future events that the Directors believe are reasonable in the circumstances. There is a considerable degree of judgement involved in preparing these estimates. The underlying assumptions are also subject to uncertainties which are often outside the control of the Company. Accordingly, actual economic conditions are likely to be different from those forecast since anticipated events frequently do not occur as expected, and the effect of those differences may significantly impact accounting estimates included in these financial statements.

The significant accounting estimates impacted by these forecasts and associated uncertainties are predominantly related to expected credit losses, fair value measurement, and the assessment of the recoverable amount of non-financial assets.

The impact of the COVID-19 pandemic on each of these estimates is discussed further in the relevant note of these financial statements. Readers should carefully consider these disclosures in light of the inherent uncertainty described above.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD

AASB 16 Leases (AASB 16)

AASB 16 became effective for the Company from 1 October 2019 and replaced the previous standard AASB 117 Leases (AASB 117). AASB 16 primarily impacts the Company's property and technology leases which were previously classified as operating leases. Under AASB 117, operating leases were not recognised on balance sheet and rent payments were expensed over the lease term.

Under AASB 16, the Company recognises all leases (except for leases of low value assets and short term leases) on balance sheet under a single accounting model. Accordingly, the Company recognises its right to use an underlying leased asset over the lease term as a right-of-use (ROU) asset, and its obligation to make lease payments as a lease liability. In the income statement, the Company recognises depreciation expense on the ROU asset and interest expense on the lease liability. As a result, lease expenses will be higher in the early periods of a lease and lower in the later periods of the lease compared to the previous standard where expenses were constant over the lease term. Cumulative expenses over the life of a lease will not change.

As permitted by the standard, the Company does not recognise ROU assets and lease liabilities for leases of low value items and short term leases (less than 12 months). Instead, the lease payments associated with these leases are recognised as an operating expense in the income statement on a straight-line basis over the lease term.

The Company has applied the modified retrospective transition approach whereby initial lease liabilities are recognised based on the present value of remaining lease payments as of the transition date. The initial ROU asset recognised for certain large commercial and retail leases was measured as if AASB 16 had always been applied to the leases. For all other leases, the initial ROU asset was measured as equal to the initial lease liability.

The implementation of AASB 16 requires management to make certain key judgements including the determination of lease terms, discount rates and identifying arrangements that contain a lease. Extension options are included in the lease term if the Company is reasonably certain the option will be exercised. This assessment includes consideration of facts and circumstances that create an economic incentive for the Company to exercise the option.

Based on the modified retrospective transition approach, the Company recognised lease liabilities of \$2.1 billion presented within Payables and other liabilities and ROU assets of \$2.1 billion presented within Premises and equipment. This resulted in a reduction to opening retained earnings of \$72 million and an increase in deferred tax assets of \$31 million as of 1 October 2019. Comparatives have not been restated.

In addition, the Company elected to apply the following practical expedients as permitted under the modified retrospective transition approach:

- a) Impairment of ROU assets at the transition date was assessed by relying on onerous lease provisions previously recognised as of 30 September 2019 under AASB 117;
- b) Initial direct costs associated with entering leases prior to the transition date were excluded from the carrying value of ROU assets recognised at transition;
- c) No ROU assets or lease liabilities were recognised for certain leases with less than 12 months remaining as of the transition date; these leases were treated as short-term leases with all lease payments recognised in rent expense as incurred; and
- d) Hindsight was used to determine the lease term of contracts that contained options to extend the lease.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD (continued)

The following table reconciles the operating lease commitments disclosed under AASB 117 as at 30 September 2019 to the opening lease liabilities recognised under AASB 16 as at 1 October 2019.

	\$m
Operating Lease Commitments as at 30 September 2019	1,757
Increase in lease term for extension options	559
Exclusion of low value leases and leases of less than 12 months	(19)
Exclusion of service components	(8)
Other	(3)
Total Undiscounted Lease Payments	2,286
Effect of discounting at a weighted average incremental borrowing rate of 2.06%	(138)
Total lease liabilities under AASB 16 as at 1 October 2019	2,148

During the reporting period, ANZ recognised the following amounts in the income statement:

	\$m
Depreciation expense on ROU assets	353
Interest expense on lease liabilities	43
Interest expense on makegood provisions	1
Rent expense in relation to low value leases and leases of less than 12 months	13
Other income in relation to subleases	21

The Company's accounting policies with respect to lease arrangements where it acts as lessor have not changed under AASB 16 except where the Company subleases certain leased properties. Where the Company acts as intermediate lessor, it classifies the sublease as either a finance lease or operating lease by reference to the ROU asset of the head lease. Income from operating subleases is recognised in Other operating income in the Income Statement.

Interest Rate Benchmark Reform

Background

Interbank offered rates (IBORs), such as the London Interbank Offered Rate (LIBOR), play a critical role in global financial markets, serving as reference rates for derivatives, loans and securities, and as parameters in the valuation of financial instruments.

Uncertainty surrounding the integrity of IBOR rates has in recent years, led regulators, central banks and market participants to work towards a transition to alternative risk-free benchmark reference rates (RFRs) and market-led working groups in respective jurisdictions have recommended alternative risk-free reference rates, which are gradually being adopted. Progress in the transition to these new benchmarks has resulted in significant uncertainty in the future of IBOR benchmarks beyond 1 January 2022.

Accounting amendments

In response to the uncertainty about the long-term viability of these benchmark rates, and LIBOR in particular, the *International Accounting Standards Board (IASB)* has established a project to consider the financial reporting implications of the reform. The transition from IBORs is expected to have an impact on various elements of financial instrument accounting, including hedge accounting, as well as fair value methodologies and disclosures.

In October 2019, the AASB issued AASB 2019-3 *Amendments to Australian Accounting Standards – Interest Rate Benchmark Reform*, which amends certain existing hedge accounting requirements to provide relief from potential effects of the uncertainty caused by the interest rate benchmark reform. The Company elected to early adopt the amendments from 1 October 2019 which have not had a significant impact on the Company. These amendments address the accounting effects of uncertainty in the period leading up to the reform arising from the Company's ability to satisfy the existing prospective hedge effectiveness requirements of AASB 139. This uncertainty arises as it is not known when the hedged items (such as debt issuances) and associated hedging instruments (such as interest rate swaps) will be changed to reference the RFRs, or if both the hedging item and the associated hedging instrument will move to the new rates at the same time. The Company has applied this amendment to all hedge accounted relationships (cash flow or fair value hedges) where the reform gives rise to uncertainties about the timing or amount of IBOR based cash flows of the hedged item or hedging instrument.

In September 2020, the AASB issued AASB 2020-8 *Amendments to Australian Accounting Standards – Interest Rate Benchmark Reform – Phase 2* which is mandatory for the Company for the 2022 financial year. This standard addresses issues that may affect the Company at the point of transition from an existing IBOR rate to a RFR, including the effects of changes to contractual cash flows or hedging relationships. The standard includes amendments in respect of:

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD (continued)

- Modification of a financial asset or a financial liability measured at amortised cost
 IBOR reform is expected to result in a change to the basis for determining contractual cash flows of impacted assets and liabilities of the Company. The amendments provide a practical expedient to account for a change in the basis for determining the contractual cash flows as a result of IBOR reform by updating the effective interest rate. As a result, no immediate gain or loss is recognised. This applies only when the change is necessary as a direct consequence of the reform, and the new basis for determining the contractual cash flows is economically equivalent to the previous basis.
- Additional relief for hedging relationships
 The Standard also amends a number of existing hedge accounting requirements that will assist the Company to maintain its existing hedge accounted relationships post IBOR transition. The Company will continue to record any ongoing hedge ineffectiveness, including that generated by changes as a result of interest rate reform, within the Income statement.

The Company is in the process of assessing the impact of the new standard on its financial statements.

Impact of IBOR reform

The Company has exposure to IBOR through its issuance of debt, the structural interest rate risk position, holdings of investment securities, products denominated in foreign currencies and associated hedging activities in our treasury and markets businesses within the TSO and Group Centre and Institutional divisions respectively.

The Company has established an enterprise-wide Benchmark Transition Program to manage the transition. The program includes the assessment and actions necessary to accommodate the transition to RFRs as they apply to internal processes and systems including pricing, risk management, documentation and hedge arrangements. The program includes management of the impact on customers.

Impact of IBOR reform on the Company's hedging relationships

Certain IBOR rates are subject to replacement by RFRs. The Company has hedge accounted relationships referencing IBORs, with the most significant interest rate benchmarks to which the Company's hedging relationships are exposed to are USD LIBOR, Euro Interbank Offered Rate (EURIBOR), Bank Bill Swap Rate (BBSW) and Bank Bill Market (BKM).

Of these benchmarks the Company expects BBSW, BKM and EURIBOR to exist as benchmark rates for the foreseeable future and therefore does not believe its BBSW, BKM or EURIBOR benchmark fair value or cash flow hedges will be directly impacted by IBOR reform.

The table below details the carrying values of the Company's exposures designated in hedge accounting relationships that will be impacted by IBOR reform, principally USD LIBOR. The nominal value of the associated hedging instruments is also included:

Hedged items	As at 30 September 2020		
	USD LIBOR exposures		
			\$m
Investment securities at FVOCI			15,002
Net loans and advances			111
Debt issuances			23,701
Hedging instruments	Notional designated up to	Notional designated	Total Notional Amount
	31 December 2021	beyond 31 December 2021	
	\$m	\$m	\$m
Fair value hedges	10,316	25,625	36,941
Cash flow hedges	-	1,055	1,055

As at 30 September 2020 the Company also has GBP LIBOR and JPY LIBOR exposures designated in hedge accounting relationships of \$927 million and \$2,131 million respectively.

In addition to hedge accounted relationships that will be impacted by IBOR reform, the Company has exposures to other financial instruments referencing an IBOR rate that are also subject to reform. The Company is continuing to monitor market developments in relation to the transition to RFRs from IBOR rates and their impact on the Company's financial assets and liabilities to ensure that there are no unexpected consequences or disruption from the transition.

AASB Interpretation 23 Uncertainty over Income Tax Treatments (AASB Interpretation 23)

AASB Interpretation 23 became effective for the Company from 1 October 2019. The interpretation clarifies application of recognition and measurement requirements in AASB 112 Income Taxes where there is uncertainty over income tax treatments. As the Company's existing policy aligned with the requirements of AASB Interpretation 23, the interpretation had no material impact on the Company.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2020, and have not been applied by the Company in preparing these financial statements. Further details of these are set out below.

GENERAL HEDGE ACCOUNTING

AASB 9 introduces new hedge accounting requirements which more closely align accounting with risk management activities undertaken when hedging financial and non-financial risks. AASB 9 provides the Company with an accounting policy choice to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the *International Accounting Standards Board's* ongoing project on macro hedge accounting is completed. The Company currently applies the hedge accounting requirements of AASB 139.

AASB 17 Insurance Contracts (AASB 17)

The final version of AASB 17 was issued in July 2017 and is not effective for the Company until 1 October 2023. It will replace AASB 4 *Insurance Contracts*, AASB 1023 *General Insurance Contracts* and AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. AASB 17 establishes principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of insurance contracts.

The measurement, presentation and disclosure requirements under AASB 17 are significantly different from current accounting standards. Although the overall profit recognised in respect of insurance contracts will not change, it is expected that the timing of profit recognition will change.

AASB 17 is not expected to have a material impact on the Company.

REVISED CONCEPTUAL FRAMEWORK

In June 2019 the AASB issued a revised Conceptual Framework for Financial Reporting. The new Framework includes updated definitions and criteria for the recognition and derecognition of assets and liabilities. Additionally, it introduces new concepts on measurement, including factors to consider when selecting a measurement basis. The revised Conceptual Framework will apply to the Company from 1 October 2020 and is not expected to have a material impact on the Company.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. OPERATING INCOME

	2020 \$m	2019 \$m
Net interest income		
Interest income by type of financial asset		
Investment securities - FVOCI	883	1,329
Financial assets at amortised cost	17,349	22,349
Trading securities	429	527
Interest income - external	18,661	24,305
Interest income - controlled entities	3,078	3,294
Interest income	21,739	27,599
Interest expense by type of financial liability		
Financial liabilities at amortised cost	(7,602)	(13,191)
Securities sold short	(91)	(104)
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	(65)	(81)
Interest expense - external	(7,758)	(13,376)
Interest expense - controlled entities	(3,691)	(3,713)
Interest expense	(11,449)	(17,089)
Major bank levy	(406)	(363)
Net interest income	9,884	10,147
Other operating income		
i) Fee and commission income		
Lending fees ¹	532	546
Non-lending fees	2,087	2,241
Commissions	67	76
Funds management income	34	25
Fee and commission income - external	2,720	2,888
Fee and commission income - controlled entities	855	905
Fee and commission income	3,575	3,793
Fee and commission expense	(999)	(999)
Net fee and commission income	2,576	2,794
ii) Other income		
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income ²	1,443	896
Dividends received from controlled entities	195	873
Gain/(Loss) on divestments	(11)	69
Write down of investments	(2)	(147)
Dividend income on equity securities	26	28
Other	(23)	40
Other income ³	1,628	1,759
Other operating income	4,204	4,553
Net income from insurance business	-	7
Share of associates' (loss) / profit	(1)	(1)
Operating income⁴	14,087	14,706

¹ Lending fees excludes fees treated as part of the effective yield calculation in interest income.² Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges entered into to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, ineffective portions of cash flow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss.³ Total other income includes external dividend income from Bank of Tianjin of \$26 million (2019: \$27 million).⁴ Includes charges to customer remediation of \$286 million for 2020 (2019: \$226 million).

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET INTEREST INCOME

Interest Income and Expense

We recognise interest income and expense for all financial instruments, including those classified as held for trading, assets measured at fair value through other comprehensive income or designated at fair value, through profit or loss in net interest income. The Company uses the effective interest rate method to calculate the amortised cost of assets held at amortised cost and to recognise interest income on financial assets measured at fair value through other comprehensive income. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio - taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan origination fees and costs), using the effective interest method. This is presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The Major Bank Levy Act 2017 ('Levy' or 'Major bank levy') applies a rate of 0.06% to certain liabilities of the Company. The Company has determined that the levy represents a finance cost for the Company and \$406 million (2019: \$363 million) is presented in interest expense in the income Statement.

OTHER OPERATING INCOME

Fee and Commission Revenue

We recognise fee and commission revenue arising from contracts with customers: (a) over time when the performance obligation is satisfied across more than one reporting period or (b) at a point in time when the performance obligation is satisfied immediately or is satisfied within one reporting period.

- lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation of interest income. Lending fees include certain guarantee and commitment fees where the loan or guarantee is not likely to be drawn upon and other fees charged for providing customers a distinct good or service that are recognised separately from the underlying lending product (including annual package fees that provide benefits on other ANZ products).
- non-lending fees includes fees associated with deposit and credit card accounts, interchange fees and fees charged for specific customer transactions such as international money transfers. Where the Company provides multiple goods or services to a customer under the same contract, the Company allocates the transaction price of the contract to those performance obligations based on the relative stand-alone selling price of each performance obligation. Revenue is recognised as each performance obligation is satisfied.
- commissions represent fees from third parties where ANZ acts as an agent by arranging a third party (such as an insurance provider) to provide goods and services to a customer. In such cases, ANZ is not primarily responsible for providing the underlying good or service to the customer. If the Company collects funds on behalf of a third party when acting as an agent, the Company only recognises the net commission it retains as revenue. When the commission is variable based on factors outside the control of the Company (such as a trail commission), revenue is only recognised if it is highly probable that a significant reversal of the variable amount will not be required in future periods.
- funds management income represent fees earned from customers for providing financial advice and fees for asset management services and advice provided to investment funds. Revenue is recognised either at the point the financial advice is provided or over the period in which the asset management services are delivered. Performance fees associated with funds management activities are only recognised when it becomes highly probable the performance hurdle will be achieved.

Net Foreign Exchange Earnings and Other Financial Instruments Income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments not designated as accounting hedges;

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;
- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments in items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss or held for trading;
- amounts released from the fair value through other comprehensive income (FVOCI) reserve when a debt instrument classified as measured at FVOCI is sold; and
- the gain or loss on derecognition of financial assets or liabilities measured at amortised cost.

Dividends Received from Controlled Entities

Dividends are recognised as revenue when the right to receive payment is established.

Gain or Loss on Disposal of Non-Financial Assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in other income in the year in which the significant risks and rewards from the asset transfer to the buyer.

SHARE OF ASSOCIATES' PROFIT

The equity method is applied to accounting for associates. Under the equity method the Company's share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

3. OPERATING EXPENSES

	2020 \$m	2019 \$m
Personnel		
Salaries and related costs	3,147	3,141
Superannuation costs	277	252
Other	142	161
Personnel¹	3,566	3,554
Premises		
Rent	58	383
Depreciation	427	99
Other	139	169
Premises²	624	651
Technology (excluding personnel)		
Depreciation and amortisation ^{3,4}	786	639
Subscription licences and outsourced services	586	477
Other	189	185
Technology (excluding personnel)¹	1,561	1,301
Restructuring	127	56
Other		
Advertising and public relations	136	188
Professional fees	614	482
Freight, stationery, postage and communication	166	173
Royal Commission legal costs	-	15
Other ⁴	994	1,364
Other¹	1,910	2,222
Operating expenses¹	7,788	7,784

¹ Includes customer remediation expenses of \$146 million in 2020 (2019: \$380 million).

² Following the adoption of AASB 16 on 1 October 2019, with the exception of low value leases and leases of less than 12 months, expenses associated with operating leases are shown as depreciation of the right-of-use asset and interest expense associated with the lease liability (comparatives not restated).

³ During the 2020 financial year, the Company amended the application of its software amortisation policy to reflect the shorter useful life of software caused by rapidly changing technology and business requirements. As a result of these changes, the Company recognised accelerated amortisation of \$184 million during the year. Refer to Note 10 Goodwill and Other Intangible Assets for further details.

⁴ Includes goodwill write-off of \$10 million in the September 2020 financial year.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

OPERATING EXPENSES

Operating expenses are recognised as services are provided to the Company over the period in which an asset is consumed or once a liability is created.

SALARIES AND RELATED COSTS - ANNUAL LEAVE, LONG SERVICE LEAVE AND OTHER EMPLOYEE BENEFITS

Wages and salaries, annual leave, and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Company expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Company has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. OPERATING EXPENSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award on resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Company during the current and prior year is included in Note 26 Employee Share and Option Plans.

4. INCOME TAX

INCOME TAX EXPENSE

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	2020 \$m	2019 \$m
Profit before income tax	3,962	6,208
Prima facie income tax expense at 30%	1,189	1,862
Tax effect of permanent differences:		
Tax provisions no longer required	-	(8)
Non-deductible interest on debt instruments	52	81
Overseas tax rate differential	(31)	(40)
Rebatable and non-assessable dividends	(58)	(262)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	18	34
Wealth Australia divestment adjustments	8	74
Other	(2)	39
Subtotal	1,176	1,780
Income tax over provided in previous years	(20)	(19)
Income tax expense	1,156	1,761
Current tax expense	1,689	1,901
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	(20)	(19)
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(513)	(121)
Income tax expense	1,156	1,761
Australia	1,028	1,583
Overseas	128	178
Income tax expense	1,156	1,761
Effective tax rate	29.2%	28.4%

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. INCOME TAX (continued)

TAX CONSOLIDATION

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax consolidated group on a 'group allocation' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets that arise from temporary differences of the members of the tax consolidated group. The Company (as head entity in the tax consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the tax consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax consolidated group.

Members of the tax consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities where the head entity is in default on its income tax payment obligations.

UNRECOGNISED DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$5 million (2019: \$6 million).

Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches are repatriated) total \$14 million (2019: \$13 million).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

INCOME TAX EXPENSE

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except to the extent to which it relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise it directly in equity or other comprehensive income respectively.

CURRENT TAX EXPENSE

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantially enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Company estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.

5. DIVIDENDS

ORDINARY SHARE DIVIDENDS

Dividends are provided for in the financial statements once determined, accordingly, the final dividend announced for the current financial year is provided for and paid in the following financial year.

Dividends	% of total	Amount per share	Total dividend \$m
Financial Year 2019			
2018 final dividend paid ^{1,2}		80 cents	2,295
2019 interim dividend paid ^{1,2}		80 cents	2,267
Bonus option plan adjustment			(81)
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Cash	90.4%		4,049
Dividend reinvestment plan	9.6%		432
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Financial Year 2020			
2019 final dividend paid ^{2,3}		80 cents	2,268
2020 interim dividend paid ^{1,2}		25 cents	709
Bonus option plan adjustment			(55)
Dividends paid during the year ended 30 September 2020			2,922
Cash	93.7%		2,737
Dividend reinvestment plan	6.3%		185
Dividends paid during the year ended 30 September 2020			2,922
Dividends announced and to be paid after year-end			
	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2020 final dividend (fully franked for Australian tax, New Zealand imputation credit NZD 4 cents per share)	16 December 2020	35 cents	994

¹ Fully franked for Australian tax purposes (30% tax rate).

² Carries New Zealand imputation credits of NZD 3 cents for the 2020 interim dividend, NZD 9 cents for the 2019 final dividend, 2019 interim dividend and the 2018 final dividend.

³ Partially franked at 70% for Australian tax purposes (30% tax rate).

DIVIDEND REINVESTMENT PLAN AND BONUS OPTION PLAN

Eligible shareholders can elect to reinvest their dividend entitlement into ANZ ordinary shares under the Company's Dividend Reinvestment Plan (DRP). Eligible shareholders can elect to forgo their dividend entitlement and instead receive ANZ ordinary shares under the Company's Bonus Option Plan (BOP). For the 2020 final dividend, DRP participation and BOP participation will be satisfied by an issue of new ANZ ordinary shares. There will be no discount applied to the DRP and BOP price.

See Note 21 Shareholders' Equity for details of shares the Company issued or purchased in respect of the DRP and BOP.

DIVIDEND FRANKING ACCOUNT

	Currency	2020 \$m	2019 \$m
Australian franking credits available at 30% tax rate	AUD	477	35
New Zealand imputation credits available (which can be attached to our Australian dividends but may only be used by New Zealand resident shareholders)	NZD	4,583	4,068

The above amounts represent the balances of the franking accounts as at the end of the financial year, adjusted for:

- franking credits that will arise from the payment of income tax payable as at the end of the financial year; and
- franking credits/debits from the receipt/payment of dividends that have been recognised as tax receivables/payables as at the end of the financial year.

The proposed final 2020 dividend will utilise \$426 million of the franking credits available at 30 September 2020.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

5. DIVIDENDS (continued)

RESTRICTIONS ON THE PAYMENT OF DIVIDENDS

APRA's written approval is required before paying dividends on ANZ ordinary shares:

- If the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- If the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividend on the ANZ ordinary shares.

In July 2020, APRA provided an update to their guidance on capital management. In the updated guidance, APRA acknowledged that the uncertainty in the economic outlook has reduced somewhat since April 2020 and APRA had the opportunity to review ADIs' financial projections and stress testing results. Taking these and other developments since April 2020 into account, APRA advised ADIs to maintain caution in planning capital distributions, including dividend payments and that for the remainder of the calendar year, the ADIs' Board should:

- seek to retain at least half of their earnings when making decisions on capital distributions (and utilise dividend reinvestment plans and other initiatives to offset the diminution in capital from capital distributions where possible);
- conduct regular stress testing to inform decision-making and demonstrate ongoing lending capacity; and
- make use of capital buffers to absorb the impacts of stress, and continue to lend to support households and businesses.

The Company's 2020 interim dividend of 25 cents per share (paid to shareholders on 30 September 2020) and 2020 final dividend of 35 cents per share took into account the updated regulatory guidance above.

6. SEGMENT REPORTING

No operating segment disclosures have been presented in these Company financial statements. Disaggregated information for the Company's segments is not information which is regularly provided to the Chief Executive Officer, who is the Chief Operating Decision Maker (CODM) of the Company.

Full details of the operating segments of the Group are provided in Note 7 Segment Reporting in the ANZ 2020 Group Annual Report located at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>

FINANCIAL ASSETS

Outlined below is a description of how we classify and measure financial assets relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9: amortised cost, fair value through profit or loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest).

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- FVOCI: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows or to sell the assets; and
- FVTPL: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

Fair Value Option for Financial Assets

A financial asset may be irrevocably designated FVTPL on initial recognition when the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise.

7. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2020 \$m	2019 \$m
Coins, notes and cash at bank	1,084	934
Securities purchased under agreements to resell in less than 3 months	34,501	24,939
Balances with central banks	39,362	24,218
Settlement balances owed to ANZ within 3 months	23,136	27,858
Cash and cash equivalents	98,083	77,949

8. TRADING SECURITIES

	2020 \$m	2019 \$m
Government debt securities and notes ¹	27,917	24,789
Corporate and financial institution securities ¹	4,873	3,411
Commodities	5,464	5,920
Equity and other securities ²	169	97
Trading securities	38,423	34,217

¹ In 2020, ANZ reclassified trading securities issued by development banks and supra-nationals from Corporate and financial institution securities and Equity and other securities to Government debt securities and notes. Comparative information has been restated accordingly, with \$1,796 million reclassified as Government debt securities and notes made up of \$1,584 million from Corporate and financial institution securities and \$212 million from Equities and other securities.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Trading securities are financial instruments we either:

- acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making.

We recognise purchases and sales of trading securities on trade date:

- initially, we measure them at fair value; and
- subsequently, we measure them in the balance sheet at their fair value with any change in fair value recognised in the profit and loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when applying the valuation techniques used to determine the fair value of trading securities not valued using quoted market prices. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair Value	Assets 2020 \$m	Liabilities 2020 \$m	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m
Derivative financial instruments - held for trading	126,561	(128,028)	113,369	(114,413)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	3,991	(3,202)	3,175	(2,927)
Derivative financial instruments	130,552	(131,230)	116,544	(117,340)

FEATURES

Derivative financial instruments are contracts:

- whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract – sometimes the value is derived from more than one variable;
- that require little or no initial net investment; and
- that are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

PURPOSE

The Company's derivative financial instruments have been categorised as following:

Trading	Derivatives held in order to: • Meet customer needs for managing their own risks. • Manage risks in the Company that are not in a designated hedge accounting relationship (balance sheet management). • Undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements to underlying positions relating to: • Hedges of the Company's exposures to interest rate risk and currency risk. • Hedges of other exposures relating to non-trading positions.

TYPES

The Company offers and uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal amount at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy or sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchange a series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right - but not the obligation - to buy (known as a "call option") or to sell (known as a "put option") an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

RISKS MANAGED

The Company offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following market factors:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Counterparty risk in the event of default.

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)**DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - HELD FOR TRADING**

The majority of the Company's derivative financial instruments are held for trading. The fair values of derivative financial instruments held for trading are:

Fair Value	Assets 2020 \$m	Liabilities 2020 \$m	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	92	(91)	80	(84)
Futures contracts	23	(124)	32	(99)
Swap agreements	102,260	(100,765)	82,258	(81,074)
Options purchased	1,673	-	1,451	-
Options sold	-	(2,609)	-	(2,317)
Total	104,048	(103,589)	83,821	(83,574)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	10,525	(10,105)	13,723	(13,599)
Swap agreements	9,008	(12,002)	13,591	(15,151)
Options purchased	378	-	394	-
Options sold	-	(476)	-	(501)
Total	19,911	(22,583)	27,708	(29,251)
Commodity contracts	2,571	(1,834)	1,806	(1,555)
Credit default swaps				
Structured credit derivatives purchased	18	-	16	-
Other credit derivatives purchased	4	(3)	4	(10)
Credit derivatives purchased	22	(3)	20	(10)
Structured credit derivatives sold	-	(18)	-	(19)
Other credit derivatives sold	9	(1)	14	(4)
Credit derivatives sold	9	(19)	14	(23)
Total	31	(22)	34	(33)
Derivative financial instruments - held for trading	126,561	(128,028)	113,369	(114,413)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - DESIGNATED IN HEDGING RELATIONSHIPS

There are three types of hedge accounting relationships the Company utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge our exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: - all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and - the change in the fair value of derivatives.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve (FCTR).
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in Other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised; or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we have recognised in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

Under the policy choice provided by AASB 9 *Financial Instruments*, the Company has continued to apply the hedge accounting requirements of AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships are:

	Nominal amount \$m	Assets 2020 \$m	Liabilities 2020 \$m	Nominal amount \$m	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m
Fair value hedges						
Foreign exchange swap agreements	-	-	-	21	1	-
Foreign exchange spot and forward contracts	558	-	(9)	581	-	(9)
Interest rate swap agreements	79,416	2,272	(2,773)	84,195	1,752	(2,479)
Interest rate futures contracts	9,380	-	(103)	3,139	-	(27)
Cash flow hedges						
Interest rate swap agreements	59,037	1,643	(261)	49,409	1,347	(311)
Foreign exchange swap agreements	2,943	63	(54)	2,934	75	(91)
Foreign exchange spot and forward contracts	153	-	-	159	-	(1)
Net investment hedges						
Foreign exchange spot and forward contracts	404	13	(2)	540	-	(9)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	151,891	3,991	(3,202)	140,978	3,175	(2,927)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held as at 30 September 2020 is:

Nominal Amount		Average rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Fair value hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.57%	3,475	7,852	53,250	24,219	88,796
Foreign exchange	HKD/AUD FX Rate	5.59	558	-	-	-	558
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.65%	4,253	12,692	40,013	2,079	59,037
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX Rate	0.72	38	613	1,157	1,288	3,096
	USD/EUR FX Rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	TWD/AUD FX Rate	20.29	258	146	-	-	404

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held at 30 September 2019 is:

Nominal Amount		Average rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Fair value hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.97%	3,195	14,463	48,727	20,949	87,334
Foreign exchange	HKD/AUD FX Rate	5.38	602	-	-	-	602
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest Rate	2.10%	596	7,429	39,630	1,754	49,409
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX Rate	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR FX Rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	TWD/AUD FX Rate	21.41	111	429	-	-	540

¹ Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the larger currency pairs only.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The impact of ineffectiveness from our designated hedge relationships by type of hedge relationship and type of risk being hedged are:

	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit and loss
	Change in value of hedging instrument	Change in value of hedged item	Hedge ineffectiveness recognised in profit and loss	
2020	\$m	\$m	\$m	\$m
Fair value hedges¹				
Interest rate	166	(154)	12	-
Foreign exchange	23	(23)	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	352	(351)	1	(5)
Foreign exchange	(15)	15	-	(2)
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	16	(16)	-	(15)

	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit and loss
	Change in value of hedging instrument	Change in value of hedged item	Hedge ineffectiveness recognised in profit and loss	
2019	\$m	\$m	\$m	\$m
Fair value hedges¹				
Interest rate	158	(155)	3	-
Foreign exchange	(36)	36	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	850	(840)	10	1
Foreign exchange	20	(20)	-	2
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	(35)	35	-	-

¹ All hedging instruments are held within Derivative Financial Instruments.

Hedge ineffectiveness recognised is classified within Other operating income. Reclassification adjustments to the Statement of Comprehensive Income are recognised within Net interest income and Other operating income.

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Hedged items in relation to the Company's fair value hedges at 30 September 2020 are as follows:

	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
			\$m	\$m	\$m	\$m
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	5,946	-	43	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(44,159)	-	(1,923)
Fixed rate investment securities (FVOCI) ¹	Investment securities	Interest rate	46,747	-	1,958	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	558	-	29	-
Total			53,251	(44,159)	2,030	(1,923)

Hedged items in relation to the Company's fair value hedges at 30 September 2019 are as follows:

	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
			\$m	\$m	\$m	\$m
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	1,242	-	12	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(49,928)	-	(1,412)
Fixed rate investment securities (FVOCI) ¹	Investment securities	Interest rate	41,362	-	1,662	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	581	-	52	-
Total			43,185	(49,928)	1,726	(1,412)

¹ The carrying amount of debt and equity instruments at fair value through other comprehensive income does not include the fair value hedge adjustment as the hedge assets are measured at fair value. The accounting for the hedge relationship results in transfer of the hedge adjustment out of other comprehensive income into the income statement.

The cumulative amount of fair value hedge adjustments relating to ceased hedge relationships remaining on the Balance Sheet is nil (2019: \$5 million).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Hedged Items in relation to the Company's cash flow and net investment hedges for 30 September 2020 are as follows:

		Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
Cash Flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	1,508	30	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(193)	(15)	-	-
Foreign currency debt issuance	Foreign exchange	(2)	-	-	-
Foreign currency investment securities	Foreign exchange	10	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	(1)	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	36	(149)

Hedged Items in relation to the Company's cash flow and net investment hedges for 30 September 2019 are as follows:

		Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
Cash Flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	1,252	33	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(274)	(24)	-	-
Foreign currency debt issuance	Foreign exchange	14	-	-	-
Foreign currency investment securities	Foreign exchange	6	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	3	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	35	(149)

The table below details the reconciliation of the cash flow hedge reserve by risk type:

	Interest Rate	Foreign Currency	Total
	\$m	\$m	\$m
Balance at 1 October 2018	106	-	106
Fair value gains	840	20	860
Transferred to income statement	1	2	3
Income taxes and others	(257)	(5)	(262)
Balance at 30 September 2019	690	17	707
Fair value gains	351	(15)	336
Transferred to income statement	(5)	(2)	(7)
Income taxes and others	(105)	4	(101)
Balance at 30 September 2020	931	4	935

Hedges from net investments in a foreign operation resulted in a \$16 million increase in the foreign currency translation reserve during the year (2019: -\$35 million). Of that, \$15 million (2019: nil) was reclassified from FCTR to the income statement during the year.

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Recognition	Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability. Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes: • a credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and • a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	We remove derivative assets from our balance sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our balance sheet when the Company's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.
Impact on the Income Statement	How we recognise gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated into a hedging relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss. For an instrument designated into a hedging relationship the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the table on page 24 for profit or loss treatment depending on the hedge type. Sources of hedge ineffectiveness may arise from basis risk and differences in discounting between the hedged items and the hedging instruments. The hedging instruments are discounted using Overnight Index Swaps discount curves which are not applied to the hedged items.
Hedge effectiveness	To qualify for hedge accounting a hedge is expected to be highly effective. A hedge is highly effective only if the following conditions are met: • the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and • the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). The Company monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at least at each reporting date.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select the valuation techniques used to determine the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

10. INVESTMENT SECURITIES

	2020 \$m	2019 \$m
Investment securities measured at fair value through other comprehensive income		
Debt securities	73,936	67,400
Equity securities	994	1,168
Investment securities measured at amortised cost		
Debt securities ¹	5,354	4,787
Total	80,284	73,355

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
2020 Investment securities						
Government securities ²	5,770	12,763	30,887	17,600	-	67,020
Corporate and financial institution securities ²	633	1,700	7,104	71	-	9,508
Other securities ²	-	-	532	2,230	-	2,762
Equity securities	-	-	-	-	994	994
Total	6,403	14,463	38,523	19,901	994	80,284

2019 Investment securities						
Government securities ²	7,359	13,863	29,306	11,711	-	62,239
Corporate and financial institution securities ²	247	1,069	6,121	21	-	7,458
Other securities ²	-	-	773	1,717	-	2,490
Equity securities	-	-	-	-	1,168	1,168
Total	7,606	14,932	36,200	13,449	1,168	73,355

¹ Includes allowance for expected credit losses of \$1 million (2019: \$1 million).

² In 2020, ANZ reclassified investment securities issued by development banks and supra-nationals from Corporate and financial institution securities to Government securities. Comparative information has been restated accordingly, with \$9,185 million reclassified as Government securities from Corporate and financial institution securities. In addition, ANZ reclassified certain investment securities from Government securities to Other securities and comparative information was restated with \$577 million reclassified.

During the year, the Company recognised a net gain (before tax) in Other operating income from the recycling of gains previously deferred in equity of \$21 million (2019: \$26 million) in respect of investment securities.

The carrying value of equity securities classified as FVOCI securities is \$994 million (2019: \$1,168 million). This includes the Company's \$934 million (2019: \$1,106 million) investment in the Bank of Tianjin (BoT).

10. INVESTMENT SECURITIES (continuing)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Investment securities are those financial assets in security form (i.e. transferable debt or equity instruments) that are not held for trading purposes. By way of exception, bills of exchange (a form of security/transferable instrument) which are used to facilitate the Bank's customer lending activities are classified as Loans and advances (rather than Investment securities) to better reflect the substance of the arrangement.

Non-traded equity investments may be designated at FVOCI on an instrument by instrument basis. If this election is made, gains or losses are not reclassified from other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Assets disclosed as investment securities are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Company's financial asset disclosures on page 22. Additionally, expected credit losses associated with "Investment securities - debt securities at amortised cost" and "Investment securities - debt securities at fair value through comprehensive income" are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 12. For "Investment securities - debt securities at fair value through other comprehensive income" the allowance for Expected Credit Loss (ECL) is recognised in the FVOCI reserve in equity with a corresponding charge to profit or loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select valuation techniques used to determine the fair value of assets not valued using quoted market prices, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. NET LOANS AND ADVANCES

	2020 \$m	2019 \$m
Overdrafts	4,466	6,265
Credit cards	5,990	7,788
Commercial bills	6,383	6,159
Term loans – housing	275,579	265,810
Term loans – non-housing	197,117	199,659
Other	2,133	1,454
Subtotal	491,668	487,135
Unearned income	(19)	(144)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	572	585
Gross loans and advances (including assets classified as held for sale)	492,221	487,576
Allowance for expected credit losses (refer to Note 12)	(4,219)	(2,921)
Net loans and advances	488,002	484,655
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	98,736	83,848
After more than one year	389,266	400,807
Net loans and advances	488,002	484,655
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	483,986	483,858
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition) ¹	4,016	797
Net loans and advances	488,002	484,655

¹ From 1 October 2019, the Company changed its accounting treatment for certain gold loan and deposit products which are now designated as at fair value through the profit and loss.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Company provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage/mortgage origination fees which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any provision for credit impairment, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as fair value through profit or loss or when held for trading.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Company enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its balance sheet. When the Company retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets then the transferred assets remain on the Company's balance sheet, however, if substantially all the risks and rewards are transferred then the Company derecognises the asset.

If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, then the Company derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Company continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer as assets and liabilities as appropriate.

Assets disclosed as net loans and advances are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Company's Financial Asset disclosures on page 22. Additionally, expected credit losses associated with loans and advances at amortised cost are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 12.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

The following tables present the movement in the allowance for ECL for the year. The total allowance for ECL at 30 September 2020 was \$4,951 million (30 September 2019: \$3,479 million).

Net loans and advances - at amortised cost

Allowance for ECL is included in Net loans and advances.

	Stage 3 ¹				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	729	1,199	308	695	2,931
Transfer between stages	139	(270)	(90)	221	-
New and increased provisions (net of releases)	(136)	246	143	995	1,248
Write-backs	-	-	-	(331)	(331)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(953)	(953)
Foreign currency translation and other movements ²	14	6	-	6	26
As at 30 September 2019	746	1,181	361	633	2,921
Transfer between stages	168	(258)	(122)	212	-
New and increased provisions (net of releases)	122	1,198	135	1,171	2,626
Write-backs	-	-	-	(286)	(286)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(1,003)	(1,003)
Foreign currency translation and other movements ²	(8)	(7)	(1)	(23)	(39)
As at 30 September 2020	1,028	2,114	373	704	4,219

¹ The Company's credit exposures that are purchased or originated credit-impaired financial assets are insignificant.

² Other movements include the impact of discount arising on individually assessed allowance for ECL.

Investment securities - debt securities at amortised cost

Allowance for ECL is included in Investment securities.

	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	1	-	-	-	1
New and increased provisions (net of releases)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation	-	-	-	-	-
As at 30 September 2019	1	-	-	-	1
New and increased provisions (net of releases)	1	-	-	-	1
Foreign currency translation	(1)	-	-	-	(1)
As at 30 September 2020	1	-	-	-	1

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)

Investment securities - debt securities at FVOCI

As FVOCI assets are measured at fair value there is no separate allowance for ECL. Instead, the allowance for ECL is recognised in Other Comprehensive Income (OCI), with a corresponding charge to profit or loss.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	4	-	-	-	4
New and increased provisions (net of releases)	1	-	-	-	1
Foreign currency translation	-	-	-	-	-
As at 30 September 2019	5	-	-	-	5
New and increased provisions (net of releases)	2	-	-	-	2
Foreign currency translation	-	-	-	-	-
As at 30 September 2020	7	-	-	-	7

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

Allowance for ECL is included in Other provisions.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 ¹		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	408	141	8	18	575
Transfer between stages	21	(23)	1	1	-
New and increased provisions (net of releases)	(33)	7	5	-	(21)
Write-backs	-	-	-	(1)	(1)
Foreign currency translation	9	1	-	(6)	4
As at 30 September 2019	405	126	14	12	557
Transfer between stages	15	(20)	(2)	7	-
New and increased provisions (net of releases)	100	78	3	13	194
Write-backs	-	-	-	(12)	(12)
Foreign currency translation	(7)	(1)	-	-	(8)
As at 30 September 2020	513	183	15	20	731

¹ The Company's credit exposures that are purchased or originated credit-impaired financial assets are insignificant.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)**CREDIT IMPAIRMENT CHARGE - INCOME STATEMENT**

Credit impairment charge/(release)	2020 \$m	2019 \$m
New and increased provisions (net of releases) ¹		
- Collectively assessed	1,420	11
- Individually assessed	1,403	1,217
Write-backs	(298)	(332)
Recoveries of amounts previously written-off	(188)	(182)
Total credit impairment charge	2,337	714

¹ Includes the impact of transfers between collectively assessed and individually assessed.

The contractual amount outstanding on financial assets that were written off during the period ended 30 September 2020 and that are still subject to enforcement activity is \$321 million (2019: \$141 million).

COVID-19 REPAYMENT DEFERRAL PACKAGES OFFERED TO CUSTOMERS¹

Since March 2020, the Company has offered various forms of assistance to customers to counteract the impact of COVID-19 on the ability of customers to meet their loan obligations. The assistance provided has included arrangements such as temporary deferral of principal and interest repayments, replacing principal and interest with interest only repayments, and extension of loan maturity dates. Refer to Key Judgements and Estimates in this Note for details on the impact of deferrals when determining if there has been a Significant Increase in Credit Risk (SICR).

The loan repayment deferral package is considered to be a loan modification under AASB 9. This either results in the loan being derecognised and replaced with a new loan (substantial modification) or the existing loan continuing to be recognised (non-substantial modification). The table below shows the outstanding balance as at 30 September 2020 of all loans that have been modified (both substantial and non-substantial modifications):

Assistance package category	Total loan outstanding At 30 September 2020 \$m
Loan deferral package	
Retail	26,117
Commercial and other	8,989
Interest only	
Retail	126
Commercial and other	33
Term extensions	
Retail	3
Commercial and other	24
Total²	35,292
Retail	26,246
Commercial and other	9,046
Total²	35,292

¹ COVID-19 loan deferral packages are available to customers if either their loan repayments are less than 30 days past due, or if their repayments are less than 90 days past due but were up to date at 1 March 2020.

² The gross carrying amount of loans at the date of modification that were considered non-substantial modifications and had loss allowance based on lifetime expected losses was \$6.62 million. No gain or loss was recognised as a result of the modification and none of the loans have subsequently changed to a 12 month expected loss allowance.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

EXPECTED CREDIT LOSS IMPAIRMENT MODEL

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased, probability weighted prediction which evaluates a range of scenarios and takes into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

Expected credit losses are either measured over 12 months or the expected lifetime of the financial asset, depending on credit deterioration since origination, according to the following three-stage approach:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a Significant Increase in Credit Risk (SICR) since origination, an allowance equivalent to 12 months ECL is recognised reflecting the expected credit losses resulting from default events that are possible within the next 12 months from the reporting date. For instruments with a remaining maturity of less than 12 months, expected credit losses are estimated based on default events that are possible over the remaining time to maturity.
- Stage 2: Where there has been a SICR since origination, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised reflecting expected credit losses resulting from all possible default events over the expected life of a financial instrument. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification and a 12 month ECL applies.
- Stage 3: Where there is objective evidence of impairment, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised.

Expected credit losses are estimated on a collective basis for exposures in Stage 1 and Stage 2, and on either a collective or individual basis when transferred to Stage 3.

MEASUREMENT OF EXPECTED CREDIT LOSS

ECL is calculated as the product of the following credit risk factors at a facility level, discounted to incorporate the time value of money:

- Probability of default (PD) - the estimate of the likelihood that a borrower will default over a given period;
- Exposure at default (EAD) - the expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest; and
- Loss given default (LGD) - the expected loss in the event of the borrower defaulting, expressed as a percentage of the facility's EAD, taking into account direct and indirect recovery costs.

These credit risk factors are adjusted for current and forward-looking information through the use of macro-economic variables.

EXPECTED LIFE

When estimating ECL for exposures in Stage 2 and 3, the Company considers the expected lifetime over which it is exposed to credit risk.

For non-retail portfolios, the Company uses the maximum contractual period as the expected lifetime for non-revolving credit facilities. For non-retail revolving credit facilities, such as corporate lines of credit, the expected life reflects the Company's contractual right to withdraw a facility as part of a contractually agreed annual review, after taking into account the applicable notice period.

For retail portfolios, the expected lifetime is determined using a behavioural term, taking into account expected prepayment behaviour and substantial modifications.

DEFINITION OF DEFAULT, CREDIT IMPAIRED AND WRITE-OFFS

The definition of default used in measuring expected credit losses is aligned to the definition used for internal credit risk management purposes across all portfolios. This definition is also in line with the regulatory definition of default. Default occurs when there are indicators that a debtor is unlikely to fully satisfy contractual credit obligations to the Company, or the exposure is 90 days past due.

Financial assets, including those that are well secured, are considered credit impaired for financial reporting purposes when they default.

When there is no realistic probability of recovery, loans are written off against the related impairment allowance on completion of the Company's internal processes and when all reasonably expected recoveries have been collected. In subsequent periods, any recoveries of amounts previously written-off are credited to credit impairment charge in the income statement.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

MODIFIED FINANCIAL ASSETS

If the terms of a financial asset are modified or an existing financial asset is replaced with a new one for either credit or commercial reasons, an assessment is made to determine if the changes to the terms of the existing financial asset are considered substantial. This assessment considers both changes in cash flows arising from the modified terms as well as changes in the overall instrument risk profile; for example, changes in the principal (credit limit), term, or type of underlying collateral. Where a modification is considered non-substantial, the existing financial asset is not derecognised and its date of origination continues to be used to determine SICR. Where a modification is considered substantial, the existing financial asset is derecognised and a new financial asset is recognised at its fair value on the modification date, which also becomes the date of origination used to determine SICR for this new asset.

SIGNIFICANT INCREASE IN CREDIT RISK (SICR)

Stage 2 assets are those that have experienced a Significant Increase in Credit Risk (SICR) since origination. In determining what constitutes a SICR, the Company considers both qualitative and quantitative information:

i. Internal credit rating grade

For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination and is measured by application of thresholds.

For non-retail portfolios, a SICR is determined by comparing the Customer Credit Rating (CCR) applicable to a facility at reporting date to the CCR at origination of that facility. A CCR is assigned to each borrower which reflects the probability of default of the borrower and incorporates both borrower and non-borrower specific information, including forward-looking information. CCRs are subject to review at least annually or more frequently when an event occurs which could affect the credit risk of the customer.

For retail portfolios, a SICR is determined, depending on the type of facility, by either comparing the scenario weighted lifetime probability of default at the reporting date to that at origination, or by reference to customer behavioural score thresholds. The scenario weighted lifetime probability of default may increase significantly if:

- there has been a deterioration in the economic outlook, or an increase in economic uncertainty; or
- there has been a deterioration in the customer's overall credit position, or ability to manage their credit obligations.

ii. Backstop criteria

The Company uses 30 days past due arrears as a backstop criteria for both non-retail and retail portfolios. For retail portfolios only, facilities are required to demonstrate three to six months of good payment behaviour prior to being allocated back to Stage 1.

iii. COVID-19 initiatives

For facilities subject to the COVID-19 repayment deferral arrangements noted above, an assessment of SICR has been determined based on various measures of the customer's current financial position and earnings capacity from which the facilities are categorised into risk categories. SICR is then determined based on the resulting risk categorisation. Customers in high risk categories, and those who have requested a deferral extension have been classified as having a SICR.

FORWARD-LOOKING INFORMATION

Forward-looking information is incorporated into both our assessment of whether a financial asset has experienced a SICR since its initial recognition and in our estimate of ECL. In applying forward-looking information for estimating ECL, the Company considers four probability-weighted forecast economic scenarios as follows:

i. Base case scenario

The base case scenario is ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions. It reflects management's assumptions used for strategic planning and budgeting, and also informs ANZ's Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) which is the process ANZ applies in strategic and capital planning over a 3-year time horizon.

ii. Upside and iii. Downside scenarios

The upside and downside scenarios are fixed by reference to average economic cycle conditions (that is, they are not based on the economic conditions prevailing at balance date) and are based on a combination of more optimistic (in the case of the upside) and pessimistic (in the case of the downside) economic events and uncertainty over long term horizons; and

iv. Severe downside scenario

The severe downside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions and accounts for the potentially severe impact of less likely extremely adverse economic conditions. It reflects macro-economic conditions of a downturn economic event with a probability of occurrence once every 25 years.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

FORWARD-LOOKING INFORMATION (continued)

The four scenarios are described in terms of macro-economic variables used in the PD, LGD and EAD models (collectively the ECL models) depending on the portfolio and country of the borrower. Examples of the variables include unemployment rates, GDP growth rates, house price indices, commercial property price indices and consumer price indices.

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario, as well as specific portfolio considerations where required.

The Group Asset and Liability Committee (GALCO) is responsible for reviewing and approving the base case economic forecast scenario and the Credit and Market Risk Committee (CMRC) approves the probability weights applied to each scenario.

Where applicable, temporary adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modelling process. CMRC is responsible for approving such adjustments.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

In estimating collectively assessed ECL, the Company makes judgements and assumptions in relation to:

- the selection of an estimation technique or modelling methodology, noting that the modelling of the Company's ECL estimates are complex; and
- the selection of inputs for those models, and the interdependencies between those inputs.

The following table summarises the key judgements and assumptions in relation to the model inputs and the interdependencies between those inputs, and highlights significant changes during the current period.

The judgements and associated assumptions have been made within the context of the impact of COVID-19, and reflect historical experience and other factors that are considered to be relevant, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. In relation to COVID-19, judgements and assumptions include the extent and duration of the pandemic, the impacts of actions of governments and other authorities, and the responses of businesses and consumers in different industries, along with the associated impact on the global economy. Accordingly, the Company's ECL estimates are inherently uncertain and, as a result, actual results may differ from these estimates.

Judgement/ Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2020
Determining when a Significant Increase in Credit (SICR) Risk has occurred	In the measurement of ECL, judgement is involved in setting the rules and trigger points to determine whether there has been a SICR since initial recognition of a loan, which would result in the financial asset moving from 'Stage 1' to 'Stage 2'. This is a key area of judgement since transition from Stage 1 to Stage 2 increases the ECL from an allowance based on the probability of default in the next 12 months, to an allowance for lifetime expected credit losses. Subsequent decreases in credit risk resulting in transition from Stage 2 to Stage 1 may similarly result in significant changes in the ECL allowance. The setting of precise trigger points requires judgement which may have a material impact upon the size of the ECL allowance. The Company monitors the effectiveness of SICR criteria on an ongoing basis.	In response to the impacts of COVID-19, various packages, such as repayment deferrals, have been offered to eligible retail and commercial customers in Australia. The Company does not consider that when a customer is first provided assistance, all other things being equal, that there has been a SICR and a consequent impact on ECL when assessing provisions. Subsequent to take-up, customers have been contacted to discuss available options once the packages reach their end date. This additional information on the customer's financial position and ability to recommence their loan repayments is used to assist in classification of customers into risk categories. Customers in higher risk categories, and those who have requested a deferral extension, have been classified as having a SICR.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES (continued)

Judgement/ Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2020
Measuring both 12-month and lifetime credit losses	The PD, LGD and EAD credit risk parameters used in determining ECL are point-in-time measures reflecting the relevant forward-looking information determined by management. Judgement is involved in determining which forward-looking information variables are relevant for particular lending portfolios and for determining each portfolio's point-in-time sensitivity.	The PD, EAD and LGD models are subject to the Company's model risk policy that stipulates periodic model monitoring, periodic re-validation and defines approval procedures and authorities according to model materiality. There were no material changes to the policies during the year ended 30 September 2020.
	In addition, judgement is required where behavioural characteristics are applied in estimating the lifetime of a facility to be used in measuring ECL.	There were no changes to behavioural lifetime estimates during the year ended 30 September 2020.
Base case economic forecast	The Company derives a forward-looking "base case" economic scenario which reflects ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions.	There have been no changes to the types of forward-looking variables (key economic drivers) used as model inputs in the current year. As at 30 September 2020, the base case assumptions have been updated to reflect the rapidly evolving situation with respect to COVID-19. This includes an assessment of the impact of central bank policies, governments' actions, the response of business, and institution specific responses (such as repayment deferrals). These are considered in determining the length and severity of the forecast economic downturn. The expected outcomes of key economic drivers for the base case scenario as at 30 September 2020 are described below under the heading "Base case economic forecast assumptions".
Probability weighting of each economic scenario (base case, upside, downside and severe downside scenarios) ^{1,2}	Probability weighting of each economic scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario at each measurement date.	The key consideration for probability weightings in the current period is the continuing impact of COVID-19. The Company considers these weightings in each geography to provide the best estimate of the possible loss outcomes and has analysed inter-relationships and correlations (over both the short and long term) within the Company's credit portfolios in determining them. In addition to the base case forecast which reflects the negative economic consequences of COVID-19, greater weighting has been applied to the downside scenario given the Company's assessment of downside risks. The assigned probability weightings in Australia and Rest of world are subject to a high degree of inherent uncertainty and therefore the actual outcomes may be significantly different to those projected.

¹ The upside and downside scenarios are fixed by reference to average economic cycle conditions (that is, they are not based on the economic conditions prevailing at balance date) and are based on a combination of more optimistic (in the case of the upside) and pessimistic (in the case of the downside) economic conditions.

² The severe downside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions and accounts for the potentially severe downside impact of less likely extremely adverse economic conditions.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES (continued)

Judgement/ Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2020
Management temporary adjustments	Management temporary adjustments to the ECL allowance are used in circumstances where it is judged that our existing inputs, assumptions and model techniques do not capture all the risk factors relevant to our lending portfolios. Emerging local or global macroeconomic, microeconomic or political events, and natural disasters that are not incorporated into our current parameters, risk ratings, or forward-looking information are examples of such circumstances. The use of management temporary adjustments may impact the amount of ECL recognised. The uncertainty associated with the COVID-19 pandemic, and the extent to which the actions of governments, businesses and consumers mitigate against potentially adverse credit outcomes are not fully incorporated into existing ECL models. Accordingly, management overlays have been applied to ensure credit provisions are appropriate.	Management have applied a number of adjustments to the modelled ECL primarily due to the uncertainty associated with COVID-19. Management overlays (including COVID-19 overlays) which add to the modelled ECL provision have been made for risks particular to small business and commercial banking in Australia, for retail, commercial and agri banking in New Zealand and for tourism in the Pacific.

Base case economic forecast assumptions

The uncertain evolution of the COVID-19 pandemic increases the risk to the economic forecast resulting in an understatement or overstatement of the ECL balance due to uncertainties around:

- The extent and duration of measures to stop or reduce the speed of the spread of COVID-19;
- The extent and duration of the economic downturn, along with the time required for economies to recover; and
- The effectiveness of government stimulus measures, in particular their impact on the magnitude of economic downturn and the extent and duration of the recovery.

The economic drivers of the base case economic forecasts at 30 September 2020 are set out below. These reflect ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions as at 30 September 2020. For years beyond the near term forecasts below, the ECL models project future year economic conditions including an assumption to eventual reversion to mid-cycle economic conditions.

	Forecast calendar year		
	2020	2021	2022
Australia			
GDP	-4.3%	1.6%	4.0%
Unemployment	7.3%	8.8%	7.7%
Residential property prices	-2.2%	-4.8%	2.0%
Consumer price index	0.8	1.2	1.3
New Zealand			
GDP	-5.6%	2.0%	5.6%
Unemployment	5.7%	9.1%	6.5%
Residential property prices	-0.3%	0.9%	4.1%
Consumer price index	1.6	1.0	1.2
Rest of world			
GDP	-4.5%	2.5%	2.5%
Consumer price index	1.0	1.8	2.0

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES (CONTINUED)

The base case economic forecasts as at 30 September 2020 reflect a significant deterioration in current and expected economic conditions from the forecasts as at 30 September 2019 reflecting the emergence and ongoing impact of the COVID-19 pandemic.

Probability weightings

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario. The key consideration for probability weightings in the current period is the continuing impact of COVID-19.

In addition to the base case economic forecast which reflects the negative economic consequences of COVID-19, greater weighting has been applied to the downside economic scenario given the Company's assessment of downside risks.

The assigned probability weightings in Australia and Rest of world are subject to a high degree of inherent uncertainty and therefore the actual outcomes may be significantly different to those projected. The Company considers these weightings in each geography to provide the best estimate of the possible loss outcomes and has analysed inter-relationships and correlations (over both the short and long term) within the Company's credit portfolios in determining them. The average weightings applied in the Company are set out below:

	2020	2019
The Company		
Base	50.0%	50.0%
Upside	10.9%	15.7%
Downside	33.4%	29.3%
Severe Downside	5.7%	5.0%

ECL - Sensitivity analysis

The uncertainty of the impact of COVID-19 introduces significant estimation uncertainty in relation to the measurement of the Company's allowance for expected credit losses. The rapidly evolving consequences of COVID-19 and government, business and consumer responses could result in significant adjustments to the allowance in future financial years.

Given current economic uncertainties and the judgment applied to factors used in determining the expected default of borrowers in future periods, expected credit losses reported by the Company should be considered as a best estimate within a range of possible estimates.

The table below illustrates the sensitivity of collectively assessed ECL to key factors used in determining it as at 30 September 2020:

	ECL \$m	Impact \$m
If 1% of Stage 1 facilities were included in Stage 2	4,272	45
If 1% of Stage 2 facilities were included in Stage 1	4,218	(9)
100% upside scenario	1,566	(2,661)
100% base scenario	3,501	(726)
100% downside scenario	4,423	196
100% severe downside scenario	5,374	1,147

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

FINANCIAL LIABILITIES

Outlined below is a description of how we classify and measure financial liabilities relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial liabilities

Financial liabilities are measured at amortised cost, or fair value through profit or loss when they are held for trading. Additionally, financial liabilities can be designated at FVTPL where:

- the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch which would otherwise arise;
- a group of financial liabilities are managed and their performance is evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy; or
- the financial liability contains one or more embedded derivatives unless:
 - a) the embedded derivative does not significantly modify the cash flows that otherwise would be required by the contract, or
 - b) the embedded derivative is closely related to the host financial liability.

Where financial liabilities are designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in other comprehensive income, except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss.

13. DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS

The table below presents our total deposits and other borrowings by type:

	2020 \$m	2019 \$m
Certificates of deposit	30,574	34,952
Term deposits	148,839	173,641
On demand and short term deposits	262,236	214,002
Deposits not bearing interest	22,016	15,765
Deposits from banks and securities sold under repurchase agreements ¹	86,947	76,468
Commercial paper	7,524	9,413
Deposits and other borrowings	558,136	524,241
<i>Residual contractual maturity:</i>		
- to be settled within 1 year	544,324	522,125
- to be settled after 1 year	13,812	2,116
Deposits and other borrowings	558,136	524,241
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	556,676	524,220
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition) ²	1,460	21
Deposits and other borrowings	558,136	524,241

¹ Includes \$12 billion of funds drawn under the RBA's Term Funding Facility (TFF). TFF is initially recognised at fair value and is subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method.

² From 1 October 2019, the Company changed its accounting treatment for certain gold and loan deposit products which are now designated as at fair value through profit and loss.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

For deposits and other borrowings that are:

- not designated at fair value through profit or loss on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method; and
- managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designate them as measured at fair value through profit or loss.

Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Company's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit or loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit and loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Company. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in the profit and loss.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. DEBT ISSUANCES

The Company uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that holders of senior debt take priority over holders of subordinated debt owed by the Company. In the winding up of the Company, the subordinated debt will be repaid by the Company, only after the repayment of claims of depositors, other creditors and the senior debt holders.

	2020 \$m	2019 \$m
Senior debt	64,591	71,767
Covered bonds	11,761	16,826
Total unsubordinated debt	76,352	88,593
Subordinated debt		
- Additional Tier 1 capital	7,833	7,838
- Tier 2 capital	12,865	8,415
Total subordinated debt	20,698	16,253
Total debt issued	97,050	104,846

For further information relating to debt issuances, refer to the ANZ 2020 Group Annual Report (Note 15 Debt Issuances) available at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

RISK MANAGEMENT FRAMEWORK AND MODEL

INTRODUCTION

The use of financial instruments is fundamental to the Company's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Company's key material risks.

We disclose details of all key material risks impacting the Company, and further information on the Company's risk management activities, in the Governance and Risk Management section in the ANZ 2020 Group Annual Report available at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>.

This note details the Company's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks.

Key material financial risks	Key sections applicable to this risk
Overview	An overview of our Risk Management Framework
Credit risk The risk of financial loss resulting from: - a counterparty failing to fulfil its obligations; or - a decrease in credit quality of a counterparty resulting in a financial loss. Credit risk incorporates the risks associated with us lending to customers who could be impacted by climate change or by changes to laws, regulations, or other policies adopted by governments or regulatory authorities, including carbon pricing and climate change adaptation or mitigation policies.	- Credit risk overview, management and control responsibilities - Maximum exposure to credit risk - Credit quality - Concentrations of credit risk - Collateral management
Market risk The risk to the Company's earnings arising from: - changes in interest rates, foreign exchange rates, credit spreads, volatility and correlations; or - fluctuations in bond, commodity or equity prices.	- Market risk overview, management and control responsibilities - Measurement of market risk - Traded and non-traded market risk - Equity securities designated at FVOCI - Foreign currency risk – structural exposures
Liquidity and funding risk The risk that the Company is unable to meet payment obligations as they fall due, including: - repaying depositors or maturing wholesale debt; or - the Company having insufficient capacity to fund increases in assets.	- Liquidity risk overview, management and control responsibilities - Key areas of measurement for liquidity risk - Liquidity risk outcomes - Residual contractual maturity analysis of the Company's liabilities

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

OVERVIEW

AN OVERVIEW OF OUR RISK MANAGEMENT FRAMEWORK

This overview is provided to aid the users of the financial statements to understand the context of the financial disclosures required under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures*. It should be read in conjunction with the Governance and Risk Management section in the ANZ 2020 Group Annual Report available at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Company's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Company's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Company including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), which sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that the Company is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes the Company's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that gives effect to this strategy. This includes a description of each material risk, and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how the Company identifies, measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Company, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At the Company, risk is everyone's responsibility.

The Company has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect the Company's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Company's Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Company's RMF annually that seeks to ensure compliance with, and the effectiveness of, the risk management framework;
- facilitation of a comprehensive review every three years that seeks to ensure the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day to day operations.

CREDIT RISK

CREDIT RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Granting credit facilities to customers is one of the Company's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Company dedicates considerable resources to its management. The Company assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from inter-bank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Company when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- sets the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Company's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Company can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business customers, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Company's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom the Company has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending	Retail and some small business lending
Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.	Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is referred out for manual assessment.

We use the Company's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets. To enable wider comparisons, the Company's CCRs are mapped to external rating agency scales as follows:

Credit Quality Description	Internal CCR	ANZ Customer Requirements	Moody's Rating	Standard & Poor's Rating
Strong	CCR 0+ to 4-	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Satisfactory	CCR 5+ to 6-	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term, even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 – B1	BB+ – B+
Weak	CCR 7+ to 8=	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 – Caa	B – CCC
Defaulted	CCR 8- to 10	When doubt arises as to the collectability of a credit facility, the financial instrument (or "the facility") is classified as defaulted.	N/A	N/A

MAXIMUM EXPOSURE TO CREDIT RISK

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, this maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Company would have to pay if the instrument is called upon.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
On-balance sheet positions						
Net loans and advances	488,002	484,655	-	-	488,002	484,655
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	98,083	77,949	1,084	934	96,999	77,015
Settlement balances owed to ANZ	7,116	3,442	7,116	3,442	-	-
Collateral paid	13,012	13,461	-	-	13,012	13,461
Trading securities	38,423	34,217	5,465	5,922	32,958	28,295
Derivative financial instruments	130,552	116,544	-	-	130,552	116,544
Investment securities						
- debt securities at amortised costs	5,354	4,787	-	-	5,354	4,787
- debt securities at FVOCI	73,936	67,400	-	-	73,936	67,400
- equity securities at FVOCI	994	1,168	994	1,168	-	-
Regulatory deposits	199	215	-	-	199	215
Due from controlled entities	100,654	88,874	-	-	100,654	88,874
Other financial assets ²	1,460	2,167	-	-	1,460	2,167
Total other financial assets	469,783	410,224	14,659	11,466	455,124	398,758
Subtotal	957,785	894,879	14,659	11,466	943,126	883,413
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ³	226,714	211,796	-	-	226,714	211,796
Total	1,184,499	1,106,675	14,659	11,466	1,169,840	1,095,209

¹ Bank notes and coins and cash at bank within Cash and cash equivalents, trade dated assets within Settlement balances owed to ANZ, equity securities and precious metal exposures within Trading securities. Equity securities within Investment securities were excluded as they do not have credit risk exposure.

² Other financial assets mainly comprise accrued interest and acceptances.

³ Undrawn and contingent facilities include guarantees, letters of credit and performance related contingencies, net of collectively assessed and individually assessed allowance for expected credit losses.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)**CREDIT RISK (continued)****CREDIT QUALITY**

An analysis of the Company's credit risk exposure is presented in the following tables based on the Company's internal rating by stage without taking account of the effects of any collateral or other credit enhancements:

Net loans and advances

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	300,174	12,692	-	-	312,866
Satisfactory	115,745	30,200	-	-	145,945
Weak	8,348	14,740	-	-	23,088
Defaulted	-	-	3,936	1,817	5,753
Gross loans and advances at amortised cost	424,267	57,632	3,936	1,817	487,652
Allowance for ECL	(1,028)	(2,114)	(373)	(704)	(4,219)
Net loans and advances at amortised cost	423,239	55,518	3,563	1,113	483,433
Coverage ratio	0.24%	3.67%	9.48%	38.75%	0.87%
Loans and advances at fair value through profit or loss					4,016
Unearned income					(19)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees					572
Net carrying amount					488,002

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	330,531	16,720	-	-	347,251
Satisfactory	95,286	23,717	-	-	119,003
Weak	6,462	7,770	-	-	14,232
Defaulted	-	-	4,248	1,604	5,852
Gross loans and advances at amortised cost	432,279	48,207	4,248	1,604	486,338
Allowance for ECL	(746)	(1,181)	(361)	(633)	(2,921)
Net loans and advances at amortised cost	431,533	47,026	3,887	971	483,417
Coverage ratio	0.17%	2.45%	8.50%	39.46%	0.60%
Loans and advances at fair value through profit or loss					797
Unearned income					(144)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees					585
Net carrying amount					484,655

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

Investment securities - debt securities at amortised cost

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	5,271	-	-	-	5,271
Satisfactory	84	-	-	-	84
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	5,355	-	-	-	5,355
Allowance for ECL	(1)	-	-	-	(1)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	5,354	-	-	-	5,354
Coverage ratio	0.02%	-	-	-	0.02%

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	4,714	-	-	-	4,714
Satisfactory	74	-	-	-	74
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	4,788	-	-	-	4,788
Allowance for ECL	(1)	-	-	-	(1)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	4,787	-	-	-	4,787
Coverage ratio	0.02%	-	-	-	0.02%

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)**CREDIT RISK** (continued)

Investment securities - debt securities at FVOCI

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	73,936	-	-	-	73,936
Satisfactory	-	-	-	-	-
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	73,936	-	-	-	73,936
Allowance for ECL recognised in other comprehensive income	(7)	-	-	-	(7)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	67,400	-	-	-	67,400
Satisfactory	-	-	-	-	-
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	67,400	-	-	-	67,400
Allowance for ECL recognised in other comprehensive income	(5)	-	-	-	(5)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

Other financial assets

	2020 \$m	2019 \$m
Strong	365,532	317,051
Satisfactory	9,724	9,138
Weak	577	382
Defaulted	1	-
Total carrying amount	375,834	326,571

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

	2020				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	159,158	2,984	-	-	162,142
Satisfactory	18,874	2,944	-	-	21,818
Weak	1,107	915	-	-	2,022
Defaulted	-	-	102	165	267
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	179,139	6,843	102	165	186,249
Allowance for ECL included in Provisions	(513)	(183)	(15)	(20)	(731)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	178,626	6,660	87	145	185,518
Coverage ratio	0.29%	2.67%	14.71%	12.12%	0.39%
Undrawn and contingent facilities not subject to ECL ¹					41,196
Net undrawn and contingent facilities					226,714

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	139,051	1,816	-	-	140,867
Satisfactory	19,546	2,923	-	-	22,469
Weak	271	793	-	-	1,064
Defaulted	-	-	96	38	134
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	158,868	5,532	96	38	164,534
Allowance for ECL included in Provisions	(405)	(126)	(14)	(12)	(557)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	158,463	5,406	82	26	163,977
Coverage ratio	0.25%	2.28%	14.58%	31.58%	0.34%
Undrawn and contingent facilities not subject to ECL ¹					47,819
Net undrawn and contingent facilities					211,796

¹ Commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region – therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Company monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Company also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Agriculture, forestry, fishing and mining	19,555	20,163	946	860	15,837	16,117	36,338	37,140
Business services	7,544	7,063	105	112	5,747	6,075	13,396	13,250
Construction	4,649	4,859	19	33	5,331	5,140	9,999	10,032
Electricity, gas and water supply	4,842	5,293	1,843	1,543	6,841	5,226	13,526	12,062
Entertainment, leisure and tourism	11,477	11,170	560	652	3,522	2,877	15,559	14,699
Financial, investment and insurance	49,254	52,333	364,478	321,569	44,678	39,107	458,410	413,009
Government and official institutions	3,347	2,002	75,554	62,886	1,224	1,637	80,125	66,525
Manufacturing	21,452	19,338	1,661	2,196	33,716	36,319	56,829	57,853
Personal lending	279,899	274,357	697	1,072	49,421	42,246	330,017	317,675
Property services	37,605	34,196	1,024	1,009	14,526	15,126	53,155	50,331
Retail trade	9,023	10,771	164	131	7,279	5,737	16,466	16,639
Transport and storage	11,599	11,955	1,016	966	7,412	6,844	20,027	19,765
Wholesale trade	9,973	12,665	2,237	2,784	17,151	16,347	29,361	31,796
Other	21,449	20,970	4,821	2,946	14,760	13,555	41,030	37,471
Gross total	491,668	487,135	455,125	398,759	227,445	212,353	1,174,238	1,098,247
Provision for credit impairment	(4,219)	(2,921)	(1)	(1)	(731)	(557)	(4,951)	(3,479)
Subtotal	487,449	484,214	455,124	398,758	226,714	211,796	1,169,287	1,094,768
Unearned income	(19)	(144)	-	-	-	-	(19)	(144)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	572	585	-	-	-	-	572	585
Maximum exposure to credit risk	488,002	484,655	455,124	398,758	226,714	211,796	1,169,840	1,095,209

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations. Where there is sufficient collateral, an expected credit loss is not recognised. This is largely the case for certain lending products that are secured by corresponding investment for which the margin loans are utilised and for reverse repurchase agreements. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment - for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables. During the period there was no change in our collateral policies.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans - housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured, if we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans - business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, for example: guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading securities, investment securities, Derivatives and Other financial assets	For trading securities, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, we typically terminate all contracts with the counterparty and settle on a net basis at market levels current at the time of a counterparty default under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements. Our preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA so that open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by the Company when our position is out of the money).
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent facilities.	Collateral for off-balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Credit exposure		Total value of collateral		Unsecured portion of credit exposure	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Net loans and advances	488,002	484,655	393,548	374,041	94,454	110,614
Other financial assets	455,124	398,758	42,000	29,998	413,124	368,760
Off-balance sheet positions	226,714	211,796	36,372	33,984	190,342	177,812
Total	1,169,840	1,095,209	471,920	438,023	697,920	657,186

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK

MARKET RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Market risk stems from the Company's trading and balance sheet management activities, the impact of changes and correlation between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads and volatility in bond, commodity or equity prices.

The BRC delegates responsibility for day-to-day management of both market risks and compliance with market risk policies to the Credit & Market Risk Committee (CMRC) and the Group Asset & Liability Committee (GALCC).

Within overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Company level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are: 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices.	Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.

MEASUREMENT OF MARKET RISK

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR gauges the Company's possible daily loss based on historical market movements.

The Company's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over:

- the previous 500 business days, to calculate standard VaR; and
- a 1-year stressed period, to calculate stressed VaR.

We calculate traded and non-traded VaR using one-day and ten-day holding periods. For stressed VaR, we use a ten-day period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

The Company measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

TRADED AND NON-TRADED MARKET RISK

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	30 September 2020				30 September 2019			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	2.0	5.6	1.0	2.8	1.3	9.0	1.2	3.6
Interest rate	7.2	10.6	2.9	5.8	2.8	9.5	2.8	5.3
Credit	13.6	16.9	1.6	8.2	4.8	4.8	1.1	2.8
Commodity	2.7	4.3	1.3	2.2	1.5	4.0	1.1	1.8
Equity	-	-	-	-	-	-	-	-
Diversification benefit ¹	(10.5)	n/a	n/a	(7.9)	(4.9)	n/a	n/a	(5.9)
Total VaR	15.0	24.5	5.3	11.1	5.5	13.1	5.3	7.6

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Company as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Company's banking book, while ensuring the Company maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Company's future net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities and assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Company as well as Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and Americas (APEA) geographies which are calculated separately.

	30 September 2020				30 September 2019			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Non-traded value at risk 99% confidence								
Australia	60.8	60.8	18.8	33.4	22.7	22.7	16.4	18.9
New Zealand	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
Asia Pacific, Europe & America	28.5	30.9	17.7	24.1	17.6	17.6	12.7	16.1
Diversification benefit ¹	(43.3)	n/a	n/a	(21.4)	(10.7)	n/a	n/a	(11.0)
Total VaR	46.0	47.6	25.5	36.1	29.6	29.6	21.2	24.0

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Company as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Company's market risk exposures. We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported net interest income. A positive number signifies that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	2020	2019 ¹
Impact of 1% rate shock		
As at period end	0.78%	1.01%
Maximum exposure	1.78%	1.01%
Minimum exposure	0.06%	0.02%
Average exposure (in absolute terms)	0.78%	0.42%

¹ Prior period numbers have been restated to reflect RRR model enhancements.

EQUITY SECURITIES DESIGNATED AT FVOCI

Our investment securities contain equity investment holdings which predominantly comprise investments we hold for longer-term strategic reasons. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Company's VaR processes for traded and non-traded market risks.

Therefore, the Company regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are impaired based on the recognition and measurement policies set out in Note 10 Investment securities.

FOREIGN CURRENCY RISK – STRUCTURAL EXPOSURES

Our investment of capital in foreign operations — for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar — exposes the Company to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

Where it is considered appropriate, the Company takes out economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US dollar and US dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the effect of changes in foreign exchange rates on the consolidated capital ratios are minimised.

LIQUIDITY AND FUNDING RISK

LIQUIDITY RISK AND FUNDING POSITION

For information related to the liquidity risk and funding position refer to the ANZ 2020 Group Annual Report (Note 16 Financial Risk Management), available at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>.

RESIDUAL CONTRACTUAL MATURITY ANALYSIS OF THE COMPANY'S LIABILITIES

The table below provides residual contractual maturity analysis of financial liabilities at 30 September within relevant maturity groupings. The table below excludes "Due to controlled entities" liabilities of \$100.9 billion (2019: \$89.7 billion) as the contractual maturity is linked to the repayment of underlying assets which are managed on a pool basis which is continuously reviewed. All outstanding Debt Issuance and Subordinated Debt is profiled on the earliest date on which the Company may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the "Less than 3 months" category. Any other items without a specified maturity date are included in the "After 5 years" category. The amounts represent principal and interest cash flows - so they may differ from equivalent amounts reported on balance sheet. It should be noted that this is not how the Company manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed in the ANZ 2020 Group Annual Report (Note 16 Financial Risk Management), available at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
2020					
Settlement balances owed by ANZ	19,556	-	-	-	19,556
Collateral received	8,074	-	-	-	8,074
Deposits and other borrowings	479,498	65,779	14,419	158	559,854
Liability for acceptances	224	-	-	-	224
Debt issuances ¹	4,627	21,483	64,102	12,775	102,987
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	124,027	-	-	-	124,027
Lease liabilities ³	66	234	855	1,114	2,269
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ⁴					
- Funding					
Receive leg	(8,430)	(14,025)	(51,487)	(13,620)	(87,562)
Pay leg	8,038	12,930	49,365	12,942	83,275
- Other balance sheet management					
Receive leg	(74,219)	(40,186)	(8,321)	(8,343)	(131,069)
Pay leg	74,097	39,327	8,048	7,029	128,501
2019					
Settlement balances owed by ANZ	9,313	29	-	-	9,342
Collateral received	7,005	-	-	-	7,005
Deposits and other borrowings	447,479	74,646	3,818	97	526,040
Liability for acceptances	293	-	-	-	293
Debt issuances ¹	7,579	13,958	79,370	13,207	114,114
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	108,457	-	-	-	108,457
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ⁴					
- Funding					
Receive leg	(24,570)	(22,462)	(62,851)	(15,524)	(125,407)
Pay leg	23,832	20,392	58,629	14,668	117,521
- Other balance sheet management					
Receive leg	(84,339)	(24,538)	(8,350)	(1,583)	(118,810)
Pay leg	84,525	25,088	9,373	1,972	120,958

¹ Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company, and perpetual debt instruments after 5 years.

² The full mark-to-market of derivative liabilities not held for balance sheet management purposes is included in the "less than 3 months" category.

³ On adoption of AASB 16 on 1 October 2019, the Company recognised a Lease liability of \$2.1 billion presented within Payables and other liabilities. Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 for further details.

⁴ Includes derivatives designated into hedging relationships of \$3,202 million (2019: \$2,927 million) and \$4,001 million (2019: \$3,956 million) categorised as held for trading but form part of the Company's balance sheet management.

At 30 September 2020 \$191,300 million (2019: \$171,881 million) of the Company's undrawn facilities and \$36,146 million (2019: \$40,472 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Company may be required to pay.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The Company carries a significant number of financial instruments on the balance sheet at fair value. The fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

VALUATION

The Company has an established control framework, including appropriate segregation of duties, to ensure that fair values are accurately determined, reported and controlled. The framework includes the following features:

- products are approved for transacting with external customers and counterparties only where fair values can be appropriately determined;
- quoted market prices used to value financial instruments are independently verified with information from external pricing providers;
- fair value methodologies and inputs are evaluated and approved by a function independent of the party that undertakes the transaction;
- movements in fair values are independently monitored and explained by reference to underlying factors relevant to the fair value; and
- valuation adjustments (such as funding valuation adjustments, credit valuation adjustments and bid-offer adjustments) are independently validated and monitored.

If the Company holds offsetting risk positions, then the Company uses the portfolio exemption in AASB 13 *Fair Value Measurement* (AASB 13) to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. We measure the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

We designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss:

- where they contain a separable embedded derivative which significantly modifies the instruments' cash flow; or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as we measure the derivative financial instruments (which we acquired to mitigate interest rate risk of the assets or liabilities) at fair value through profit or loss.

Our approach ensures that we recognise the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

We may also designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the instruments are managed.

FAIR VALUE APPROACH AND VALUATION TECHNIQUES

We use valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market exists for that asset or liability. This includes the following:

Asset or Liability	Fair Value Approach
Financial instruments classified as: - Trading securities - Securities sold short - Derivative financial assets and liabilities - Investment securities	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity instruments that are not traded in active markets may be measured using comparable company valuation multiples.
Financial instruments classified as: - Net loans and advances - Deposits and other borrowings - Debt issuances	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instruments are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt with similar maturities or yield curve appropriate for the remaining term to maturity.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The following tables set out the classification of financial asset and liability categories according to measurement bases together with their carrying amounts as reported on the balance sheet.

		2020			2019		
	Note	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	7	98,083	-	98,083	77,949	-	77,949
Settlement balances owed to ANZ		7,116	-	7,116	3,442	-	3,442
Collateral paid		13,012	-	13,012	13,461	-	13,461
Trading securities	8	-	38,423	38,423	-	34,217	34,217
Derivative financial assets and liabilities	9	-	130,552	130,552	-	116,544	116,544
Investment securities	10	5,354	74,930	80,284	4,787	68,568	73,355
Net loans and advances	11	483,986	4,016	488,002	483,858	797	484,655
Regulatory deposits		199	-	199	215	-	215
Due from controlled entities		98,726	1,928	100,654	86,907	1,967	88,874
Other financial assets		1,460	-	1,460	2,167	-	2,167
Total		707,936	249,849	957,785	672,786	222,093	894,879
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		19,556	-	19,556	9,342	-	9,342
Collateral received		8,074	-	8,074	7,005	-	7,005
Deposits and other borrowings	13	556,676	1,460	558,136	524,220	21	524,241
Derivative financial instruments	9	-	131,230	131,230	-	117,340	117,340
Due to controlled entities		100,932	-	100,932	89,683	-	89,683
Payables and other liabilities		4,377	3,693	8,070	4,231	2,390	6,621
Debt issuances	14	92,832	4,218	97,050	100,199	4,647	104,846
Total		782,447	140,601	923,048	734,680	124,398	859,078

FAIR VALUE HIERARCHY

The Company categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy as required by AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 - valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 - valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)**FAIR VALUE HIERARCHY (continued)**

The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy:

	Fair value measurements							
	Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Assets								
Trading securities ¹	35,170	29,439	3,253	4,778	-	-	38,423	34,217
Derivative financial instruments	662	351	129,832	116,137	58	56	130,552	116,544
Investment securities ¹	73,838	67,182	105	228	987	1,158	74,930	68,568
Net loans and advances ²	-	-	4,016	797	-	-	4,016	797
Due from controlled entities	-	-	1,928	1,967	-	-	1,928	1,967
Total	109,670	96,972	139,134	123,907	1,045	1,214	249,849	222,093
Liabilities								
Deposits and other borrowings ²	-	-	1,460	21	-	-	1,460	21
Derivative financial instruments	1,109	868	130,066	116,421	55	51	131,230	117,340
Payables and other liabilities ³	3,680	2,352	13	38	-	-	3,693	2,390
Debt issuances (designated at fair value)	996	1,009	3,222	3,638	-	-	4,218	4,647
Total	5,785	4,229	134,761	120,118	55	51	140,601	124,398

¹ During the year, \$127 million of assets were transferred from Level 2 to Level 1 (2019: nil) following increased trading activity to support quoted prices. There were no other material transfers during the year. Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

² From 1 October 2019, the Company changed its accounting treatment for certain gold loan and deposit products which are now designated as at fair value through profit and loss.

³ Payables and other liabilities relates to securities sold short, which we classify as held for trading and measured at fair value through profit or loss.

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA**Level 3 fair value measurements**

The net balance of Level 3 is an asset of \$990 million (2019: \$1,163million). The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs primarily include:

- equities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- structured credit products for which credit spreads and default probabilities relating to the reference assets and derivative counterparties cannot be observed;
- other derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Movement in the Level 3 balance is mainly due to the revaluation of the Company's investment in Bank of Tianjin.

There were no other material transfers in or out of Level 3 during the period.

Bank of Tianjin (BoT)

The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgement applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived are non-observable inputs which have resulted in the Level 3 classification.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA (continued)

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs not being directly observable in the market place (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Company's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameter used to derive the valuation.

Bank of Tianjin (BoT)

The valuation of the BoT investment is sensitive to the selected unobservable input, being the P/B multiple. If the P/B multiple was increased or decreased by 10% it would result in a \$93 million (Sep 19: \$111 million) increase or decrease to the fair value of the investment, which would be recognised in shareholders' equity.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in the Level 3 inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Company.

Deferred fair value gains and losses

Where fair values are determined using unobservable inputs, the Company does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount we determine based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, we recognise the deferred amount in profit or loss on a straight line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable.

The day one gains and losses deferred are not material.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE

The following table sets out the Company's basis of estimating fair values of financial instruments carried at amortised cost:

Financial Asset and Liability	Fair Value Approach
Investment securities – debt securities at amortised cost	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable for that instrument.
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Company's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Company to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debt issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to the Company for that instrument.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)**FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE (continued)**

The financial assets and financial liabilities listed in the table below are carried at amortised cost on the Company's balance sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Company provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

	At amortised cost		Categorised into fair value hierarchy						Fair value (total)	
	2020 \$m	2019 \$m	Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		With significant non- observable inputs (Level 3)		2020 \$m	2019 \$m
			2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m		
Financial assets										
Net loans and advances	483,986	483,858	-	-	16,056	21,425	468,367	462,909	484,423	484,334
Investment securities	5,354	4,787	-	-	5,352	4,790	-	-	5,352	4,790
Due from controlled entities	98,726	86,907	-	-	-	-	98,726	86,907	98,726	86,907
Total	588,066	575,552	-	-	21,408	26,215	567,093	549,816	588,501	576,031
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings	556,676	524,220	-	-	556,805	524,383	-	-	556,805	524,383
Debt issuances	92,832	100,199	23,214	39,620	71,133	61,832	-	-	94,347	101,452
Due to controlled entities	100,932	89,683	-	-	-	-	100,932	89,683	100,932	89,683
Total	750,440	714,102	23,214	39,620	627,938	586,215	100,932	89,683	752,084	715,518

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

The Company evaluates the material accuracy of the valuations incorporated in the financial statements as they can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values of financial assets and liabilities at the balance sheet date.

The majority of valuation models the Company uses employ only observable market data as inputs. This has not changed as a result of COVID-19, however the Company has considered the impact of related economic and market disruptions on fair value measurement assumptions and the appropriateness of valuation inputs, notably valuation adjustments, as well as the impact of COVID-19 on the classification of exposures in the fair value hierarchy.

However, for certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available.

When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Company considers valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments – refer Note 9 Derivative Financial Instruments) to reflect the Company's assessment of factors that market participants would consider in setting fair value.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

17. ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES AND COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The following disclosure excludes the amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet that relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement.

ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES

Assets charged as security for liabilities include the following types of instruments:

- Securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements;
- Specified residential mortgages provided as security for notes and bonds issued to investors as part of the Company's covered bond programs;
- Collateral provided to central banks; and
- Collateral provided to clearing houses.

The carrying amount of assets pledged as security are as follows:

	2020 \$m	2019 \$m
Securities sold under arrangements to repurchase ¹	60,612	42,640
Residential mortgages provided as security for covered bonds	17,937	20,052
Other	4,921	4,421

¹ The amounts disclosed as securities sold under arrangements to repurchase include both:

- assets pledged as security which continue to be recognised on the Company's balance sheet; and
- assets repledged, which are included in the disclosure below.

COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The Company has received collateral associated with various financial instruments. Under certain transactions the Company has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	2020 \$m	2019 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	53,118	37,526
Fair value of assets sold or repledged	32,308	29,384

18. OFFSETTING

We offset financial assets and financial liabilities on the balance sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

If the above conditions are not met, the financial assets and liabilities are presented on a gross basis.

The Company does not have any arrangements that satisfy the conditions necessary to offset financial assets and financial liabilities within the balance sheet. The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the balance sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2020						
Derivative financial assets	130,552	(2,531)	128,021	(117,039)	(5,625)	5,357
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	52,322	(4,810)	47,512	(1,566)	(45,946)	-
Total financial assets	182,874	(7,341)	175,533	(118,605)	(51,571)	5,357
Derivative financial liabilities	(131,230)	1,567	(129,663)	117,039	9,402	(3,222)
Repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	(54,951)	13,589	(41,362)	1,566	39,796	-
Total financial liabilities	(186,181)	15,156	(171,025)	118,605	49,198	(3,222)

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2019						
Derivative financial assets	116,544	(2,323)	114,221	(102,761)	(6,232)	5,228
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	36,648	(4,845)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
Total financial assets	153,192	(7,168)	146,024	(104,175)	(36,621)	5,228
Derivative financial liabilities	(117,340)	1,648	(115,692)	102,761	9,803	(3,128)
Repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	(40,826)	17,240	(23,586)	1,414	22,172	-
Total financial liabilities	(158,166)	18,888	(139,278)	104,175	31,975	(3,128)

¹ Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented on the Balance Sheet within cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented on the Balance Sheet within net loans and advances.

² Repurchase agreements are presented on the Balance Sheet within deposits and other borrowings.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

19. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

	Goodwill ¹		Software		Other Intangibles		Total	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Balance at start of year	82	73	1,285	1,373	-	-	1,367	1,446
Additions	-	10	372	412	6	-	378	422
Amortisation expense ²	-	-	(625)	(497)	(1)	-	(626)	(497)
Impairment expense ³	(10)	-	(2)	(4)	-	-	(12)	(4)
Written off on disposal	(10)	-	-	-	-	-	(10)	-
Foreign currency exchange difference	-	(1)	-	1	-	-	-	-
Balance at end of year	62	82	1,030	1,285	5	-	1,097	1,367
Cost ⁴	72	82	7,006	6,767	6	-	7,084	6,849
Accumulated amortisation/impairment	(10)	n/a	(5,976)	(5,482)	(1)	-	(5,987)	(5,482)
Carrying amount	62	82	1,030	1,285	5	-	1,097	1,367

¹ Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.

² During the second half of the 2020 financial year, the Company amended the application of its software amortisation policy. The Company recognised accelerated amortisation of \$184 million.

³ During the September 2020 year, the Company recognised an impairment charge of \$10 million to fully write off the goodwill relating to its business in the Pacific.

⁴ Includes impact of foreign currency translation differences.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

	Goodwill	Software	Other Intangible Assets
Definition	Excess amount the Company has paid in acquiring a business over the fair value of the identifiable assets and liabilities acquired.	Purchases of "off the shelf" software assets are capitalised as assets. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalised as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred.	Intangible asset arising from contractual rights.
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the cash generating unit to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.	Initially measured at fair value at acquisition. Subsequently carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses.

19. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT (continued)

	Goodwill	Software	Other Intangible Assets
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 2-5 years; however major core infrastructure may be amortised up to 7 years subject to approval by the Audit Committee. Purchased software is amortised over 2 years unless it is considered integral to other assets with a longer useful life.	Useful life of 3 years.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.	Straight-line method.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill, and other intangible assets; and the useful economic life of an asset, or if an asset has an indefinite life. We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

At each reporting date, software and other intangible assets are assessed for indicators of impairment and, where such indicators are identified, an impairment assessment is performed. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying value of the asset is written down immediately. Those assets not yet ready for use are tested for impairment annually.

In addition, the expected useful lives of intangible assets are assessed at each reporting date. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the underlying pace of technological change.

During the Financial year the Company amended the application of the software policy to reflect the shorter lives of various types of software, including regulatory and compliance focused assets and purchased assets. These changes better reflect the Company's rapidly changing technology and business needs and ongoing reinvestment in purchased and internally developed software to ensure assets remain fit for purpose.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

20. OTHER PROVISIONS

	2020 \$m	2019 \$m
ECL allowance on undrawn and contingent facilities ¹	731	557
Customer remediation	969	967
Restructuring costs	70	37
Non-lending losses, frauds and forgeries	57	63
Other	330	281
Total other provisions	2,157	1,905

¹ Refer to Note 12 Allowance for Expected Credit Losses for movement analysis.

	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m
Balance as at 1 October 2018	556	94	75	113
New and increased provisions made during the year	608	46	1	308
Provisions used during the year	(150)	(91)	(5)	(40)
Unused amounts reversed during the year	(47)	(12)	(8)	(100)
Balance at 30 September 2019	967	37	63	281
New and increased provisions made during the year	673	105	5	376
Provisions used during the year	(303)	(65)	(8)	(191)
Unused amounts reversed during the year ¹	(368)	(7)	(3)	(136)
Balance at end of year	969	70	57	330

¹ Customer remediation includes a \$72 million transfer to the purchaser on completion of divestment of part of Wealth Australia discontinued operations.

Customer remediation

Customer remediation includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties and litigation outcomes.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Company or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from certain legal actions not directly related to amounts of principal outstanding for loans and advances and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including workers compensation, make-good provisions associated with leased premises and contingent liabilities recognised as part of a business combination.

20. OTHER PROVISIONS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company recognises provisions when there is a present obligation arising from a past event, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Company holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs and surplus lease space, non-lending losses, fraud and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the timing and outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including, the number of impacted customers, the average refund per customer, the associated remediation project costs, and the implications of regulatory exposures and customer claims having regard to their specific facts and circumstances. Consequently, the appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence including expert legal advice and adjustments are made to the provisions where appropriate.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

21. SHAREHOLDERS' EQUITY

SHAREHOLDERS' EQUITY

	2020 \$m	2019 \$m
Ordinary share capital	26,454	26,413
Reserves:		
Foreign currency translation reserve	(131)	(21)
Share option reserve	85	89
FVOCI reserve	129	65
Cash flow hedge reserve	935	707
Total reserves	1,018	840
Retained earnings	25,800	25,961
Total shareholders' equity	53,272	53,214

ORDINARY SHARE CAPITAL

The table below details the movement in ordinary shares and share capital for the period.

	2020		2019	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	2,834,584,923	26,413	2,873,618,118	27,533
Bonus option plan ¹	2,412,280	-	2,999,796	-
Dividend reinvestment plan ²	3,373,022	61	-	-
Group employee share acquisition scheme	-	(20)	-	-
Share buy-back ³	-	-	(42,032,991)	(1,120)
Balance at end of year	2,840,370,225	26,454	2,834,584,923	26,413

¹ The Company issued 0.8 million shares under the Bonus Option Plan (BOP) for the 2020 interim dividend and 1.6 million shares for the 2019 final dividend (1.4 million shares for the 2019 interim dividend) and 1.6 million shares for the 2018 final dividend.

² 3.4 million shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2020 interim dividend (nil shares for the 2019 final dividend, nil shares for the 2019 interim dividend as the shares were purchased on-market and provided directly to shareholders participating in the DRP).

³ The Company completed a \$3.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million in the September 2019 full year resulting in 42.0 million ANZ ordinary shares being cancelled in the September 2019 full year.

21. SHAREHOLDERS' EQUITY (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Ordinary shares	Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person, or by proxy, is entitled to: • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Treasury shares	Treasury shares are shares in the Company which: • the ANZ Employee Share Acquisition Plan purchases on market and have not yet distributed, or • the Company issues to the ANZ Employee Share Acquisition Plan and have not yet been distributed. Treasury shares are deducted from share capital and excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments together with any tax effect.
FVOCI reserve	Includes changes in the fair value of certain debt securities and equity securities included within Investment Securities together with any tax effect. In respect of debt securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition, except for those relating to allowance for expected credit losses, interest income and foreign currency exchange gains and losses which are recognised in profit or loss. As debt securities at FVOCI are recorded at fair value, the balance of the FVOCI reserve is net of the ECL allowance associated with such assets. When a debt security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is reclassified to profit or loss and presented in Other operating income. In respect of the equity securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition (including any related foreign exchange gains or losses). When an equity security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is not recycled to profit or loss.
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

22. CAPITAL MANAGEMENT

CAPITAL MANAGEMENT STRATEGY

ANZ's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby ANZ conducts detailed strategic and capital planning over a 3 year time horizon. The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of ANZ's divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital ('stress capital buffer') needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital ratios and targets across various classes of capital against ANZ's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of ANZ's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, ANZ maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

REGULATORY ENVIRONMENT

As ANZ is an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) in Australia, it is regulated by APRA under the *Banking Act 1959 (Cth)*. ANZ must comply with the minimum regulatory capital requirements, prudential capital ratios and specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision (BCBS).

For reporting purposes as part of the ANZ 2020 Annual Report, Capital Adequacy Ratios are presented for the Level 2 ADI and are not presented for the Company as a standalone entity. Refer to Note 23 Capital Management in the ANZ 2020 Group Annual Report for details of the Capital Adequacy Ratios, which can be found at <https://www.anz.com/shareholder/centre/reporting/annual-report-annual-review/>.

23. SHARES IN CONTROLLED ENTITIES

	Incorporated in	Nature of business	2020 \$m	2019 \$m
ACN 003 042 082 Ltd (in liquidation)	Australia	Holding Company	-	5
ANZ (Lao) Sole Company Ltd	Laos	Finance	26	26
ANZ Bank (Vietnam) Ltd	Vietnam	Banking	205	205
ANZ Cape Court Ltd	Australia	Securitisations Manager	18	18
ANZ Centre Chatters Trust	Australia	Property	167	167
ANZ Centre Trust	Australia	Property	550	550
ANZ Funds Pty Ltd	Australia	Holding Company	11,862	11,870
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty Ltd	Australia	Mortgage Insurance	398	398
ANZ Properties (Australia) Pty Ltd	Australia	Property	7	7
ANZ Rewards No 2 Pty Ltd	Australia	Credit Card Loyalty Program	40	40
ANZ Securities (Holdings) Pty Ltd	Australia	Holding Company	39	39
ANZ Support Services India Private Ltd	India	IT Services	25	25
ANZ Wealth Australia Ltd ¹	Australia	Holding Company	37	538
ANZI Holdings Pty Ltd	Australia	Holding Company	132	56
Australia and New Zealand Bank (China) Company Ltd	China	Banking	1,121	1,121
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Ltd	Papua New Guinea	Banking	40	40
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Ltd	China	Banking	-	5
Citizens Bancorp ²	Guam	Holding Company	41	41
E S & A Holdings Pty Ltd	Australia	Non-operating	43	43
Esanda Finance Corporation Ltd	Australia	Non-operating	5	5
Looking Together Pty Ltd	Australia	Non-operating	-	6
PT Bank ANZ Indonesia (99% ownership)	Indonesia	Banking	262	262
Share Investing Ltd	Australia	Trustee	4	-
Shares in controlled entities			15,022	15,467

¹ ANZ Wealth Australia Ltd returned \$501 million of capital following the sale of its OnePath funds management business in January 2020.

² Comparative amount has been updated to reclassify \$17 million previously classified as ANZ Guam, Inc.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company's subsidiaries are those entities it controls through being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity and being able to affect those returns through its power over the entity. The Company assesses whether it has power over those entities by examining the Company's existing rights to direct the relevant activities of the entity. Investments in controlled entities are carried at cost less any accumulated impairment losses.

At least at each reporting date, the Company reviews investments in controlled entities for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Company determines the recoverable amount of the controlled entity using the higher of:

- the controlled entity's fair value less cost of disposal; and
- its value-in-use.

We use a discounted cash flow methodology, and other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

24. TRANSFERS OF FINANCIAL ASSETS

In the normal course of business, the Company enters into transactions where it transfers financial assets directly to third parties or to Structured Entities (SEs). These transfers may give rise to the Company fully, or partially derecognising those financial assets depending on the Company's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Company retains substantially all of the risk and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Company's balance sheet in its entirety.

SECURITISATIONS

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Company's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Company cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets.

In some instances, the Company is also the holder of the securitised notes. In addition, the Company is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Company retains the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SE is recognised as a financial liability of the Company.

The Company is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Company when preparing consolidated Group financial statements.

COVERED BONDS

The Company operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. The mortgages provide security for the obligations payable on the issued covered bonds.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Company is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition, the Company is entitled to any residual income of the covered bond SEs and enters into derivatives with the SEs. The Company retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SEs is recognised as a financial liability of the Company.

The Company is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Company when preparing consolidated Group financial statements. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

REPURCHASE AGREEMENTS

When the Company sells securities subject to repurchase agreements under which we retain substantially all the risks and rewards of ownership, then those assets do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised for the consideration received from the counterparty.

The table below sets out the balance of assets transferred that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities:

	Securitisations ^{1,2}		Covered bonds		Repurchase agreements	
	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2019 \$m
Current carrying amount of assets transferred	78,793	65,947	17,937	20,052	60,612	42,640
Carrying amount of associated liabilities	78,793	65,947	17,937	20,052	54,951	40,826

¹ The balances relate to transfers to internal structured entities.

² The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximates their fair value.

25. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	2020 \$m	2019 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets		
Present value of funded defined benefit obligation	(1,282)	(1,353)
Fair value of scheme assets	1,541	1,591
Net defined benefit asset	259	238
As represented in the Balance Sheet		
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in payables and other liabilities	(15)	(17)
Net assets arising from defined benefit obligations included in other assets	274	255
Net defined benefit asset	259	238
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	14.9	14.9

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$93 million (2019: surplus of \$38 million). In 2020, the Company made defined benefit contributions totalling \$2 million (2019: \$2 million). It expects to make contributions of around \$2 million next financial year.

GOVERNANCE OF THE SCHEMES AND FUNDING OF THE DEFINED BENEFIT SECTIONS

The main defined benefit superannuation schemes in which the Company participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Company. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Company and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme and ANZ UK Staff Pension Scheme are the two largest defined benefit plans and have been closed to new members since 1987 and 2004 respectively. These plans did not have a material deficit, or surplus, at the last funding valuations. The Company has no present liability under the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Company may arise if any of these schemes were wound up.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Defined benefit superannuation schemes

For the Company's defined benefit schemes, an independent actuary calculates the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The balance sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the schemes assets; and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Company directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Company operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Company's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

25. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could affect the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Assumptions	2020	2019	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2020 \$m	2019 \$m
Discount rate (% p.a.)	1.55 - 1.7	1.7 - 2.0	0.5% increase	(91)	(101)
Future salary increases (% p.a.)	2.95	3.15			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/In deferment (% p.a.)	1.5 - 2.8/2.15	1.75 - 3.0/2.35	0.5% increase	73	74
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	65	65
– Males (years)	26.0 - 28.7	25.6 - 28.6			
– Females (years)	28.9 - 30.4	28.8 - 30.3			

26. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS

The Company operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during the 2020 and 2019 years were the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan.

Employee Share Offer

Eligibility	Most permanent employees employed in either Australia or New Zealand with three years continuous service for the most recent financial year.
Grant	Up to AUD 1,000 in Australia (and AUD 800 in New Zealand) of ANZ shares, subject to Board approval.
Allocation value	One week Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Australia	ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration. The shares vest on grant and are held in trust for three years from grant date, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Dividends are automatically reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
New Zealand	Shares are granted to eligible employees on payment of NZD one cent per share. Shares vest subject to satisfaction of a three-year service period, after which they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited if the employee resigns or is dismissed for serious misconduct. Dividends are either paid in cash or reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.
Expensing value (fair value)	In Australia, the fair value of the shares is expensed in the year shares are granted, as they are not subject to forfeiture. In New Zealand, the fair value is expensed on a straight-line basis over the three year vesting period. The expense is recognised as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2020 and 2019 grants	698,862 shares were granted on 2 December 2019 at an issue price of \$24.96, noting this is the final Employee Share Offer in its current form following changes to variable remuneration (effective financial year 2020) as part of the Reimagining Reward initiative. 656,738 shares were granted on 3 December 2018 at an issue price of \$26.91.

26. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Deferred Share Plan

i) ANZ Incentive Plan (ANZIP) - Chief Executive Officer (CEO), Group Executive Committee (ExCo) and other Banking Executive Accountability Regime (BEAR) Accountable Executives

Eligibility	Group CEO, ExCo and Group General Manager Internal Audit (GGM IA).
Grant	50% of the CEO's Annual Variable Remuneration (AVR), 25% of ExCo's Variable Remuneration (VR) (except for the Chief Risk Officer (CRO)), and 33% of the CRO and GGM IA's VR, is received as deferred shares.
Conditions	Deferred over at least one to four years from the date the Board approved the variable remuneration award.

ii) ANZIP (all employees excluding the CEO, ExCo and other BEAR Accountable Executives¹) and Business Unit Incentive Plans (BUIPs)

Eligibility	All employees excluding the CEO, ExCo and GGM IA (i.e. other BEAR Accountable Executive).
Grant	If VR is at or exceeds AUD 150,000, then 60% of VR amounts exceeding AUD 80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 42,000) is deferred as shares.
Conditions	Deferred over three years from grant date.

iii) Long Term Incentives (LTIs)

Eligibility	Selected employees (excludes the CEO, ExCo and GGM IA (i.e. other BEAR Accountable Executive)).
Grant	100% deferred shares.
Conditions	Vest three years from grant date.

iv) Exceptional circumstances

Remuneration foregone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with the Company to compensate them for remuneration they have foregone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have foregone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to the Company.

v) Further information

Cessation	Unless the Board decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign, are terminated on notice, or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are paid in cash or reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights section).
Allocation value	All deferred shares are issued based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2020 and 2019 grants	During the 2020 year, we granted 2,259,897 deferred shares (2019: 1,945,668) with a weighted average grant price of \$24.94 (2019: \$25.39).
Malus (downward adjustment)	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards, including to zero at any time before the vesting date. ANZ's malus (downward adjustment) provisions are detailed in section 5.3 of the 2020 Remuneration Report. Board discretion was not exercised to adjust downward any deferred shares in 2020 (2019: 9,810).

¹ Specific deferral arrangements also exist under ANZIP for roles defined as United Kingdom: Material Risk Takers and China Material Risk Takers, in line with local regulatory requirements.

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2020 under the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$73.4 million (2019: \$67.7 million) based on 2,958,759 shares (2019: 2,602,406) at VWAP of \$24.81 (2019: \$26.01).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

26. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

ANZ SHARE OPTION PLAN

Allocation	We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights. Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.
Rules	Prior to the exercise of the option/right if the Company changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation the following adjustments are required: • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of the Company's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. Holders otherwise have no other entitlements to participate: • in any new issue of the Company's securities before they exercise their options/rights; or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). Any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.
Expensing	We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
Cessation	The provisions that apply if the employee's employment ends are in section 8.2.3 of the 2020 Remuneration Report.
Malus (downward adjustment)	The Company's malus (downward adjustment) provisions are detailed in section 5.3 of the 2020 Remuneration Report.

Option Plans that operated during 2020 and 2019

i) Performance Rights

Allocation	We grant performance rights to the CEO and ExCo, and have granted performance rights to selected employees, as part of ANZ's variable remuneration plans. Performance rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a four-year vesting period ¹ and Total Shareholder Return (TSR) performance hurdles. Further details on the performance hurdles are in section 5.2.3a of the 2020 Remuneration Report.
Satisfying vesting	Any portion of the award of performance rights (that have met the performance hurdles) may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. In 2020, all performance rights lapsed due to not meeting the performance hurdles. In 2019, the performance rights that vested were satisfied through a share allocation, other than 47,195 performance rights for which a cash payment was made.
2020 and 2019 grants	During the 2020 year, we granted 520,172 performance rights (2019: 885,810).
Malus (downward adjustment)	Board discretion was not exercised to adjust downward any performance rights in 2020 (2019: 59,012).

¹ g) Three years for grants during 2019.

26. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

ii) Deferred Share Rights (no performance hurdles)	
Allocation	Deferred share rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. We adjust the fair value of rights for the absence of dividends during the restriction period.
Satisfying vesting	Any portion of the award of share rights may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All share rights were satisfied through a share allocation, other than 99,891 deferred share rights (2019: 68,357) for which a cash payment was made.
2020 and 2019 grants	During the 2020 year, 2,393,424 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2019: 2,078,427).
Malus (downward adjustment)	Board discretion was not exercised to adjust downward any deferred share rights in 2020 (2019: 11,824).

Options, Deferred Share Rights and Performance Rights on Issue

As at 4 November 2020, there were 543 holders of 4,489,045 deferred share rights on issue and 125 holders of 2,216,062 performance rights on issue.

Options/Rights Movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2020 and the movements during 2020:

	Opening balance 1 Oct 2019	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2020
Number of options/rights	6,688,538	2,913,596	(976,468)	0	(1,901,109)	6,724,557
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$19.94
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						151,829

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2019 and the movements during 2019:

	Opening balance 1 Oct 2018	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2019
Number of options/rights	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$26.66
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						181,581

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment or performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2020 and 2019, were issued at a nil exercise price.

As at the date of the signing of the Directors' Report on 4 November 2020:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2020; and
- 15,592 shares issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2020, all with nil exercise prices.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

26. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Fair Value Assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2020		2019	
	Deferred share rights	Performance rights	Deferred share rights	Performance rights
Exercise price (\$)	0.00	0.00	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	24.78	24.93	25.83	25.52
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	20.0	20.0	20.0	20.0
Equity term (years)	2.5	6.0	2.5	4.8
Vesting period (years)	2.1	4.0	2.1	3.0
Expected life (years)	2.1	4.0	2.1	3.0
Expected dividend yield (%)	6.0	6.0	6.0	6.0
Risk free interest rate (%)	0.77	0.74	1.96	2.05
Fair value (\$)	21.95	9.07	22.87	9.40

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a deferred period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

SATISFYING EQUITY AWARDS

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during the 2020 financial year (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 4,882,936 shares at an average price of \$25.06 per share (2019: 4,317,094 shares at an average price of \$25.99 per share).

27. RELATED PARTY DISCLOSURES

KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key Management Personnel (KMP) are defined as all directors and those personnel with a key responsibility for the strategic direction and management of the Company and report directly to the CEO. KMP compensation included within total personnel expenses in Note 3 Operating Expenses as follows:

	2020 \$000	2019 \$000 ¹
Short-term benefits	19,260	15,784
Post-employment benefits	414	415
Other long-term benefits	397	213
Termination benefits	-	2,112
Share-based payments	8,198	6,184
Total	28,269	24,708

¹ Includes former disclosed KMP until the end of their employment.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including: the term of the loan, security required and the interest rate. Details of the terms and conditions of lending products can be found on ANZ.com. No amounts have been written off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances. The aggregate of loans made, guaranteed or secured to KMP, including their related parties, were as follows:

	2020 \$000	2019 \$000
Loans advanced ^{1,2}	18,519	13,551
Interest charged	518	285

¹ Prior period balance has been restated to reflect minor timing variances and omissions.

² Balances are as at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL HOLDINGS OF ANZ SECURITIES

KMP, including their related parties, held subordinated debt, shares, share rights and options over shares in the Company directly, indirectly or beneficially as shown below:

	2020 Number ¹	2019 Number ¹
Shares, options and rights	2,211,879	1,892,754
Subordinated debt	21,052	11,802

¹ Balances are at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

OTHER TRANSACTIONS OF KEY MANAGEMENT PERSONNEL AND THEIR RELATED PARTIES

The aggregate of deposits with the Bank of KMP and their related parties was \$37 million (2019: \$42 million).

Other transactions with KMP and their related parties included amounts paid to the Company in respect of investment management service fees, brokerage and bank fees and charges. The Company has reimbursed KMP for the costs incurred for security and secretarial services associated with the performance of their duties. These transactions are conducted on normal commercial terms and conditions and no more favourable than those given to other employees or customers.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. RELATED PARTY DISCLOSURES (continued)

ASSOCIATES

During the course of the financial year, the Company conducted transactions with all associates on terms equivalent to those made on an arm's length basis as shown below:

	2020 \$000	2019 \$000
Amounts payable to associates	746	697
Other expenses paid to associates	7,706	7,624

There have been no material guarantees given or received. No amounts have been written-off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances.

SUBSIDIARIES

We disclose material controlled entities in Note 23 Shares in Controlled Entities. During the financial year, subsidiaries conducted transactions with each other and with associates on terms equivalent to those on an arm's length basis. As of 30 September 2020, we consider all outstanding amounts on these transactions to be fully collectible.

Transactions between the Company and its subsidiaries include providing a wide range of banking and other financial facilities. Details of amounts paid to, or received from, related parties, in the form of dividends or interest, are set out in Note 2 Operating Income.

Other intragroup transactions include providing management and administrative services, staff training, data processing facilities, transfer of tax losses, and the leasing of Premises and equipment.

28. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2020	2019
	\$m	\$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	191,300	171,881
Guarantees and letters of credit	20,640	20,375
Performance related contingencies	15,505	20,097
Total	227,445	212,353

UNDRAWN FACILITIES

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Company may be required to pay, the total undrawn facilities of \$191,300 million (2019: \$171,881 million) mature within 12 months.

GUARANTEES, LETTERS OF CREDIT AND PERFORMANCE CONTINGENCIES

Guarantees and contingent liabilities relate to transactions that the Company has entered into as principal – including: guarantees, standby letters of credit and documentary letters of credit.

Documentary letters of credit involve the Company issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingents are liabilities that oblige the Company to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Company may be required to pay, the total guarantees and letters of credit of \$20,640 million (2019: \$20,375 million) and total performance related contingencies of \$15,505 million (2019: \$20,097 million) mature within 12 months.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

28. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

OTHER CONTINGENT LIABILITIES

As at 30 September 2020, the Company had contingent liabilities in respect of the matters outlined below. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions (refer to note 20) and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Company.

REGULATORY AND CUSTOMER EXPOSURES

In recent years there has been an increase in the number of matters on which the Company engages with its regulators. There have also been significant increases in the nature and scale of regulatory investigations, surveillance and reviews, civil and criminal enforcement actions (whether by court action or otherwise), formal and informal inquiries, regulatory supervisory activities and the quantum of fines issued by regulators, particularly against financial institutions both in Australia and globally. The Company has received various notices and requests for information from its regulators as part of both industry-wide and Company-specific reviews and has also made disclosures to its regulators at its own instigation. The nature of these interactions can be wide ranging and, for example, currently include a range of matters including responsible lending practices, regulated lending requirements, product suitability and distribution, interest and fees and the entitlement to charge them, customer remediation, wealth advice, insurance distribution, pricing, competition, conduct in financial markets and financial transactions, capital market transactions, anti-money laundering and counter-terrorism financing obligations, reporting and disclosure obligations and product disclosure documentation. There may be exposures to customers which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with such reviews and possible exposures remain uncertain.

BENCHMARK/RATE ACTIONS

In July and August 2016, class action complaints were brought in the United States District Court against local and international banks, including the Company – one action relating to the bank bill swap rate (BBSW), and one action relating to the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and the Singapore Swap Offer Rate (SOR). The class actions are expressed to apply to persons and entities that engaged in US-based transactions in financial instruments that were priced, benchmarked, and/or settled based on BBSW or SIBOR. The claimants seek damages or compensation in amounts not specified, and allege that the defendant banks, including the Company, violated US anti-trust laws and (in the BBSW case only) anti-racketeering laws, the Commodity Exchange Act, and unjust enrichment principles. The Company is defending the proceedings.

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the South African Competition Act in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain.

CAPITAL RAISING ACTIONS

In June 2018, the Commonwealth Director of Public Prosecutions commenced criminal proceedings against the Company and a senior employee alleging that they were knowingly concerned in cartel conduct by the joint lead managers of the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement of approximately 80.8 million ordinary shares. The Company and its senior employee are defending the allegations.

In September 2018, the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) commenced civil penalty proceedings against the Company alleging failure to comply with continuous disclosure obligations in connection with the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement. ASIC alleges the Company should have advised the market that the joint lead managers took up approximately 25.5 million ordinary shares of the placement. The Company is defending the allegations.

CONSUMER CREDIT INSURANCE LITIGATION

In February 2020, a class action was brought against the Company alleging breaches of financial advice obligations, misleading or deceptive conduct and unconscionable conduct in relation to the distribution of consumer credit insurance products. The issuers of the insurance products, QBE and OnePath Life, are also defendants to the claim. The Company is defending the allegations.

ESANDA DEALER CAR LOAN LITIGATION

In August 2020, a class action was brought against the Company alleging unfair conduct, misleading or deceptive conduct and equitable mistake in relation to the use of flex commissions in dealer arranged Esanda car loans. The Company is defending the allegations.

ROYAL COMMISSION

The Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry released its final report on 4 February 2019. The findings and recommendations of the Commission are resulting in additional costs and may lead to further exposures, including exposures associated with further regulator activity or potential customer exposures such as class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with these possible exposures remain uncertain.

SECURITY RECOVERY ACTIONS

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

28. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

WARRANTIES AND INDEMNITIES

The Company has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the purchaser and other persons in connection with various disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to claims under those warranties, indemnities and commitments.

CLEARING AND SETTLEMENT OBLIGATIONS

The Company has a commitment to comply with rules governing various clearing and settlement arrangements which could result in a credit risk exposure and loss if another member institution fails to settle its payment clearing activities. The Company's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

The Company holds memberships of central clearing houses, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear and RepoClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX) and the Clearing Corporation of India. These memberships allow the Company to centrally clear derivative instruments in line with cross-border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for Company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the Company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company.

SALE OF GRINDLAYS BUSINESSES

On 31 July 2000, the Company completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited (Grindlays) and certain other businesses. The Company provided warranties and indemnities relating to those businesses.

The indemnified matters include civil penalty proceedings and criminal prosecutions brought by Indian authorities against Grindlays and certain of its officers, in relation to certain transactions conducted in 1991 that are alleged to have breached the Foreign Exchange Regulation Act, 1973.

Civil penalties were imposed in 2007 which are the subject of appeals. The criminal prosecutions are being defended.

CONTINGENT ASSETS

NATIONAL HOUSING BANK

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

29. AUDITOR FEES

	2020 \$'000	2019 \$'000
KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	7,262	7,058
Audit-related services ¹	3,540	2,642
Non-audit services ²	25	114
Total³	10,827	9,814
Overseas related practices of KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	2,107	1,924
Audit-related services ¹	1,008	714
Non-audit services ³	44	2
Total	3,159	2,640
Total auditor fees	13,986	12,454

¹ Comprises prudential and regulatory services of \$3.07 million (2019: \$2.56 million), comfort letters \$0.72 million (2019: \$0.45 million) and other services \$0.76 million (2019: \$0.34 million).

² The nature of the non-audit services includes training and methodology and procedural reviews.

³ Inclusive of goods and services tax.

The Company's policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the external auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

30. EVENTS SINCE THE END OF THE FINANCIAL YEAR

There have been no significant events from 30 September 2020 to the date of signing this report.

DIRECTORS' AND LEAD AUDITOR'S INDEPENDENCE DECLARATION

DIRECTORS' DECLARATION

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) in the Directors' opinion, the financial statements and notes of the Company:
 - i) are prepared in accordance with Part 7.8 of the *Corporations Act 2001*, including that they comply with the Australian Accounting Standards and the applicable regulations of the *Corporations Regulations 2001*; and
 - ii) give a true and fair view of the financial position of the Company as at 30 September 2020 and of its performance for the year ended on that date; and
- b) The auditor's report lodged with the financial statements is a true copy of the report on the financial statements.

Signed in accordance with a resolution of the Directors.



Paul D O'Sullivan
Chairman

4 November 2020



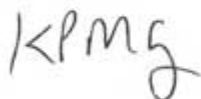
Shayne C Elliott
Managing Director

LEAD AUDITOR'S INDEPENDENCE DECLARATION UNDER SECTION 307C OF THE CORPORATIONS ACT 2001

To the Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

I declare that, to the best of my knowledge and belief, in relation to the audit of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the financial year ended 30 September 2020 there have been:

- i) no contraventions of the auditor independence requirements as set out in the *Corporations Act 2001* in relation to the audit; and
- ii) no contraventions of any applicable code of professional conduct in relation to the audit.



KPMG



Alison Kitchen
Partner
Melbourne

4 November 2020

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類」中の「(1)連結財務書類」および「(2)個別財務書類」ならびにそれぞれの注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 事業年度末以降に生じた重要事象

2020年9月30日以降本書提出日現在まで、ANZにとり重要な後発事象は生じていない。

(2) 訴訟等

当グループに対する係属中の裁判、請求および請求の可能性がある。必要ある場合、専門家による法律上の助言を得て、かかる助言に照らして、適切とみなされる引当金の引当ておよび/または開示が行われている。場合により、実際的ではないため、またはかかる開示が当グループの利益を害する可能性があるため、当グループは個別事項の財務上の予想影響額を開示していないことがある。

詳細については、上記「1 財務書類－(1)連結財務書類－注記33（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」および「1 財務書類－(2)個別財務書類－注記28（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期すため、上記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性」中の「17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」という項目名のリスク要因の開示を参照のこと。

4【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの連結財務書類および当行の財務書類（「財務書類」）は、オーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務諸表には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務諸表が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。

ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、財務諸表は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地国の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した上で、これを連結決算上利用できると規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 繰延保険獲得費用

AGAAPにおいては、将来の生命保険契約の利益から回収可能とみなされる保険獲得費用は繰り延べられ、当該契約の残存期間にわたって償却される。

AGAAPにおいては、手数料など投資型生命保険契約の獲得に直接起因する増分獲得費用は、個別の識別が可能で信頼性をもって測定可能であり、なおかつ回収の可能性が高い場合、資産として認識される。これらの繰延獲得費用は貸借対照表において無形資産として表示され、将来の保険契約手数料で回収される期間にわたって償却される。

日本基準においては、これらの費用は発生時に費用計上される。

(f) 保険契約負債

AGAAPにおいては、保険契約負債はプロジェクション法を採用した「マージン・オン・サービス」(MoS) モデルを用いて算定される。プロジェクション法において、債務は予想将来キャッシュフローに、まだ提供されていないサービスに関連する費用を超過する部分の収入にあたる予定マージン(差益)を加えた値を、当該債務の内容、構造、および期間を反映した無リスクの割引率を用いて割り引いた現在価値(純額)として算定される。予想将来キャッシュフローには、保険料、経費、解約返戻金、ボーナスを含む給付金の支払いなどが含まれる。

日本基準においては、生命保険契約の保険負債は平準純保険料方式で算定されるが、その具体的な計算方法は規制当局により詳細に定められている。また、各年度末に法人のアクチュアリーにより保険負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の責任準備金の認識が必要とされる場合がある。

(g) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産(または無形資産が配分された資金生成単位(「CGU」))に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価額はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価額（減価償却費を控除後）を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値（売却費用控除後）および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(h) 金融資産の分類および測定

AGAAPのもとでは、金融資産は、管理におけるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュフローの特性（契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）に基づいて、「償却原価による測定」、「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」、「その他の包括利益を通じた公正価値による測定（FVOCI）」の3つに分類される。金融資産は、FVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

金融負債は、「償却原価」または、売買目的で保有される場合は「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定するものとして指定することができる。

- ・この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合で以下の場合を除く。
 - a) 組込デリバティブが、組込デリバティブがない場合には契約によって要求されるキャッシュフローを著しく変更しない。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含まれるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

日本基準においては、金融資産は金銭債権、有価証券、デリバティブおよび金銭債務といった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(i) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはAASB第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(j) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク／経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内（企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲）について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(k) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。
- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(1) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(m) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行はAASB第2014-9号を適用しており親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法が適用されている。

日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(n) 収益認識

AGAAPのもとでは、顧客との契約から生じるすべての収益に関する会計処理を定めているAASB第15号に基づいて収益が計上される。当該基準に基づいて、契約及び契約における履行義務を識別し、契約における取引価格をそれら履行義務に配分し、各履行義務が充足された時に（又は充足されるにつれて）収益が認識される。

日本の基準において、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り、収益として認識されるが、AGAAPのような包括的な規定はない。

2018年3月30日に、収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とした企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が企業会計審議会から公表された。新基準は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と概ね同様のものとなっている。新基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、早期適用が認められている。

(o) リース（借手の会計処理）

AGAAPのもとでは、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、借手は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。また、損益計算書において、借手はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。

日本の基準において、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的には、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。

第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の
の日報新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日） 令和元年12月20日に関東財務局長に提出
- (2) 四半期報告書又は半期報告書
半期報告書 事業年度中（自 令和元年10月1日 至 令和2年3月31日） 令和2年9月2日に関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
該当事項なし
- (4) 訂正報告書
該当事項なし
- (5) 発行登録書（募集）
該当事項なし
- (6) 発行登録書（売出）
該当事項なし
- (7) 訂正発行登録書（募集）
該当事項なし
- (8) 訂正発行登録書（売出）
該当事項なし
- (9) 発行登録追補書類（募集）
該当事項なし
- (10) 発行登録追補書類（売出）
該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立監査人の同意書

オーストラリア・ニュージーランド銀行
取締役会 御中

私たちは、2020年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2020年11月4日付のオーストラリア・ニュージーランド銀行の独立監査人の監査報告書が、金融商品取引法に従って2020年12月23日またはその前後に関東財務局長に提出される有価証券報告書の中に含まれることに同意する。

ケーピーエムジー(署名)

アリソン・キッチン (署名)
パートナー

オーストラリア、メルボルン市
2020年12月23日

[次へ](#)

CONSENT OF THE INDEPENDENT AUDITOR

To the Board of Directors

Australia and New Zealand Banking Group Limited

We hereby consent to the use of our Independent Auditor's Report to the Shareholders of Australia and New Zealand Banking Group Limited dated 4 November 2020 with respect to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2020 in the Annual Securities Report lodged with Director General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on or around 23 December 2020 for the purposes of satisfying the filing requirements of the Financial Instruments and Exchange Law in Japan.

KPMG

Alison Kitchen

Partner

Melbourne, Australia
23 December 2020

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書 (翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位

<財務書類監査>

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「銀行」という。）および銀行の事業年度末現在または当事業年度中における被支配法人（以下、総称して「グループ」という。）の財務書類について監査を行った。

私たちは、添付のグループの財務書類が、2001年会社法に基づき、以下のとおりであるものと認める。

- ・グループの2020年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。

これらの財務書類は、以下より構成されている。

- ・2020年9月30日現在の連結財政状態計算書、
- ・同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュフロー計算書、
- ・重要な会計方針の要約を含む注記1から35、ならびに
- ・取締役の宣言

監査意見の根拠

私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関する2001年会社法 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（以下、「規範」という。）」における職業倫理に関する規範に従って、グループから独立しており、また、当該規範に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項は以下のとおりである。

- ・予想信用損失引当金
- ・公正価値で保有する金融商品の主観的かつ複雑な評価

- ・のれんの帳簿価額
- ・アジアの関連会社に対する投資の帳簿価額
- ・顧客救済引当金
- ・ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

予想信用損失引当金（5,899百万ドル）

予想信用損失引当金に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については、本財務書類注記13に記載されている。

監査上の主要な事項

予想信用損失引当金は、財務書類における貸付金および前渡金残高の重要性および予想信用損失引当金（以下、「ECL」という。）の測定に用いられるグループのECLモデル特有の複雑性により、監査上の主要な事項とされている。これらのモデルは、データならびに複数の経済シナリオの影響を含む数多くの見積りおよびその他の仮定（信用リスクの著しい増大（以下、「SICR」という。）の定義等）に依拠する。

AASB第9号「金融商品」は、グループに、経済状況のレンジを反映した将来予測に基づいてECLを測定するように要求しており、このうち、GDP予測や失業水準等は主要な仮定とみなされている。既知のECLモデルの限界またはローン・ポートフォリオの最新傾向に対応するために、グループによって、モデルによるECLの算定後調整が行われる。私たちは、使用された経済シナリオおよびグループがモデルによるECLの算定後に適用したECLの算定後調整の判断に対する批判的な検討において重要な判断を行う。

グループによる顧客の信用格付（以下、「CCR」という。）の低下等のSICRを識別するために選定された基準は、これらの基準により将来予測的な12か月の引当金計上、または全期間の引当金計上となるかを決定づけるため、グループによるECL手法における主要な判断領域となる。

COVID-19の世界的流行は、経済見通しに対する仮定がより不確実となり、それによる政府の対応の変化と合わさって、ECLの算定においてグループに要求される判断および関連する監査上のリスク測定における判断の水準が上昇することを意味している。

さらに、特定の閾値を超える個別に評価されたホールセール貸付金に対する引当金は、グループによって個別に評価される。私たちは、予想される将来の現金返済額およびその貸付金に対してグループが保有する担保価値からの予想収入に基づいて、特定の引当金の評価に対する批判的な検討において重要な判断を行う。

当該事項に対する監査上の対応

ECL引当金および開示に関する私たちの監査手続は、当該会計基準の要件に照らしたグループの重要な会計方針の評価を含んでいた。さらに、私たちの手続きには以下が含まれていた。

以下に関するグループの主要な統制をテストした。

- ・モデルのパフォーマンスの評価を含むECLモデルのガバナンスおよび検証プロセス
- ・将来予測的なマクロ経済の仮定およびシナリオ加重についてグループの内部ガバナンス・プロセスによる批判的な検討を通じた評価および承認
- ・ECL算定プロセスで使用されたデータと総勘定元帳ならびにソース・システム内に記録されている総残高との調整
- ・ホールセール貸付金（大規模顧客へのエクスポージャーは個別に監視される）のカウンターパーティ・リスク格付け　これは、新規貸付枠の承認とグループの貸付方針との比較、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因に関するグループのエクスポージャー基準と取引先の信用状況の監視の比較、およびカウンターパーティ・リスク評価における正確性および適時性、ならびにリスク格付けとグループの貸付方針および規制要件との比較等の項目を網羅した。
- ・個人向け貸付金の貸付延滞や、支払延滞区分別のエクスポージャーを記録し、個別引当金を再計算するITシステムに関する統制　私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の監視に関する統制に焦点を当て、グループによるポートフォリオの監視状況について評価した。

私たちは、以下の監査上の主要な事項のITシステムおよび統制に詳述されているとおり、ECL引当金の測定においてグループが使用した主要なITアプリケーションに関して、関連する情報処理全般統制（以下、「GITC」という。）をテストした。

統制のテストに加えて、私たちの手続きには以下が含まれていた。

- ・グループの専門家および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金のサンプル、ならびにその他の貸付金サンプルの信用評価の再実施　ここでは、減損の兆候を示しているとグループが査定した、より大規模なエクスポージャー、または新たに生じたリスク領域（外部市況、特にCOVID 19の影響および気候変動に照らした評価）に焦点を当てている。サンプルとされた各貸付金について、私たちは、顧客の財政状態および、関連がある場合、座礁資産のリスクを考慮して、グループのCCRおよびセキュリティ・インジケータ（SI）ならびに私たちの貸付金の回収可能性の全般的な評価、担保の評価および引当金に対する影響について批判的に検討した。これに当たって、私たちは、グループのローン・ファイルに含まれる情報を用いて貸付担当者とともに事例にまつわる事実および状況を議論し、私たち独自の回収可能性に関する評価を実施した。私たちの判断および手続きの実施には、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、回収可能性の評価においてグループが使用するデータおよび仮定と外部から入手した証拠（商品価格、一般に入手可能な監査済財務書類および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。関連がある場合、私たちは、評価および事業計画の承認を裏付けるという観点から将来キャッシュフローの予想時期を評価し、評価における主要な仮定について批判的に検討した。

- ・ECL引当金を計算するためにグループのプロセスを把握し、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らしてグループのECLモデル手法を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーのリスク・コンサルティングの専門家と協力して、私たちが独立して入手した計算ツールを用いて、貸付金のサンプルのECL引当金を再計算し、これとグループが計上した金額を比較することによって、グループのECLモデルによる見積りの正確性を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの経済専門家と協力して、グループの将来予測的なマクロ経済の仮定およびグループのECLモデルに織り込まれたシナリオを批判的に検討した。私たちは、グループの予想GDP、失業率、CPIおよび不動産価格指標と関連性のある一般に入手可能なマクロ経済情報を比較した。また、矛盾した指標を識別するためにその他の既知の変数および私たちの他の監査手続きを通じて入手した情報を検討した。
- ・貸付金組成時のCCRからのCCRの変動を考慮に入れて、貸付金のサンプルのステージング計算を再実施し、グループのECLモデルにおいて個別勘定レベルで適用される実際のステージングと私たちの予測を比較することによって、グループのSICR手法の実施を検証した。
- ・勘定残高およびCCR等データ・フィールドのサンプルと関連するソース・システムと照合することによってECLモデルに用いられたデータの正確性を評価した。

私たちは、グループによるECL引当金残高に対するモデル適用後の調整の構成要素における主要な仮定についても批判的に検討した。これには以下が含まれる。

- ・特に現在のCOVID 19パンデミックおよび政府対応によって経済シナリオに過度なボラティリティが生じる場合も踏まえて、グループのECLモデルおよびグループのECLモデル検証プロセスで特定されたデータの不備を検討することによって、その他の追加的引当金に関する要件を評価した。
- ・集中リスクに使用された基礎となるデータおよび景気循環引当金を評価して、その基礎となるポートフォリオの特性と最近の損失実績、現在の市況およびグループのローン・ポートフォリオにおける特定のリスクを比較した。
- ・モデル化されたECLおよび経過期間で評価されない貸付金繰延措置対象の顧客に係るモデル外調整の要件への影響を評価した。私たちはまた、SICR事象が発生しているか否かを判断するために用いる仮定を評価した。
- ・グループの評価に対してポートフォリオで特定されたリスクとの整合性をチェックすることによって、追加的引当金の網羅性を評価した。

私たちは、私たちのテストで理解した内容と当該会計基準の要件に照らして本財務書類におけるグループの開示の適切性を評価した。

公正価値で保有する金融商品の主観的かつ複雑な評価

- ーレベル3資産の公正価値（1,183百万ドル）
- ーレベル2資産の公正価値（145,559百万ドル）
- ーレベル3負債の公正価値（55百万ドル）
- ーレベル2負債の公正価値（138,786百万ドル）

公正価値に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記17に記載されている。

監査上の主要な事項

グループのレベル2およびレベル3の金融商品の公正価値は、評価技法の適用を通じて、グループによって決定される。これには、判断の行使および仮定や見積りの使用を伴う場合がある。

公正価値で保有するレベル3およびレベル2の金融商品の評価は、以下の要因により監査上の主要な事項と考えられる。

- ・見積りの高度な不確実性、および評価手法ならびにモデルで用いられる価格設定の重要なインプットが観察不能なレベル3に分類される金融商品の評価に関連して合理的に起こり得る結果のレンジが潜在的に重要なものとなる可能性
- ・主観性および見積りの不確実性の増大につながる、特定のより複雑なレベル2の金融商品の評価手法およびモデルに関連した複雑性。レベル2の金融商品は、公正価値で計上されるグループの金融資産の53%および公正価値で計上されるグループの金融負債の97%を占めている。

レベル3の金融商品は、公正価値で計上されるグループの金融資産の0.4%および公正価値で計上されるグループの金融負債の0.04%を占めている。この母集団は以下より構成される。

- ・その他包括利益を通じて公正価値で計上される投資有価証券
- ・デリバティブ資産および負債
- ・正味貸付金および前渡金

当該事項に対する監査上の対応

公正価値で保有する金融商品の評価に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・私たちは、観察不能なインプットまたはモデルの複雑性により、評価における重要な判断での虚偽記載の発生リスクがより高いポートフォリオを識別するため、公正価値で保有する金融商品の母集団の評価を実施した。
- ・私たちは、特にこれらの金融商品に関する主要な統制の整備状況および運用状況の有効性のテストを行った。これには以下が含まれる。
 - ・独立した価格評価（以下、「IPV」という。）に関する統制。ポートフォリオの完全性およびIPVの対象となる評価インプットを含む。
 - ・当初および定期的なモデル検証に関する統制。モデルの限界および仮定の評価を含む。

- ・管理機能による日次損益のレビューおよび批判的な検討に関する統制
- ・担保管理プロセスに対する統制。清算機関に対するマージン調整のレビューを含む。
- ・公正価値調整に対する統制。出口価格およびポートフォリオ・レベルの調整を含む。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの評価専門家の支援を受けて、金融商品の選定および公正価値調整の再評価を独立して行った。これには、市場データの提供者または外部ソースからインプットを独自に入手すること、および私たち独自の評価モデルの使用が含まれる。私たちは、私たちの再評価がグループの評価と著しく異なる場合にグループに対する批判的な検討を行った。
- ・レベル3の投資有価証券の主観的な評価に関連して、私たちは、私たちの評価専門家と共に以下を実施した。
 - ・市場における比較可能なデータおよび入手可能な代替値を用いて、主要なインプットおよび仮定の妥当性を評価した。
 - ・グループの評価手法を業界慣行および会計基準における要件と比較した。
- ・私たちは、私たちのテストで理解した内容を用いて、また関連する会計基準の要件に照らすことにより、主要な判断および仮定を含むグループの財務書類開示を評価した。

のれんの帳簿価額（3,264百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記20に記載されている。

監査上の主要な事項

のれんの帳簿価額は、以下により、監査上の主要な事項とされている。

- ・グループの純資産は、年度末時点で時価総額を超過していた。これにより、減損に関する潜在的可能性とこの領域における私たちの監査における負担が増加した。
- ・私たちは、以下を含む、グループが使用価値（以下、「VIU」という。）と売却費用控除後の公正価値（以下、「FVLCD」という。）モデルに適用した将来予測に基づく仮定に焦点を当てている。
 - ・成長率、VIUモデルにおける永久成長率、ならびにFVLCDモデルに適用された将来的に維持可能な収益および株価収益率。グループのモデルは、これらの仮定における小さな変動に大きく影響され、利用可能な余裕分の減少、または減損可能性が示唆されることになる。これは、グループ戦略の実行可能性および継続性に特化した追加的な監査業務につながる。
 - ・VIUモデルの割引率およびFVLCDモデルのコントロール・プレミアム。これらは、その性質上複雑で、特定の資金生成単位（以下、「CGU」という。）は、対象となる条件および環境に応じてときに変動する。
- ・現在のCOVID-19環境により、グループは重要な判断を要求された。COVID-19により、重要な見積りの不確実性が生じ、その結果として、割引キャッシュフロー・モデルで用いられるキャッシュフロー予測および仮定ならびに公正価値算定に用いられる将来的に維持可能な収益および市場収益率における判断が増加している。こうした状況およびその継続にまつわる不確実性により、のれんの減損の可能性が増加し、加えて、私たちは予測が不正確であるリスクまたは起こり得る結果をより広範囲で検討する。

- ・グループは、パシフィック部門のCGUののれんに対し50百万ドルの減損費用を計上し、主要な監査領域における私たちの監査上の負担がさらに増加している。
- ・私たちは、監査上の主要な事項の評価において、チームのシニアメンバーを補充するために評価専門家の協力を得た。

当該事項に対する監査上の対応

評価専門家と共に作業した私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・私たちは、グループが年次減損テストを実施するために適用した評価手法（使用価値または売却費用控除後の公正価値）の適切性を会計基準の要件に照らして検討した。
- ・私たちは、モデルで使用された使用価値と売却費用控除後の公正価値の整合性（基礎となる計算式の正確性を含む）について評価した。
- ・私たちは、当該モデルに組み込まれた予測に関する私たちの検討に資するようグループの従前の予測の正確性を評価した。
- ・私たちは、将来的に維持可能な収益、コントロール・プレミアム等、売却費用控除後の公正価値のモデルで用いられたグループの主要な仮定を評価し、比較可能な市場取引から得られるインプライド・マルティプルと当該モデルで使用されたインプライド・マルティプルを比較した。
- ・私たちは、割引率、成長率、予測収益および永久成長率等、割引キャッシュフロー・モデルで使用されたグループの主要な仮定を外部で観察可能な測定基準、過去の実績、市場に関する私たちの知識および現在の市場慣行と比較することによって評価した。
- ・私たちは、比較可能な企業の一般に入手可能な市場データを利用して、比較可能とされる割引率の範囲を独自に設定し、グループおよびグループが事業を行っている業界特有の要因について調整を行った。
- ・私たちは、当該モデルに含まれている予想キャッシュフローとグループのCOVID-19の影響を反映した改訂後の戦略計画を比較した。
- ・私たちは、グループによるキャッシュフローおよび仮定におけるCOVID-19の影響、ならびにその回復可能期間に関する評価について批判的な検討を行った。
- ・私たちは、市場収益率、永久成長率および割引率等、主要な仮定を合理的に起こり得る範囲内で変動させることによって当該モデルの感応度を検討し、COVID-19から合理的に起こり得る影響についての具体的な分析を含めた。
- ・私たちは、開示された計上金額に対して減損費用を再計算した。
- ・私たちは、私たちのテストで理解した内容を用いて、また、会計基準の要件に照らして財務書類における開示を評価した。

アジアの関連会社に対する投資の帳簿価額（2,140百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記26に記載されている。

監査上の主要な事項

アジアの関連会社（PT PaninおよびAmBank等）への投資の帳簿価額は、以下により、監査上の主要な事項とされている。

- ・グループの非貸付資産の減損評価により、グループの関連会社投資のうちの2つ（PT PaninおよびAmBank）について減損の兆候があることを示した。
- ・COVID-19パンデミックによる事業の混乱および経済的影響の結果として、見積りの不確実性が高まり、グループによる重要な判断が要求された。こうした状況およびその継続にまつわる不確実性により関連会社の減損の可能性が増加し、加えて、キャッシュフロー・モデルにおける予測が不正確であるリスク、また起こり得る結果がより広範囲となるリスクが増加した。
- ・潜在的な減損可能性に関する私たちの評価は、グループのアジアの関連会社の主要な将来予測に基づく仮定に関連したグループの判断を批判的に評価することを含む。評価されたグループの判断の事例には、以下が含まれる。
 - ・予測収益および永久成長率—グループのモデルは、これらの仮定における小さな変動に大きく影響され、利用可能な余裕分の減少、または減損可能性が示唆されることになる。これは、グループ戦略の実行可能性および継続性に特化した追加的な監査業務につながる。
 - ・割引率—これらのその性質上複雑で、事業を行っている特定の関連会社投資の条件および環境に応じて変動する。
- ・グループは、AmBankへの投資に関する減損費用595百万ドルおよびPT Paninへの投資に関する減損費用220百万ドルを計上し、私たちのこの主要な監査領域における監査業務はさらに増加する。
- ・私たちは、監査上の主要な事項の評価において、チームのシニアメンバーを補充するために評価専門家の協力を得た。

当該事項に対する監査上の対応

評価専門家と共に作業した私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・私たちは、グループが年次減損テストを実施するために適用した使用価値の評価手法の適切性を会計基準の要件に照らして検討した。
- ・私たちは、使用されたモデルの整合性（基礎となる計算式の正確性を含む）について評価した。
- ・私たちは、割引率、成長率、予測収益および永久成長率等、割引キャッシュフロー・モデルで使用されたグループの主要な仮定を外部で観察可能な測定基準、過去の実績、市場に関する私たちの知識および現在の市場慣行と比較することによって評価した。
- ・私たちは、比較可能な企業の一般に入手可能な市場データを利用して、割引率の見積りまたは比較可能な範囲を独自に設定し、アジアの関連会社ならびにその市場および事業を行っている業界に特有の要因について調整を行った。
- ・私たちは、当該モデルに含まれている予想キャッシュフローとCOVID-19の影響を反映した最近のブローカーのコンセンサス・レポートを比較した。

- ・私たちは、グループによるキャッシュフローおよび仮定におけるCOVID-19の影響、ならびにその回復可能期間に関する評価について批判的な検討を行った。
- ・私たちは、予想成長率、永久成長率および割引率等、主要な仮定を合理的に起こり得る範囲内で変動させることによって当該モデルの感応度を検討し、COVID-19から合理的に起こり得る影響についての具体的な分析を含めた。
- ・私たちは、開示された計上金額に対して減損費用を再計算した。
- ・私たちは、私たちのテストで理解した内容を用いて、また、会計基準に照らして財務書類における開示を評価した。

顧客救済引当金（1,109百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記21および33に記載されている。

監査上の主要な事項

グループは、内部および外部調査ならびにレビューにより生じた特定の顧客救済措置に関連する引当金の認識の必要性について評価した。

顧客救済引当金は、以下に関するグループの決定を評価するに当たり、その評価に関与する調査件数および金額、また私たちの判断が要求されることから、監査上の主要な事項と考えられる。

- ・その事象を会計基準で規定されている要件に照らし、過去の事象によって生じた現在の法的債務または推定的債務の存在
- ・調査件数および現在の債務によって生じている支払金額
- ・調査の結果により支払可能性のある金額について信頼性のある見積り（関連費用の見積りを含む）
- ・私たちが検討すべき見積りの幅の拡大につながるような法的手続き、追加調査、および規制当局によるレビューの可能性

当該事項に対する監査上の対応

顧客救済引当金に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・顧客救済措置に関する調査による影響を識別および評価するためのグループのプロセスを把握した。
- ・救済措置に関する継続中の法律、規制事項およびその他の調査についてグループに照会した。
- ・外部の法律顧問と重要案件に関する独立した討議を実施した。
- ・グループの取締役会、役員会、さまざまな経営委員会の議事録およびその他の関連文書を通読し、グループの監査およびリスク委員会の会議に出席した。
- ・関連規制当局との通信を調査した。
- ・個別の顧客救済事項のサンプルについて、引当金および関連費用の認識の基礎を会計基準の規定に照らして評価した。私たちは、引当方法および裏付けとなる仮定の把握と検討を行った。

- ・私たちの広範囲にわたる業界事案の知識および経験、グループの文書ならびに現在の規制環境に基づいて、エクスポージャーが生じる可能性のある事項を評価することによって網羅性をテストした。私たちはまた、これらのエクスポージャーの特性を、引当金または偶発債務を定義する会計基準の規定に照らして確認した。
- ・信頼性の高い見積りが出来ない引当金の認識に関して、グループによる結論の適切性をオーストラリア会計基準要件に照らして評価した。
- ・私たちのテストで理解した内容を用いて、またオーストラリア会計基準の要件に照らして関連する開示を評価した。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

オーストラリアの大手銀行として、グループの事業は、大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（以下、「IT」という。）システムを活用している。ITシステムへのアクセスおよび変更に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、グループの財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。

ITシステムおよび統制は、財務記録および取引報告に影響を与えるため、グループのIT統制の運用状況の有効性に依拠して私たちの監査手続が大きく変更する可能性があることから監査上の主要な事項とされている。私たちは、私たちの監査チームの中核として、ケーピーエムジーのIT専門家と共に作業している。

当該事項に対する監査上の対応

私たちは、重要な取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関するテクノロジー統制環境をテストした。私たちはまた、テクノロジーによって可能になるビジネス・プロセスと連携した、これらのシステムの中に組み込まれている自動化された統制についても検証した。私たちの監査手続には以下が含まれる。

- ・ IT環境全般（グループ方針の整備、レビューおよび認識、ならびにITリスク管理業務に関するものを含む）を通じたガバナンスおよび全般的な統制について評価した。
- ・ ユーザ・アクセス・マネジメント・ライフサイクル全般に係る統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションおよびそのサポート基盤におけるユーザーアクセス権の付与、レビューおよび削除が適時にどのように行われるかが含まれる。私たちはまた、各ITアプリケーションおよびそのサポート基盤全般につき、特別な権限および機能がどのように管理されているかについても検証した。
- ・ 変更管理を可能にするための統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションの変更の開始、文書化、承認、テストおよび認可が本番環境移行前にどのように行われるかが含まれる。私たちは、グループ全体のITアプリケーションの本番環境に変更を加える際のユーザのアクセスの適切性について評価した。

- ・グループのテクノロジー・チームがシステムのジョブをスケジュールし、システムの完全性を監視するために使用する統制の整備および運用状況の有効性のテスト。
- ・ANZデリバリー・フレームワークを通じて提供される重要なITアプリケーション・プログラムに関連した統制の整備および運用状況の有効性のテスト。
- ・自動化されたビジネス・プロセスの統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ITアプリケーション内の不適切な役割の組み合わせから生じる対立を回避するための職務分掌の強化に関連するものが含まれる。私たちは以下をテストした。
- ・計算、マッピングおよび金融取引のフラグを立てることを実行するためのコンフィギュレーション、ならびに自動照合統制（システム間とシステム内の両方）
- ・私たちの監査においてサンプルの選定に使用した重要なレポート・システムおよび経営陣が財務報告の作成に使用した分析データの完全性

その他の記載内容

その他の記載内容とは、財務書類および監査報告書に加えて提供されている、オーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書の財務情報および非財務情報の両方である。その他の記載内容に対する責任は取締役にある。

財務書類に関する私たちの意見は、その他の記載内容を対象としていないため、私たちは、報酬報告書およびそれに対する私たちの保証意見を除き、当該その他の記載内容に対して監査意見を表明しないし、またいかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関連して、私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、その過程で、当該その他の記載内容が財務書類または私たちが監査上入手した知識と重要な相違があり、そのため重要な虚偽記載があるかどうかを検討することである。

実施した手続きに基づき、監査報告書の日付よりも前に、当該その他の情報に重要な虚偽記載があるとの結論に至った場合、私たちは当該事実を報告する義務がある。この点に関して、私たちが報告すべきことはない。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。

- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な財務書類を作成すること。
- ・不正または誤謬による重要な虚偽記載のない財務書類を作成し、真実かつ公正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用すること。
- ・継続企業の前提に基づき財務書類を作成すること、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。取締役が清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成し、財務報告の枠組みおよび開示規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示すること。

財務書類監査に関する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること
- ・監査報告書において監査意見を表明すること

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査および保証基準審議会のウェブサイト http://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar1_2020.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

<報酬報告書に関する報告>

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2020年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書が、2001年会社法第300A条に準拠しているものと認める。

取締役の責任

取締役の責任は、2001年会社法の第300A条に準拠して報酬報告書を作成し、開示することにある。

監査人の責任

私たちは、2020年9月30日に終了した事業年度の実績報告書に記載された報酬報告書について監査を行った。

監査人の責任は、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査に基づいて、報酬報告書について意見を表明することである。

ケーピーエムジー（署名）

アリソン・キッチン（署名）

パートナー

オーストラリア、メルボルン市

2020年11月4日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

TO THE SHAREHOLDERS OF AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

OPINION

We have audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and the entities it controlled at the year end and from time to time during the financial year (together, the Group).

In our opinion, the accompanying Financial Report of the Group is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

- giving a true and fair view of the Group's financial position as at 30 September 2020 and of its financial performance for the year ended on that date; and
- complying with Australian Accounting Standards and the *Corporations Regulations 2001*.

The Financial Report comprises the:

- consolidated balance sheet as at 30 September 2020;
- consolidated income statement, consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of changes in equity, and consolidated statement of cash flows for the year then ended;
- notes 1 to 35 including a summary of significant accounting policies; and
- Directors' Declaration.

BASIS FOR OPINION

We conducted our audit in accordance with *Australian Auditing Standards*. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report* section of our report.

We are independent of the Group in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's *APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants (the Code)* that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

KEY AUDIT MATTERS

The Key Audit Matters we identified are:

- Allowance for expected credit losses;
- Subjective and complex valuation of Financial Instruments held at Fair Value;
- Carrying value of goodwill;
- Carrying value of investment in Asian associates;
- Provisions for Customer Remediation; and
- IT Systems and controls.

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (\$5,899m)

Refer to the critical accounting estimates and judgements disclosures in relation to the allowance for expected credit losses in Note 13 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Allowance for expected credit losses is a key audit matter due to the significance of the loans and advances balance to the financial statements and the inherent complexity of the Group's Expected Credit Loss (ECL) models (ECL models) used to measure ECL allowances. These models are reliant on data and a number of estimates including the impact of multiple economic scenarios and other assumptions such as defining a significant increase in credit risk (SICR).

AASB 9 *Financial Instruments* requires the Group to measure ECLs on a forward-looking basis reflecting a range of economic conditions, of which GDP and unemployment levels are considered key assumptions. Post-model adjustments are made by the Group to address known ECL model limitations or emerging trends in the loan portfolios. We exercise significant judgement in challenging the economic scenarios used and the judgemental post model adjustments the Group applies to the ECL results.

The Group's criteria selected to identify a SICR, such as a decrease in customer credit rating (CCR), are key areas of judgement within the Group's ECL methodology as these criteria determine if a forward-looking 12 month or lifetime allowance is recorded.

The COVID-19 pandemic has meant that assumptions regarding the economic outlook are more uncertain which, combined with varying government responses, increases the level of judgement required by the Group in calculating the ECL, and the associated audit risk.

Additionally, allowances for individually assessed wholesale loans exceeding specific thresholds are individually assessed by the Group. We exercise significant judgment in challenging the assessment of specific allowances based on the expected future cash repayments and estimated proceeds from the value of the collateral held by the Group in respect of the loans.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the allowance for ECL and disclosures included assessing the Group's significant accounting policies against the requirements of the accounting standard. Additionally, our procedures covered:

Testing key controls of the Group in relation to:

- The ECL model governance and validation processes which involved assessment of model performance;
- The assessment and approval of the forward-looking macroeconomic assumptions and scenario weightings through challenge applied by the Group's internal governance processes;
- Reconciliation of the data used in the ECL calculation process to gross balances recorded within the general ledger as well as source systems;
- Counterparty risk grading for wholesale loans (larger customer exposures are monitored individually). This covered elements such as: approval of new lending facilities against the Group's lending policies, monitoring of counterparty credit quality against the Group's exposure criteria for internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and accuracy and timeliness of counterparty risk assessments and risk grading against the requirements of the Group's lending policies and regulatory requirements; and
- IT system controls which record retail loans lending arrears, group exposures into delinquency buckets, and re-calculate individual allowances. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Group's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency monitoring.

We tested relevant General Information Technology Controls (GITCs) over the key IT applications used by the Group in measuring ECL allowances as detailed in the IT Systems and Controls key audit matter below.

In addition to controls testing, our procedures included:

- Re-performing credit assessments of a sample of wholesale loans controlled by the Group's specialist workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Group as showing signs of deterioration, or in areas of emerging risk (assessed against external market conditions and in particular considering the impacts of COVID-19 and climate change). For each loan sampled, we challenged the Group's CCR and Security Indicator (SI), taking into account our assessment of the customer's financial position and, where relevant, the risk of stranded assets, and our overall assessment of loan recoverability, the valuation of security, and the impact on the credit allowance. To do this, we used the information on the Group's loan file, discussed the facts and circumstances of the case with the loan officer, and performed our own assessment of recoverability. Exercising our judgment, our procedures included using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment and comparing data and assumptions used by the Group in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as commodity prices, publicly available audited financial statements and comparable external valuations of collateral held. Where relevant we assessed the forecast timing of future cash flows in the context of underlying valuations and approved business plans and challenged key assumptions in the valuations;
- Obtaining an understanding of the Group's processes to determine ECL allowances, evaluating the Group's ECL model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards;
- Working with KPMG risk consulting specialists, we assessed the accuracy of the Group's ECL model estimates by re-performing, for a sample of loans, the ECL allowance using our independently derived calculation tools and comparing this to the amount recorded by the Group;
- Working with KPMG economic specialists, we challenged the Group's forward-looking macroeconomic assumptions and scenarios incorporated in the Group's ECL models. We compared the Group's forecast GDP, unemployment rates, CPI and property price indices to relevant publicly available macro-economic information, and considered other known variables and information obtained through our other audit procedures to identify contradictory indicators;
- Testing the implementation of the Group's SICR methodology by re-performing the staging calculation for a sample of loans taking into consideration movements in the CCR from loan origination CCR and comparing our expectation to actual staging applied on an individual account level in the Group's ECL model; and
- Assessing the accuracy of the data used in the ECL models by confirming a sample of data fields such as account balance and CCR to relevant source systems.

We challenged key assumptions in the components of the Group's post-model adjustments to the ECL allowance balance. This included:

- Assessing the requirement for additional allowances considering the Group's ECL model and data deficiencies identified by the Group's ECL model validation processes, particularly in light of the extreme volatility in economic scenarios caused by the current COVID-19 pandemic and government responses;
- Evaluating underlying data used in concentration risk and economic cycle allowances by comparing underlying loan portfolio characteristics to recent loss experience, current market conditions and specific risks in the Group's loan portfolios;

- Assessing the impacts on the modelled ECL and the requirement for out of model adjustments to account for the portion of customers on loan deferral packages that are not aged. We also assessed assumptions used to determine whether a SICR event has occurred; and
- Assessing the completeness of additional allowance overlays by checking the consistency of risks we identified in the loan portfolios against the Group's assessment.

We assessed the appropriateness of the Group's disclosures in the financial report using our understanding obtained from our testing and against the requirements of the accounting standard.

SUBJECTIVE AND COMPLEX VALUATION OF FINANCIAL INSTRUMENTS HELD AT FAIR VALUE:

- FAIR VALUE OF LEVEL 3 ASSET POSITIONS \$1,183m
- FAIR VALUE OF LEVEL 2 ASSET POSITIONS \$145,559m
- FAIR VALUE OF LEVEL 3 LIABILITY POSITIONS \$55m
- FAIR VALUE OF LEVEL 2 LIABILITY POSITIONS \$138,786m

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures of fair values in Note 17 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The fair value of the Group's Level 2 and 3 financial instruments is determined by the Group through the application of valuation techniques which often involve the exercise of judgement and the use of assumptions and estimates.

The valuation of Level 3 and level 2 financial instruments held at fair value is considered a Key Audit Matter due to:

- The high degree of estimation uncertainty and potentially significant range of reasonable outcomes associated with the valuation of financial instruments classified as Level 3 where significant pricing inputs used in the valuation methodology and models are not observable; and
- The complexity associated with the valuation methodology and models of certain more complex Level 2 financial instruments leading to an increase in subjectivity and estimation uncertainty. Level 2 financial instruments represented 53% of the Group's financial assets carried at fair value and 97% of the Group's financial liabilities carried at fair value.

Level 3 financial instruments represented 0.4% of the Group's financial assets carried at fair value and 0.04% of the Group's financial liabilities carried at fair value. This population is made up of:

- Investment securities at fair value through other comprehensive income;
- Derivative assets and liabilities; and
- Net loans and advances.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the valuation of financial instruments held at fair value included:

- We performed an assessment of the population of Financial instruments held at fair value to identify portfolios that have a higher risk of misstatement arising from significant judgements over valuation either due to unobservable inputs or complex models.
- We tested the design and operating effectiveness of key controls relating specifically to these financial instruments, including:

- Controls in relation to Independent Price Verification (IPV), including completeness of portfolios and valuation inputs subject to IPV;
- Controls in relation to model validation at inception and periodically, including assessment of model limitation and assumptions;
- Controls in relation to the review and challenge of daily profit and loss (P&L) by a control function;
- Controls over the collateral management process, including review of margin reconciliations with clearing houses; and
- Controls over fair value adjustments (FVAs), including exit price and portfolio level adjustments.
- With the assistance of KPMG valuation experts, we independently re-valued a selection of financial instruments and FVAs. This involved sourcing independent inputs from markets data providers or external sources and using our own valuation models. We challenged the Group where our revaluations significantly differed from the Group's.
- In relation to the subjective valuation of Level 3 Investment Securities, with our valuation specialists, we:
- Assessed the reasonableness of key inputs and assumptions using comparable data in the market and available alternatives; and
- Compared the Group's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards.
- We assessed the Group's financial statements disclosures, including key judgements and assumptions using our understanding obtained from our testing and against the relevant accounting standard requirements.

CARRYING VALUE OF GOODWILL (\$3,264m)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 20 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Carrying value of goodwill is a key audit matter as:

- The Group's net assets exceeded its market capitalisation at year-end. This increased the potential for impairment and our audit effort in this area.
- We focussed on the significant forward-looking assumptions the Group applied in their value in use (VIU) and fair value less costs of disposal (FVLCD) models, including:
 - Growth rates, and terminal growth rates in the VIU model, and future maintainable earnings and price earnings multiples applied in the FVLCD model. The Group's models are highly sensitive to small changes in these assumptions, reducing available headroom or indicating possible impairment. This drives additional audit effort specific to their feasibility and consistency of application to the Group's strategy; and
 - Discount rates in the VIU model and the control premium in the FVLCD. These are complicated in nature and vary according to the conditions and environment the specific Cash Generating Unit (CGU) is subject to from time to time.
- Significant judgement was required by the Group as a result of the current COVID-19 environment. COVID-19 has caused significant estimation uncertainty and as a result there is increased judgement in forecasting cash flows and assumptions used in the discounted cash flow models and future maintainable earnings and market multiples used in its fair value calculations. These conditions and the uncertainty of their continuation increase the possibility of goodwill being impaired, plus the risk of inaccurate forecasts or a significantly wider range of possible outcomes, for us to consider.

- The Group recorded an impairment charge of \$50m against goodwill in the Pacific CGU further increasing our audit effort in this key audit area.
- We involved valuation specialists to supplement our senior team members in assessing this key audit matter.

How the matter was addressed in our audit

Working with our valuation specialists, our procedures included:

- We considered the appropriateness of the valuation method (value in use or fair value less costs of disposal) applied by the Group to perform their annual test for impairment against the requirements of the accounting standards;
- We assessed the integrity of the value in use and fair value less costs of disposal models used, including the accuracy of the underlying calculation formulas;
- We assessed the accuracy of previous Group forecasts to inform our evaluation of forecasts incorporated in the models;
- We assessed the Group's key assumptions used in the fair value less costs of disposal model, such as, future maintainable earnings, the control premium and compared the implied multiples from comparable market transactions to the implied multiple used in the model;
- We assessed the Group's key assumptions used in the discounted cash flow model, such as, discount rates, growth rates, forecast earnings and terminal growth rate by comparing to external observable metrics, historical experience, our knowledge of the markets and current market practice;
- We independently developed a discount rate range considered comparable using publicly available market data for comparable entities, adjusted for factors specific to the Group and industry it operates in;
- We compared the forecast cash flows contained in the models to revised Strategic Plan reflecting the Group's COVID-19 impacts;
- We considered and challenged the Group's assessment of the impact of COVID-19 on cash flows and assumptions as well as its assessment of the likely recovery period;
- We considered the sensitivity of the models by varying key assumptions, such as market multiples, terminal growth rates and discount rates, within a reasonable possible range and included specific analysis of reasonable possible impacts of COVID-19;
- We recalculated the impairment charge against the recorded amount disclosed; and
- We assessed the disclosures in the financial report using our understanding obtained from our testing and against the requirements of the accounting standards.

CARRYING VALUE OF INVESTMENT IN ASIAN ASSOCIATES (\$2,140M)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 26 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Carrying value of investment in Asian associates (PT Panin and AmBank) is a key audit matter as:

- The Group's impairment assessment of non-lending assets identified that two of the Group's associate investments (PT Panin and AmBank) had indicators of impairment.
- Significant judgement was required by the Group as a result of the business disruption and economic impacts of COVID-19 pandemic, raising estimation uncertainty. These conditions and the uncertainty of their continuation increase the possibility of the associates being impaired, plus the risk of inaccurate forecasts or a significantly wider range of possible outcomes in the cash flow models.

- Our evaluation of potential impairment involves critically evaluating the Group's judgement in relation to the Group's Asian associates key forward-looking assumptions. Instances where the Group's judgement is evaluated include:
 - Forecast earnings and terminal growth rates – The Group's models are highly sensitive to small changes in these assumptions, reducing available headroom or indicating possible impairment. This drives additional audit effort specific to their feasibility and consistency of application to the Group's strategy; and
 - Discount rates – These are complicated in nature and vary according to the conditions and environment the specific associate investments operate in.
- The Group recorded impairment charges in relation to the investment in Ambank of \$595m and PT Panin of \$220m further increasing our audit effort in this key audit area.
- We involved valuation specialists to supplement our senior team members in assessing this key audit matter.

How the matter was addressed in our audit

Working with our valuation specialists, our procedures included:

- We considered the appropriateness of the value in use valuation method applied by the Group to perform their annual test for impairment against the requirements of the accounting standards;
- We assessed the integrity of the models used, including the accuracy of the underlying calculation formulas;
- We assessed the Group's key assumptions used in the discounted cash flow model, such as, discount rates, growth rates, forecast earnings and terminal growth rate by comparing to external observable metrics, historical experience, our knowledge of the markets and current market practice;
- We independently developed a discount rate estimate or range considered comparable using publicly available market data for comparable entities, adjusted for factors specific to the Asian associates and the market and industry they operate in;
- We compared the forecast cash flows contained in the models to recent broker consensus reports, reflecting the COVID-19 impacts;
- We considered and challenged the Group's assessment of the impact of COVID-19 on cash flows and assumptions as well as its assessment of the likely recovery period;
- We considered the sensitivity of the models by varying key assumptions, such as, forecast growth rates, terminal growth rates and discount rates, within a reasonable possible range and included specific analysis of reasonable possible impacts of COVID-19;
- We recalculated the impairment charge against the recorded amount disclosed; and
- We assessed the disclosures in the financial report using our understanding obtained from our testing and against the of the accounting standards.

PROVISIONS FOR CUSTOMER REMEDIATION (\$1,109m)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 21 and 33 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The Group has assessed the need to recognise provisions in relation to certain customer remediation activities arising from both internal and external investigations and reviews.

The provision for customer remediation activities is a Key Audit Matter due to the number of investigations, the quantum of amounts involved, and the judgements required by us in assessing the Group's determination of:

- The existence of a present legal or constructive obligation arising from a past event using the conditions of the event against the criteria in the accounting standards;
- The number of investigations and the quantum of amounts being paid arising from the present obligation;
- Reliable estimates of the amounts which may be paid arising from investigations, including estimates of related costs; and
- The potential for legal proceedings, further investigations, and reviews from its regulators leading to a wider range of estimation outcomes for us to consider.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for customer remediation provisions included:

- Obtaining an understanding of the Group's processes and controls for identifying and assessing the potential impact of the investigations into customer remediation activities;
- Enquiring with the Group regarding ongoing legal, regulatory and other investigation into remediation activities;
- Conducting independent discussions on significant matters with external legal counsel;
- Reading the minutes and other relevant documentation of the Group's Board of Directors, Board Committees, various management committees, and attending the Group's Audit and Risk Committee meetings;
- Inspecting correspondence with relevant regulatory bodies;
- For a sample of individual customer remediation matters, assessing the basis for recognition of a provision and associated costs against the requirements of the accounting standards. We did this by understanding and challenging the provisioning methodologies and underlying assumptions;
- Testing completeness by evaluating where exposures may have arisen based upon our knowledge and experience of broader industry matters, the Group's documentation and the current regulatory environment. We also checked the features of these exposures against the criteria defining a provision or a contingency in the accounting standards;
- Assessing the appropriateness of the Group's conclusions against the requirements of Australian Accounting Standards where estimates were unable to be reliably made for a provision to be recognised; and
- Evaluating the related disclosures using our understanding obtained from our testing and against the requirements of Australian Accounting Standards.

IT SYSTEMS AND CONTROLS

The Key Audit Matter

As a major Australian bank, the Group's businesses utilise many complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. Controls over access and changes to IT systems are critical to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Group's financial position and performance.

The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of transactions, is a key audit matter as our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of the Group's IT controls. We work with our KPMG IT specialists as a core part of our audit team.

How the matter was addressed in our audit

We tested the technology control environment for key IT applications (systems) used in processing significant transactions and recording balances in the general ledger. We also tested automated controls embedded within these systems which link the technology-enabled business processes. Our further audit procedures included:

- Assessing the governance and higher-level controls across the IT Environment, including those regarding Group policy design, review and awareness, and IT Risk Management practices;
- Design and operating effectiveness testing of controls across the User Access Management Lifecycle, including how users are on-boarded, reviewed, and removed on a timely basis from critical IT applications and supporting infrastructure. We also examined how privileged roles and functions are managed across each IT Application and the supporting infrastructure;
- Design and operating effectiveness testing of controls to enable Change Management including how changes are initiated, documented, approved, tested and authorised prior to migration into the production environment of critical IT Applications. We assessed the appropriateness of users with access to release changes to IT application production environments across the Group;
- Design and operating effectiveness testing of controls used by the Group's technology teams to schedule system jobs and monitor system integrity;
- Design and operating effectiveness testing of controls related to significant IT application programs delivered per the ANZ Delivery Framework;
- Design and operating effectiveness testing of automated business process controls including those relating to enforcing segregation of duties to avoid conflicts from inappropriate role combinations within IT applications. We tested:
 - Configurations in place to perform calculations, mappings and flagging of financial transactions, and automated reconciliation controls (both between systems and intra-system); and
 - Data integrity of critical system reporting used by us in our audit to select samples and analyse data used by management to generate financial reporting.

OTHER INFORMATION

Other Information is both financial and non-financial information in Australia and New Zealand Banking Group Limited's annual reporting which is provided in addition to the Financial Report and the Auditor's Report. The Directors are responsible for the Other Information.

Our opinion on the Financial Report does not cover the Other Information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon, with the exception of the Remuneration Report and our related assurance opinion.

In connection with our audit of the Financial Report, our responsibility is to read the Other Information. In doing so, we consider whether the Other Information is materially inconsistent with the Financial Report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

We are required to report if we conclude that there is a material misstatement of this Other Information, and based on the work we have performed on the Other Information that we obtained prior to the date of this Auditor's Report, we have nothing to report.

RESPONSIBILITIES OF DIRECTORS FOR THE FINANCIAL REPORT

The Directors are responsible for:

- preparing a Financial Report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the Corporations Act 2001
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error
- assessing the Group's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Group or to cease operations or have no realistic alternative but to do so.

AUDITOR'S RESPONSIBILITIES FOR THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards* will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: https://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar1_2020.pdf. This description forms part of our Auditor's Report.

REPORT ON THE REMUNERATION REPORT

In our opinion, the Remuneration Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2020, complies with *Section 300A* of the *Corporations Act 2001*.

DIRECTORS' RESPONSIBILITIES

The Directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with *Section 300A* of the *Corporations Act 2001*.

OUR RESPONSIBILITIES

We have audited the Remuneration Report included in the Directors' report for the year ended 30 September 2020.

Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards*.

/s/KPMG

/s/Alison Kitchen

Partner

Melbourne

4 November 2020

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書
(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位

＜財務書類監査＞

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「銀行」という。）の財務書類について監査を行った。

私たちは、添付の銀行の財務書類が、2001年会社法第7.8項に基づき、以下のとおりであるものと認める。

- ・銀行の2020年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。

これらの財務書類は、以下より構成されている。

- ・2020年9月30日現在の財政状態計算書、
- ・同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書、
- ・重要な会計方針の要約を含む注記1から30、ならびに
- ・取締役の宣言

監査意見の基礎

私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関連する2001年会社法 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（独立性に関する基準を含む）（以下、「規範」という。）」における職業倫理に関する規範に従って、銀行から独立しており、また、当該規定に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項は以下のとおりである。

- ・ 予想信用損失引当金
- ・ 公正価値で保有する金融商品の主観的かつ複雑な評価
- ・ 顧客救済引当金
- ・ ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、私たちの財務書類全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

予想信用損失引当金（4,951百万ドル）

予想信用損失引当金に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については、本財務書類注記12に記載されている。

監査上の主要な事項

予想信用損失引当金は、財務書類における貸付金および前渡金残高の重要性および予想信用損失引当金（以下、「ECL」という。）の測定に用いられる銀行のECLモデル特有の複雑性により、監査上の主要な事項とされている。これらのモデルは、データならびに複数の経済シナリオの影響を含む数多くの見積りおよびその他の仮定（信用リスクの著しい増大（以下、「SICR」という。）と定義されるもの等）に依拠する。

AASB第9号「金融商品」は、銀行に、経済状況のレンジを反映した将来予測に基づいてECLを測定するよう要求しており、このうち、GDP予測や失業水準等は主要な仮定とみなされている。既知のECLモデルの限界またはローン・ポートフォリオの最新傾向に対応するために、銀行によって、モデルによるECLの算定後調整が行われる。私たちは、使用された経済シナリオおよび銀行がモデルによるECLの算定後に適用した、ECLの算定後調整の判断に対する批判的な検討において重要な判断を行う。

銀行による顧客の信用格付（以下、「CCR」という。）の低下等のSICRを識別するために選定された基準は、これらの基準により将来予測的な12か月の引当金計上、または全期間の引当金計上となるかを決定づけるため、銀行によるECL手法における主要な判断領域となる。

COVID19の世界的流行は、経済見通しに対する仮定がより不確実となり、それによる政府の対応の変化と合わさって、ECLの算定において、銀行に要求される判断および関連する監査上のリスク測定における判断の水準が上昇することを意味している。

さらに、特定の閾値を超える個別に評価されたホールセール貸付金に対する引当金は、銀行によって個別に評価される。私たちは、予想される将来の現金返済額およびその貸付金に対して銀行が保有する担保価値からの予想収入に基づいて、特定の引当金の評価に対する批判的な検討において重要な判断を行う。

当該事項に対する監査上の対応

ECL引当金および開示に関する私たちの監査手続は、当該会計基準の要件に照らした銀行の重要な会計方針の評価を含んでいた。さらに、私たちの手続きには以下が含まれていた。

以下に関する銀行の主要な統制をテストした。

- ・モデルのパフォーマンスの評価を含むECLモデルのガバナンスおよび検証プロセス
- ・将来予測的なマクロ経済の仮定およびシナリオ加重について銀行の内部ガバナンス・プロセスによる批判的な検討を通じた評価および承認
- ・ECL算定プロセスで使用されたデータと総勘定元帳ならびにソース・システム内に記録されている総残高との調整
- ・ホールセール貸付金（大規模顧客へのエクスポージャーは個別に監視される）のカウンターパーティ・リスク格付け　これは、新規貸付枠の承認と銀行の貸付方針との比較、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因に関する銀行のエクスポージャー基準と取引先の信用状況の監視の比較、およびカウンターパーティ・リスク評価における正確性および適時性、ならびにリスク格付けと銀行の貸付方針および規制要件との比較等の要素を網羅した。
- ・個人向け貸付金の貸付延滞や、支払延滞区分別のエクスポージャーを記録し、個別引当金を再計算するITシステムに関する統制　私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の監視に関する統制に焦点を当て、銀行によるポートフォリオの監視状況について評価した。

私たちは、以下の監査上の主要な事項のITシステムおよび統制に詳述されているとおり、ECL引当金の測定において銀行が使用した主要なITアプリケーションに関して、関連する情報処理全般統制（以下、「GITC」という。）をテストした。

統制のテストに加えて、私たちの手続きには以下が含まれていた。

- ・銀行の専門家および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金のサンプル、ならびにその他の貸付金サンプルの信用評価の再実施　ここでは、減損の兆候を示していると銀行が査定した、より大規模なエクスポージャー、または新たに生じたリスク領域（外部市況、特にCOVID 19の影響および気候変動に照らした評価）に焦点を当てている。サンプルとされた各貸付金について、私たちは、顧客の財政状態および、関連がある場合、座礁資産のリスクを考慮して、銀行のCCRおよびセキュリティ・インジケータ（SI）ならびに私たちの貸付金の回収可能性の全般的な評価、担保の評価および引当金に対する影響について批判的に検討した。これに当たって、私たちは、銀行のローン・ファイルに含まれる情報を用いて貸付担当者とともに事例にまつわる事実および状況を議論し、私たち独自の回収可能性に関する評価を実施した。私たちの判断および手続きの実施には、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、回収可能性の評価において銀行が使用するデータおよび仮定と外部から入手した証拠（商品価格、一般に入手可能な監査済財務書類および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。関連がある場合、私たちは、評価および事業計画の承認を裏付けるという観点から将来キャッシュフローの予想時期を評価し、評価における主要な仮定について批判的に検討した。

- ・ECL引当金を計算するために銀行のプロセスを把握し、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らして銀行のECLモデル手法を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーのリスク・コンサルティングの専門家と協力して、私たちが独立して入手した計算ツールを用いて、貸付金のサンプルについてECL引当金を再計算し、これと銀行が計上した金額を比較することによって、銀行のECLモデルによる見積りの正確性を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの経済専門家と協力して、銀行の将来予測的なマクロ経済の仮定および銀行のECLモデルに織り込まれたシナリオを批判的に検討した。私たちは、銀行の予想GDP、失業率、CPIおよび不動産価格指標と関連性のある一般に入手可能なマクロ経済情報を比較した。また、矛盾した指標を識別するためにその他の既知の変数および私たちの他の監査手続きを通じて入手した情報を検討した。
- ・貸付金組成CCRからのCCRの変動を考慮に入れて、貸付金のサンプルのステージング計算を再実施し、銀行のECLモデルにおいて個別勘定レベルで適用される実際のステージングと私たちの予測を比較することによって、銀行のSICR手法の実施を検証した。
- ・勘定残高およびCCR等データ・フィールドのサンプルと関連するソース・システムと照合することによってECLモデルに用いられたデータの正確性を評価した。

私たちは、銀行によるECL引当金残高に対するモデル適用後の調整の構成要素における主要な仮定についても批判的に検討した。これには以下が含まれる。

- ・特に現在のCOVID 19パンデミックおよび政府対応によって経済シナリオに過度なボラティリティが生じる場合も踏まえて、銀行のECLモデルおよび銀行のECLモデル検証プロセスで特定されたデータの不備を検討することによって、その他の追加的引当金に関する要件を評価した。
- ・集中リスクに使用された基礎となるデータおよび景気循環引当金を評価して、その基礎となるポートフォリオの特性と最近の損失実績、現在の市況および銀行のローン・ポートフォリオにおける特定のリスクを比較した。
- ・モデル化されたECLおよび経過期間で評価されない貸付金延滞措置対象の顧客に係るモデル外調整の要件への影響を評価した。私たちはまた、SICR事象が発生しているか否かを判断するために用いる仮定を評価した。
- ・銀行の評価に対してポートフォリオで特定されたリスクの整合性をチェックすることによって、追加的引当金の網羅性を評価した。

公正価値で保有する金融商品の主観的かつ複雑な評価

- －レベル3資産の公正価値（1,045百万ドル）
- －レベル2資産の公正価値（139,134百万ドル）
- －レベル3負債の公正価値（55百万ドル）
- －レベル2負債の公正価値（134,761百万ドル）

公正価値に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記16に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行のレベル2およびレベル3の金融商品の公正価値は、評価技法の適用を通じて、銀行によって決定される。これには、判断の行使および仮定や見積りの使用を伴う場合がある。

公正価値で保有するレベル3およびレベル2の金融商品の評価は、以下の要因により監査上の主要な事項とされる。

- ・見積りの高度な不確実性、および評価手法ならびにモデルで用いられる価格設定の重要なインプットが観察可能なレベル3に分類される金融商品の評価に関連して合理的に起こり得る結果のレンジが潜在的に重要なものとなる可能性
- ・主観性および見積りの不確実性の増大につながる、特定のより複雑なレベル2の金融商品の評価手法およびモデルに関連した複雑性。レベル2の金融商品は、公正価値で計上される銀行の金融資産の56%および公正価値で計上される銀行の金融負債の96%を占めている。

レベル3の金融商品は、公正価値で計上される銀行の金融資産の0.4%および公正価値で計上される銀行の金融負債の0.04%を占めている。この母集団は以下より構成される。

- ・その他包括利益を通じて公正価値で計上される投資有価証券
- ・デリバティブ資産および負債
- ・正味貸付金および前渡金

当該事項に対する監査上の対応

公正価値で保有する金融商品の評価に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・私たちは、観察不能なインプットまたはモデルの複雑性により、評価における重要な判断での虚偽記載発生リスクのより高いポートフォリオを識別するため、公正価値で保有する金融商品の母集団の評価を実施した。
- ・私たちは、特にこれらの金融商品に関する主要な統制の整備状況および運用状況の有効性のテストを行った。これには以下が含まれる。
 - ・独立した価格評価（以下、「IPV」という。）に関する統制。ポートフォリオの完全性およびIPVの対象となる評価インプットを含む。
 - ・当初および定期的なモデルの検証に関する統制。モデルの制限および仮定の評価を含む。

- ・管理機能による日次損益のレビューおよび批判的な検討に関する統制
- ・担保管理プロセスに対する統制。清算機関に対するマージン調整のレビューを含む。
- ・公正価値調整に対する統制。出口価格およびポートフォリオ・レベルの調整を含む。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの評価専門家の支援を受けて、金融商品の選定および公正価値調整の再評価を独立して行った。これには、市場データの提供者または外部ソースからインプットを独自に入手すること、および私たち独自の評価モデルの使用が含まれる。私たちは、私たちの再評価が銀行の評価と著しく異なる場合に銀行に対する批判的な検討を行った。
- ・レベル3の投資有価証券の主観的な評価に関連して、私たちは、私たちの評価専門家と共に以下を実施した。
 - ・市場における比較可能なデータおよび入手可能な代替値を用いて、主要なインプットおよび仮定の妥当性を評価した。
 - ・銀行の評価手法を業界慣行および会計基準における要件と比較した。
- ・私たちは、私たちのテストで理解した内容を用いて、関連する会計基準要件の要件に照らすことにより、主要な判断および仮定を含む銀行の財務書類開示を評価した。

顧客救済に関する引当金（969百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記20および28に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行は、内部および外部調査ならびにレビューにより生じた特定の顧客救済措置に関連する引当金の認識の必要性について評価した。

顧客救済引当金は、以下に関する銀行の決定を評価するに当たり、私たちの判断が要求されることから、監査上の主要な事項と考えられる。

- ・その事象を会計基準で規定されている要件に照らし、過去の事象によって生じた現在の法的債務または推定的債務の存在
- ・調査件数および現在の債務によって生じている支払金額
- ・調査の結果により支払可能性のある金額について信頼性のある見積り（関連費用の見積りを含む）
- ・私たちが検討すべき見積りの幅の拡大につながるような法的手続き、追加調査、および規制当局によるレビューの可能性

当該事項に対する監査上の対応

顧客救済引当金に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・顧客救済措置に関する調査による影響を識別および評価するための銀行のプロセスを把握した。
- ・救済措置に関する継続中の法律、規制事項およびその他の調査について銀行に照会した。

- ・外部の法律顧問と重要案件に関する独立した討議を実施した。
- ・銀行の取締役会、役員会、さまざまな経営委員会の議事録およびその他の関連文書を通読し、銀行の監査およびリスク委員会の会議に出席した。
- ・関連規制当局との通信を調査した。
- ・個別の顧客救済事項のサンプルについて、引当金および関連費用の認識の基礎を会計基準の規定に照らして評価した。私たちは、引当方法および裏付けとなる仮定の把握と検討を行った。
- ・私たちの広範囲にわたる業界事案の知識および経験、銀行の文書ならびに現在の規制環境に基づいて、エクスポージャーが生じる可能性のある事項を評価することによって網羅性をテストした。私たちはまた、これらのエクスポージャーの特性を、引当金または偶発債務を定義する会計基準の規定に照らして確認した。
- ・信頼性の高い見積りが出来ない引当金の認識に関して、銀行による結論の適切性をオーストラリア会計基準要件に照らして評価した。
- ・私たちのテストで理解した内容を用いて、またオーストラリア会計基準の要件に照らして関連する開示を評価した。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

オーストラリアの大手銀行として、銀行の事業は、大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（以下、「IT」という。）システムを活用している。ITシステムへのアクセスおよび変更に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、銀行の財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。

ITシステムおよび統制は、財務記録および取引報告に影響を与えるため、銀行のIT統制の運用状況の有効性に応じて私たちの監査手続きが大きく変更される可能性があることから監査上の主要な事項とされている。私たちは、私たちの監査チームの中核として、ケーピーエムジーのIT専門家と共に作業している。

当該事項に対する監査上の対応

私たちは、重要な取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関するテクノロジー統制環境をテストした。私たちはまた、テクノロジーによって可能になるビジネス・プロセスと連携した、これらのシステムの中に組み込まれている自動化された統制についても検証した。私たちの監査手続には以下が含まれる。

- ・IT環境全般（銀行の方針の整備、レビューおよび認識、ならびにITリスク管理業務に関するものを含む）を通じたガバナンスおよび全般的な統制について評価した。

- ・ユーザ・アクセス・マネジメント・ライフサイクル全般に係る統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションおよびそのサポート基盤におけるユーザーアクセス権の付与、レビューおよび削除が適時にどのように行われるかが含まれる。私たちはまた、各ITアプリケーションおよびそのサポート基盤全般につき、特別な権限および機能がどのように管理されているかについても検討した。
- ・変更管理を可能にするための統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーション変更の開始、文書化、承認、テストおよび認可が本番環境移行前にどのように行われるかが含まれる。私たちは、銀行全体のITアプリケーションの本番環境に変更を加える際のユーザのアクセスの適切性について評価した。
- ・銀行のテクノロジー・チームがシステムのジョブをスケジュールし、システムの完全性を監視するために使用する統制の整備および運用状況の有効性のテスト。
- ・ANZデリバリー・フレームワークを通じて提供される重要なITアプリケーション・プログラムに関連した統制の整備および運用状況の有効性のテスト。
- ・自動化されたビジネス・プロセスの統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ITアプリケーション内の不適切な役割の組み合わせから生じる対立を回避するための職務分掌の強化に関連するものが含まれる。私たちは以下をテストした。
 - ・計算、マッピングおよび金融取引のフラグを立てることを実行するためのコンフィギュレーション、ならびに自動照合統制（システム間とシステム内の両方）
 - ・私たちの監査においてサンプルの選定に使用した重要なレポート・システムおよび経営陣が財務報告の作成に使用した分析データの完全性

その他の記載内容

その他の記載内容とは、財務書類および監査報告書に加えて提供されている、オーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書の財務情報および非財務情報の両方である。その他の記載内容に対する責任は取締役にある。

財務書類に関する私たちの意見は、その他の記載内容を対象としていないため、私たちは、当該その他の記載内容に対して監査意見を表明しないし、またいかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関連して、私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、その過程で、当該その他の記載内容が財務書類または私たちが監査上入手した知識と重要な相違があり、そのため重要な虚偽記載があるかどうかを検討することである。

実施した手続きに基づき、監査報告書の日付よりも前に、当該その他の情報に重要な虚偽記載があるとの結論に至った場合、私たちは当該事実を報告する義務がある。この点に関して、私たちが報告すべきことはない。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。

- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な財務書類を作成すること。
- ・不正または誤謬による重要な虚偽記載がない財務書類を作成し、真実かつ公正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用すること。
- ・継続企業の前提に基づき財務書類を作成すること、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。取締役が清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成し、財務報告の枠組みおよび開示規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示すること。

財務書類の監査に対する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること
- ・監査報告書において監査意見を表明すること

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査及び保証基準審議会のウェブサイト http://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar2_2020.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

ケーピーエムジー（署名）

アリソン・キッチン（署名）

パートナー

オーストラリア、メルボルン市

2020年11月4日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE SHAREHOLDERS OF AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

OPINION

We have audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company).

In our opinion, the accompanying Financial Report of the Company is in accordance with the part 7.8 of the *Corporations Act 2001*, including:

- giving a true and fair view of the Company's financial position as at 30 September 2020 and of its financial performance for the year ended on that date; and
- complying with Australian Accounting Standards and the relevant Corporations Regulations 2001. The Financial Report comprises the:
 - balance sheet as at 30 September 2020;
 - income statement, statement of comprehensive income, statement of changes in equity, and statement of cash flows for the year then ended;
 - notes 1 to 30 including a summary of significant accounting policies; and
 - Directors' Declaration.

BASIS FOR OPINION

We conducted our audit in accordance with *Australian Auditing Standards*. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report* section of our report.

We are independent of the Company in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the *Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants* (including Independence Standards) (the Code) that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

KEY AUDIT MATTERS

The Key Audit Matters we identified are:

- Allowance for expected credit losses;
- Subjective and complex valuation of Financial Instruments held at Fair Value;
- Provisions for customer remediation; and
- IT systems and controls.

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (\$4,951M)

Refer to the critical accounting estimates and judgements disclosures in relation to the allowance for expected credit losses in Note 12 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Allowance for expected credit losses is a key audit matter due to the significance of the loans and advances balance to the financial statements and the inherent complexity of the Company's Expected Credit Loss (ECL) models (ECL models) used to measure ECL allowances. These models are reliant on data and a number of estimates including the impact of multiple economic scenarios and other assumptions such as defining a significant increase in credit risk (SICR).

AASB 9 *Financial Instruments* requires the Company to measure ECLs on a forward-looking basis reflecting a range of economic conditions, of which GDP and unemployment levels are considered key assumptions. Post-model adjustments are made by the Company to address known ECL model limitations or emerging trends in the loan portfolios. We exercise significant judgement in challenging the economic scenarios used and the judgmental post model adjustments the Company applies to the ECL results.

The Company's criteria selected to identify a SICR, such as a decrease in customer credit rating (CCR), are key areas of judgement within the Company's ECL methodology as these criteria determine if a forward-looking 12 month or lifetime allowance is recorded.

The COVID-19 pandemic has meant that assumptions regarding the economic outlook are more uncertain which, combined with varying government responses, increases the level of judgement required by the Company in calculating the ECL, and the associated audit risk.

Additionally, allowances for individually assessed wholesale loans exceeding specific thresholds are individually assessed by the Company. We exercise significant judgment in challenging the assessment of specific allowances based on the expected future cash repayments and estimated proceeds from the value of the collateral held by the Company in respect of the loans.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the allowance for ECL and disclosures included assessing the Company's significant accounting policies against the requirements of the accounting standard. Additionally, our procedures included:

Testing key controls of the Company in relation to:

- the ECL model governance and validation processes which involved assessment of model performance;
- the assessment and approval of the forward-looking macroeconomic assumptions and scenario weightings through challenge applied by the Company's internal governance processes;
- reconciliation of the data used in the ECL calculation process to gross balances recorded within the general ledger as well as source systems;
- counterparty risk grading for wholesale loans (larger customer exposures are monitored individually). This covered elements such as: approval of new lending facilities against the Company's lending policies, monitoring of counterparty credit quality against the Company's exposure criteria for internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and accuracy and timeliness of counterparty risk assessments and risk grading against the requirements of the Company's lending policies and regulatory requirements; and
- IT system controls which record retail loans lending arrears, group exposures into delinquency buckets, and re-calculate individual allowances. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Company's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency monitoring.

We tested relevant General Information Technology Controls (GITCs) in relation to the key IT applications used by the Company in measuring ECL allowances as detailed in the IT Systems and Controls key audit matter below.

In addition to controls testing, our procedures included:

- re-performing credit assessments of a sample of wholesale loans controlled by the Company's specialist workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Company as showing signs of deterioration, or in areas of emerging risk (assessed against external market conditions and in particular considering the impacts of COVID-19 and climate change). For each loan sampled, we challenged the Company's CCR and Security Indicator (SI), taking into account our assessment of the customer's financial position and, where relevant, the risk of stranded assets, and our overall assessment of loan recoverability, the valuation of security, and the impact on the credit allowance. To do this, we used the information on the Company's loan file, discussed the facts and circumstances of the case with the loan officer, and performed our own assessment of recoverability. Exercising our judgment, our procedures included using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment and comparing data and assumptions used by the Company in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as commodity prices, publicly available audited financial statements and comparable external valuations of collateral held. Where relevant we assessed the forecast timing of future cash flows in the context of underlying valuations and approved business plans and challenged key assumptions in the valuations;
- obtaining an understanding of the Company's processes to determine ECL allowances, evaluating the Company's ECL model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards;
- working with KPMG risk consulting specialists, we assessed the accuracy of the Company's ECL model estimates by re-performing, for a sample of loans, the ECL allowance using our independently derived calculation tools and comparing this to the amount recorded by the Company;
- working with KPMG economic specialists, we challenged the Company's forward-looking macroeconomic assumptions and scenarios incorporated in the Company's ECL models. We compared the Company's forecast GDP, unemployment rates, CPI and property price indices to relevant publicly available macroeconomic information, and considered other known variables and information obtained through our other audit procedures to identify contradictory indicators;
- testing the implementation of the Company's SICR methodology by re-performing the staging calculation for a sample of loans taking into consideration movements in the CCR from loan origination CCR and comparing our expectation to actual staging applied on an individual account level in the Company's ECL model; and
- assessing the accuracy of the data used in the ECL models by confirming a sample of data fields such as account balance and CCR to relevant source systems.

We challenged key assumptions in the components of the Company's post-model adjustments to the ECL allowance balance. This included:

- assessing the requirement for additional allowances considering the Company's ECL model and data deficiencies identified by the Company's ECL model validation processes, particularly in light of the extreme volatility in economic scenarios caused by the current COVID-19 pandemic and government responses;
- evaluating underlying data used in concentration risk and economic cycle allowances by comparing underlying loan portfolio characteristics to recent loss experience, current market conditions and specific risks in the Company's loan portfolios;

- assessing the impacts on the modelled ECL and the requirement for out of model adjustments to account for the portion of customers on loan deferral packages that are not aged. We also assessed assumptions used to determine whether a SICR event has occurred; and
- assessing the completeness of additional allowance overlays by checking the consistency of risks we identified in the loan portfolios against the Company's assessment.

SUBJECTIVE AND COMPLEX VALUATION OF FINANCIAL INSTRUMENTS HELD AT FAIR VALUE:

- FAIR VALUE OF LEVEL 3 ASSET POSITIONS \$1,045M
- FAIR VALUE OF LEVEL 2 ASSET POSITIONS \$139,134M
- FAIR VALUE OF LEVEL 3 LIABILITY POSITIONS \$55M
- FAIR VALUE OF LEVEL 2 LIABILITY POSITIONS \$134,761M

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures of fair values in Note 16 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The fair value of the Company's Level 2 and 3 financial instruments is determined by the Company through the application of valuation techniques which often involve the exercise of judgement and the use of assumptions and estimates.

The valuation of Level 3 and Level 2 financial instruments held at fair value is a Key Audit Matter due to:

- the high degree of estimation uncertainty and potentially significant range of reasonable outcomes associated with the valuation of financial instruments classified as Level 3 where significant pricing inputs used in the valuation methodology and models are not observable; and
- the complexity associated with the valuation methodology and models of certain more complex Level 2 financial instruments leading to an increase in subjectivity and estimation uncertainty. Level 2 financial instruments represented 56% of the Company's financial assets carried at fair value and 96% of the Company's financial liabilities carried at fair value.

Level 3 financial instruments represented 0.4% of the Company's financial assets carried at fair value and 0.04% of the Company's financial liabilities carried at fair value. This population is made up of:

- investment securities at fair value through other comprehensive income;
- derivative assets and liabilities; and
- net loans and advances.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures in relation to the valuation of financial instruments held at fair value included:

- we performed an assessment of the population of Financial instruments held at fair value to identify portfolios that have a higher risk of misstatement arising from significant judgements over valuation either due to unobservable inputs or complex models.
- we tested the design and operating effectiveness of key controls relating specifically to these financial instruments, including:
 - controls in relation to Independent Price Verification (IPV), including completeness of portfolios and valuation inputs subject to IPV;
 - controls in relation to model validation at inception and periodically, including assessment of model limitation and assumptions;

- controls in relation to the review and challenge of daily profit and loss (P&L) by a control function;
- control over the collateral management process, including review of margin reconciliations with clearing houses; and
- controls over fair value adjustments (FVAs), including exit price and portfolio level adjustments.
- with the assistance of KPMG valuation experts, we independently re-valued a selection of financial instruments and FVAs. This involved sourcing independent inputs from markets data providers or external sources and using our own valuation models. We challenged the Company where our revaluations significantly differed from the Company's.
- in relation to the subjective valuation of Level 3 Investment Securities, with our valuation specialists, we:
 - assessed the reasonableness of key inputs and assumptions using comparable data in the market and available alternatives; and
 - compared the Company's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards.
- we assessed the Company's financial statements disclosures, including key judgements and assumptions using our understanding obtained from our testing and against the relevant accounting standard requirements.

PROVISIONS FOR CUSTOMER REMEDIATION (\$969M)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 20 and 28 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The Company has assessed the need to recognise provisions in relation to certain customer remediation activities arising from both internal and external investigations and reviews.

The provision for customer remediation activities is a key audit matter due to the judgements required by us in assessing the Company's determination of:

- the existence of a present legal or constructive obligation arising from a past event using the conditions of the event against the criteria in the accounting standards;
- the number of investigations and the quantum of amounts being paid arising from the present obligation;
- reliable estimates of the amounts which may be paid arising from investigations, including estimates of related costs; and
- the potential for legal proceedings, further investigations, and reviews from its regulators leading to a wider range of estimation outcomes for us to consider.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for customer remediation provisions included:

- obtaining an understanding of the Company's processes and controls for identifying and assessing the potential impact of the investigations into customer remediation activities;
- enquiring with the Company regarding ongoing legal, regulatory and other investigation into remediation activities;
- conducting independent discussions on significant matters with external legal counsel;

- reading the minutes and other relevant documentation of the Company's Board of Directors, Board Committees, various management committees, and attending the Company's Audit and Risk Committee meetings;
- inspecting correspondence with relevant regulatory bodies;
- for a sample of individual customer remediation matters, assessing the basis for recognition of a provision and associated costs against the requirements of the accounting standards. We did this by understanding and challenging the provisioning methodologies and underlying assumptions;
- testing completeness by evaluating where exposures may have arisen based upon our knowledge and experience of broader industry matters, the Company's documentation and the current regulatory environment. We also checked the features of these exposures against the criteria defining a provision or a contingency in the accounting standards;
- assessing the appropriateness of the Company's conclusions against the requirements of *Australian Accounting Standards* where estimates were unable to be reliably made for a provision to be recognised; and
- evaluating the related disclosures using our understanding obtained from our testing and against the requirements of *Australian Accounting Standards*.

IT SYSTEMS AND CONTROLS

The Key Audit Matter

As a major Australian bank, the Company's businesses utilise many complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. Controls over access and changes to IT systems are critical to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Company's financial position and performance.

The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of transactions, is a key audit matter as our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of the Company's IT controls. We work with our KPMG IT specialists as a core part of our audit team.

How the matter was addressed in our audit

We tested the technology control environment for key IT applications (systems) used in processing significant transactions and recording balances in the general ledger. We also tested automated controls embedded within these systems which link the technology-enabled business processes. Our further audit procedures included:

- assessing the governance and higher-level controls across the IT Environment, including those regarding Company policy design, review and awareness, and IT Risk Management practices;
- design and operating effectiveness testing of controls across the User Access Management Lifecycle, including how users are on-boarded, reviewed, and removed on a timely basis from critical IT applications and supporting infrastructure. We also examined how privileged roles and functions are managed across each IT Application and the supporting infrastructure;
- design and operating effectiveness testing of controls to enable Change Management including how changes are initiated, documented, approved, tested and authorised prior to migration into the production environment of critical IT Applications. We assessed the appropriateness of users with access to release changes to IT application production environments across the Company;
- design and operating effectiveness testing of controls used by the Company's technology teams to schedule system jobs and monitor system integrity;

- design and operating effectiveness testing of controls related to significant IT application programs delivered per the ANZ Delivery Framework;
- design and operating effectiveness testing of automated business process controls including those relating to enforcing segregation of duties to avoid conflicts from inappropriate role combinations within IT applications. We tested:
 - configurations in place to perform calculations, mappings and flagging of financial transactions, and automated reconciliation controls (both between systems and intra-system); and
 - data integrity of critical system reporting used by us in our audit to select samples and analyse data used by management to generate financial reporting.

OTHER INFORMATION

Other Information is both financial and non-financial information in Australia and New Zealand Banking Group Limited's annual reporting which is provided in addition to the Financial Report and the Auditor's Report. The Directors are responsible for the Other Information.

Our opinion on the Financial Report does not cover the Other Information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Financial Report, our responsibility is to read the Other Information. In doing so, we consider whether the Other Information is materially inconsistent with the Financial Report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

We are required to report if we conclude that there is a material misstatement of this Other Information, and based on the work we have performed on the Other Information that we obtained prior to the date of this Auditor's Report, we have nothing to report.

RESPONSIBILITIES OF DIRECTORS FOR THE FINANCIAL REPORT

The Directors are responsible for:

- preparing a Financial Report that gives a true and fair view in accordance with *Australian Accounting Standards* and the *Corporations Act 2001*
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error
- assessing the Company's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations or have no realistic alternative but to do so.

AUDITOR'S RESPONSIBILITIES FOR THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards* will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: https://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar2_2020.pdf . This description forms part of our Auditor's Report.

/s/KPMG

/s/Alison Kitchen

Partner

Melbourne

4 November 2020

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。